

平成19年第1回志布志市議会定例会

目 次

第1号（3月1日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 議案第1号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	18
11. 日程第5 議案第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）	39
12. 日程第6 議案第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）	43
13. 日程第7 議案第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	45
14. 日程第8 議案第5号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	47
15. 日程第9 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	48
16. 日程第10 発議第1号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ て	49
17. 日程第11 発議第2号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ いて	50
18. 日程第12 施政方針	51
19. 延 会	74
第2号（3月2日）	
1. 議事日程	75
2. 出席議員氏名	77
3. 欠席議員氏名	77
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	77
5. 議会事務局職員出席者	77
6. 開 議	78
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	78

8.	日程第2	議案第6号	志布志市副市長の定数を定める条例の制定について……………	78
9.	日程第3	議案第7号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	80
10.	日程第4	議案第8号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	81
11.	日程第5	議案第9号	志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について…	82
12.	日程第6	議案第10号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について……………	83
13.	日程第7	議案第11号	志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について…	84
14.	日程第8	議案第12号	地域振興局及び支庁設置条例の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について……………	85
15.	日程第9	議案第13号	志布志市シルバーワークプラザ条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	86
16.	日程第10	議案第14号	志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の 制定について……………	87
17.	日程第11	議案第15号	志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について…	89
18.	日程第12	議案第16号	志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	90
19.	日程第13	議案第17号	志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について…	91
20.	日程第14	議案第18号	志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条 例の制定について……………	92
21.	日程第15	議案第19号	志布志市環境基本条例の制定について……………	93
22.	日程第16	議案第20号	志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	97
23.	日程第17	議案第21号	志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	98
24.	日程第18	議案第22号	志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	99
25.	日程第19	議案第23号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	101
26.	日程第20	議案第24号	志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	102
27.	日程第21	議案第25号	志布志市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する 条例の制定について……………	106
28.	日程第22	議案第26号	志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について…	107

29. 日程第23	議案第27号	志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定 について……………	108
30. 日程第24	議案第28号	志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定につ いて……………	108
31. 日程第25	議案第29号	志布志市基本構想の策定について……………	110
32. 日程第26	議案第30号	財産の無償貸付けに係る土地の数量の変更について……………	112
33. 日程第27	議案第31号	曾於北部衛生処理組合規約の変更について……………	113
34. 日程第28	議案第32号	曾於南部厚生事務組合規約の一部を変更する規約について……	113
35. 日程第29	議案第33号	曾於地区介護保険組合規約の一部を変更する規約について……	113
36. 日程第30	議案第34号	曾於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を変更する規 約について……………	113
37. 日程第31	議案第35号	平成19年度志布志市一般会計予算……………	114
38. 日程第32	議案第36号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	134
39. 日程第33	議案第37号	平成19年度志布志市老人保健特別会計予算……………	135
40. 日程第34	議案第38号	平成19年度志布志市介護保険特別会計予算……………	135
41. 日程第35	議案第39号	平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	135
42. 日程第36	議案第40号	平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	136
43. 日程第37	議案第41号	平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算……………	136
44. 日程第38	議案第42号	平成19年度志布志市水道事業会計予算……………	137
45. 散 会			138

第3号（3月9日）

1. 議事日程……………	139
2. 出席議員氏名……………	140
3. 欠席議員氏名……………	140
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	140
5. 議会事務局職員出席者……………	140
6. 開 議……………	141
7. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	141
8. 日程第2 一般質問……………	141
鬼塚 弘文……………	141
本田 孝志……………	158
西江園 明……………	165
上村 環……………	173
岩根 賢二……………	188

9. 延 会	200
--------	-----

第4号（3月12日）

1. 議事日程	201
2. 出席議員氏名	202
3. 欠席議員氏名	202
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	202
5. 議会事務局職員出席者	202
6. 開 議	203
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	203
8. 日程第2 一般質問	203
坂元 修一郎	203
藤後 昇一	221
立山 静幸	235
小野 広嗣	246
9. 延 会	267

第5号（3月14日）

1. 議事日程	268
2. 出席議員氏名	269
3. 欠席議員氏名	269
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	269
5. 議会事務局職員出席者	269
6. 開 議	270
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	270
8. 日程第2 一般質問	270
木藤 茂弘	270
長岡 耕二	281
金子 光博	294
小園 義行	300
9. 延 会	326

第6号（3月15日）

1. 議事日程	327
2. 出席議員氏名	328

3. 欠席議員氏名	328
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	328
5. 議会事務局職員出席者	328
6. 開 議	329
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	329
8. 日程第2 一般質問	329
下平 晴行	329
上野 直広	340
9. 日程第3 報告	349
10. 散 会	350

第7号（3月28日）

1. 議事日程	351
2. 出席議員氏名	353
3. 欠席議員氏名	353
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	353
5. 議会事務局職員出席者	353
6. 開 議	354
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	354
8. 日程第2 議案第9号 志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	354
9. 日程第3 議案第7号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	355
10. 日程第4 議案第14号 志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の 制定について	356
11. 日程第5 議案第16号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	359
12. 日程第6 議案第17号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について	360
13. 日程第7 議案第18号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条 例の制定について	361
14. 日程第8 議案第19号 志布志市環境基本条例の制定について	363
15. 日程第9 議案第21号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	364
16. 日程第10 議案第22号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	365
17. 日程第11 議案第24号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定につ	

		いて……………	366
18.	日程第12	議案第27号 志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定 について……………	374
19.	日程第13	議案第29号 志布志市基本構想の策定について……………	375
20.	日程第14	議案第35号 平成19年度志布志市一般会計予算……………	377
21.	日程第15	議案第36号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	395
22.	日程第16	議案第37号 平成19年度志布志市老人保健特別会計予算……………	397
23.	日程第17	議案第38号 平成19年度志布志市介護保険特別会計予算……………	398
24.	日程第18	議案第39号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	399
25.	日程第19	議案第40号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	400
26.	日程第20	議案第41号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算……………	401
27.	日程第21	議案第42号 平成19年度志布志市水道事業会計予算……………	403
28.	日程第22	陳情第1号 浄化槽市町村整備推進事業の早期実施について……………	404
29.	日程第23	議案第43号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管 理者の所在地及び名称の変更について……………	405
30.	日程第24	議案第44号 損害賠償の額を定め、和解することについて……………	406
31.	日程第25	議案第45号 損害賠償の額を定め、和解することについて……………	409
32.	日程第26	議案第46号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第8号）……………	410
33.	日程第27	発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	410
34.	日程第28	閉会中の継続審査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）…	411
35.	日程第29	閉会中の継続調査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・ 産業建設常任委員長・議会運営委員長）……………	411
36.	閉会……………		412

平成19年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
3月 1日	木	本 会 議	開 会 会期の決定 施政方針 議案上程
2日	金	本 会 議	議案上程
3日	土		
4日	日		
5日	月	委 員 会	
6日	火	休 会	
7日	水	休 会	
8日	木	休 会	
9日	金	本 会 議	一般質問
10日	土		
11日	日		
12日	月	本 会 議	一般質問
13日	火	休 会	
14日	水	本 会 議	一般質問
15日	木	本 会 議	一般質問
16日	金	委 員 会	
17日	土		
18日	日		
19日	月	委 員 会	
20日	火	委 員 会	
21日	水		
22日	木	休 会	
23日	金	休 会	
24日	土		
25日	日		
26日	月	休 会	
27日	火	休 会	
28日	水	本 会 議	追加議案上程 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第2号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第3号	平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第5号	平成18年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第6号	志布志市副市長の定数を定める条例の制定について
議案第7号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第10号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第11号	志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	地域振興局及び支庁設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第13号	志布志市シルバーワークプラザ条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
議案第15号	志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市環境基本条例の制定について
議案第20号	志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	志布志市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号	志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定について
議案第29号	志布志市基本構想の策定について
議案第30号	財産の無償貸付に係る土地の数量の変更について
議案第31号	曾於北部衛生処理組合規約の変更について
議案第32号	曾於南部厚生事務組合規約の一部を変更する規約について
議案第33号	曾於地区介護保険組合規約の一部を変更する規約について
議案第34号	曾於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を変更する規約について
議案第35号	平成19年度志布志市一般会計予算
議案第36号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算

- 議案第37号 平成19年度志布志市老人保健特別会計予算
議案第38号 平成19年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第39号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第40号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第41号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第42号 平成19年度志布志市水道事業会計予算
議案第43号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の所在地及び名称の変更について
議案第44号 損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第45号 損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第46号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
陳情第1号 浄化槽市町村整備推進事業の早期実施について
発議第1号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
発議第2号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 鬼塚弘文	1 さんふらわあの志布志航路存続について	(1) 県(知事)のトップセールスは、どのような成果が見られたのか。 (2) 市・関係団体の対応策は、何を示したのか。 (3) 環境(アクセス道路・緑地帯)についての県との協議はどうなっているか。	市長
	2 市の基本構想について	(1) 人口の推移と雇用の提供について、どのように考えているのか。 (2) 港湾・漁村と商工・観光の共生策についての政策について問う。	市長
	3 行政の窓口について	(1) 市民の声として、港湾、水産、商工・観光、林産の行政窓口は志布志支所に設置すべきとの声が高いが、その考えはないのか。	市長
	4 市街地と農村地域との格差はないか。	(1) 道路、住宅政策、教育、情報等において格差があるのではないか。	市長
2 本田孝志	1 財団法人志布志観光開発公社について(ボルベリアダグリ)	(1) 合併後、18年度志布志市は、補助金を600万円支払いしているが、旧志布志町の時は、いくら支払いしたか。	市長
	2 (株)やっちくふるさと村について(道の駅)	(1) 平成9年度より旧松山町、志布志市は、管理委託料45,706千円を支出しているが、今後の取組は。	市長
	3 (株)志布志まちづくり公社について(アピア)	(1) 今後の見通しについて	市長
	4 志布志商店街について	(1) 活性化について	市長
3 西江園明	1 本庁を志布志町の中心街へ	(1) 本庁機能を旧志布志町地区に移設する考えはないか。	市長
	2 志布志市の知られていない財産について	(1) 志布志市にある技術的に優れた企業や個人を、広く市民に紹介する機会は作れないか。	市長
	3 自衛艦の誘致活動について	(1) 現状はどうしているか。 (2) 誘致活動する考えはあるか。 (3) 自衛艦が来航したときの対応はどうしているか。	市長
4 上村 環	1 都城・志布志道路の整備状況について	(1) 都城・志布志道路の整備状況と地域振興策について (2) 松山地区における住宅政策について	市長
	2 山間部集落の過疎・高齢化対策について	(1) 集落の実態と振興策について (2) 特例債による基金の造成、活用について	市長
	3 行政改革について	(1) 組織・機構の見直しと支所機能の充実について (2) 臨時職員の雇用状況と今後の処遇について	市長

4	上村 環	4 大規模土地改良事業への取組について	(1) 昨年の豪雨災害の発生状況について (2) 大規模土地改良事業による農村振興について	市 長
5	岩根賢二	1 自治会組織の再編策について	(1) 高齢化や過疎化により自治会組織が崩壊の危機にある所もあるが、自治会組織の再編をどのように進めていく考えか。	市 長
		2 談合防止策について	(1) 福島、和歌山、宮崎の3県で談合事件が発覚したのを契機に、全国知事会は、指名競争入札の早期廃止を盛り込んだ談合防止策の指針を決定した。本市においては、どのような談合防止策を考えているか。	市 長
		3 教育再生会議の第1次報告に対する市教育委員会としての受け止めについて	教育再生会議が、第1次報告で「教育委員会のあり方そのものを抜本的に問い直す」との具体的な改革を提言した。このことについて、委員会で協議されたと思うが、 (1) 市教育委員会としてどう受け止め、当面どう対応するのか。 (2) 「教育委員一人一人の活動状況の公表等、情報公開を徹底し、住民や議会による検証を受ける」とある。また「教育委員会の活動状況を、原則として毎年議会に報告」とあるが、実施する考えがあるか。 (3) 「人口5万人以下の市町村には、原則として教育委員会の共同設置を求める」とあるが、市教育委員会としてどう受け止めているか。	教育委員長
		4 大崎町との合併問題について	(1) 昨年11月に行われた「大崎町の市町村合併に関する住民アンケート」では、志布志市との合併を希望する回答者数が全体の52%を占めた。また、大崎町議会は、12月に「志布志市との合併を推進する決議」をしたとの報道があった。 これらの状況を受けて、市長は、どのような感想を持たれたか。 また、大崎町から合併の申入れがあった場合、どのように対処する考えか。	市 長
6	坂元修一郎	1 イベントについて	(1) 各地のイベントの存続と支援について	市 長
		2 地域の活性化について	(1) 地域活性化を目的とした市の事業展開と地域おこし、NPO、ボランティア団体等の民意組織の把握について (2) 官民一体となったまちづくりと拠点作りについて	市 長
		3 近代化遺産について	(1) 近代に造られ、文化財に指定されていない近代化遺産の把握と今後の維持について (2) 旧松山駅前の石倉等、危機迫る近代化遺産の存続について	市 長 教育委員長
		4 農業支援策について	(1) 農業農村家業再生支援とはどのような取組か。 (2) 後継者育成支援と団塊世代のふるさと回帰による定年帰農支援について	市 長

7 藤後昇一	1 県議選違反事件と踏み字損害訴訟の裁判について	<p>(1) 平成15年の県議選を巡る公選法違反事件は、「志布志事件」として、裁判結果が全国的にマスコミや国会、県議会等で大きな注目を集めた。1月18日には「踏み字」事件が、2月23日には「買収」事件の判決が、いずれも犯罪者とされた志布志市住民の実質的な完全勝利となった。</p> <p>そこで、志布志市民の代表である市長の「志布志事件」とその裁判結果に対する所見を問う。</p> <p>(2) 「志布志事件」に対する当時の県警、志布志署の捜査・取調べがいかに関心を無視した違法、異常なものであったか明白になりつつあるが、犯罪者とされた志布志市民や、大量の捜査員が長期間にわたり動員された旧志布志町、中でも四浦校区住民は、日常生活を攪乱され、その精神的、経済的被害は甚大なものと聞く。</p> <p>そこで、市長は、「志布志事件」の影響調査とそれに基づくサポート施策を実施する考えはないかを問う。</p> <p>(3) 「志布志事件」の再発を防ぐために、取調べの録音・録画による可視化の実現が急務であり、本議会においても可視化を求める陳情書が継続審査中であるが、可視化の問題に対する市長の見解を問う。</p>	市長
	2 本市の財政施策運営について	<p>(1) 昨年の6月20日、北海道夕張市が財政再建団体の指定を申請し、事実上自治体破綻した。全国の自治体を震撼させた夕張ショックの直接的で最大の要因は、不適切な財務処理による赤字隠蔽と第3セクターによる観光事業への歯止めなき投資と借入れであった。</p> <p>そこで、本市の「ボルベリアダグリ」等の公営企業や「やっちくふるさと村」等の第3セクター企業の財務状況と今後の運営方針について問う。</p> <p>(2) 自治体が最悪の財政破綻に陥らないためには、主権者である市民が財政の現状を誤りなく掌握できる財務情報の開示と、議会の正常なチェック機能の行使が不可欠である。それを実現する方策として、以前より提案されている発生主義、複式簿記の導入による「バランスシート」や「行政コスト計算書」の財務書類の作成をさらに進めて、公営企業、第3セクターとの連結会計による債務情報等の開示や将来にわたる財務運営のシミュレーション等を研究、作成する考えはないか、市長の見解を問う。</p>	市長
8 立山静幸	1 地域活性化住宅建設の促進について	<p>(1) 山重地域に活性化住宅（P.F.I）の実施を</p>	市長

8 立山静幸	2 高齢者福祉の充実について	(1) 認知症の現状について (2) 認知症の増加に対する今後の取組について	市長
	3 体験・交流型観光の推進について	(1) 有明町川西地区に体験・交流型観光の体制整備を (2) モデル民宿の取組について	市長
	4 学校教育と文化振興について	(1) 学校教育に市内の施設利用を (2) 合併3周年か5周年記念事業として、のど自慢等の実施の取組について	教育委員長 市長
	5 施政方針について	(1) 市長のマニフェストの実施について (2) 市長・職員が一丸となって「市民の幸せ」のため全力を尽くす意気込みについて	市長
9 小野広嗣	1 子育て支援の充実について	(1) 妊娠・出産にかかわる支援の拡大について問う。 ① 不妊治療の助成について ② 妊婦検診の無料券の拡充について ③ 出産一時金の増額について	市長
	2 生活保護について	(1) 生活保護受給者の適正化と自立支援対策の取組について問う。	市長
	3 防犯対策について	(1) ヤミ金融や架空請求、悪徳商法等による住民の被害状況と被害の未然防止対策について問う。	市長
	4 教育行政について	(1) 子供の読書活動を推進するための学校図書館の図書整備の充実について問う。	教育委員長
10 木藤茂弘	1 道路行政について	(1) 東九州自動車道大隅～鹿屋串良間の工事着手に伴う、市の事務組織の充実と協力体制を取る職員の配置について (2) 地域高規格道路松山～有明間が来年度中の開通見込みであるが、県道飯野・松山・都城線は市に移管されるのか。その対応は。	市長
10 木藤茂弘	1 道路行政について	(3) 県道柿之木・志布志線弓場ヶ尾地区改良工事の促進策について	市長
	2 岳野山の道路管理について	(1) 管理主体は市なのか。干支の石造が建立されている手前、道路の安全管理について	市長
	3 地上デジタルテレビ放送2011年全面移行は大丈夫なのか。	(1) 本市において難視聴地区があるのか。 (2) 市営住宅等の共同アンテナの対応は。 (3) 移行に対して、市としては対策を考えておられるのか。	市長
11 長岡耕二	1 畜産振興について	(1) 志布志市の鳥インフルエンザ対策について (2) 輸入飼料・牧草価格の高騰を受け、対応は考えていないか。	市長

11	長岡耕二	2 教育行政について	(1) 潤ヶ野小学校の体育館が、建て替えでなく改築になった理由を示せ。 (2) 建て替えと改築の予算の違いを示せ。 (3) 建物の耐震度調査の結果と基礎部分の強度は大丈夫か。 (4) 災害時の避難場所の確保は。 (5) 建て替えを望む地域住民の強い声にどう対応するか。	教育委員長 市長
12	金子光博	1 福祉施設について	(1) 火葬場（紫雲園）は28年を経過し施設の老朽化が進んでいるが、今後の考え方は。	市長
		2 県道整備について	(1) 泰野地区、柳橋～弓場ヶ尾間の19年度の見通しは。	市長
13	小園義行	1 本庁移転について	(1) 本庁機能を志布志町に戻す考えはないか。 (2) 合併による人口移動が期待できないときは、人口の多い地域に本庁機能を置くべきと考えるがどうか。 (3) 各支所（本庁を含めて）の窓口対応等の状況を問う。	市長
		2 保育所民間移管について	(1) 公立保育所をすべて民間移管したときに、待機児童が発生する心配はないか。	市長
		3 税の徴収について	(1) 過年度分の税に対しての徴収金は、本税優先の原則は守られているか。 (2) 介護保険「要介護認定者」へ障害者控除が受けられることの周知徹底は十分にされているか。	市長
		4 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金の条例改正の考え方を問う。	市長
		5 学校教育について	(1) 特別支援教育は、今後どう具体化されていくのか。 (2) 給食費の還付についての考え方を問う。	教育委員長
14	下平晴行	1 農業政策について	(1) 農地災害復旧事業補助金の取扱いについて	市長
		2 道路行政について	(1) 県道3号線の進捗状況について	市長
		3 環境政策について	(1) 地球温暖化対策について (2) 粗大ゴミ等の個別収集について (3) 清掃センターの管理について (4) 環境特区（オムツ）の取組について	市長
15	上野直広	1 畜産振興について	(1) 子取り用雌牛の規模別戸数・頭数を問う。 (2) 規模拡大策について問う。 (3) 後継者の支援を急がなければならないと考えるが、市長はどう考えるか。	市長
		2 定住促進について	(1) 団塊世代の状況を問う。 (2) 全国各地での人の誘致策を問う。 (3) 本市は人口減少地域である。人の誘致策の考えはないか。	市長

平成19年第1回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成19年3月1日（木曜日）午前10時17分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議案第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 発議第1号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 発議第2号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 施政方針
- 日程第13 議案第6号 志布志市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第8号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第9号 志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第12号 地域振興局及び支庁設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第13号 志布志市シルバーワークプラザ条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第14号 志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第15号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第16号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第17号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第26 議案第19号 志布志市環境基本条例の制定について
- 日程第27 議案第20号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第21号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第22号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第23号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第24号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第25号 志布志市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第26号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第27号 志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第28号 志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第36 議案第29号 志布志市基本構想の策定について
- 日程第37 議案第30号 財産の無償貸付けに係る土地の数量の変更について
- 日程第38 議案第31号 曾於北部衛生処理組規約の変更について
- 日程第39 議案第32号 曾於南部厚生事務組規約の一部を変更する規約について
- 日程第40 議案第33号 曾於地区介護保険組規約の一部を変更する規約について
- 日程第41 議案第34号 曾於地域公設地方卸売市場管理組規約の一部を変更する規約について
- 日程第42 議案第35号 平成19年度志布志市一般会計予算
- 日程第43 議案第36号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第37号 平成19年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第45 議案第38号 平成19年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第39号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第47 議案第40号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第48 議案第41号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第49 議案第42号 平成19年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

32 番 谷 口 松 生

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稲 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	総 務 課 長 上 村 和 憲
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海	環 境 政 策 課 長 立 山 広 幸
税 務 課 長 嶋 戸 貞 治	福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
保 健 課 長 今 井 善 文	耕 地 課 長 通 山 正 文
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗 一
教 育 総 務 課 長 溝 口 敏 久	市 民 課 国 民 健 康 保 険 係 長 松 永 憲

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時17分 開会 開議

○副議長（福重彰史君） ただいまから、平成19年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により小野広嗣君と長岡耕二君を指名します。

日程第2 会期の決定

○副議長（福重彰史君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月28日までの28日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月28日までの28日間に決定しました。

日程第3 報告

○副議長（福重彰史君） 日程第3、報告を申し上げます。監査委員から監査報告が提出されましたので、配付をいたしました。参考にしていただきたいと思います。

○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第4、議案第1号から、日程第11、発議第2号まで以上8件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から発議第2号まで以上8件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

日程第4 議案第1号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○副議長（福重彰史君） 日程第4、議案第1号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、説明申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第1号、平成18年度志布志市一般会計補正予算(第7号)の補正の主なものにつきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により、5億2,819万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を183億4,540万3,000円とするものでございます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費ですが、年度内に完成が見込めないため、市単独道路維持事業ほか7件、4億8,008万8,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するものでございます。

予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

第3表の債務負担行為補正でございますが、農業振興資金利子補給経費を平成19年度から平成23年度までの期間を定め、157万1,000円以内を限度額として設定いたしております。また、農業近代化資金利子補給経費を平成19年度から平成32年度までの期間を定め、1,069万4,000円以内を限度額として設定いたしております。

予算書の11ページをお開きいただきたいと思います。

第4表の地方債補正ですが、普通建設事業の事業費確定に伴い、総額で1億7,560万円減額し、地方債総額を23億1,000万円に補正するものでございます。内訳といたしましては、辺地対策事業を190万円、過疎対策事業を3,100万円それぞれ増額し、一般公共事業を2,430万円、臨時地方道整備事業、合併特例事業等一般単独事業を3,960万円、災害復旧事業を1億4,460万円それぞれ減額いたしております。

次に、歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。

予算書の14ページをお開きください。

まず、歳入予算では、市税の固定資産税を決算見込額により600万円増額をいたしております。

予算書の15ページをお開きください。

地方譲与税のうち、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税は、決算見込額により、それぞれ1,400万円減額となります。

17ページの特別とん譲与税は、600万円の増額の見込みであります。

予算書の18ページでございます。

地方交付税は、国の補正予算により追加交付されたことに伴い、2,393万7,000円増額しております。

予算書の19ページでございます。

分担金及び負担金は、航空防除の散布面積が減少し、受益者負担額が減額になったこと等により、859万7,000円の減額、負担金では老人福祉施設入所者負担金等440万1,000円の増となり、総額で419万6,000円を減額いたしております。

予算書の21ページをお開きください。

使用料及び手数料は、住宅使用料等総額で1,304万7,000円減額しております。

予算書の23ページでございます。

国庫支出金の国庫負担金は、災害査定による事業費の確定のため、災害復旧費国庫負担金が1億1,030万1,000円減額であります。総額で8,458万1,000円減額いたしております。

予算書の25ページをお開きください。

国庫支出金の国庫補助金は、国の補正予算に伴い合併市町村補助金総額の6割の内示がありましたので、2億1,600万円を計上し、総額で1億5,404万3,000円増額いたしております。

次に、予算書の28ページでございます。

県支出金の県負担金は、総額で1億1,500万円減額いたしております。主なものといたしまして、障害者自立支援法の制度改正により、自立支援給付費支給事業へ移行したこと及び基準単価の引下げ等により、社会福祉費負担金を4,647万7,000円減額いたしております。また、児童福祉費負担金も、児童扶養手当給付費の県負担金から国庫負担金へ組替えにより5,925万2,000円減額いたしております。

予算書の29ページをお開きください。

県支出金の県補助金は、総額で1,690万7,000円減額いたしております。主なものといたしまして、社会福祉費補助金は事業の一部が地域生活支援事業へ移行したこと等により、2,222万1,000円減額いたしております。農業費補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の事業実績により2,893万3,000円減額いたしております。なお、農林水産業施設災害復旧費補助金は、昨年7月発生しました豪雨災害が激甚災害に指定され、補助率の増嵩に伴いまして4,834万7,000円を増額いたしております。

予算書の33ページをお開きください。

財産収入の財産売却収入は、松山地区の定住促進団地売却収入の減額等総額で、1,668万9,000円減額いたしております。

予算書の34ページの寄付金は、蓬の郷からの寄付金230万円を計上いたしております。

予算書の35ページをお開きいただきたいと思っております。

繰入金は、総額で2億3,039万6,000円減額いたしております。主なものといたしまして、財政調整基金を1億4,882万7,000円減額するとともに、特定目的基金も事業実績に伴い、それぞれ減額しておりますが、合併市町村補助金の交付内示がありましたので、それに該当する事業を特定目的基金から合併市町村補助金へ財源を振り替えたことによる減額であります。

予算書の39ページをお開きください。

諸収入の雑入は、総額で3,376万3,000円を減額いたしております。主なものといたしまして、市町村振興協会交付金を757万3,000円計上するとともに、県地域振興公社事業の事業実績に伴い、事業参加者負担金を3,961万5,000円減額いたしております。

40ページの市債につきましては、普通建設事業の事業実績等に伴い、1億7,560万円減額いたしております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

41ページをお開きください。

議会費は、事務事業の実績等により、旅費など360万8,000円減額いたしております。

次に、総務費は、総額で2億5,918万8,000円増額いたしております。主なものといたしましては、予算書の43ページでございますが、今回の補正予算による剰余額を将来にわたり持続的な財政運営を図るため、減債基金に1億1万8,000円、地域づくり推進事業基金に2億2,033万円、積立金を増額いたしております。また、2目の文書広報費で、市の例規データ更新経費等その他業務委託料を340万1,000円増額いたしております。

次に、民生費でございます。51ページでございます。

民生費は、総額で5,800万9,000円減額いたしております。主なものといたしまして、知的障害者福祉費で、知的障害者指定施設支援事業に係る基準単価の引下げ等により、扶助費を4,596万円減額いたしております。

予算書の52ページでございますが、4目の老人福祉費で、地域介護・福祉空間整備等交付金事業の対象施設が1箇所減となったことにより、福祉関連事業補助金を1,571万5,000円減額いたしております。また、国等からの負担金が翌年度精算払いとなるため、老人保健特別会計繰出金を1億900万円増額し、保険給付費の減額等に伴い介護保険特別会計繰出金を1,121万9,000円減額いたしております。

予算書の55ページをお開きください。

児童福祉費で、当初予算計上時と保育所入所児童の年齢構成に相違があったため、児童福祉扶助費を1,092万4,000円減額いたしております。また、平成17年度次世代育成支援対策交付金の交付確定に伴い、その他返還金を274万6,000円計上いたしております。

次に、予算書の61ページをお開きください。

衛生費は、総額で4,673万4,000円を減額いたしております。主なものといたしましては、2目の塵芥処理費でゴミ等の排出量が当初計画より下回ったため、ごみ収集運搬・処理業務委託料等その他業務委託料を1,232万6,000円減額いたしております。

次に、63ページ、農林水産業費でございますが、総額で1億9,047万8,000円減額いたしております。主なものといたしましては、3目の農業振興費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の実績により、施設整備事業補助金等総額で、3,098万8,000円減額いたしております。

予算書の64ページでございます。

5目の茶業振興費で、茶生産拡大推進事業の事業量の減に伴い、施設整備事業補助金を2,100万円減額いたしております。

予算書の65ページをお開きください。

6目の畜産業費で、資源リサイクル畜産環境整備事業等の事業実績等により、補助金を総額で6,794万3,000円減額し、肥育経営安定対策貸付基金へ繰出金として3,000万円増額いたしております。

66ページでございますが、9目の土地改良費で、畑地かんがい事業の実績により県単事業負担金等2,125万2,000円減額いたしております。また、農地保有合理化事業は、農業経営規模拡大促進事業の対象者の増に伴い、振興事業補助金を108万2,000円増額いたしております。

次に、商工費、70ページでございます。

商工費は、総額で339万円増額いたしております。主なものといたしましては、1目の商工総務費で、国民宿舍特別会計繰出金を375万9,000円増額。3目の観光費で、蓬の郷管理組合への指定管理料を380万円増額いたしております。

次に、土木費、72ページでございます。

土木費は、総額で9,849万7,000円減額いたしております。主なものといたしましては、1目の土木総務費で、県道飯野松山都城線ほか6路線の事業費確定に伴う県営事業負担金を579万6,000円減額いたしております。

予算書の73ページをお開きください。

3目の道路新設改良費は、地方改善施設整備事業、地方特定道路整備事業、それから市単独道路改良事業の事業費確定に伴い、4,011万4,000円減額いたしております。

予算書の75ページをお開きください。

2目の砂防費で、県単砂防事業等事業費の確定に伴い、県営事業負担金を1,393万4,000円減額いたしております。

次、消防費、79ページをお開きください。

消防費は総額で3,606万円を減額いたしております。主なものといたしましては、3目の消防施設費が防災行政無線施設整備事業の確定に伴い、工事請負費等を2,315万1,000円減額いたしております。

次、教育費、80ページでございます。

教育費は、総額で1億1,169万1,000円を減額いたしております。主なものといたしましては、2目の事務局費は、当初の見込みより奨学金の活用者が少なかったことに伴う奨学金基金繰出金1,248万4,000円を減額するほか、総額で2,008万8,000円減額いたしております。

予算書の81ページです。

3目の教育指導費は、市マイクロバスの有効利用等に伴いまして、自動車借上料424万9,000円の減額のほか、総額で1,141万7,000円減額いたしております。

予算書の90ページでございます。

6目の文化財保護費は、志布志城跡史跡公有化事業や松山歴史民俗資料館改修事業の実績に伴い、1,687万3,000円減額いたしております。

予算書の94ページをお開きください。

災害復旧費は、総額で2億4,569万3,000円減額いたしております。これは事業費の確定により、農林水産業施設災害復旧費は7,402万9,000円、公共土木施設災害復旧費は1億7,136万3,000円それぞれ減額をいたしております。

以上が補正予算（第7号）の概要でございますけれども、詳細につきましては予算資料等を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） 2、3伺っておきたいと思いますが、去年はかなり災害が多かったわけであり

ますけれども、先ほど説明がありましたように、次年度に明繰ということの説明でありましたけれども、例えば農作物、水田等の今年度の作付けに対して間に合わないような案件は無いのか。そこらあたりの確認をしていらっしゃるのか。それと、住宅使用料の減額がございましたけれども、市民感情の中で、こういう厳しい状況の中、住宅使用料を払っていない方々が沢山いらっしゃるんじゃないか、併せて保育料の関係もあったようではありますが、そこらあたりの内容がもし分かっていたら簡単で結構でございます。どういう対応をしていらっしゃるのか示していただきたいと思います。

以上です。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方で回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） 災害の関係、明繰の関係でございます。先ほど企画部長の方から説明がありましたとおり、今回、明繰をすることになったところでございます。大きな水田の災害につきましては、志布志地区が特に大きかったというふうにとらえています。総体で志布志が105件ほど災害がございまして、45件を今年3月までにやるということで、最終的に60件が明繰の件数でございます。全て水田関係が主でございますが、工期につきましては、当然普通期の関係がございますので、6月の田植までには間に合わせようということで5月末までには全て終わる予定で計画をいたしております。

以上でございます。

○建設部長（井手南海男君） 住宅使用料の関係でございますが、大幅な減額ということになっているわけでございますけれども、この件につきましては、当初、通常収入見込みということで計上しているわけでございますが、いわゆる100%収入という形での歳入を見込んだということによりまして、1,050万円の減額というところになっているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 保育料の未納についてのお尋ねでございますが、今年度2月末現在でございますが、627万3,340円の未納額があるということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 第3表の債務負担行為の補正でございますが、農業近代化資金の利子補給ということで、平成19年から平成32年まで1,069万4,000円という補正が出ているわけですが、内容説明をお願いしたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

農業振興資金の利子補給と農業近代化資金の利子補給の債務負担行為でございます。本年度それぞれ件数にしまして農業振興資金が18件、近代化資金が20件ほどございました。それらを受けて今回、債務負担を起こしたところでございます。それぞれ期間におきましては、振興資金の方が23年まで、近代化が32年ということで債務を起こさせていただいたところでございます。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） まず歳入からですが、志布志健康ふれあいプラザの入浴料ということで、28万9,000円の減額ということで、総体で35万1,000円ということなんですが、これ非常にせつかくある施設の利用がうまくいっていないということで、本来は無料だったものを少し有料ということでこういう結果になっているんですが、そこらへんについての最終補正を受けて、今後の考え方、もっとある施設を

有効に利用してもらおうというそういう考え方がないのかということが1点であります。

そして、29ページの知的障害者への通所授産事業、これ55万円減額になっているんですが、それだけ利用される利用者の方々が、当初の計画より満たなかったというふうに理解をするところですが、県が来年度の予算で、国の障害者自立支援法に伴って、これに対する補助金、こういったものがカットになっているというふうに、そういう新聞報道とかも含めて情報もいただいているんですが、この小規模作業所に対する考え方というのは、志布志市障害福祉計画、志布志市障害者計画、この両方から考えて、国の考え方が一般財源に交付税措置しますよということで、自治体の裁量によってこの地方で頑張っている小規模の作業所に対しての維持、運営、ここの支援というのは大変大事に私はなってくるということではないかと考えますが、この55万円の減額、これに向けて自立支援法との関係、県の補助金の関係、来年度以降どういうふうに市としてお考えなのかお願いをします。現状を含めてですね。

それと42ページ、総務費の中で、時間外勤務手当が270万円ほど増額ということではありますが、志布志市の職員の方々の18年度の総体の時間外勤務手当、これが具体的に幾らになるのかお示しをさせていただきたい。そして併せて、この時間外勤務を非常に多くされている所、職員の皆さん方の健康の問題があるわけですが、現在、病休、そういったお休みになっている職員がどれだけいるのか、ちょっとお示しをさせていただきたい。

80ページの奨学金基金の繰出金、これも非常に利用が少なかったということですが、18年度の実績と、なぜそういうふうにこの厳しい経済状況の中では、本来はもっとこれが増額になるぐらいのものがないといかんわけですけど、当然申込みの関係それぞれなんでしょう。19年度に向けて、現在どういった状況になっているのか、そのことも併せてお願いをします。

それとあと一つは、ふるさとづくり委員会事業で、新しくふるさとづくり委員会を3町に広げてやっていくんだということで、一つの地区が委員会が立ち上がらなかったということになっているわけですが、その地域に対しての今後の当局の考え方はどうということになっていくのか、以上をお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、私の方からお答えをさせていただきます。

最初の質問にありましたプラザの入浴料の減額についてでございますが、近隣の民間の浴場と言いますか、温泉施設等も含めまして充実をしてきているということで、プラザの利用につきましては、自転車で来られる方、あるいは歩いて来られる方、近隣の固定した利用者が多いということで、今年度の当初予算につきましては、若干伸びを見込んでおりましたが、その固定した利用者の高齢とかに伴います利用減等に伴いまして、今回減額をお願いするということになったわけでございますが、ただいま御指摘のとおり、今後のプラザにおけます入浴施設の在り方等、また利用の実態がこのままの形で推移していくとすれば、どういった利用の形態にすべきかということにつきましては、また、今後検討させていただきたいというふうに考えています。減額の状況につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。

それから29ページの県の補助金でございますが、全体的には県の補助金が予算の範囲内ということで、減額になっているということでの今回の減額補正でございますが、小規模作業所につきましては、補助金が今年度から自立支援法の関係で廃止されたということで、当然その分につきましては、今年度単独

で一般財源で補助するというにしているわけでございます。19年度以降につきましても、当然こういった施設というのは、志布志市において必要な施設ということで、先ほど議員が御指摘のとおり今回策定いたします計画の中でも、今後の支援を続けていくということで考えているところでございます。

○教育総務課長（溝口敏久君） 教育委員会の80ページ、奨学金関係を申し上げますと、これにつきましては、新規で借りられた方が30人いらっしゃいました。そして、総体的に減ったというのは、純減でございまして、特別大きな問題があったということではございません。借りられた方が少なくなったということでございます。

以上でございます。

○総務部長（隈元勝昭君） まず、時間外勤務手当の件でございますが、97ページをお開きいただきたいと思えます。97ページの給与費明細書の方なんです、下の方を見ていただきますと、一番下の方でございますが、職員の手当等についてでございますが、時間外勤務手当が中ほどでございます。これは補正前の1億850万円と今回補正前と補正後と揚げておりますが、金額的には変わっておりません。中の方を振り替えたということでございます。それから、その時間外に対する健康問題ということがございますが、これにつきましては、職員の病休等も確かにございます。今、人数は確認をしておりますのでしばらくお待ちいただきたいと思えますが、この健康問題につきましては、19年度から時間外を週1回はしない、できるだけ時間外をしない日にちを設けて、健康管理という面からのそういった対応をしていこうというふうに今、考えているところでございます。病気で休んでいらっしゃる方が4名でございます。それと休職者が3名、計7名でございます。

以上でございます。

○企画部長（持富秀明君） ふるさとづくり委員会の件でございますけれども、予算書の45ページの振興事業補助金の中の115万円がふるさとづくり委員会に関する部分でございます。1箇所、これは有明校区自治会の地区でございますけれども、未設定ということで何回か話合いを持たれたところでございますけれども、期間的にもうそう期間が無いということで、新年度に向けて設立をしようということで、先月も再度設立に向けての話合いを持たれたところでございますけれども、ただいま申し上げました期間的な部分が、もう間もなくすると新年度に入ること等がいろいろ議論を交わされまして、19年度設立に向けて取組をしようという形の中で話合いが終わっているようでございます。そういったことで18年度においては、設立ができなかったということでございます。

○25番（小園義行君） プラザのそういう施設の在り方も、今後検討していくということでありました。なぜ、そういう状況になっているのかと言うと、当初の見込みより大分落ちていることからしますと、検討されていくということですが、入浴料をただにするということがいいのかどうか別として、ある施設が全く利用されないままにあるということでは、有効利用という観点からしても非常にもったいないことだというふうに思います。そういった点、ぜひ検討していただきたいと思えます。

それとこの知的障害者の通所支援事業、これ本当に国はこの法律の枠組みはもう変えないと思うんですね。自立支援法。ここの中で市の独自の考え方を持って障害福祉計画、障害者計画、二つあるわけです。今までは努力義務でしたけれども、きちんとやらなければいけないということになりましたので、

ぜひ、県がやらないのであれば、ここできちんと支援をしていくと、そういった立場をやっぱり明確にやっていただきたいというふうにこれは考えるところです。それについては、そういう方向だということとは分かりました。

あと、この時間外のことですが、これサービス残業というのは憲法違反なわけです。現実には私が見るところ、労働基準法に基づいてきちんとこのことが管理がなされているのか、そのことについては、当然、この本会議場ではそうだというふうにお答えになると思います。ただ今回の最終補正で時間外勤務手当が1億800万円から現実にあるというこの事実を見た時に、本当に大丈夫なのかな。私の知っている職員の人でも本当に土、日、関係なく毎日仕事に来ているんじゃないのというような、そういった職員も現実におられます。その方々が、明確に時間外勤務手当を申請をされると、当然そういったことが起きてくるということで、私は当局の方でそのことはしっかり管理がされているのかと。もし、そういうことがあれば、きちんと是正をしていくと、そういったことになっていかなければいけないというふうに思うんですが、労働基準法に基づいてきちんとなされているというふうにこれ理解をしいのか、再度お聞きをしておきます。この中の組替えだということでありましたが、あくまでも時間外勤務手当として今回補正がそれぞれの所出てきているわけですけど、減額になったり、増額になったり、それぞれの部署で、だからここについては4名の方、そして病休の方おられるわけですし、そこに起因しているかどうかは因果関係とかいろいろあるでしょうが、ぜひですね、職員の健康管理の点からも含めて、今後、毎年職員の数が減っていくという中では、このことに対してはしっかりと対応していかないとはいけないと思うわけですが、そこらへんについての考え方と、併せて今回の時間外勤務手当の増額、今回補正ということで、その総務一般管理費の中に出てきているんですけど、考え方をお願いします。

○総務部長（隈元勝昭君） まず、その時間外に関する職員の健康面ということでございますが、このことにつきましては、先ほども申し上げましたように、19年度からはやはりノー残業デーというのを設けて、極力、健康管理の面には努めていきたいとそのように考えているところであります。また、職員がその時間外をする分につきましては、それぞれの所管する管理職の方で管理をして、時間外命令を出しているところでございます。それから確かに病気休暇等でですね、休職、あるいは入院等をされている方々もいらっしゃるわけでございますが、そういった方々については、いわゆる時間外でうんぬんということではなくて、相対的に個々のそれぞれの病気で休まれる理由がそれぞれ診断書があがってきています。内容等もそれぞれ違います。一概に時間外でそうなるということではないというふうに考えているところでございます。しかし、私どもといたしましては、管理する面ではそういった職員の方々が酷使するような時間外ということはないように努めているつもりであります。今後もそういった形で、各課の課長を含めて職員の時間外勤務については、十分に配慮していきたいというふうに考えております。また、定数削減の折、職員数は減る傾向にあるんですけれども、効率の良い事務執行を目指すということでは、職員研修等も年間に相当重ねております。そういったことも含めまして、これについては十分今後も配慮して取り組んでいきたいとそのように考えているところでございます。

以上です。

○1番（下平晴行君） 災害復旧事業であります。来年度から自己負担金が15%出てくるということ

で、今年できなかった分もその対象になるわけですが、そこへんは公平性がどうなのか。それからもう一つは、事業費が40万円以上になりますと、補助の対象になりまして、これは減免申請しますと自己負担が無くなる。5万円から40万円の人には15%負担が出てくると。このへんの兼ね合いはどうかですね、お伺いしたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

災害の関係でございます。単独の災害の絡みだというふうに理解をいたしますが、当然、今回で市単独については申請があり、すべてを終了するというところでございます。来年は、あくまでもまた来年の災害に対応するという考え方でございます。それから、市単独と公共の考え方であろうかと思いますが、今年につきましては、特に10割補助ということで、特別な災害ということで、市単独でやったわけですが、19年度はあくまでも80%という要綱の中で、市単独を進めていくというふうに考えております。公共災害に対応できない場合については、進めていくというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 今、基本的にはその負担を19年度から取っていくということであるわけですね。ただ一つ、5万円から40万円の事業については、そういう負担がある。一方では負担がないと。そこへんのいわゆるそういう関係者、農業されている方にとっては不公平感が生じるとと思いますが、そのへんはどうなんですか。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

5万円から公共災害が40万円というのが一つの目安でございます。当然、40万円以上にかかるやつについては、公共災害ということで、私どもは災害の認定に向けて作業を進めます。当然、それ以下につきましては、ただいま質疑がありましたように、5万円以上39万円という格好の中では、市単独の災害でやっていくというふうに考えております。公共の場合も現実的には、普通の災害であれば80%ぐらいの補助率でございます。市単独も一応80%で一応やっていくというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） そのことはよく分かっているんですが、ただ、災害というのは、これは自然災害で40万円以上になる、あるいは30万円以下というのは、耕作する人にとっては、なんら関係無いと。自然で災害が起きたわけですから、40万円以上がその減免申請すれば負担はしなくていいと。そこへんが、旧志布志町の場合、そこへんは先ほど部長の方で話がありましたとおり、100%、町が見ていたということであるわけです。そのへんの兼ね合いが、一方では負担して、一方では負担が無いという、そのことが農業者にとっては、公平じゃないんじゃないかなというふうにとられるんじゃないかと気がするわけです。部長が説明する意味はよく分かるんですよ。そういう比較した場合にどうかということですね。

○市長（本田修一君） 私の方からお答えしたいと思います。

このことにつきましては、前年の災害の折にも議論があったところでございまして、その折にも、例えばじゃあ5万円以下の災害はどうなるのというような話もあろうかと思います。そのようなことで災害の被害の程度に応じて公共にするかと、あるいは補助にするか、自己負担にするかというふうな考え方に基づくものというふうにご理解いただきたいと思います。

○1番（下平晴行君） そのことはよく分かっているんですよ。40万円以上はですね、要するに減免申

請すれば自己負担が無くなるということで私は言っているんですよ。その額がどうこうと言っているんじゃないです。そこへんは公平が無いんじゃないかということを行っているわけです。

○市長（本田修一君） 災害が発生した折には本当にどなたもうちひしがれて大変だということで、すべての事業に対しまして、そのような全額公共でやってできれば本当にいいなと思っておりますが、様々な財源の問題とか、それから災害の程度の問題とかいうのがありますので、そのようなことを十分ご理解していただいた形で執行していきたいということでございます。

○8番（藤後昇一君） 1点だけ説明を求めたいと思います。

補正予算説明書の2ページ、防災行政無線施設整備事業というのが予算額よりも4割ちょっと不用になっておりますが、これは数の問題でしょうか、それとも予算執行のやり方が変わったんでしょうか。お聞きします。

○総務課長（上村和憲君） 具体的な内容でございますので、私の方から答えさせていただきます。

この消防施設費の工事請負費の中で、今回、入札執行残ということで先ほど企画部長の方から説明があったところでございますが、これにつきましては、防災行政無線施設整備事業ということで、統合卓の整備、いわゆる本庁と支所間を結ぶ統合卓の整備でございます。これにつきましては、入札執行率が58.9%ということで、非常に低い価格で入札が実施されたということで、その執行残でございます。

以上です。

○20番（吉国敏郎君） 一つだけお願いいたします。

64ページの茶業振興費の中で、不用額は2,100万円出てるんですが、資料は24ページです。予算額は2,400万円あって、執行見込みが300万円ということで、不用額が多いですので、理由はここに書いてありますが、最初の予算をした中での執行見込みがこうなったのか教えていただきたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） 64ページの茶業振興費の負担金の減額の中身の説明というふうにとらえてお答え申し上げます。

施設整備事業補助金2,100万円の減でございます。当初、約16haぐらいの防霜ファンでございますが、見ておったわけでございますが、約2,415万円ほど当初は見ておったわけですが、現実的に実績が315万円ということで2,100万円の減でございます。考え方につきましては、畑かんというのが今後入ってくるということを前提にした場合に、防霜ファンとそれから散布によります凍結関係でどちらで行くのかということをした場合に、畑かんが入る地区については、防霜ファンよりそういった散水による防霜の方が有利であろうということで、そこらあたりについては、そちらの方で進めていただきたいということと、畑かんが入らない地区については、防霜ファンの方で進めていくという考え方の中で、若干整理をさせていただいたということと、そういった中での実績に基づいての減でございます。

○20番（吉国敏郎君） 畑かんはですよ、もう18年度、19年度もう通水になる。大体数字が分かっているんですが、そこに16町そういう申込みがあると、そういう計画をしたというのはちょっとおかしいんじゃないかというのがあるんですが。

○産業振興部長（永田史生君） 総体で3地区それぞれ前年度実績、それらを基づいて、当初予算を計上しておったわけですが、最終的には実績が上がってきた段階でのマイナス、減という補正でございま

す。

○11番（立平利男君） 土地改良費についてお伺いいたしますが、2,258万4,000円の減額補正になっております。曾於東部地区の完工式も行われ、同意徴集も行われておりますが、先月の13日の水利事務所の説明によりますと、今、中岳ダムが試験たん水ということで、18年度で完成検査が実施できなかったということで、報告がございました。その中で、雨量の統計が出てまいりました。確かに、18年度は、17年度に比べて3分の1の雨量ということでございます。しかしながら、15年度においては、40%の雨量ということで、この畑かん事業は、雨量が少ない時期ほど必要な事業だ、そういうふうに考えます。こういう状況の中で、完成検査ができなかったということで、非常に受益者の皆さんも心配しているんじゃないかなと思っております。満水位が354mになるろうかと思っておりますが、こういう状況を踏まえて、関係部署なり、市長なり、この対策等について国営の水利事務所なり、対策について申入れをなされたものか。そしてまた、18年度完成でございましたので、当然、受益者の皆さんは待ち望んでおられたと思っております。この対策等どう対応されたのか、お伺いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） ダムの水位のことでご質問でございます。確かに今回、水利事務所の方から議員の皆さん方にそういった説明がなされたところでございます。しかし、ダムの場合は、いったん満水にすれば、利用については、ある程度利用できるというふうに私どもは考えております。満水になった時点からのいろんな使用の仕方というのは、ある程度は面積内は達成できるんじゃないかというふうには考えております。ただ、今回半年ほど遅れるということについて、住民に対しての対応の仕方ということもございましたが、担当課長の方が見えておりますので、担当課長の方からお答えさせていただきます。

○耕地課長（通山正文君） お答え申し上げます。

ダムにつきましては、9月、10月の雨量が非常に少なかったということでございます。計画の高さより1mの水が溜まりきらなかったということで検査ができなかったわけでございます。その後、9月、10月の雨量が少なかった関係で、反対にはほ場の方へ給水いたしまして、今現在、計画よりも3m下がっている状況でございます。それで4月から完全通水ということで、基幹水利事業を導入する予定でございましたけれども、たん水試験がまだ現在も行われていないということで、9月までには完了するというので、9月以降、基幹水利事業を導入する予定でございます。それと国・県への要望につきましては、いろいろ我々も会議を行いまして、曾於東部土地改良区の理事長、曾於市長になるわけですけれども、曾於市長の方で国土交通省と農林水産省、農政局の方ですけれども、そっちの方に要望していただいて、国土交通省の許可をいただいて、今、ほ場の方に給水をしているところであります。

○11番（立平利男君） それでは確認させていただきますが、18年度の雨量で十分3,000haの受益地に水が供給できる、そういう理解でいいでしょうか。それでまた、受益者の皆さんに遅れますよ、そういう説明等はどのような状況なのかお伺いいたします。

○耕地課長（通山正文君） お答え申し上げます。

4月から完全通水ができないということで、今説明をしたわけでございますけれども、ただ水としては今ダムに入っている部分を4月から給水するというので、受益者の方には今まで通りとそう変わり

はないということで、一応お茶の関係の方にはですね、いろいろ集まっていたかまして、こういうことで水の検査が終わっていないということで、節水の御協力ということで行っているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 先ほど1番議員の質疑の答弁に非常にすっきりしない部分があったなと思います。まず、お聞きしますが、40万円以下の災害というのはどういうものですか。

○産業振興部長（永田史生君） 災害そのものは全く一緒でございます。ただ、金額によって40万円というのを分けている段階でございますので、当然、技術的關係者が行って、これは災害にかけられる公共災害でございますが、かけられる、かけられないを判断をいたして、その中で分けていることでございます。

○24番（宮田慶一郎君） そこで簡単に40万円以上とか以下とか分かりますか。たぶんなかなか分からないと思いますよ。しかしそこは技術者ですから、測量をすれば設計、積算そういったもので分かると思うんですけど、問題は2割負担とかいうこと。私はこの考え方は役人主義じゃないかな、机上の論理じゃないかなと思います。主権者は在民ですから、主権者側から見た考え方でないと、国庫補助に頼ると8割負担だから、国出費が8割負担、2割が市の負担ということでですね、負担は結局、住民に求めると。国に求められないから住民に求めるということはおかしい判断じゃないですか。役人の判断じゃないですか。住民の立場で考えてみたらどうなんでしょうか。

市長どうでしょうか。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

あくまでも公共の事業の該当というのは40万円以上というのが、まず定まっておりますので、当然私も今までの災害については、公共災害に持ち込んで、できるだけ地元負担をないようにということで今までやってきたわけです。かつて、志布志町は先ほどの1番議員の方からもありましたように、志布志町においては、それ以下の単独については、市単独は全部免除でやっている。そして、松山町につきましても、65%の補助でやっていた。有明についてはやっていなかったという格好でございましたので、そこらあたりを合併の中で協議をし、最終的には合併の中でも十分協議ができなかった部分もありましたが、最終的にはそれらをまとめて単独事業として80%の補助でやろうということで、今年始まったところでございます。しかし、公共事業につきましても、今年は激甚という指定がありましたので、全て激甚の場合は、公共事業は自己負担がありませんので免除ということでございました。それと志布志町においては、既に全額市の事業でやっていた部分がありましたので、そこらあたりの均衡性を保つために、今回についてはすべて市の単独も全部免除でということで今回だけやったところでございますが、しかし基本的な考え方は、やはり19年度からは80%で市の分はいきますという考えで要綱を定めているところでございます。当然、公共災害にかかればそういった免除になる。しかし、激甚が指定されなければ2割負担がございまして。当然、市の単独の場合も2割負担が出てくるというような格好で整合性を取りながら事業を進めているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） そのことを聞いているんじゃないですね。姿勢を聞いているんです。主権者はどっちかということ。市民の立場から考えているのか、役所の机上から考えているのか。そのことを

聞いているんです。市の姿勢を聞いているんです。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたとおり、すべての方に、すべての災害について、公共でして差し上げれば、本当に望ましい、理想的な形だというふうに見ます。しかしながら、この災害だけでなく他の事業についても、たぶんそういったものがいろいろ考えられるというふうに思っています。その中で、全体としてみて、この部分については、それぞれ自前でやってくださいと。足りない分につきましては、市の方で援助しましょうと。あるいは、すべての事業について公共で見ましょうよというようなものに分けられるんじゃないかなと思っています。その中での市民に対するお願いだというふうに思っております。

○24番（宮田慶一郎君） 諸々そういったほかの面でもそういうことがあるということでもありますけれども、そういったこともあるからこれもそれで良いんだという考え方は私はおかしいと思います。その他大勢の全部含めてやっぱり市民の立場で考えていくのがこの市政の在り方じゃないでしょうか。だから、19年度はまだ今からですから、そういったこともこれからですね、考えていってもらいたいというふうに思います。くどいようですけども、負担を国に求めるのはいいですが、市民に求める、それはちょっと私はおかしいと思います。ちょっと具体的な話になりますが、市単の場合はですね、国庫補助の補助金事業とですね、市単の場合は全く同じような設計じゃなくて、見積りじゃなくて、市単は市単なりの設計をすると1割、2割は下がる場合もありますね。同じようにする必要はないですよ。そうですね。ですからそういったことも含めて、今後考えてもらいたいというふうに考えます。要望です。

○31番（野村公一君） 即決でございますので、2、3お伺いしておきたいと思います。

まず、第1点は、その明繰のことでございます。おそらく部長さんも準備をされておられるでしょうから、明繰の見通しと理由を少し述べていただきたいというふうに思います。

それから、45ページ、予算書、ふるさとづくり委員会のマイナスが出ております。1箇所だけ委員会が未成立であるという報告でございますが、その所在と、それから成立されなかった理由があるかと思いますが、その理由と行政がどういう手立てをしていたか、お知らせを願いたいというふうに思います。

それから、予算書の51ページでございますが、民生費、今回に限らずですが、この障害者の福祉費については、毎年度この最終でかなり大きなマイナスがございます。そのことを予算措置をされていくその担当者として、どうお感じになられるかですね。それと今回それぞれに理由がこの説明書に載っておりますが、今後どういうふうに改善をされようと思うのか。ひとつお知らせをいただきたいと思います。

それから74ページ、執行残がございます。この新設改良費の執行残、これを用地取得ができなかったのかどうか。その理由が分かればそれもひとつお知らせをいただきたいというのが、私の質疑でございますが、最後に市長にお伺いしておきたい。今回、この第7号の補正をもって減債基金の積立てを1億円、それから地域づくり推進事業基金に2億2,000万円基金の積立てをされました。年度当初からこの基金を積み上げていこうという積極的な姿勢でこの結果を生んだのか。年度末になって、予算の余りが出てきたということでこの基金の積立てになったのか。そこらへんをちょっと教えてください。

○建設部長（井手南海男君） まず、明許繰越の理由と今後の見通しということでございます。建設部の関係から申し上げたいと思います。

まず、道路橋梁費でございますが、これは1件でございます。災害工事等々重なりまして、労務者などの不足により年度内完成が困難となったということでございます。それから道路橋梁費の中の地方道路整備臨時交付金事業でございますが、これは1路線でございます。地権者との交渉に不測の日数を要し、年度内完成が一部困難となって繰り越したものでございます。それから、地方改善施設整備事業2地区でございますが、国への認可時期の違いにより、通常事業より遅く実績に入ったということで、災害事業の査定準備時期と重なりまして、測量設計に不測の日数を要したということが主な理由でございます。それから地方特定道路整備事業2路線あるわけでございますが、地権者との交渉に不測の日数を要し、一部繰り越しとなったと。あと保安林解除との関係もありまして、解除申請に不測の日数を要したということでございます。それから市単独道路改良事業は、3路線ございまして、それぞれ理由がございまして、主なものとしましては県道交差点との関係、公安委員会と協議が必要ですが、それにかかなりの日数を要したということ。それから国営事業等々の関連とか、登記書類に日数を要したこと等があります。県単急傾斜地崩壊対策事業でございますが、県との工法協議、地権者との協議に日数を要したためということでございます。あと、公共土木施設災害復旧事業につきましては、単独、補助もあるわけでございますが、単独につきましては、採択基準に適合しない小規模災害について復旧を行うというものでございますが、補助災害工事等と重なり、労務者の作業員さん等の不足により、年度内完成は困難になったと。それから補助対応分につきましては、最終の査定が、12月と、いわゆる2次から7次までございましたが、それを受けて採択されたわけでございますが、工事着手が集中したことによりまして、資材の不足、また標準工期の不足により、年度内完成が困難となったということでございます。この明繰の今後の見通しということでございますが、概ねの事業が平成19年、いわゆる来年度の4月から5月の間に完成する見通しでございます。ただ、馬場・駅前線の道路橋梁につきましては、今後の見通しとしましては、一応来年度の12月完成という予定でございます。

それから、明繰と違いまして、74ページの道路新設改良といわゆる用地取得の関係でございます。これは執行残が多いということの御指摘かと思いますが、主なものとしましては、香月線、若潮のある所でございますが、当初幅員を20m予定したというものを、16mに幅員を変更したということが主な執行残の原因でございます。

以上でございます。

○産業振興部長（永田史生君） 繰越明許費の産業振興部の御説明を申し上げます。

農林水産業施設災害復旧事業でございます。志布志地区の事業がすべてでございます。105件ありました。うち、60件を繰り越すところでございます。原因といたしましては、査定がすべて終わったのが12月でございまして、工期が取れなかったということが理由でございます。そのうち、農地が26件、施設が34件を繰り越すところでございます。工期につきましては、5月いっぱいをもって水田の作付けに間に合うようにということで進めております。

以上です。

○福祉部長（蔵園修文君） 障害者の関係の補正について御説明を申し上げます。

御指摘のとおり、大きな額の減額補正となっております。特に知的障害者の関係が大きくなっており

ますが、御承知のとおり、支援費制度から18年度自立支援法に基づく制度に大きく制度が変わったということで、昨年の当初を編成する段階では、その詳細な部分についての内容が示されていなかったということで、新制度に基づいた積算をせざるを得なかったということが大きな原因になっております。それと同時に年度内での利用者の見込みを立てる際に、若干利用規模等に基づく分と現在受けている分、それに増加分を見込んで計上していたということでございます。実際に年度が始まりますと1割負担の関係とか、基準単価の引下げ等に伴って大きく減額していく、あるいは自立支援法に基づく制度への移行ということで組替えも生じてきたということで、今回大きな額の減額になったところでございます。当然、今後はこういった法に基づく障害者計画、あるいは障害福祉計画の中で、今、年度内の策定で最終的な調整を行って印刷に発注しているわけですが、議会の皆様方にも会期中にはお示しできるというふうに考えておりますが、その計画の中で、数値目標というのを掲げるようになっております。その数値目標に基づいて今後の計画を、今後の計画に基づく実施を行っていくということで、20年度以降につきましては、大体実態に則した予算の計上、あるいは制度が定着してきますことで、より具体的な予算の編成ができるんじゃないかというふうに考えております。今回は、そういった事情で年度末におけます大きな減額をお願いするという結果になったところでございます。

○企画部長（持富秀明君） ふるさとづくり委員会の質疑でございますけれども、未成立の分が先ほど申し上げましたように、有明校区自治会でのふるさとづくり委員会が1箇所、これが未成立でございます。これにつきましては、取組が少し時期的に遅れた問題等がございまして、役員会等をお開きになって、そしてまた市の方からも会議に出席いたしまして、設立に向けていろいろ努力をしたんでございますが、御意見として年度の残りが少ないので、新年度になってから設立をすべきではないかという意見が圧倒的に強うございまして、したがって、新年度になってからこれの設立についてはしようということで、予算上でいきますとこの部分が未成立でございましたので、30万円の減と。それから志布志地区におきまして、現在、この取組を進めていただいておりますが、ここで予算計上いたしましては、1地区当たり50万円を計上いたしておりましたけれども、1地区は活動がなかった地区がございまして、この分等が50万円の減と。それから、取組をしていろいろ事業をいただいておりますが、上限の50万円に達しない地区等がございまして、これら諸々合わせまして、今回最終的には、115万円の減額ということになったところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 基金の積立てについてご質疑ですが、お答えいたします。

当初予算編成時には、一般財源の減額等で基金に積み立てる状況ではありませんでした。しかしながら、今回の積立てに関しましては、歳入の合併補助金が総額の6割内示であったということ。それから歳出における不用額があったということで、その分を基金に積み立てたということでございます。どの基金に積み立てるかということでございますが、現在の各基金残高と単年度の取崩し高を勘案しまして、二つの基金に積み立てたということでございます。

○31番（野村公一君） 今、私の質疑の総体的な要旨というのは、年度末に未消化状態で予算が余っていくと。もちろん無駄遣いをしないという点では評価もされるでしょうけれども、予算措置をして今年

度はこういう事業をしていくんだと。地域の期待に応じていくんだという執行の中で、それをやりきらないというところに私は問題があると思っています。この明繰の件についても今、説明を部長がされましたが、役所の手を離れて以後の明繰の理由ではないと。みんなすべてがその手の内である理由。要するに職員の作業が遅れたと。もちろん交渉ごとでありますので、そこへんは大変難しい面もあらうと思います。しかしながら、結果として仕事が遅れたというのが理由であれば、そこはやはりしっかりと取り組んでいかなければならんということを申し上げておきたいと思います。それから、障害者のこの残高についても、国や県の補助事業で補助金を返せばいいということではないんです。当然それに伴って、おおよそ3,000万円、一般財源が無駄になったと。そういう金が全部集まって今度の基金積立て3億円になったんです。しっかり仕事をしていないということです。年度末になると道路のあちこちで道路工事が始まる。一般の方はこれは何ということかと言うと、予算が余っちゃじ、消化をしゃっとやげなという表現をされる。決して私はそうであってはならない。だからといって予算を残すということは私は執行上100点ではないと。当初でしっかり我々議会に、今年はこの仕事をさせてもらおうと。だから認めてくれと言って予算を計上されたんですので、年度末にはきっちり仕事をしましたという報告を然るべき。金が余りましたでは、余りにもずさんな執行であると言わざるを得ない。そのことをきつく忠告をいたしておきたいというふうに思います。

終わります。

○14番（小野広嗣君） 2点ほどちょっとお聞きをしたいと思います。先ほど企画部長の方から説明のあった分もあらうかと思いますが、予算書の52ページ、老人福祉費の中で、地区公民館のいわゆる敬老祝賀会、これの実績に伴う不用額が240万円ほど出ておりますが、この具体的な中身の分析、なぜそうなったのか。そして、そのことを受けて、今後どう対応をしようとしているのか、まずお聞きしたい。

あと、予算書の61ページ、衛生費の塵芥処理費、こういった中で特に選定関係もリサイクル関係不用額が出ておりますが、一方、RPF、新規事業の不用額、これが当初の見込みより減ったということで報告書には載っておりますが、この具体的な理由、そしてその周知の在り方、そして今後への取組、こういった分析をなされているのか併せてお聞きしておきたい。

まず、この2点、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 地区公民館敬老行事の減額についてのお尋ねでございます。合併協議に基づきまして、旧松山町でこれまで実施をしてきた事業でございます。それを全市で取り組むということで、18年度取り組んだわけでございますが、事業そのものが旧有明町、志布志町で非常になじみが薄かったということ。したがって、その取組が非常に難しかったということで、実績が上がらなかった結果、こういった不用額を生じてしまったということでございます。この事業につきましては、各自治会長さん方からも御意見をいただいております、その会でも御説明申し上げたわけでございますが、19年度改めまして、その会の中でどういう方向に進むべきかということ、再度ご相談申し上げる予定に、今の段階ではいたしているところでございます。

○市民部長（稲付道憲君） 61ページの目2の塵芥処理費の中の委託料の減でございますが、その中でRPF、いわゆる廃畳、使い古した畳でございますが、それと木製家具、これら等のいわゆるリサイク

ルをする事業でございます。中身といたしましては、固形燃料に向けるということでございまして、こういった固形燃料を使う会社といたしましては、大手の製紙会社とか鉄鋼会社、それから石灰会社等がこのいわゆる代替燃料という形で今活用がされております。本市につきましては、平成18年4月1日からこのリサイクル事業に取り組んでおりますが、お隣の大崎町と合わせて実施いたしております。年度当初ということで、この廃置と家具等が、私どもが予想していたほど集まらなかったということで、今回その分の減額が主なものでございます。

○14番（小野広嗣君） 市民部長、集まらなかったその理由を聞きたいわけですよ。そして、その理由をたぶん分析されていると思いますので、その結果、どう取組をしていきたいということをお聞きしているんですよ。

それとあと、福祉部長、福祉部長の方もそうですが、いわゆる旧志布志町の方とかで、周知が足りなかったという方向性だと思います。そして、自治会長等を集まっていた時に、新たにお話しをしながらこういった取組をしていくのかということ、お聞きしていくということですけども、もう時間的に次年度が始まるわけですよ。こういった状況の中でしっかり中身を分析していくという。実態がどうなのか詳しく僕は、分かりませんけれども、例えばこれまで松山町で進んでいたそういった事業が、いわゆるマンネリ化してきて、いわゆる一つ一つの事業をただ繰り返して行っていく。そして一つのそういった祝賀会なり、会が終わればそれで良しとする。そういったマンネリの流れというのを打ち破っていかなければいけないんじゃないかと、そういった気がすごくするものですから、こういった質疑をいたしているところです。そのへんに対して再度答弁をお願いいたします。

○環境政策課長（立山広幸君） 後答弁いたします。

先ほど部長が答弁いたしましたように、また予算説明資料にも記載しておりますが、当初の計画では、先進地事例等を見た場合に、粗大ごみ等について埋立量の20%ぐらいは出てくるだろうというような先進地の事例を参考に予算化したものでございます。しかしその結果、実際の粗大ごみと量、そういうものが出てこなかったということで減額をするものでございますが、今後の平成19年度からの事業のことにつきましては、市民の皆様方に粗大ごみ等も資源化になるんですよというようなPR等も兼ねて、あるいは今現在、埋立の清掃センターにはハウスを二つ造って、そこでも粗大ごみを分別しておりますが、そういうことを踏まえながら、19年度予算については、後もって上程されておりますが、18年度の実績を勘案して、大幅な減額でお願いをしているところでございます。

以上です。

○福祉部長（蔵園修文君） 地区公民館敬老行事につきまして、ただいま御指摘があったわけですが、これが先ほど申し上げましたように、当初70歳以上の対象者7,877人を予定いたしておりました。そして出席率を約7割ということで予算計上をいたしたところでございます。結果、校区自治会長の会議の中でこの事業の趣旨についての説明を行いましたところ、これまで従来から続けてきて、各地域で旧有明、志布志でございますが、その中で従来から続けてきた形での事業執行では補助の対象になり得ないということで、その事業も見直しをしていただくことになるというような形になったものから、なかなか取組がうまくいかなかったということが、こういった減額の大きな理由になったという

ことでございます。その結果、約4割程度の参加しかなかったということで、その中で今後もこういった事業をやるには非常に難しいとかいう声も出ておりましたので、しかも公民館の行事ということで、また福祉サイドだけでの問題でもなくなるというようなことで、この事業そのものについて、今後の実施についての見直しを含めて検討させていただきたいということで、新年度になりまして、校区自治会長さん方のお集まりになる会の中で、お話しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今、福祉部長の件に関しては分かりました。新年度におきまして、ある意味で事務事業として見直しも含めて検討する段階に入っていると。そういった理解もしていいわけですね。

あと今、ごみ処理の問題でお話がありましたけれども、こういった粗大ごみ、畳等も含めて出していく場合、その周知の在り方がすごく大きく左右していきますね。そして、その対象としていった場合に、今度は個人で取っていった場合、高齢者等の問題とか、そういった粗大ごみがいっぱいあるんだけど出せないとか、そういった状況もありますね。そこらの連携ということも含めて対応をしっかりとしなければいけないということがあろうと思います。そして、ぜひそこへ向けてのですね、しっかりした取組をお願いしたい。併せてちょっと範囲が広がりますけど、最後ですので、ごみ問題として1点だけ言わせていただければ、よくこの有明の方々から最近いろいろお聞きしたわけですが、余りにもこの分別の品目がやはり多すぎるということで、なかなか対応できないと。対応できないがゆえに、ぎりぎりの線まで今来ているんですね。対応できるか、できないかというぎりぎりの線、その分別に関してですね。そして、それができる人はやっぱりきっちりやっているんだけど、できない人がもう破れかぶれになっていって、結局、道路等に投げ捨てたり、いろんなことになってまちは逆に汚くなりつつあると。そういう心配をされる向きがある。そうでなくて、もう少し品目を絞り込んでいる先進地に行ったら、そのまちは本当にきれいだったと。そういったお話も受けております。そういったことに対する議論というものの現在の中身を、少しお聞かせをお願いしたいと思います。

○市民部長（稲付道憲君） お答えいたします。

ごみの分別につきましては、これまで旧有明町におきましては、集落単位で分別をいたしているわけですが、その段階で職員がそれぞれその集落に出向いて分別の指導等をいたしてまいったところでございます。

非常に品目が多くて、なかなか高齢者の方々につきましては、大変困難な面もあろうかと思いますが、そこらあたりがあるということで、庁内全職員をそれぞれの集落に出向いてその指導をします。そしてまた、集落においては、集落単位でまたごみ収集日の折には、集落から立会人等を出してもらって、そして、指導するというような形も取っております。そして同時にまた、細かなパンフレット等を配布しながら、分別の在り方等について十分説明をいたしておるわけですが、今後につきましても、衛生自治会等がございますので、こういった機関を通じまして、さらに住民の方々にその分別の方法等について、詳しく理解できるような説明の在り方等も検討してまいりたいというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 議決された予算が有効に活用されたかということで、この3月の議会ではその成果を見るものだと思っておりますが、先ほどから執行状況についての質問がありました。私は、この

産業振興部農政課の農業農村家業再生事業の執行状況があまりにも低いと。この原因についてお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

農業農村家業再生事業でございます。新しく18年度に立ち上げた事業でございます。基本的な考え方につきましては、後継者がいない高齢化した中核農家を5年後、10年後に存続させるために後継者を育成していくという事業でスタートしたところでございました。450万円、当初10名ほどみておったわけでございますが、9カ月分を6月の補正でお願いしたところでございましたが、最終的に現在、なかなか6月からの期間も少なかったということもございまして、周知徹底が足りなかったのかということで、いろんな格好の中で関係者一緒になりながら周知を図ってまいったわけでございますが、本年度の目標の10人の達成に向けて現在、いろんな角度で訪問をしたり、展開をしているところでございます。最終的には、50万円ほど残して落としておりますが、約10名の1カ月分という格好の中で、現在、作業を進めているところでございます。

○26番（上村 環君） この制度は、農家の農業後継者育成といった性格のものであります。旧松山町におきましては、就農支度金制度というのがありました。毎年5、6名の後継者がそれを活用して育てておったわけでございます。合併により、形を変えてきたと。そしてその中身の中で、特に問題であると思っておりますのが、年齢制限を設けた。65歳以上の親若しくはその年齢の方に後継者がいない場合ということになりますと、若いうちに自分の息子なりと一緒に農業経営基盤を作っていこうと、そして、譲っていこうということは、全く対象にならないわけございまして、10名のうち1名の活用しかなかったということは、この制度自体に欠陥があるのではないかというふうに思っております。そうしたことから、やはり昨年度後継者育成の実績が上がらなかったということを踏まえて、今後どのようにされていかれるか見解をお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいま部長の方から回答しましたように、今年度におきましては、若干取組が遅れまして、そして、周知徹底が図られなかったんじゃないかなというふうに思ったところでした。今、対象農家等を抽出いたしまして、その農家にすべてまた改めて案内をしたりしまして、この事業を推進しているところであります。そういうようなことで、今後はこの事業が順調に軌道に乗ってくるのではないかというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 個人的には制度の再検討をしていただきたいということの質疑でございました。やはり、現実的に65歳以上になってから我が子なりを後継者に育てるというのは全く現実にはあり得ないと私は思っております。そういった観点から、やはりこの制度で新年度進むとなれば、やはり状況に応じて実施要綱等の見直しも弾力的に進めていただきたいということを希望しておきます。

○市長（本田修一君） ただいま御希望ということでございますが、もう少しこの制度については、取組がスムーズに出来るような形で事業を実施して、この地域が、後継者がきちんと就農いたして、基幹産業である農業がこの地域でさらに振興ができるような形にしたいと思っておりますので、今後も期待していただければと思っております。

○16番（金子光博君） ただいまの26番議員と全く同じでございますけれども、当初の段階で担当課長

より、農家の減を最小限に食い止めるため、これにかけているんだというような強い意気込みの説明を受けたわけであります。取組が遅れたと言いましても、3カ月しか遅れておりません。その中で、1件の実績も上がっていないようです。執行の見込みですから、まだ実績が上がっていないようなことですが、あの要綱をよく見ますと、私の町の該当するような方々を頭を相当ひねり回して、該当するような方を探しますけれども、なかなか、かちっと当てはまるような方がそう簡単にはいないようです。ひとつ、もうちょっと先ほどの26番議員も言われましたように要綱等の見直し、あるいは直接足を運んでの掘り起こし等頑張っていたきたいというふうに思います。そのところをひとつお聞かせください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、農業農村家業再生ということでございますので、この地域にきっちり伝えられているすばらしい農業技術というのを後継者に伝えようというもので、それをもって本地域の農業振興を図ろうとするものでございます。そのことにつきまして、取組が若干遅れたということでございますが、担当としましては、懸命に尽くしたところでございます。ただいま御指摘のとおり、その対象農家というものが現段階ではなかなかというような状況でございますので、要綱等もう少し精査いたしまして、目的がきっちり果たせるような形で今後推進していきたいというふうに思います。

○22番（宮城義治君） 1点だけお聞きいたしますが、予算書の19ページですけれども、航空防除の補正の問題ですけれども、これは航空防除がなされなかったものか、あるいは無人ヘリに変更した関係でこういう減額が出たものかちょっとお伺いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） 19ページの航空防除負担金の減でございます。議員が今申し上げられたとおり、今までは空中からの航空防除を有人ヘリによるやつをやっていたわけでございますが、今年からポジティブリストの問題等いろいろございましたので、無人による航空ヘリを使ってやった結果、面積が落ちたということで予算を落としております。

○22番（宮城義治君） その内容は分かるんですけれども、やはり航空防除については、非常にカメムシも大分多かったというようなことも聞いて、そして、米の等級もあまり良くなかったと。1等米が少なくて、2等米あるいは等外まで出たというような農家の声も聞くわけでありますので、防除についての取組については、やはり時期的な問題があると非常に農家の方々がおっしゃるわけですね。去年がこうだったから、今年はこうじゃないか。だからそういう対応策をですね、やはり現実に行うという、そういう考え方も必要じゃないかと思っておりますので、今後の取組についてどうお考えかお願いします。

○産業振興部長（永田史生君） 確かに一斉防除、空中からの一斉防除というのは確かに効果があるようでございます。畦畔からすべてを防除するわけでございますので、効果があるわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、ポジティブリストの問題で他の作物へかかった場合のいろんな危被害の問題がありますので、その方に対してどうして取り組むのかということと、一斉防除の問題を今後検討する中では、やはり一番考えられるのは作物の団地化ではないかというふうにも考えておりますので、やはりいろんな角度の中で、集落の説明会を行いながら団地化を進めてまいっておりますので、やはりこれらを中心しながら、また、団地化された段階においては、一斉防除というのも可能ではないかというふうにも考えておりますので、そういった取り組みをしていきたいというふうに思います。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
ここでしばらく休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

—————○—————
午後0時14分 休憩
午後1時30分 再開
—————○—————

○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○副議長（福重彰史君） 日程第5、議案第2号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、療養給付費、高額療養費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第2号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の主なものについて、補足説明をいたします。

まず、歳入から御説明申し上げます。

予算書の105ページをお開きください。

国民健康保険税の目1の一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分につきましては、12月の調定に

基づき1,540万4,000円を減額し、さらに滞納繰越分800万円、介護納付金210万円につきましては、徴収実績が上がったため増額するものでございます。目の総計が合わせまして477万6,000円を減額し、9億7,270万円とし、目2、退職被保険者等国民健康保険税を406万4,000円増額し、1億2,666万円とするものでございます。

次に、106ページをお開きください。

国庫負担金、目1、療養給付費等負担金につきましては、療養給付費等の変更申請に伴い6,596万円を減額し、10億5,967万7,000円とし、目2、高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会からの確定数値により290万8,000円を増額いたしまして、2,187万7,000円とするものであります。

次に、107ページをお開き願います。

財政調整交付金につきましては、変更申請額に基づき176万8,000円を増額し、5億6,734万3,000円とするものでございます。

次に、108ページをお願いします。

療養給付費交付金でございますが、退職者医療療養給付費等交付金は、支払基金からの退職者医療交付金変更決定により6,480万4,000円減額し、5億3,347万2,000円とするものでございます。

次に、109ページでございますが、県支出金、県負担金、高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会からの確定数値により290万8,000円を増額し、2,187万7,000円とするものでございます。

次に、110ページをお開き願います。

県補助金、財政調整交付金につきましては、調整交付金、交付申請に伴う見込額を6,025万1,000円増額し、1億9,150万6,000円とするものでございます。

次に、111ページをお願いします。

目1、共同事業交付金のうち、高額医療費共同事業交付金につきましては、国保連合会からの確定数値により1,268万8,000円を増額し、9,779万1,000円とし、目2、保険財政共同安定化事業交付金につきましても、国保連合会からの確定数値に伴い、1,097万5,000円減額し、2億6,491万5,000円とするものであります。

次に112ページ、繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金を負担金交付決定数値に基づき638万2,000円減額、出産育児一時金等繰入金を、申請見込みの額の減により176万6,000円減額、財政安定化支援事業につきましては、国・県の額の確定に伴い661万6,000円増額、合わせまして153万2,000円を減額し、3億7,324万8,000円とするものでございます。

次に、113ページをお開き願います。

基金繰入金、国民健康保険基金繰入金につきましては、一般被保険者療養給付費等の増を見込み、今回8,000万円を繰り入れるものであります。

次に、115ページをお開きください。

雑入の目1の納付金といたしまして、一般被保険者第三者納付金、これは交通事故等の分でございます。136万6,000円を増額し、1,123万円とするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

116ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、賃金を110万5,000円減額、委託料58万7,000円を増額し、合わせて51万8,000円を減額するものであります。

次に、117ページですが、徴税費の目1、賦課徴収費につきましては、今後の執行見込みにより55万1,000円減額し、665万3,000円とするものでございます。目2、納税奨励費、報償費の43万9,000円の減額は、税を考える週間の謝礼金と納税組合長に対する記念品代の減であります。

次に、119ページをお願いします。

保険給付費、療養諸費につきましては、目1、一般被保険者療養給付費ですが、これはこれまでの実績に基づき、医療費の伸びを見込みまして、9,053万6,000円を増額し、21億795万3,000円とし、目2、退職被保険者等療養給付費につきましては、医療費の減が見込まれ、2,731万7,000円を減額し、5億4,762万4,000円とし、目5、審査支払手数料の48万4,000円の減額は、支払件数の減によるものでございます。

次に、120ページお開き願います。

保険給付費、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費につきましては、787万7,000円を減額し、2億2,810万6,000円とし、目2、退職被保険者等高額療養費につきましては、587万1,000円を減額し、4,534万2,000円とするものであります。ここにつきましては、いずれも実績等を勘案し減額するものでございます。

次に、121ページの出産育児一時金265万円と、122ページの葬祭費の75万円の減額は、それぞれ見込み件数の減によるものでございます。

123ページに移りますが、目1、老人保健医療費拠出金及び124ページの目1の介護納付金につきましては、財政調整交付金、療養給付費等負担金の額が確定したことにより、一般財源から国庫支出金に財源振り替えを行うものでございます。

次に、125ページをお願いします。

共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、県国保連合会による拠出金の積算の額が確定したことにより、981万5,000円を増額し、9,004万3,000円とし、目2、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、国保連合会の積算の確定により607万1,000円を増額し、2億8,196万1,000円とするものでございます。

次に、126ページをお願いします。

保健事業費、目2、疾病予防費は351万5,000円を減額し、3,293万6,000円とするものでございます。これにつきましては、事業実績等に基づきそれぞれ減額を行ったものであります。

127ページをお願いいたします。

諸支出金のうち、償還金につきましては、平成17年度調整交付金確定に伴う返還金を74万2,000円増額し、1,451万6,000円とするものであります。

それから、128ページであります。予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため3,901万4,000円を減額しまして、715万2,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 今回、基金からの繰入金で8,000万円計上されております。現在、保有高が約1億3,000万円ということで、残りが5千数百万円ということになるかと思っております。月に支払われる医療費等を考えたときに、この基金保有高というものは極めて国保財政運営の中では危険な状態にあるというふうに思うわけですが、医療費が非常に伸びてきたその原因、そして繰入金については、来年度4月については心配されないのか、その点をお伺いします。

○市民部長（稲付道憲君） お答えいたします。

繰入金の8,000万円でございますが、今回の補正に伴います基金からの繰入金でございますが、これまでの医療費実績を勘案し、そして今後の医療費の伸びを推定いたしまして、医療費の伸びを最大限に考慮してこの基金繰入を行ったところでございますが、医療費の伸びの今後の予想といたしましては、インフルエンザ等が流行して大量発生いたしますと、急に医療費が伸びるということを想定いたしまして繰り入れたわけでありまして、これが流行性のインフルエンザ等がもし、はやらないということになれば、この基金は取り崩さずに済むというような形になりますが、予算上は万が一を想定してやはり予算措置をする必要があったということでございます。昨年からの実績を御見込みますと、昨年は退職者の医療費が16年度から17年度にかけて16.1%ぐらい急激に伸びていたわけですが、今回に限っては3%ぐらいの伸びにとどまっているということから、退職者については、医療費の伸びはそう増えないだろうと。ただ一般被保険者の分がただいま申し上げましたとおりインフルエンザ等の発生があることを想定してこのような繰入れということに至ったところでございます。

○26番（上村 環君） まだ1カ月ありますので、その中でそういったインフルエンザ等の発生を勘案しているという答弁であります。そういうことであれば、やはり9月、12月あたりの補正というのが妥当ではなかろうかと。この段階において残り1カ月の中のそういったものは時期的にちょっと遅かったのではないかとと思っておりますが、その点をお伺いいたします。

○市民部長（稲付道憲君） 医療費の18年度の伸びでございますが、これまでの経緯を御見込みますと、12月に急激に伸びた実績がございます。したがって、実績というのは12月分までの実績に基づき私どもは推計を出したわけでございますが、1番、12月に突出して伸びた関係で、それを元に今後の医療費推計を勘案したということで今回の補正ということに至ったところでございます。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） この納税奨励費のいわゆる自治小組合への記念品というようなことですが、一般の市税の徴収、そういったものに対しては、税のそこから報奨金を出すというのは控えられているわけですが、今、先ほどの説明でそういう税の小組合、そこへの記念品等ということだったものから、もう1回ここを詳しくお願いします。

それと保険給付費ですね、これ一般と退職者それぞれあるわけですが、一方は伸びて、一方は伸びが少ないという給付費含めてですね、そこらへんの先ほども少しやり取りがありましたけれども、その伸びに対する考え方ですね、一方は、減るという、病気をされるのはそれぞれでしょうけど、そこらへん

についての伸びと減り方の根拠というものをもう少しお示ししてみてください。

○市民部長（稲付道憲君） 報償費でございますが、報償費につきましては、税を考える週間の中で小・中学生から書道の募集をいたしておりますが、それに対する報償、記念品代等でございます。それと納税組合に対する奨励金、これは一般会計と折半という形で、この場合、総体経費の2分の1を計上いたしております。

医療費の伸びでございますが、やはり最近の医療費増の中身を見てみますと、いわゆる生活習慣病が起因とされる3大成人病、これが大幅に伸びておるようでございます。心臓疾患、それから脳疾患、それからガンですね、そういった悪性の病気が伸びているようでございます。いわゆる一般被保険者につきましては、やはり診療にかかる被保険者の範囲が広いということで、一般被保険者の中には幼児の未熟児等の治療もございまして、そういったことで一般医療費は大きな伸びを示しているわけですが、退職者医療につきましては、18年度につきましては、前年度と比較しまして大幅に低下いたしておりますが、これについては、検診の成果等が出ているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○25番（小園義行君） このいわゆる税金の徴収をします。それに対して一般会計の方で、いわゆる税金を集めていただいたことに対する報償というということで、これについてはいろんな判例もあってですよ、この税金からそういうのでやるというのはおかしいというようなことで、集落運営助成金というような形で出ていると思うんですけども、それと折半ということになるとですね、このいわゆる国民健康保険税というこの性格からして、少しおかしくないかということになるわけですが、そこを部長の方でもう1回、そういうことでないということであれば、これ半分を出すと言ったらちょっとおかしいよということになってしまうわけですけど、そこいかがですかね。

○市民部長（稲付道憲君） これはお金じゃなくて記念品という形でその納税組合の方にいわゆる贈呈するというところでございまして、税金の中からということではございません。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

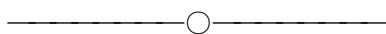
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第3号)

○副議長（福重彰史君） 日程第6、議案第3号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第

3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明をいたします。

議案第3号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第3号)について、説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、医療給付費、医療費支給費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第3号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第3号)の主な点について、補足して御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

予算書の134ページをお開きください。

支払基金交付金につきましては、目1、医療費交付金を変更交付決定額に基づき2億3,971万5,000円を減額し、23億1,436万6,000円とし、目2、審査支払手数料交付金につきましては、支払件数の減により182万3,000円を減額し、1,640万1,000円とするものでございます。

次に、135ページをお開きください。

国庫支出金、国庫負担金、目1、医療費国庫負担金につきましては、変更申請額に基づき1億8,106万8,000円を減額し、13億7,305万5,000円とするものでございます。

次に、136ページをお開きください。

県支出金、県負担金、医療費県負担金につきましては、これも変更申請に基づきまして3,865万2,000円を減額し、3億4,477万円とするものでございます。

次に、137ページをお願いいたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、医療費繰入金を1億1,093万5,000円を増額し、事務費繰入金を193万5,000円減額、合わせまして1億900万円を増額し、4億9,541万5,000円とするものでございます。

次に、139ページをお開きください。

雑入ですが、目1、第三者納付金、252万5,000円を増額し、352万5,000円とし、目2、返納金ですが、これは診療報酬等の概算払交付金精算に伴い1,527万8,000円を増額し、1,528万8,000円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

140ページをお願いいたします。

総務管理費、一般管理費につきましては、賃金、報償費、旅費、需用費、委託料、償還金利子及び割引料を合わせまして238万4,000円減額し、804万4,000円とするものでございます。

次に、141ページをお開きください。

医療諸費、目1、医療給付費につきましては、今後の医療費を見込みまして、3億2,329万2,000円減額し、44億1,670万8,000円とするものでございます。目2、医療費支給費につきましても、高額医療費を641万4,000円減額し、7,878万6,000円とするものでございます。目3、審査支払手数料につきましては、146万7,000円を減額いたしまして、1,683万円とするものでございます。

次に、142ページをお開きください。

予備費につきましては、今回の補正に伴う調整のため、101万1,000円を減額いたしまして、1万8,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○副議長（福重彰史君） 日程第7、議案第4号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、保険給付費、地域支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議案第4号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億663万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,622万6,000円にしようとするものでございます。また、地方自治法の規

定によります翌年度に繰り越して使用する経費、繰越明許費を定めようとするものでございます。

それでは、まず歳入でございますが、予算書の149ページをお願いいたします。

1 款、保険料につきましては、実績見込みにより算出したものでございます。

150ページからの3 款、国庫支出金、次の152ページ、4 款、支払基金交付金、153ページ、5 款、県支出金、155ページ、6 款、繰入金の主なものとしましては、保険給付費及び地域支援事業等におきま
す歳出の補正に伴います歳入の補正であります。なお、既に交付決定が行われている分につきましては、
決定額での補正となっております。

歳入に戻りますが、151ページ、国庫補助金の事業費補助金と155ページの一般会計繰入金の事務費繰
入金の一部につきましては、後期高齢者医療制度対応介護保険システム改修事業に対するものでありま
して、後ほど説明いたします繰越明許に関するものでございます。

次に、歳出でございますが、156ページをお願いいたします。

一般管理費の委託料でございますが、歳入で申し上げました後期高齢者医療制度対応介護保険システ
ム改修事業の委託料でありまして、歳出におきます繰越明許の部分でございます。

157ページから163ページの保険給付費につきましては、本年度分の実績を元に年間所要額を算出し、
それぞれの給付の増減を行った結果、1 億450万円の減額となったところであります。

次に、164ページからの地域支援事業費でございますが、それぞれの年間所要額を算出したものでご
ざいます。

164ページの介護予防事業費、介護予防特定高齢者施策事業費の委託料につきましては、通所型介護
予防事業、デイサービスでございます、それと訪問介護予防事業、配食サービスでございますが、その
減額でございます。

165ページの5 目の任意事業費についてであります。委託料の減額は見守りの必要な方への配食サ
ービスに関する部分であります。20節の扶助費につきましては、既存の緊急通報装置を相談機能や安否
確認ができる双方型の新たなシステムへの変更の補正でございます。機器取得の一部を本年度でお願
いするところでございます。

次に、146ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。医療費制度改革に伴います医療保険や、後期高齢者医療制度に対応するよ
うに電算システムの改修が必要になってくるわけでございますが、介護保険につきましては、国が平成
18年度で予算措置を行った関係で、今回計上したところでございます。しかしながら、平成18年度中に
委託事業が完了する見込みがないため、次年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第5号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

○副議長（福重彰史君） 日程第8、議案第5号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について、説明申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、指定管理料等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第5号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)の補正の主なものについて、補足して説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,250万6,000円とするものでございます。

予算書の170ページをお開きください。

歳入といたしましては、事業収入のうち婚礼等の増加に伴い、国民宿舎事業収入400万円の増、それから入園者数の減少に伴い遊園地事業収入250万円の減となり、合わせまして、事業収入といたしまして150万円の増となります。

次に、171ページの一般会計からの繰入金375万9,000円の増額でございます。

繰越金といたしまして、514万1,000円増額し、繰越金の総額を544万1,000円とするものであります。

次に、173ページでございますが、これは国民宿舎の委託料として、婚礼等の支出経費の増に伴いまして、指定管理料を970万円の増、使用料及び賃借料といたしまして、遊具使用料の増に伴い、ダグリ岬遊園地遊具施設賃借料70万円の増でございます。

以上で補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

今までがですね。そういうことで、教職の経験のない方でも、教育に熱心な方はどんどん登用すべきであるという考え、同じでありますので、そのことに関してはよろしいですが、先ほど私が質疑した教職の経験のない方ですと、そのことについての市長の考えが聞かれなかった。それともう1点、評議員をされているということで、教育委員と評議員を兼ねるということについては、何も問題がないのか、その点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） この教育委員の選任につきましては、教育長の方からできればということもありまして、教職の経験のない方も最近登用する傾向にあるというようなことでありまして、そんなことで選考したところでした。後の方につきましては、教育長の方に回答させます。

○教育長（坪田勝秀君） 小学校評議員という方で、教育委員に不適であるということとはございません。特にないと思います。かまわないということでございます。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。



日程第10 発議第1号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第10、発議第1号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○29番（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第1号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明いたします。

本案の提出者は、私、志布志市議会議員、丸崎幹男、賛成者は志布志市議会、金子光博議員、同じく東宏二議員であります。

提出の理由は、地方自治法の一部を改正する法律、平成18年法律第53号の施行に伴い、委員会の議案提出権に関する事項、電磁的記録による会議録の作成に関する事項等を定め、志布志市議会体制の充実を図ろうとするものであります。

委員会の議案提出権に関する事項につきましては、その手続きとして、議案は案を備え、理由を付けること、また委員会提出議案であることから、提出者は委員会の意思を受けて提出するため、委員会の

代表者である委員長が、議長に提出することとしております。そして、委員会が提出した議案が本会議において議題となった後は、撤回又は訂正は委員会の意思を受けて委員長が請求することとしています。また、委員会提出議案の付託については、当該議案を所管する委員会から提出することが多くなると考えられることから、所管の委員会に付託する必要性が低いことから、原則委員会に付託しないこととし、ただし、議長が必要であると判断したときは、議会の議決により各委員会に付託することができる旨の例外規定を定めています。

電磁的記録による会議録の作成に関する事項につきましては、会議録を現状の冊子によるものから電磁的記録にすることが、規定上いつでもできるように、両論を併記する形に改正しようとするものであります。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） ただいま提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



日程第11 発議第2号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第11、発議第2号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○29番（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第2号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明いたします。

本案の提出者は、私、志布志市議会議員、丸崎幹男、賛成者は志布志市議会、金子光博議員、同じく東宏二議員であります。

提出の理由は、地方自治法の一部を改正する法律、平成18年法律第53号の施行に伴い、閉会中における議長による委員の選任に関する事項、電磁的記録による委員会記録の作成に関する事項等を定め、志布志市議会体制の充実を図ろうとするものであります。

閉会中における議長による委員の選任に関する事項につきましては、閉会中において補欠選挙で当選した議員は、直ちに委員として委員会活動に参加することができなかつた欠点を補い、当選後直ちに議会の実質的な審査機関である委員会の委員となることができるようにするものであります。

電磁的記録による委員会記録の作成に関する事項につきましては、委員会記録を電磁的記録にすることが規定上いつでも出来るように、両論を併記する形に改正しようとするものであります。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） ただいま提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



日程第12 施政方針

○副議長（福重彰史君） 日程第12、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。

本日ここに、平成19年第1回志布志市議会定例会の開会に当たりまして、平成19年度における市政運営に臨む所信を御説明申し上げます。

輝かしい新生「志布志市」の誕生から、1年余りを皆様と共に、夢中で、まちづくりに取り組んでまいりました。皆さんと一緒に、クリーン作戦でごみを拾い、まつりでは一緒に踊り、ひまわりの花を植え、大雨の災害現場を憂い、お茶の産地賞に喜び、そして、市民一丸で取り組んでいる「さんふらわあ」の存続運動。市民の皆さん、議員の皆さんと同じ汗をかいて、同じ感動を覚え、共に心配もした1年であり、全力を尽くし、充実したスタートができたものと感じています。そして、これまでの、市民の皆様の積極的な協力によりまして、「志布志市」が一体となり、全国へ、そして世界へ大きく羽ばたこうとしております。

議員各位、そして市民の皆様の御協力・御支援に対しまして、心から感謝を申し上げます。

私は、初代志布志市長の重責を担わせていただいてから、各行事を通じて市内をくまなく回り、ま

た、各団体の会議に出席して感じますことは、市民の皆様は、合併したこの「志布志市」の発展に大きな期待を寄せておられるということです。

旧3町のそれぞれの長所を伸ばしながら、港や商店街を中心に、そして豊かな大地と海の恵みを活かしたまちづくりの推進を大いに期待されています。そして、そのためには、「自分たちも汗を流しましょう」と笑顔で話していただきます。そのような市民の皆様の声を聞くたびに、市長就任時に申しました「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政」を念頭において、市政に当たっていかなければと、決意を新たにすところでもあります。

さて、今議会におきまして、本市の今後10年の指針となるべき、志布志市基本構想をお示ししております。

市の将来像を「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」と設定して、七つの基本目標を掲げた大綱となっております。そして、これからのまちづくりを実践するための基本理念としまして、「志のあふれるまち」を掲げております。

私は、かねてから、これからのまちづくりに欠かせないのが共生・協働・自立の社会づくりであると申しております。適切な役割分担のもと、協働していくことが21世紀の地域行政の新しい仕組みづくりでもあります。共生・協働・自立の社会づくりとは、みんなが知恵を出し合い、助け合い、従来地域が持っていた力を再生することであり、このような社会をみんなで作っていくために必要なもの、それが「志」の精神です。志とは、心に決めて目指すことであり、それぞれの夢や目標の実現へ向けて努力することであり、向上心でもあります。

私たちは、心身ともに健全で豊かな生活を願い、そして根底には「みんなが幸せでありたい」「みんなを良くしたい」「社会全体が良くありたい」という想いを持っていると思います。「志のあふれるまち」とは、この「みんなが良くありたい」という想いを市民全体が共有してさらに大きくしていこうというものであります。

みんなが幸せになってこそ、自分も幸せになれる。そのように、みんなが考えることができれば、どんなすばらしい社会が生まれることでしょうか。

市民一人ひとりが、それぞれの立場や役割の中で、あらゆる志を掲げ、夢や目標の実現へ向けて努力し、みんなが良くありたいと願い、そして行動を起こすことによって、自らが感動し、人をも感動させることになり、そのことが、市民が輝き、地域が輝き、志布志市が輝くことにつながってまいります。

西暦665年、この地に宮を建て仮住まいをされていた天智天皇がそこに住む心篤き里の者たちに感激され、「志布志」と命名されたと言われております。私たちは、志布志の地名を市の名称としていることを誇りとして、「志のあふれるまち」を基本理念として志布志市のまちづくりに取り組んでまいります。

平成19年度の施策につきましては、厳しい財政状況の中で、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意・工夫を重ねて予算編成を行いました。また、市民の皆様にお示ししました各公約についても、可能な限り各施策に反映させてあります。今後とも、議会をはじめ、市民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市政に対する基本的な考え方については、市の将来像を実現するため、次の七つの具体的なまちづくりの方策を述べさせていただき、施政方針といたします。

- 1 「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち
- 2 自然や風土と共生する安心で豊かなまち
- 3 大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまち
- 4 「心」かよい合い若さあふれる元気なまち
- 5 伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
- 6 市民が輝く共生・協働のまち
- 7 市民とともに歩む「ムダ」のない経営

以上七つのまちづくりの方針でございます。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりのあるまちについてでございます。

市内全域の均衡ある発展と市民生活や地域産業を支えるためには都市基盤・交通基盤の整備を図ることが重要な課題であります。

中核国際港湾に位置付けられた志布志港では、現在、外貿コンテナ貨物等による貨物取扱量の増大に対応するため、新若浜地区第1期計画に基づく多目的国際ターミナルの整備が、19年度中の一部供用開始に向け進められております。

増大するコンテナ貨物については、より安く、より速く、より安全で信頼性の高いサービスを維持していかなければならないことから、港湾機能の充実も併せて図る必要があるところです。

港湾の利用計画にあたっては、志布志港湾振興協議会の港湾荷役・施設利用者の意見を十分反映できるように、引き続き港湾管理者に働きかけてまいります。

ポートセールスにつきましては、志布志港の魅力をPRするため、国内外におけるポートセミナーの開催や広報紙、ホームページでの情報提供に取り組むとともに、国際・国内定期航路の拡充や港湾貨物の確保に向け、船社や荷主企業訪問も実施しているところであり、現在、中国をはじめ、台湾・韓国・釜山との間に国際定期コンテナ航路が開設されるなど、航路の充実が図られたところです。

貨物の取扱いにつきましては、県貿易協会や日本貿易振興機構・鹿児島貿易情報センターとタイアップし、海外ビジネスの振興を図るためのセミナーを開催し、輸出入が潤滑に行える環境づくりにも努めてまいります。

今後とも、関係行政機関や港湾関係者で構成する、県の志布志港ポートセールス推進協議会と志布志港湾振興協議会が緊密な連携を取りながら、国際物流拠点づくりに取り組んでまいります。

国内外定期航路の促進につきましては、「さんふらわあ」志布志航路を運航する、株式会社ブルーハイウェイライン西日本から、昨年10月13日に近年の燃料費高騰による採算の悪化などを理由に、「さんふらわあ」の志布志航路からの撤退と宮崎航路開設計画の意向が示唆されたところであります。

航路存続へ向けた活動につきましては、これまで、地元はもちろん、県をはじめ大隅総合開発期成会や南九州総合開発協議会など関係団体との連携を図りながら、存続に向けた活動を展開しているところであります。県と市では、「さんふらわあ」志布志航路の存続に向け、大隅半島4市5町で組織す

る大隅総合開発期成会や鹿児島県トラック協会、荷主である農協などの各経済団体と連携した支援策をとりまとめ、県知事が去る2月16日に、親会社である商船三井に提示したところであります。

志布志港にとって、「さんふらわあ」はシンボリックな存在となっており、本市といたしましても、航路存続に向けて「さんふらわあ」を利用した企画ツアー、郷土会や市民が参加する旅行並びに関西地区の学生合宿への助成、また、関西地区の関係の深い市町村との交流事業を通じた利用促進など、旅客の確保に積極的に取り組み、「さんふらわあ」の姿が消えることのないように、今後とも関係団体とともに存続活動をさらに強化してまいります。

交通アクセスの面からは、この志布志港と各地域を結ぶ、物流を効率化する交通ネットワークの構築が必要であり、引き続き高速・地域高規格道路の整備促進を重点課題として取り組んでまいります。

この高速道路網の早期整備ということが「さんふらわあ」問題についても、大きな課題解決への道だと考えています。

東九州自動車道につきましては、昨年から本市におきましても大隅～鹿屋串良間の野神本地地区の用地買収がなされ、本線につながる工事用道路の発注もされ、また今月には、本線部の工事着工式も予定されています。さらには、鹿屋串良～志布志間につきましても昨年9月に地元説明会がなされ、用地測量、ボーリング調査など着々と進んでおります。

本市が「東九州自動車道建設促進協力会」の事務局・会長という立場でもありますので、近隣自治体、経済団体と連携しながら、積極的な要望活動を展開してまいります。

都城・志布志道路であります。昨年3月末に伊崎田～安楽間約4kmが整備区間指定となり、地元説明、測量の実施など18年度より事業化となっております。

また、既に工事に着手している松山～有明間約4km区間につきましては19年度の供用開始が決まり、急ピッチで工事が進んでいます。宮崎県側におきましても、国直轄区間が先月工事を着工したところです。

しかし、志布志～都城間40kmと長大な全線から見れば、さらに格段の整備の推進が必要であり、今後とも県及び関係自治体とともに、整備促進に向けて国に強く働きかけてまいります。

国道220・269号線におきましては、全線改良済みとなっておりますが、今日の高齢化社会に対応すべく歩道空間等の拡幅、バリアフリー化を推進してまいります。

県道の整備につきましては、旧3町のつながりを強化する道路の整備として、18年度から柿ノ木・志布志線、弓場ヶ尾地区の整備に着手いたしました。引き続き用地買収など地元協力について県と連携をとりながら、早期完成を図ってまいります。

また、現在進めております泰野地区、立花迫地区の早期完成を推進しながら、残された未改良区間の整備の要望活動を活発に行い、地域間格差の是正を図ってまいります。

市道の整備につきましても、厳しい財政事情の中で利用効果の高い事業への重点化を図るとともに、メリハリのある予算の執行を図ってまいります。本年度は、事業の早期完成を図る点からも、中山豊留線、六月坂安良線、吉村山之口1号線を重点路線と位置付け、補助事業・起債事業を活用し集中投資してまいります。

また、地域における豊かな生活の基盤となって、活力ある地域づくりを推進するためにも、生活関連道路の整備が喫緊の課題となっております。各地域の特性、道路の性格を考えながら、一定水準の交通サービスを提供できるような諸施策の推進に努めてまいります。

昨年、一部路線の廃止がなされた地方路線バスの維持確保につきましては、広域的に取り組むとともに、コミュニティバスの導入など地域公共交通の検討を行う委員会を本年度設置して、交通弱者に配慮した公共交通の検討にはまいります。

情報通信のネットワークの形成を図る、通信サービスについては、市街地と農村部の情報通信インフラの地域間格差が生じないように、情報化の推進を各主要計画の中に掲げ、住民との情報の共有等、行政サービスを充実させるとともに、行政事務の効率化に努めます。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

住居環境の整備におきましては、現在、住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画を策定いたしました。

公営住宅の整備につきましては、耐用年数を超過した老朽化の著しい狭小住宅が多く、リフォームを含め建替え等の対応が急がれていますが、本年度は、ストック総合活用計画に基づき、高齢世帯等のニーズに対応した住宅整備の推進に努めます。

また、市街地の周辺部である有明地域の国道220号沿線は、住宅や商店が建ち並び、今後も発展が見込まれる地域であります。都市計画区域の指定をしていないため、無秩序な土地利用や開発、住宅建設等が行われても規制できない状態にあります。

今後、市内各地域の均衡ある発展を図るため、将来を見据えた具体性のある都市づくりビジョンと実現に向けての方針を定め、地域の特性や土地利用の動向、住宅環境の保護、商工業などの都市機能の増進、健康で快適かつ効率的な都市環境の形成・保全のため、都市計画区域の変更や用途地域の見直しを図ってまいります。

さらに、市街地・農村漁村部における良好な景観形成の促進を図るため、良好な景観を保全し、損なわれた景観を修復し、優れた景観を創造してまいります。

本地域の自然・風土・歴史・社会活動・地域の特性を生かしたまちづくり形成への取組として、本年度、景観法に基づく、景観行政団体として、県の認定を受け、景観計画を立案してまいります。

上水道・簡易水道事業につきましては、合理的な運営体制を構築するとともに、水源の確保に努め、安定した水の供給を図ります。

また、新たな水源開発についても分布調査を行い、将来に向けた新しい水源の確保に努めます。

環境行政の推進につきましては、本市に暮らす全ての市民が、また、本市を訪れる全ての方々が、美しい環境の中で気持ちよく過ごしていただきたいと考えております。今議会におきまして、「志布志市環境基本条例」を提案いたしておりますが、今後、この環境基本条例を受けて、環境基本計画の策定、美化条例等を制定する方針であります。

また、京都議定書に基づく二酸化炭素排出量の削減に取り組むための「志布志市地球温暖化対策推進実行計画」を、今月策定いたします。この計画に基づき、市庁舎等の電気使用量の削減や公用車の

燃料消費の削減に努め、計画の目標年度である平成24年度までに、二酸化炭素排出量を対17年度6%の削減に向けて取り組んでまいります。

「21世紀は、ごみを処理する時代から利用する社会へ」と位置付けて、28品目の分別収集を行っていますが、ごみゼロエミッション（排出物ゼロ）を達成するためには、ごみを分別するだけでは、減量化が進まない状況にあります。こうしたことから、一般廃棄物の排出抑制や、減量化・資源化に重点を置いた5R運動の推進に積極的に取り組み、ごみの減量化に努めてまいります。なお、家庭のごみ出し困難者対策としては、ごみの分別・排出の負担を軽減し、併せて安否の確認をすることを目的としたごみ出し困難者対策事業を継続して実施していくとともに、不法投棄者の発見・警告等の業務を行う環境パトロールも実施していきます。

また、昨今、話題になっているレジ袋の有料化・削減等の問題をそれぞれの立場で協議する「買い物からゴミ減らし円卓会議」を市衛生自治会と連携して開催し、具体的な方策について検討してまいります。

国道、県道、市道を問わず市内のあらゆる道路に、ごみの落ちてない「ごみゼロのまち」志布志を創生したいと考えております。

本年度も祭り・イベントの前に行う「おじゃったもんせクリーン大作戦」を市民の方々の御協力を得ながら実施してまいります。

ごみゼロのまちづくりは、自分たちの街は、自分たちできれいにし、気持ちよく生活ができる志布志市を自分たちで創ろうといった「志」でもあろうかと思えます。市民の皆様と一緒に取り組んでまいります。

現在、エコライフ55運動に参加し、道路等の清掃区間を自分で決め、定期的に清掃活動を行っている「マイロードクリーン大作戦」の延べ距離数は約100kmにも及んでおります。

この「マイロードクリーン大作戦」への参加者を市内全域に浸透させるとともに、地域通貨（エコマネー）を活用し、人や物を大切にす地域循環型社会を形成してまいります。

また、「志布志市環境学習少年団」を結成し、環境保全活動を行い、学び、考え、実践する子供たちを育成してまいります。

生ごみから堆肥をつくり、ひまわりを育てるという「サンサンひまわりプラン」にも、多くの市民に参加いただき、市の花「ひまわり」とともに笑顔あふれる地域づくりを進めてまいります。

生活排水の適正処理につきましては、単独浄化槽及びくみ取便槽を設置している方を対象に、合併浄化槽及び農業集落排水施設への転換を促すことを目的とした「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を創設し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

新エネルギーにつきましては、本市が持つ豊かな自然環境は、県内有数の太陽・風力・水力等クリーンエネルギーや豊富なバイオマスエネルギー（有機資源）等を保有しております。

これらの資源の活用を図るために、本年2月に、志布志市地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギー賦存量の調査等を行い、地域や新エネルギーの特性に応じた導入方針を定めております。

本年度からは、具体的な実行プログラムについて、新エネルギー導入庁内検討会を設置して推進し

ていきます。

バイオマスタウン構想についても策定を行い、今月末に農林水産省から公表される予定であり、今後、バイオマス利活用推進協議会を発足し、バイオマスの利活用に向けて、検討を行ってまいります。

安全で安心な住みよいまちづくりは、市民の願いであり、そのためには、市民・消防・警察・行政等が一体となった取組が必要であることから、志布志市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に努めてまいります。新たな取組として、心臓の突然の停止の対策として、心肺停止後、いかに早く血流を再開されるかがその後の社会復帰へのカギへと言われていることから、自動体外式除細動器（AED）の導入を計画しております。

また、地域PTAやしぶし創年団等による安全パトロール隊など、民間主導での活動が展開される中、地域住民の防犯、防災意識の向上を図るとともに、特に子供や高齢者を支援し見守る「安全・安心まちづくり」を地域住民と一緒に進めてまいります。

防災対策につきましては、非常備消防として地元の17の消防分団員の皆さんが災害発生時には出動し、消火活動や救助・避難誘導などの活動を担っていただいています。今後も、初期消火の重要性にかんがみ、市内各分団の消防施設等の充実、消防団員の資質向上を図り、より一層迅速な対応に努めるとともに、自主防災組織の育成・強化を図り、地域ぐるみの住民による自主的な防災意識の高揚と避難体制の強化に努め、住民が安心して暮らせる防災対策を推進してまいります。本年度は、消防防災施設整備事業として耐震性貯水槽の設置と消防車両等整備事業として小型動力ポンプ積載車の更新を計画しております。

自然災害等の対策につきましては、情報の共有化により、災害発生時における迅速な対応や避難等の体制を構築できるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、地震による津波災害を想定した、志布志湾岸一帯における「津波防災対策マップ」を整備するとともに、インターネットを利用した国・県の防災情報システムなどを活用し、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備を図ってまいります。

交通安全施設につきましては、増加傾向にある交通事故等の発生を防ぐために、交通安全協会と連携し、運転者のマナーアップを図るとともに、ロードミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を図り、交通弱者の安全確保等に努めてまいります。

防災行政無線につきましては、統一した防災行政無線体制を確立するとともに、今後において、電波法の改正によるデジタル化に向け、年次的に整備してまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

志布志市は、豊かな自然と広大な農地を生かして、県内でも有数な特色ある農業が営まれ、日本の食料供給基地としての重要な役割の一翼を担っております。

このような恵まれた地域資源を生かした産業振興を図るため、今後とも、地域産業の核としてさらなる振興に各種施策を講じて、食料供給基地としての役割をさらに高め、ブランド化及び産地拡大を推進するとともに、低コスト生産の環境づくりを目指します。

また、安心・安全な高品質農産物を生産するためにポジティブリスト制度（残留農薬の明確な基準）

に対応した環境保全型農業に積極的に取り組むとともに、農業が若者にとって魅力ある産業となるために、家庭・地域・行政をはじめとする関係機関が一体となった取組を推進してまいります。

まず、市の基幹作目である畜産・茶・メロン・いちご・ピーマン等について、「農業・農村活性化推進施設等整備事業」「活動火山周辺地域防災営農対策事業」等の補助事業導入や農業生産対策事業等の市単独事業により、農家の所得向上及び経営安定を図り、さらなる園芸振興や産地の維持拡大に努め、地域の特性を最大限に生かした生産振興を図ってまいります。

特に、お茶については、九州3位の栽培面積を誇り、現在では、1,000haを超え、全国茶品評会でも連続して産地賞を受賞し、全国でも有数の茶産地となってきました。台風に強い防災作物として立地条件を最大限に生かし、国際競争力のある作物として、さらに生産性の向上を図り、日本一の低コスト茶産地の実現を目指します。今後、「低コスト茶産地育成事業」「茶生産拡大推進事業」により、開かれた市場で、安い外国産に価格でも対等に渡り合える基盤づくりを推進してまいります。さらに、本年度は、鹿児島県茶業振興大会が本市で開催されることから、県内外に茶産地をアピールしてまいります。

また、農業を若者の雇用創出の場として位置付け、基幹産業である農業を次世代に着実につなげるための農業後継者の確保及び育成は、急務の課題となっております。

高齢化した農村集落の担い手確保とともに、高齢農家の家業再生と農業の持続的な振興を図るための「農業農村家業再生支援事業」を引き続き展開して、農業後継者の育成を推進してまいります。

また、環境保全型農業推進の一環として、多種多様な作物が混在している有明の開田地区について、「作物の団地化」を関係機関と一体となって推進するとともに、低コスト水田農業の確立と安心・安全な農作物の生産を図ってまいります。

畑地かんがいにつきましては、曾於東部・曾於南部地区において国営かんがい排水事業を実施しており、曾於東部地区につきましては、本年度で事業完了し、完全通水、曾於南部地区につきましても、本年度、一部通水の予定であり、平成20年度に事業完了の予定であります。

今後、施設の運転や操作等の維持管理については「国営造成施設管理体制整備促進事業」と「基幹水利施設管理事業」を導入し、基幹水利施設等の一元管理を行うことにより、地域の農業情勢の変化に対応した維持管理ができるものと期待しております。

また、水利用の推進ですが、散水実演会等を積極的に開催していき、今後も関係機関や地元農家の方々と一体となって取り組んでまいります。

本年度から5年間で実施する「農地・水・環境保全向上対策事業」は、市内10地区の農地約825haを対象に、農業用施設の維持管理作業や長寿命化を図るための手入れ作業といった共同活動と自然や景観を守る地域活動を支援することを目的としております。将来にわたって、農業農村の基盤を支え、様々な状況変化に対応した環境保全の向上を図ってまいります。

ほ場整備事業は、水田の未整備地区が多いため、関係農家の十分な意見集約を実施しながら年次的に事業の推進を図ってまいります。

農道の整備につきましても、緊急性や経済効果を十分考慮し、また、国・県の補助を活用しながら年次的に整備を図ってまいります。

畜産につきましては、本市の農業生産額の概ね5割程度であり、本市農業の基幹をなしているものであります。

しかしながら、飼養農家は高齢化や農業後継者の確保の困難性等から年々減少してきているのが実情であり、飼養農家及び飼養頭数の減少する中、本市畜産の基盤を維持・発展させるためには、後継者の育成確保や規模拡大志向農家等を中心に、高品質で低コストな畜産物の生産と経営の安定を確保することが重要であります。具体的施策につきましては、優良種畜保留導入事業、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金、乳用牛導入資金貸付金、肥育経営安定対策基金等により無利子貸付や優良種畜保留導入への支援を行い、素畜の資質改善の強化に努めてまいります。さらに、畜産飼養環境の改善を図るため、県地域振興公社による畜産環境施設整備等の積極的事業導入や、市単独のパドック式牛舎等への設置補助を行い、環境保全やコスト削減、多頭化への誘導及び後継者等への支援として取り組んでまいります。この他、新規事業として、畜産振興施設の中核的施設である有明家畜指導センターの雨天審査場を整備する計画であります。また、畜産廃棄物等の無公害化処理、堆肥の有効活用策等に関しては、引き続きその在り方等について調査・研究してまいります。

林業の振興につきましては、森林には国土保全機能や水資源かん養機能など、多様な機能を発揮できる優れた特性があります。このような機能を総合的かつ高度に発揮させていくことを基本に、県や森林組合と連携して森林整備の推進に取り組んでまいります。本年度も引き続き「森林整備地域活動支援交付金事業」により森林施業実施地区の明確化、長伐期材の生産指導など森林の環境保全に努めてまいります。また、良質材生産を目指し「緊急間伐対策事業」により人工林の間伐推進を行い、森林の整備を図ってまいります。

新たな林業振興として、森林空間を活用したシキミ、サカキ類の特用林産物が、18年度導入した保冷庫施設により、計画的生産・出荷が可能となり、軌道に乗りつつあるところです。本年度におきましては、新たに生産者も増えることとなっており、今後は、優良品種の面積拡大、生産者の育成などに取り組んでまいります。

林道につきましては、林業経営の効率化はもとより、森林整備の推進、山村地域における生活関連道路として大きな役割を果たしており、整備を進めていく必要があります。昨年は、「鎌石・柳井谷線」約5kmの林道が完成・開通しており、本年度につきましては、林道馬庭線の復旧と境屋・柳井谷線の復旧を図り、安心して利用できる林道の整備を図ってまいります。

治山事業につきましては、本年度、公共治山事業が6箇所、県営県単治山事業4箇所が計画され、今後、県と連携を図りながら崩壊した林地の保護を図ってまいります。その他、志布志市において曾於地域植樹祭が計画されており、市民と協働による植樹祭の準備を進めてまいります。

漁業につきましては、本市は、志布志湾内外の沿岸漁業であります。近年の水産資源の減少や魚価の低迷により漁業経営は厳しい状況にあり、それに加え漁業就業者の高齢化や後継者の問題など多くの課題も抱えています。これまで水産資源の増殖、確保のため魚礁設置などによる漁場の整備、各種放流事業による水産資源の確保を図ってまいりましたが、年々漁獲量が減少する中で、放流事業を継続的に実施し、水産資源を確保するとともに、漁獲された魚に、いかに付加価値を高め、販売していくかが、今

後の振興策であると考えております。

昨年度、漁協加工直売所「びろう」が完成し、ハモの加工品を含め順調な販売実績を示し、また、魚価についても高値で取引され、漁業経営についても大きく貢献しております。

本年度におきましては、現在、漁協女性部が利用しております既存の「加工施設」を更に衛生的な施設に改良し、ハモをはじめとする他の水産物加工についても本格的に取り組んでまいります。

夏井漁港の整備につきましては、漁港漁場整備長期計画に基づき、「漁村再生交付金事業」によりまして、引き続き中防波堤の新設整備を行い、これに合わせて航路浚渫工事を行い、安全な航路を確保し、漁港を利用される漁業者の方々が安心して利用できる漁港の整備を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、商工会や関係機関と連携を深めながら、地域の創意工夫に基づいた取組を促進するために、「商工観光戦略会議」の中で消費者、商業者、行政が協働して、地域経済の活性化のための具体的な戦略を明確に打ち出すために、県特産品協会等、関係機関の協力をいただきながら、既存商店街の活性化や商工振興の新たな方策について、提言と実践に向けた調査研究を行ってまいります。

空き店舗対策としましても、その活用法などについて、所有者の意向を踏まえながら、商工会や各種団体・市民からのアイデアも取り入れ、商業の活性化や魅力ある店舗づくりを進めてまいります。

サンポートしぶしアピアにつきましては、「市街地の活性化」や「地域住民のコミュニティの場」として魅力あるまちづくりに貢献しているものの、まちづくり公社の経営は、依然として厳しい状況にあります。今後は、商業施設としての魅力をさらに高め、地域の皆様に愛され、暮らしに役立つ店づくりに取り組みながら、地域密着のサービスにより、消費者が安心・安全に買い物ができる体制づくりを強化していくとともに、商工会や関係機関と連携を図りながら出店者が一丸となって経営改善に努めていただき、アピア独自の販売促進活動や地場製品の消費拡大の強化をお願いしてまいります。

安楽大迫工業団地の分譲につきましては、地元貢献できる優良な企業が立地できるよう、企業立地動向の把握や企業訪問など誘致活動を展開してまいります。

また、積極的なトップセールスの展開によりまして、若者定住につながる企業誘致や雇用の場の確保に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、本市の特色である海や山等の観光資源を活用し「観る・触れる・味わう」などの体験を楽しむグリーン・ツーリズム等の体験型観光や商工観光戦略会議での提言をもとに、農林水産・商工業者等関係団体の協力を得ながら、魅力ある観光地づくりを推進していきます。

イベント等の開催につきましては、「志布志市観光入込み客数・年間100万人計画」を目標として、商工観光戦略会議での提言と実践により、4月21日から4月29日までを「お釈迦祭りウィーク」と位置付け、各種イベントを実施してまいります。また、「志布志みなとまつり」「やっちく松山藩秋の陣まつり」「ふるさとまつり有明」「イルミネーション点灯事業」を開催し、地域住民相互の交流を通して一体感あるイベントを推進してまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、蓬の郷につきましても、新たな利用料金制度により経費の節減等の営業努力を期待しているところであります。

特産品の振興につきましては、特産品開発、地場産品の販路拡大など、特産品協会等各団体との連携により、関東・関西等の各郷土会や物産展、各種イベント等の機会を通して、より積極的に推進してまいります。

九州唯一の中核国際港湾である志布志港の物流拠点を生かした、新産業おこしの推進は、働く場の創出と地域経済の振興が図られるものと考えております。本年1月に、国際交流拠点づくりと新産業おこしをテーマに本市の地域経済の活性化を図るために「SHIBUSHIプロジェクト推進会議」を発足いたしました。

東アジアの中心に位置する志布志港を中心として、新しい発想と企画で「人と物と技術・情報」の交流により国際交流都市を目指して、地域資源を活用した様々な可能性について調査・研究をしてまいります。

民間での国際交流として、「からいも交流」が活発に実施されており、これまで各国の留学生が多数この地域を訪れ、受入れ家庭はもちろんのこと、地域の人々との文化・食・スポーツなど色々な人的国際交流が図られてきております。これからも、「地域と地域」、「人と人」が交わる国際交流の輪がさらに広がるよう支援してまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

保健・医療・福祉に対する需要はますます増大していくことが予想され、専門的な体制により、適切な対応を図る必要があります。

高齢者の福祉対策につきましては、本格的な長寿社会に対応するために、長年にわたり培った能力を共有し、共に支え合い、健康で生き生きと、地域の活性化のために協働できる体制の整備に努めてまいります。そのために、「高齢者労働能力活動事業」によるシルバー人材センターへの支援等を引き続き実施してまいります。

高齢者の在宅での、自立した生活を支援するため、緊急通報システムを相互通信可能な機種に変更し、より安心・安全な生活を提供できるようサービスを拡充してまいります。また、平成20年に本市で開催される「全国健康福祉祭」ねりんピック鹿児島大会のマラソン交流会に向け、「実行委員会」を立ち上げ、本年度は、プレ大会を実施しながら、本大会の成功に向けての取組を展開してまいります。

子育て支援策でございますが、本市の未来を担うのは子供たちであり、子供は、国の、そして市の「宝」であります。市民が安心して子供を産み、育てることができるまちづくりを目指し、昨年実施しました「子育てについてのアンケート」の結果を参考に、これまでの事業の充実を図りながら、さらに、新たな取組を実施してまいります。

乳幼児医療費助成につきましては、これまでは「0歳児」だけ全額医療費の助成をしておりましたが、今年度から、「6歳未満」の乳幼児まで医療費の無料化を拡充し、子育て支援の充実を図ってまいります。また、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）が、子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）の子供を、一時的に預かる、相互扶助の子育て支援策であります「ファミリーサポートセンター事業」を、子育て支援センターを中心に、今年度から実施してまいります。サポーター養成講座を実施し、登録会員数の増加を図りながら制度の周知等に努めてまいります。

保育行政につきましては、市民ニーズに対応した保育サービスの充実と民間活力の活用という観点から、市内の公立保育所の民間移管について、保護者説明会等を実施しながら、平成20年4月の移管を目指して推進してまいります。

障害福祉につきましては、昨年より「障害者自立支援法」が段階的に施行され、本市も「志布志市障害者計画及び障害福祉計画」の策定に伴い、より具体的な事業を展開してまいります。

必須事業として自立支援給付につきましては、国県が各種負担軽減策を出していますが、本市はいち早く昨年10月より児童デイサービスの保護者負担を無料にしたところであり、今後も引き続き支援するとともに地域生活支援事業に積極的に取り組み障害者の自立、社会参加の促進を図ってまいります。

「相談支援事業」につきましては、2市1町で設置されました「障害者相談支援センター」を中心に、市民への周知・啓発を徹底し、相談内容の充実を図るとともに、その他の必須事業についても事業の充実に努めてまいります。また、任意事業につきましても「日中一時支援」「生活サポート事業」等の事業とともに、「福祉機器リサイクル事業」「自動車改造助成事業」の市民への周知を図り、事業の有効活用が図られるよう努めてまいります。

児童福祉事業では、子供が安心して暮らせる家庭・地域を目指して、児童虐待の予防、早期発見を組織的に対応するため、「要保護児童対策地域協議会」の設置に向け検討してまいります。

地域子育て支援センターにつきましては、子育て・教育・DV（家庭内暴力）・児童虐待など数多くの相談が寄せられており、今後も職員をはじめ専門の相談員、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら諸問題の解決に努めてまいります。

保健事業につきましては、「地域で支えあい・健康で生き生きと暮らせる住みやすいまちづくり」を基本理念に、地域における保健・予防・介護支援の体制整備に努めてまいります。

保健対策として、「子供にやさしいまちづくり事業」や新規事業として乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」を実施してまいります。

老人保健事業につきましては、老人保健法に基づき心身の健康を保持するために、健康教育・健康相談・健康診査を継続して実施してまいります。

母子保健事業につきましては、乳幼児の健康の維持増進を図るため、1歳6カ月、3歳児健診や各種相談等を行います。

また、少子化対策として妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担の回数を拡充いたします。

予防接種事業につきましては、伝染のおそれのある疾病の発生、まんえんを予防するため、予防接種法に基づき市民の利便性を考慮しながら、接種率の向上が図られるよう他の事業との組合せを検討し、個人の免疫力増加と地域での感染防止に努めてまいります。

休日の医療充実につきましては、在宅当番医制により市内の各医療機関に委託し、時間外医療の確保を図ってまいります。また、救急医療に関する事業では、休日及び夜間における急病患者や、入院医療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保するため、曾於郡医師会・都城市の協力のもと、地域での救急医療体制の円滑化を促進します。

介護保険事業につきましては、高齢者が要支援状態や要介護状態にならないために、介護認定者はもちろんのこと、一般高齢者、特定高齢者に対して、老人保健事業、高齢者福祉事業、地域支援事業などとの連携を図りながら、地域包括支援センターを拠点として、介護予防施策や健康づくり事業を進めてまいります。また、健康の維持増進や転倒予防に向けた高齢者医療・介護予防対策として、健康・介護予防の運動教室であります「ピンピン元気塾」を全市で取り組み、地域で活動できるサポーターを養成し、生きがいを持ち活躍できる生涯現役運動を展開してまいります。

これらの取組を通しまして、今後は、保健・福祉が一体となり、地域ケア体制の確立や子育てをサポートする運動を地域ぐるみで展開して「高齢者の元気なまち」と「子育て日本一のまち」を目指してまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「あしたをひらく心豊かな人づくりと文化のまちづくり」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさや学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。さらに、教育行政全般において、本市三つの地域のよさを取り込んだ「きらり輝く三つの教え～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした教育を推進してまいります。

まず、学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化・人材等の豊かな教育資源や教育力を活用して、幼児・児童・生徒が志を高く確かな学力を身に付けるとともに、郷土を愛しその発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。そのために、まず、学力の実態を的確に把握し、基礎的・基本的な内容の定着を図り、個性を生かす教育や少人数指導の充実等、基礎学力の定着・向上を目標として、管理職研修会をはじめ各種研修会や学力向上対策会議等で具体的な取組について検討してまいります。

また、調和のとれた児童・生徒の育成を目指して、学校保健・体育・安全及び食育・給食指導の充実に努めるとともに、豊かな体験を通じた道徳教育や心に届く生徒指導を推進してまいります。

特に、中学校においては「キャリア教育（職場体験学習）」のさらなる推進を目指していきます。さらに、授業を通じた指導方法の改善や教職員研修を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。

そして、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れ、特色ある教育活動を推進するとともに、学校評議員制度等を活用した開かれた学校づくりに努め、外部評価を取り入れるなど保護者や地域の意見を生かした学校経営を進めてまいります。

国際化・情報化社会に対応するための国際理解教育や情報教育につきましては、ALT（外国語指導助手）や地域人材の有効活用による英語学習等の推進、デジタルコンテンツ（デジタルデータの画像等の情報）活用等、ICT（情報通信技術）教育の推進により、それらの充実に努めてまいります。

小・中学校の在り方につきましては、小・中学校長代表、PTA代表、地域代表、学識経験者など25名で構成される「志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」を立上げ、検討を始めたところで

あります。

学校の適正規模の在り方や教育効果、将来を見据えた学校区の見直しなどを含め、幅広い観点で協議・検討を行っていただきます。

学校施設につきましては、耐震化優先度調査の報告に基づき、必要な施設については、耐震調査を実施して、整備計画の検討に取り組んでまいります。

将来の志布志市を担う青少年の育成については、異言語や異文化を体験し、国際感覚を養うとともに、外国から見た日本の良さを再認識することを目的に海外への研修派遣事業を実施し、また山形県酒田市の青少年との国内交流事業を今後も展開し、地域や学校で、リーダーとして活躍していく心豊かな青少年の人材の育成を図ってまいります。

また、各校区単位で子供たちに様々な創作活動や伝統行事を体験しながら、異世代間での交流を推進することで、地域全体で青少年を育む、校区民会議事業を実施してまいります。

新・おにぎり大作戦につきましては、「食育」が重要視される現在、スナック菓子などより、手軽で栄養価の高いおにぎりを食べようという運動に取り組んでおります。これは、おにぎりといっしょにおかずとして地元の特産品を使った煮しめやつけあげを食べながら、豊かな産物に恵まれたふるさとに誇りを持ち、作ってくれた人への感謝の気持ちを育てるというものであります。保護者への講演会やパンフレット等による「食」や「基本的な生活習慣」についての啓発活動を推進してまいります。

生涯学習につきましては、官民一体となった生涯学習センターを中心に「まち全体を学び舎に」生涯学習のまちづくりを目指し、地域に根ざした生涯学習講座の開設と生涯学習フェスティバルの充実を図るために、本年度は自治会単位に総合講座の開設を推進し、学んだことをまちづくりに生かす生涯学習社会の形成に、さらに努めてまいります。

「創年と子どものまちづくり」・「地域学から始まるまちづくり」の二つの「志」を掲げている志布志創年市民大学は、「協働時代に輝く創年と子どもたち」をテーマに開校し、創年と子供の交流の場を創出いたします。また、本年度は、地域の人財（創年）を掘り起こし、「知恵袋伝承事業」を市民大学の研究グループの中で調査・研究し、生涯学習人材バンクに登録し、その特技をまちづくりに生かす場を提供してまいります。

生涯スポーツにつきましては、競技スポーツだけではなく、各地域に整備されている運動施設の活用を進め、誰もが主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことを目指して、各種スポーツ教室を開催し、県が提唱している「健やかスポーツ100日運動」を本市においても推進してまいります。

なお、本年度は、9月に第61回県民体育大会曾於大会が曾於地区を中心に開催されます。本市においては、総合開会式のメイン会場となるほか10種目の競技が予定されており、市実行委員会を中心に、関係機関・団体等の協力をいただき、全市花いっぱい運動を展開するとともに、施設の整備を図りながら、大会を成功させるための事業に取り組んでまいります。

また、今後は、ウインタースポーツとして、全国大会規模のグラウンドゴルフ大会を誘致したいと考えております。合わせて、これまで整備した運動施設の維持管理を適切に行い、生涯スポーツの振

興を推進するため、施設の整備充実を図ってまいります。

市立図書館は、機能の充実と住民サービスの向上を図るため、松山分館と有明分館の電算システム化を進めてまいりました。これによりまして、本年度から市内全域で共通のサービスの提供が可能となりますので、より身近な公共図書館として、多くの市民の皆様に御利用いただけるものと期待しております。

文化振興につきましては、文化施設の活用として、コンサートやミュージカル、又、講演会や映画会等の、自主文化事業の充実を図ることで、市民が質の高い芸術文化に触れることができるよう、鑑賞の機会を多くつくり、文化の向上も図ってまいります。

文化財の保護活用につきましては、「志布志城史跡公園保存整備事業」を、国の補助を受けながら、継続して発掘調査を実施してまいります。

歴史の街づくり推進事業の関係では、商家資料館の開館に向け、活用検討委員会における市民の意見を反映させながら、今年度、基礎調査と基本設計を実施してまいります。さらに、志布志麓庭園の国指定化や登録文化財化に伴って、庭園の観光基盤整備を進めるとともに、地域住民や観光客のニーズに応えるため、観光案内ボランティアガイドのさらなる育成にも着手してまいります。この他、民俗芸能大会も開催し、郷土芸能等の保存継承や、郷土を愛する心の醸成に努めたいと考えております。

学校給食につきましては、将来を担う児童、生徒に志布志市の特産品を学校給食に提供し、家庭や地域の食改善に寄与するため、学校給食で志布志市の特産品の牛肉、黒豚、ハモ、うなぎ、メロン、米の6品目を提供する志布志市キラリ輝く給食（特産品活用学校給食補助事業）を引き続き実施いたします。また、生ごみからできた堆肥により、学校給食用の野菜等を生産する「元気野菜を学校給食へ事業」を新規に取り組んでまいります。

新学校給食センター建設につきましては、志布志市立学校給食センター建設委員会の検討結果を受け、建設場所を旧有明町役場跡地と決定して、本年度から建設に向けて取り組んでまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

私は、かねてから、本市の目指すまちづくりは、市民・行政・民間やNPO法人（非営利団体）などが連携して、お互いに支えあう「共生」「協働」「自立」の社会づくりが基本であると述べてまいりました。

昨年は、県内唯一の協働事業のモデル事例づくりにも取り組み、この成果により、ごみゼロのまちづくり事業が実践される場所であり、「志布志市共生協働推進委員会」では、今後、新たな協働モデル事業を全庁的に展開していく計画であります。

市内のNPO団体等の情報交換の場となる「志布志市NPO等連絡協議会」も設立されたところであり、今後、会員数が増え、さらなる地域活性化が期待される場所でもあります。

市としましては、これらの自主的且つ積極的な活動を支援する拠点づくりとして、市民活動推進センター（仮称）の整備を推進してまいります。

また、市民自らが地域のことを考え、自ら計画・自ら活動することが、地域が輝いていくことにつながります。校区単位では、「ふるさとづくり委員会事業」を大いに実践していただき、地域や団体単位

では、「むら再生促進事業」の活用により、元気でにぎわいのあるふるさとを構築していきたいと考えています。また、高齢化や過疎化が急速に進展していく中、自治会の組織・運営を維持していくことが困難になってきており、新しい自治会組織の在り方については、時代のニーズに合わせた再編や機能の見直しを含め、地域住民が安心して安全な暮らしができる新自治会組織の構築へ向けて、庁内に、自治会活性化検討委員会（仮称）を立ち上げ検討してまいります。

広報紙については、誰にでもわかりやすい紙面づくりを今後も進めるとともに、新たな取組として、財源確保策の一環として広報紙を広告媒体として活用し、有料で企業等の広告を掲載するシステムにより自主財源の確保にも努めてまいります。

ふれあい移動市長室については、昨年度は、開催希望団体等を募り、申込みのあった団体等を優先に開催してまいりましたが、本年度は、市内各地域を校区単位で巡回して開催してまいります。

地域の課題や問題点、行政に対する意見・要望など地域の皆様の率直な御意見と様々な御提言をいただきたいと考えております。

男女共同参画社会の実現に向けましては、「志布志市男女共同参画推進会議」や「志布志市男女共同参画推進懇話会」の設置により推進体制の整備を図っております。

また、庁内に男女共同参画プラン策定研究会を立ち上げ、「志布志市男女共同参画計画（仮称）」策定に向け作業を進めているところであります。

セミナーの地区別開催や学習の場の提供に努めるとともに、今後各種審議会等女性委員の登用促進を図りながら、政策決定の場等への共同参画に努め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けての機運の醸成を図ってまいります。本年度からは、女性専門相談員による定期的な相談事業や女性支援推進事業にも取り組んでまいります。

志布志市のこれからのまちづくりの理念であります「志のあふれるまちづくり」については、着実に、政策を推進してまいります。具体的な事業としまして、4月24日を「しぶしの日」と位置付けて、「しぶしの日記念事業」を行います。この記念事業の中で、本年、4月24日に、「志のまち」を宣言し、「志のあふれるまちづくりを推進していくこと」を市内外へ、そして全国にアピールしてまいります。また、それぞれの志を発表する「志甲子園大会」の開催や、市外の方にも志布志市を応援していただく「志民登録事業」も取り組んでまいります。

最後に、市民とともに歩むムダのない経営についてであります。

総見直しプロジェクトと位置付けて取り組んでおります行財政改革につきましては、「志布志市行政改革大綱」の推進計画となります「志布志市集中改革プラン」を、現在「行財政改革推進委員会」において審議をいただいているところであり、議会の皆様にもお示ししていきたいと考えております。

この「集中改革プラン」は、平成22年度までの行財政基盤の確立、住民との共生・協働による市政の確立、港湾を核とした国際交流都市への飛躍のための各取組を、実施項目、取組スケジュールや数値目標等を明示して策定するもので、今後の本市の行財政改革の基本となるものであり、この「集中改革プラン」に基づき、19年度から本格的に取り組んでまいります。

具体的には、職員数の削減についても、平成18年当初から比較して平成23年4月には50名（12.5%）

削減するとして「定員適正化計画」を平成18年12月に策定したところであり、今後は、この「定員適正化計画」に基づき、計画的に職員数の削減に努めるなど、適正管理に努めてまいります。

また、職員の能力開発や意識改革ができるよう人材育成基本方針を策定し、職員提案制度や各種研修を充実するとともに、職員がもてる能力を十分発揮できる組織づくりに努めてまいります。

さらに、持続可能な財政基盤の確立を図るため、平成22年度までの健全化のための目標額を盛り込んだ「中期財政計画」を策定したところであり、今後は、この「中期財政計画」に基づき、財政の健全化に努めてまいります。

なお、指定管理者制度の導入につきましても、「指定管理者導入計画」に基づき、引き続き積極的に制度導入を進めてまいります。

今後は、これまで以上に自主的、主体的な地域づくりが求められている中、多様化する行政需要に的確に対応するため、P・D・C・Aサイクル（計画・実行・点検・改善）による、明確な目標設定と評価により行政経営を行うことを基本として、市税等の自主財源の確保や国及び県の補助事業の積極的導入、事務事業の見直しや効率化、経常経費の削減を図り、効率的な財源の確保と配分に努め、弾力性のあるムダのない財政基盤の確立を図ってまいります。

以上、各分野における方策について、申し上げたところでございます。

市民の皆さんが主役となり、あらゆる場面で、笑顔があふれる、市民総参加のまちづくりへ向けて、取り組んでまいります。

そのためには、これまで申し述べました施政方針の一つひとつが、確実に実行されることが必要であり、それが、私たちの役割であります。

私を先頭に、職員が一丸となって、知恵を出し、汗を流して、「市民の幸せ」という「志」を掲げ、全力を尽くしてまいります。

議会議員各位をはじめ、市民の皆様の御協力と知恵と力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） 途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

45分に再会いたします。

○
午後 3 時 32 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○
○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

○市長（本田修一君） 平成19年度当初予算（案）について申し述べます。

I. 一般会計予算

平成19年度志布志市一般会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ179億3,200万円となり、前年度当初予算と比較しますと、32億900万円、21.8%の増となっております。前年度当初予算は、合併に伴う骨格予算のため本予算となりました6月補正と比較しますと、5億4,351万2,000円、3.1%の増とな

ります。

債務負担行為につきましては、曾於東部地区土地改良区が農林漁業金融公庫から借り入れる曾於東部地区の基盤整備資金の元金及び利子分を平成20年度から平成43年度までの期間を定め、2,664万円以内を限度額として設定しております。また、曾於東部地区土地改良区が農林漁業金融公庫から借り入れる曾於東部2期地区の基盤整備資金の元金及び利子分を平成20年度から平成43年度までの期間を定め、3,264万9,000円以内を限度額として設定しております。

地方債につきましては、事業の資金調達を図るため、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額、方法等を定め、地方債の総額を20億3,860万円計上しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを申し上げます。

歳入の自主財源は、56億9,111万1,000円、構成比31.7%、依存財源は122億4,088万9,000円、構成比68.3%となっており、国の三位一体改革等により、市税は増額になりましたが、所得譲与税の廃止、地方交付税や臨時財政対策債の減額など、その不足分を特定目的基金や財政調整基金で補う厳しい状況となっております。

自主財源の柱となる市税は、3億901万1,000円、10.3%の増額の33億456万1,000円計上しております。主な内訳としまして、市民税は定率減税の廃止等により2億6,800万円の増額で12億7,605万円計上しております。

固定資産税は、新築家屋の増加等により4,101万1,000円増額の16億1,941万1,000円計上しております。

地方譲与税は、税源移譲に伴う所得譲与税の廃止により2億3,900万円減額の3億1,000万円計上しております。

地方特例交付金は、570万円減額の3,000万円計上しております。恒久的減税の廃止により減税補てん分が廃止されましたが、19年度から21年度までの経過措置として新設された特別交付金を1,340万円計上しております。

地方交付税は、合併後の臨時的経費に対する支援措置及び地方財政計画の伸び率を勘案し、1億3,200万円、1.9%減額の67億1,800万円計上しております。

分担金及び負担金は、保育料、老人福祉施設入所者負担金等、総額で2億427万8,000円計上しております。

使用料及び手数料は、行政財産使用料、住宅使用料等、総額で1億9,138万9,000円計上しております。

国庫支出金は、保育所運営費、生活保護支給給付事業、臨時交付金事業等、総額で14億9,861万2,000円計上しております。

県支出金は、保育所運営費、国民健康保健医療費助成事業、市町村合併特例交付金交付事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業、県議会議員選挙及び参議院議員選挙費委託金等、総額で12億2,767万1,000円計上しております。

財産収入は、定住促進団地売払収入等、総額で4,027万円計上しております。

繰入金は、財政調整基金繰入金4億5,520万7,000円、土地改良事業積立基金繰入金5億6,019万4,000円等、総額で13億1,605万2,000円を計上しております。

繰越金は、決算見込みにより、2億5,000万円を計上しております。

諸収入は、農業振興資金貸付収入、県地域振興公社営事業参加者負担金、と畜場事業特別会計歳計剰余金等、総額で3億8,455万9,000円計上しております。

市債は、減税補てん債が廃止になりましたが、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等、総額で20億3,860万円を計上しております。

なお、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、寄附金につきましては、前年度と同額を計上しております。

次に歳出予算について、性質別に御説明申し上げます。

まず、義務的経費は、2億2,136万8,000円増の90億8,054万3,000円計上、歳出に占める割合は、50.6%となっております。

内訳は、人件費が前年度と比較して0.02%の増の35億4,859万7,000円となりました。職員の人件費につきましては、選挙経費や早期退職者制度に伴う特別負担金を除いた通常ベースでは、職員適正化計画に基づく退職者一部不補充等により、実質1億4,700万円、4.6%の減額となっております。

公債費は、前年度並みの26億5,260万8,000円、扶助費は、生活保護扶助費、乳幼児医療費助成事業等の増額により2億1,464万円増額の28億7,933万8,000円計上しております。

投資的経費は、曾於南部一期地区国営事業負担金、給食センター建設事業、潤ヶ野小体育館改修事業及び道路新設改良事業等で23億6,191万2,000円増額の32億8,185万円計上しております。

その他の経費では、物件費は前年度と比較して1億3,419万4,000円増額の23億994万8,000円計上しておりますが、6月補正と比較すると3.1%、7,473万3,000円の減額となっております。

補助費等は、さんふらわあ存続助成事業、曾於南部厚生事務組合負担金、19年度本市で開催される鹿児島県茶業振興大会助成事業、県民体育大会曾於大会活動事業等への増額に伴い、前年度と比較して4億754万9,000円増額の15億4,940万8,000円計上しておりますが、6月補正と比較すると8,574万7,000円の増額となっております。

積立金・投資及び出資金では、森山地区上水道施設整備計画改良事業に係る水道事業会計への出資等で1億545万4,000円増額の1億1,267万3,000円計上しております。

繰出金は、下水道管理特別会計繰出金及び奨学金基金繰出金の減額に伴い4,203万8,000円減額の14億1,440万5,000円計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

議会費は、議員報酬及び事務調査等に要する経費として2億4,897万2,000円計上しております。

総務費は、総額で21億8,863万5,000円計上しております。主なものとしまして、市政全般の管理的な事務に要する経費や自治会振興に係る経費等、総務管理費に15億4,851万8,000円計上しております。

そのほか、税の賦課徴収に要する経費等、徴税費に4億340万円、戸籍住民基本台帳費に1億5,561万5,000円、参議院議員通常選挙、県議会議員選挙等、選挙費に5,120万1,000円、それぞれ計上しております。

民生費は、総額で50億6,590万4,000円計上しております。主なものとしまして、国民健康保険特別会

計等への繰出金、重度心身障害者医療費助成事業、自立支援給付費支給事業、後期高齢者医療制度施行事業、老人保護措置事業等、社会福祉費に25億6,087万2,000円、乳幼児医療費助成事業、児童手当給付事業、保育所運営事業等、児童福祉費に16億2,244万6,000円、生活保護費に8億8,121万5,000円それぞれ計上しております。

衛生費は、総額で11億6,548万3,000円計上しております。主なものとしまして、水道事業会計出資金、各種健康診査事業、介護予防支援事業等、保健衛生費に7億5,806万1,000円、塵芥収集業務委託、公共用水域保全事業、合併処理浄化槽設置事業等、清掃費に4億742万2,000円それぞれ計上しております。

農林水産業費は、総額で24億178万1,000円計上しております。主なものとしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、鹿児島県茶業振興大会活動事業、畜産基盤再編総合整備事業、曾於南部一期地区国営事業負担金等、農業費に22億37万2,000円、曾於地域植樹祭活動事業、森林整備地域活動支援事業等、林業費に9,513万9,000円、志布志漁協加工施設改修整備事業、漁村づくり総合整備事業等、水産業費に1億627万円それぞれ計上しております。

商工費の主なものとしまして、企業立地促進事業、商工振興対策事業、「さんふらわあ」志布志航路存続協議会活動事業、イベント関連補助金等、総額で2億9,277万2,000円計上しております。

土木費は、総額で16億6,274万9,000円計上しております。主なものとしまして、弓場ヶ尾佐野原線、中山豊留線、吉村山ノ口1号線、六月坂安良線等の改良事業等、道路橋梁費に10億8,866万3,000円、通山地区排水路工事委託、急傾斜地崩壊対策事業等、河川費に4,431万8,000円、港湾改修事業負担金等、港湾費に2億4,853万3,000円、それぞれ計上しております。

消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金として常備消防費に3億5,679万8,000円、消防団員の報酬、費用弁償等、非常備消防費に1億121万3,000円、防火水槽設置及び消防車両整備等、消防施設費に6,265万1,000円、総額で5億2,066万2,000円計上しております。

教育費は、総額で16億8,532万6,000円計上しております。主なものとしまして、委員報酬、学校規模・配置の在り方検討委員会に要する経費、奨学金基金繰出金等、教育総務費に2億9,802万円、小学校施設の改修事業、就学援助費支給事業等、小学校費に3億6,481万3,000円、中学校施設の改修事業、志布志中学校建物耐震診断委託事業等、中学校費に1億8,014万5,000円、農村環境改善センター施設改修事業、生涯学習委員会活動事業、自主文化事業、商家資料館活用事業等、社会教育費に4億9,797万2,000円、県民体育大会曾於地区大会活動費、体育施設改修等整備事業、学校給食センター建設事業等、保健体育費に3億2,121万9,000円、それぞれ計上しております。

このほか、災害復旧費に2,710万8,000円、公債費に26億5,260万8,000円、予備費に2,000万円計上しております。

次に特別会計予算（案）について、御説明申し上げます。

Ⅱ．国民健康保険特別会計予算

まず、国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成19年度国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、国民健康保険新規加入者分及び前期高齢者分等を考慮し、歳入歳出それぞれ46億7,609万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと6億4,469

万8,000円、16%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分と介護納付金分で10億7,316万円を計上しております。

国庫支出金16億8,286万6,000円、療養給付費交付金5億2,386万5,000円、県支出金2億1,664万3,000円、共同事業交付金6億6,540万1,000円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として2億5,540万8,000円、出産育児一時金等繰入金1,983万3,000円、財政安定化支援事業繰入金8,227万1,000円を計上しております。

その他、繰越金を1億3,351万3,000円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費につきましては、社会保険離脱に伴う国民健康保険加入、前期高齢者として引き続き国民健康保険対象者となる分の増加等に伴う医療費を見込み、29億8,822万4,000円計上しております。

一般被保険者療養給付費21億1,416万2,000円、退職被保険者等療養給付費5億2,547万7,000円、一般被保険者高額療養費につきましては、2億2,332万7,000円となっております。

出産育児一時金2,975万円、葬祭費1,110万円、老人保健拠出金7億637万1,000円をそれぞれ計上しております。

その他、介護納付金2億1,598万8,000円、総務費4,626万1,000円、共同事業拠出金6億5,107万8,000円、保健事業費3,290万8,000円、予備費を3,000万円計上しております。

Ⅲ. 老人保健特別会計予算

続きまして、老人保健特別会計予算について、御説明申し上げます。

老人保健特別会計は、平成14年10月の改正で、対象年齢を5年かけて75歳とし、一定以上所得者に対する負担割合も2割から3割にするなどの制度改正が行われ、公費負担割合についても平成18年10月まで、段階的に引き上げられ、最終的に50%まで引き上げられたところでございます。

このようなことを踏まえて、平成19年度老人保健特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ45億9,770万6,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、2億5,701万4,000円、5.3%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金23億1,720万1,000円、審査支払手数料交付金1,700万4,000円、国庫支出金15億453万2,000円、県支出金3億7,580万1,000円、一般会計繰入金3億8,114万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、一般管理費651万4,000円、医療給付費44億8,800万円、医療支給費8,400万円、審査支払手数料1,716万7,000円、一般会計繰出金100万円を計上しております。

Ⅳ. 介護保険特別会計予算

続きまして、介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成19年度志布志市介護保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ29億8,159万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、3,151万2,000円、1%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、保険料は、第1号被保険者に関します保険料を4億5,264万3,000円計

上しております。

国庫支出金につきましては、保険給付に対します国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担分を8億188万8,000円計上しております。

支払基金交付金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対します第2号被保険者の負担分を9億683万2,000円計上しております。

県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します県の負担分を4億4,205万7,000円計上しております。

繰入金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対します市の負担分と事務費の繰入でございます。3億7,817万1,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務費につきましては、介護保険事務及び保険料の徴収に關します事務費を360万7,000円計上しております。

保険給付費でございますが、要介護1から5の認定を受けている方の給付費である「介護サービス等諸費」、要支援1、2の認定者に対する給付費の「介護予防サービス等諸費」、審査支払手数料の「その他の諸費」、自己負担額が所得状況により定められた一定額を超えた場合に支給する「高額介護サービス等費」、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられていまして、これを超える部分を給付する「特定入所者サービス等費」を合わせまして、29億156万円計上しております。

財政安定化基金拠出金につきましては、基金への拠出金と平成14年度に借り入れた分の償還金700万円を計上しております。

地域支援事業費でございますが、介護予防事業費につきましては、一般高齢者、特定高齢者施策に対します事業費でございます。包括的支援事業・任意事業費につきましては、特定高齢者の介護予防プラン作成に關します介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備など、6,731万9,000円を計上しております。

V. 下水道管理特別会計予算

続きまして、下水道管理特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成19年度下水道管理特別会計予算(案)の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,598万2,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、1,325万6,000円、4%の減となっております。

地方債につきましては、資本費平準化債を地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額、方法等を定め、1億3,890万円計上しております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料を5,070万円、一般会計からの繰入金1億2,535万6,000円、農林水産業債の資本費平準化債を1億3,890万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は、職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理のほか、昨年の集中豪雨で流失いたしました松山橋の圧送管敷設工事に要する経費など6,500万2,000円を計上しております。

そのほか、地方債の元利償還金2億4,998万円、予備費を100万円計上しております。

VI. 公共下水道事業特別会計予算

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成19年度公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、前年度と同額の、歳入歳出それぞれ450万4,000円となっております。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を450万2,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を443万4,000円計上しております。

VII. 国民宿舎特別会計予算

続きまして、国民宿舎特別会計予算について、御説明申し上げます。

国民宿舎ボルベリアダグリにつきましては、昨年より景観を生かしたウェディングの営業により婚礼部門の利用客が大きく伸びております。また、志布志の食材を生かした新たなメニュー開発を行っており、再びダグリを利用していただくリピーターが増加しております。今後とも、利用客のニーズに応えられるようにサービスの向上に努めてまいります。

平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,124万4,000円、前年度と比較して1,913万8,000円、4.2%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、事業収入は、4億1,770万円計上しております。内訳は、国民宿舎事業収入を3億8,610万円、遊園地事業収入を3,160万円計上しております。

一般会計繰入金は、5,324万2,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、国民宿舎の維持管理に関する経費等、管理費3億6,801万円計上しております。内訳は、指定管理料を3億4,632万3,000円、ダグリ岬遊園地遊具施設賃借料を1,468万8,000円、防犯カメラ購入等の備品購入費を505万円計上しております。

公債費は、1億273万4,000円計上しております。

VIII. 水道事業会計予算

続きまして、水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

水道事業会計につきましては、水道使用料をもって充てる収益的収入として、水道事業収益3億2,608万円、簡易水道事業収益2億4,602万1,000円、総額5億7,210万1,000円計上し、水道料金を得るための費用である収益的支出として、水道事業費用2億6,945万円、簡易水道事業費用2億8,477万7,000円、総額5億5,422万7,000円計上しております。

資本的収入の主なものとしましては、企業債収入、工事負担金、出資金、国庫補助金等であり、総額3億6,395万8,000円計上し、支出につきましては、上水道施設整備改良工事の森山地区や簡易水道基幹改良工事、又、国・県道を含む道路改良工事等による布設替に係る費用として6億1,349万9,000円計上しております。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額2億4,954万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,372万3,000円、減債積立金1,531万8,000円、建設改良積立金6,572万6,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,477万4,000円で補てんするものです。

以上、平成19年度の施政方針及び当初予算案について、述べてまいりましたが、市民の皆様方並びに

議員各位の御理解と御協力、またさらなる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君）　　ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君）　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

午後4時17分　延会

平成19年第1回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成19年3月2日（金曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第6号 志布志市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第7号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第8号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第9号 志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 地域振興局及び支庁設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 志布志市シルバーワークプラザ条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第19号 志布志市環境基本条例の制定について
- 日程第16 議案第20号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第21号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第25号 志布志市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第22 議案第26号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第27号 志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第28号 志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第25 議案第29号 志布志市基本構想の策定について
- 日程第26 議案第30号 財産の無償貸付けに係る土地の数量の変更について
- 日程第27 議案第31号 曾於北部衛生処理組合理約の変更について
- 日程第28 議案第32号 曾於南部厚生事務組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第29 議案第33号 曾於地区介護保険組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第30 議案第34号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第31 議案第35号 平成19年度志布志市一般会計予算
- 日程第32 議案第36号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第37号 平成19年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第34 議案第38号 平成19年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第39号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第36 議案第40号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第41号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第38 議案第42号 平成19年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名 (32名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	33 番	若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

32 番 谷 口 松 生

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	助 役	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	隈 元 勝 昭
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	稲 付 道 憲
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	井 手 南 海 男	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	総 務 課 長	上 村 和 憲
行 政 改 革 推 進 課 長	外 山 文 弘	企 画 政 策 課 長	山 下 修 一
財 務 課 長	溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長	小 辻 一 海
環 境 政 策 課 長	立 山 広 幸	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
耕 地 課 長	通 山 正 文	水 道 局 長	徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗	教 育 総 務 課 長	溝 口 敏 久
文 化 振 興 課 長	米 元 史 郎		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○副議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名します。

○

○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第2、議案第6号、志布志市副市長の定数を定める条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第2 議案第6号 志布志市副市長の定数を定める条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第2、議案第6号、志布志市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、志布志市副市長の定数を定める条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、助役に代えて副市長を置き、その定数を定める必要があるため、提案するものであります。

このことにつきましては、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会から「地方分権改革により、地方公共団体の役割と責任が広がっており、組織運営面における自主性・自立性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要であり、各地方公共団体が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう、新たな制度に改めるべきである。」との答申を受け、今回の地方自治法の改正に当たっています。

その改正では、市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置くこととされ、その定数を条例で定めることとされました。また、副市町村長の職務として、現行の助役の職に加え、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどること及び普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、その委任を受け、その事務を執行することが規定されたところです。

今回、御提案申し上げますのは、市の財政的な面及び副市長の職務等を勘案し、副市長の定数を1人とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

○28番（重永重久君） この副市長制というのが4月1日からということでございますが、今定例会で聞いておきたいと思っております。

本人を目の前に、恐縮でございますけれども、助役を2年という形で、約1年経過するわけですが、4月1日から助役を2年という形の中で今までやってこられたわけですが、4月1日からどういう人事的なことを考えていらっしゃるのか、今の助役を副市長にもっていくのか、それから2年という契約で来られた経緯上、どういう取り計らいをされるのか、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま助役を1人選任しているところでございますが、改正法の施行の際、現に在職する助役につきましては、平成19年4月1日に副市町村長として選任されたものと見なすこととされております。したがって、現助役が、副市長ということになるということでございます。

これまでこういった形で助役を1人というような形でできておりましたので、先ほども申し述べましたとおり、平成19年度におきましても、副市長1人ということをお提案するものでございます。

○28番（重永重久君） 副市長に助役を充てるということで、任期が2年という形で今まで推移してきたわけですが、その1年後はまた考えるということですかね。

○市長（本田修一君） 助役につきましては、県からの助役ということでございますので、内容的には2年ということになるかということでございます。

したがって、平成20年4月1日からは新しく、また副市長を定めるということになるかと思えます。

○31番（野村公一君） 今回、法の改正ということで条例の制定をされるんでありましょうが、従来の助役、それから今回、副市長ということに変わるわけですが、もたらされるその権限の変更があるのか、どうか。あるとすれば、どういう権限が違ってくるのか、ひとつ説明をいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 今回、新しく権限を委任することができるということになるわけですが、2人制にした場合はそれぞれの権限を明確にしなければならないということになるということですが、現時点におきましては1人ということで、権限を新たに委任するという考えはございません。そのようなことですので、御了解いただきたいと思います。

○14番（小野広嗣君） 法の改正によりまして収入役等も廃止ということで、基本的にこれまでの議論の中で、4月のスタートにあたって副市長制に変わると。そのときに副市長を1人にするのかと、2人にするのかという議論もあり、またそのさや当て等もこう間あったわけですが、そういった状況の中で、今回1名という形で条例の提出があったわけですが、この判断に至った経緯を、お示しをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 経緯につきましては、先ほども申し述べましたとおり、市の財政的な面、それから副市長の職務等を勘案いたしまして1人制ということをお提案するものでございます。

○14番（小野広嗣君） 2人制、1人制、どちらがいいのかという議論はさまざまあると思います。そ

して、旧志布志町におきましては、収入役を廃止することに伴って、2人助役制という形で、所管を分けて取組をしました。そして、そのことがどういう波及効果を及ぼすのかという観点から見たときに、やはり住民サービスを提供する上で行政の仕事のスピードアップにつながると、そういう判断で、そういった取組をした経緯があります。それが良かったのかどうだったのかと、それは市民、あるいは議会の立場からそれぞれだったろうと思います。

そういった部分を受けての市長の今回の取組ということは、どういう判断だったのでしょうか。

○市長（本田修一君） 旧志布志町の方で、2人助役制というような形で執行がなされておりました。そして、私の旧有明町では、助役に代えて総括監という制度で執行しておりました。

そのような形で、この合併直前、さまざまな形の執行があったわけですが、それらのものを十分勘案いたしまして、そしてそれらの良否を、さまざまな意見を聴取しながら今回の提案となったものでございます。

○10番（毛野 了君） ちょっと確認をいたしておきますが、冒頭市長は、一部権限を委任するという説明をされましたが、そうじゃなかったですか。そこをちょっと教えてみてください。

○市長（本田修一君） 副市長制に伴いまして、法律上、権限を委任することができるというふうになっておりますが、今回の提案では、権限を委任しないということで提案します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第3、議案第7号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明

を申し上げます。

本案は、志布志市情報公開審査会及び志布志市個人情報保護審査会の統合に伴い、非常勤職員の区分を改める等の必要があるため、提案するものであります。

内容としましては、第6条第1項中の用語の改正と、非常勤職員の市内における費用弁償が、第7条と別表中に規定されていたため、別表中の市内の欄を削り、整理したものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

○12番（本田孝志君） この費用弁償の額等の審議がなされたものか、お伺いいたします。

同じ人が、人間と言いますか、同じ人がいろいろと、この費用弁償の額等をみますと、同じ場所に行って、同じものを食べて、その人によって金額が違うということは、私はいかかなものかなと考えておったわけですが、ここらあたりの話合いと申しますか、審議はなされたものか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。

今回のこの費用弁償の一部のことに關しましては、この情報公開審査会及び個人情報審査会の統合に伴うものでございまして、これにつきましては、費用弁償が本文中の第7条と別表にも規定をされておりまして二重になっているという解釈のために、別表の市内の欄を削除して整理をするということで、今回は御提案を申し上げるところでございまして、その額の内容等のことについてはではないものでございます。

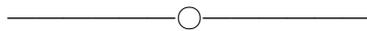
以上です。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

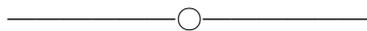
ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託します。



○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第4、議案第8号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第4 議案第8号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第4、議案第8号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成18年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の扶養手当の額の改定を行う必要があるため、提案するものであります。

具体的には、3人目以降の扶養手当について、現行の「5,000円」から「6,000円」に改正するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

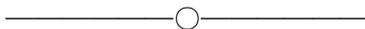
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第9号 志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第5、議案第9号、志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、関連性のある情報公開制度及び個人情報保護制度をより円滑に運用するため、志布志市情報公開審査会及び志布志市個人情報保護審査会を統合することとし、その組織、調査審議の手續等に関する事項を定める必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第9号について、補足して御説明いたします。

これまで、情報公開審査会と個人情報保護審査会は、それぞれに条例を定めて運用しておりましたが、内容も形態もほぼ同様であり、委員のメンバーも同一の方々であります。また、委員を委託している鹿

児島市町村行政推進協議会における統一的審査会の名称も、以前から情報公開・個人情報保護審査会となっているところでございます。

さらに、鹿児島県におきましても昨年12月1日から統合され、同様の名称としています。これらの状況を踏まえ、本市においても審査会の名称を統合し、一本の条例で規定するものであります。

今回、御提案しております条例につきましては、現在、制定されております志布志市情報公開条例の中の情報公開審査会に関する部分を、基本的に志布志市個人情報保護条例の内容を補足する形で作成してあります。

まず、第1条でこの条例の趣旨を、第2条で審査会の事務を規定しています。

第3条で、委員の人数を5人以内としています。

第4条で委員の任期等を、第5条で会長の選出方法等を、第6条で審査会の会議の採決等を規定しています。

第7条では、審査会の庶務の処理を総務課で行うこととしています。

第8条から第15条までは、審査会の調査審議の手続を定めており、ほぼ情報公開審査会の内容と同等のものであります。

第16条では、ここに定めのないものについて、審査会への委任を定めています。

第17条では、罰則として違反者に対して1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を定めていますが、検察庁との協議も済んでおります。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第6、議案第10号から日程第9、議案第13号まで、以上4件については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第13号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第6、議案第10号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、助役制度及び収入役制度の見直し等の措置が講じられたため、関係条例の規定の整備を行う必要があるため、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第10号について、補足して御説明いたします。

平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律に伴いまして、今回、改正を行うものであります。その中では、監査委員の定数が法律内に定められ、条例によって増加できることとしたことと、助役制度の見直しに伴い、その名称が副市長となったこと、収入役制度の廃止に伴い収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くこととしたこと、また吏員制度の廃止に伴い、吏員とその他の職員の区別及び事務吏員と技術吏員の区別を廃止し、一律に職員としたことについて改正されています。

第1条で監査委員条例、第2条で職員定数条例、第3条で特別職報酬等審議会条例、第4条で特別職の職員の給与に関する条例、第5条で一般職の職員の給与に関する条例、第6条で職員等の旅費に関する条例、第7条で税条例の一部改正を行うものであります。

附則では、19年4月1日から施行とし、平成18年6月7日に既に施行されている監査委員制度の見直しにかかる第1条については、公布の日からの施行としています。

新旧対照表については、説明資料の3ページから10ページに掲載しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

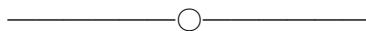
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第11号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第7、議案第11号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正による同法の条の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改める必要があるため、提案するものでございます。

内容につきましては、第1条中の「第38条」を「第46条」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

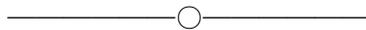
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第12号 地域振興局及び支庁設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第8、議案第12号、地域振興局及び支庁設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、地域振興局及び支庁設置条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地域振興局及び支庁設置条例の制定に伴い、県の出先機関の組織機構が改編されるため、関係条例の規定の整理を行う必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第12号について、補足して御説明いたします。

鹿児島県では、出先機関の総合事務所化に向けて検討を進め、総合事務所の位置や名称、組織体制を定める総合事務所設置計画を決定し、昨年12月の県議会において、地域振興局及び支庁設置条例が可

決されたところでございます。

その中で、平成19年4月1日から、各区域において、地域振興局及び支庁を設置することとしております。この大隅地域におきましては、大隅総務事務所と鹿屋総務事務所を統合し、総務企画部として鹿屋合庁へ、曾於福祉事務所と肝属福祉事務所を統合し、保健福祉環境部として鹿屋合庁へ、志布志保健所は保健福祉環境部志布志支所となり、大隅農林事務所と曾於農業改良普及センターと大隅耕地事務所を統合し、農林水産部曾於支所に変わります。そして、大隅土木事務所は建設部曾於支所、志布志港湾事務所は建設部志布志港支所に変わります。また、曾於農業改良普及センターに変わり、農林水産部曾於支所内に曾於畑地かんがい農業推進センターが設置されます。

今回は、これらの名称変更に伴いまして、用語の改正の必要のある条例の一部を改正するものでございます。

第1条で予防接種健康被害調査委員会条例、第2条で林業振興対策協議会条例、第3条で農業振興対策協議会条例の一部の改正を行うものであります。

新旧対照表については、説明資料の12ページから14ページに掲載してございますので、御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

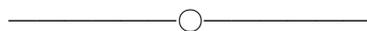
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第13号 志布志市シルバーワークプラザ条例等の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第9、議案第13号、志布志市シルバーワークプラザ条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市シルバーワークプラザ条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、指定管理者制度を採っている公の施設の過料規定を統一するため、関係条例の規定の整備を

行う必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第13号について、補足して御説明いたします。

指定管理者制度導入に伴う公の施設に関する条例改正は、統一した形式の下で、旧条例を廃止し、新たに条例を制定する方法で対応してきました。使用料のあるものについては過料を規定し、使用料のないものについては過料を規定しておりませんでした。地方自治法の規定にのっとり、使用許可等に対する違反行為についても同様の取扱いとすることといたしましたので、関係条例の整備をするものであります。

第1条でシルバーワークプラザ条例、第2条で老人福祉センター条例、第3条で老人憩の家条例、第4条で家畜指導センター条例、第5条で農業管理センター及び新規就農者研修施設条例、第6条で青少年館条例の一部改正であります。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

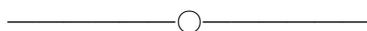
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第14号 志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第10、議案第14号、志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、志布志市国民保護対策本部及び志布志市緊急対処事態対策本部を設置することとし、その組織、運営等に関する事項を定める必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第14号について、補足して御説明申し上げます。

志布志市国民保護対策本部等の設置につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条に、法第25条第2項の規定による指定の通知を受けた場合は、国民保護対策本部を直ちに設置しなければならないと規定をされております。

この指定の通知とは、武力攻撃等に対処するために、国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の閣議の決定があった時の通知のことです。

次に、法第28条に、この対策本部の長は市長をもって充て、本部員に助役、教育長、消防団長、そして市長が市職員のうちから任命する者をもって充て、この対策本部に副本部長を置き、本部員のうちから市長が指名すると規定をされております。また、法第29条に、本部長の権限、法第30条に対策本部の廃止が規定をされております。

そして、法第31条に、法第27条から30条までに規定するもののほか、対策本部に関し必要な事項は市の条例で定めるとの規定により、その必要な事項を条例で定めるものであります。

なお、法第183条の規定は、緊急処理事態及び緊急対処保護措置についても、ただいま説明いたしました法第31条を準用して緊急処理事態対策本部条例を定めるものであります。

それでは、条例の内容について、御説明申し上げます。

第1条の趣旨は、ただいま説明を申し上げたとおりであります。

第2条は、法に基づき設置しました国民保護対策本部の本部長、副本部長、本部員の職務と、外に必要な職員を置くことができる規定であります。

第3条は、国民保護対策本部の情報交換等を行うために、会議を招集し、また、国や市職員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる規定であります。

第4条は、国民保護対策本部に部を置くことができ、部長等の職務を規定したものであります。

第5条は、国民保護現地対策本部に、現地対策本部長等を置き、副本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てて、その職務を規定したものであります。

第6条は、国民保護対策本部の庶務は、総務部総務課において処理する規定であります。

第7条は、第1条から第6条までに定める以外の必要な事項を定めることを、本部長に委任する規定であります。

第8条は、国民保護対策本部の規定を、緊急処理事態対策本部に準用する規定であります。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託いたします。

○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第11、議案第15号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第11 議案第15号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第11、議案第15号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正、地域振興局及び支庁設置条例の制定等に対応するため、委員の構成の規定について、職名の列記方式から所属の列記方式に改める必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第15号について、補足して御説明申し上げます。

今回、御提案いたしました改正案は、これまでの職名の列記方式から所属の列記方式に改める改正案でございます。

改正前の条例は、合併前の各町の条例が職名の列記方式であったため、それを参考に定めていたが、地方自治法の一部改正、県の組織機構改革による地域振興局及び支庁設置条例の制定等に対応するために、県が示している市町村条例の準則を参考に、所属の列記方式に改めたところでございます。

それでは、付議案件説明資料の15ページの新旧対照表をお開きください。

改正します第3条第5項第1号の指定地方行政機関の職員は、国の出先機関ということで、現在は委嘱しておりません。

第2号の鹿児島県の知事の部内の職員は、改正前の第2号から第7号までの職名でございます。

第3号の鹿児島県警察の警察官は、第13号でございます。

第4号から第7号は、改正前のおりでございます。

第8号の指定公共機関又は指定地方公共機関の職員は、公共の通信、電気、運輸等にかかわる機関ということで、第14号、第15号の職名でございます。

第9号のその他市長が適当と認める者は、第1号の市議会の代表者の方と公共的団体ということで、第16号から第20号までの職名であります。

この改正案が可決されましたら、現在委嘱しています委員の方々を基本に、県の地域振興局等の組織

体制の状況と、先の議会で御指摘をいただきました御意見等を参考にして委嘱をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

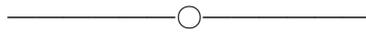
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第16号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第12、議案第16号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、指定管理者の指定について、諸般の事情によりその指定ができなかった場合、指定の取消しがあった場合等における当該公の施設の管理の方法、手続等に関する事項を定める必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第16号について、補足して御説明申し上げます。

本案は、指定管理者の指定について、諸般の事情によりその指定ができなかった場合や、指定の取消しがあった場合等に、当該公の施設の管理の方法、手続に関する事項を定める必要があることから、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正するものであります。

条例改正の主な内容は、別紙の議案説明資料の17ページのとおりでございます。

志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の次に、第13条として、市長による管理に関する事項を加えるものであります。

また、第13条中、「第11条まで」の次に「及び前条第1項」を加え、同条を第14条とし、教育委員会所管の公の施設についても同様の取扱いをしようとするものであります。

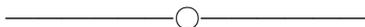
以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第17号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第13、議案第17号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷の収入について利用料金制を採るため、利用料金の取扱いに関する事項を定める必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第17号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料に基づき、補足して説明申し上げます。

説明資料の18ページをお開きください。18から19ページにかけて、条例第4条、指定管理者が行う業務のうち、第2号の使用料徴収業務を削り、第9条の使用料の納入を利用料金の納入に改め、新たに第10条に、利用料金の当該指定管理者の収入として収受させる規定を加えるものでございます。

次に、19ページですが、旧条例第14条第2項、詐欺等の不正行為に対する過料の規定については、指定管理者が民法等の規定に基づいて対応することとなるため、削除いたしました。

また、別表備考の飲食に伴う会場使用料の無料の規定でございますが、利用料金については第9条第2項の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなりますので、削除することといたしました。

それ以外につきましては、使用料から利用料への字句を改めるものでございます。

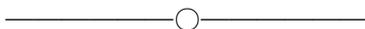
以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第18号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第14、議案第18号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の収入について利用料金制を採るため、利用料金の取扱いに関する事項を定める必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第18号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、資料に基づき、補足して説明申し上げます。

説明資料の20ページでございます。条例第4条、指定管理者が行う業務のうち、第2号の使用料徴収業務を削り、第5条の使用料の納入を利用料金の納入に改め、新たに第6条に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる規定を加えたものでございます。

次に、利用料金の減免と不還付について、第7条、第8条として新たに加えることとしました。これは、これまで市の主催行事等の使用料の減免規定については、都市公園条例で規定していたものを準用していましたが、利用料金の減免については規定がなかったため、新たに加えるものでございます。そして、旧条例第8条の詐欺等の不正行為に対する過料の規定については、指定管理者が民法等の規定に基づいて対応することとなるため、削除するものでございます。

その他、21ページでございますが、下段の方でございます。別表備考の1. 宿泊料の減額規定と、22ページ、下段の方でございますが、宴会等利用に伴う会場使用料の無料の規定、それから、22ページ、遊園地入園料の3歳未満の入園料無料の規定でございますが、利用料金については、第5条第2項の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなりますので、削除するものでございます。

それ以外につきましては、「使用料」から「利用料」への字句を改めるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

○26番（上村 環君） この条例第11条の利用料金の減免について、お伺いいたします。

先ほどの蓬の郷条例でもお聞きすればよかったわけですが、蓬の郷が第11条で、ダグリは違いますかね。いわゆる市が主催する行事というのは、どういったものを指すのか。そして、それに伴う利用料金はどの程度と見ておられるか、お伺いいたします。

○企画部長（持富秀明君） 市の主催する行事等につきまして、どうしても、例えば蓬の郷につきましても、あるいはまたダグリにつきましても、そうでございますけど、市が主体的に主催する行事等につ

きまして減免を適用するというふうに考えておりました、行事等につきまして特定された行事等はないわけですが、例えばダグリ等につきましては、部屋を使ってする行事等が考えられるというふうに思います。

それから、特に現時点で考えるのが研修と、それから会議等、講演、そういうものを想定いたしておるところでございます。

それから、全体の利用料金等については、現時点ではちょっと試算をしておりません。

○26番（上村 環君） この指定管理を含む民間活力の活用という点から見たときに、目的がはっきりしない中での市の主催行事等についての減免というのが、今の答弁ではなかなか明らかにならないわけでございます。

やはり、そういったものについては、明確にしながら、どうしてもこれは利用料金を払うわけにはいかない、徴収するわけにはいかないといったことを明確にするとともに、できたらそういったものは、なるべく少なくする、そして若しくは、なにか法律によってですね、そういうふうに定められているものかなということをお聞きしたわけでございます。法律によって、こういう施設は、こういったものを設けなければいけないというのがあるのか、再度お伺いします。

○企画部長（持富秀明君） 具体的な利用につきまして、法的に定められた規定はないわけでございます、当然それにつきましては、その団体の条例等に定めるということでございます。したがって、利用料金制に移行するとなりますと、当然そこを管理する者にとっては、料金の体系、それから料金の減免等については、やっぱり厳しい対応が出てくると思います。

したがって、それらについての規定につきましては、私どもも最小限の主催行事等について、おそらく施行規則なり取扱要領なりで、それらについては規定していかざるを得ないかというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 行革の観点からもですね、やはり市が主催する行事とはいえ、それぞれ各部局の行事等があるかと思えます。なるべくそういった施設についての使用料は払っていくんだ、利用料金は払っていくんだという考え方でないかとですね、市が出資しているということで、市が主催する行事については減免という考え方そのものがどうかなということでの質疑をしたわけございまして、検討をお願いしたいと思えます。

再度お伺いします。

○企画部長（持富秀明君） ただいま御指摘の点につきまして、十分検討させていただきたいと思えます。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第19号 志布志市環境基本条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第15、議案第19号、志布志市環境基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市環境基本条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、現在及び将来の市民の快適な環境を確保するため、環境の保全及び創造に関する基本理念等を定める必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第19号、志布志市環境基本条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

まず、この条例制定に至る背景を申し上げますと、すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営み、等しく環境の恵みを受ける権利を有するとともに、良好な環境づくりを進め、これを将来にわたって守り、育み、さらに引き継いでいく必要があります。

また、身近なところに恵み豊かな環境を創造し、その恩恵にあずかって生活を営んでいくことは、ますます重要になってまいります。そのため、市民、事業者及び行政の協働により、人と自然が共生し、環境への負荷の少ないまちづくりを進めるために、この条例を制定するものでございます。

それでは、第1条から御説明申し上げます。

第1条の目的であります。良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の文化的な生活の確保に寄与することを目的といたしております。

次に、第2条の定義であります。第1号から第3号まで、用語の意義について定めたものでございます。

第3条は、環境について、良好な環境の恒久的維持、循環型社会の形成、地球環境の保全、すべての住民の役割と連携の四つを基本理念として定めたものであります。

第4条から第6条においては、市の責務、市民の責務、事業者の責務について、それぞれ定めたものであります。

第7条は、施策の基本方針として、人の健康の保護と生活環境保全と、環境への負荷の少ない循環型社会の構築、自然環境の保全、さらには不法投棄の防止、地球温暖化の防止等について定めたものでございます。

第8条及び第9条は、環境基本計画策定について定めたものでございます。

第10条、第11条及び第12条につきましては、主として、環境の保全及び創造についての関心及び理解を深めるための学習活動を促進するための必要な措置について定めたものでございます。

第13条は、主として、環境管理の促進について定めたものでございます。

第14条は、環境の保全等についての規制の措置について定めたものでございます。

第15条は、環境の保全及び創造に関する施策の策定のための調査について定めたものでございます。

第16条は、環境の保全及び創造に関する取組に対して、国を始めとする関係機関との連携について定めたものでございます。

第17条は、環境への負荷の低減を図るために、本市から排出される廃棄物の適正な処理とともに、資源として有効活用により新エネルギーの導入を促進し、循環型社会の構築を目指すことを定めたものでございます。

第18条から第24条までについては、環境審議会について定めたものでございます。

附則につきましては、第1項が、条例の施行期日を公布の日から施行すると定めたものであります。

附則第2項は、志布志市環境審議会条例の廃止を定めたものでございます。

第3項から第6項までは、廃止前の志布志市環境審議会から、今回御提案いたしております志布志市環境基本条例に至る経過措置について定めたものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

○14番（小野広嗣君） この議案に関しましては、おそらく委員会付託になるかと思いますので、そこでの詳細な審議を、また望むものでありますけれども、昨年提案されましたが、1回取下げという形で、再度出てまいりました。

基本的なことを1点だけ、確認をさせていただきたいと思います。この環境基本条例、ある意味で、この循環型社会を構築する上で、もっともっと早くですね、この条例の制定というのが望まれたわけですが、合併という問題もありまして、合併後に譲るということで、かなり遅れました。そして、昨年の提案以降、いったん取下げということで、また9カ月ほど遅れて今回に至った経緯がございます。

そういった中で、この第8条におきまして、環境基本計画の策定ということがうたわれます。そして、この環境基本計画が策定されますと、いわゆる第9条におきまして、本市の環境政策が、いろんな意味で悪影響を及ぼす場合、この基本計画といわゆる整合性が取れなきゃいけないという方向性がうたわれております。そういった意味から言うと、この環境基本計画が早くでき上がっていかないと、いわゆる市長としての施策もなかなか打てないという状況になるかと思いますが、この環境基本計画の策定リミット、このへんのところをひとつお示しいただきたいのと、この環境条例も含め、いわゆる多少の傷があっても条例の一部改正等もできるわけですので、このことに関してはですね、やはりしっかりと自分たちでこうやって出される以上は、真剣に議論されて出されてきたと思いますので、そこらの腹のくくり方等も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○市民部長（稲付道憲君） 基本計画の策定でございますが、これは、ただいま議員がおっしゃいましたように、早期に定めなきゃならないということは、もう言うまでもないことでございますが、まず、この計画策定にあたりましては、事前のいろいろな調査等もございます。さらにまた、本条例にも環境審議会を置くという条項がございますが、この審議会等の意見も十分拝聴しながら策定を行うわけでございますので、これについては、もし、この条例を可決いただきますと、早期に計画策定に着手するということにいたしたいと思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そう願いたいわけではありますが、委員の任期が2年というふうに規定をされておりますが、この条例が可決をした場合、4月以降、審議会が開かれて、そして19年度に、なんとか環境基本計画がまとまっていくのか。あるいは、この委員の2年間の期間という、20年度までというスパンで、これまで内部では検討されたのか、そこらをお示しを願いたいと思います。

○市民部長（稲付道憲君） この件に関しましては、環境審議会の中でもいろいろ議論がなされたわけではありますが、先ほど申し上げましたとおり、事前の調査、あるいは各方面の意見聴取等をかんがみまして、おそらく2年程度を要するのではないかとこの審議会での御意見でございます。

○11番（立平利男君） この環境条例、基本理念ということですが、この条項を見ても、環境基本計画が策定になってからのものが非常に多いというふうに感じております。そういう中で、第4条第3項、これも基本計画の中に盛り込まれていくと思っておりますが、推進体制、そしてまた、第15条に監視、測定体制等も、基本計画の中で策定して体制を整えられるのか。

やはり、第14条で規制の措置があります。必要があると認めるとき規制の措置を講ずる、この規制が目標になるのか、そういう面も含めて基本計画で検討されるものか、お伺いいたします。

○環境政策課長（立山広幸君） お答えいたします。

第14条の規制の措置につきましては、必要があると認めるときは規制の措置を講ずるということですが、これにつきましては、あくまでも上位法の適用を考えております。そういう関係で、基本計画を策定する場合につきましても、上位法の範囲内で基本計画は策定していくということを考えております。

体制につきましては、仮に上乘せ基準を定めるとなった場合につきましては、その関係の部分について、また条例等を作りまして、議員の皆様方に議論をしていただくということになりますが、あくまでも先ほども言いましたように、上位法の規制の範囲内で考えております。

○1番（下平晴行君） 先ほども話が出たわけですが、6月に取下げをされた条例であります。

新しい字句の挿入、それから第4条の、市の責務の範囲が広がっていると、それから第17条が新たに設置された、ということであるわけですが、その中でですね、このようなことでなぜ取下げをされたのか、どうもそのへんの真意が分からないわけであります。

インターネットで、設定している他市町村を見ますと、他市町村から比較しますとあまりにも具体的に、私はすばらしい条例だったんじゃないかなというふうな気がしているわけですが、そういう取下げされたことについて、ちょっと分からない部分がありますので、そこをちょっとお願いいたします。

○市民部長（稲付道憲君） 先般、提案申し上げました基本条例の取下げにつきましては、私どもも大変申し訳なく思っております。

私どもの、いわゆる理解、説明不足というのが大きな要因でございますが、今回の条例制定にあたりましては、専門的な知識を持つ方、あるいは市内の各階層の方々の意見を広く反映された条例ということで、一応市長の審議会の諮問ということで、この条例制定のみに限って御審議をいただきまして、答申を得たところでございます。

そのようなことで、今回の条例につきましては、さらに住民の方々の意見を踏まえた条例であろうと

いうふうに考えておるところであります。

○1番（下平晴行君） 先ほども出ましたけれども、環境基本計画の策定が基本になるのだらうと思います、これから。実際言って、9カ月遅れているわけですので、今、部長がおっしゃいましたように、そういう説明責任と言いますか、内容をちゃんとした対応をしていただきたいというふうに思います。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第16、議案第20号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第16 議案第20号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第16、議案第20号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可業務が、曾於南部厚生事務組合から移管されることに伴い、し尿及び浄化槽汚泥を、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の適用対象とする必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは議案第20号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可事務が、曾於南部厚生事務組合から志布志市に移管されることに伴い、し尿及び浄化槽汚泥を、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の適用対象とするものでございます。

それでは、付議案件説明資料の24ページの新旧対照表をお開きください。

右側の旧条例のアンダーラインの引いてある所の、第2条第1号及び第2号の「(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)」を削るものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



日程第17 議案第21号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第17、議案第21号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による同法の条項の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改める等の必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第21号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正理由につきましては、平成18年度税制改正に伴い、地方税法の一部改正による同法の条項の繰下げ等が行われたことにより、条例中の当該条項名を引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、付議案件資料の新旧対照表の25ページをお開き願います。

右側が改正前、左側が改正後でございますが、改正箇所アンダーラインが引いてありますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

第2条につきましては、見出しを定義に改めるものでございます。

第3条、第4条及び第5条につきましては、それぞれ条文中の字句の整理を行うものであります。

第6条につきましては、地方税法の条項の繰下げ等が行われたことにより、条例中の当該条項名を引用している部分について、所要の改正、追加を行うものであり、併せて条文の字句の整理等を行うものでございます。

第6条第2項中、法附則第33条の3第1項は、都道府県民税の土地等に係る事業所得等の金額について規定してあります。第5項では、前各号の規定は、個人の市町村民税について準用するとあったものを、今回新たに、第5項で「市町村は」と別に規定されたことによる改正でございます。

それから、法附則第34条第1項は、課税長期譲渡所得金額について規定したものであり、同じく準用規定であったものが、第4項で今回新たに市町村民税について規定されたことによる改正でございます。

法附則第35条第1項は、課税短期譲渡所得金額について規定したものであり、同じく準用規定であったものが、第5項で今回新たに市町村民税について規定されたことによる改正であります。

法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額について、今回新たに追加するものでございます。

第7条、第9条、第10条、第11条につきましては、本文中の字句の整理等を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、平成19年度分以後の個人住民税について適用するものでございます。

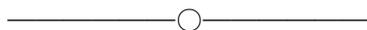
以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第22号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第18、議案第22号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、乳幼児医療費助成制度の利用者の負担軽減を図るため、乳幼児医療費全額の助成を原則とすることに伴い、助成の額に関する規定を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、6歳未満の乳幼児の医療費について、全額無料化するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

○14番（小野広嗣君） 乳幼児の医療費、これまで旧志布志町で0歳、そして新市に引き継がれまして0歳児までが医療費が無料化になったわけですが、その後、段階移行して3歳まで無料にするのか、あるいは就学前児童まで一遍に6歳までやっていくのかと、内部でやる検討されてきた経緯はよく存じ上げております。

そういった中で、市長が子育て日本一を目指すという市政の一端として、これが、就学前児童までということを出てきたことに対しては評価できるものと理解をいたしておりますが、今後の運用の在り方という観点で、こういった乳幼児医療費の無料化が進んできた場合に、例えば診療していく、そして、これが隣接県にまたがる、あるいは遠隔地に至って、遠隔地による長期入院等と、そういったことが出てきたときの運用の在り方等も含めて、その考え方、運用の仕方をお示しいただきたい。

○福祉部長（蔵園修文君） 今回、御提案申し上げます乳幼児医療費の無料化につきましては、先ほど市長の方が提案したとおりでございますが、今回、先の議会で御提案申し上げました自動償還方式というのが3月から始まります。その関係で、現在、自動償還方式に伴います受給資格者証の発行を、行っているわけでございますが、この関係が1,597人ということになっております。その関係で、保護者の事務手続上の負担が軽減されるということで、それと併せて、今回無料化ということを図るわけでございますが、ただいまお尋ねの県外等におきます取扱い等につきましては、現在、県内での取扱いということで対応しておりますが、また広域的な部分につきましては、今後、県も含めた制度上の問題もあろうかと思っておりますので、しばらく検討させていただきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 例えば、志布志から串間で診療すると、宮崎県の場合は、例えば300円出して、後は要らないという手続になっているわけですね。同じ診療をしながら、支払がその窓口で違ふと。今、部長の方で答弁がありましたように、鹿児島県では今後、自動償還払いということで、一切不要ないという方向でなっていくわけですが、ただ、この志布志におきましても、隣接県で、例えば都城であるとか、串間であるとか、そういった所で治療を受けている児童さんというのは、いっぱいいるわけですね。

例えば、今後検討ということであって、これがなかなか、医療機関との連携というのがあるわけですので、難しい部分もありますけれども、例えば宮崎県で支払った、そういった領収書を持って、この志布志の窓口で提出して、それをいわゆる後で振り込みするとか、いろいろな方法が考えられると思いますので、これは、鹿児島県の医療機関にかかわっている分に関しては無料だけれども、やはり隣接県では大変な状況になるということであれば、おかしな制度ということになってきますので、そこらは早急に検討をしていただかなければならない。

と言って、そういったことに対する周知ですよね、これ、しっかりしていかないと混乱を来す恐れがあります。この点どうですか。

○福祉部長（蔵園修文君） その県外の取扱いにつきましては、しばらく時間をいただきたいと思えます。周知につきましては、今回の議案、今回、提案しておりますので、その自動償還払いも含めまして、無料化ということについては、遺漏のないような周知の方法を取っていきたいと、議決後にそういった方法を取っていきたいというふうに考えています。

県外の支払につきましては、しばらく時間をいただきたいと思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、なるだけ時間をかけないで検討に入っていただきまして、早急な対応をお願いしたいということと、併せて、この乳幼児医療費の、今回、軽減化が就学前児童まで図られたわけですが、もう全国の自治体におきましては、どこも子育て日本一を目指すんだという方向で首長が進んで行くんですね。そういった中で、この乳幼児医療費の延長ということで、小学校、中学校、義務教育まで、この児童の医療費の軽減化、無料化を図っている所もあります、中学校まで。あるいは、この医療費の、例えば3割負担分の1割だけでも中学生までは負担すると、そして公費で負担すると、そういった議論もされています。

今回、乳幼児医療費の軽減化を図る議論の中で、その延長線ということで、そこまでの議論というのはなかったのか、お聞かせを最後にいただきたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） 子育て日本一のまちを目指すんだということで、今回、このような御提案をすることでありますが、実際さまざま自治体でこのような形の取組が今、進んでいるというふうに認識するところであります。

その中で、当市としましても、このような6歳未満というような形で御提案するところでありますが、当然、今お話に出ました、例えば中学校までとか、というような議論もあったわけでございます。

そのような中でありますが、今回、御提案するような形で結論としたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第19、議案第23号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第19 議案第23号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第19、議案第23号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、学校種別を改める必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、第2条第2項中、「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を、「特別支援学校」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

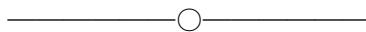
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



日程第20 議案第24号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第20、議案第24号、志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、敬老祝金の支給範囲の見直しに伴い、対象者の年齢区分を改める必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、支給の対象を満80歳以上のところを、数え88歳、数え99歳、満80歳、満85歳、満90歳、満95歳と100歳以上に改めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

○14番（小野広嗣君） 先ほど、子育て支援の関係から見れば、乳幼児医療費の軽減ということで、大きく前進をした施策が出されたわけですが、今度は逆に、高齢者対策ということで言えば、福祉政策として一步後退しているのではないのかなという見方もできるのかなという気もするわけですが、これは内部で相当議論されて、こういった提案になったんだろうと、私もちまたでいろいろこういった敬老金、お元気な方で敬老金はいただかなくてもいいんだと、そういうお元気な方もいらっしゃいます。一方で、

またそれを待ち遠しく思っている方もいる。

こういったことを進めていく上で、これまでであった施策が一步後退していく場合、そのことをどうやって住民の方々に優しく伝えていくのかということが、すごく大事なんじゃないかなという気がします。ある意味でかなりの減額に、この部分でなってくるということ、80歳以上の方が、大きくくりで対象であったものが、やはり節目節目の年齢で支給ということになっていく、そういったことに至るまでの内部の議論の中身を少しお示ししていただきたい。

○市長（本田修一君） この敬老祝金支給につきましては、合併協議の折にも、どのような形で制定すればいいかということが議論されたところでした。

そのようなことで、さまざまな議論を経まして、そして今回、志布志市が採ってきたような形の支給というふうになったところでございます。そのことにつきまして、また改めて新市になりまして、祝金条例をどうすればいいかということを協議しました中で、今お話にあったように、節目節目でお祝いをした方がふさわしいんじゃないかというようなこともありました。

そういうことで、そして市の財政状況というものも勘案いたしまして、敬老祝金が最大の効果が発揮できるような在り方というものを御提案したところでございます。そのようなことでございますので、今まで支給してもらっていた高齢者の方々につきましては、今申しました事情というものを十分お話ししまして、そして、共々また子育て支援というものもございまして、そちらの方も話ししながら、このことについての御理解を求めていきたいというふうに思っております。

○14番（小野広嗣君） 一部理解もできるわけですが、限られた財源の中でどうやって高齢者対策もやっていくのかと、一方で少子化対策、国の施策、地方行政の施策としてもどちらかと言うと、このゴールドプラン、高齢者対策というのはかなり、90%を超える施策が充実していると一般的に言われておりました。それに対して少子化対策が遅れているということで、私なども一生懸命、議会等でもやってきたわけですが、ただ、この、これまでいただかれていた分が無くなっていくということの一抹の寂しさ、そういったことに対する理解というのは、やはり懇切丁寧にやっていかなきゃいけないだろうというふうに思いますね。

そして、例えば新しい子育て支援の中で、「こんにちは、あかちゃん事業」という事業もスタートします。だから、一方で言えば、今度は高齢者に対しても、この節目節目の方々に対する敬老金は敬老金として、逆に80歳以上、これまで対象であった人の所には、やはり、こんにちはおじいちゃん、おばあちゃんといった形で、その節目節目の時に、いわゆる敬老金でなくても、役所の方からも含めて、挨拶運動ぐらいは継続してやっていっていいんじゃないかと、ぼくはそのように思うんですけども、そういったことも含めて、親切な対応をぜひお願いをしていきたいと思っております。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 高齢者の方々につきましては、折につけ、私の方から、いつまでもお元気な高齢者でいてくださいというお話をするところでもあります。その折に、介護保険、そして国保の保険の状況というものも若干お話ししまして、そして少子化というものをお話ししまして、改めて高齢者の方々につきましては、地域の誇りとなる存在になっていただきたいということもお話ししております。そして、改めて地域の子弟に対する、青少年に対する健全育成にも取り組んでいただければと、そして、ポ

ランティア活動に取り組んでいただければというようなこともお話ししております。

そのような中で、今回、敬老祝金につきまして、御提案する内容につきまして可決いただきましたら、また改めてそのことについては、高齢者の方々に、このような経緯でなったということを十分お話ししまして、理解を求めていきたいというふうに思っております。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） この敬老祝金につきましては、この趣旨をどういうふうにとらえるかということと違ってくると思います。

合併協議の中で相当な議論もしながら、これまでそれぞれ節目支給をされていた町、それから松山のように一定の年齢を越えた方々にすべてを対象とするというやり方で来ておりました。そういった中から、やはり高齢者に変わりはないんじゃないかと、節目じゃなくても、やはり御長寿をねぎらい、そして尊敬の意味で全員にやるのがふさわしい敬老祝金ではないかという観点から、こういう形でしていただいたと思っております。

これは、私から見ますと、松山の住民にとっても、また新市で1年間だけ支給した、こういった形で変わってくるということは、非常にマイナスの効果であると。そしてまた、限られた予算をどういうふうにも有効に使うかという観点からいきますと、一方で、例えばイベント等の予算が拡大傾向にあると。そして一方では、こうして泣く住民が出てくるというようなことに、私はとらえておりますけれども、この政策に対する、昨年1年実行されて、市民の声はどういう声があったのか、こういう方向でいいという声があったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま上村議員のおっしゃるように、大変、合併協議の折にもこういったことをお話ししまして、そして80歳以上というような形で、今回、節目で提案するということにつきましては、非常に私どもも慎重に議論したところでございます。

敬老される、お祝いをされるという方々につきましては、もちろん毎年毎年敬老の日があり、その時々お祝いを受けられるということは嬉しいことかというふうに思いますが、こういった形で節目節目にお祝いを受けられるということになれば、さらに嬉しさが増してくるんじゃないかなというふうなふうに、今、思うところであります。

もちろん、このこと的前提につきましては、財政的な面というものがございまして、そのような形で、またお話ししていきたいというふうに考えるところでありますが、新しい市になっての祝金制度について、どうこうということにつきましては、私どもの方に特段届いてきておりませんでした。

そのようなこととございまして、今後、このことにつきましては、十分御理解が求められるようお話をさせていただきたいというふうに思うところであります。

○26番（上村 環君） 質疑でありまして、政策論争ではないということも承知いたしておりますが、やはり私どもに聞こえてくるのは、お金の額ではないと、少しでもいいから、毎年、こうやって私たちのことを心掛けていただいている、気を配っていただいているという声が多いと思っております。

そしてまた、こうして合併をした中で、実際に市長が判断をされ、最終的に議会の審議を経ながら予

算が成立していくわけでございますけど、あまりにも急激な変更というものについては、市民がついていけるのかなという懸念がいたしております。

この支給金額が、前年度に比較してどれほどの節約につながるのか、その点をお伺いいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） お答えいたします。

予算ベースで申し上げますと、現行の内容で計算しますと、2,531万2,000円ということになります。改正後の額で言いますと1,037万1,000円ということで、1,494万1,000円の減になるということでございます。

○8番（藤後昇一君） 高齢者にとりましては、税法、それから医療費等で経済的負担が増えていく中で、こういう2,000万円以上からの予算が減っていく施策はいかがなものでしょうか。

例えば、国が医療費や税法などを高齢者負担を増していく背景には、高齢者は所得が多いんだという考えがあります。現に、そういうデータを出して、国会等では論議されております。

1,000万円以上ですね、訂正をいたします。

果たして本市では、高齢者の所得は、国が言いますような背景があるのでしょうか。さらに、これを論議される過程で、高齢者の経済的な事情等も考えられながら論議されたのでしょうか。その点をお聞きします。

○福祉部長（蔵園修文君） 高齢者の方々の個別の経済的な状況という把握、あるいは調査等については、実施をしていないわけでございますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、子育て日本一のまちということで、少子化対策、志布志市におきます少子化対策が非常に重要であるということで、現に子供の数が年々減少している中で、どうやって産み、育てやすい環境を創っていくかということ、その一環として、今回、先ほど御説明申し上げました乳幼児医療費の助成制度を充実しようということに予定をしているわけでございますが、その子育て支援策に要する財源というのが、非常に多額の財源を要するというのも一つの大きな理由になっております。

その関係で、県内の市の段階でございますが、調査等をしましたところ、全市において節目の支給を実施しているということで、今後、高齢者の方々の理解をもらう努力をしていかなければならないんですが、志布志においてもそういった節目でのお願いをしたいということで、今回、御提案を申し上げたところでございます。

○8番（藤後昇一君） 去年から何回も申しますけれども、医療費や税法の改正によりまして、高齢者の方々は、ある意味でしわ寄せが高齢者だけに来ているんじゃないかという考えが、多くの方が持っていらっしゃるし、そういう不満をよく耳にするわけですが、こういう高齢者の、言わば今までの施策よりも水準が、ある意味で、経済的な面から見ますと、下がる施策をするときは、これからも高齢者の経済的事情、置かれた環境を十分考慮に入れられた上で、市独自の高齢者対策を練っていただきたい。

たとえ、周りの市町村がどうであろうとも、その点を最大に考慮されて今後の施策をしていただきたいと要望いたします。市長の考えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま部長の方からも言いましたように、この見直しによりまして支給年齢、支給範囲の改正という

ものにつきましては、まだ、ほかの自治体と比べましても一番手厚くなっているというような状況でございます。

しかしながら、今、議員御発言のように、ほかはほかでそうなんだが、市は市で独自で考えるということは当然でございます。私ども、そのことは十分議論の中で揉んで、御提案するというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○副議長（福重彰史君） ここで、先ほど議案第23号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、答弁の訂正の申出がございましたので、これを許可いたしたいと思えます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議案の第22号でございます。

○副議長（福重彰史君） 訂正いたします。

議案第22号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、答弁の訂正の申出がございましたので、これを許可いたしたいと思えます。

○福祉部長（蔵園修文君） 先ほど小野議員のお尋ねの中で、県外での取扱いについてというお尋ねでございましたが、私、質問の趣旨を理解せずに、調査をさせていただきたいということで御答弁申し上げましたが、今回の制度で県外での支払も対応できるということで、訂正をお願いしたいと思います。

今の制度で同じように対応ができるということでございます。



○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第21、議案第25号及び日程第22、議案第26号の以上2件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号及び議案第26号の以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第21 議案第25号 志布志市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第21、議案第25号、志布志市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、志布志市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、結核予防法の廃止に伴い、条例中の当該法律名を引用している部分を改める必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、第1条中「及び結核予防法」を削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

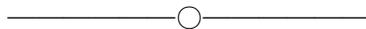
○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



日程第22 議案第26号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第22、議案第26号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市食肉センターの民間への無償譲渡に伴い、と畜場事業特別会計を廃止するため、提案するものであります。

内容につきましては、第1条第7号の「と畜場事業特別会計」と畜場事業」を削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。午後は、1時15分に再開いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時15分 再開



日程第23 議案第27号 志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第23、議案第27号、志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方青少年問題協議会法第6条の規定に基づき、条例に委任された事項の整理を行う必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、第2条及び第3条を改め、第4条を加えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第24、議案第28号、志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第24 議案第28号 志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定について

○副議長（福重彰史君） 日程第24、議案第28号、志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市屋外運動場照明施設を学校施設の一部として管理することに伴い、志布志市屋外運動場照明施設条例を廃止する必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

○27番（鬼塚弘文君） ちょっと関連をして質疑をさせていただきたいと思いますが、この議案に対しては異議はありませんけれども、この施設ができた背景、このことを今思うことでありますけれども、以前、旧志布志町時代、町部にはありとあらゆるスポーツ施設、ナイター施設等がありましたけれども、農村地域に何も無いということで、私ども議会から、時の執行者に強くお願いを申し上げて、農村地域にこういう施設を造った背景があります。その当時、中学校単位に1箇所ずつ造ろうということで、時の黒木町長でございましたけれども、田之浦においては中学校の校庭、そして出水中学校区においては、校庭よりも下の農村広場を造って、そこに造ろうということで造った背景があります。

今回のこの廃止というのは、当然こうあるべきだというふうに思いますけれども、片や出水中学校区にある、この照明施設というのはですね、条例でもしっかり有料ということにうたってあるわけです。じゃあ、現実はどうかという、その機材も壊れてとても使えそうな状態でないということでございますので、やはり旧町時代のこの整合性を考えるときに、今後当局で検討していただきたいと、このように要望をしておきたいと思います。

以上です。

○市長（本田修一君） ただいまの御要望ですが、検討させていただきます。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第29号 志布志市基本構想の策定について

○副議長（福重彰史君） 日程第25、議案第29号、志布志市基本構想の策定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、志布志市基本構想の策定について、説明を申し上げます。

本案は、平成18年1月1日の廃置分合に伴い、志布志市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を新たに策定するため、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

基本構想は、基本理念、将来像、まち構造の方向、まちづくりの方針及び施策の大綱で構成しております。

施政方針で申し上げましたとおり、輝く志布志市を目指して、「志」のあふれるまちを本市のまちづくりの基本理念とし、四つの心、輪の心、考の心、活の心、守の心をもって取り組んでまいります。

まず、輪の心とは郷と郷、人と人、物と物のつながりを大切に作る心であります。

考の心とは、市民の知恵と技術を最大限に活かす心であります。

活の心とは、一生を通じいきいきできる地域を創造する心であります。

最後に、守の心とは、まちの文化・財産を守り、次代につなげる心であります。

次に、目指すべき本市の将来像であります。やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち、笑顔あふれるふるさと・みなど・まちに設定したところです。

詳細につきましては、担当の部長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第29号、志布志市基本構想の策定について、補足して説明を申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

本市は、農業地域と商業・物流地域とが一体となり、それぞれの個性を尊重し、伸ばしていくことが必要であります。

農業地域を「ふるさと」としてとらえ、農畜産物、自然、風土、生活様式などから得られる「やすらぎ」を、一方、商業・物流地域を「みなど・まち」としてとらえ、人の往来や物流による「にぎわい」を将来の姿として描いております。

以上のことから、「やすらぎ」と「にぎわい」を兼ね備えた地域であることを本市の特性としてとらえ、「志」があふれることで市民や来訪者が笑顔で輝くことを願い、本市の将来像をやすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち、笑顔あふれるふるさと・みなど・まちといたしました。

次に、5ページでございます。

まち構造の方向でございますが、南北軸につきましては、曾於方面や都城方面、東西軸につきましては、鹿屋方面や日南方面との物流や人的交流を促進するため、基幹道路の充実とともに、これを補完する道路や施設の整備を進めてまいります。

志布志港～太平洋軸につきましては、志布志港航路を基軸として、本市の広域的な物流や人的交流を促進するため、志布志港の機能強化を始め、港湾周辺地域の利便性の向上を図ってまいります。

次に、7ページでございます。

まちづくりの方針につきましては、目指すべき本市の将来像を実現するために、次の七つのまちづくりの方針を設定いたします。

基本目標1、都市基盤につきましては「郷と郷」、「人と人」、「物と物」のつながりがあるまちを方針といたします。基幹道路や情報通信網の整備で、どの地域に住んでいても不便さを感じることがないようなまちづくりを進めてまいります。

基本目標2、生活環境につきましては、自然や風土と共生する安心で豊かなまちを方針といたします。資源循環型社会の構築や自然環境の保護及び保全に向けた取組を総合的に進めると同時に、新エネルギーの導入など、自然を資源として効果的に活用したまちづくりを進めてまいります。

基本目標3、産業経済につきましては、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちを方針といたします。農林水産業につきましては、生産基盤の整備や支援体制の強化などに取り組むとともに、産地体制の強化を図ってまいります。また、体験・交流型の観光を推進するとともに、地域の商工業の振興や新たな産業の立地促進を図ってまいります。さらに中核国際港湾志布志港を活かした国際交流の拠点づくりを進めてまいります。

次に、8ページでございます。

基本目標4、保健・医療・福祉につきましては、「心」かよい合い、若さあふれる元気なまちを方針といたします。市民に多様なサービスを提供できる体制を整備するとともに、地域に密着した効果的な事業を展開してまいります。また、少子化対策についても、既存の制度を拡充するとともに、行政と地域や企業が協力し、生みやすく、育てやすい環境づくりを目指します。

基本目標5、教育・文化につきましては伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちを方針といたします。学校教育や生涯学習を通じて、地域の歴史と文化を大切にする心を育て、ふるさとの伝統及び文化の継承に努めてまいります。また、学校教育については、学力向上に努めるとともに、本市における学校規模や設置場所等の在り方についての研究を進めてまいります。

基本目標6、コミュニティにつきましては、市民が輝く共生・協働のまちを方針といたします。市民自らが考え、行動する自治体制を再構築するとともに、こうした自治活動を側面から支える支援策を充実してまいります。また、男女共同参画社会の形成に向けて、体制や環境づくりを進めてまいります。

9ページでございます。

基本目標7、行財政については、市民とともに歩む「ムダ」のない経営を方針といたします。管理部門を中心に行政組織の合理化を進めると同時に、行政の効率化と市民の利便性向上を両立できる体制づくりを進めてまいります。また、行政評価を実施するなど、効率的かつ効果的に事業を進めてまいります。

11ページでございます。

最後になりますが、本市の将来像、やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちの実現に向け、施策の大

綱を掲げ、計画的なまちづくりを展開してまいります。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

○副議長（福重彰史君） お諮りします。日程第26、議案第30号から日程第30、議案第34号まで、以上5件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第34号まで、以上5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第26 議案第30号 財産の無償貸付けに係る土地の数量の変更について

○副議長（福重彰史君） 日程第26、議案第30号、財産の無償貸付けに係る土地の数量の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、財産の無償貸付けに係る土地の数量の変更について、説明を申し上げます。

本案は、伊崎田保育所の民間移管に伴う土地の分筆により地積に誤差が生じたため、財産の無償貸付けに係る土地の数量を変更する必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、12月議会で議決いただきました財産の無償貸付けについての議案の中で、宅地の面積を、「5,473.15平方メートルのうち2,503.12平方メートル」を「2,503.22平方メートル」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は可決されました。



日程第27 議案第31号 曾於北部衛生処理組合理約の変更について

日程第28 議案第32号 曾於南部厚生事務組合理約の一部を変更する規約について

日程第29 議案第33号 曾於地区介護保険組合理約の一部を変更する規約について

日程第30 議案第34号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合理約の一部を変更する規約について

○副議長（福重彰史君） 日程第27、議案第31号から日程第30、議案第34号までの4件を、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、曾於北部衛生処理組合理約の変更について、議案第32号、曾於南部厚生事務組合理約の一部を変更する規約について、議案第33号、曾於地区介護保険組合理約の一部を変更する規約について、議案第34号、曾於地域公設地方卸売市場管理組合理約の一部を変更する規約について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行による助役、収入役及び吏員制度の見直しに伴い、それぞれの規約の必要な改正を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから議案第31号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号は、決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は可決されました。

これから議案第32号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第32号は、決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は可決されました。

これから議案第33号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号は、決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は可決されました。

これから議案第34号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号は、決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は可決されました。



日程第31 議案第35号 平成19年度志布志市一般会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第31、議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。

岩根賢二君から発言通告書が提出されていますので、まず、岩根賢二君の質疑を許可します。

○19番（岩根賢二君） 私は、会議規則第53条の規定に基づき発言の通告をいたしておりましたので、

議案第35号について、以下の5項目について質疑をいたします。迅速で明確な答弁を期待いたします。

まず第1点目ですが、留保財源についてでございます。昨日の最終補正で、平成18年度は一般会計の補正が7回行われたことになりました。平成19年度も同程度の補正が予想されますが、歳入において財源の留保をどれぐらい見込んでいるのか、特に市税、地方税、繰越金の見込みはどうか、というのが1点目であります。

2点目は、地方債についてでございます。まず、第3表の合計欄が記載されていないということでございますが、そのことについて、なぜ合計を記載していないのか。また今後、合計欄を作る考えはないのか、お聞きいたします。

地方債についての二つ目として、起債の方法に証書借入又は証券発行とありますが、証券をどのような形で発行する考えがあるのか。

三つ目として、利率は5%以内とあります。起債の目的の所にある事業の中で、最高の利率は何%なのか、お示しいただきたいと思えます。また、併せて利率の%を低くして提案する考えはないものか、お伺いいたします。

3点目として、一時借入金についてお伺いいたします。総則の第4条で、一時借入金の借入の最高額を20億円とし、その利子を166ページの公債費の2目で、328万8,000円と提案をしてありますが、その根拠を示していただきたい。

4点目といたしまして、予算の内容を明らかにする書類についてでございます。当初予算説明資料の一般会計に関する部分は、123ページ調整がしてあります。これが多いか、少ないかは別にしまして、市民の代表として予算案を審査して、予算を定める我々議員に責任を与えられております。そのことにかんがみまして、予算の内容をもっと良く理解できる説明書、例えば、道路の整備箇所が具体的にどこからどこまでというような、分かるような図を示した、そういう説明資料を提出することはできないか、お伺いいたします。

5点目ですが、175ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書についてという欄がありますが、この前々年度とか前年度末とか当該年度末という表現を、具体的に、例えば、今年度であれば17年度末、18年度末、19年度末として、市民にも分かりやすいものにしたらどうだろうかということでございます。そのことについてお答えいただきたいと思えます。

この調書についての2点目ですが、19年度末の地方債残高見込額が224億9,084万5,000円となっておりますが、このうち地方交付税で措置されるのはどれぐらいあるのかということについて、お答えをお願いいたします。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

留保財源についてのお尋ねですが、市税につきましては、現在、市民税等の申告をしていただいている最中でありまた、固定資産税も現在、評価計算中であり、今後変動することが予想されますので、現段階では、法改正によるもの等も含めて、19年度の見込みを予算計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画により前年度比4.4%減となっていることから、合併による支援措置も勘案して、平成19年度見込みを予算計上しております。

繰越金につきましては、平成18年度の特別交付税の動向により変動することもあります。平成18年度決算見込額を算定し、予算計上しております。したがって、現時点での大きな留保財源は見込んでおりません。

続きまして、2番目の地方債についてでございますが、まずはじめに、一般会計予算書「第3表地方債」についてですが、地方自治法第230条第2項により、普通地方公共団体は「地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。」とあり、これに基づいて表記しているところでございますが、合計欄の表示につきましては、歳入の市債額と必ず一致することとなるので表示しておりませんでした。表示した方が見やすいということであれば、今後対応していきたいと思っております。

2番目に、同じく第3表の地方債の起債の方法になります証券発行についてですが、これは、地方団体が地方債証券を発行し、それを金融機関などが引き受けることによって資金を調達する方法であります。代表的なものとして、市場公募による地方債が挙げられます。近隣の市町村においては、鹿屋市が「プリンセス鹿屋債」を発行しております。

3番目に、同じく第3表の地方債の利率の5%以内であります。予算成立後、現実に起債を借り入れるまでの間の金利情勢の変動などを考慮いたしまして、5%以内とさせていただいているところであります。日銀のゼロ金利政策の緩和など、すでに金利は上昇する状況にありますので、仮に利率を低くした場合に、実際の借入れの利率がそれを超えてしまうと起債の借入れができないということになりますので、ある程度の弾力性を持たせた上で5%以内としているところでございます。

3番目にお尋ねの一時借入金についてでございますが、一時借入金の利子の積算根拠であります。年度末の支払いが集中する4月、5月の資金繰りの関係で、借入期間を60日間と想定しております。また、その間の利率としましては、現在の金利動向も踏まえまして1%とした上での計算により、利子として328万8,000円と提案しているところでございます。

次に、4番目の予算の内容を明らかにする処理についてのお尋ねであります。平成18年3月議会時にお示ししました予算説明資料の反省を踏まえまして、ほかの市の予算説明資料を参考にしながら、同年6月議会から議員各位のご理解のもと、議会事務局とも協議しながら現在の予算説明資料に改めたところでございます。

今回、お示ししております予算説明資料につきましては、各課の平成19年度の主な事業につきまして、目的、内容、その他必要事項等につきまして記載しているところでございます。今後、議会の方とも連携を図りながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。なお、議員御指摘の道路整備箇所等の位置が分かる図面等につきましては、今後、配慮していきたいと存じます。

5番目の地方債の前年、あるいは前々年度末というような記載の方法についてでございますが、予算の調製の様式につきましては、地方自治法施行規則第14条で定められております。お尋ねの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書に

つきましても、その中で位置付けられておまして、前々年度末、前年度末、当該年度末という表現で御理解していただきたいというふうに思います。

次に、19年度末の地方債残高見込額の交付税措置の考え方ですが、現時点では、19年度までの分はまだ試算しておりません。既に借入が確定しております17年度分までにつきましても、おおむね68%の交付税措置と試算しております。

○19番（岩根賢二君） 通告をしておりましたので、よく答えが返ってきておるなと思っております。

まず1点目ですが、留保財源は全く無いということでしたですね。それでいいのかなという気もしますが、無いということですので、質疑でございますので。

2点目の所ですね、この合計欄を記入するという点については、予算書の数値と合致するから、特にここに書かなくてもいいんだというお答えだったようですが、自治法施行規則の第14条に基づきましてですね、我々が持っている自治六法のページに、これの、こういう形で作りなさいという表が明示してあります。その中には、ちゃんと下に合計欄というのがあるわけですね。

ですから、それに基づいて、市長がおっしゃいますけれども、先ほどもほかの質疑項目の中では自治法にのっとってとおっしゃっているわけですから、自治法にのっとってそういう合計欄をちゃんと付けていただきたいと思います。要望があれば付けるということでしたけれども、自治法施行規則でそうなっていますので、よろしくをお願いします。

それと地方債のことで、証券のことで、鹿屋のバラ園のことの例示がありましたけれども、例示されたことは我々も分かっているわけです。ですから、志布志市としてそのようなことを、そのような証券発行をする考えはないかということをお聞きしておるわけです。公募ですね。それをする考えはないかということをお聞きしております。

それと、一時借入金の所ですが、期間が60日間ということでしたが、回数とかいうのは特に考えておられないのか、お聞きします。

それと、4点目の説明資料につきましても、非常に前向きな答えが返ってきておるみたいですね。今後ともよく検討して、分かりやすい資料を、説明書を提出していただくようお願いをしたいと思います。

それと、5点目のことですが、これは、もちろんこういう形で調書を作りなさいということになっておるわけですが、表になっている部分ですね、タイトルはそれでよろしいでしょうけれど、表になっている部分の欄の中の年度を具体的に書いたらどうかということ、もう1回お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） 2番目の御質疑の地方債についてのことでございますが、合計欄の表示につきましては、先ほどもお話ししましたように、表示した方が見やすいということで、今後対応していきたいというふうにお答えしたところでございました。

それから、公募債について考えはないかということでございますが、現在のところ考えておりません。ほかの件につきましても、担当の方から回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 一時借入金の回数のお尋ねでございましたけれども、一時借入金の最高額を20億円というふうに予算で定めておりますが、これについての回数でございますが、この範囲で、回数については支払資金に不足を生じた場合に、回数についてはその範囲の中で借りていくというような

考え方、運用を考えております。

この様式の前々年度末、前年度末、それから当該年度の表現のことでございますが、これにつきましては、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。これについては、できるだけ施行規則の中で様式が定まっておりますので、それを逸脱しない範囲では表記については支障はないんじゃないかなという理解の仕方をいたしております。

したがって、そのような表現が、ふさわしいという表現はおかしいですが、適切であるということであれば、そういった表記の仕方も可能ではないかというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 1点だけ、再度、市長にお聞きしますけれども、ミニ公募債について、かなり、鹿屋の公募債はいろんな報道にも乗りまして、宣伝効果もあったんじゃないかなと思うわけですね。そういう意味で市長がパフォーマンスとしてですね、そのようなことをお考えになってもいいんじゃないかなと思うんですが、現在は何も考えていないということでしたが、検討をされるお考えはないか、それだけ聞いて終わりたいと思っております。

○市長（本田修一君） この公募債につきましては、特別、財源措置が無いというようなことも聞いておまして、そのようなことも勘案しながら、隣接で鹿屋の方でこういった形でしているというの、また勉強をさせてもらいながら、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 各所管委員会に付託されますので、絞り込んで4点ほど質疑をさせていただきたいと思っておりますが、まず予算書の137ページ、防災無線関係ですが、説明資料にも志布志地区内において1箇所整備事業を行うという方向で出ております。この志布志地区内の1箇所という場所の特定をお聞きしてから、次の質疑に入りたいと思っております。その点1点、お願いいたします。

また、次、96ページ、環境衛生関係で、環境学習少年団に今回、費用が新たにさんふらわあを利用してということが出ております。これの具体的な中身、いわゆる今回のさんふらわあ問題も含めて、そういった支援ということも想定した上で、この問題は出てきたのかという観点、そこもできればお示しをお願いしたい。

あと、予算書の82ページ、この緊急通報システム、今回、施政方針でも市長の方から、これまでの緊急通報システムから変わらしまして、新しい相互通信ができる体制ということで、施政方針にも載っておりますね。こういったことによる中身、これまで行われていた通信システムからここへ切り替わった背景、そして経費的な問題、そして対象者をどれぐらい想定して、今回この予算の計上となっているのか、お示しをお願いしたい。

それと、予算書の152ページ、青少年の研修事業ということで、シアトルそして山形の酒田市ですか、ここの予算が計上されておりますが、今回、これまでと違いまして旧有明、松山等で組んでいた海外研修の予算が上がってきておりませんね。どういった議論がなされて、その分が今回上がってきていないのか。そこのところを併せてお示しをお願いしたいと思っております。

○志布志支所長（山裾信博君） 防災行政無線のお尋ねかと思っておりますので、私の方からお答えを申し上げます。

志布志地区内において、防災行政無線が聞こえにくい難聴地域であるということで、戸別受信機により受信した放送を、放送有線アダプターユニットによって増幅する拡声器にかけて行うものでございまして、東弓場ヶ尾地区でございます。1箇所でございます。

○市民部長（稲付道憲君） 環境学習少年団育成事業についての内容について、御説明申し上げます。

目的といたしましては、環境問題につきまして学習活動を実践する子供を育成する事業及びさんふらわあの利用促進というのが目的でございます。一応、募集人員の予定は25名程度を予定をいたしております。

活動内容といたしましては、ひまわりのは種作業、それから蛍の観察会、ひまわりまつりの参加、それから海岸清掃、海水浴、それから県外の青少年との交流、これはさんふらわあの利活用の促進に当たるものでございます。そして、さらに冬の星座観察会、さらに植林作業等でございます。

効果の期待でございますが、物や人を大切に作る心を育てる、志布志市と違った市を体験することで、志を持つような研修を企画することで、ふるさとの再発見を考える青少年の育成が効果として期待されるんじゃないかということでございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 緊急通報システムにつきまして、御説明を申し上げます。

従来の緊急通報システムというのは、緊急時に一方通行での対応というシステムでございました。安否確認等ができないというシステムでございましたので、今回、安否確認等もできる双方向のシステムに切替えをしたいということで、昨日議決いただきました補正予算の中で、介護保険特別会計の中の地域支援事業で対応していくということに基本的にはいたしております。新年度につきまして、とりあえず補正予算で対応ができました残りの分につきまして、19年度も介護保険の方で対応していくと。その予算の枠が決まっておりますので、それで超える分につきまして、こちらの一般会計予算の方の緊急通報体制整備事業、これが従来こちらで対応していた分でございますが、その超える分についての対応をこちらの費目で補完的にしていきたいということで、ここに計上をいたしているところでございます。

○教育総務課長（溝口敏久君） 海外の青少年、それから国内の青少年の研修事業でございますが、これにつきましては、昨年はアメリカが2箇所、シアトルとトレーシーがございました。そして、国内が山形の酒田市でございましたけれども、これにつきましては、先ほど市民部の方から説明がございましたけれども、さんふらわあの関係で、平成19年度に限りましてトレーシーの方が無くなったということでございます。シアトルにつきましては、今年も実施するというところでございまして、予算総額で、昨年約700万円でございましたが、今年300万円程度でということでございます。この分は、環境学習のさんふらわあ少年団の方に行くということでございます。

○14番（小野広嗣君） 防災無線の関係、東弓場ヶ尾地区ということで、今、お聞きをしました。実態をそれなりに把握されて、こういった形に出ているんだろうと思いますが、実際、例えば昨年の大性院、小淵方面で災害が起きましたね。あの地域でも防災無線はあります、確かに。ありますけれども、あの前川を挟んで宝満寺側、あちらも増水して超えていったわけですが、あちら側は全然聞こえないといった苦情が、昨年のあの災害の時にいっぱい寄せられました。

そういった声をしっかり踏まえて、防災無線は付いているんですが、聞こえないという住民の状況、

そしてパトロールカーが回って放送するけれども、宝満寺側まではパトロールカーは回って来ていないんですよ。ですから、大性院のあの通路だけを通して回っているから、そのパトロールカーの音声さえ聞こえない、防災無線も聞こえない、こういった状況の中で、防災無線に対する対応をなんとかお願いしたいという地域の声もあるわけですので、そういった声をしっかり踏まえて対応をしていただきたい。

そして、昨日も御相談があったんですが、例えば上出水地区。上出水地区でも学校の近くの部分では全然聞こえないと。一方では二反野辺りに行くと、全く無いものですから、戸別受信機があって、そこらにははっきり情報が入ってくる。逆に、防災無線が近くにあっても聞こえない地域があって、まったく情報が入ってこない。そういったことがあるわけですので、そういった地域住民のニーズというのをしっかり抑えてですね、予算化をしていただかなきゃいけないと、こういうふうに思いますが、そこに向けての答弁も後ほどお願いいたします。

あと、環境学習少年団、環境を学習するという、その趣旨それ自体は理解をするわけですが、今回、さんふらわあの利用促進というものが先にあったのか。環境学習を身に付けさせていこうという思いが当初よりあったのか、そういったところ、すごく疑問を持たざるを得ない。何か取って付けて出てきたような気がしてならないんです。

中身として、これをやっていくこと自体はいいんですよ、素晴らしいことだと思うんですよ。ところが、今言いましたように、一方でこれまでやってこられたアメリカのトレーシーの分を削って、こっちへ持ってきているという、予算をですね。こういった判断というのがすごく理解に苦しむんです。だから、シアトル研修の分は残っています。しかし、トレーシーの分は今年1年に限って削るというような答弁でした。来年から、また復活させるということですね。間違いなく復活させるんですね。そこも含めて、これは市長にも聞きたい。

このトレーシーの研修は効果があったんですよ、今までそういう成果を述べられていますから。だから、例えば、さんふらわあの利用促進のために環境学習の、こういう少年団を創ると、小学生・中学生を集めてやる。ほかから予算措置はできなかったのかという気がしてならない。その部分に対しては、市長の考え方も述べていただきたい。

また、この環境学習、小・中学生25人ほど募集と、どういう形で募集するのか、代表選手としてさんふらわあに乗って、本当になかなか経験できないことを経験する代表選手になっていきます。そういった方々を選んでいく、そういった過程もすごく大事になってきます。やり方一つによっては誤解を受ける場合もある、そこらについて、説明をお願いしたい。

そして、緊急通報システムについては、おおむね理解をいたしました。要は、どれだけの対象者をですね、補正の部分を含めて、そして今回の予算も含めて想定されているのかと、その人数だけあと、想定人数だけ教えていただければ結構かと思えます。

あと、先ほどのトレーシーの件、いわゆるこうやって歴史をつくり上げてきた、その事業に対して成果がない、効果がないという判断で、その事業をやはりどこかで見切らなきゃいけないというのであったら、ある程度議論をしながら理解もしますけれども、1年間だけ凍結して、その予算を環境学習の方に回す。こういうやり方というのは、しっくり来ない。そこらを含めて、どこまでそのへんの議論が、市

長あるいは教育委員会の中でなされたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（隈元勝昭君） 防災無線の件でございますが、このことに関しましては、そういった暴風雨の時には、確かに風向き等がありまして、おまけに窓を閉めておりますので、なおさら聞こえないという苦情は聞いているわけでございます。

しかし、すべてはパーフェクトにいくわけではございませんが、私どもも努力はしなきゃならないというふうには考えております。その方法の一つとして、昨年アピアの中にFM放送局が開局いたしました。このFM放送局も防災関係については、優先して放送を流していただけるということで、この開局されているFMと私どもとで、今、協議中でございます。

今後、このFM局を利用していきますと、家庭内において小型トランジスタラジオ等でも、あるいは車のラジオ等でも十分聞けますので、そのへんのところも広く啓蒙をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

いろんな形で、とにかく早く情報をお伝えしたいと、そのように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○福祉部長（蔵園修文君） 緊急通報システムの台数でございますが、これは先ほど申し上げましたように、補正分も含まれております。現在、2月末現在で、既存のシステムが169台設置をいたしておりますので、すべての既存のシステムを入れ替えると同時に、新規に対応できる分を今年度でお願いするという考え方でございます。

○市長（本田修一君） 青少年の研修事業について、従来シアトル、そしてトレーシーというような形でアメリカ研修に行ってきたと。本当に長年の期間におきまして取り組んだ成果があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

今回、トレーシーの事業につきまして、御提案できなかったというのは、さんふらわあの件で、どうしても利用促進策というものを会社側に提示していかなきゃならなかったと、具体的な形として提示していかなきゃならなかったと。そういう中で、私に関西地区の郷土出身者の方とも連携して取り組んでいきたいということも、関西地区のふるさと会の方々にもお話をしてお話をしておきましていただいているところでございます。

このような中で、昨年開催しようとした地球環境を考える自治体サミットというものの構成メンバーの中に、滋賀県の高島市、そして大阪府の枚方市の首長さんもそのメンバーでございまして、その方にも今回、さんふらわあの件で特別にお願いに行ったところでございました。

そのような流れの中で、高島市については、環境について非常に深い取組があるというようなことがありましたので、交流事業としてこのことをやってみようというように御提案を受けたわけでした。実際、高島市におきまして、今度の4月29日の日に、お釈迦祭におきまして、剣道の選手団を差し向けてくださるということを、早速御提案をいただいたところでございます。

そのようなことで、総合的にこの交流事業というものについても取り組んでいきたいということで、今回こういった形で御提案するところであります。

○教育総務課長（溝口敏久君） いずれも貴重な事業であるということは理解いたしているところでございます。

さんふらわあの利用促進ということにつきましても、各部を挙げて、この事業に取り組む必要があるということございまして、教育委員会といたしましても、事業の中で本事業は本年度に限り割愛して、そしてまた今後取り組んでいきたいという考え方でございます。

○市民部長（稲付道憲君） 環境学習の件でございますが、この件につきましては、もうこれまで私どもも、小さい時から環境を理解していただくというようなことで、環境学習等は、これまでもいろんな形で進めてきたところであります。今回、御提案いたしております環境基本条例の中にも、この環境学習というのは、特に子供を対象とした条項も盛り込んだところでございます。

そのようなことございまして、会員の募集でございますが、これにつきましては、一応小・中学生を対象とした中で、市内の各小・中学校に募集の案内を出しまして、そして作文等を募集しながら、その中で環境に関心のある子供たちを選定し、この事業に参加していただくということでございます。

○14番（小野広嗣君） 防災無線に関しては、総務部長が今、答弁をされました。総務部長、1点だけ。台風の時、聞こえなくなるのは当然なんです、普段でもその大性院の地域、先ほどの上出水、これは聞こえないということですので、頭に入れていただいて調査をぜひお願いしたい。

あと、この環境学習の問題、募集をされるときにですね、今、作文とか言われましたけど、やはり本市の中で、こういった趣旨を説明されると、行きたいというか、環境に興味を持っていると、勉強をしたいという人が、本来、その訴え方によってはいっぱいいらっしゃると思うんですね。そうなったときに、やはりそこで優劣を付けて選んでいかなきゃいけないという部分が出てくるから、やはりこの募集に関しては、本当に気を付けて進めていってほしいんです。

本当に、ちょっとしたことで子供の心が傷付くようなことがあってはならないですね。そこはひとつ、考えてほしい。そして、やはり、さんふらわあの利用促進ということが先にあったと。だけれども、これまでの経緯、先ほどの滋賀県の問題も、市長言われたように、そういったことでかえってさんふらわあの問題がこういった少年団を立ち上げる、こういった事業を立ち上げる経緯となったということであれば、良しとすればいいと思います。ただ、一方で教育委員会の方のトレーシーの問題もあるので、それを切って、言葉は悪いけど切ったんです、1年間。切ってこれを持ってきたのであれば、これは、やはり本当に真剣に取り組んで、今後、環境を考える上での継続事業として、年々厚みを増す事業として真剣に取り組んでいってもらわなければいけないと、そういう方向性でおられるわけですね。最後です。

教育委員会として、それはこういう方向で市長部局から出てくれば、何とも言いようがないというふうに思うわけですが、やはり忸怩たるものがあるべきだと、ぼくは思うんですよ。これまで、この事業にかかわってきた方々の汗と努力とか、いっぱいあるわけですよ。それは、さんふらわあはさんふらわあの問題なんです、あくまでも。どういった形で財政支援をするのかというのが、いろんな議論があつてしかなければいけません。

しかし、あずかる教育委員会として、これまでの経緯、経過を踏まえて、成果も出ている事業が、1

年であるかもしれない。しかし、1年切って次はやりますと言うけど、どうなるか分からない部分だつてあるわけで、そういったことと言えば、これまでかかわってきた関係者の方々の胸中というのは推し測るべきだと思うんです。最後に、そこらの教育員会としての考え方、そして市長の今後のここへ向けての環境の取組、お願いします。

○市長(本田修一君) 今議会でも、改めて環境基本条例の制定をお願いしているところでございます。その中でも、環境に対する取組を、市側としてすべき内容の中に、環境学習について取り組むということが盛られているところでございます。

そのようなことでもありますので、今後、この環境少年団につきましても、実績が上がる形で取り組んでいきたいというふうに考えます。

○教育長(坪田勝秀君) ただいま、御指摘がありました。私ども教育委員会といたしましても、何かさんふらわあの問題に御協力、あるいはまた力、発揮できればいいなと思っておったわけですが、今御指摘のありましたように、せっかく根付こうとしている海外研修を切つてまでかという御質疑でございますが、私どもの持っている事業の中にシアトル市の研修コースというのが残っておりますので、そしてまた、なおかつ、今、提案にございました環境学習というもの、私どもの小・中学校の子供たちの学習という一つの事業でございますので、教育委員会といたしましても、そこらへんを十分考えながら、今回、シアトルを残して、そして一方で環境学習ということで仕事を進めていこうと、こういう結論に達したところでございます。

以上でございます。

○14番(小野広嗣君) 教育長、心配をするのは行政、あるいは市長部局、教育委員会の考え方なんです。いわゆるシアトルは残ったからうんぬんじゃないんです。いわゆるそのシアトルの研修事業でさえ、財政が厳しくなったら切っていくのかという、そういった問題まではらんでいくんですよ。青少年研修事業として、いわゆる二つあったものが一つになり、そして経済的に厳しくなれば、16年、17年、18年という歴史を積んでいるシアトル研修だって、将来どうなるか分からないという心配まで僕らはしちゃうんです。すばらしい事業だということは分かっているものですからね。

そういった意識の問題も含めて、やはりそういった部分というのは、市長部局のいろんな思いがあつても、そしてさんふらわあという、この支援は当然大事なんです。だけれども、やはり死守すべきところは死守していくという、そういった姿勢というものを貫いていただきたい。その点で、質疑をしています。最後に、もう1回お願いいたします。

○教育長(坪田勝秀君) 御指摘のとおり、私どもは、海外研修をないがしろにする気持ちは一切ございませんので、今後また来年度、再来年度、この予算うんぬんの問題が出てまいりましたときには、それこそ今、御指摘のとおり死守いたしまして、海外研修を守っていきたくて考えております。また、それは財政当局にもお願いをしてまいりたいと思います。

○9番(迫田正弘君) 予算書の34ページについて、お伺いいたしたいと思います。

使用料でございますけれども、7目の教育使用料、2節の中学校使用料の中の、田之浦中運動場照明使用料の額は1,000円でございますけれども、このことについてお伺いいたします。

先ほど、志布志市屋外運動場照明施設条例の廃止が出ました。しかも、これは、田之浦中学校の運動場の照明施設の廃止で、中学校の施設とするというふうなふうに議決されたわけですが、私はこの時に、中学校の施設であれば使用料は取らないんだなということで理解をいたしたわけですが、この予算書では、使用料を田之浦中の運動場照明使用料という形で予算がみてありますが、これは今、廃止になった、この照明施設を見込んでのことか、まずお伺いいたします。

○教育総務課長（溝口敏久君） 田之浦中学校の照明施設使用料でございますが、条例につきましては、先ほど議決をいただきまして廃止したわけですが、今後、規則等でその使用料については定めていくという方向で、今、検討しているところでございます。

○9番（迫田正弘君） 基本的に学校の施設というのは、使用料は取りませんよね。取れないんじゃないですかね。しかも、使用料を取るとするのは、これは地財法かなにかでもって、条例で定めないと使用料は取れないと思うんですよ。しかもですね、これは近々に、こうやって田之浦中が出ていますけども、去年の9月の定例会では、松山中学校の照明施設も今年の4月から廃止になるということになっています。廃止と言うか、学校の施設としての扱いになるというふうに理解していますけども、そういったものもここでは当然、見込まなければならないということがありますが、とりあえず、中学校の施設をですよ、例えば体育館もそうじゃないですか、部活で使うでも料金は取っていないわけですから、基本的には取れないというふうに理解をしています、そのへんの考え方はいかがですか。

○教育総務課長（溝口敏久君） 議員の仰せのとおりでございます、誠に申しわけございません。学校施設としては取れないということになると思います。

○副議長（福重彰史君） 答弁打合わせのために、しばらく休憩いたします。



午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開



○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

○教育総務課長（溝口敏久君） 先ほどの答弁に私の誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

規則では対応できないということでございまして、この予算につきましては、座置的に置いてございましたので、6月の補正予算で減額させていただきたいということをお願いしたいと思っております。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

○12番（本田孝志君） 道路の維持費ということで、125ページ、作業員賃金ということで5,000万円ほど上がっておりますが、私も去年の9月の議会でしたか、この道路作業の作業員の賃金とか維持費、管理費が、その時予算ベースで8,500万円ほどございましたが、旧松山が4人でしたか、志布志町が5人、有明が10人ということで人件費が上がってきておりましたが、ここらへんを、ぜひ是正していただきたいと、考えていただきたいということで、去年の9月の一般質問でしたわけですが、ここらあたりは検討されたものか、お伺いいたします。

○建設部長（井手南海男君） 作業員の賃金ということでございますが、前年度におきましては19名、有明が10名、志布志が4名、松山が5名ということでございましたが、今年度につきましては、1名減ということで予算計上はしております。

それからお尋ねの、いわゆる単価の問題だと考えますけれども、議論、検討はいたしたところでございますけれども、前年度同様ということで予算化しております。ただ、総務課の方の調整、全体的な、技術的な調整もございまして、1カ月は交代で、いわゆる休みを取るという形での予算計上ということになっております。

以上でございます。

○31番（野村公一君） 2、3お伺いしておきたいと思います。

今回、さんふらわあの存続をとということで、1,000万円程度、予算措置がされております。16日、県知事が本社を訪れて交渉されたという経緯もございますが、本市の対応策として1,000万円、今年度予算化がされております。

この1,000万円の対応策が、これで対応策として万全なのかどうか。そこらへんの協議がなされて予算化をされたと思いますが、どういう協議がされたのかですね。

それから、水道料金の減免という課題も入っておりますが、水道料の減免に、500万円の減免については、どういう措置をされて対応されるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それから、今回、市長の施政方針の中に、志布志の大迫の空き地の利用、企業誘致をしていくんだと、その会社訪問等を重ねていくという施政方針のようでありまして、併せて雇用の場を確保していくという施政方針が並んでおります。そういう作業を職員の方でされていくでしょうが、それに伴う予算化がしてあるのかどうか。それが2点目であります。

それから、3点目でございますが、本市に、いろんな文化振興策として予算を付けられた経緯がございます。しかしながら、今年度は、3カ町の文化協会につきましては予算措置がされていないと、予算書を見る限りですね。その予算措置をされていない理由は何なのか、お伺いしておきたいと思います。

それから4点目でございますが、施政方針でもありますように、今年度から給食センターの建設に取り掛かるということでございます。その予算措置も見えておりますが、基本的な考え方として、給食センターを建設した後、従来どおりの経営方針でいかれるのかどうか。もっと言えば、上物、あるいは施設は市が造ると。しかしながら、中の作業については民間に移行していくんだという考え方もあると思いますが、そこらへんの考え方をお示しいただきたいと。

以上、4点をお伺いしておきます。

○企画部長（持富秀明君） さんふらわあの助成等につきましてのお尋ねでございますが、一応、さんふらわあの協議会の補助金といたしまして、1,000万円を計上いたしてあります。これにつきましては、さんふらわあの船舶給水の料金の一部助成という考え方でございます。

近年の料金等を見ますと、だいたい約500万円ぐらいで推移をしているようでございます。したがって、この部分の助成のやり方として、30%あるいは25%等の状況を考えまして、一応480万円から500万円程度というふうに算定をいたしておるところでございます。

それから、企画ツアーによる募集に係る広告費等の助成ということで、これを50万円程度考えております。それから、団体等の研修あるいは旅行、学生の合宿等の助成として240万円程度を考えているところでございます。

そのほか、各課対応の予算といたしまして、610万円3,000円を計上いたしております。これにつきましては、先ほどもありましたように、環境学習としての環境政策課で取り組む部分、それから教育委員会で取り組む部分のスポーツ交流等につきまして270万円程度、それから農業委員会で農業委員の研修等に対する一部助成ということで216万3,000円、合わせまして、この額を予算計上をいたしているところでございます。

十分かどうかということですが、その他できますならば、既定の、現在、予算が通りました中で、既定の予算の中で、特に研修等がある場合は、関西方面の研修等を計画していただいて、さんふらわあの利用促進をしていただきたいということを、各部、課にお願いをしているところでございます。

企業誘致につきましては、大迫の企業誘致等のことについてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、リーフレット等の作成をしながら、広く企業誘致活動を進めなきゃならないということで、一応リーフレット等の作成等に30万円程度、それから新産業興しのための可能性調査ということで、これにつきましても現在は、調査旅費等48万円を計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

○教育長（坪田勝秀君） 新しい給食センターの運営等についてでございますが、現在、有明と志布志の2センターの調理員は2名しかおりませんで、あとは臨時調理員で対応しておりますので、これ以上、どういうところで民間委託等ができるかどうか、配送部分はシルバー人材センターと個人に委託をしているところでございます。

今後、他の自治体等の給食センター等も勉強させていただきまして、まだ民間委託できる部分があるかどうかは検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（溝口敏久君） 文化協会の関係でございますが、予算書の154ページの方に掲載してございますけれども、130万9,000円でございますが、これにつきましては、旧町の額を、18年度同額を計上したところでございます。

志布志地区が89万5,000円、松山地区18万9,000円、有明地区22万5,000円でございます。

○31番（野村公一君） そのさんふらわあの問題であります。重ねてお伺いしておきますが、総体的に本県が、案と示された額として試算をしますと、だいたい2億4,5,000万円になろうかという報道がされております。

そういう中で、本市が1,000万円なにがしかの予算措置をしていくと。それで事足りればそれで十分でしょうが、そのほかに市長として上乘せをして、もっと対応策をしていこうという考えはないのかどうか。そこらへんを、基本的な考え方1点をお伺いしておきたいと思っております。

それから、文化協会の補助金でございますが、今、教育委員会が御案内をされました補助金については、130万9,000円。この団体は、私は無いと思っておりますが、あるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さんふらわあの航路存続問題につきましては、先月、2月16日に知事が親会社の商船三井へ訪問いたしまして、利用促進策につきまして会社側に提示をしたところでした。その内容につきましては詳しくは述べられませんが、会社側が3億円の、航路維持をするとすれば宮崎航路に比べて3億円の経費が余分にかかるという額より上回った額で提示があったところでございます。

そのような中で、私どもの志布志市が数字として出せるものというのは、水道料の減免というものが500万円、水道料使用料がありますので、500万円ありますので、この分については別な形で減免できますよということを提示した上の積算でございました。

そのようなことでございますので、今回御提案いたします存続のための助成事業につきましても、航路存続の助成事業自体も、先ほど説明しましたとおり、20%ないし30%、50%の補助ということでございますので、この1,000万円が、2,000万円にも3,000万円にも膨らんでくるというようなことでございます。さらに、ほかの事業を通じまして、今後交流事業を取り組んでまいりたいと思っておりますので、そのことについても、かなりの額の乗船料が出てくるのではないかというふうに思っております。それらのことを取組ながら、今後また、会社側と交渉をしていきたいというふうに思っております。

○教育総務課長（溝口敏久君） ただいま申し上げました、その文化協会につきましては、旧町のままの協会はまだあるわけでございますが、正式に協議会はまだ立ち上がっていない状況でございます。

○31番（野村公一君） 連絡協議会はまだできていないんですよ。だったら、やっぱり訂正をしっかりとっておかないと。

○教育総務課長（溝口敏久君） この文化協会の連絡協議会というふうに明記がございますので、訂正させていただきたいと思っております。

○13番（立山静幸君） 3点ほど、質疑をいたしますが、105ページの19節の県の茶業振興大会の件ですが、先ほど茶業振興会で農林水産大臣賞受賞の祝賀会があった折に、振興会長さんから、普通は大会があった後に次年度の開催地を決めるのだが、志布志市については、まだ各町の振興会だから引き受けていなかったと。それで、振興会があった時の前に引き受けたと。それで大会ができるか非常に心配だという話をされたんですが、準備の方は万全なのか、お伺いしたいと思います。

次に、109ページですが、これも19節の農地・水・環境保全向上支援事業、これで各地区の面積は説明資料に載っているんですが、松山が108、志布志が14、有明町が300haですが、この松山は尾野見地区だと思っておりますが、志布志と有明の改良区名が分かればお知らせさせていただきたいと思っております。

それから、154ページ、13の委託料の中の商家資料館活用事業が500万円計上してあるんですが、商家資料館の基本計画と載っておりますが、この計画内容をお知らせ願いたいと思っております。

○産業振興部長（永田史生君） まず、茶業振興大会の件でございますが、議員御指摘のとおり、確かに受けたのは時期的には遅かったというふうに、私どもも聞いておりますが、その後、いろんな格好の中で3地区が話し合いを進め、現在それに向けて実証ほ、展示ほ、そういったところなんかを進めておりますので、現在のところは大会に向けてやっついこうという機運が出ているところでございます。

それから、農地・水・環境保全向上支援事業であるかと思っておりますが、地区の場所でございますが、こ

それはそれぞれの改良区を申し上げてよろしいでしょうか。

まず、有明地区が6地区でございます。有明の土地改良区、伊崎田の鍋自治会、仮屋自治会、それから野井倉、上水流土地改良区という所が組織になるという団体でございます。それから志布志につきましては、田之浦ふるさとづくり委員会、森山ふるさとづくり委員会、それから八野ふるさとづくり委員会、3地区でございます。松山につきましては、大野原土地改良区でございます。以上10地区が、今回の事業を実施する地区でございます。

○教育長（坪田勝秀君） 商家資料館活用事業につきましては、担当課長より説明させます。

○文化振興課長（米元史郎君） 商家資料館につきまして、御説明させていただきます。

旧商家であります山中氏邸をそのまま資料館として整備活用をしようという事業計画でございますが、本年度の事業内容につきましては、来年、再来年の修復工事に向けまして、現存する建物を調査しながら設計をしていくという、ちょっと特殊な業務でございますが、文化庁の外郭団体であります財団法人文化財建造物保存技術協会に依頼をするという一括委託料の500万円でございます。今年度はそういう形で、建物を小規模に解体をしながら、構造を検討して、基本設計を立てていくという内容でございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 山中邸を私も見に行ったんですが、個人的じゃありません、商工観光戦略会議の中で見たんですが、団体でですね。お聞きしますと、到底、人が入れる状況じゃないということをお聞きまして、果たしてこの修復、家の修復にいくら掛かるのか、500万円の経費で修復の計画書が立つと思うんですが、課長の方でほしい、お聞きすれば何億円ぐらいかかれば、人が入れて、資料館になるのか、そういう話を聞いておられればお聞きしたいと思います。

○文化振興課長（米元史郎君） 文教厚生委員会の委員の方々には現地調査をしていただいたわけでございますが、なにしろ古い建物でございますので、資料館として開館をしますには、建物の強度の問題も含めて、そのへんの調査が必要になってくるだろうと思います。

ただ、事業費として、開館整備のための事業費としていくら必要かということになりますと、市としても予算の限界もあるわけでございますので、こちらの想定を超えるような設計はお願いできないわけで、おおむね5,000万円から1億円の範囲で工事をするような形になろうかと考えているところでございます。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 2点ほど、お伺いしてみたいと思います。

90ページの生活保護の扶助費でございますが、昨年と比較してみますと1億3,485万9,000円増額がされているわけですが、説明書の方では世帯数が398名と、これは単純に世帯数が増えただけなのか、それともそれぞれの扶助費が上がったのかどうか。

それから2点目ですが、170ページ、級別職員数でございますが、昨年度は部長級、7級が10名、今年9名になっておりますが、その部長級の配置はどうなっているのか、お伺いしてみたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） 生活保護の予算につきまして、お答えいたします。

生活保護の扶助費でございますが、昨年の12月補正で増額補正をお願いしました医療費の扶助が、当初予算ベースでは大きく増加しているということで、世帯数につきましては昨年の当初を計上する段階と、現在の段階では大きく変化はないところでございますが、昨年の当初予算が医療扶助の算定について、県との時期のずれがございましたので、当初予算にその分が載っていない分を12月でお願いした関係での増額ということで御理解をいただきたいと思っております。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

18年の4月現在では、部長級は10名でございましたが、現在、昨年12月で1人お辞めになっておられますので、その分で9名ということで上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○1番（下平晴行君） 生活扶助費については分かりましたけれども、この生活保護については私も一般質問の中で、最低限の生活を営むというようなことでの保障と、それから自立の助長と、そういう自立の助長というのは何件ぐらいされたのかですね。そこをちょっとお聞きします。だいたいいいですよ。

それから人事の件でございますが、と申しますのは、今の答弁では19年度はそのままいくと、欠でいくということでございますか。

○総務部長（隈元勝昭君） 予算上はこのような形では上げましたけれども、まだそのへんのところは、今もってはっきり申し上げられないところでございます。

以上です。

○福祉部長（蔵園修文君） まず世帯数で申し上げますと、昨年の1月1日でございますが、曾於福祉事務所から引き継ぎました世帯が380世帯ということでございます。2月1日現在で389世帯、536名ということで、私先ほど世帯数に大きく変化はないと言いましたが、9世帯ほど伸びております。この分の扶助費の増加も含まれているということでございます。

あと4月から、まだ年間ベースではございませんが、4月から12月の範囲で申し上げますと、申請状況が58件でございます。そして、そのうち、開始が35件、却下が4件、それから取下げというのが19件。そして先ほど自立の助長状況はどうかということでございますが、廃止、それも含めまして廃止が36件ということで、今現在398世帯ということになっております。

○26番（上村 環君） 4点ほどお伺いいたします。

まず、財政について、担当者の見解をお伺いいたします。施政方針の中で、当初予算が昨年対比、6月補正と比較して3.1%の増ということであります。その一方で、地方交付税や臨時財政対策債などの減額が見られ、その不足を特定目的基金や財調基金で賄うという厳しい状況だということがうたっております。その中で、先ほど来、質疑が出ておりますが、本年度、商家資料館の調査設計、また市の文化会館の調査設計、そしてまた年度内に給食センター等の建設費の補正があるのか分かりませんが、こういったもの等を含めて財政的に、最終的に昨年度をどの程度オーバーすることになるのか、財政的心配はないのか、その点をまずお伺いいたします。

次に、畑かんの関係でございます。曾於南部1期地区の完成に伴う繰上償還と、5億5,000万円が出

ておりますが、1期地区の事業の概要と、それから今後残された計画、完成予定についてはどのように
なっているか。また繰上償還をされた理由についてお伺いいたします。

次に、出産祝金が出ております。非常にすばらしい施策であると思っております。少子化対策の一環
として、第3子以上を出産した者に対し10万円を支給するというのが資料に書いてありますが、少子化
対策として人口増に対する貢献が非常に高いといったことを考えますと、例えば4子、5子というの
はないにしても、あるか分かりませんが、例えば3人だったら10万円、4人以上だったら20万円と、そ
ういったことの今後の考え方はないものか、そういった議論はなされたのかお伺いいたします。

それから、港湾関係でございます。さんふらわあ志布志航路存続協議会活動事業に1,000万円を計上
してありますが、1,000万円でもって活動を年間の予算として活動するのか若しくは他の団体、他の地
方自治体も何らかの負担をしているものか、その点をお伺いいたします。併せて、港湾に関してさんふ
らわあ、そのほか港湾整備、港湾振興とあらゆる会議、協議会が設置されております。こういったもの
は、横の連携を取っていくという意味から一本化していくということでの考えはないか、非常に組織が
肥大化してくるのではないかと考えておりますが、今後の組織機構の見直しにあたっては、
そういったことは考えておられないか、以上の点についてお伺いします。

○福祉部長（蔵園修文君） それでは、まず私の方から、出産祝金の第4子、第5子等への支給につ
いての検討はなされたのかというお尋ねにお答えいたします。

乳幼児医療費の助成事業の上程の段階でも申し上げましたが、今年度、18年度におきましてアンケ
ート調査等を実施しまして、市民の方々がどのような子育て支援策を望んでいるかということについて
のアンケートを実施し、それに基づきまして検討をいたしてきたわけでございます。

その結果、19年度におきまして、乳幼児医療費をはじめとして、妊婦の無料検診券とか従来の事業を
充実させながら、また新規の事業にも、ファミリーサポートセンター事業とかいうものにも取り組む予
定にいたしているところでございます。それと同時に、国におきましても児童手当の充実とかいう制度
を少子化対策として実施するというので、これにつきましても市費を負担割合に応じて負担していく
ということで、非常に19年度大きな財源を要することになったわけでございます。

その中で、出産祝金につきましては、18年度の2月末、おとといでございますが、おととい現在で46
名に、第3子10万円ずつの支給をいたしているところでございます。これにつきましては、当分の間は
今の第3子ということで続けていく予定にいたしておりますが、また、その出産の状況等、各世帯にお
きます子供の数等を勘案しながら、今後については、その充実策を、どのような形で充実していくの
かということについては再度、全体の子育て支援策の中で、また考えていきたいというふうに考えてお
ります。

○産業振興部長（永田史生君） 畑かんの関係について、お答えを申し上げたいと思います。

今回、南部の1期分の5億6,000万円程度予算を計上いたしておりますが、これにつきましては、1
期地区の分で、18年度完了分でございます。内容につきましては、輝北ダムの関係、小水力発電の関係、
それから野方の揚水機場、それから松ヶ鼻揚水機場、それから調整池等でございます。

今後の計画でございますが、今後の計画につきましては、第2期は平成20年度完了予定でございます

ので、ダム以外の関係が約186億円程度の事業費でございますが、それらに係る負担を、21年度に約9億円ぐらい計画をいたしておるところでございます。

なぜ今回、こうして繰上償還をもってきたのかという御質疑でございますが、5%という金利でございますので、当然5%で計算をした場合は、1.6倍程度の償還になるということでもございましたので、基金を取崩し、今回基金を充当させていただいて償還に充てたところでございます。

○企画部長（持富秀明君） 今後の財政の見通しでございますが、今年の予算を見ても三位一体改革による税源移譲等によりまして、市税は増収が見込まれるものの、やはり所得譲与税の廃止、あるいは地方交付税の減少というのはぬぐえないわけでございまして、やはり一般財源ベースで大きく減額となる反面、やはり扶助費等の法改正、生活保護費などの増加と、大変厳しい財政内容でございます。

お尋ねの予算総額規模でございますが、特に19年度におきましては畑かんの償還金がございますので、この部分を特別というふうに見込めば、だいたい前年度と同じような予算規模になるというふうに踏んでおるところでございます。

今後の財政の見通しとして、給食センター等の建設問題を御質疑でございますが、これにつきましての財源の手当てといたしましては、今のところ、現時点におきましては合併特例債等の適用をしながら、これに充てていきたいというふうにご考えてございまして、これらが、事業費等が明確になった時点で現在の考え方におきましては、だいたい8億円程度と、7億円から8億円程度という予想を立てておるわけでもございまして、これでいきますと、だいたい最終的に183億円程度になるのかというふうな見通しをもっているところでございます。

それから、さんふらわあのお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたけれども、協議会補助金としては1,000万円の計上をいたしておりますけれども、その他に各課の対応といたしまして610万3,000円程度を見込んでございまして、総額で、直接的な部分として1,610万3,000円の予算措置をしているということでもございますが、先ほども申し上げましたように、そのほか研修等につきましては、これから予算が認められれば、その範囲でまた研修等については、さんふらわあを使った関西方面、あるいはその周辺を含んだ部分の研修等を計画していただいて、そしてさんふらわあの利用促進につなげたいというふうにご考えておるところでございます。

それから他の団体についてのことでございましたが、現在、大隅総合開発期成会におきまして、このさんふらわあの利用促進ツアーということで、200万円を計上いたして取組をいただいているところでもあります。その他、南九州総合開発協議会におきましてもお願いをいたしておるわけですが、ここにつきましては、全体的な合意ができないところでもございまして、何らかの形で協力をしていきたいと思いますというふうな形で、現在のところ幹事会では話し合いをしているところでもございます。

その他、諸々まだ、例えばトラック協会のこと等につきましては新聞報道のとおりでもございまして、県ともタイアップをしながら、また有効な手だて等がありましたら、そこらあたりを探って利用促進につなげたいというふうにご考えております。

それから団体の一本化につきましては、港湾商工課長が見えておりますので、課長の方から答弁をさせていただきます。

○港湾商工課長（小辻一海君） ただいまの団体一体化の問題について回答いたします。

この件につきましては、市内の企業、それから県内の企業、いろいろと協議会が、それぞれ県内、市内という形で協議会ができておりますので、そのあたりからもいろいろだぶった面で負担金等の問題が出てきておりますので、このことについては検討していきたいと思っておりますので、協議して、ほかの会長さんたち、また協議会と検討していきたいと思っております。

○福祉部長（蔵園修文君） 先ほど出産祝金につきましてお答えしましたが、補足させていただきます。

資料の48ページにありますように、私、第4子、第5子への充実策を総合的にというふうに申したかと思いますが、第3子以上がこの出産祝金の対象でございますので、今回、検討いたしましたのは少ない方へ、第2子について検討はいたしたところでございますが、現行の条例のとおりということで御理解をいただきたいと思っております。

○26番（上村 環君） 今後の大きな財政出動ということで、本年度は繰上償還に伴う特別な財政事情だということでありました。

21年度に、新たに南部地区の償還があるということですが、曾於東部に係る償還、これらについてはどのようになっているのか。特に今後、基本構想の審議をいたしますけれども、そういったものを着実に進めていく中で、大きな財政規模を伴うものについて、どのような財政計画がなされるかといったことが示されておられませんので、こういう大きな財政負担についての心配をしているわけですが、畑かん事業に伴う償還年度と、それから、その額、そしてその財源確保はどうなっているのか。当然、今の基金では足りない。それについては過疎債等を充当されるのか、その計画についてお伺いいたします。

○財務課長（溝口 猛君） ただいまの畑かんの償還について、お答え申し上げます。

畑かんの償還につきましては、平成19年度から21年度、3カ年間でおよそ35億7,500万円程度の償還となります。財源としましては、積立基金がございますので約20億円程度を予定しております。残りにつきましては、合併特例債が適用になるということですので、その分も見込んで財政計画上のシミュレーションをしているところでございます。

○20番（吉国敏郎君） 1点ほど。111ページの農業経営規模拡大促進事業というのがあるんですが、この補助金は今年だけなのか、それとも、また毎年、それから今まで貸し借りをしていたのが、今年はこの事業があるということで載っているんですが、そこを聞きたいです。

○農業委員会事務局長（大園 朗君） お尋ねの農業経営規模拡大促進事業でございますけれども、これは旧松山町時代から引き継いだ事業でございます。補助金の内容でございますが、農地の流動化を図るために貸し手に出す補助金でございます。

それから、これは1回限りでございます。補助金の交付はですね。

○7番（鶴迫京子君） 2点ほど質疑させていただきたいと思っております。

まず、予算説明資料の9ページと10ページについて質疑したいと思います。志のあふれるまちづくり事業ということで、予算計上されています。大変すばらしい政策じゃないかなあと思って内容を見ていたのですが、まず、この内容の2番の志通信事業ですね、2番と7番について、少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

そして、10ページですが、男女共同参画計画策定委託事業ということで予算計上されていますが、まず、ここにありますが、目的であります。着実に施策を実施していくために、実績のあるコーディネーターに委託するものであるとありますが、この当局の考えられる実績のあるコーディネーターというのは、どのような方なのか、考えていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

そして内容の1、計画策定にかかわる男女共同参画研修とあります。まず、この研修の内容は具体的に予定が立っているのかどうか。

2番目の関連会議コーディネートということですが、この関連会議は平成19年度の1年間で、だいたいどれくらい開かれるものか、その計画、予定ですね。

それと3番目、計画策定などへのアドバイスということですが、この諸々の内容と目的につきまして、具体的にもう少しお教え願えたらと思います。

○企画政策課長（山下修一君） ただいまの質疑にお答え申し上げます。

まず、はじめに、志のあふれるまちづくり事業の志通信でございますが、志通信につきましては、広報紙にて志通信を設置したいというふうに考えておりました、市民の志をリレー随筆等で紹介をしていけたらなあというふうに考えているところでございます。

それから、7番目の志の発表の全国展開ということですが、志のまちを一応宣言するというところでございまして、これを全国的に展開したいということございまして、全国に志を募集したいというふうに考えているところでございまして、全国に募集した中で、審査を行った中で、一応パネラーとして、優秀賞につきましてはパネラーとして志布志市に来ていただいた中で、発表等をしていただけたらなあというふうに、今考えているところでございます。

それから、コーディネーターにつきましては、これまで男女共同参画の計画策定に一応携わっていただいている方等がいらっしゃいますので、今のところはその方を考えているところでございます。

○副議長（福重彰史君） 答弁調整のため、しばらく休憩いたします。

○
午後3時30分 休憩

午後3時36分 再開

○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続きまして、会議を続行いたします。

○企画政策課長（山下修一君） 大変失礼いたしました。

それでは、お尋ねのまず計画策定にかかわる男女共同参画研修につきましては、プラン研究会委員の研修ということで、月1回を一応予定をしているところでございます。

それから、2番目の関連会議のコーディネートということですが、策定研究会及び庁内関連会議への男女共同参画計画策定に関するコーディネートということございまして、4、5回を一応考えております。

それから、3番目の計画策定のアドバイス等ということでございますので、これは事務局等との連絡ということもあろうかと思っておりますので、随時という取り方で一応考えております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） まず、9ページの志のあふれるまちづくり事業について、追加して質疑いたします。この内容の1から7番目のいろんな項目が企画されていまして、企画的にはすばらしいなあとは思いますが、実際問題として目線がですね、私、これパッと見た時一番先に感じた感性といたしましては、まず志布志からの発信ばかりだなと。ある意味で、悪く言いますと押し付け的なところがあるかなと。住民をとりこにして全国的に展開する、そしてまた志布志ファン応援団になってもらう、志甲子園、全国にアピールする、全部自分の勝手ですよ、こちら側の都合ですよ。そういうのをこちらからいっぱい企画して出して、はたして皆さんが乗ってきてくださいますでしょうか。なにも、そこに特典といたらあれですが、そういうことが無いんじゃないかなと。今は一体となつてするのが、そういう目線が欠けているんじゃないかなと思って質疑するのですが、1番から7番の事業を363万7,000円でやりきれものでしょうか。

そして、例えば、4月24日に志布志の日にということで、志のまちを宣言し、市内外に発信とありますので、せっかくこういうふうにならぬに全国に発信されるのでありましたら、例えば4月24日の誕生日の方を優先的に、こういう探検ツアーに、少し特典を上げるとかですね、なにかそういう志布志ファン応援団になってもらうための企画、何か方法とか、そういうところは議論されなかったものでしょうか。

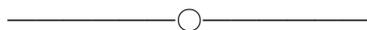
○企画政策課長（山下修一君） 確かに御指摘のとおり、まだそこまでの細部については詰めていないところがございますので、非常にいい御意見をいただきましたので、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第32 議案第36号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第32、議案第36号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第33 議案第37号 平成19年度志布志市老人保健特別会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第33、議案第37号、平成19年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、平成19年度志布志市老人保健特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市老人保健特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第34 議案第38号 平成19年度志布志市介護保険特別会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第34、議案第38号、平成19年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、平成19年度志布志市介護保険特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第35 議案第39号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第35、議案第39号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

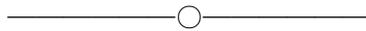
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第36 議案第40号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第36、議案第40号、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

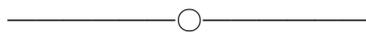
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第37 議案第41号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第37、議案第41号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第38 議案第42号 平成19年度志布志市水道事業会計予算

○副議長（福重彰史君） 日程第38、議案第42号、平成19年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、平成19年度志布志市水道事業会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、平成19年度志布志市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 説明資料をいただいておりますが、説明資料の、節の区分の分については資料でわかりますけど、市の一般会計から出資金として1億円、そして繰出金として8,137万3,000円持ち出しておられるわけですが、特に建設改良費の中の工事請負費、水道事業の方で2億2,990万円、そして簡易水道の工事請負費で1億4,855万円という請負金額が出ておられるわけですが、どこの仕事をどうやるのか、全然分からんわけです。

そこで、後ほど委員会が始まる前に、場所と事業名と事業量、これらを示していただきたいというふうに思います。

○水道局長（徳田俊美君） お答えいたします。

予算の中身につきましては、地方公営企業法の中で、基本的には節までの説明資料ということで出されております。ただ、御必要とありますれば提出をいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○18番（木藤茂弘君） 会計法上は一応そうしておられるわけですが、この金額は各事業の積上げだろうと思っております。当然、説明資料としてはげだろうと思っております。当然、説明資料としては添付しますので、ぜひお願いします。この数字だけでは、どこの仕事をどうするのか全然分からんわけですので、お願いしておきます。

○水道局長（徳田俊美君） 先ほど申し上げましたのは、地方公営企業法の施行規則の中で定めのある様式にのっとって説明書として提出をしているということでございます。

ただ、ほかに説明の内容の不足があれば、それは提出をしたいと思っております。

以上です。

○副議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



○副議長（福重彰史君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日から8日までは休会いたします。

9日は午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございました。

午後3時53分 散会

平成19年第1回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成19年3月9日（金曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鬼塚弘文
本田孝志
西江園明
上村環
岩根賢二
坂元修一郎
藤後昇一
立山静幸
小野広嗣
木藤茂弘
長岡耕二
上野直広
金子光博
小園義行
下平晴行

出席議員氏名 (32名)

1番	下平晴行	2番	西江園明
3番	丸山一	4番	八久保壹
5番	玉垣大二郎	6番	坂元修一郎
7番	鶴迫京子	8番	藤後昇一
9番	迫田正弘	10番	毛野了
11番	立平利男	12番	本田孝志
13番	立山静幸	14番	小野広嗣
15番	長岡耕二	16番	金子光博
17番	林勇作	18番	木藤茂弘
19番	岩根賢二	20番	吉国敏郎
21番	上野直広	22番	宮城義治
23番	東宏二	24番	宮田慶一郎
25番	小園義行	26番	上村環
27番	鬼塚弘文	28番	重永重久
29番	丸崎幹男	30番	福重彰史
31番	野村公一	33番	若松良雄

欠席議員氏名 (1名)

32番 谷口松生

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長	本田修一	助役	瀬戸口司
教育長	坪田勝秀	総務部長	隈元勝昭
企画部長	持富秀明	市民部長	稲付道憲
産業振興部長	永田史生	建設部長	井手南海男
松山支所長	吉井宏徳	志布志支所長	山裾信博
総務課長	上村和憲	行政改革推進課長	外山文弘
企画政策課長	山下修一	財務課長	溝口猛
港湾商工課長	小辻一海	福祉課長	津曲兼隆
土木課長	宮苑和郎	都市計画課長	下平幸三
水道局長	徳田俊美	農業委員会事務局長	大園朗
教育総務課長	溝口敏久	松山支所産業振興課長	白坂照雄

議会事務局職員出席者

事務局長	徳重昭一	事務局次長	前田泰郎
次長補佐兼議事係長	門岡秀明	調査管理係長	徳田弘美

午前10時00分 開議

○副議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名します。

日程第2 一般質問

○副議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、27番、鬼塚弘文君の一般質問を許可します。

○27番（鬼塚弘文君） おはようございます。

一般質問の通告をしておりましたので、御質問を申し上げてみたいと思います。

まずもって、私どもの志布志町で大変、全国的に話題になっておりました、例の志布志事件、これが無罪ということでニュースが入り、その関係各位の大変な御苦勞に、労をねぎらい、結果が結果として白ということで出ましたので、皆さんとともに喜びを申し上げたいというふうに思います。

通告順に従って御質問申し上げておきたいと思いますが、合併して2年目を迎えております。合併して良かったのか悪かったのか、そのことを問うにはまだちょっと早いという気がいたしますけれども、市民の感情はそうでない。いろいろ御意見を私ども耳にすることが多うございます。

今回、御提案されております一般会計179億3,200万円、こんな予算が出ておりますが、それが是か非か問われる議会でございますので、私どもも真剣勝負、執行部側も真剣勝負であろうというふうに思っております。

そういう中で、四つほどテーマを掲げてみました。まず一つに、例のさんふらわあの問題でございます。さんふらわあが志布志から宮崎の方に移行していくといううわさが立ち、多くの市民が大変懸念をしました。10月の13日のことであったようであります。その報が入り、市長とされては、国土交通省の海事局、さらには大隅総合開発期成会、庁内で存続の検討会を立ち上げたり、議会に報告をされ、県のトラック協会、いろんな所、宮崎県まで足を伸ばし、存続活動の署名を私たち議会も一緒にしたことを記憶しております。

11月の29日に、若浜の旅客船埠頭で、かなり多くの方々お集まりをいただき、決起大会がなされ、その足で船に乗り込み、大阪に行き、大阪の地域で関西地区の決起大会をし、さんふらわあの船会社に代表の方々存続の御要望に行かれたわけでありまして。どんな結果が出たのかなど、多くの方が期待をしておりましたけれども、結果は、非常におもしろくない結果でありました。何もいい結果をそのときには見いだすことはできませんでした。

さらに、我々議会は存続の決議を12月にいたしました。その中で、特に記憶に新しいのが、あらゆる手段を講じて、この存続は断固、撤退に対しては、断固阻止するんだという決議であったというふうに

思っております。

県議会の中で、知事は船会社からビジネス的な相談を受けているということの御答弁をされたわけがあります。

そういう流れの中で、今日、この日を迎えておるわけでありますけれども、先の2月17日の新聞報道で、伊藤知事と船会社とのトップ会談がなされたという新聞報道がされました。この内容を見てみますと、商船三井側は、支援策に謝意を示した上で、社としては内容を十分検討するというございしました。会談は非公開でなされたと。伊藤知事は、トラック運賃の引上げや港湾施設利用の減免など、最低でも年間2億数千万の増収が見込める支援策を説明したと。同問題で、さんふらわあは移転先に計画されている宮崎港の使用をめぐる、ブルー社と既存社、いわゆる宮崎カーフェリーとの調整が難航しておると。宮崎県が、現状では使用許可は出せないと。ブルー社に課題を整理し、解決の手順を示すよう要請したという記事が出て、これも私どもにしてみるとホットしたニュースでありました。さらに、22日に知事の見解がさらに新聞で報道されたわけであります。いわゆる、鹿児島県は1月に官民でまとめた地元の支援策のうち、鹿児島県と志布志市、大隅半島4市5町の行政側による支援策は、4月から実施していく方針と明らかにされました。内容としては、県の港湾使用料の減免、大隅総合開発期成会によるツアーの助成、志布志市による水道料の減免、約500万円など、財政的な支援を合わせて年間2,000万円を上回る見通し、県の港湾使用料の減免は現在検討中ということで、4月からやっていくんだぞということを報道された。

さらに、3月の2日に報道されたのが、いわゆるこの存続問題の是非を3月中に決定すると。この月ですよ。3月中にははっきりと存続するか撤退するかを決めるという報道がされました。そして、3月の6日、今度はさんふらわあ社が、関西地区のスポーツ関係者がさんふらわあ利用を大変多く希望しているといったような報道がされております。10年前から、私たち船会社は営業努力をしてきたんだと。そのくだりの中に、その関係の自治体によって、地元住民優先の施設使用条件を変更してくれる所もある。誘致には地元のハートが大事だというくだりもありました。以前、この質問を申し上げた時に、私はここで述べさせていただきましたが、私どもが旧志布志町時代に、さんふらわあの本社に要望活動に行った時に、あなた方は何もしてくれんじゃないかと。これだけ陳情に来られたが、今日は何で来られましたかと、質問をされ、まさか飛行機じゃないでしょうと、私たちは旧志布志町時代、飛行機で行きました。お帰りは何ですか、帰りも飛行機でした。本当にどこか穴に入りたいような思いでございました。行政のやる陳情なんて、要望なんてこんな甘いものかなということを厳しくさされ、その折に申されたのが、スポーツ関係で利用してくれという要望活動をするけど、あなた方の行政は、私たちを迎えてくれてないと。四国地方に行くと、スポーツ合宿で行くと、その期間は市内のスポーツ施設はその合宿に来られた方々に優先して提供してくれていると。志布志はそうじゃないという厳しい指摘もされたことを、この新聞記事を見て私は思うことであります。

そこで、質問でありますけれども、これは市長の想いを語っていただければ結構でございます。県、いわゆる伊藤知事が、この船会社に対してトップセールスをされましたが、その成果を市長としてどういうふうに感じておられますか。

まず、そのことをお聞かせください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

お答えいたします。

さんふらわあ志布志航路の存続を図るため、鹿児島県志布志・大阪航路存続対策協議会では、県を中心として大隅半島4市5町で組織する大隅総合開発期成会や、さんふらわあを利用する鹿児島県トラック協会、荷主である農協などの各経済団体、そして志布志で地元支援策を取りまとめ、県知事が、去る2月16日に親会社である商船三井に提示し、改めて航路存続の要請を行ったところであります。その際、先方からは特に具体的な支援策の要請は無く、地元支援策の取りまとめに対する謝意が述べられ、社内において十分に検討したい旨の回答があったところであります。その後の情報等によりますと、ブルーハイウェイライン西日本側は、3月中に県、市へ結論を提示する予定であるとのことであります。

○27番（鬼塚弘文君） そこで、この前、港湾関係の特別委員会がございまして、担当課より資料をここにいただいております。県が提示したもの、市、関係団体が提示したものがここにございます。あえてこれを一つ一つ言う気持ちはさらさらありませんけれども、いずれにしても報道されておりますように、2億数千万円の支援となっているということでございまして、これが市長、最終的にですね、これで収まるのか。見通しですね、そこらあたりをもし今、市長の思いがあればひとつ示してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

知事が2月16日に親会社である商船三井とお話しをした際には、2億数千万円というような形で話があったということでございます。

私どもの方の志布志市におきまして、具体的にその際出た数字というのは、水道料減免に相当するような額を、500万円に相当するような額を助成したいというようなことの取りまとめ策というような形になっております。

今議会で御提案いたしまして、さんふらわあ志布志航路存続協議会の助成分というような形で、1,000万円というような形で御提案申し上げているところでございますが、御提案の際にもお話ししましたように、これは3割補助、あるいは5割補助というような形でございますので、この1,000万円なるものが倍にも3倍にも膨らんでくるというようなことであります。さらに、交流事業というものも取り組もうとしていますので、それらのものもさらなる効果が膨らんでくるというふうには期待しておりますので、現在の段階で2億数千万円というものがさらに大きな金額になっていくというふうには考えております。

○27番（鬼塚弘文君） そういうことであろうと。かなり多額の支援になっているんであろうなというふうに見ております。

それで、今、御答弁いただきましたように、さんふらわあの関連経費として今回、議会に御提案されました。1,600万円という、資料はここにございますので、あえて申し上げませんが、存続協議会に1,000万円、環境学習少年団育成事業に124万円ですか。全国のグラウンドゴルフ大会、270万円。農業委員会といったようなことで、ここにこういうふうには計上されました。これが無駄にならないような存続にかなりお役に立つような使い方をぜひしていただきたいということを、ここでは申し上げてお

きたいと思いますが、ただ一つだけ、私はこのさんふらわあの問題で、確認しておきたいことがあります。このことについて伺ってみたいと思いますが、先ほども申し上げましたが、3月のこの月に、撤退か存続かの是非を示すということを船社が言っておりますね。もしこれが撤退と、10月に撤退と、宮崎に行くという結果を出されたときには、今回、御提案をしていただいておりますさんふらわあ関係存続予算、これをどうされるのか。撤退しても出すのかですね。ここらあたりが非常に私は今、問うていいのか分かりませんが、これは皆さんの血税であります。どうせ駄目ならやっても無駄だという意見もあろうし、しかしそんなものではないという意見もあろうし、この支援をされる分野においては、それこそ落としてもいいんじゃないかというものも出てくる可能性もあるかもしれない。それは、議会の皆さんがどういう判断をするか分かりませんが、もしもそういう最悪の場合が、予想されたときの対応、どうされますか。

○市長（本田修一君） 報道等でそのような形で商船三井側が3月中に結論を出すということが、船社のホームページに載っているというふうに記載されておるわけでございます。知事に対しても、そのような回答であったということでございますので、近いうちにその結論が出るというふうに思っています。

私どもとしましては、10月の13日に航路の変更の申出があって以来、このことについては市全体を挙げて航路存続に向けて一生懸命取り組んできたところでした。そんなことでございますので、今の気持ちとしましては、航路は必ず存続されるというふうに思いたいところであります。したがって、今月中の会社側の結論が10月に変更しますよというのはあり得ないんじゃないかなと、あつては欲しくないというふうに思うところでありますが、今、議員御質問のようなこともないじゃないというふうには考えるところであります。しかしながら、2月の16日に知事が船社側と交渉した、こちら側の条件を示した前提としまして、県、志布志市、県内の経済界は、株式会社ブルーハイウェイライン西日本が志布志・大阪航路からの撤退計画を撤回することを前提に、地元支援策を実行するというのを頭に置いてお話をされているところでございます。ということは、撤退計画を撤回することが前提となっておりますので、仮に10月以降に撤退しますよということになりましたら、このことの支援策につきましては、また改めて考え直さなくてはいけないというふうに思うところであります。

○27番（鬼塚弘文君） そこらあたりも、非常に微妙なところだろうと思います。今の時期にこういうことを問うことは、果たしてどうかなというふうに思いましたけれども、やはり確認しておきたい。最終本会議は28日です。今日は9日です。最終本会議前にもしものことがあったときに、28日に私どもはどういう判断をしたらいいか、非常に迷うところです。

今、お話しがあったようなことに御期待を申し上げておきたいと思えます。

次に、環境のことで通告をいたしておりますけれども、ソフト面においては、今、県、我が市、経済団体、それぞれの所で、知事を窓口にして船社の方に結局御提案をしたわけでありまして、私は、ハード面、ハード面が果たしてどうなっているかなと。申し上げたいのは、いわゆる船会社が志布志は魅力が無いと。宮崎の方が面白いと、夢があるということ、前に述べられました。その夢が無いという、面白くないと。夢が無いという部分はどこを指すかと言うと、これは前も議論しましたが、アクセスが非常に遅れている。一つの例、都城・志布志間がかなり遅れているということでもありまし

た。さらには、港の関係の環境整備がほとんど、さんふらわあに来てくださいと、ラブコールを送るような環境じゃない。緑地帯は草ぼうぼう、そして船から降りたあの通路、屋根もかぶってない。雨降りの時なんかは、荷物を持って大変な状況。そういうことも県はしてないじゃないかということでありましたが、今回のこの騒ぎになって、市として若しくは県として、ソフト面はそうだったけども、こういうハード面においても志布志・都城にちょっとピッチをかけるといったような話は市長に届いてないのか、さらにこの緑地帯、これをきれいにしようと、していただきたいという御要望がされたのか若しくは県の方から緑地帯のことも考えていくといったようなことがあったのか、無かったのか、その件について、もしあればお示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さんふらわあを取り巻く環境の要素といたしまして、周辺の緑地帯があるということですが、管理者である鹿児島県が志布志港全体の環境美化に取り組んでいるということですが、具体的には年度計画にしたがって、定期的に港内の清掃作業を行っているというような状況でございます。さらに、本年度におきましては、志布志港のイメージアップということで、さんふらわあの停泊する若浜中央2号岸壁のターミナル周辺の緑地や、近隣の若浜中央公園と若浜運動公園の清掃や、樹木の枝を落とす作業などに12月末から取り組んでいただいているところでございます。

加えまして、志布志市内の造園業者有志の皆さんにおかれましては、県営ターミナルからさんふらわあに乗船する間の遊歩道に、季節の花を植えたプランターを設置していただいたり、NPO法人や市内の私企業の有志の方々にも清掃活動や緑地の美化作業等を実施していただいております。

いずれの皆さんにおかれましては、さんふらわあの航路存続のために自らお考えになりまして、さんふらわあのターミナル周辺をきれいにしてもらおうというふうに活動に取り組んでいただいているところです。市といたしましては、この官民共同の取組は、さんふらわあの志布志航路存続におきましては、非常に大切なことだというふうに考えております。県におかれましては、このことを十分理解していただいておりますので、今後も県や関係団体とともに、協議を進めまして、さんふらわあの利用がさらに促進できるような形で、利用された方が気持ちよく来ていただけるように、取り組んでいきたいというふうに思っております。

都城・志布志道路につきましては、先ほどお話ししました、船社との条件提示の中で、このことについては早い段階でこの路線が進ちよくすることを目指したいというようなお話しをされています。特に、19年度末の字尾までのインターチェンジ開通につきましては、19年中にというようなこともお話があったりするところです。

いずれにしても、早い段階でこの路線については事業の進ちよくを図りたいということは、提示されております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、せっかくいいチャンスですよ。私はいい時を得ていると思います。なるだけそのピッチを上げていただきたい。そして、その緑地帯、もうああいう汚い緑地帯を見せたくないんですね。それで、県がそのNPO法人の方々等にも、もしあの若浜一帯の緑地帯をあなた方にお任せしたら、どれぐらいで見てもらえるかといったようなアンケートも取っておられますね、県

は。その資料が、私の手元にあるわけでありますが、以前、あの緑地帯を750万円ですべて年々2回、1,500万円、このぐらいで管理をしていた時期があったんだそうです。そしてそれが半分に切られ750万円。今ではほとんどその数字に上げられないような状態。今、市長もボランティアという話がありましたけれども、ボランティアには限界がある。よって、助役も県から私どもの志布志に、おいでいただいておりますので、できたらですね、雇用の面もかんがみて、あの緑地帯を志布志市に任せてもらえないかといったことを、県の方にもし要望するとすれば、県はどのような反応を示すかなということ、私は知り合いの方に聞いてみました。県としてみれば、喜ぶところだと。こういうお話でありましたが、新若浜を今回、また緑地帯がかなり発生するわけですね。そういう問題も併せて、県の方にぜひ、管理は県だけでも、所在地は私ども志布志市ですよ。志布志市は迷惑千万であります。きれいにしてもらわないと、そういうことを県の方に要望していかれる気は無いか、そこをひとつ伺っておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、県は、今年度は12月末から伐採等に取り組んで、港がきれいになったという状況で、それ以前は、本当に議員おっしゃるような、見るに耐えないような状況だったというふうに思っております。そのことにつきましては、私どもも、この航路存続に向けて、さらに利用促進を図るためには、さんふらわあを利用された方々が本当にいい所に着いたなというふうなことが実感される港があるべきだというふうに思っておりますので、このことにつきましては、管理者である鹿児島県と協議いたしまして、今後の管理運営については話をさせていただきたいというふうに思うところであります。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひそのことも努力をしていただきたいと。私はかなりの雇用が発生するんじゃないかというふうに思っています。関係者によりますと、2、30人要るんじゃないでしょうかという話ですね。へたな企業を持ってくるよりも、雇用についても非常に助かるんじゃないかという気がしてなりません。

次に入ります。2番目に、私は市の基本構想についてということで通告をいたしております。まず、人口の問題であります。

ここに今回、私どもに基本構想が示されました。基本計画並びにそれぞれお示しをされましたけれども、この中で、いわゆる今の推移でいくと、平成23年度には志布志市の人口は3万3,350人になるであろうと。これを3万4,000人にしたいという一つの目標を示されました。私は、この数字を見て、まだこれよりもかなり減少をしていくんじゃないかなと。ここに650人というプラスになっておるわけですけれども、こんなもんじゃないんじゃないだろうか。今の推移でいくと、少子化時代、少子高齢化時代、下手すると3万人を割ってしまうような市になってしまうんじゃないかなという気がしてなりません。よって、この基本構想のこの資料の4ページでありますけれども、これをゆうべもじっくり読ませていただきましたけれども、人口のこの推移を見ますとですね、平成2年度には3万7,316人いたと。これが17年度は3万4,770人。よって、先ほど申し上げました23年度には、3万3,350人になるであろうというのがこの人口の一つの流れであります。よって、右にありますこの年齢の層を見て

みますと、平成2年度には0歳から14歳の子供さんたちが20.3%いたと。65歳以上が18.1%。17年度には、これが、0歳から14歳が14.0%。65歳以上が29.6%、約30%。こういう推移を見てもみますときに、これは大変だぞと。合併して、3つの町が合併して、人口も財政力もパワーを付けていこうという、その中に、人口の推移を見ていくと、非常に落ち方がひどいと。こういうふうに私は、この表を見て思うことでありますが、我が志布志だけでないんですけれども、高齢化、少子化、この問題に対してですね、市長として、これはいかんと、合併効果も絶対出てこないですよ。これが人口が減っていくと、そういうことに対しての、人口増に対しての思い、何か今考えておられるものがあれば、ひとつ示してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人口の推移ということでございますが、平成17年の国勢調査によりますと、総人口は3万4,770人で、平成12年の国勢調査に比べて1,196人、3.3%の減少になっております。また、就業者数は平成17年度が1万7,269人で、平成12年に比べて647人、2.6%の減少になっております。

人口減少対策としまして、雇用機会の創出は大切な課題でありまして、本市は市内既存企業の事業拡大や企業誘致による雇用機会の創出を図るため、優遇措置制度を設け、支援をいたしております。

企業誘致の取組としましては、県で開催している鹿児島県企業立地懇話会や、志布志港ポートセールスにおいて、企業との情報交換を実施するとともに、鹿児島県大阪事務所やかごしま遊楽館との連携による情報収集活動に努めているところでございます。

19年度におきましては、企業誘致パンフレットの作成や、立地企業懇話会の開催も計画しているところでございます。また、人材育成関連の研修会や、各種講習会への支援を行う一方、U・Iターン関連施策や県のふるさと人材相談室、人材育成センターの活用により、若年者、新規学卒者の人材確保に努めてまいります。新たな雇用の拡大、創出のために商工会、観光協会、特産品協会が連携した雇用創出促進協議会を設置して、国の委託事業の取組を推進し、人材育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） そういうことかなと思っておりますけれども、この施政方針の中にも、かなりのボリュームで示しておられますが、特に若者定住につながるような企業誘致の雇用の場の確保に取り組んでいきたいと。

私も我が親が今年は米寿です。1日も長生きをしてほしい、その思いは誰しも一緒なんですけれども、その高齢者を支えていく若者が少子化で非常に少ないといったようなことで、福祉施設等には、それこそ自分の順番をお待ちの方がたくさんいらしゃる。そういうことで、ぜひともですね、この人口減に歯止めをしていただくためには、私はこの企業誘致、いまさら企業を誘致という言葉はあまり良く聞こえてこないとか、力が無いとか、受けが良くないとか、そういう状況もありますけれども、基幹産業である農業でうんぬんというくだりもありますけれども、そんな誰でもできる話でないし、何とかこの若い層の方々が喜んで帰っていただくような企業の誘致、これを考えたらどうかなと。それは、まずは私は思うんですけれども、大変失礼なことを申し上げますけれども、市役所の職員で企業誘致はできませんよ、正直なところ。プロがいないと駄目だと私は思っています。よって、

それには条件整備、この場所にぜひ来ていただきたい、国際重要港湾を持つ志布志なんですね。そこに最近、中国でもこんな話があるじゃありませんか。中国の層の高い方々は中国の野菜を食べない。安心・安全な、金は多少高くてもいいから日本の野菜を食べたいという話がよく耳に入ってきますね。いわゆる、国際港を持つ港の周りに、企業誘致を、そういう意味の企業誘致をひとつ旗を揚げたらどうかなど。それにはまず場所が無いんじゃないか。場所まで言わせていただきますけれども、新若浜ができる通山、一丁田、あの一帯ですよ。企業なんていうのは、前も旧志布志町時代の安楽の食品工業団地の話をさせていただきましたけれども、企業側はそれぞれの条件が整っている所しか行きません。道路ができてるか、川があるか、そして港があるか、飛行場があるか。そして、市が5年でもいいから減免措置でもしてあげようという体制があるか無いか、そういう条件もしっかりと整えた上で旗を揚げないと、私は駄目だと思うんです。農村地域は土地も安いし、いっぱいあります。しかしながら、企業が張り付くでしょうか。張り付く企業もあるかもしれませんが、近々を見ても旧大隅町、末吉町、あの付近にもたくさんありますけれども、ぺんぺん草ですよ。こんな立派な志布志港を持っているんだから、あの近隣に若者が喜んで2、300人飛び付くような何か企業誘致にですね、市長は私はこういう絵描きは非常にうまい人だろうというふうに思っています。若い人たちを帰してくださいよ。そういう人材、企業誘致に対する人材、市役所の職員では駄目です。それよりもプロフェッショナルを頼んで、そういう場所を先行取得してですね、土地開発公社にもお金があるでしょう。私の手元にも幾らって分かっていますけれども、そういう投資をしながら、先行投資をしながら、とにかく若者を志布志に呼ぶんだといったような考え方は無いのかですね。ただ県がどうだ、あそこがどうだということも大事かもしれませんが、志布志独自のですね、企業誘致策の想いが市長には無いのか。想いがあればひとつ示してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししましたように、志布志港を取り巻く環境というもので、その志布志港ポートセールス推進協議会、それから港湾振興協議会なるものが設立されています。それらの会社の方々といつもお話をさせていただいておまして、港湾関係の企業というものは無いんでしょうかということを探っていて、そして何か一つでもきっかけがあればそこに赴いて行っている状況でございます。

そのようなことで、現在、私自身も企業誘致につきましては鋭意努力しているところでございまして、可能性の高い企業が今できつつあるというふうにご理解していただければというふうに思っております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、どこかそこらあたりまで話がきているような情報が私の所にも入っておりますので、力を入れてですね、ぜひやっていただきたいと。そこに金使ってもいいですよ、私はそう思います。そうでないと、せっかく合併した志布志市が3万人を割るようなことになれば、何の合併効果も出せませんよ。ぜひともそのことにも全力を挙げていただきたいなということを御要望をしておきたいと思います。

さらに、志布志のあの上の大地に大きな企業の跡地が残っています。紀州造林、あの跡地辺りも早い時期にですね、市がそういう企業誘致等々、併せてですね、先行取得をすべきじゃないのかなというこ

とを切に御要望をしておきたいと思います。

次に、次のテーマでありますけれども、志布志市の商業振興は、私は担当の企画部長もよく言っておられますけれども、やっぱり志布志のまちがにぎやかにならんと、有明、松山の商工もにぎやかにならんとということをよく部長も言っておられます。全くそうだろうと思います。やはり志布志の商工振興を語るときに、港町であるあの旧志布志町の商店街のにぎわいが大事だろうと。よって、先の職業安定所の問題においても、議会の皆さんがそういう強い意志を示された結果があの結果でした。あの通りが閑古鳥が鳴いていると。これではいけない、鹿屋はまだ財政力もでかいですけれども、市のど真ん中を大変なことをしておられるようでありますけれども、あそこまではないまでも、何か手を打ってほしいということを思うときに、私は通告にも書いておりますが、重要港湾、そして漁村、都城にも鹿屋にも無い、まして曾於市にも無い、あんな港を持ちながら、漁村を持ちながらその鼻先にある、いわゆるここに商業圏が、志布志の商店街がある。庭先に港があるわけですね。ここと、この商店街との共生策、共に生きていく政策が打ってないんじゃないかと。じゃあ、志布志の商店街に立って、おお、港町だと、重要港湾のある志布志のまちだと思う人がいるかという、私はいないと思うんです。そういうまちづくりがされてなかった。合併して、あの重要港湾を持つ志布志と合併することによって、我が町民も幸せになるんだということを力説された旧松山の加世田町長と私はよく話もしますけれども、やはりですね、商工・観光振興を語るときに、漁村とあの港を離してはいけない。そのことを思うんですが、今年の施政方針で出された海の駅レストランと、いろんなことがあったじゃないですか。同僚議員が海釣り公園を造れという意見もあったじゃないですか。そういうものが何も見えてこない。何かそういう策は考えていらっしゃるのか。今の想いをひとつ語っててください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、中核国際港湾である志布志港を有しまして、関係機関と連携しながら、港湾の利用促進等に努めてまいりましたが、本市発展の鍵を握るのが港であり、港と背後地の、人、物をどのように有機的に結び付けていくかというのが大きな課題になるというふうに思います。

これからは、国、県、船社、荷役業者、荷主等の関係主体のみならず、港をもっと身近に感じてもらうために、地域住民と一体となって、安全で景観的に美しく、にぎわいのある港づくりや、港湾を生かした地域づくりに取り組む必要があるというふうに思っております。そのための組織としまして、ポートコミュニティ、港湾・地域共同体の構築に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○27番（鬼塚弘文君） この施政方針の中で、景観行政団体という文言がありますね。この内容をちょっと示してみてください。どういうことなのか。

○市長（本田修一君） 担当部長の方に回答させます。

○建設部長（井手南海男君） 景観行政団体という新たな言葉が最近使われておるわけでございますが、全国でいわゆる政令指定都市、それから都道府県については景観団体となるように義務付けられておるわけでございます。本市におきましても、県からの要請もございまして、景観行政団体となるべく、今後協議してまいりたいというふうに考えております。

景観行政団体といいますのは、一口で言いますと、保存と活用と創造ということでありまして、現状

の景観を大切にしながら、それを活用し、なおかつ新たな景観を創造していくというものでございます。そういう観点で、今後、協議が必要だろうというふうには考えております。ただ、若干の規制は出てまいります。その規制の中で、緩やかな規制なんです、その規制の中で、そういう自然、歴史、そしてその活用と、新たなまちづくりということでの整備を図っていくというのが主な目的でございます。

以上です。

○27番（鬼塚弘文君） 今、部長の方で説明がありましたけれども、規制もかかってくると。この団体の指定を受けることによって、また新しい発想、新しいまちづくりもできるというふうにとらえていいわけですね。

○建設部長（井手南海男君） そのとおりでございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、そういったような観点で、合併したんだから、昔を、旧町を語ってはいけないけれども、旧町の長所があればそれを引き出したりして、市長が言うておられる三つの力を一つにしてですね、新しいまちづくりをひとつ展開していただきたいというふうに御要望をしておきます。

次にいきます。行政の窓口ということでもありますけれども、これは、先の議会でも私は申し上げました。考えは無いということでありましたが、市長、あのですね、これは市民の素朴な声であります。私は、基本的に行政を遂行していく中で、働く立場の職員の方々にしてみれば、働きやすい、自分中心、職員中心、庁内中心の窓口が好ましいかもしれませんけれども、施政方針にもうたってありますように、やはり市民が本当に活用しやすい役所でないといけないというふうに思っています。いずれの日にか、いずれの日にか分庁方式じゃなくて、役所は一つになる日が来るかもしれません。しかし、合併して1年目、2年目に入っておりますが、ここに書いておりますように、市民の声としてですね、港のこと、商売のこと、水産業のこと、林業のこと、書いておりますけれども、やはり最もそのことに触れている市民のいる場所に窓口があるべきだという声が非常に高い。大変失礼ですけれども、この場所で、港のことを語っても知恵がわからない。周りが畑。やはり海の見える場所で港湾を語ればいい知恵が出るんじゃないか。あちこちアドバルーンが上がっている商業地域で商業振興を語れば、いい知恵がわくんじゃないかといったような観点から、市民の声として、どうしてもこういう窓口を志布志支所に移行してほしいという意見がかなり強うございます。いかがですか。

○市長（本田修一君） ただいま議員、御質問の趣旨というのは、志布志支所に重点的な窓口を配置すべきではないかなというようなことではなからうかというふうに思います。

本市は、合併協議の中で、協議事項の中でも重要な協議項目としまして、新市の事務所の位置にかかわる調整方針を位置付けまして、曾於南部合併協議会で新市の事務所位置等調査検討小委員会を設けまして、様々な角度から新市の事務所については検討していただいたところです。その検討結果を踏まえ、合併協議会の会議におきまして、この旧有明町役場を本庁舎とすることに決定したところでありまして、その調整結果に基づきまして、旧3町の議会におきましても、合併関係議案を御承認いただきまして、昨年1月1日に志布志市として発足したところでございます。

教育委員会と農業委員会につきましては、地域の事情等を考慮し、現在の体制を採っているところで

ありますが、やはり政策的な協議、各種会議の打合せなどに、なかなか連携が取りにくいデメリットも起きており、特に御指摘の分野はほとんどは常に私と政策を協議して、そして政策の実施がなされております。

議員も御質問されております、現在、本市の重要な問題でありますさんふらわあの撤退問題ということにつきましても、また商業施設として重要な問題でありますアピアのこと、それからボルベリアダグリのこと、ということなども常に担当の部、課と私が協議しております。このようなことで、窓口が分散しているということとなりますと、急を要する場合や、限られた時間の中で、連携や政策決定に支障が生じるということが懸念されているところでございます。

当初、市民の皆さん方や各団体の方々から、本庁位置が分かりづらいという御指摘があったということでございますが、案内板の設置等によりまして、1年を経過しまして、市民の皆さん方にも定着してきたのではないかなというふうに感じております。

市民の皆様には直接サービスを提供する窓口部門は別としまして、組織として、分散して執行するよりも、集約して執行することが効率的で効果的だということでございます。

住民サービスの向上につながる業務につきましては、本庁へ集約していかなければ、今後予想される厳しい財政状況への対応や、合併のメリットとして市民の皆さんから指摘もあります、職員数の削減などということの取組が難しいのではないかなというふうに思います。

そんなことで御理解いただければというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） よく分かりました。合併協議の中で、三つ大きなテーマがありました。本庁舎をどこに持っていくか、新市の名称をどうするか、議員の定数をどうするかという、大きな三の柱があったわけでありまして、それに庁舎の位置という部分では、当然、3カ町の議会から代表者が出て、そしてときの町長さん方が中に入り、話をした経緯があります。ここだと、有明の役場が市役所の中心であっていいということを決めた時には、実は大崎町も入っていましたね。そして、大崎町が飛び出してしまった。三つの町になった。その時に、私も合併協議会のメンバーでありましたけれども、もう一度、市役所の位置を考え直した方がいいんじゃないかという意見もあちこちでありました。ところが、どうせやがては大崎も来るであろうと、当初決めたとおりでいこうじゃないかという、非常に高い次元で判断したことも私の記憶にあります。それはそれとして、今の市民がまだ合併して慣れてないんですよ。それでこういう切実な御要望があるわけです。それに対して、ほとんど耳を傾けようという気が無いのかですね、再度、聞かせてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、本志布志市が誕生するに至りました合併協議のことについてお話したところですが、その時、曾於南部合併協議会の時に話が出た時には、人口の重心というのはどこかということが明らかにされまして、その際は、有明町の中野地区でございました。そして、大崎が抜けまして、南曾於地区合併協議会の中で、また改めて人口の重心というのはどこかというふうに示された時に、有明の土橋地区だったわけでございます。このことは私ども意外だったわけでございますが、そのようなことで、人口の重心としても、その地は極めて近い所にあるということで、今お話しになられたような高い次元で、こ

の旧有明町役場が本庁舎として決定していただいたのではなかろうかというふうに思ったところでございます。

合併いたしまして1年経ちまして、今、市民の方々もようやく慣れてこられたんじゃないかなというふうに思っています。そのようなことで、現在、市民課の窓口の方にも志布志地域の方々が訪れておられます。特に安楽地域の方々が有明のこの本庁舎の方が近いということからもあるでしょうが、そのようなことで、志布志地域の方々もたくさん訪れているような状況になってきております。

そのようなことは、合併いたしまして、本当に利便性が高くなった方々がいらっしゃるということで、まさしく合併効果、出てきているなというふうに実感しているところであります。

〇27番（鬼塚弘文君） そのことにおいては、私とは全然かみ合わない。それはそれとして、市民の皆さんが考えたらいいわけでありますので、少なくとも、そういう方々がいらっしゃるのであれば、再度検討してみたいというぐらいの御答弁を期待しておりましたけれども、極めて残念であります。

次に移ります。

市街地と農村地域の格差があるのではないかという通告であります。私は、このことは旧志布志町のことを指しております。よく、旧志布志町時代に言われていたのが、志布志の町はうなぎの寝床みたいな町だとよく言われておりました。私は意味がよく分かりませんでした。よく聞いてみますと、長ひょろい、入口は非常に明るくて、奥が非常に暗い。こんな町だという表現をする議員もたくさんおられました。そういう町民もおられました。ついこの前、私どもも議会の特別委員会が二つあります。港関係と、農村地域の関係の特別委員会がありまして、その農業農村活性化ですか、その委員会の皆さんが農村関係の施設、農村地域をお回りになったそうでありまして、聞きまして、同僚議員からまっこち、まっじゃまがいったん田舎かと思ったら志布志はわっざいかったと。この話をです、同僚の議員の方々から聞いて目が覚めました。確かに私どもも一生懸命、旧志布志町の執行部も、議会も意見を闘わせてきた背景がありますけれども、議論をする時に必ず出てくるのが、やはり志布志は都市形成型で港を持って、お金の入りも大きいけど、出す金もその地域にかなり投資していかざるを得ないといったような議論がよくありました。この基本計画の中に、市町村道の整備状況というのが表が示されております。これを見ても昭和55年から平成17年度までの資料でありますけれども、旧3町の市町村道の道路の改良率、舗装率が示されております。本当に悲しいわけでありまして、松山、有明に比べて、志布志はかなり低い。本当に低いんですよ。14年度、改良率が松山町では74%、志布志は69.4%、有明は97.1%。舗装率、14年度で、松山は99.5%、志布志は73.0%、有明は88.8%。こういう数字を見ても、この志布志の農村地域に私は住んでおりますのでよく分かるんですけども、かなりその格差があるんです。そのことも併せて伺ってみたいと思うんでありますけれども、なぜこういうことになったかという、それぞれ分析をすれば、意見はあろうと思っておりますけれども、やはり、その港の関係もありますけれども、人口のはり付け。行政があなたはこの地域に住みなさい、こっちに住みなさいということで、こういうはり付けになったわけじゃありませんけれども、市街地の中にですね、3分の2、約1万2,000人、お住まいになっておられます。農村地域に3分の1の6,000人。どうしても人口密度の高い所の改修、財政投資。これはやむを得なかったのかなという気もしております。しかしながら、また、かたや公共施

設、これもかなり多うございます。文化会館をはじめ、スポーツ施設、ダグリ荘、アピア、さらには合併する前までに五つの保育所、八つの小学校、三つの中学校、かなり多くの施設もありました。そういうことで、農村地域の道路の舗装だとか、教育環境だとか、住宅政策だとかというものが、置き去りになった背景があるんじゃないかなということ、私も20年近くこの議員という立場におりますけれども、何回何回述べても一歩も進みませんでした。この前、議案上程で私、質問申し上げましたけれども、あの照明施設、志布志のグラウンドしかない。私もソフトボールきちがいでありました。田舎からナイターに行き帰る時にはもう大変な時間。だから、農村地域にもそういうものを造っていただきたいということでできたのが、田之浦中学校と潤ヶ野の改善センターでありました。住宅政策、どうしてもやってくれなかった。モデルでいいから何とかしていただきたいということをお願いし、その当時に答えを出していただいたのが、私にこういう質問がありました。執行部から、あなたはそれほど言うが、責任を持てますかと。どういう場所だったら人が住むのか、入るのか、分譲地を造って買うのか。私は、全然その道のプロでもありませんけれども、私が申し上げたのは、親の手を借らずに、保育所が目の前にあり、小学校も中学校も近くにあって、町まで10分。その所だったら喜んで買ってくれるはずだということで、厳しくお願いしてできたのが、たちばな台の団地であります。そして、もう一つ、下の佐野原の団地にもできましたが、それが証明しておるじゃないですか。志布志町の農村地域の児童の推移、潤ヶ野小だけは何とかキープしています。しかし、住宅政策の手の打っていない地域は、本当、がたがたになっています。何とかして学校の存続をしていただきたいという、地域の皆さんの声。一方では、子どもがぐらしやあよという声もあります。タクシーで農村地域まで通わせている親御さんもおられます。そうして、学校の存続を旧志布志町はやってきた。こういう意味から見ても、農村地域と街部のギャップ、格差が私はかなりありそうな気がする。そういう観点で通告をいたしました。

まずその中の一つ、県道3号線、同僚議員も通告をしておられますので、ダブルかもしれませんが、一向に手を着けてくれない。これも県がするわけでありますが、市が県の方に強く要望していくわけがあります。しかし、旧町時代に順番が決まっておりますので、そのことはしっかりと柿ノ木・志布志線を早く立ち上げていただきたい。そして、あれが完了したら3号線だと言われている。私どもは、地域の方々と3、4年前、岩川の土木事務所に行きました。その時に、土木事務所長がおっしゃった。どうもおかしとおな。道路作りはまず背骨からだ。南之郷・志布志線の背骨はきれいにできたと。しかし、3号線の背骨ができてない。この話をされました。それは、やはり旧志布志町時代の話であります。どうかですね、市長、この3号線の、見てくださいよ。施政方針にも柿ノ木・志布志線、立花迫地域というふうに書いてありますけれども、この立花迫地域というのは、多分、今別府・串間線のことを示しているのかな、それとも3号線のことを示した文章なのかなということ、を思うんでありますけれども、3号線に対しての想いをですね、ひとつ示していただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市街地と農村地域の格差が、基本的にあってはならないというふうにご考えております。それぞれの地域によって、道路の性格、特性があるというわけでございますが、農村地域では農村集落間の市道、耕地内の農道などの整備については一定の水準を満たしているものと考えております。一方、農村、市街

地を含め、生活関連道路整備の問題も残っております。今日の都市部と地方部の地域間格差に見られるように、交通アクセスの問題においても、本市内、旧3町間で地域間格差がいくらか残っているというふうに思っております。県道の改良につきましても、一律にはいかないということでもあります。いろいろな条件が重なり合っただけの今日の状況でありますので、地域間格差を感じさせないような道路整備を、関係機関に協議したいということでありまして、ただいまお話ありました、3号線のことにつきましては、本当に未整備の状況で、早急な整備は必要だなというふうには感じているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 去年でしたかね、土木事務所の所長さんと、担当の部長か課長か分かりませんが、その方が来られて、地域の皆さんと3号線を見る機会がありました。八郎ヶ野を行って、ここから宮崎県だよという所まで行きました。本当ですね、市長、こうおっしゃった、所長が。見ちゃならんものを見てしまったと。こんな所があったのかと言われました。そして、運転をしておられた部長さんでしょうか、課長さんでしょうか、私が岩川の事務所にいる時に、佐野原の又木庭園がありますが、あの一帯を私がしたんだけど、もうとうの昔、抜けていると思っていたという話でした。そのぐらい、事務所もですね、びっくりしています。何とかですね、建設部長、旧志布志町のエースとしてですよ、柿ノ木・志布志線を早く立ち上げて、3号線に入っていただきたい。あの路線には保育所があり、小・中学校、三つも四つもあるじゃないですか。畜産基地もはり付けた、畑かんもある、畜産基地に飼料工場からどの道を通って運ぶと思いますか。森山の方に回って行っているんですよ。恥ずかしいですよ。このことも早急にですね、まずは柿ノ木・志布志線が5年じゃなくて3年で早くうちやげということ、金子議員も一生懸命言っておられる。全くその通りだと思います。急いでいただきたいというふうに、御要望をしておきます。

市道、私どもの農村地域のこの市道、旧町道でありますけれども、かなり手を掛けてほしい所があります。しかし、言うても言うても届きませんでした。1箇所だけを前もって言うておりましたので、回答はできると思いますけれども、田之浦の黒傳線、本当の山の中ですよ。道路をしてくれなかった、旧町時代に500万円ずつ数年かけてやっていただきました。市になる前に1箇所だけ残ったわずかな距離です。これを何とかしていただきたいということで、前もってお願いしましたが、やはり市の100%持ち出しでは不可能であろう。よって、過疎にかけて準備をしてみたいということで、この過疎計画にもしっかり載っていますね。19年度、20年度、2,000万円、2,000万円、4,000万円を上げるといったような計画があるようではありますが、19年度に入っています。どうですか。

○建設部長（井手南海男君） 御指摘の黒傳線の関係でございますが、黒傳線は2級市道ということでございまして、今、御質問がありましたように、過疎地域自立促進計画と言いますが、その中では平成19、20年度を予定しておったわけでございます。しかしながら、厳しい財政的な事情の背景もございまして、なかなか実施できないという状況にあるわけです。当地域につきましては、過疎と言いますか、辺地の対象地域でもあるということ等もございまして、そういう有利な財源を検討しながら、できるだけ早い時期に事業実施できるように、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） 部長、後退というふうにとっていいんですか。できるだけ早い時期って、私も、去年の資料ですよ、去年示されたんですよ。再度答弁ください。

○建設部長（井手南海男君） 先ほども申し上げましたように、いわゆる過疎計画、自立促進計画の中では、ある程度全ての手配されている道路については、掲載しておるわけでございます。

過疎計画の中では、御指摘のように19、20年度ということでもございましたけれども、全体的な財政枠の中で、若干、見送らざるを得ないということでもございますので、せめて来年度からと、20年度からというような方向では、なおかつ、先ほど申し上げましたように、辺地の地域でもございます。辺地が活用できれば、かなり有利な財源を活用できるということもございまして、その辺を含めて、早い時期に検討し、極力20年度以降に反映させていきたいというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） 頑張ってくださいよ。厳しい財政難の折ということは、もう承知しておりますので、少なくともですね、そういうことで入れていただきたいと。

市長ですね、畜産団地があるんですよ。これも当たり前前の所が車は行かんとですよ。裏道からでないといけないんですよ。わずかそれだけ残っている。だからここに書いてあるから、地域の方々には私はこういうことで報告もしてあります。だから、一つの例として確認したわけです。何とかですね、20年。19年とは言いません、20年度からでも早手をかけていただきたい。そういうことを強く要望をしておきたいと思います。

次に、住宅政策、これも非常に難しいわけでありましてけれども、むらづくり委員会等でも、私どもの地域に住宅が欲しい、欲しいといったような御要望等、あちこちから出ておりますけれども、それは地域住民が御要望されることを、全てお応えできるはずもない。しかし、先ほど私は例を挙げましたけれども、住宅政策をやるのであれば、本当に人がすぐ飛び付くような場所でない、これは困るわけでありまして。松山、有明、旧町の状態を見ても、町がバランス良くなっていますね。よって、学校の児童生徒数も均衡しております。ところが、先ほど申し上げました私たちの地域は、ああいう状況でありますので、かなり厳しいわけです。そういう想いの中で、住宅政策も遅れたのかなということも思うんでありますが、先ほど雇用の話もしましたけれども、質問もしましたけれども、私は、今、農村地域に住まっておられるのは、本当に、私の家もそうでありまして、おじいちゃん、おばあちゃんですよ。若い人たちは学校のそばにほとんど住んでいますよ。近くに保育所のある所に行きますよ。医者どんがあつたり、ショッピングのある所に住みたがりますよ。そういう若年層をしっかりと行政の力ではり付けてほしいといったような政策を聞きたいんです。よって、今、旧志布志町で、これも申し上げますけれども、潤ヶ野小の近くにもありますね。そして、森山にもありますね。あの状況を見て、人が住める状況じゃない。本当にもうあの住宅は撤廃するのか、それとも建て替えをして何とか若い子連れの方々に住んでもらうような政策を考えているのかいないのか。そこはどうですか。例を挙げました、2箇所。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市におきます住宅の管理戸数は、地域活性化住宅を含めまして692戸数で管理運営を行っておりますが、本市と近隣の曾於市及び鹿屋市との世帯数における住宅戸数を比較しますと、曾於市で77戸、また鹿屋市では104戸と、それぞれ本市の住宅管理戸数の方が多い状況になります。一方、過去における人口減少率は、平成12年から17年の5年間で3.3%の減、また年少者人口割合におきましても、

同5年間で20%から14%、6%の減という厳しい状況下におかれているということで、新たなる公営住宅の増建設については、しばらくの期間を要するものというふうに考えております。

このような中でございますが、既存住宅のうち、既に耐用年数を超過している住宅が5割を超している状況下の中でありまして、現在、住宅マスタープラン、ストック活用計画を策定中でもありますが、このストック活用計画に基づきまして、年次的な計画で建て替え及びリフォームを含め、対応を急ぎたいということとしております。

御質問の、農村地区におきます住宅政策につきましては、土地の分譲も含めまして、地域づくりの視点、地域の学校の在り方等、多角的な見地からの取組について、その適否を判断してまいりたいというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともそういうふうに検討していただきたいと思います。

時間がありません。次にいきます。教育問題。

教育に格差があるか無いかということを書いていいのかわかりませんが、いないものはないとは言えども、多くの親御さんは少なくとも1クラス20人いなくても10人は欲しいなという考え方が非常に強い。しかし、かといって農村地域の学校を早く閉めろと言えぬわけでもないし、ずっとこの灯はともしてほしい。こういうことを思いながら、であるとすればですね、存続していくんだという気持ちがあるとすれば、教育長、住宅政策ですよ。若い人たちが住んでいただくような住宅政策を、市長部局にどしどし言うべきだ。ほとんど今、私の地域でも、食用かんしょで一生懸命頑張っている若い人たちがおります。町からかけて来るんですよ、夫婦とも。子供は志布志の学校に出して、保育所は近くに出して、仕事は農村地域で、畑で一生懸命頑張っている。なぜ地域に住まんのかというと、学校のことを言う。次に出てくるのは、住宅が無いじゃないのと。だから、非常に私はアンバランスだと思うんです。学校をしっかりと灯を消さないと言うのであれば、しっかりと住宅政策も、道路政策も、若い人たちが住まう雇用政策もやるべきだ。そのことをせずにおって、学校は閉めないんだよ、閉めないんだよ。検討委員会で答えを待つんだと。5年、10年かかるかもしれない。その頃どうなっていますか。そこらあたりの観点から、このことを問うておるわけでありましてけれども、今、立ち上げておられる検討委員会の状況、これをちょっと示してください。

○教育長（坪田勝秀君） 法によりまして、教育委員長の委任を受けておりますので、委員長に代わりまして答弁をさせていただきます。

ただいま、議員御指摘のとおり、教育における格差につきましても、いろいろな議論があることは承知しておりますし、御案内のとおりであります。その中でも、公立学校とあるいは私立学校との格差でありますと、もう一つは塾や予備校へ通うことができる都会と、それができない地方との格差の問題とか、いろいろあるようでございますが、現在、御指摘のように志布志市におきましては、児童・生徒数の急激な減少に伴いまして、各学校の今後の在り方について検討する委員会の第1回の会合を、去る2月21日に開催したところでございます。その会合では、私ども事務局の方から、本市を取り巻く教育環境等を説明をいたしました後に、今後の検討の在り方につきまして、児童・生徒数の推移でありますとか、あるいは校舎の耐震調査の実施時期及び地域の方々の声などを、いろいろな方面から慎重に審議し

ていかなければならないということが、第1回目の会議で確認されたところでございます。この在り方検討委員会の審議会の様子等をも見守りながら、教育委員会といたしましては、学校に対しまして、これまでどおり、児童・生徒の学力向上、あるいは心の教育、学校と保護者、地域との連携等の支援等を含めまして、きめ細かい指導をしていく必要があるということを認識しているところでございます。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひですね、しっかりとした検討をしていただきたいなというふうに要望しておきます。

関連して、この検討委員会を立ち上げて、今後の在り方を検討していただくわけでありましてけれども、先の議会で、同僚議員が管理職の単身問題を指摘されました。私は、今ここにその時の議会報を見ているんですけども、教育長は地域の中心的存在であると、管理職は。よって、地域の皆さんとのコンセンサスを十分に取りながら、検討委員会等でもこれは反映していくべきですね。ところが、配偶者や家族と一緒に参加していくことなど、指導をしていく。いわゆる単身ないかんど。校長たる人間が単身で来て何しているかと。地域の住民から十分意見を聞きながら、学校の検討委員会も立ち上がっているんだから、駄目だと言うてあなたが力強く指導をされたはず。にもかかわらず、全然改善されていない。私の家に二晩来ました、PTAの役員。もうこらえっくいやんと。さらに公民館長、老人会長までがブーイングを出しだした。かたや学校の存続、諸々の検討委員会をやろうとしている最中に、どういうことになっているかですね。本人から昨日私に電話がきましたよ。私は何か悪いことをしているけど。天下の坪田教育長に失礼だと、私は言いました。だから、私たちは議員だから、校長先生に指導する権限も何も無い。よって教育委員会のボスである教育長に、あなたの指導が悪いんだということを言うしかないんですよと申し上げたところであります。今後、どういう御指導をしていかれるか、ましてですね、鹿児島だとか鹿屋だとか国分だとか、ああいう大都市ならそこまで言わんですよ。学校がどうなるんだろうと、極めて心配をしている最中に、そういう管理職が単身で来てもらっちゃ困る。ここらあたりの教育長の想いをお聞きしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） 御指摘のとおり、前回でしたか、同じ質問をいただきましたので、お答えを申しましたが、今回またこの問題につきまして、県議会の方でも質問が出たように私、報道で見えておりますが、市内には少子高齢化によりまして、介護やあるいは共働き等の家庭の事情等によりまして、単身赴任を余儀なくされている一般教職員、また管理職もおることは事実でございます。しかしながら、単身赴任ではあっても、PTA行事はもちろん、地域行事には可能な限り参加して、時には家族も呼び寄せて、地域との交流に努力している教職員もいるとは聞いておりますし、またそのように指導もしております。ただ、管理職に限らず、教職員は地元に住まなければならないという法的な規定はないわけでございますが、しかしながら、本県においてはわずか数名の校長が単身赴任であるということは聞いておりますが、それでほとんどの管理職は家庭の事情を克服しながら、地元で同伴で赴任することを努力しているというのが実状であるようでございます。特に、市内の校長の単身赴任につきましては、再三再四、指導を重ねてまいりましたが、その願いが今日までかなわず、地元の皆様方の熱い想いに期待できないということは、私の指導力不足を痛感しているところでございます。

したがいまして、校長自身が単身ゆえに生じることが予測されます地域住民の方々への不信感、あるいは行事への支障等が無いように、格段の努力を払いますとともに、地域の連携がスムーズにできる努力をするように、繰り返し繰り返し指導をする外に手だてが無いのが実状でございます。

併せまして、地域住民の方々にもきたんの無い御指導をいただきたい。そしてまた、学校評議委員会というものもございますので、そういう会議の時にも、あなたのここがこうだ、あなたはこれどう考えているのかということを積極的に御指導、御助言賜りますように、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） 終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

次に、12番、本田孝志君の一般質問を許可します。

○12番（本田孝志君） では、通告いたしておりました、1番目の、財団法人志布志観光開発公社について、ダグリのことでございます。

合併後ですね、18年度、志布志市は補助金として一般会計から600万円の補助金を出しているわけですが、今までに旧志布志町は何年度から年度別、幾ら特別会計の方にですね、補助金を流しているものか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 本田議員の質問に、お答えいたします。

志布志市観光開発公社の事業としまして、国民宿舎等の管理運営のほか、自然と歴史にふれあう、ふるさとづくり事業、観光広報宣伝活動事業がございます。具体的には、自然と歴史にふれあう環境整備事業として、ダグリ岬周辺等植栽の維持管理、海水浴場環境整備事業、観光宣伝活動事業として、志布志湾フォトコンテストなどを実施しています。平成17年度の決算におきましては、総事業費693万8,042円、うち町補助金600万円で実施しております。

御質問の補助金額につきましては、平成12年度の財団法人設立時では779万8,000円、13年度758万9,000円と減額いたしまして、平成16年度から今年度まで600円となっております。

600万円となっております。失礼しました。

○12番（本田孝志君） ではですね、このただいま運営の補助金、観光、それから宣伝費、自然を守るため、それから海水浴場の委託金ですか、管理ですか、そこらあたりのことでですね、600万円やっているということですが、この園地営業収益推移をですね、収益の推移を見ますと、営業収入が大体2,700万円、営業支出が2,100万円、営業粗利益が619万4,000円、賃借料が1,224万4,392円ということで、これがこの前も19年度の予算書にも挙がってきていましたが、ダグリ岬遊園地遊具施設設置事業ということで、このダグリ岬の遊園地内に設置している谷口製作所の遊具の施設を賃借することにより、利用者の福祉の向上に努め、観光振興を図るということで、遊具の使用料の80%以内を賃借料として支払うということになっているわけですが、ここの利益の方を見ていきますとですね、12年度が1,839万2,000円、そして13年度が1,600万円、14年度も1,600万円、15年度が1,500万円、そして16年度が1,290万円、そして17年度が1,224万円というふうになっておまして、利益率がですね、約22%、マイナス22%、12年度は当初は2.4%利益があったものが、ずっとマイナスの22%となっております。ですから、

いつまでたっても私はこの一般会計から特会の方へ600万円つぎ込みにやいかんと。そして、上の方の本体の方はまあまあいいんですよね。だから、それともう一つお聞きしますが、園地、その下の方の園ですね、園地、公園の方の内訳ですね。支出の内訳をお示し願いたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方で回答させます。

○港湾商工課長（小辻一海君） お答えいたします。

17年度でいきますと、営業収入が2,754万7,203円。それから、支出の方が2,135万3,037円となっております。

○12番（本田孝志君） そのですね、振り分けですよね。主な支払いの支出分の細目についてお伺いをしたところでございます。

○港湾商工課長（小辻一海君） お答えいたします。

17年度の実績で申し上げますと、入園料745万6,140円、乗り物料1,360万4,880円、それから、自動遊具料といたしまして10万7,230円。それからプールの収入といたしまして、126万2,670円。それから駐車場の収入といたしまして100万7,100円。それから売店の収入といたしまして253万5,593円。それからそこで料理を昼食として売店で売っておりますので、それが111万7,300円。それから自販機が45万6,290円。収入合計、先ほど申しました2,754万7,203円となっております。

以上です。

支出について申しますと、賃借料の1,224万4,392円となっております。

○12番（本田孝志君） 小さいことからいきます。

ただいま駐車場の料金が100万円上がったということで、これもですね、約何台、この7月の20何日ですか、7月の25日か8日からだったですね、8月いっぱいということで、駐車場料等を300円徴収しているわけですが、それが100万円上がったと。これに関する費用がですね、そのガードマン費用等が幾らかかったものかですね。そこらあたりからまずお伺いいたします。

○港湾商工課長（小辻一海君） 現在ここに資料がちょっとありませんので、すぐ取り寄せて持って参りますので、よろしく願いいたします。

○副議長（福重彰史君） これがないと次、できませんか。入れれば、次の質問を。

○12番（本田孝志君） 私が一般質問中にですね、資料があれば揃えてください。

それと、聞くところによりますと、あの海水浴場の所が市有地じゃなくて、民間の所を幾らかでか借り上げていると。そしてまた、あそこの利用の状態ですね。一夏に何名ぐらいの方々があそこに休憩されるものか。統計、分かっておればですね、金額とそこらあたりを、それもこの園地の公園の営業支出の中に私は入ってきているんじゃないかなと思っております。ですから、そこらあたりを今、お伺いしているんですよね。谷口製作所は分かっているし、あとはその支出分がですね、そこらあたりからですね、お伺いします。

○港湾商工課長（小辻一海君） 駐車料金といたしましては、17年度が全体で、この場合が補助金で600万円、先ほど議員申されました600万円補助している部門と、それから観光開発公社の委託料の中でやっているものと、二つに分かれております。それで、観光開発公社の分は、特会として駐車料金とか

上がってきております。それから、観光開発公社の補助金の中におきましては、17年度が100万7,100円ということでございます。その中の警備料といたしまして、これにつきましては先ほど申しました委託料と合計なんですけれども、242万8,519円となっております。

以上でございます。

台数等につきましては、分かりませんのでこちらで調査をして、すぐ後で報告いたします。

○副議長（福重彰史君） ここでしばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。



午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開



○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、本田孝志君の一般質問を続行いたします。

○港湾商工課長（小辻一海君） 先ほどの駐車場に対しての台数でございますが、市営駐車場に入りました台数は3,361台、それから借用しています駐車場に2,601台。

それから、入園者につきましては把握しておりません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○12番（本田孝志君） では、政策論議と申しますか、そういうところを質問いたします。

先ほど、私も申しましたが、市営の駐車場ですね、それとまた私有地を借りているということですが、私はですね、この入園者が減った理由ですね、16年度が2万5,949人、17年度の実績、そして2万5,237人ということで、前年比712名ということでございますが、午前中もしましたように、この駐車場の料金ですね、7月の20何日から8月の末まで300円いただいていると、駐車場の料金をいただいているということ、取っているということでございますが、こちらあたりを無料にして、ただにして、そして入園者が増えるような方法を考えていただきたい。商売的に考えますと、商売であれば、収益を上げるためには、利用者を増やすためには、やはり300円ぐらいのみみっちい考えで、お金を取って、入園者の方、そしてこの観覧車と言いますか、もちろんプールなんかが入園者等が減ってくれば、私はマイナスの面が多いんじゃないかなと、大きいんじゃないかと考えていますが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） 駐車料が300円ということで、ただいまお話しがあったようなことですが、駐車料金をただにすれば入園者が増えるんじゃないかなということですが、ここに来られる方は、海水浴場あるいは遊園地に来られるという目的で来られるんじゃないかなというようなことで、駐車料金をただにすれば、さらにお客さまが増えるかどうかということについては、少し検討させていただければというふうに思います。

○12番（本田孝志君） それとですね、先ほども私が申し上げたんですが、その公園の委託管理と申しますか、使用料と申しますか、一部、私有の土地を、海水浴場のあのコンクリートの部分ですが、そこらを借り上げて、志布志市観光開発公社がですね、借り上げて使用しているんじゃないかと思っている

んですが、そこらあたりをもういっぺんお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成17年度から海水浴場に隣接する民間企業所有の休憩所、土地約3,700㎡、建物約1,002㎡を100万円で使用賃借しているということでございます。

○12番（本田孝志君） 100万円で使用料として払っているということでございますが、ここらあたりもですね、今、プールの方と海水浴場の方に行かれる、その小さいことを質問しているわけですが、なるかと思うんですが、100万円、恐らく利用者があの建物の中でざっとでいいと思うんですが、大体何名ぐらい使用されるものかですね、あそこの、大体でいいです。だからやはり、これも費用対効果ということで、100万円を出すわけですので、あそこまで利用される方の数ですね、大体でいいですから、お願いします。

○港湾商工課長（小辻一海君） この海水浴場の利用者につきましては、不特定多数で入り替えが激しいものですので、ちょっと把握をしていないところでございます。

そして、今のところ海水浴場の海水客の皆様には無料でお貸しをしているところでございます。

以上です。

○12番（本田孝志君） もちろん無料でということで、100万円お金を出しているわけですので、無料と、数が分からないということでございますが、今後、ここらあたりも、100万円も出しているわけですので、利用者の数とかいろいろな状況等をかんがみて、今後、100万円減ればこの一般会計から600万円やるのを100万円減れば500万円と、そのようなことになると、そのようになるんじゃないかと考えますので、よろしくをお願いします。

では、通告の2番目でございます。株式会社やっちくふるさと村について、松山の道の駅のことでございますが、平成9年度より旧松山町は、そしてまた今の18年度、志布志市はですね、管理委託料として約4,500万円ほど出していますが、これもですね、この前、2月の13日でしたか、私なんかも全協の中で、いろいろとうわさ等は聞いておったわけですが、やっちくの経営についてですね。その2月の13日に資料を配付されましてですね、約4,570何万円とか、そしてまた平成15年度はですね、追加として1,300万円追加されるというような資料をいただきましたが、このやっちくは町が金額で1,790万円、JAが1,000万円、株式の割合で申しますと、町が、旧松山町です、358株。そしてJAが、JAそお鹿児島ですね、200株、商工会が22株、南日本酪農が20株というようなことで設備されておったと思います。説明資料によりますとですね。額面が5万円ということでございます。そして、このずっと経営状況等を見ていきますと、右肩上がりだとよろしいんですが、逆でございまして、右肩下がりでございます、ずっと赤字が出ているというようなことだと思えます。いつか黒字が出たというのが、平成17年度の42万8,381円。そうして、15年度が98万6,000円。これは平成8年度からその道の駅、やっちくふるさと村がオープンして、8年からオープンしてですね、今現在、約4,500万円ほど赤字で、それもほとんど赤字の経営状況でございますが、ここらあたりですね、今後、どのように再建されるものか。これでやめるのか、その方向性をぜひ伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このやっちくふるさと村の道の駅等につきましては、農林水産省補助事業としまして、平成7年から9年につきましては、農村資源活用農業構造改善事業を導入しまして建設した施設であります。

目的は、地域の資源及び特産品等の有効利用とふるさと情報の発信及び町内外の住民との交流並びに連携による活力ある地域づくりに寄与するということを目的に建設しまして、事業費が5億5,300万円でした。そのうちの国庫補助金が2億200万円、残りは町債と町費で建設した施設でありまして、建物としまして、産地形成促進施設、物産品販売所やレストランということとしての本館と、ふれあい広場施設、滞在型農園施設等であります。

それらのものを、平成8年2月に株式会社やっちくふるさと村を設立しまして、平成8年4月に開館しております。設立当初、約9,000万円程度ありました売上げは、その後、年を追うごとに8,000万円台、7,000万円台と落ち込んでまいりました。平成17年度の決算で、売上額が雑収入を含め8,080万1,931円で、前年度を上回りました、当期純利益も42万8,381円というふうにあったところで、今後、大いに期待したところがございますが、18年度に入りまして売上げが大きく落ち込みまして、3月末の見込みで約6,000万円ぐらいになる見通しであります。大きく落ち込んだ理由の一つとして、営業努力が足りなかったのはもちろんですが、車の通行量の減少が原因ではないかというふうに思います。

都城・志布志道路の松山・末吉間の区間が開通したことにより、車の流れが少しずつ変わってきたものというふうに考えます。

これらの売上げの落ち込みにおきまして、1月の22日と2月21日に、株式会社やっちくふるさと村の臨時取締役会及び株主総会が開催されまして、19年3月31日をもって、株式会社を解散する旨の決議がされたところであります。

また、主な理由としましては、経営の見直しを行いながら、今日まで運営してきたところですが、年末には運転資金が枯渇しまして、今後の資金調達が厳しい状況であったということがございます。

また、都城・志布志道路の伊崎田字尾から末吉区間が開通すれば、車の通行量は大きく減少することが予想されます。このようなことで、売上げを伸ばせる要因が無いということでありまして、このことを受けまして、市としましては、今後、施設の管理をどのようなふうにするか、指定管理者の対応についてどのようなふうにするか、早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

○12番（本田孝志君） ただいまの説明によりますと、19年、今月の3月31日で一応、指定管理者制度とか、そのような方策を考えていくというようなことだと。私も妥当と考えております。というのも、先ほど市長が申しましたようにですね、高規格道路が来年の3月、19年度中に開通となればですね、今の台数が、この前の説明でも減ったと。そうであれば、あれは字尾まで高規格が末吉から開通すればですね、今でもまた、1割通る、1割かなというような考えでおります。ですから、やはり先をずっと考えてみますと、やはり今で切るべきところは切って、そしてまた新しい方法でということが妥当じゃないかと考えております。その件につきましては、終わります。

次にですね、3番目の志布志まちづくり公社について、アピアですね。今後の取組についてということで、通告しておったわけですが、いろいろとこれもですね、2月の13日の全員協議会の中に私たちにアピアの問題が、いろいろ経営状況はこうですということで、社長が見えられて、説明だけを受けたわ

けですが、いろいろと調べてみますとですね、一番、元の所から市長にお伺いしますが、本田修一初代志布志市長を取締役会長として迎えましたとなっております。ここを踏まえてですね、代表権の無い取締役会長というような話も伺ったわけですが、市長からは伺っていませんが、ある所で言ったらそのような、というような、代表権の無い取締役会長ですよというような意見でしたが、やはり今後、ここに書いて、この前の事業報告、営業報告にですね、15期の営業報告ということで、ここ何期か以来、重要課題になっていた、高度化資金償還は今期も2月と8月に支払しているということで、2月が1,400万円でしたが、全部で6,400万円ですか。今期も8月の約定償還が成せませんでしたということで、この前、説明があったわけですが、今後ですね、このアピアの問題もやっちくとやはり関連が、まちづくり公社ということで、市が50.01%の株主ですので、やはりずっと見てきていますと、先ほど申しましたようにですね、返済ができていないということですが、今後の取組ですね。今度、12月議会に議案を出しておいて、いろいろとありまして、取下げたという経緯がございましたので、3月議会も上がってくるんじゃないかなというような考えで、一般質問の通告をしたわけですが、その問題が上がってきていませんでしたので、今後、どのような取組をやっていかれるものか、お伺いします。

○市長（本田修一君） 志布志まちづくり公社の設立経緯と現状につきましては、先月13日、全員協議会で皆さん方に代表取締役の脇岡さんの方から説明してもらったところでした。

その経営状況というのは、大型店の出店や都城市、鹿屋市への消費者の流出により、当初の計画からすると約半分の収入になったということとございまして、今後も厳しいと、非常に厳しい状況にあるというようなこととございます。

そのようなこととございますが、志布志まちづくり公社の設立ということにつきましては、志布志町で2億5,000万円の出資と、平成11年度に700万円の補助をした経緯がありますが、会社の経営につきましては、取締役会で協議していくということとなっております。

現在、志布志まちづくり公社の取締役会で再建計画を検討中でありますので、その経過を見守りながら、市としましても、そのことを受けて検討していきたいというふうに思っております。

○12番（本田孝志君） このアピアの問題ですね、私も平成10年度の一般会計予算の時のですね、総務委員長の報告ということで、報告文も手元に持っているわけですが、やはりいろいろとですね、その700万円補助金を出したということで、いろいろと経緯等も書いてございますが、やはりこれにはですね、いろんな問題がやはり私は根の深いものがですね、調べれば調べるほどですね、いろいろな問題が出てきます。だからやはり、この後の問題、志布志商店街の問題とも関連してやっていこうかということで、3番と4番になってきているわけですが、議長、これも一緒にやってもよろしいですか。

○副議長（福重彰史君） いいですよ。

○12番（本田孝志君） はい。大体ですね、御了解をいただきましたが、やはりこの前、私も志布志の商店街、そしていろいろとアピア等を何日もですね、調べて行ってきましたところ、いろいろと12月議会にも皆さんの意見が出ましたように、いろんな問題、中央商店街の駐車場の整備というような問題、そしてまたアピア等問題とか、12月に出てきましたが、同僚議員も言いましたがですね、やはりこれはもう一緒に、一緒にやって共存共栄、志布志のまちの活性化のため、核、核ですね、志布志商店街の核

のために、私は同時にこれは並行してやっていかんな、一方が欠けても駄目というような事態だと思っております。ですから、やはりアピアの問題もいろいろと、先ほど申しましたが、700万円でもこれで打切りとか、いろいろこれもですね、玉虫色というようなあれでございますので、いろいろとここで、これということじゃないと思います。私はこれを理解しておるところです。2、3回読んだところですね、やはりこれは皆さんがここに、株式会社、第3セクター、株式会社志布志まちづくり公社のその時のですね、いろいろと借金から、そして会社の沿革ということで、やはり志布志の商店街が核が無くなれば駅周辺が寂れると。というようなことで、平成元年の12月に商工会に商店街近代化対策促進事業委員会7名で発足となっております。これを受けましてですね、いろいろと皆さんが協議されて、基本計画からずっと第3セクターからずっと協議されまして、平成元年からして、平成8年の11月にオープンされた経過がございます。ですから、やはりここらあたりはですね、旧町が主体となって取り組んだことだと理解しております。であれば、これを生かしながら、いろいろ、そしてまた志布志の商店街の活性化のためにですね、志布志の昭和・中央通商店街からきているとおりでですね、要望書がこの前、議長あてにきておったんですが、やはり両方とも生きていくためにはですね、ぜひ私は、志布志商店街の駐車場、あの大慈寺のお寺の所を、こちらから行けば左の方がロープが張ってございます。そして向こうの方に名板が31番まで打ってあります。それで私が商店街に聞いたところ、おはんどみやどげんすりゃよかとなと言ったら、10台からな、15台でよかと。月3,000円ばかりやっとな、ということであれば、年40何万円、15台の3,000円であれば年50何万じゃらいなということで、それはいろいろと私も、今度一般質問をするつもりで今、調査中ですので、皆さんのいろんな意見を言うてくれんなということで、聞いて回ったところですが、この前、このような要望書が上がってまいりました。だから、私は先ほど言うように、アピアも立て、商店街も立てながらであればですね、やはり財政的なこと、いろいろとあろうと思いますけれども、そこら辺も長期に立ってですね、ぜひ両方とも生きる、生きていくですね、方策をぜひ考えていただきたいと思っておりますが、市長、どのようなお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまアピアの設立の件について、詳しく述べられたわけでございますが、私もこのことにつきまして、改めて勉強させてもらいまして、その奥の深さを知ったところでございます。

しかしながら、目的は商店街の活性化と志布志の商工振興ということが第一の目的であったわけでございますので、それが現在、なかなか機能を果たせなくなったということは、いかにして生活していくかというのが大きな課題かというふうに思っています。そして、その取組につきましては、今お話しがあったように、旧商店街の方々のお気持ちも十分しんしゃくしながら取り組んでいかなければならないということは、当然かというふうに思っております。私の手元にも要望書が届いておりますので、そのことについては十分検討させていただきながら、取り組まさせていただきたいなというふうに思います。

商店街の活性化につきまして、平成17年度には商店街の空き店舗等を有効に活用しました商店街の活性化や魅力ある店舗づくりを進めるための事業としまして、空き店舗対策事業を実施しております。そして、それらの事業によりまして、5店舗は営業されて、にぎわいが少しは戻ってきたかなというふうに思っています。そして、志布志市の商工会により実施されました、歳末大売り出しに対しまして、地

場産品や専門品等の販売を通しまして、消費拡大を図ることや、商店街組合員の協力意識の向上や、地域住民の地元消費意識の向上につなげる活性化が図られると考えまして、市としましても、助成を行ったところですが。その成果としまして、志布志昭和・中央通商店街連絡協議会の新設及び商店街の共催によりますイルミネーション事業というものが立ち上がってきたということでございまして、地域全体として、商工振興のために立ち上がっていきこうという気運がただいまみなぎってきているのではないかなというふうに思っております。

それらの動きを受けまして、私どもとしましては、でき得る限りの共存のための施策をやっていききたいというふうに考えております。

○12番（本田孝志君） 市長の意気込みは分かったところですが、このアピアの支援と申しますか、計画書を出してですね、早くどうしても8月ぐらいまでにはどうにかせんないかんのでしょうか。であったらですね、やはりもう一度、ここら辺でまた、再度良く検討されてですね、ぜひ6月議会、早ければ6月議会にですね、議案を提案されて、ぜひとも志布志町の商店街活性化のためにですね、ぜひ頑張ってくださいと思います。

これで、質問を終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

次に、2番、西江園明君の一般質問を許可します。

○2番（西江園明君） 午後からの一番眠い時間ですが、しばらくお付き合いを願いたいと思います。

本田市が発足して1年が経過し、市長にとっても一気に大きくなった自治体の運営にも、さぞ苦労されていることは認識しているところであります。しかし、行政は待たなしです。国の官僚制度の弊害の一つを合併という形で大きな経験を市民も強いられ、戸惑いながら1年が経過したと考えます。しかし、今も述べましたように、市民は合併しようがどうであろうが、今までの生活のリズム、水準が大きく変わることは望んでおりません。それぞれの特色を持った三つの町が合併して、新しい志布志市ができました。私もこの1年間、議員として多くの人と出会い、多くの人と話をしました。

先の議会でも同僚議員が質問されましたが、今回も通告にあるようですが、私も市民の方と話をし、最も多かった意見が市役所の位置のことでした。

まず、冒頭にお伺いします。

市長は、合併してできたこの新しい志布志市の新しいまちの玄関はどこだと考えていますか。場所だけでもいいですよ、お願いします。

○市長（本田修一君） 西江園議員の質問にお答えいたします。

新しい市の玄関はどこかというような質問でございしますが、その玄関につきましては、当然、皆様方に合併の協議を長い期間かけて決定していただきました、旧有明町の現在のこの志布志市の本庁舎だというふうに認識しております。

○2番（西江園明君） 私も議員になってこの1年間、多くの市民の方と先ほども話しましたが接し、意見を聞きました。皆さん、合併をしてすぐは無理だろうが、これから良くなっていくだろうと期待しています。日本人独特の順応性のすごさを感じたところでした。

先般、先輩議員から教えられました。政治家というものは市民に夢を与えるべきである。夢の実現のために、5年かかることもあれば10年、あるいは数十年かかることもあるだろうが、その夢の実現のために努力しなければならないと教えられました。特に、市長は首長として市民に夢を与えなければならない責務があると思いますが、どうですか。さんふらわあの撤退問題も出ました。それならば、さんふらわあを市で買って、市で運行するがというぐらい大きな夢を持ってほしいという意見もありました。先ほど、市長は有明町のこの市役所の位置が玄関という答弁でございましたけども、私はそのまちの玄関は船、J R、バスの起点である志布志町であると思います。志布志町出身の議員だから言っているわけではございません。やっぱり、金融機関が密集しており、こんな小さなまちにこれだけの金融機関が集中している所は、全国でも珍しいと言われます。

それだけの魅力がある所と言われます。お金が回る所が中心であると考えます。そして、それに付随して隣接する商店街の多い所が、中心地、中心街として位置付けられるべきだと思います。そして、市役所の本庁はその中心地、中心街にあるべきと考えます。商業のまちである志布志町の中心街から人口が減るような今の姿は、市民に夢を与えるどころか、合併という形が夢を奪っているとしか言えません。

市長、市民に夢を与えてください。与えるべきだと思います。先の12月議会の同僚議員の答弁の中に、合併による影響、とりわけ市職員の有明への異動、議会をはじめ、各種会合の減少により、いずれの地域におきましても、飲食業を中心に売上げの減が見られるという実状は、私、市長ですよね、市長自身も受け止めているところでありますというふうに答弁しております。十分認識されているという答弁でございます。施政方針の中にも、市民から「港や商店街を中心に、豊かな大地と海の恵みを活かしたまちづくりの推進を大いに期待されています」と書いてあります。市長も、多くの市民と話をしたはずで、その結果が施政方針に述べられたものだと思います。当然、市民の方と話した中で、市役所の在り方についても要望を受けているはずで。

今日も1番目の同僚議員の質問の中で、市役所の窓口の件がありましたが、現在、市民税等確定申告の時期であります。私も2月の末でしたけども、相談に窓口に行きました。順番待ちで結構待たされ、私が窓口に着いて対応していただいている間にも、順番待ちの人が次々に見え、7、8人の人が後ろの椅子に座って待っている状況でした。

先の議会での同僚議員の質疑に対し、市長は、合併の効果について、新市まちづくり計画に6項目を掲げ、その1番目に、住民の利便性の向上、2番目にサービスの高度化と、以下は省略しますが、答弁されています。1番目、2番目に掲げていることが、たまたまその日だけだったか分かりませんが、半日がかりの申請、あるいは修正等があれば1日がかりという申請が利便性の向上をうたった合併効果なのかと私は疑問を持ちました。支所になったことによる職員の減の影響ではとも思います。

営業活動をする人が、言っていました。志布志町に来るのが楽しみである。昼時間になるように来ると。それは、志布志町に来るとそば屋とかうなぎ屋とかラーメンとか、おいしいお店が揃っている。ですから、昼時間になるように営業に来るんだと言っていました、以前はですね。でも、その人も、最近はまだ半分もいかんですねというふうに答えていました。それだけ、当然売上げは減っているというふうに思います。

どうですか、市長。本庁を志布志町の中心街に移すと。その一言で、一言、言うばかりで本田市政の次期選挙は約束されたようなものです。思い切って一言、12月議会では、当分今のままでとの回答でしたが、正月もあり、いろんな方とお話する機会があったと思います。市民に夢を与える回答を期待して、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども別の議員の質問にお答えしたところですが、合併協議の中でも、人口の重心地はどこなのかということが検討されたわけでございます。大崎が入った時には、有明町の蓬原であったし、大崎が抜けた時には有明町の土橋だったということでありまして、まさしく人口の重心地はあそこだったんだということを、皆さん改めて確認されて、この有明の、旧有明町役場がふさわしいということを決定していただいたんじゃないかなというふうに思っております。

そして、ただいまお話がありましたように、私も今回の納税の窓口のお客さまの待ち具合はどうかということには気になりまして、今週の月曜日に見に行ったところでした。その折には、15人ほどのお客さまがお待ちになっておられたわけでございますが、整然として待っておられて、いつまで待たせるんだというようなことで、非常に陰険なムードというのは全然感じられなくて、ああ、職員が大分慣れてきて、そして市民の方々も慣れてこられて、スムーズにいつているんだなというふうに思ったところです。

課長に聞いてみますと、今日がピークですねというふうなお話でしたので、多分その日がピークではなかったかなということをお考えますと、今申しましたように、かなり合併の効果というのが出てきているんだなというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、住民の利便性についても、かなり図られてきているというふうに思っているところであります。

先ほどもお話ししましたように、実際、この有明の本庁舎の方に志布志地域の方々がたくさん来られるようになったというようなこともありますので、そのようなことで、市民の方々も慣れてこられているというふうに思っているところであります。

○2番（西江園明君） 市長、合併協議会うんぬんというのはですね、スタートまでのことだと思います。スタートしたら市長、あなたが船頭なんですよ。だからあなたがそういうふうに、合併協議会で決めたら、何にも市長の姿が見えないじゃないですか。市長が船頭なんです。合併の効果が市民も整然と並んで慣れていらっしゃると、慣らされたんじゃないかなと私は思うところです。市長は今も言いましたように首長なんだから、もっとリーダーシップを発揮すべきだと思います。

施政方針の中にも市民の目線に立った行政を念頭に置いて、市政運営をすると決意を述べてありますが、昨年も私は一般質問の中で、この市民の目線に立った行政という表現がありましたので言いました。この施政方針が、市長の本当の方針なのかと疑問を持っています。事務方が作った施政方針でなく、本当に市長の方針であるならば、市民の目線は何かと見えてくるはずと、私は思います。その一つが、市民の目線に本庁機能を移転するという目線は市長には見えてこなかったのでしょうか。

2年続けて同じ表現がされているようです。市長には市役所の位置問題は聞こえてないんだというふ

うに受け取り、周りの人が全てイエスマンで意見具申をする人はいないのではと懸念をいたします。

いろいろな政策の中で、職員に相談されることは大事ですが、どうしても職員は財政が厳しいからなどと、現実的に考えてしまいます。それはまあ当然のことですが、それではさっきも言いましたように、市長の顔が見えません。

先般も行政改革推進委員会の中で、これは一般の市民で構成されている諮問機関だと思いますが、この中で、今のままでは10年間は大丈夫ですが、11年目からは赤字財政になりますと執行部の説明があったようです。それを聞いた委員の一人が、よくあんな夢の無いことを平気で市民に向かって言えるなど、びっくりしていました。そして、それじゃ我々委員に何をしろというのかと。もっと市民に夢を持たせる話だったら分かるが、それはプロである行政側の問題でしょうと、あきれていました。市民は期待しているんですよ。合併により、どんな魅力ある政策が本田市長から打ち出されるかをですね。

最後に、本庁を志布志町の中心側に移す夢をお持ちでないか、夢をですね、再度お伺いしますが、先にも言いました。私が志布志町出身の議員だから志布志町へとやっているわけではございません。先般も有明町の人と話す機会がありましたが、今の私の考えを聞いてもらいました。その人いわく、志布志町が栄えんなおいどんが作ったもんな売れんがなち、志布志のまちの人に気張ってもらわんと、これを聞いて私も今回、市長の大きな政策に期待して質問をしてみようと思ったところです。

旧志布志町の庁舎の場合、スペース的なことをよく言われますが、隣接している保健所の県の行革の中で移転の動きもあるようだし、残るといふ話も聞きました。そのようにならなくとも、建物をこの敷地に建て、一部を保健所が、一角を保健所が使用するようなのも可能だと考えます。

合併特例債の目的は、このような合併に伴い生じるハード部門の整理、統合のために使われるのも大きな目的の一つだと思います。

いかがですか、事務方が準備した答弁でなく、市長の顔が見える答弁を期待して、再度、庁舎の在り方について、志布志へ移す気はないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の目線でというようなことで、私はこの基本的なスタイル、行政のスタイルがあるということは、議員の御指摘のとおりでございます。そのような基本的なスタイルでもってして、現在のこの本庁舎の機能というものをさらに高めていかなきゃならないということをお覚するところでございます。それは、もちろん様々な形で志布志の旧志布志庁舎の方に本庁舎を持って来たらどうかというふうな御意見があるというのは重々承知しております。しかし、それはすべての方がそういった御意見を言われるというわけではなく、そういった想いで発言される方がいらっしゃるということでございますので、その方には今お話しするような形で御説明を申し上げたいというふうに思っております。それは、市民の代表である皆さん方にも十分御審議していただいた上でこの地に決まったんだと、その決まった経緯についてはこうなんだということでもあります。そして、私どもの新しいまちはやすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちというものを目指していくんだと。それは、港の振興があり、商店街のにぎわいがあり、その後背地に広がる、豊かに広がる大地で営まれている農業が盛んになってからこそ、この新しい志布志が発展するんだということをお話したいと思っております。それはまさしく協奏しなければ、こういった新しい

まちはできてこないんじゃないかなというふうに思います。そのような意味で、皆さん方、そして私も含めまして決定してきましたこの本庁舎については、さらに機能性を高め、そして総合支所についても機能性を高めながら、市民サービスが低下しない形で新しいまちづくりをしていきたいというふうに思います。

○2番（西江園明君） 先ほども言いましたように、まだ合併協議会がうんぬんということで、市長は船頭なんですと、私はリーダーシップを発揮すべきというふうに言いたいんですけども、言いましたけども、まだそういうことで市民に夢を与える答弁を期待していましたが、残念ながら市長には、市民の声がどこまで届いているのかという、残念でしたけども、検討するとでも答弁があれば、市民は少しは夢を持つことができたんではと思います。まあ、これからも本庁の在り方については、追求を、お尋ねをしていきたいと思います。

12月議会であのように回答して、今回答弁を変えるのもですね、勇気がいるでしょうから、市民に夢を与える政策を期待して、次の質問に移ります。

通告書の中に、ちょっと抽象的な表現でちょっと申し訳なかったんですけども、志布志市にある技術の掘り起こしというか、周知について伺います。

1年間を通すと、いろんなイベントが開催され、かなりの人が参加、見物に訪れています。そのイベント会場で展示即売されるのは、手っ取り早いから当然のことですけども、ほとんどが農産物であります。しかし、ほかにもっと技術的に優れたものをPRというか、紹介すべきではないかと考えるのです。志布志にはいろんな名工と言うか、匠と言われる人が多くいると思います。でも、それを紹介する機会がありません。個人でPRとなると、費用的な負担も強いられるし、会場もないし、個人では厳しいことだと思います。いろんな職種にまたがる、自慢できる優秀な技術をもっと市民に周知、紹介することによりですね、例えばモーターショーみたいなものが開催されれば、車に興味があり、県外に出ようと思った学生が地元ですばらしい設備、技術を持っている所があるのだと気付くかもしれません。職種によっては、後継者に悩む所も新しい芽が見つかるかもしれません。

そこで、まず伺います。市として、これらの技、技術を市民に広く紹介することは考えていないか、まず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

優れた技術を持った企業や個人を発掘し、広く紹介することは、本市が目指す共生・協働・自立の社会づくりには欠かせないものだというふうに思います。

人づくりはまちづくりだというふうに言われるように、市民が輝けば地域が輝き、地域が輝けば市全体が輝くということでございます。

これからの地域発展のためには、人材育成が必要不可欠であることから、地域の人材を掘り起こして、その特技をまちづくりに生かしていただく場を提供するために、19年度は生涯学習の中で人材バンク登録事業にも取り組んでいきたいというふうに考えております。併せて、庁舎内でもそのような人材に関する情報を共有できるような新たなシステム作りも検討したいというふうに思います。

また、市の広報紙におきましても、優れた技術を持つ企業や団体、個人を随時紹介しておりまして、

この1年を見ても、二つの事業者、八つの団体のほか、個人で4人の方々を掲載しております。

皆さん方も情報をお持ちでしたら、ぜひ提供していただければというふうに思います。

○2番（西江園明君） 先般の広報紙にも紹介されていまして。若い世代のやる気を促すのも行政の大きな仕事の一つだと思います。

最近でしたか、テレビで鹿児島市の日本一シリーズとして、企業の紹介がありましたが、志布志市にも企業、個人でそれに負けない技術を持った所や人があるかもしれません。

先般も茶業振興大会が開催されましたが、農林水産大臣賞を受賞されていまして。茶の生産量、面積とも日本のベストテン上位を誇り、さらに日本一のシェアを誇るペットボトルのお茶の原料は志布志市が、ちょっと残念ながら何割かは把握できていないということでしたけども、その原料として志布志市が出荷しておるとのことです。このことをもっと自信を持ってPRすべきだと思います。これ一つ取っても、誇れることを市民に周知することが、生産意欲にも跳ね返ってくるのではと考えます。まだまだ、たくさん企業、個人でもあると思いますが、先ほど、今年度いろいろな生涯学習等の中、あるいは庁舎内でそういうのを計画するというふうな答弁でございましたけども、今現在、行政としてはそういう把握とか動きというのはしていないということですか。ちょっとお伺いします。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

現在のところは、そのような把握というのはいたしておりません。ただ、庁舎内では志布志独自の何かができたらという話はしたことがございますが、現在、広報関係で募集をして掲載をしているのは、事業所が2箇所、例えば若潮酒造さんのこだわりの焼酎づくりの千刻蔵とかですね、サンキョーミートの生産から処理までのISOの同時認証とか、そういうのはお知らせしております。あと、団体ごとの創作料理とか加工グループとか、NPOの水環境研究会とか、様々な団体は今、8回ほど掲載をいたしております。個人につきましては、画集とか絵画、あるいは手品、手話とか、盲目のギターボード演奏とか、そういった方々も御紹介は申し上げているところでございます。

あと、庁舎内の検討の中では、これはまだ検討中でございますけれども、例えば志布志市独自のギネスブックみたいなものも検討したらどうだろうかという話はあるわけでございます。世界のギネスじゃなくて、志布志市内のギネスということもおもしろいんじゃないかなという意見もございました。

そのようなことでございます。以上です。

○2番（西江園明君） 動きがあると聞いて安心をしたところです。まあ、自己申告でもいいと思うんです。自分の企業、技を紹介したい人を申告してもらって、それを紹介する機会をぜひつくっていただきたいと思います。ただ広報紙に掲載するだけじゃなく、あるいはそれを市民に、目に見せる形ですね、紹介する機会をつくらせていただきたいと思いますが、市長はそういう、広報でなくてそういう目に見せる、市民に見せる機会をつくるという、そういう申し出があったときには、市長はどう考えますか。

○市長（本田修一君） 優れた技術とか、匠の技というものは、ぜひありましたら紹介していきたいというふうに思います。

○2番（西江園明君） ぜひこれについてはですね、時間もかかるかもしれませんが、そういう機会をつくらせて進めていただきたいと思います。

最後に、自衛艦の志布志港への誘致についてお伺いします。

旧志布志町時代にも、自衛艦と志布志港寄港についてはたびたび話題になったところですが、商業のまちである志布志地区にとっては、自衛艦の寄港は大きな魅力の一つであります。先月も入港がありましたが、まず乗組員は銀行に行ってATMでお金を下ろします。この手数料だけでも相当なものです。以前、銀行の休日に入港したため、途中で現金の在庫が無くなり、乗組員が困ってしまった事態が生じ、銀行から自衛艦の入港情報の提供を求められることがありました。現在は、そのような自衛艦の情報提供を市の広報だけでなく、企業とかそういう提供をどの程度までしているんですか。銀行を含めて、まず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自衛艦の誘致につきましては、旧志布志町時代から、そして新市になりましても様々な形で取り組んでいるところでございます。そして、その自衛艦が寄港した折には、防災無線等で市民の方にもお知らせしておりまして、歓迎のムードを高めようということによってやっております。

○2番（西江園明君） 今、防災無線で知らせているというふうに、それは我々も聞こえておりますけれども、企業とかそういう所、先ほども言いましたけれども、最近はATM、機能が良くなったから、そういう銀行からのうんぬんという問い合わせとか、そういうものは無いのですか。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

この自衛艦の入港に際しましては、今おっしゃった銀行とか、そういった所には連絡がしてあるのかということですが、連絡の方はいたしておりません。防災無線が一番の伝達手段というふうに考えております。あと、旧志布志町時代からでございますが、議会の皆様やら、それから各団体、観光協会を中心に、商工会、それから各種団体の団体長さん、それから自衛隊のOB会、そういった方々を主に連絡をしているところであります。その中で、自衛艦が入港した折には、接岸の折にはお出迎えという形で、市長以下、その時間に合わせまして集合をいただきまして、岸壁にて歓迎の式典を執り行っているところでございます。

また、歓迎レセプションというのも毎回行っているところでございます。

以上でございます。

○2番（西江園明君） 今も述べましたように、入港したら即経済効果が発生しております。そして、船への物資の供給、乗組員の遊興費、飲食街の消費などは計り知れないものがあります。これは、大きな港を持っているまちの特権であると思います。でも、志布志市として黙って待っているだけでは、寄港の回数もじり貧になってしまう恐れがあります。いかに1回でも多く寄港してくれるような積極的な寄港促進というか、誘致活動が必要と思いますが、その辺の誘致活動の状況について教えていただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

誘致活動につきましては、旧志布志町から議会、行政、観光協会、商工会、自衛隊OB会が一緒になりまして、自衛艦寄港の陳情や入港時の歓迎会を行なってきました。新市になりましても同様でございます。その体制で今後も取り組んでおります。

本年2月の1日には、私と議長、観光協会長、総務部長で横須賀地方総監部を表敬訪問しまして、陳情活動を行ってきました。御承知のとおり、2月の8日から10日にかけて、横須賀基地の第1護衛艦隊7隻が志布志湾に入りまして、うち1隻が接岸しまして、約1,300名の隊員の方々が上陸していただいたと伺っております。

また、一般乗船公開も実施されました。そして8日には、ただいま部長が申しました、歓迎レセプションも開催しております。

さらに、誘致活動ということで、今後も自衛艦が寄港していただくということであれば、このことは即地域活性化につながるというようなことで、経済効果があるということですので、積極的に取り組んでいきたいということでございます。

去る2月の14日には、お釈迦祭りに、自衛艦寄港のお願いに鹿児島地方協力本部長を、商工会長、観光協会長とともに訪問したところです。そのことで、4月の29日には例年通り、佐世保基地の第23護衛艦隊2隻が入港していただけるというふうになっております。今後もこのような形で積極的に誘致活動をしていきたいと思っております。

○2番（西江園明君） 横須賀にあいさつに行っているという、今、答弁でございましたけども、表敬訪問だけに終わることのないように、継続的な誘致活動は必要と思っております。

志布志港に寄港するのはほとんど訓練の途中で、乗組員の休息が目的と聞いております。そのため、基地を出港する時は司令部というか方面隊というか、その所属の所で、今から寄港先のまちの情報が乗組員に提供されると聞いております。今までそのまちであったトラブルなどを含め、ここの店は注意した方がいいとか、かなり詳しい情報のようです。

今回の入港でも、あちこちで乗組員らしい人と会いました。グラウンドでジョギングをしている人も見かけましたし、以前、乗組員のひとと話す機会がありましたが、まちに何がどこにあるのか分からない。タクシーの運転手に聞きながら行動しているとのことでした。今回も志布志町にある小さな温泉も満員でした。船の上ではゆっくり足を伸ばして入ることがないので、広い湯船でゆっくり入るのが楽しみらしいです。さらに、かねての運動不足を解消するため、グラウンドを探して運動するのが楽しみな乗組員もいるようです。

そこでお尋ねしますけども、行政として、乗組員に提供するマップ、漫画チックなマップですよ。マップのようなものは作成しているんですか。自衛官の方は負、すなわちマイナスの情報は出航前に提供されているようですが、受け入れる方は、歓迎の形を表す一つの手段としても喜ばれるのではと考えます。幹部になると、歓迎レセプションが行われますが、それに参加できない乗組員がほとんどです。その人たちを歓迎する姿勢を見せる手段の一つが志布志市を紹介するマップではと思います。

先ほど述べましたが、運動不足を解消するのも上陸の目的の一つだが、地元の人たちと交流できるスポーツ、試合があれば、上陸する楽しみも増えるのだからなあという乗組員もいました。

寄港歓迎手단을どのように考えているかを最後にお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自衛艦隊が寄港したときには、先ほども申しましたように、観光協会と一緒にしまして歓迎会等を

しておるわけでございます。事前に艦隊にそういった悪い情報が入っているかどうか、ちょっと分からないところでございますが、以前の志布志町ではマップを作成して配布していたというふうな経緯があったようでございます。新市になりまして、観光案内図もできておりますので、パンフレットとしてそれも差し上げればというふうに思うところであります。

今後、分りやすい形の市の中の商店、あるいはお風呂というのを掲載したマップというのを作成していきたいというふうに今、思ったところでございます。

そして、歓迎レセプションの中でいつもお話が出るわけですが、隊員の方とのスポーツ交流もいいですねというふうな話をさせていただくところがございます。そのとき、隊員としては本当にゆっくりしたいんだという時もあるんだよというようなことも伺ったところでございまして、その時々、希望があれば交流をしていただけるような体制は取っておきたいなというふうに思ったところでございます。

○2番（西江園明君） 今、市長が答えられましたように、乗組員も休息を目的としていますから強制にならない交流が、もしできればですね、実現をしていただければと思います。蓬の郷まで来なかったということも、マップの不足かなと私は感じたところです。ですから、ぜひ分かりやすいマップを提供していただいて、乗組員が簡単に分かるような、歓迎の手段の一つとして作成していただければと思います、今回お尋ねしたところです。

以上で、私の今回の質問は終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。2時25分に再開いたします。

○

午後2時11分 休憩

午後2時25分 再開

○

○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、26番、上村環君の一般質問を許可します。

○26番（上村 環君） 久しぶりの質問でございますので、なかなか要領がつかめないといったところではありますが、ヤジが出ないように頑張りたいと思います。

今回、志布志市基本構想を策定され、今議会に上程をされております。新しく誕生した志布志市が、将来の振興、発展というものを展望した上で、将来のあるべき姿を明らかにしたもので、まちづくりの指針というべきものでもあります。今後、その基本構想の実現に向けて、具体的に実施計画を策定し、取り組んでいかれるものと思います。基本構想は、住民に公表されるというものでもありますので、住民の方々がそれをどのように理解し、そしてその上で同じ方向を向いてまちづくりに一体的に協力し、取り組んでいくということがこの計画の実現に大きくかかわっていると思っております。

そのような観点から、この基本構想でまだ具体的に明らかにされていないもの、また、そして当面する課題について、市当局の見解をお伺いしたいと思います。

まず第1点は、都城・志布志道路についてでございます。産業の振興や地域振興の要となるのは、道

路の改良や交通ネットワークの整備であります。都城市と志布志の間の約40kmを現在の所要時間75分から40分に短縮するという、都城・志布志道路の開通がもたらす経済的波及効果や市民生活にもたらす効果は極めて大きく、地域の振興・発展に大きく寄与するものと思っております。

この路線は、鹿児島県と宮崎県がほぼ同じくらいの距離を整備するわけですが、県境を挟む末吉・梅北間がまだ調査区間の指定にも至っていないことや、宮崎県側がこれから進めなければならない都城市内の市街地の用地買収や整備等を考えたときに、総体の事業が完成するまでには、まだ相当の年月を要するのではないかと考えているところでありますが、市長はこの都城・志布志間地域高規格道路の全線が開通するのは大体あと何年ぐらいかかるとの見込みを持っておられるか。現在の状況も含めてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 上村議員の質問にお答えいたします。

都城・志布志道路の整備の状況でございますが、現在、末吉・有明間につきましては、末吉インターチェンジ・松山インターチェンジ間4.2kmが、平成17年2月18日に供用開始となりました。残る松山インターチェンジ・有明インターチェンジ間、約4kmは、平成19年度末の供用開始を目指し、現在、整備中であります。また、本年3月31日には、志布志市有明町伊崎田から、志布志町安楽の約4kmが整備区間に格上げされたところであります。末吉インターチェンジ・有明インターチェンジ間が供用開始になりますと、県道飯野・松山・都城線を利用しまして、飼料運搬車をはじめとする車両が、ほとんど都城・志布志道路を利用するようになると思います。

そのようなことでございますが、残りの区間につきましては、今、話がありましたように、鹿児島県の方々は、整備区間あるいは調査区間というふうに指定されまして、順次整備が進むところでございますが、都城区間につきましては、都城の都城道路、そして都城から末吉に至る区間につきましては、現在まだまだ調査区間にも指定されていない状況でございますので、そのめどが立たないということでございます。具体的に、その区間につきましては、まだ県からも提示されていない状況でございますが、今回、さんふらわあの問題が起きまして、この都城・志布志道路の整備については、特に早急に整備する必要があるというふうに、鹿児島県では改めてそのことについては取組がなされるというふうに聞きましたので、鹿児島県側については、早い時期に開通できるのではないかなというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 宮崎県側が21km、そのうちの約13km、都城インターから五十市までの区間につきましては、国が直轄で施工するというようになっております。そして、五十市から現在の宮崎県の境界までの区間につきましては、約8kmは県が施工するというので、やや整備の速度が速まってくるのではないかと考えているところであります。

来年3月に、有明・松山間が完成した以降、風八重、それから志布志インターが20年度から着工をする予定です。その後の問題であります。有明・伊崎田間、伊崎田・風八重間、それから志布志インターから志布志港インター、この区間について、そういった国の直轄とか、そういった方向で整備の進捗を早めるという状況、そういったものについてのお話は伺っていないものか、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、伊崎田そして志布志の安楽の区間につきましては、整備区間ということ

で、整備が始まる場所でございます。そして、伊崎田の、これ風八重でなくて本村になっているわけですが、本村からインターチェンジができます飯野の区間につきましては、現在、具体的にいつという形は示されておりません。本村から安楽の区間が整備区間に格上げされたばかりで、まだそちらの方の工事の進捗の状況が見極められている段階ではないというようなことでありますので、そちらの方が、進行が確実になされましたら、すぐさまその区間については着手がされるというふうには聞いております。

○26番（上村 環君） この都城・志布志道路は平成8年に着工をいたしました。そして、一昨年2月に初めて末吉・松山間が開通をしたわけでございますが、そういった進捗状況から見たときに、あと何年ぐらいでこの全線が開通するかということについて、見込みをお伺いしたわけですが、その工事の概要、ただ今申し上げました、国の直轄方式、こういったもの等が、例えば国道220号をまたぐ路線辺りでは、港湾の関係もあって早まるのではないかとといった考え方を持っております。そういったことで、明確に、じゃああと15年、若しくは20年という形は見えないわけですが、今後とも整備促進に御尽力をいただきたいと思っております。

それを踏まえましての質問ということでもあります。現在、国交省の九州地方整備局では、形の見える道路づくりということを道路整備のキャッチフレーズにしており、計画路線の中でも特に渋滞の解消や地域の振興につながるといったような区間を優先的に集中的、重点的な整備により、5年以内の供用を目指すといったことで事業を進めております。

そのような国の方針を踏まえたときに、地元の自治体としては完成し、供用開始された道路をどのように地域振興に生かしていくかということについて、真剣に検討する必要があると思っております。今回の基本構想においては、道路の整備促進を図るということはどういうものか、整備されたものを具体的にどのように地域振興に生かすかということについては示されておりません。

全線の開通を目指す一方で、地元自治体といたしましては、身近にこうして完成していく道路をどのように活用して地域振興につなげていくかという振興策を積極的に打ち出して、活性化を図る必要があると思っておりますが、その点についての市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 現在のところ、都城・志布志道路は一部供用開始ということで、全線開通はされていないわけでございます。そして、今お話があったように、例えば本村・安楽間につきましては、今から5年から7年かかるというふうに言われております。そして、さらにその間を結ぶ道路につきましては、また5年から10年ぐらいかかるんじゃないかなというふうに思うところがございますが、そのような中で、整備が進んでいきまして、そして供用が開始になったということであれば、その中で、地域での振興策というものを考えていかなければならないということでございます。都城・志布志道路が整備されますと、志布志港と都城の所要時間が短縮されまして、地域住民の生活圏拡大による文化・生活水準の向上、工業製品等の輸送効率が向上しまして、企業の立地による雇用の創出、観光拠点の回遊ルートの形成、交通渋滞解消による沿線住民の安全性の確保というものが期待されるところであります。

○26番（上村 環君） 先ほどの同僚議員の質問でもありましたが、有明・松山間の開通が及ぼす影響

ということ、やっちくふるさと村の今後の経営状況に比較して答弁がありました。有明・松山間の開通によって、主に都城市及び志布志市の企業が関係するトラック、こういったものはやはり無料の高速道路の方へ移行すると思っております。これにつきましては、この道路の整備が図られる時点から、前松山町の時代にあっても、それを見越して地域振興を図る必要があるということは議論をされてきておりました。やはり、やっちくふるさと村への大きな影響もさることながら、松山支所近辺の振興策といったものをやはり考えていかなければ、地元にとっては道路の開通が逆にデメリットになるという心配をしておったわけであります。

そういったことから、やっちくふるさと村につきましても、今後新たな経営の在り方というものを目指して、前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、一方、松山地区の、特に松山支所近辺、こういったものについてのまちづくりの政策については、今後の基本計画及び実施計画等の中で検討されていく、そういったお考えはないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 新市まちづくり計画の地域別振興方向で、都城・志布志道路インターチェンジ周辺の整備や定住促進地区の整備が示されておりました。基本構想でもありますとおり、地域核として機能できるように、また不便さを感じることがないようなまちづくりを進める必要がございます。

今後、市民サービスの充実や定住対策、商業対策など、総合的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○26番（上村 環君） 関連する住宅政策ということでお伺いいたします。

住宅政策には、福祉目的の公営住宅政策と、若者の定住促進や地域活性化といった過疎対策の観点からの住宅政策があります。現在、松山支所の近くを県道飯野・松山・都城線が通っておりますが、そのほかこの道路は鹿児島方面へ行く県道塗木・大隅線や、末吉・財部を経て、空港方面へと結ぶ曾於街道ともアクセスしており、通勤・通学はもとより、買物、病院など、どの方面へ行くにも大変恵まれている交通上の要地となっております。そのため、旧松山町ではこれまで、その地理的優位性を生かした住宅政策を町の重要な過疎対策として、積極的に進めてきましたが、企業等も少ない中に、若者の定着や人口流入に一定の成果を上げてきており、そのことが松山町における急激な過疎の進行に歯止めをかけることにつながったと思っております。

そのようなことから、合併に伴う新市まちづくり計画では、松山地区の活性化のために、住宅政策を今後も引き続き進めるということも特に掲げてきたところであります。

しかしながら、合併後、これまでの市の住宅政策の方針としましては、公営住宅等の建替えが中心に位置付けられており、活性化住宅については、これまでのところ具体的な構想が打ち出されていないように思っているところであります。たしかに老朽化に伴う既存の公営住宅の計画的な建替えは必要なことではありますが、過疎対策や活性化のための住宅政策も、市に新たな活力を生み出すことにつながる重要な政策であります。松山地区における住宅政策は、まちの特色を生かした地域振興策であるということをご理解をいただき、今後とも積極的に進めていただきたいと思いますと思っておりますが、この点について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における公営住宅におきましては、現在、県営住宅は405戸、市営住宅は地域活性化住宅を除きまして650戸を保有しまして、県、市それぞれ管理・運営を行っております。

県営住宅は大半が建替えとリフォームにおいて整備済みですが、市営住宅につきましては、旧町ごと住宅施設施策に対する取組の差違がございまして、その多くが耐用年数を大幅に超過した老朽化の著しい狭小住宅で、建替え、リフォームを含め、対応が急がれているところでございます。

御質問の松山地区における今後の住宅政策につきましては、先ほど申しました旧町での住宅施策の違いから、松山におきましては、他町と比較して大変進んでおりまして、一部を除く公営住宅の大半が建築年数の新しい住宅であります。そのため、土地の分譲を含め、地域づくりの視点、地域の学校の在り方等、多角的な見地から取組を図り、その是非を判断してまいりたいというふうに思いますが、今申されたように、すばらしい住宅政策があったということ、また改めて勉強させていただければというふうに思うところであります。

〇26番（上村 環君） 住宅の政策の在り方、それから、ただいま市長が答弁されました充足率、こういったものを考えた場合に、市のバランスから見ますと、当然、松山町の住民1人当たりの住宅の割合は高いと思っております。これは、松山が特にそういった政策を重点に掲げてきた、まちづくりの特色であるということは、ただいま申し上げたとおりであります。やはり、合併によってそれぞれのまちが進めてきたまちづくり、こういったものが失われていくということを心配をしておるわけであります。やはり、中心部、そういったものに政策の比重が移って、周辺部、特にこれまで役場がありながら支所となった地域においては、政策のバランス、それから我がまちはこういったものがいいところだという住民の誇り、こういったものを十分御理解していただき、この10年間の中でも、やはり松山においてはもっとこの政策を進めようということの理解と積極的な姿勢をお願いいたします。

次に、山間部集落の過疎・高齢化対策についてお伺いいたします。国土交通省が全国の過疎市町村のアンケートを実施し、先月発表をいたしました資料によりますと、全国の過疎地域において、山間などのへき地に点在する6万2,271集落の中で、10年以内若しくは将来、集落が消滅する恐れのある所は2,641集落、そして九州でも372集落ということですが、志布志市においても、山間部においては急速に過疎化が進んでおりますが、その実状についてはどのようになっているか、お伺いいたします。

〇市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の人口形態は、国勢調査によりますと、総人口は平成17年が3万4,770人で、平成12年の3万5,966人に比べて1,196人、3.3%の減少になっております。また、高齢化率は、平成17年が29.6%で、平成12年の26.0%に比べ、3.6%進んできております。このように、過疎化と高齢化が進行しておりまして、労働力の低下や保健や福祉対策が課題となってきております。

集落の実態としましては、自治会数で言いますと、平成18年9月現在で391ありまして、10世帯以下の規模の小さい自治会は58となっております。また、65歳の高齢者が半数以上の集落が40でございまして、これらの集落の自治機能の低下が懸念されているところであります。

〇26番（上村 環君） 過疎化の激しい山村部の主な特徴として、顕著なことはまず、道路が狭く未改良が多いなど、交通事情が悪いこと。市内の中心部に遠く、病院や買物、通勤・通学といった日常生活

に不便であること。お年寄りが多く、高齢化が顕著で、子供や地域の担い手となる若者が少ないこと。労働力不足により、農地等の荒廃が進み、耕作放棄地が多いことなどが挙げられます。そういった地域では、今後、ますます集落を維持できる機能が低下し、いずれは集落に住む人がいなくなってしまうのではないかとの恐れも現実味を帯びております。市としては、そういった集落や地域の実態を詳しく調査をするとともに、今後、集落の維持や地域の活性化のためにはどういった手だてをしていくかについて、具体的な方策を見出していく必要があると思っておりますが、市民を守る立場として、市長はこのことについてどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほども言いましたように、65歳以上の高齢者の方々が半数以上の集落が40ということになっております。これらの集落を限界集落と言うんだそうでございますが、そういう意味でございます。いずれ消滅するという集落につきましては、平成9年から人口が50%減少し、かつ平成18年の時点で10人以下を抽出しましたところ、5集落しかなかったということで、そのうち10年以内に消滅するのは該当なしというふうに以前にアンケートをしました回答がきております。

そういうようなことで、過疎化、高齢化が進行することで、集落で行ってきました農作業、用水路の管理、道路の維持・管理及び冠婚葬祭というような日常生活の助け合いが難しくなっているということは、本市においても重要な課題だというふうに認識しております。

これらの振興策及び対策としましては、校区公民館を核としましたふるさとづくり委員会事業等を推進しながら、集落の活性化を図っていきたい。そしてまた、庁舎内におきましても、自治会活性化検討委員会を立ち上げまして、自治会の現状や課題について、洗い出しを行いまして、統合や再編へ向けた検討をしていきたいというふうに思っております。

○26番（上村 環君） 私も先般、志布志市の農山村部を何箇所か見て回りました。想像以上にへき地であると。行き止まりの道路が多くて、こういった地区がますます増えていくのかなという、非常に心配をしたところであります。

ただいま答弁がありました、ふるさとづくり委員会、これは前志布志町で行われておった事業を引き継ぎやっておりますが、非常にその校区の中で、新たな取組がされて、その校区、地域に活力が生まれてきているということはすばらしい活動であります。これにつきましては、市も今後とも応援をしていく必要があろうかと思っております。

ただ、ふるさとづくり委員会というのは、校区をくくっております。そういった校区の中での中心的な場所と言いますか、そういった所にも来れないような集落、本当の小さい、小規模な集落は、果たしてそのふるさとづくり委員会の活動にも合致するのかなというぐらいの厳しい過疎・高齢化の状況にあると私は見たところであります。

やはり、ふるさとづくり委員会をベースとしながらも、やはりその末端にある集落の高齢者、弱者、こういった方々への配慮というものを見つめ直す必要が、やはり住民はどこに住んでもそのまちで安心・安全な生活を営む、そういったことを行うのが政治であると思っております。

それと、統合について言及をされました。この集落の統合というのは、理想と、実際にそれがはかどるかというのは、これは非常に難しい問題があります。様々な優遇策を設けましても、それこそ1年、

2年で解決できる問題ではありません。統合に非常に適した地域もありますし、しかしながら志布志の山間の集落になりますと、集落と集落の距離が非常に離れているといったことなどもありますので、集落の統合は分かりますが、それとは別個のものとして地域おこしを考えていくべきだと思っております。

これに関連してお伺いいたします。合併特例債による基金ということでお尋ねいたします。

合併特例法の優遇措置の一つとして、旧市町村単位の地域振興並びに住民の一体感の醸成に資するための基金の造成に対し、特例債を発行できるということになっておりますが、この基金の造成につきましては、合併に伴い作成しましたまちづくり計画では、10カ年で約11億8,000万円の基金の造成を見込んでおりました。しかし、これまでのところ、予算の計上やそれに伴う基金条例の制定がされていないと思っておりますが、この特例債による基金の造成については、どのような考え方を持っておられるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御承知のとおり、合併特例債の基金造成につきましては、合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併市町村の区域における地域振興のために設けられる基金の積立てに活用できるものであります。

具体的には、イベントの開催、地域行事の展開、コミュニティ活動、自治会活動への助成等であれば、基金の積立ては可能であります。

まちづくり計画の中では、基金造成分を計画しておりました。その活用条件としまして、定額運用型基金であること、いわゆる利子のみを財源に、地域振興や地域住民の一体感の醸成等のためのソフト事業を実施することが条件とされています。しかしながら、基金造成の財源である合併特例債は、7割は交付税措置がされますが、残り3割は一般財源であること、また交付税総額が削減される現況や、地方債などの増高などから判断して、現在のところ、基金造成は考えていないところでございます。

ただ、最近、総務省から地方公共団体の要望により、今後、一定の範囲内において、基金の取崩しを認めるという取扱いが示されたところでございます。したがって、今後の公債費負担の状況等を分析しながら、合併特例債の基金造成とともに、その活用内容等につきまして、再度検討してまいりたいと思います。

○26番（上村 環君） 確かに借金をして基金をするということから考えますと、非常に理解し難いこの特例措置であるとは思いますが。しかしながら、ただいまありましたように、旧市町村単位の地域振興並びに様々な住民の一体感の醸成に資すると、いわゆるソフト部門に対して、基金の運用益を充てることができるということから考えましたときに、私はこれはやはり有効に活用するということが合併特例の目的に合致しているのではないかと考えております。

この特例債の基金を設置して、ただいま申し上げましたような、特に過疎・高齢化の激しい山村集落の地域振興のために生かすことはできないかということの提言であります。この特例債による基金を原資として、運用益等による山間部の小規模集落の実態調査や、また場合によっては市民等へのアンケート等も実施しながら、それらを踏まえた集落や地域ごとの振興計画の策定、また、例えば退職をされた方々などによる地域との交流や支援をするボランティアやNPO等の育成といったようなソフト事業

などに、有効に活用が可能であると考えておりますが、再度、この点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えいたしましたように、総務省の方から新しい取扱いの要領が示されておりますので、改めまして今、御提言があったような内容で検討させていただければというふうに思います。

○26番（上村 環君） 次に、昨年の12月に策定をされました、志布志市組織・機構見直し方針について、質問をしたいと思います。

現在の組織・機構は、合併に伴い、現有職員の配置を優先して作られたものでありますので、新市が実際にスタートをして仕事をしていく中では、様々な不具合や改善を要する問題点が生じてくるということは予測されたことでもあります。職員の適正化計画も含めて、今後、当然必要な見直しは進めていかなければならないと思います。

そうしたことから、今回の見直し案につきましては、職員のみならず、行革委員会等の答申も反映されながら策定されたものと思っておりますが、今後、これをどのように年次的に進めていこうと考えておられるのか、具体的な考え方をお示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 組織・機構の見直しにつきましては、現在、庁内に各部の調整課の課長で構成します行財政改革推進本部幹事会のメンバーと情報管理課長、人事係長、行政係長で構成します組織・機構見直し検討チームを立ち上げ、組織・機構の見直しにつきまして検討を行っているところであります。

基本的には、先に策定しました行政改革大綱でお示ししましたとおり、本庁と支所の機能分担など、現在、本市が抱える組織・機構の諸課題について、現状と経過を踏まえながら検討していく。つまり、行政改革大綱を受けて策定しました本市の向こう5カ年間の組織・機構見直し方針を定めました志布志市組織・機構見直し方針でも、本市は合併にあたって、本庁と総合的な機能を持つ支所との総合支所方式を採っているため、本市の組織は肥大化しており、また本庁と支所との機能分担や連携での問題が出てきており、住民の視点に立った住民サービスを低下させないことを念頭に置き、組織・機構の見直しを進めていきたいというふうに考えております。

そこで、現在の各支所の取扱いにつきましては、住民の皆様が直接サービスを受けられる窓口部門等は十分配慮し、対応しながら今後実行していかなければならない定員適正化計画に基づく職員数の削減を達成するために、本庁と支所の機能分担と、本庁への機能集約を図っていかなければ達成できないというふうに考えております。

これらのことを念頭に置きまして、平成19年度中に簡素で効率的な本市の全体計画、組織・機構の在り方につきまして、十分検討しまして、年次的な組織見直し計画をお示ししたいというふうに思います。

○26番（上村 環君） この組織・機構見直し方針の5ページで、19年度からの実施を目指しますということを受けて、今回一般質問として挙げたところであります。

19年度はもっと検討されていかれるのか、具体的に19年度は何と何をやるといったことが明確であれば、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） ただいまお話ししましたように、19年度中にその全体の組織・機構の在り方というものを検討して、年次的な計画、見直しをお示ししたいということでございまして、現在、それを目指しながら試行的にやっつけていける所につきましては試行的に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○26番（上村 環君） それでは、再度確認をいたしますが、本所と支所の機能の在り方、こういった見直しについても、19年度中の大幅な見直しはない。それから、その他全体的な機構改革についても、19年度中に主なものを構築していくということで、今回の4月1日については、それほど、あっても小幅なものだということで御理解をしてよろしいでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいま議員御指摘のとおりでございます。

○26番（上村 環君） ある程度、具体的計画があるものということで通告をいたしましたので、若干後退いたしますが、それでは一応、確認の意味で質問をいたします。

総合支所方式についてであります。合併に対して住民が最も懸念して不安に思っていたことは、これまで身近な存在であった役場が無くなり、支所となることであります。役場が遠くなって不便になるとともに、これまでのような住民サービスが受けられなくなるのではないかと。また、本所のある所だけが良くなって、支所となった地域は置き去りにされ、寂れていくのではないかとといったような住民の様々な不安や不満の声に対して、当面の措置として、住民の利便性の低下を防ぐために、合併協議会において決定し、採られたのが総合支所方式であり、このことについては市長も十分御理解をされているところであります。この協定書自体に、法的な拘束力は無いにしても、合併協定書は合併に関する最も重要な文書であり、その内容の一つ一つが各町議会の合併の是非の判断材料になっているということを勘案しましても、協定書の内容については、合併後も基本的に尊重をしていくということが道義的な観点からも求められていると思っておりますが、このことについての市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併に至りまして、そして合併の基本協定が結ばれたということでございまして、そのことを受けて議決を得て、そして合併になったという経緯、それらのことについては当然尊重していくということでございます。そして、その中で、本庁方式あるいは総合支所方式というものが議論されてきたということでございますので、その議論された経緯につきましては、十分御承知ということでございます。それは、取りも直さず、合併によりまして、住民にとってサービスの低下を来さないためにはどういった在り方があるべきかということが前提になった議論であったというふうに思っております。

それらのことで、合併後につきましても、住民にとって市民へのサービスの低下が来さないというような行政の在り方というのは、いつの時点においても検討していく課題だというふうに考えております。

現在、行財政改革が着々と進んでいる中で、人員の適正化計画が示され、それに沿った形で職員の削減が進んでいるところでございます。

その中でも、住民へのサービスの低下がない形はいかにあるべきかということを、日々私どもは検討しながら、そのことについて対応しているところであります。

そのようなことでございますので、合併の当初、そのような形で、大前提があったということ、私

どもはいつも考えながら、そのことについては取り組んでいくということでございます。

○26番(上村 環君) 今、合併をしまして2年目を迎えましたが、まだ住民の思いや気持ちというものは様々に私どもにも伝わってまいります。そういったことが今回の同僚議員の様々な質問の中にも、何点か出ていることだと思います。合併を決めるにあたって、大事なことを重要4項目として掲げておりますけれども、特に事務所の在り方というものは今後にも大きな影響を及ぼすということで、市長としての見解をお伺いいたしました。

それを踏まえての質問であります。行革といった観点、機構改革は当然進めなければならないと私も思っております。総合支所方式については、その方式の採られた背景というものについて、今、確認をしたところであります。しかしながら、やはり合併は何のためにしたんだという原点を考えますと、そういった見直しは当然していただきたいと思っております。

その中で、今後、支所における課の統合、又定員適正化に伴う正職員の減といったものは進めていかざるを得ないと思っておりますが、ただ、それを実施するにあたって、支所のいわゆる機能の低下を防ぐという意味で、支所に配置する課長クラスとしては、多岐に渡る業務に精通した経験豊富な課長を配置するとともに、本所と支所の機能を明確にし、本所へ進達する部分をなるべく少なくし若しくは簡素化し、住民に身近な部分においては、支所で即断・即決できるものを今よりもさらに増やすということが必要ではないかと思っておりますが、その点についての市長の見解をお伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

行財政改革の中で、この機能の充実ということにつきましては、特に今お話があったように、サービスが低下しないと。そして、機能性が図られるということが重要だというふうに思っておるところでございます。

当然、支所におきましては、今までと違った形で、あるいは対応が遅れたというようなことがあってはならないというふうには思うところであります。そのようなことが無いような形の万全の体制を取りながら、組織の見直しを図っていききたいというふうに思うところであります。

○26番(上村 環君) 今後の機構の見直しの中で、どのような方法を採用にせよ、いずれにいたしましても、支所の地域住民にとって、日頃最も頼りにするのは本庁ではなくて支所であるということを御理解をいただき、住民に負担をかけない形、そしてあくまでも住民の視点に立って、支所の見直しは進めていただきたいと思っております。

次に、臨時職員の雇用状況と今後の処遇についてお伺いいたします。

現在、市の正職員に対して、臨時職員の割合が3分の2に達しているということが記載をされておりました。その実状についてであります。本市における臨時職員の雇用形態と雇用者数は、現在どのような状況になっているのか。本庁、支所ともに具体的に示していただきたいと思っております。そして、そのことに対して市長がどのような認識でおられるか、お伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

臨時職員の雇用状況でございますが、現在、市全体でパートタイマー56名、臨時補助員196名、臨時労務員27名、計279名でお願いしているところであります。

パートタイマーと臨時補助員の違いにつきましては、パートタイマーにつきましては1カ月の勤務日数を14日以内に制限していることから、社会保険を未加入としまして、臨時補助員につきましては、勤務日数が職員と同等であることから、社会保険加入といたします。

勤務時間につきましては、パートタイマー、臨時補助員ともに一般事務補助につきましては、原則6時間勤務としております。

本庁、支所内訳につきましては、担当の方に回答させます。

それがただ今の雇用の状況でございます。このことにつきまして、先ほども申しましたような、行財政改革に基づく形での職員減というものに対応して、雇用をしているという状況でございます。

○総務部長（隈元勝昭君） 補足して御説明を申し上げたいと思います。

まず、臨時職員の各本庁、支所ごとの人数でございます。まず有明の本庁の方でございますが、庁舎内が58名、庁舎外が60名、合計が118名でございます。志布志支所の方が、庁舎内が60名、庁舎外が42名、合計で102名でございます。松山支所でございますが、庁舎内が21名、庁舎外が38名、計59名、合計で279名となっております。

以上でございます。

○26番（上村 環君） 臨時職員が正規職員に対して3分の2に達している。臨時職員が多いということで、これを行革の観点から、削減していかなければならないというのが市長の見解であります。

現在の臨時職員の数、ただいまお示しがありました、これについては適正な数であると思っておられるか、必要な数であると思っておられるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 合併後の様々な事業というものがございまして、そして職員の異動というようなことがございまして、そしてまたその中でこのパートタイマー、あるいは臨時補助員の、あるいは臨時労務員の方々の雇用というのがあったわけでございます。そのようなことで、今、見直しを行いたいということをお話ししましたとおりでございますので、現況については、まだまだ合理化ができるんじゃないかなというふうには思うところでございます。

○26番（上村 環君） まあ、行革の観点から、正職員と同じく、臨時職員についても、人員数を減らしていく必要があるという観点でありますので、私はそれとは違う考え方を日頃持っておりますので、その点についてお伺いいたします。

市の正職員一人に要する年間給与総額の平均額をベースにしたときに、概ね何名ほどの臨時職員を雇用することができるのかということを試算したときに、正職員の数を抑制し、そして必要に応じて臨時職員を適正に雇用し、事務処理を行うことの方がはるかに人件費の節減につながるということは、誰が考えても明らかであります。そのような考え方から、旧松山町におきましては、なるべく正職員の雇用を、採用を抑制し、臨時職員を多く雇用するという人事管理を行なってまいりました。正職員においては、多くの業務をこなしながらも、なおかつ年間における事務の繁忙期には課の職員同士で互いに協力をし合うという体制で人件費の節減を図ってきておりました。そのことが、健全財政に大きく貢献するとともに、臨時職員についても住民の雇用の場としての活用も図られてきたところであります。

したがって、臨時職員の雇用については、単に減らせばいいということではなく、あらゆる角度

から検討し、最も有効な手段での行革の見直しをすべきだと思っておりますが、ただいま申し上げました点について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員の雇用につきましては、様々な形態で雇用がされてきたと。そして、旧町間でそのような取扱いの差があったということは、十分認識しているところでございます。ただいまお話がありますように、正職員を減らして、そしてその相当分をまた増やせばいいんじゃないかというような議論も当然あるかというふうに思います。しかしながら、先程来、話をしますように、総体としましては行財政改革で人件費を減らしていくというような方向でございまして、その中での臨時の職員の配置については考えさせていただければというふうに思います。

○26番（上村 環君） 私は、臨時職員を増やせということをおっしゃるのではありません。それに関連して、私の考え方を申し上げてみたいと思います。

現在の臨時職員の雇用形態というものは、旧町間でそれぞれ違いがあるようでございます。この際、抜本的に見直しをして、臨時ではなく正規の事務嘱託職員として雇用をしていく考えはないかということとあります。

私は、例え臨時職員であっても、役所に勤務して仕事をする以上は、住民は職員と思って接するものだと思っております。そういったことから、常に臨時職員も職員と同じ意識を持って勤務することが求められていると思っております。

これは、住民に対する行政のあるべき当然の姿勢であると思っておりますし、松山においては、臨時職員の方々もそれが当然のこととして受け止められ、勤務をされておりました。そのことが臨時職員の中からも、正規職員に匹敵するような事務能力を持つことにつながり、仕事を任せられる分野が多くなって、職員数の実質的な抑制につながってきたと思っております。

そのようなことを踏まえての提言であります。市における臨時職員の雇用につきましても、ある程度のことまでは事務を任せられるような体制を検討されてみたらどうかということとあります。

身分の不安定な臨時職員ではなく、専門の事務嘱託職員として雇用し、そうすることで出勤時間も、そして勤務時間も職員と同じくフルタイムとなることから、ある程度の業務は任せられ、そして多くの人員を必要としなくなると思っております。また、事務委託嘱託員とすることで、雇用の安定と格差の是正にもつながります。今後、進めていく定員適正化計画への対応とともに、現実の行政事務の効率化、そして長期的に見た人件費の節減という観点からもメリットがあると考えますが、再度、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年度以降におきまして、行政改革に関しまして、臨時職員の雇用基準の見直しを行いまして、旧3町間での勤務形態の不均衡の解消を図るとともに、一般事務補助員の勤務形態の統一化や専門的な知識、経験が必要とされる職種につきまして、ただいま議員御提案の嘱託職員制の導入を検討したいというふうに思います。

○26番（上村 環君） それでは、次に大規模土地改良事業の実施による農村振興ということでお伺い

いたします。

昨年7月の集中豪雨による災害では、市内各地で多くの農地災害や農業施設等の災害が発生し、農家の方々は大変な苦勞と損害を被ったわけでありましたが、担当課における職員の素早い献身的な対応によって、市単独の災害復旧工事をはじめ、速やかに進められてきておりますことは、農家の方々にとっては大変ありがたい処置であり、今回の災害に対する一連の対応は、市役所への信頼を高めるとともに、農家の方々の再生産への意欲をつなぐことにもなったと思います。

昨年の災害は、小規模なものまで含めると、数百件に上るといっておりますが、これまでに確定をしました、昨年の災害発生状況及び復旧事業の概要並びに予算額についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきまして、昨年の梅雨前線豪雨、7月2日から7日にかけて、時間最大100mmによりまして、公共災害として農地89件で、査定金額9,041万3,000円、施設で100件、査定金額1億8,518万2,000円で採択されたところでございます。また、農地120件、被害申請額2,120万円は、市農地災害復旧事業補助金交付地区として、復旧が完了後、補助金の交付を行っているところでございます。

なお、発注状況及び進ちょく状況でございますが、市内全地区189件の公共災害は、平成19年1月までに発注済みでございます。また、繰越分、農地26件、施設34件を除く全ての災害復旧箇所は、3月23日で完了する予定でございます。なお、市農地災害復旧事業補助金交付地区につきましても、3月30日で完了する予定でございます。

○26番（上村 環君） 昨年の集中豪雨であります。激甚災害に指定をされるほど大きな災害が多かったわけでありまして。ただいま市長答弁のありましたように、公共土木災害にかかる対象地区が189件ということでありまして。そのうちの6割近くが志布志地区で発生をしております。もちろん面積といった要件もありますが、やはりそれに比較しても多いのではないかと感じておりますが、その要因があるとするばお示しをいただきたい。そしてまた、繰越明許費のほとんどが志布志地区の分であります。それについては、どういったことが主な理由なのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

昨年の7月5日の梅雨前線の豪雨によります被害につきましては、議員申し上げられたとおり、志布志地区が多かったということでございますが、その大きな原因につきましては、志布志地区の水田につきましては、2級河川の安楽川、それから前川の両河川がございまして、水田につきましては、それらの区域に散在をしておるといって格好でございます。特に、前川河川の流域にあります水田につきましては、ほとんどが山間地域に点在をいたしております。

面積も規模の少ない地域が多く、整備の事業がまだ整っていない面も多くあります。そういった中で、特に被害が大きかったんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

それから、繰越しの考え方でございまして、災害復旧工事で繰越しが60件ほど今回したところがございますが、繰越しの理由につきましては、工期内の60件のうち、標準工期内で設定をしたのは12件ほどあったところでございまして、河川の工事の調整、それから電柱移転、それから道路、林道等の関係で

12件ほどは工期が取れたんですが、繰越しをせざるを得なかったということでございますが、あとの48件につきましては、標準工期が取れなかったというのが原因でございます。

以上でございます。

○26番（上村 環君） 標準工期が取れなかった理由について、お伺いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） 災害査定がちょうど12月末まで最終がかかったところでございます。明けてから早急にそれらの災害の結果を受けまして、明けてからすぐ1月にそういった工事の入札、そういったことに取りかかったわけでございますが、最終的に3月31日まで工期が取れなかったというところでございます。

○26番（上村 環君） 特に志布志支所にかかわる分が多いと。6割を占めると。その中において、志布志支所の耕地関係の担当職員が、やはり人的体制が初期に十分でなかったのではないかとといったことも考えるわけですが、そういった点は無かったのか若しくはそれに対して産業振興部として支援体制を採られたものか、お伺いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

災害の発生の件数が志布志地区が多いということを、私どもは状況から判断をいたしまして、8月1日から一人の応援体制は作って、志布志支所の方に協力体制を作って、12月いっぱいまでの協力体制を作って、それらに対応したところでございます。

○26番（上村 環君） 志布志地区の災害現場につきましては、機会がありまして、私も何箇所か見に行きました。

ただいま答弁がありましたように、前川、安楽川の上流の兩岸に面して、小規模の水田が点在しており、農道も狭く、また用水路等も山林の中を、しかも危険な急斜面に沿って走っており、昔の手掘りのままというのが多かったように思います。そこに集中豪雨による上部からの土砂崩壊や水量オーバーによる、あちこちでの水路の決壊、それが大きな災害をさらに誘発したと思っております。

農家の方々が自力で復旧に1カ月近くかかった所もありますが、一方、自力による復旧の見込みが立たないことから、用水路の水系の流域にある水田においては、せっかく植えた稲が枯死した所も数多くあったようでございます。ほとんどが土地改良事業のされていない未整備地区であり、そういった所ほど災害にもろく、被害額も拡大するという実態を目の当たりにし、基盤整備の必要性を痛感したところでございますが、このような実態を踏まえ、市として今後どのような対策を講じていかれるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志地区につきましては、確かに議員御指摘のとおり、未整備地区でそういった被害が多々発生したというような状況でございます。

旧志布志町の地域振興計画によりますと、それらを作成するために、平成16年度に町内8地域の集落及びふるさと委員会ごとに、住民の方々と一緒になって集落の点検を行い、当時は、水田のほ場整備に対する要望が少なかったため、志布志町地域振興計画書には計上しなかったというような経過があったようでございます。

合併後、3地区の水田整備率等を検討しました結果、志布志地区の整備率が低いというような状況でございますので、今後、合併後の地区の均衡を図るために、志布志市過疎地域自立促進計画、平成21年度以降に計画しまして、整備促進を図っていききたいというふうに考えるところであります。

○26番（上村 環君） 平成16年のそういった地域での聞き取りと言いますか、調査の中で、地元からの要望が少なかったということであるようでございます。

現在、市内で松山・有明地域では、基盤整備が着々と進められておりますが、志布志地区では全く基盤整備事業が着手されていない。そういったことが農山村部に対する不均衡な発展になっているのではないかとこのように感じております。

ただ、地元のそういった要望が少なかったからということが、これまで整備率が悪いということなのか、ほかにも要因があるのか。そういった点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 振興計画を策定する際に、住民の方々の要望を聞くわけでございますが、このほ場整備につきましては、当然、地元の負担があるということでございます。地元の方々の同意、あるいは熱望というものが前提になるということで、このような形になったのではなかろうかなというふうに思うところであります。

○26番（上村 環君） 合併をして、私は、今が最も取組を始めるいい機会ではないかと思っております。

合併によりまして、農家負担金も10a当たり5万円と引き下げられておりますし、志布志地区も今回、特定過疎地域になったということで、採択にかかる様々な条件が良くなりつつあると思っております。そういったことから、どうしてもやらなければならない生産基盤の整備であるということを考えておりますが、ただ、これまでの整備の状況からみますと、導入をいたしましても、小規模な整備事業を繰り返しては、ますます農家は高齢化し、恩恵も出てこない。格差がますます広がるということを考えております。

今後、志布志地区で取り組む事業といたしましては、例えば中山間地域総合整備事業を導入し、安楽川及び前川の中・上流域の全域を計画区域として組み入れて、着工後遅くても5、6年のうちにはすべてを完了するというようなスピードと実効性のある計画で事業を進めなければならないと思います。

所有者の資産にかかわることでもあり、またこういった事業では利害の調整など、様々な困難が付き物であります。職員体制の充実を図りながら、そして何よりも市長をはじめ、関係者が一体となって真しに、そして不転退の決意を持って取り組めば、必ず道は開け、事業は達成するということは可能であると思っておりますが、この事業に対する市長の考え方、意欲について、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、県営中山間地域総合整備事業及び県営経営体育成基盤整備事業によりまして、松山地区で2地区、宮下、川路地区で実施しております。今後の計画につきましては、平成19年度新規申請する有明地区の野井倉下段地区、受益面積40haでございますが、これを経営体育成基盤整備事業で、また平成20年度新規申請といたしまして、志布志地区を、これはまあ21年度採択を目指していくわけでございますが、県営の中山間地域総合整備事業で進めていきたいというふうに考えているところであります。

このような形で、順次、市内の農地の未整備地区には、整備率を高めていくような形で取り組んでいきたいというふうに思います。

○26番（上村 環君） 冒頭申し上げましたように、基本構想を策定し、これから基本計画並びに実施計画の中で、全体の市のバランスを取るという考え方が先に立った場合に、これまで旧町がそれぞれ進めてきた特色あるまちづくり、個性といったものが失われるようなことがあってはいけないということで、今回、質問をさせていただきました。

住民にとって、本当にやすらぎとにぎわいというのは、どういう意味を持つんだろうか。どの地域に住んでも、やはり政治がしっかりとフォローをしていくという形を取っていただきたいということで、農村部は農村部なりの、中心部にあっては中心部なりの良さが生かされるような志布志市になっていきますことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、上村環君の一般質問を終わります。

次に、19番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○19番（岩根賢二君） 時間が時間ですので、次かなと思っていましたけれども、通告が詳しくしてありますので、なるべく時間内に終わるように、明解な答弁をお願いいたしたいと思います。

お近くの県では、一般質問について首長が一問一答にしてもらえばいいのになというふうな発言もされておりましたが、私は初めて町議会議員になった時のことを思い出しながら、今日は最初一括して4件の質問をしたいと思います。また、お答えをいただいた後に一問一答でやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、4件質問をいたします。

はじめに、自治会組織の再編策についてであります。市長は、施政方針で合併後の1年間を振り返っておられました。「市民の皆様と一緒に、夢中でまちづくりに取り組んで、全力を尽くし、充実したスタートであった」ということでありました。しかし、感慨にひたってばかりもいられません。これからも市長が施政方針で述べておられますように、市民のための市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政というものを推進していってほしいと思っております。

さて、私は市長がこの1年を振り返って、いろいろ評価なり反省をされるのであれば、市長選挙の時に示されたローカルマニフェスト、あるいは就任直後の所信表明や施政方針に沿って、成果なり反省を示していただければ、より分かりやすかったのではないかなと思うところであります。

市長が公開討論会で示されたローカルマニフェストの中で、すぐに行う重要施策として、まず第1番目に上げられたのが、市民が輝くまちづくりでありました。その中で、高齢化や過疎化、そして時代のニーズに合わなくなった自治会組織の再編を含め、地域住民が自主自立できる新自治会組織を立ち上げると書かれてあります。合併後、1年を経過した今定例会でも施政方針で「時代のニーズに合わせた再編や、機能の見直しを含め、自治会活性化検討委員会を立ち上げ、検討していく」と。再び述べておられますが、市長御自身の構想としては、この自治会組織の再編をどのように進めていく考えなのか、お伺いいたします。

次に、談合防止策についてお尋ねいたします。いろいろな報道でご存じのように、福島、和歌山、宮

崎の3県で談合事件が発覚し、知事が逮捕されたのを契機に、全国知事会は指名競争入札廃止を盛り込んだ談合防止策の指針を決定いたしました。また、総務省と国土交通省がまとめた談合防止策も示され、すべての自治体で一般競争入札を導入することが明記されているようであります。

このような流れを見ておきますと、旧来、談合は必要悪であるなどと、いかにも正当性があるように言われていたことも、とても受け入れることはできません。市民の大事な税金を預かる当局としては、断固として談合は市民を裏切る犯罪であるという姿勢をはっきりと示すことが大事だと思います。

今のところ、志布志市では談合の話は耳にしておりませんが、転ばぬ先の杖として、その対策は明確に打ち出しておかなくてはなりません。市として、どのような談合防止策を考えておられるのか、お示してください。

3件目に、教育再生会議の第一次報告についての質問であります。市の教育委員会は、代表者であります教育委員長以下5名の委員で運営や活動に真剣に取り組んでおられますことに、市議会議員の1人として敬意を表するものであります。

政府の教育再生会議は、本年1月24日に第一次報告を提出し、その詳報が翌25日に各新聞で報道をされました。それによりますと、「社会総がかりで教育再生を、公教育再生の第一歩」と題されたこの第一次報告では、その基本的考えの第一番目に、公教育再生のためにという項目の中で、「今日の学校教育は、学力低下や未履修問題、いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊、指導力不足の教員、事なかれ主義とも言われる学校や教育委員会の責任体制のあいまいさ、高等教育の国際競争力の低迷など、極めて深刻な状況も見られ、公教育の機能不全と言っても過言ではない。すべての子供たちが学校で、特に公立学校できちんと良い教育が受けられることをしっかり実現していかなければならない」としてあります。そして、第2章の教育再生のための取組の中の第6項の教育委員会そのものを抜本的に問い直すという中で、まず一番目に、「地域の教育に全責任を負う機関として、その役割を認識し、透明度を高め、説明責任を果たしつつ、住民や議会による検証を受ける」とあります。

この第一次報告は、このほかにも教育全般にわたって様々な提言を行っています。今後も第二次、第三次の報告も予定されていることも承知をしております。また、教育改革については、この再生会議や中央教育審議会、さらには規制改革会議でそれぞれ意見があることも承知をしております。

教育委員会の在り方について、反省を促し、示唆を与えたとも言えるこの再生会議の第一次報告のうち、特に教育委員会に関する部分については、志布志市教育委員会として議論をされたと思いますが、次の3点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、市の教育委員会として、この報告をどのように受け止め、当面、どう対応することになったのか。2点目として、教育委員一人一人の活動状況を公表するなど、情報公開を徹底し、住民や議会の検証を受ける。また、教育委員会の活動状況を原則として毎年議会に報告、とありますが、このことを実施する考えがあるのか。3点目として、人口5万人以下の市町村には、原則として教育委員会の共同設置を求めるとして、小規模市町村の教育委員会の統廃合を進める提案がありますが、市の教育委員会としては、現時点で、現時点で結構です。どう受け止めているのか、代表である教育委員長にお尋ねいたします。

次に、大崎町との合併問題について、お伺いたします。御承知のとおり、昨年11月に行われました大崎町の市町村合併に関する住民アンケートでは、志布志市との合併を希望する回答者数が全体の52%を占め、それを受けて12月には大崎町議会が志布志市との合併を推進する決議を行ったとの報道がありました。そもそも、住民発議により志布志・有明・大崎の合併協議会が設置され、当地域での合併協議が始まりました。その後、松山町が加わり、曾於南部合併協議会となり、協議を重ねる中、平成16年5月に大崎町で合併についての住民の意志を問う住民投票が行われ、19票差で単独を選択し、大崎町が離脱した経緯があります。ところが、昨年1月1日に、合併により志布志市が誕生した後、大崎町では社会情勢の変化に伴い、町民の合併問題に対する意識に変化が生じてきているとして、昨年11月に「大崎町の市町村合併に関する住民アンケート」を実施したのであります。その結果は、先ほど述べたとおりであります。

また、このことを受けて、12月定例議会でなされた、議会による決議文の最後には、こう書かれてあります。「一度は単独という道を選択した本町ではあるが、住民投票の結果にこだわることなく、このアンケート調査の集計結果による民意と志布志市との合併協議を進めたいという、町長の意見を尊重し、本町の歩むべき道として、志布志市との合併協議を要望するとともに、志布志市との合併を推進していくことを決議する」とあります。市長は、これらの報道を踏まえて、どのような感想を持たれたのか。また、大崎町から合併協議の申入れがあった場合は、どのように対処する考えなのか、お伺いたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の質問にお答えいたします。

自治会の現状は、地域の連帯感の喪失や、住民の孤立化が進み、若年層の自治会離れが著しくなってきております。また、自治会は役員層の高齢化と担い手不足に悩み、自治会運営の健全化に対する危機感が高まっています。

自治会の役割は、行政や国、県及び外部団体からの文書や広報を配布する業務や、各種料金を集める納税活動、道路清掃等の環境美化活動、衛生自治会活動、伝統芸能の継承活動、子供会活動など、多岐にわたり行政とも密接にかかわっていますので、自治会の衰退は直接に行政の運営にも影響を与えるものと考えております。

市としましては、まず、庁舎内におきまして、自治会活性化検討委員会を立ち上げまして、自治会の現状や課題について洗い出しを行い、統合や再編に向けた検討も含めて作業を行っています。まずは行政が管理している行政区の見直し作業から入っていきたいというふうに考えております。現在は、自治会の範囲と行政区の範囲は、ほぼ同一的に扱っていますが、また自治会によっては血縁により加入されており、隣接する自治会同士の混在化など、その境界がはっきりしない状況にあります。そこで、行政区の位置付けをはっきりさせ、その範囲を明確にする作業から進めていきたいというふうに思っております。その上で、行政区を基本とした自治会の見直し等を考えていきますが、これはあくまでも行政主導ではなく、各自治会と十分に協議を行いながら進めてまいりたいというふうに思います。

次に、談合防止策についてでございますが、議員御承知のとおり、3県の官製談合事件を受けまして、全国知事会では、都道府県の公共調達改革に関する指針を決定しまして、市町村に対しても同様の改革

を行うよう訴えていくとの緊急報告がなされたところであります。入札制度改革の一つとしまして、全国知事会では1,000万円以上の案件については、一般競争入札を導入することとしておりまして、国においては早ければ3月末までにこれを踏まえた地方自治法施行令や、政省令を改正することとしております。

本市におきましても、法令等の改正内容を踏まえ、要綱等の改正を行い、入札制度改革について検討してまいります。

続きまして、大崎町との合併の問題につきましてですが、御承知のとおり、私どもの地域の合併につきましては、住民発議を受けて、当初は志布志町、有明町、大崎町の3カ町で、そして途中から松山町が参加されまして、新たなまちづくりを目指し、曾於南部合併協議会において具体的な協議が済んだところででした。そういった中で、平成16年1月23日の合併協議会の町長会、そして29日の合併協議会におきまして、大崎町長から合併協議会の正式離脱の申入れを受けたところです。せっかくこれまで一緒になって新しいまちづくりを目指して協議を進めてまいったところでありますが、大変残念な思いがしたことを今でも鮮明に覚えております。

まず、お尋ねの、大崎町の合併に関する住民アンケートを受けて、同議会が志布志市との合併推進決議をしたことについて、どのような感想を持ったかということではありますが、大崎町の方では、この合併問題について、住民投票が実施され、さらに18歳以上を対象としました合併に関する住民アンケート調査を実施されております。住民投票につきましては、19票の差で合併反対だったということでありませう。住民アンケート調査の結果を見ますと、対象者数、1万3,417人、うち回答者が1万85人、回収率75.2%、また有効回答数が9,860人で73.5%という状況でありました。そのうち、志布志市との合併が5,129人、52%、鹿屋市との合併、1,789人、18.1%、東串良町との合併、821人、8.3%、よく分からないが1,208人、12.3%、合併反対が795人、8.1%という結果になっているようでございます。こういった結果を拝見しまして、町全体としてはまだまだ二分しているのかなというような感想を持ったところであります。

次に、合併の申入れがあった場合、どのようなふうに対処するかということではありますが、先日、大崎町の町長、議長から志布志市との合併を推進する決議の内容について、今月29日に報告させていただきたいという旨の申入れがありましたので、お話は承りたいというふうに思っております。いずれにしても、新生志布志市がスタートし、新たなまちづくりが始まったばかりですので、今後の合併問題については、市民の皆様、市議会の皆様の御意見を拝聴しながら、市全体のコンセンサスというものが極めて重要であるというふうに思います。したがって、この問題につきましては、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まず最初に、第一次報告の内容について、どういうふうを受け止めるかということですが、議員御指摘のとおり、この教育再生会議は「社会総がかりで教育再生を」と、公教育再生を第一歩と題して、第一次報告をまとめておるようでございます。その中で、教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直すといまして、教育委員会の再生が不可欠であり、その存在意義を原点に戻り、根本的に

問い直すといたしまして、次のような視点からその改善策を提言しているものと理解をいたしております。

まず、教育委員会の問題解決能力につきましては、指摘のとおりであろうと考えております。今後の法律の成立を待って、具体的な対応を本市においても図ることになろうかと考えております。

また、いじめ、校内暴力等への取組につきましては、現在、各学校、本市におきましても、協力いたしまして、鋭意努力をいたしておる最中でございますので、さらなる迅速かつ的確な対応について努力してまいりたいというふうに考えております。

さらに、教育委員会の権限の見直しについてでございますが、特に人事権の委譲につきましては、離島やへき地を多く抱える鹿児島県の特殊性にかんがみまして、慎重に審議していく必要があるのではないかと、個人的には考えております。そして、第三者機関による外部評価制度や、あるいは教育委員会の統廃合につきましては、その実現可能性について、研究していく必要があるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、文科省は本報告や同会議が今後まとめる教育委員会制度に関する報告や、中央教育審議会の議論等を踏まえ、地方教育行政法改正案を提出するやに聞いております。

今後とも、教育委員会の活性化につきましての問題提起として、この再生会議の報告を真しに受け止めて、再生会議の結論を待たずとも、できることは順次、改めていく姿勢を持つべきであろうと考えておるところでございます。

続きまして、教育委員の活動状況の公表等についてであるがと、どう考えるかということでございますが、この教育委員の活動状況の公表は、教育委員会の活動内容や必要性を広く市民に理解していただくために、大切なことであると考えております。

今後の改正案の審議を見極めながら、その対応について検討するとともに、教育委員会の情報公開の在り方についても、その実施可能性と功罪について研究を深めてまいりたいと考えております。

また、住民や議会による検証を受けることにつきましては、その内容や方法等について、同じく改正案の審議を注視していきたいと考えております。教育委員会の活動状況については、現在でも議事録の閲覧、それから委員会の傍聴はできるようになっていることは御案内のとおりでございますし、本市におきましては、毎月発行の市の広報紙あるいは各学校が発行しております学校だより等で、その紙面でも広く公表に努めているところでございます。これにつきましても、今後とも改正案の審議を踏まえて、最終報告が示された段階で、さらなる情報公開に努めてまいりたいと考えております。

それから、5万人以下の市町村には、原則として教育委員会の共同設置を求めるといようなこともありました。これについてでございますが、新しい法律によりまして、小規模市町村には原則として教育委員会の共同設置を求めるといようなことが言われておりますが、これは本市にとりましても、いずれそういうことについて検討を余儀なくされることになるかもしれませんけれども、実際に5万人以上の市町としてですね、教育委員会を設置することになりますと、さらに近隣市町との合併が必要というふうなことになるかもしれません。それが不可能な場合において、想定されます広域組合的な教育委員会が実施可能かどうかにつきましても、現時点では、教育委員会としては何とも申し上げられないと

というのが実状でございます。教育再生会議の報告内容につきましては、各教育委員ともそれぞれ大変関心、高うございまして、いろいろとお話はいたしますけれども、具体的に再生会議の内容そのものを教育委員会の議題として取り上げますのは、まだ審議の途中でありますことから、具体的にはかけておりません。

いずれにいたしましても、現在の教育委員会制度が様々な課題を抱えているのは事実でありますので、私は拙速は避けて、教育行政や学校教育を良くするために、どのように教育制度を改善すれば良いのか。やはりここはじっくり考えるべき時ではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） まず、1点目の、自治会の再編策のことですけれども、市長は、先ほども申しましたけれども、1年前の施政方針でも述べておられる、今回もまた述べておられるということは、1年間のうちに一番最初に取り組むべき課題と言いながら、できなかったんだなという、私はそういう認識をしたんですが、それでよろしいですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この自治会組織の在り方につきましては、本当にすぐさま取り組むべき課題だというふうに思って、マニフェストで示したところでした。しかしながら、市長になりまして、改めてこの合併後のそれぞれの地域というものを見た時に、今、合併後、新しい自治会組織としてお願いしました関係上、新しい取組がされているというようなことで、そのことにまず慣れてもらわなきゃいけないのかなということもありました。そして、その中で新しい自治会に、統合すると、自治会につきましてはこういった事業がありますよというようなことも案内しまして、待っていたところでございます。しかしながら、そういった歩みが無いということで、具体的に今回、公告をして取組を始めたいということでもあります。

○19番（岩根賢二君） 市長の先ほどの答弁の中では、具体的にですね、出てきたのが、行政区の見直しをするということでございました。今では、現状では、血縁によっているというふうなことで、属人主義ということを属地主義に改めていきたいということの表現だったろうと思いますが、それも行政主導ではなく、地域の住民の皆さんの理解を得ながらという表現をされましたけれども、ある程度、行政主導でなければいけない点もあるのではないかなと思っております。と言いますのがですね、例えば今、市長が申されました、自治会の統合推進事業というのがあります。また、自治会の集会施設の整備事業とかいうのもあります。そういうことで、自治会のそういう統合を進めていこうという事業があるわけですが、これが果たして、じゃあ18年度でどれぐらいそれが実績があったのかなということをもまず聞いてみたいと思います。

○市長（本田修一君） 統合の実績はございませんでした。

集会施設につきましては、部長に答えさせます。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。

改築が1件、それから新築が1件でございました。なお、19年度に予定をしておりますのが、改築が2件、有明地区と志布志地区でございます。

○19番（岩根賢二君） 統合についてはゼロということで、これはなかなかですね、難しいと思います

よね。ですから、抜本的な大改革をしないと、ちょっとできないんじゃないかなと思っておりませんが、そもそも市長がですね、もう1点、聞くのを忘れましたが、市長がそもそもマニフェストや施政方針の中で、時代のニーズに合わなくなったとか、あるいは時代のニーズに合わせて再編をするということで述べておられますが、時代のニーズというのはどのようなことなんでしょうか。

○市長（本田修一君） もともと集落というのは、それぞれ地域のやはりコミュニティ機能があったというようなふうに思うところでありまして。そのコミュニティの活動の内容というのは、例えば自分たちの地域は自分たちで守るんだというような形で取り組み、そしてそれがされていたというようなことで、道路清掃等の環境の美化や、それから子供たちの健全育成や伝統事業の継承というものがきちんとなされていた。そして、欲を言えば、消防団の消防活動にも団員がきっちり出されていたというようなものが、もともとの集落の単位ではなかったかなというふうに思っています。それらのものが少子高齢化とともに崩れてきて、維持できなくなっているというようなことでありますので、その機能が再びできるような単位の自治会というものが、また再構築されるべきではないかというふうな観点から新しく示していきたいなというふうに思っているところでありまして。

○19番（岩根賢二君） ということはですね、結局、今まで助け合いの精神で集落というものがあったということですよ。それがニーズだったということですかね。それがもう合わなくなったということは、そういうことは必要としなくなった社会であるということじゃないんですか。

○市長（本田修一君） 少子高齢化とともに、ますますそういった人と人のつながりというのは必要になってきているんじゃないかなというふうには思っております。

○19番（岩根賢二君） まあ、先ほどから申ししておりますように、やはりこの自治会の在り方そのものも変える必要があるんじゃないかなと私は思っているんですが、もともと市役所ですね、末端的な組織として自治会が今動いていますよね。もともとの集落というのは、先ほど市長が申されたように、集落というものはただそこに人々が集まって共同生活をしているというのが集落であったと思います。それに、今は行政の末端的な組織の一部として、いろんな仕事をお願いしているという部分があるのではないかなと、ということを感じるわけです。そうしたときに、今、そういう自治会に未加入、入っていない方というのは相当あると思うんですよ。それは、極端な理解の仕方かも知りませんが、そういうことをするのが煩わしいというふうなことで入っておられない方もかなりあるんじゃないかと思えますね。例えば、ある集落では、もう来年が自分の自治会長の番だといったときには、私はもう自治会を降りますというふうな、極端な例もあるわけですから、ですからこの末端的な仕事を自治会にお願いするということの見直しも私は進めていくべきじゃないかな。それと併せて、自治会というものをもっと大きな枠でとらえて、先ほどからいろいろ出ていますが、ふるさとづくり委員会とかいうのが出ていますが、それぐらいの大きな単位でとらえて、組織を再編するということも考えていいのではないかなと思っているわけですが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 未加入者のことにつきましては、旧町時代からも大きな課題というふうになっておりました。その3町とも大きな課題になっておりました。そのことは、新市になっても変わらないというふうに思っています。

その問題を抜きにしては、自治会の活性化、あるいは自治会の組織というものの再構築というのは非常に難しい面があるというふうには思っております。そのような方々の加入されない理由ということで、今お話があったように、自治会活動というのは自分はまだ嫌なんだというような方がたくさんいらっしゃるというのは十分分かっております。しかしながら、それらの方もこの地域に生活しておられるという観点から、衛生自治会というようなくりで加入させていただいているというふうなこともあるわけでございます。そのような組織の在り方というものも一緒に考えながら、改めてこの自治会活性化検討委員会で検討していきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 私のこの質問の通告を見られた時にですね、担当の課としては、例えば今申しましたような、自治会に加入していない世帯がどのくらいあるのかなというのはもちろん調べておられると思いますので、ちょっとお示し願いたいと思います。

それと、先ほど同僚議員の質問の中で、限界集落という話が出てまいりました。65歳以上の方が半数以上の集落ということのようですが、それが10年後に消滅する所はゼロであるというふうな話でしたけれども、じゃあ10年後に限界集落となるのはどのくらいあるのか、そこら辺は調べておられないですか。

○総務部長（隈元勝昭君） まず、自治会の戸数と加入率でございます。有明地区が4,104世帯に対して、その前にですね、自治会の戸数を申し上げます。有明地区が143自治会でございます。加入世帯数が4,104でございます。そして、未加入世帯が1,018でございます。志布志地区を申しますと、167集落ですね、自治会です。6,380世帯。未加入世帯が2,107世帯でございます。松山地区が、81自治会、加入世帯数が1,859、未加入世帯が106、合計で申しますと、391自治会でございます。それに、加入世帯数が1万2,343、総体で79.25%でございます。未加入世帯が3,231でございます。

その、もう一つの10年後の消滅の推移についてはですね、把握はまだいたしておりませんが、自治会の戸数ですね、10戸以下の自治会というのが58、全体でございます。ただ、10年後にどれだけかというのはまだ把握はしていないところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 市長は、この数字はご存じだったですか。これ、この数字を見てどのように再編計画をされるおつもりですか。

○市長（本田修一君） 未加入率の方ですね。20%以上が加入していないということは、本当に大変なことだというふうに思っています。このことを踏まえまして、十分検討していきたいというふうに思っています。

○19番（岩根賢二君） 自治会活性化検討委員会というのが立ち上がったと、立ち上がったんですね、立ち上げるんですかね。立ち上げるんですね。はい。そこで十分検討させていただいて、機能的な自治会組織ができますように、お願いしたいと思います。

次に、談合防止の件でございますが、答弁の中では一般競争入札を検討していくという、1点だけだったようですが、そのほかにも国土交通省等で示された中には、いろいろなことが示されております。電子入札の導入だとか、第三者による入札監視委員会の設置だとか、いろいろ示されておりますが、今のところ検討していこうというのは、一般競争入札の導入を検討しているという1点だけですか。

○市長（本田修一君） 先ほど検討ということは国の方の知事会で、こういったことがあったと、そしてそれに対して緊急報告があったということを受けまして、今後、政省令が改正されるということになったことをございますので、そのことを踏まえまして、要綱等の改正を行なって、入札制度の改革について検討したいということをございます。そして、一般競争入札の導入につきましては、雇用の確保や災害発生等の緊急出動と地域貢献に果たす役割も大きいということから、地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性を確保するため、工種によっては入札参加条件を設定した条件付き一般競争入札制度の方式を検討してまいりたいというふうに思っております。

そして、インターネットを介しまして、入札事務を行う電子入札につきましては、入札参加者の特定を困難にできることから、談合防止につながるというふうに考えております。

現在、県と合同でシステムの構築を行っておりまして、県におきましては平成20年度から本格的に電子入札を運用するというようになっております。本市におきましても、平成20年度以降、市内業者のシステムの整備状況を勘案しながら、段階的に運用していきたいというふうに思っております。

○19番（岩根賢二君） 積極的に前向きに検討をしていただきたいと思いますが、私は先ほど、第1回目の質問の時に、志布志市では談合の情報は耳にしていなくてもと言いましたけれども、実際にそういう談合情報というのは無かったものか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 私のもとには届いておりません。

○19番（岩根賢二君） 例規集の中にですね、談合情報の処理要綱というのがあります。この中で、落札率が例えばあまりにも高ければ、それについて調査をするというふうなことは、実際には書かれていないんですけども、載っていないんですけども、そういったことをするようなお考えは無いですか。

落札率が大体世間で言われているのは、落札率が95%以上であれば談合の疑いがあると言われております。そのことについて、どうお考えか、そして分かっておれば落札率の一番高かったのは何%ぐらいであったか、お答えをお願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたように、私のもとに談合があったという情報は特段無かったということで、そのようなことは現在のところ考えていないところでございます。落札率につきましては、担当の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 災害を除く37件で、落札率94.93です。それから、500万円から1,000万円、これが29件ありまして、94.93です。個別的にですね、分け方がかなり難しいんです。例えば、細かく分けていきますとですね、建設工事等で例えば地区ごとにですね、有明地区、志布志、松山地区、建設業以外の電気、塗装とかですね、そういった細かい区分けになりますので、ただいま申しあげました94.93でいいでしょうか。

○19番（岩根賢二君） 私が申しあげました95%には達していないみたいですので、調べる必要も無かったのかなと思いますが、実は市長ですね、私が昨年の6月に一般質問をした中で、市のホームページの中で市長の交際費、あるいは公共工事の入札状況をホームページの中で公表できないかという質問をした経緯があります。それにつきまして、市長は公平・公正で透明性の高い市政を展開していくという観点から、今後、公表できるように検討してみたいと答えられました。うまい言い回しですけど、公表

できるように検討してみたいと答えられました。検討の結果はどうだったですか。

○市長（本田修一君） 交際費につきましては、年間まとめてしたいというふうに考えております。

入札につきましては、担当の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） ただいま、ホームページの方で登録をしてですね、公表するように進めております。

まだしてありません。今登録をしてですね、やっている準備でございます。

○19番（岩根賢二君） ぜひ早く公表できるようにしていただきたいと思います。

これは談合防止策というわけではないんですけども、入札の改善策ということで、2、3、提言をしたいと思いますが、まず第三者による入札監視委員会の設置、それと技術力やISO等の環境等に配慮をしている企業かどうかを加味した総合評価方式の導入ですね。これらについては考えておられないかお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

入札監視委員会の設置ということでございますが、県内で鹿児島市、薩摩川内市、日置市、霧島市、始良町が既に設置されております。委員構成としましては、大学教授、工業高校の教師、土木事務所等OBが選任されているようでございます。本市におきましても、人選等を含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

次に、総合評価方式でございますが、総合評価方式は地方自治法施行令の規定により、2人以上の学識経験者の意見聴取の義務など、審査手続きが煩雑であるため、県におきましては試行的に簡易方式による総合評価方式が導入されているところであります。県の実績等を見ながら、担当部局と協議し、導入について検討してまいりたいと思います。

○19番（岩根賢二君） それともう1点ですね、お尋ねしたいんですが、前、有明町の時代には入札結果の結果表がですね、各議員にも配付をされておりました。このことについては、市になってからはなされていないわけですが、それは、その考えは無いですかね。

○企画部長（持富秀明君） 以前は有明の議会につきましては、工事の入札の結果を送付しておりましたけれども、今は監査委員だけに送っておりまして、議員の方々にはですね、現在のところ送っておりません。ただ、入札の結果の公表について、これはもう法律ができて、一般的に公開をしておりますので、そういった形で、誰でも見れるような形でですね、現在、公表しているということでございます。今、議員がおっしゃったのは、議員に対して送っていたがということでございますので、それについてはしておりませんということです。

○19番（岩根賢二君） 今していないというのは分かっているわけですね。ですから、ホームページで公表ということでしょうけども、あるいは2階のあそこの情報公開の所に行けばありますよということでしょうけども、それを議会に対して、議員に対して配付する考えは無いかということをお聞きしているわけです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その件につきましては、議会の方で御要望があれば、そのようなふうに対処したいというふうに思い

ます。

○19番（岩根賢二君） 今のはあくまでも私の意見でございますので、議会を通じまして、皆さんの意見がそうであれば、そのようにまた要求もしていきたいなと思っております。

それでは、質問順に、教育委員会についてでございますが、先ほど教育長から詳しい答弁がありました。いずれの点についても、前向きに研究を進めていくということであったようでございます。

私が一番先に教育長に再質問をしたいのは、このことについては、教育委員会の委員の皆様には、特に議題としては上げてないということのお話でしたけれども、それはそういうタイミングが無かったということでしょうか、それとも必要無いということだったのでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

タイミングもございますけれども、御案内のとおり、まだ再生会議そのものが賛否両論と言いますか、大変、2、3日前の新聞等でもまた地方教育審議会あたりではいかがなものかとか、あるいはまた規制緩和の会議からはとんでもないみたいな話で、大変まだ賛否両論と言いますか、そういうことだと、私個人的に判断いたしましたので、委員の方々がお集まりになった時ですね、会議の前に座談的には、それはもう当然、お話が出ますけれども、さあ議題に上げて教育再生会議のこの問題についていかがいたしましょうというような、会議録に記入してですね、教育委員会会議録とするようなことではないのではないかと、まだ時期尚早ということに私どもは判断いたしましたし、1回その話をしましたら、いや、まだよかがと、まだおまんさあ分からんがなという話も出ましたので、それでいいかなということでした。

○19番（岩根賢二君） 私の今回の質問は、どちらかと言うと、教育再生会議のこれに対する感想を求めていますけれども、根本にはですね、教育委員会の活性化というのを期待して質問をしたわけでございます。

そういう意味で、今定例会の初日に新しい教育委員の方が選任をされました。それ以前に教育委員長を勤めておられた方が辞められたということで、この教育再生会議の中でも教育委員長の互選についても言及してあります。志布志市ではどのような選任の仕方をされているのか、その点お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 教育委員長の選任につきましては、私初めての経験でございましたが、今回、職務代理者でもって議長をしていただきまして、そして推薦にするか選挙にするかということをお伺いいたしまして、選挙がいいのではないかという意見でございましたので、選挙によって教育委員長を選任したと、こういう経過でございます。

○19番（岩根賢二君） 再生会議の報告の中では、教育委員長の持ち回り互選をやめて、ふさわしい人材を選任しなさいというふうなことが書いてありますので、そのように今後もお願いをしたいと思えます。

あと1点、教育委員会関係でお尋ねしたいと思っておりますが、この教育委員会、委員会そのものを、今は多分、志布志の本所でされていると思っておりますが、例えば松山、有明で交互にもって、それで地域の皆さんと交流をしながら委員会を開くというふうなこともいいのではないかなと思っておりますが、い

かがでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

大変ありがたい御意見をいただきました。実はこの前ですね、学校訪問をいたしました時に、そこで朝早くから行ってやろうかとしたことがあったんです。ところが、場所が無かったり、そしてまた学校の方で授業を見て回らなかつたりしたものですから、もう不発でした。ですから、今おっしゃるように、確かに私はいいいことだと思っています。県教育委員会でもあちこちでやっているようですし、いいことは真似しようと思っていますので、ぜひ松山、有明等ですね、あるいはまた施設等を利用してですね、見ていただいて、例えばその開田の里とかですね、そういう所にお集まりいただいて何回かやるということは、大変私はいいいことだと思っていますので、ぜひ新年度に実行できることならやってみたいと思っています。ありがとうございます。

○19番（岩根賢二君） ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、教育長の先ほどの答弁の中にもありましたが、5万人以下の所は共同設置を求めるということがあって、その中では合併というものも考えていかなければいけないのかなとかいうふうな言葉もありましたけれども、最後に、この合併問題について、市長に再度お伺いいたしますが、市長の感想としては、大崎町、町全体としては二分されているというふうな感触だったみたいですが、52%という数字は平成16年の住民投票の19票差に比べますと、また全然数字が違うのかなという気もいたしますが、その件については、やはりまだ二つに割れているよなという感覚なのか、再度お聞きします。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、今後、大崎町の方からこのことについて説明があるということになっております。そのことをお受けして、また改めて議会の皆様方、市民の皆様方にもお諮りしなきゃならないというような問題であるというふうに思います。そのようなことで、お諮りするとすれば、もう少し大崎の方々の志布志市に対する想いが強ければ良かったのになというふうな気がしたところでございます。

○19番（岩根賢二君） 市長もアンケート結果について、るる説明をされましたけれども、合併そのものについては、大崎町の皆さんもかなりの方が賛成をしておられると。その中で、合併をしてもいいよという中で、志布志市との合併を求めているのが65.2%となっておりますよね。そういうことで、地域的に結果が違うみたいですが、例えば立小野の方であれば鹿屋と合併したいとかいう結果も出ておるようですが、全体として過去の一部事務組合の構成だとか、いろいろな行政の関係からして、曾於南部3カ町と呼ばれていた時代もあったわけですので、そこはまた考慮していただきたいなと思っておりますが、重ねての指摘になりますが、大崎町長はですね、29日に来られるということですので、詳しい話もあるかと思いますが、町報大崎の中で、新年あいさつの中に、大崎町長はこのような表現をされておられます。「私といたしましては、町民の皆様から今回お示しのあった意向をできるだけ尊重する形で、新合併特例法の期限内での実現に向けて努力してまいりたいと考えております」ということも述べられております。新合併特例法の期限内ということになりますと、平成22年の3月31日でございます。大崎の町長の任期が、確か平成21年の12月かなと思っていますが、そういう意味で、今の町長がこの部分からすればですね、自分の任期中に何とか形をつけたいなという御意志があるのではないかなと私、

察するわけですが、そういう期限的なことについては、今の段階ではお答えは難しいと思いますけれども、市長の見解をお願いいたします。

○市長（本田修一君） まだはっきりした形で町長、議長がお見えになっていないというようなことで、そしてそのことについて、また新しく、今度、4月に大崎町の方でも統一地方選があるということで、新しい議会の構成も始まるというようなことでございます。そのような状況等も見極めた上で、また考えていきたいなというふうに思っております。

○19番（岩根賢二君） 同僚議員の先ほどのいろんな質問の中で、市役所の位置のことが議論になりました。その中で、やがては大崎町も入ってくるであろうということで、有明町役場に決まった経緯もあるという説明もございましたよね。そのことも考えていただいて、合併の申入れと言いますか、そういうお話がありましたときには、拒否するのではなく、受入れていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

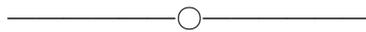
○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、一応話は受けてもらうというようなことでいきたいというふうに思っております。

合併の協議会を設立しまして、そして離脱といった流れがあったということを考えますと、そのときの情景というのは、まざまざと浮かんでくるわけでございますので、まだ昨日、おとといのような気がするところがございます。

そういった中で、また改めてということになれば、もう少し時間をいただいた形で、私どもの方としても、十分気運が盛り上がるのを待ってしなきゃならないんだがなというふうに思うところがございます。

○19番（岩根賢二君） 終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。



○副議長（福重彰史君） ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

10日、11日は休会とします。

12日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでございました。

午後4時45分 延会

平成19年第1回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成19年3月12日（月曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

坂	元	修一郎
藤	後	昇 一
立	山	静 幸
小	野	広 嗣
木	藤	茂 弘
長	岡	耕 二
上	野	直 広
金	子	光 博
小	園	義 行
下	平	晴 行

出席議員氏名 (31名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (2名)

28 番 重 永 重 久	32 番 谷 口 松 生
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生	建 設 部 長 井 手 南 海 男
松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳	志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博
総 務 課 長 上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
保 健 課 長 今 井 善 文	農 政 課 長 仮 屋 正 文
都 市 計 画 課 長 下 平 幸 三	水 道 局 長 徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	教 育 総 務 課 長 溝 口 敏 久
文 化 振 興 課 長 米 元 史 郎	松 山 支 所 福 祉 課 長 木 佐 貫 一 也
志 布 志 支 所 福 祉 課 長 萩 本 昌 一 郎	福 祉 課 参 事 内 山 操

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○副議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名します。



日程第2 一般質問

○副議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

○6番（坂元修一郎君） おはようございます。

一般質問も2日目でございますけれども、霜の番で若干睡眠不足でございますけれども、元気を出してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、提出しております通告書に基づきまして、イベントについて、地域活性化について、近代化遺産について、農業支援についての4点から随時質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」をキャッチフレーズに、志布志市が大きな期待とともに誕生いたしました2年目に入りました。現在の志布志市を言い換えれば、浅瀬を無事に港から離れた船がやっと今から大海原に向かって航海をしていく、そんなイメージを私は持っております。そして、同じ船に乗り込んだ者同士が苦楽を共にしながら、同じ目的に向かって長い航海をしていく。そのような中で大切なのは、市長が申されるとおり、やすらぎとにぎわいの中で共生、協働、自立をしていくことだろうと共感するところであります。

それでは、まずそのような状況の中、合併後の地域間の融和に貢献しているイベントについてお伺いいたします。合併後、広域になり、住民感情もまだ不安定な状況の中では、地域間の融和に努め、相互の交流を図っていくのは当然であります。しかし、それぞれの地域の個性を生かしながら活性化していくのは大変難しいことでもあります。その役目として大きく貢献したのが、もてなしの心を持ってお互いに開催する祭りやイベントではないかというふうに思います。特に旧町ごとに開催された祭りにおきましては、行政、市民の協力のもとに平年より盛大に開催されまして、相互の理解と融和につながったように思います。合併後1年を通しまして大小様々なイベントが開催されましたけれども、市長自身、かねてより自称祭男というふうに申されておりますので、一通りの把握もされたことと思ひ、一般質問の題材としたわけでございます。

それでは、初めに合併後市の融和に貢献した各地の祭りやイベントでございますけれども、今後の支援と存続についてどのような所信をお持ちなのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。坂元議員の質問にお答えいたします。

昨年、新市誕生後、市の主なイベントとしまして、お釈迦祭り、志布志みなとまつり、ふるさとまつり有明、やっちく松山藩秋の陣まつり、イルミネーション点灯事業を商工業、農林水産関係団体、そして地域の皆さんの御協力により開催したところでございます。各種のイベントにつきましては、古くからの伝統を継承するイベント、多くの観光客を集客するイベント、地域活性化と住民相互の交流を目的とするイベントなど様々なイベントがあり、これらのイベントにつきましては、当然今後も存続していかなければならないというふうに考えたところであります。そのための支援についても、さらに継続していかなければならないというふうに考えたところであります。

○6番（坂元修一郎君） 前向きなお答えをいただきましたけれども、詳細についてお聞きしたいので発言を続けます。まず、現在行われている数多くの祭りやイベントがありますけれども、市が補助金を出して開催している祭りにはどのようなものがあるのかお伺いしておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししましたように、市が補助金として支出して開催するイベントにつきましては、志布志地域でのお釈迦祭り、志布志みなとまつり、イルミネーション点灯事業、有明地域でのふるさとまつり有明、松山地域でのやっちく松山藩秋の陣まつりであります。

○6番（坂元修一郎君） 祭りには多面的に地域を元気にする効果がございましてけれども、多額の助成金を必要とするのは確かでございます。行政としましては、ただ助成をするだけではなく、補助金の使い方や目的、効果にも十分注目すべきであろうというふうに思います。これまで地域おこしをやってきた中で、県内外のいろんなイベントを見てまいりましたけれども、補助金をイベント会社に丸投げして開催するような祭りでは、ごみと疲れが残るだけで、本来の心のいやしとか、ふるさとへの誇りや仲間づくりは生まれてこないのではないかというふうに思いますし、決して長続きもしないだろうというふうに思います。決まった予算を最大限に有効に生かしながら、地域力を生かしたボランティア中心による祭りの開催こそが本来の姿であろうというふうに思うわけですが、市長はその点についてはどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も、そして議員もであります。それぞれボランティアの出身の立場ということでもあります。そういうようなことも含めて、そういうようなボランティアの方々、そしてそれぞれの地域にある商工業、あるいは関係団体、農林水産関係団体の方々も合わせて地域の方々こそぞって参加した形で、協力と支援が無ければイベントというのは成功しないんじゃないかなというふうに思っております。それらの協力体制をいただきながら、市としても今後関係団体の力を結集すると。そしてボランティアの方々のお力を最大限に発揮させていくというような立場で、住民相互の交流を促進していく立場を貫いていきたいなというふうに思っております。

○6番（坂元修一郎君） もう1点、簡単でよろしいですけれども、祭りには多額の補助金が必要であると。金額に匹敵する効果が出ているか、その点について簡単でよろしいですのでお答えをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 多額の補助金を助成いたしまして、その祭りの活性化を図っていくということ

になると思いますが、そのことにつきましては先ほども申しましたように、その祭りそれぞれの性格がございまして、そしてそれらの性格というものを賃借しまして、そのイベントの費用対効果についてというものにつきましては、様々な観点から検証が必要だというふうに思っているところでございまして、現在市で行っているそれぞれのイベントにつきましてはの補助金については、それなりの効果が出ているというふうには認識しております。

○6番（坂元修一郎君） 予算について質問申し上げましたけれども、財政も厳しい中、現在の予算に十分満足申し上げているわけでございます。その気持ちで申し上げますけれども、それぞれの祭りには個性があります。準備や運営内容も当然違うわけございまして、昨年のお釈迦祭りのように記念行事として盛大に開催される場合もございまして、秋の陣まつりのようにボランティアでいろんな道具や施設を作り足していくという祭りもございまして、その場合、経費が段々かさんでいくわけでございます。そしてまた、時として備品の買換えもしなくてはならない時も来るわけでございますけれども、予算の請求にもですね、結構変動があるわけでございます。今後のイベントの内容、それと予算を審議する上で行政の一方的な決め方ではなく、民間や実行委員も交えた形の検討会の開催も必要ではないかというふうに思うわけでございます。そのような会は現在開催されているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来お話ししますように、その地域地域に独自の祭りがあったということが、この1年間を通して確認できたところでした。それが、お釈迦祭りに始まりまして夏のみなとまつり、そして秋にかけてふるさとまつり、そして秋の陣祭りというような形で流れてきたわけでございますが、それらの在り方というものをお互いに検証しようじゃないかと、反省してみようじゃないかということでイベント検討委員会なるものを立ち上げて協議をしたところございまして。開催の時期、そして開催した効果、それから今後どうしたふうに、お互いのイベントというものをどういった形で開催すべきかというものを検討してきているところでございます。今後もその検討委員会を重ねまして、市全体での祭りというものがいかにあるべきかというものを検討していきたいというふうに思っています。

○6番（坂元修一郎君） その中でどのようなメンバーが参集されて、どのような話合いがされたのか、分かっているはずですね、簡単でよろしいですけども聞きたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、部長に答えさせます。

○企画部長（持富秀明君） イベントの検討委員会の構成でございますけれども、市長以下、教育長、そしてまた市議会、観光協会、その他志布志漁協、特産品協会、それから農協関係、それと文化協会関係、自治会の代表、そしてまた、あと行政関係が入っております、それと各支所も入っております、支所の関係の行政関係が入っております、総勢40名でございます。

第1回目でございますので、協議内容といたしましては、18年度のイベント関係の実績等についての評価。評価と言いますか、在り方と言いますか、そういった形でいろいろ御意見をちょうだいいたしました。そしてまた、19年度の在り方についてもそれぞれの方々から在り方につきまして、そしてまた先ほど市長が答弁いたしましたけれども、開催日等の関係等について、19年度につきましては主な意見が出されたところでございます。

○6番（坂元修一郎君） よく分かりました。

旧志布志町には県内三大祭りの一つでありますお釈迦祭りがございますけれども、有名な伝統行事を抱える地域とひとつになったということで、非常に誇りに思うわけがございます。去年は記念行事としてとらえていたところもあるわけがございますが、さらに今年は志布志お釈迦祭り活動事業として、当初予算ではかなりの増額がされている。議員の中からは、若干不満の声も出ているようでございますが、やはり目的をはっきりしないとですね、やっぱり疑問も出るのは当然だと思います。本年開催される志布志お釈迦祭り事業について説明をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 今お話がありましたように、県下三大祭りだったということでありまして、その有名な伝統行事が最近は少し寂しくなってきたなというふうに思ったところでございます。新生志布志市が誕生したということを契機として、改めてそのお祭りを県下三大祭りにふさわしい祭りに、あるいは県下一の祭りにできればというようなことで、今回新しいお釈迦祭りというような形で、商工・観光戦略会議の方々を中心に御協議をいただきまして、お釈迦祭り実行委員会とともに今後やっていこうというふうになっております。そして、その中身につきましては、今回のお釈迦祭りから1週間をお釈迦祭りウィークというふうに銘打ちまして、その1週間にお釈迦祭り関係の様々なイベントを組んで、最後の4月29日であります本祭において最大の盛り上げを持っていこうというようなふうに計画しております。

従前からありますスポーツ大会なるものをさらにその前週の日曜日、あるいは前々週の日曜日に開催されておりますスポーツ大会をさらに誘致を重ねて大きなスポーツ大会にしていきたい。そして、お釈迦祭りウィークに入りまして、中に4月24日というのがありますが、この日を志布志の日というふうに銘打ちまして記念講演を行い、その中で志あふれるまちの宣言をしたいというふうにただいま計画しているところでございます。様々な仕掛けというか、今回は自衛艦の寄港につきましても特に念入りに自衛隊の方にお願ひしまして、2隻寄港をしていただくということになっております。そして、昨年新たに取り組みました竹灯ろうの展示につきましても取り組んでいきたいなというふうに思っております。そして、そのような地域全体の取組というものを各団体に強力にお願ひしていきまして、おもてなしの心あふれる祭りにしていきたいというふうに今計画中でございます。

○6番（坂元修一郎君） 4月24日、志布志の日ということで、大変うまい語呂合わせと言うか、うまいなと思いましたがけれども、この中にですね、新生児灌仏会記念モニュメントを鹿児島大学と連携して作成する計画というのがございますけれども、それについて説明をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、当初予算として御審議をお願いしていることでございます。昨年1年間に生まれた新生児の方につきまして、この方々の篤志を集めまして、そしてその方々の記念のモニュメントを造ろうということで計画中でございました。そのモニュメント制作につきまして、昨年度日展志布志展がございまして、その折に来られまして展示していただきました鹿大の池川先生の方にお話ししましたところ、先生の教室でその制作について引き受けていただけるということになりまして、本当にありがたいお話でしたので、お願いいたしまして、今回モニュメント制作をしようということでございます。なぜそういったものを

するかという、やはり祭りというものは、もちろんその中に心が無ければいけないと、何のために祭りをするのかということでございます。このお釈迦祭りというのは、まさしく灌仏会ということでございまして、お釈迦様の誕生を祝うお祭りだということでございますので、私どもは新生志布志市になって新しい市が生まれたということを記念して、その中で昨年1年間に生まれた子供たちをその象徴としようというような考えでモニュメント制作をしようということでもあります。そして、今後もその1年間に生まれた子供たちを祝福するという意味で、そして市の歩みとともに育っていくんだという祈りを込めて、1年間ごとに生まれた子供たちの篤志を集めて、その上でまたその人たちのそれぞれのモニュメントが制作できれば、このまちに新しいその伝統と重みができる祭りになっていくんじゃないかなというふうに考えるところで、今回このような形で皆様方に御審議をいただくところであります。

○6番（坂元修一郎君） 市長は施政方針の中に、志布志市観光入込客数年間100万人計画を打ち出していらっしゃるけれども、これは一桁間違っているわけではないですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

実は、私自身は先ほどから言いますように、このお釈迦祭りを本当に県下三大祭り、いや県下一番の、あるいは九州で一番の祭りにしたいなというような意気込みでですね、お釈迦祭りを100万人のお釈迦祭りにしましょうよというお話をしたところでした。そのことにつきまして、商工・観光戦略会議で討議していただきまして、それは少し難しいかどうかちょっと分からないということなんですけど、年間でとりあえず100万人という目標を立てたら達成可能かなというふうなことで検討されたということでございます。実際、昨年様々なイベントを、もちろん市内の方々も含めてなんですけど、参加されて楽しんでいただいた数というのが、ざっと68万人だったということでございます。そのようなことでございますので、100万人というのは年間の今までの実績からすると達成は可能だということでございますので、そのような具体的な数値をもってですね、皆さんの励みにしていければというふうに思っております。

○6番（坂元修一郎君） 68万人という数字を聞きましてびっくりしましたが、たくさんの方が志布志市においでになっておるということで、非常に自信につながるものではないかなというふうに思います。

助成金を最大限に生かして目的を達成するための一つに、その知名度ですね、知名度の向上とお客さんに来ていただく集客というのがあるわけですが、知名度が上がれば上がるほど客が増えて、駐車場問題が非常に頭が痛くなっていくということでございますが、志布志の商店街の衰退について、各議員から質問がいろいろあるわけでございますけれども、その衰退の原因というのは駐車場問題というのが非常に大きく関係しているのではないかなというふうに思うわけです。それが解決すれば、ある面、復興の兆しが出てくるということでございますので、お釈迦祭りとこのお釈迦祭りウィークについては、かなりの集客がありますでしょうし、期待も高いわけですが、旧道商店街から宝満寺がメインになると思いますけれども、この駐車場問題ですね、その辺をどう解決しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お釈迦祭りが開催されております宝満寺周辺には駐車場が無いということで、これまでも駐車場の確保に苦勞してきたところであります。19年度におきましては、このような形で1週間というような期間も長くなるということになりますが、それでもかなりのお客さんに来ていただけるというふうに期待しているところです。それらの方々が駐車場として利用していただけるのは、志布志の漁協周辺、小湊橋周辺、そして駅前の市営駐車場ということで、これは会場をマイクロバスでシャトルバスを運行させましてお客様の利便性を図っていきたいなというふうに思うところであります。

○6番（坂元修一郎君） 元の築港ですか、それと市営駐車場からシャトルということで、致し方ないという気もいたしますけれども、旧道街のどこかに駐車場ができれば、この商店街の復興というのも早く進むんじゃないかというふうに思っているところでございます。

そして、また秋の陣まつりについてはですね、畑、田んぼ等の借地をいただきまして、そして駐車場の確保をしております。そしてまたシャトルバスの運行ですね、最大限に努力はしているわけですが、駐車場が無くてそのまま帰ってしまわれるお客さんもたくさんいらっしゃいます。そういった中で、かねてから体育館横の競技場を貸していただけたらその駐車場問題解決するんだがなというふうに話しているところでございます。雨の日は除いてという条件もあるでしょうけれども、その体育館横の駐車場の借用についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

やっちく秋の陣まつりにつきましては、平成元年に始まりまして、昨年は18回目を数えまして、約5万人の方々が来られたという、本当ににぎわう祭りになっております。第1回目から第5回目までは、城山総合運動公園の陸上競技場で、第6回目からは現在の多目的広場で開催されているということでございます。その駐車場としまして、6回目から陸上競技場も利用をしておりましたが、平成14年度に陸上競技場の改修工事を行いましたことから、芝生等の養生と良好な状態を維持するために使用を制限してきたというところでございます。昨年の秋の陣まつりの会場周辺の駐車場としましては、ふるさと村、松山支所、松山支所東側の水田を借り上げての駐車場、また大隅園の駐車場、能口工業の駐車場を経由してシャトルバスを運行して対応してきたところでございます。それでも不足が生じまして、本当に御来場のお客様に御迷惑をおかけしたなというふうに思っているところであります。そこで、改修工事終了から4年が経過しまして、状態が安定してきておりますことから、本年の9月には陸上競技場が県体の男子ソフトボールの会場として使用されます。その県体が終了することなどから考慮いたしまして、秋の陣まつりの前の2、3日前から天気等を見ながら駐車場として利用ができるかどうかということで検討してまいります。

○6番（坂元修一郎君） 祭りやイベントを開催するにあたりまして、実行委員会には行政主導と民間主導があるわけですが、外見的にはほとんど変わらないわけですが、その手法、その中身については十分に注目していただきたいというふうに思っております。手前みそになるかもしれませんが、旧松山町の秋の陣まつりを開催するにあたりましては、当時の首長のやり方として、金は出すが口は出さないという手法で祭りの維持とともに地域のボランティア団体を活性化してきたという経緯がございます。その手法について若干説明させていただきたいと思いますが、地域内の様々な組

織団体を一まとめにして、行政の中に事務局を置いております。そこを中心に行政と民間が緊密な意思疎通を図りながら計画を重ねまして計画を立ち上げます。そして、いろんな事業を行う際に複数の集団の人々が自発的に集まって、知恵と労力を結集し、製作物やスタッフとして人的資源の配分を行います。参加者の議論からさらに新たな工夫やアイデアが生まれ、行政に代わって地域に本当に必要なサービスを自分たちで行うというものであります。すべてがボランティアで行われまして、行政自らが事業を実施する場合よりも好意的で格安にサービスの行き届いた大規模な事業の展開が可能になるというものでございます。秋の陣まつりに見るようなシステムの構築と、金は出すが口は出さない、この手法について市長はどのように思われますか。お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

イベント、祭りを開催するにあたりましては、その事業の運営費としまして市の補助金や企業からの寄付金というもので賄っているということございまして、当然金を出せば口は出したくなるというのが人情であろうかというふうに思っております。しかしながら、やっちく松山藩の運営の仕方を十分見させていただきまして、本当に素晴らしい取組で運営がなされているなというふうに思っておりました。長期間にわたりまして、ボランティアの方々が、何も言わない、一生懸命汗を出して取り組んでおられるというようなやり方。そして全員が、地域全員の方々が取り組んでいらっしゃるやり方というものを改めて見させていただいたところに、そこには当然、運営自体を実行委員会に全面的に委ねて、その方々のやる気を出させている運営の仕方があったんだということが認識されたところでした。今後もこの松山藩の在り方、やっちく村の在り方というものを私どもは十分参考にさせていただきながら、各地域の祭りに生かしていきたいなというふうに思うところであります。

○6番（坂元修一郎君） 去年は行政、議会とも多大な協力をいただきましてお礼を申し上げるところでございますが、祭りはある程度ユニークさもないと名声も上がらないし、おもしろさもないと考えております。去年は市役所全体におきまして、希望者にはヒゲを生やしていただいたわけですが、個人的にもですね、地域への理解と役所という硬さも取れて大変良かったのではないかとこのように思っております。指宿のアロハシャツもそうですけれども、やはり地域へ溶け込むということも必要ではないかというふうに思います。市長におかれましては、ちようどさんふらわあの問題がぼつ発しまして途中で断念されましたけれども、そういった地域に溶け込むユニークな取組については、継続はどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） 新生志布志市になりまして、それぞれの地域の祭りに別な町の人たちが実行委員として、スタッフとして参加していただいた。そしてそれがそれぞれの祭りが盛大な祭りになったということであろうかと思えます。そしてその取り組む姿勢というものが、今議員がおっしゃったように、自らが楽しみながら、そして主体的に参加するということで、その祭りの手法というものを全面的に受け入れていきながら取り組んでいくというのは、当然あるべき姿だというふうに思っております。そして、それは先ほどから言いますように、祭り自体に心が無ければいけないと。そして独自性が無ければいけないということであろうと思えますので、その独自性を発揮して、それぞれの祭りの独自性を発揮していくのが、今後も同じようなやり方だというふうに思っております。そのような意味で、私自身も市の

職員に対しまして協力できる人はすべて協力してヒゲを生やすようにというようなことを秋の陣まつりをお願いしたところ、多数の職員が協力していただいたということでありまして、そのことについてはみんな一緒に同じ市の祭りなんだなという認識があるんだなということが本当に実感として確認できたところでございます。

○6番（坂元修一郎君） イベントにつきましては、今後とも御理解と御支援をいただきたいと思っております。

次に、地域の活性化について質問いたしますけれども、市長は施政方針の中で、市民が輝く共生、協働、自立のまちづくりを真っ先に掲げていらっしゃいます。合併を行った大きな理由には、行財政の効率化・健全化があります。市民の協力無くしては構築はありません。はっきりとした市民への呼びかけと理解を求める言葉も必要になってくると思います。地域の活性化とは、行政職員を含めた市民すべてが主役となり、自らの知恵と工夫で地域にあるものを掘り起こし、創り出していこうという姿ではないかと思えます。特に本市の住民には、市のために民間で何ができるのか、そしてまた民間でできることは民間でやろうという精神を持った方がたくさんいらっしゃるような気がいたしております。行政よがりの政策ではなくて、行政がすべきサービス、そして民間がやるべきサービスのこの役割分担というものが必要ではないかというふうに思います。あくまでも地域の課題を解決するのは行政だけの仕事ではないということでもあります。2月に行われました農業・農村活性化対策等調査特別委員会でも、各地で行われているふるさとづくり等の視察も行いまして、子供から高齢者まで力を合わせて行われている取組に感銘を受けたところであります。そこには、過疎や高齢化があるはずでございますけれども、決して投げやりになったり、崩壊するという暗いイメージは無かったように思います。小さいながらの自立の精神が息づいていると実感したところであります。各地域で、こうしたいろいろな活動が展開されている中、合併をして行政範囲がこれだけ広くなりますと、市民としてはどのような事業が展開されていて、どこで誰が何をしているのか、全くつかめない状況であります。組織の把握や積極的に活動ができるよう支援する拠点づくりというのが必要ではないかなというふうに思うところであります。まず、事業や組織の数について質問いたしますが、地域活性化には行政主導と民意の展開とあるわけでございますけれども、市としての地域活性化を目的とした事業にはどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の活性化につきましては、施政方針のはじめに、市民が輝く共生・協働・自立のまちづくりということを掲げておりますとおり、市民の皆さんと一緒に共生・協働しながら取り組んでいくことが大事であるというふうにかねてから申し上げているところであります。併せて、皆様と一緒に取り組む中で、地域の自立ということを促していくということも行政の役割ではないかというふうに考えております。そのような意味から、市では地域づくりを支援する事業としまして、ふるさとづくり委員会事業とむら再生促進事業に取り組んでおります。

ふるさとづくり委員会事業につきましては、地域の課題や特性を住民が話し合い、住みよい地域づくりに向けての活動を行いながら将来の地域ビジョンを描き、それを行政が支援し、協働して住みよい環

境を整備し、地域づくりを推進していくというものでございます。

次に、むら再生促進事業につきましては、ふるさとづくり委員会事業とは異なり、範囲はなく、自治会やグループ、NPOなどの団体・組織の地域づくり活動を支援する事業でありまして、環境保全や美化活動、地域おこし事業、イベント開催事業など、9つのメニューの中から対象となる事業を実施する際に対象事業費の3分の2、上限10万円を助成しようとするものでございます。

今後もこの二つの事業を積極的に展開しながら、地域づくりの支援をし、地域活性化へつなげていきたいと考えております。

○6番（坂元修一郎君） それでは、市内にまたがるボランティア活動ですね、いわゆる民意によって、無報酬によって自主的に活動されている組織、NPOも含めてでございますけれども、そういった組織はどのくらいあるのか、分かっている範囲のことでよろしいですけれども、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ボランティア活動団体やNPO等の自主的な組織等というものでございますが、市で把握しているものに、ボランティア活動団体につきましては、市の社会福祉協議会に登録している団体が53団体あります。そして、NPO法人につきましては、市内に事務所を置くNPO法人が6団体、法人化を目指すNPO法人が1団体というふうになっております。

○6番（坂元修一郎君） 官民いずれの活動にしましても、バラバラな活動では総体的に効果が上がらず横の連携も取れないわけでございます。組織図を作ったり横の連携を取って情報発信をするなど、総合的に活動を支援する世話役の事務局というのが、やっちくもそうですけれども、そういったものも行政に置いているわけでございますけれども、そういったものを作られるのか、実際あるのかですね。無かったら今後どうされるのか、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまお話しましたように、地域のボランティア活動団体というものを組織というか、登録を受け付けている所が社会福祉協議会であるということでございまして、それらを総体にボランティア団体の方々を集めて協議していただく場は作っております、社会福祉協議会の方で。あと、先日NPO法人の方々にお集まりいただきまして、それらの活動事例の紹介と、それから今後目指すべきNPO法人の手助けというものについても協議会を開かせていただいたところであります。

○6番（坂元修一郎君） すべてを統括してまとめ上げることも必要なかという思いがありますので、もし行く先々そういったことが必要になった場合にはですね、検討していただきたいというふうに思います。20年前の竹下政権時代にふるさと創生資金なるものが作られまして、それを皮切りに地域おこしブームが始まったような気がします。今の官民一体となったまちづくりの基本というものができたのではないかなというふうに思います。当時志布志市管内にもビロー王国、べぶんこ村、やっちく松山藩等の地域おこし団体があったような気がします。平成維新をかけてしのぎを削った記憶がございますけれども、その時のべぶんこ村の村長が、今、我々志布志市の市長をされていることにつきましては、大変喜ばしいことであり、当時のべぶんこ村の皆さんの誇りではないかというふうに思います。しかしながら、地域おこしの継続というは大変難しく、20年の間にはほとんどの団体が無くなっております。現在、

市長をはじめ当時のメンバーの方々、各方面で非常に活躍をされておりますけれども、現在は長い間休止中でございます。持ち上げて落とすわけではございませんけれども、べぶんこ村を継続できなかった理由についてですね、市長はどのような問題があったのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

○市長（本田修一君） 褒められているのか、けなされているのか、ちょっと分からないところでしたが、べぶんこ村の活動につきましては、現在休止ということになっておりますが、一部細々とやっている事業はございます。お話があったように、こういった自主的な地域おこし団体というものを継続するというのはなかなか難しいということではありますが、私どものべぶんこ村につきましては、それなりの成果を上げてきて、そしてそれぞれの方々が別の今度は立場で、地域おこしに取り組んでいったというようなことになろうかというふうに思っております。そのようなことでありますので、当時べぶんこ村の精神をもって、そしてまた新たな展開を現在それぞれの地域でやっているという状態でございますので、そのように御理解いただければというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） 数少ない生き残りの中に、うちのやっちく松山藩というのがあるわけですが、なぜ今まで続けてこられたのか、暇な人間が多かったからだと言われてしまえばですね、それまでのことではございますけれども、大きな理由の中にですね、先ほど申し上げた首長の金は出すけれども口は出さないということのほかにはですね、もう一つ、行政は黒子に徹せよという役場職員に対しての教訓がありました。役場職員は、中心となりながらも表には出ずに、あくまでも民間主導による地域おこしを表面に出し続けた。その結果というのが、20年近く続いてきた大きな要因ではないかなというふうに思います。合併後の新しい行政改革を行う中で、市民と行政が協働しながらまちづくりを推進していくとき、また再び昔の地域おこしを立ち上げる時のような感覚が私はあります。そこで、地域おこしのやり方を活性化の柱として利用すれば、行政と市民との関係の見直しにもつながって、行政の効率化と公共サービスの向上にもつながっていくのではないかなというふうに私は考えます。今まさに市が行おうとしているこの共生・協働・自立のまちづくり、これにこの地域おこしの理念というものを生かすということについては、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） 職員は黒子に徹せよというようなことではございます。そのことにつきましては、このやっちく村の松山藩のやり方というものを本当に踏襲させてもらうというような形で、ふるさとづくり委員会事業では職員につきましても支援職員としましてそれぞれ配置して、そのことについて地域のふるさとづくりについて、黒子で裏方として、その事業が成功するように、活性化ができるように、地域地域が活性化できるようにというような形で配置がしてあるところでございます。そのようなことで、市としましても、この共生・協働・自立と、自立のための様々な支援について職員はいろんな形でサポートするということについては常々申し上げているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 合併とは決して地域を一束ねにすることではないと思います。それぞれの地域をうまく生かして自立させる配慮が必要だというふうに思います。そこで、志布志市を旧町ごとに3エリアに分けてしまう。合併して、それなんだというふうに思われるかもしれませんが、それぞれにテーマを持たせてですね、地域おこしなり、または活性化した方が効率がいいんじゃないかという

ふうには私考えているところがございます。例えば、志布志地域は海と商業をテーマに、アピア周辺を中心にですね、密貿易なる市を開催すると。海産物や掘り出し物が格安で手に入る場として定着させるということですね。そして、密貿易のまちという怪しい雰囲気の中で、モニュメントや環境づくりに努めて、史跡や千軒のまちをアピールして商店街の復興を図る。そして、志布志の浜の砂鉄を使って仙巖園の製鉄所で大砲が造られたという文献をひもといてですね、大砲を造ったらどうかと。大砲を鳴らしてさんふらわあから降りてくるお客さんなどを迎えて、密貿易と海賊も出現するまちというイメージを作るのはどうかなというふうに思います。この志布志の浜の砂鉄を使って大砲を造ったという文献、これは教育長、実際あるのか、私も聞いた話なのでちょっと探っていただきたい。志布志にはですね、たくさん宝が眠っているんですね。たくさんありすぎて、なかなかその使い道が分からずにいるということが私たちから見ればですね、非常に思います。ほかにもたくさん宝が眠っていると思いますので、その辺を掘り起こしていただきたい。実際、この密貿易、この前同僚議員のパクリでございますけれども、そういったパクってでも地域を興していく、教育総務課長、やっちくを立ち上げた本人じゃないですか。その辺を知恵を出してですよ、志布志市に貢献していただきたいというふうに思います。

そして、有明地域でございますけれども、空と大地と農業をテーマにするということが大事じゃないかと思えます。非常に殺風景な、失礼な話ですけども非常に殺風景でございます。市庁舎の周りをですね、農村としてのにぎわいの場を作ったらどうか。農家が出荷できなかった規格品外の農作物を大安売りで販売する。田舎でしかできない販売所を設けて、自然と農業の共存をアピールしたらどうかと。そして、べぶんこ時代にもやりましたけれども、お茶のまちとしてお茶飛脚を再開できないかなと。あのころはお茶農家も走っていたような気がしますけれども、大変忙しくて多分中断されたんだろうなと思えますけれども、合併いたしましてマラソンのお好きな方はたくさんいらっしゃいますので、そういう方々に協力をもらってですね、また県庁辺りまで先輩の知事に届けるといったことはできないか。それと野井倉甚兵衛ですね、立派な先人がいらっしゃいます。それをたたえて田んぼでどろんこスポーツ大会はできないかなというふうに思います。その辺についてはですね、べぶんこ時代の達者な方がいらっしゃいますのでイメージ作りはできないかなというふうに思います。

松山地域におきましては、現在ある松山藩を中心とした侍と人づくりをテーマにする。侍と心豊かな人と人との触れ合いを中心として各種イベントを行う。都城と志布志のまちの間であるということを生かして、田舎暮らしの拠点とするというのはどうだろう。人づくりの地域として、市役所の新採用職員の人材育成とボランティア要請の場として位置付けることはできないのかなというふうに思います。総合的官民一体となった地域おこしの活動を行う拠点としたらどうなんだろうか。

これは私のただ一晩ちょっと考えて作ったイメージでございますけれども、このようにテーマを持たせて祭りや地域づくりをすればですね、おのずとメリハリがつくと思うんですね。そして、地域が自立していくんではないかなというふうに思っております。各地で開催される祭りにも競合することなく違ったもので協力もできるのではないかなというふうに思います。実際、秋にやっちくもありますし、ふるさとまつりもあるということで、二つの祭りの名前が一緒であればですね、これはもう住民からも反発が出るわけですけども、目的なりやり方として全く違ったものを開催すればですね、十分お互いに

競合しながら伸びていくんじゃないかというふうに思います。まちづくりをうまく行っている地域というのは、そこにしかない気質が形成されているからで、真似をしようと思ってもなかなか真似はできないものであると思います。本来の地域が持つ多面的機能や自発的な体制づくりが必要になると思います。不幸から元気を引き出すには、押しつけや強制ではなく、楽しく集える拠点を作り、行政は金を出しても口は出さず、あくまでも黒子に徹しながら世話役をしてまとめていくのが一番理想かなというふうに思います。

次に、若干地域活性化における行政職員の育成指導の在り方について触れたいと思います。職員については、職員数の削減の上に事務効率の向上など無理難題も多く、職場環境は決して余裕のあるものではないというふうには理解しております。地域活動におきましても、行政職員も同じ住民であるという考えから、積極的に参加していただいて住民へ手本を示すべき存在であろうと思います。地域で休日におけるボランティア活動ですね、いわゆる祭りや地域活動などに準備やスタッフとして参加した場合、振替休日等の指導というのはどうされているのかなと思うところでございます。市長も含めて、お答えいただけたらと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域活動等に職員が個人で参加した場合やまちおこしグループ等に所属し、スタッフとして参加した場合につきましては、あくまでもボランティアの参加であり、振替休日等の問題は発生しないものと考えております。市が主催するイベント等におきましては、スタッフとして参加する場合につきましては、任命権者の職務命令により事務従事することとなるため、休日給、超過勤務手当等の支給が必要となるわけですが、予算上、イベントの担当課においては、他の所属職員の超過勤務手当の予算措置は行っていないところであります。

現状としましては、週休日等々にイベント等のスタッフで参加する場合には、半日又は1日の振替による対応をお願いしているところであります。

○6番（坂元修一郎君） 合併いたしまして、行政範囲が非常に拡大したという中で、組織の肥大化による連携の不具合も懸念されるわけでございます。そして高齢化と過疎が進む農村地域においては、集落の荒廃が心配され、今後さらに自治体の後押しやボランティア等の活動が必要になってまいります。行政の仕事は堅い仕事ではございますけれども、官民一体となって行う新しいまちづくりにおきましては、決して楽しいことは罪ではないんじゃないかなというふうに私は思います。楽しいからこそ頑張れる、そして発展するのだと思っております。例えつらくてもですね、官民一体となって楽しく明るい前向きなまちづくりを行っていきたいと思うところでございます。

次に、近代化遺産について質問いたします。近代化遺産につきましては、聞き慣れない名称でございますし、私も最近知りましたので簡単な説明をいただけたら有り難いと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

近代化遺産というのはどういうことかという質問でございますが、近代化遺産というのは、主として近代化技術によって造られました各種の構築物、あるいは工作物等を含む建造物でございます。産業・交通・土木にかかわる江戸時代末期から第二次世界大戦終結ごろまでに造られた建造物を差すもの

ではないかと、かように理解しているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 近代化遺産については分かりましたけれども、市内にどのような近代化遺産が存在するのか、把握していらっしゃるんですね、お聞きしたい思います。

○教育長（坪田勝秀君） 市内における近代化遺産の数ということでございますが、お答えいたします。そもそも近代化遺産が取り上げられるようになりましたのは、その背景には技術環境、それから産業構造等の変化から我が国の近代化遺産が急激に改変または取り壊される一方、これらの所在の確認調査及び文化財的な保存の措置がほとんど取られていないという実態があったと。そういうことから、国は平成2年度から全国を対象に総合調査を開始し、本県では平成14年、15年度の2カ年間、調査が行われているところでございます。それらは旧町時代の報告でございますが、旧松山町で旧松山駅前の石倉や昨年残念ながら流出いたしました石橋などを含めて6件、それから旧志布志町では牧野地区の水路橋、それから権現島砲台跡など20件、旧有明町では蓬原の取水口や白鳥神社拝殿など6件の近代化遺産が調査報告されているところでございます。これらのうち指定文化財となっているものは、志布志地区の牧野開田用水施設の一部、高濱橋、旧井久保橋、旧柳橋、東郷医院、山中氏住宅の6件のみでありまして、その他の26件は指定されておられません。

以上でございます。

○6番（坂元修一郎君） 遺産として幅が広く、すべてを保護するというのは大変難しいなというふうに思ったところです。家屋のような個人の所については、維持もまた大変だろうと思いますし、また価値があっても会社や法人のものであれば、経済優先の中で簡単に取り壊しもされるということであるようでございます。市として、市の財産としてですね、子孫に残すべきだろうと思うわけでございますけれども、1996年の文化財保護法改正による登録文化財制度というのが導入されたというふうに聞いておりますけれども、近代化遺産の方が本格化していればですね、その保護の調査に乗り出す考えは無いかですね。それと、指定文化財と登録文化財というのがあるそうでございますけれども、その辺の違いについて御説明いただければありがたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） 調査報告済みのこの近代化遺産のすべてが、新たな文化財指定の対象になるということは断言できませんけれども、これらを含めて全市的な未指定物件の見直しを行う必要があると考えておりますので、今後文化財保護審議会等の御意見も賜りながら検討してまいりたいと思います。

また今後の維持という点につきましては、指定文化財は行政が担うべきものでございますが、指定外の地域の身近な文化遺産は、志布志文化財愛護会の活動等に見られますように、今後とも地域の方々が大切に守っていただくこともまた基本的な愛護思想の普及啓発となると考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

なお、先ほどございました違いにつきましては、担当課長がまいっておりますので説明させます。

○文化振興課長（米元史郎君） お答え申し上げます。

指定文化財と登録文化財の違いについてでございますが、指定文化財は文化財的な価値を公の機関が認定して、行政の中で今後保護を図っていくという責任を伴うものでございまして、登録文化財につきましては従来建造物のみでございましたけれども、近年の法改正によりまして広く記念物等、例えば名

称にも枠を拡大されたところでございます。現在、志布志市から国に登録を願っております志布志麓の庭園も登録名称ということで申請を上げている段階でございます。違いにつきましては、指定を受けますと建物の内外ともに保護を重視して、国の許可無くしては触れないということになります。登録の場合は、外観の保全ということに重点が置かれますので、内部の改装等につきましては自由であるということでございます。その分、指定は補助制度も多様でございますし、登録については指定補助の助成制度は無いということでございます。

以上でございます。

○6番（坂元修一郎君） そういった近代化遺産の中にもですね、もう急を要するものがございます。実は、旧松山町駅近くにJ Aそお鹿児島所有する石倉がございます。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、昭和4年に建造された石倉であるそうでございますが、県内でも大変大きな石倉ということであるそうでございますが、近年までやっちく祭りの資材の保管庫として借用しておった経緯もございます。しかし、台風等による瓦の補修なり、固定資産税等の維持費削減のために取り壊しが計画されているということでございます。市内にはそのような状態にある遺産がほかにもたくさんあるかもしれません。そういったものをぜひとも早めに調査していただきたいと思います。壊すのは一瞬でございますけれども、壊したものは元に戻らず大きな財産を失うということにもなりかねません。市として、存続・維持をする知恵というものを貸していただきたい。またその石倉の件についてもですね、存続の検討はできないものか、再度お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 旧松山駅前の石倉の件についてでございますが、御質問のJ Aそお鹿児島農協新橋倉庫につきまして、平成14年の近代化遺産調査でも、旧松山町から報告を受けております。建物はただいまございましたように昭和4年の建設で、市内に現存する石造りの倉庫の中でも最も規模が大きく、形状的にも優れたものであると認識しているところでございます。

文化財保護の観点から見ますと、指定あるいは登録の制度がございます。さらに指定には国指定、県指定、市指定がございます。登録は国の登録ということになるかと思えます。国の指定になりますと、公有化や整備のために補助制度がありますが、施設の内外ともに改造などができないということになります。登録は外観の保存だけが条件でございますが、内部の改造は可能でございますが、補助制度は無いということで、固定資産税の2分の1軽減が可能になるということでございます。このようなことから、所有者の同意が基本条件でございますが、今後の活用等を考慮いたしますと、当該物件の保存対策につきましては、国の文化財登録が妥当ではないかと思料いたしますので、今後これに向け検討してまいりたいとこのように考えております。

○6番（坂元修一郎君） 我々の時代で大事な遺産が無くならないようお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、農業支援について質問をしてみたいと思います。21世紀は、食と農の時代と言われながら、日本の食糧自給率は依然として40%で推移しております。地球温暖化による不安定な異常気象に加えまして、海外との農業交渉など課題を多く抱えております。そんな中で、志布志市としまして農業農村家業再生支援事業を実施しているということでございますが、どのような事業であ

るのか、お伺いしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業農村家業再生支援事業ということでございますが、後継者がいない65歳以上の高齢化した中核農家を5年後、10年後におきましても存続させるために、行政、農協、地域等が一体となって魅力ある家業としての再生プランを作り、子息の新規就農を促進し、世代を超えて農業で食べる中核農家、地域農業マスタープランに定める認定農家及びその予備軍としての兼業農家、農業所得が210万円を超える農家というものを育成しようというものであります。

○6番（坂元修一郎君） 本定例会の初日に同僚議員からも指摘がございましたけれども、昨年7月から施行されているということでございますけれども、見込み者を除いてまだ執行事例が無いということでございましたけれども、現在はどうか。

○市長（本田修一君） 本年度10件の家業再生目標値の達成に向けまして、本庁、支所それぞれ割り当てましてJAと行政が一体となって個別訪問を行ったところであります。しかしながら対象農家が個々に抱えている問題を解決するには一朝一夕にはいかないということでございまして、特に農業・農村に対する負の想いというものを払しょくしなきゃならないと。農業・農村に対する明るい希望を持たせるということからまず始めなきゃならないということでございまして、一足飛びに家業再生につながらなかったというのが現実でございます。そのようなことで、残念ながら正式に支援を決定したものは現段階では無いということでございます。

○6番（坂元修一郎君） これまでの事業の説明等を聞いておりましたら、農業後継者育成のための事業であるだろうなというふうに思って理解しておりました。その中には、後継者育成と集落維持があるということで、主とする目的というのはどこにあるのかですね、なかなか読めない部分がございます。それともその後継者育成と集落維持を一石二鳥で考えていらっしゃるのか、それについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農村というのは、かつてない状況に直面しているということでございますが、特に国民の4人に1人が65歳以上の高齢者で占めるというような少子高齢化の現実の中で、農業分野で見ますと、既に農業従事者の2人に1人が65歳以上というような大変な事態になっているということでございます。

本市の65歳以上の農業従事者も例に漏れずに54.1%というふうになっております。その中で後継者のいない農家をこのままほっておきますと、5年後、10年後には自然とこれらの農家は消滅していくと、減少していくということになります。そのような意味で、新たな雇用の場を増やすという大きな行政課題がございます。そのような中で、本市の農業というのは大きな雇用力があるんだというようなことで、地域の経済に貢献しているんだということは御承知のとおりでございます。その雇用の場としての農家が確実に現在消滅しようというようなことでございますので、そのことは農村集落の将来を左右する大きな問題だということでございます。そして、農村集落が実は専業農家、兼業農家、小規模農家、非農家、高齢者、若者等、多様な人々が多様な形で暮らしておりまして、これらの人々が相互扶助をし合いながら生活してきたんだというようなことで、地域が成り立ってきたということは、今までの私どもの

この地域の特性じゃなかろうかというふうに思います。しかし、国は農業の担い手の確保を認定農家と集落営農という特定の個人あるいは団体にシフトしようというようなことで現在進んでいるところでございます。高齢者農家をはじめとする多くの小規模農家は、本市における大きな雇用の場としても財産であるんじゃないかというようなものは確固たる事実であるというふうに思います。そこで、国の政策としては支援を受けられない後継者のいない高齢化した中核農家というものを5年後、10年後においても雇用の場として存続させるために、行政と農協と地域が一体となって世代を超えて農業で食える中核農家を存続させようというものでございます。これらの農家が子供や孫に継承されることによりまして、雇用の場が確保されまして、そしてこれまでの歴史や伝統の中で維持してきました農村社会をこれからも永続的に継承しようというものでございます。

○6番（坂元修一郎君） 経営者が65歳以上、対象者が18歳から45歳、農業所得が210万円以上で同じ集落に居住するものに限る。制約が非常に多すぎるような気がするわけですが、先日の答弁の中で、市内のどこの集落においても高齢化が進んでいると、65歳以上が半数を占め、いずれ消滅する可能性のある集落、そのような集落を限界集落とも呼んでいるということでもございましたけれども、極めてもの悲しい呼び方だなというふうに感じました。市内には10年以内に消滅する集落は無いということでもございましたので、ひとまず安心はしたわけですが、この事業において対象者10名ほどでしょうか、支援ができたとしても、その対象にならない所の方が深刻な問題を抱えている場合も十分これは考えられるわけですが、その不平等性というものについては意識はございませんか。

○市長（本田修一君） この農業農村家業再生支援事業につきましては、65歳以上の中核農家の指定というようなことになるわけですが、そのほかの後継者につきましても、それぞれの現在ある後継者の支援事業がございますので、そちらを十分活用していただくということで、特段そのような形で差があるというふうには思っておりません。

○6番（坂元修一郎君） 実際、その事業に該当する人がいない、申出が無いということにつきましてはですね、もう少し活用できるように改案する必要があると思うわけですが、その部分検討していただきたいと思います。

今回の質問はですね、決して施策が無駄であるとか、金を使うなということではないんです。目的をはっきりとして、結果の上がる活用を求めていただきたいというふうに言っているところでございます。地域活性化で申しましたように、今後も自治体の後押しや支援組織等も協力しながら、背後地、隅々まで集落や農業が維持できるように努めて御尽力いただきたいというふうに思います。

最後でございますけれども、団塊世代のふるさと回帰による定年帰農者、定年帰農支援について質問いたします。ただいまありましたように、農村部におきましては、限界集落が増えつつあるということでもございます。消滅する集落まで全国的には出ているということでもあります。その反面、マスコミでは毎日のように団塊世代や2007年問題を取り上げております。そして、定年退職者の行方を心配しております。戦後の経済成長を支えてきた世代でございまして、豊富な経験、知恵、知識、そういった方々が相当な数いらっしゃる。そうした人脈を計算すると、ふるさとに帰った場合の経済効果、これを一人当たり5,000万円から1億円あるという計算をしているメディアもございます。

新聞等によりますと、団塊世代の半分以上が地方への定住や都会と地方の2地域居住を希望しているということであるそうでございますけれども、我が市からもたくさんの団塊世代の方々が都会に出ているらっしゃるはずでございますし、そのふるさと回帰というものを期待したいなというふうに思うところでございます。

市のホームページを見ますと、新着情報に、まさにタイムリーでございますけれども、志布志市へ移住を希望される方へという項目を発見いたしました。これはどのような目的を持って載せられているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） ふるさと回帰、団塊の世代のふるさと回帰ということは、本当に私自身もその団塊の世代の一員でありますので、今後大きな問題として市としても取り組まなきゃならないというふうには認識しております。それらの方々が、この地域にまた再び帰ってきていただいて就農ということになるかと思えば、多分その方々はこの地域の出身者ということでございますので、農地というものはその親あるいは兄弟の方々が保有しているらっしゃるということで、就農は即可能ではなかろうかというふうに思うところであります。それらの方々の就農につきましては、JA等、あるいはシルバー人材センター等というのがございますので、そちらの方を活用していただくような道を探していただければというふうに思っております。ちょっとホームページにつきましては、担当の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） ホームページ等の呼び掛けのことでございます。本市の情報につきましては、志布志市への移住を希望される方へと題して、市のホームページに掲載をしているところでございます。

鹿児島県が2007年問題ということで対応をいたしまして、本年度県ホームページ、県内市町村の団塊の世代向けの情報提供サイトを取りまとめて掲載をいたしておりますが、本市のサイトもリンクされておりまして、広く情報提供できるようにしているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） ホームページの記事は大変よくできているというふうに思います。できれば、地域出身者の著名人がいればですね、そういった方々も載せてあげれば、一目で地域の雰囲気分かるんじゃないかなというふうにも思いました。そしてまた定住者を呼び掛ける部分がちょっと弱いなど。もっと我々の思っているマイナス面というのは、都会にいる方々からはマイナスかと言うとそうじゃなくて、過疎地域だから行きたいという方々もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった部分もプラスしていただきたいなど。そして、田舎暮らしに欠かせない菜園等や空き家のデータベース、そういったのもあれば載せていただきたいなど。それと、既に定住者がいらっしゃればリンクを設けて、体験談なりブログも公表していただければ、どういった地域なのかというのもすごく良く分かるんじゃないかなというふうに思います。それで、そういった対処をされながら、これまで定年後をこの地域で暮らしたいという問い合わせがどのくらいあったものか、お伺いしたいと思います。

○企画部長（持富秀明君） 問い合わせの件でございますが、現在のところ数字としては把握しておりませんが、定年後できればふるさとへ帰りたいというお話は聞くところでございます。また、蓬の郷民宿村への居住を募集しておりますが、そのことについての問い合わせ等はあるわけでございます。それぞれ郷土会等を旧町ごとにそれぞれ関東あるいは関西あるわけでございますが、そういう所に出た

時も、やはり定年後のことが話題になります。お酒を酌みながら、そしてふるさとで暮らしてみませんかというようなこと等についてもお話をするわけでございますけれども、やはりふるさとへ帰りたい気持ちはあるけれども、やはり家族のこと、あるいは子供のこと、所得のこと、老後のこと、いろいろ話されまして、なかなか決断までに至っていないというようなこと等をよく聞くわけでございます。そういった障壁があるとすれば、なんとか私どもも取り除けないか、そういうこと等につきましてもる検討いたしておりますけれども、なかなかこれといった対策を今のところ打ち出せておりませんので、県も大いにこのふるさと回帰について取組をしておりますので、この点も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 近年の全国における新規就農者数は約8万人ということでございますけれども、その半数はですね、4万人が60歳以上の定年退職者だというデータがございますし、今後その数は増えそうであります。そういった中で、定年後の第二のふるさととして我が市に定住を促す活動をですね、新聞等を見ておりますと色々な施策があるようでございます。我々地方に住んでいる者にとりましては、先ほど申しましたけれども、マイナス要因である田舎暮らし、ただ同然で使える広い農地や空き家、静かで車の通らない農村も都会から見ると魅力的な所なのかもしれません。しかし、農村部に興味を持つ団塊世代も、若者もですね、活力のない地域に住みたいとは思わないはずでございます。どんな田舎であっても、市長の提言される共生・協働・自立のまちづくりが形成されれば、誰もが住んでみたくなるまちづくりができるはずでございます。志布志市のまちづくり2年目にかける市長の意気込みを最後にお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市長になりました、本当に1年間様々な取組を勉強させてもらいました。そしてそれぞれの地域で真剣にまちづくりがされてきてたんだなということが実感されたわけでございます。そして、改めて、じゃあ、新生志布志市となってどういった形で進んで行けばいいんだろうということを1年間じっくり考えさせてもらいました。そのことにつきまして、今回皆様方に提案いたしました志布志市の歩むべき姿として基本構想を御審議いただいたところでございます。その中でも、特に新しいまちにつきましては、基本理念として志あふれる人たちが住んでいるまちなんだよと、そしてみんなそれぞれ自分たちが何かできる志を持とうやと。そして、その志というのは、人のためになる志なんだよと、社会を良くするための志なんだよということを、みんな認め合って、そういった人たちの志を大きく結集していくまちにしていこうやということを基本理念として御提案したところでした。そして、その基本理念に基づきまして、実施すべき事項というものを七つ定めまして、そして将来的には、やすらぎとにぎわいがあるまちを創っていくんだよということを御提案したところでございます。

私たちのまちは、先ほどもお話しましたように、志という字が二つも抱いているまちなんだよということを、改めて市民の皆様方と認識して、そしてそのことを誇りとしていけるようなまちにしていきたいなというふうに思っています。そのことで、お互いに共生・協働・自立のまちを目指していくんだという雰囲気が出てくれば、本当にこのことでもって合併して良かったなと、この地域に住んで良かったなというまちづくりができていくんではないかなと期待しているところでございます。そのようなこと

を一生懸命取り組んでいきたいと思えます。

○6番（坂元修一郎君） 鮭や鮎は生まれた川の水質と匂いを覚えていて、大きくなってまた生まれた川に戻ると言います。

団塊世代もこれからふるさとを離れてしまう子供たちにも同じことが言えるのではないかなというふうに思えます。子供のころに祭りの楽しさや地域の温かさ、そして志布志市というふるさとのすばらしさを体感させれば、またいつかふるさとに帰ってくるのは間違いないことだというふうに思えます。

行政と市民の知恵と工夫が生かされた官民一体となった明るく楽しいまちづくりの展開がなされれば、きっと人口増加につながっていくというふうに思えます。市長の掲げる共生・協働・自立の精神が永遠に受け継がれることを切望しまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

次に、8番、藤後昇一君の一般質問を許可します。

○8番（藤後昇一君） 一般質問を始めるにあたって、10日午前0時をもって無罪判決が確定しました県議選買収事件で被告人とされた12名の志布志市民の方々と、先に踏み字訴訟裁判で勝利された川畑幸夫さんに対して、心よりお祝いを申し上げますとともに、それが皆様の約4年にわたる筆舌に尽くしがたい辛酸をなめた闘いの結果、勝利されたことに、改めて心より敬意を表します。そして、何よりも犯罪者として長期間おとしめられ、人間としての名誉を、今回無事回復されたことに対して、本当におめでとうございますと申し述べさせていただきます。

質問通告書を提出していただきましたので、通告書にしたがって市長に質問します。市長の答弁が大いに注目されていますので、誠意ある答弁をお願いします。一般質問は、一括して質問した後、あとは一問一答方式においてお願いします。

まずは一つ目の大きな問題、踏み字損害訴訟と県議選違反事件のこの二つの裁判について、市長にお聞きします。

平成15年4月13日に執行された県議選の公選法違反事件は、いわゆる志布志事件として新聞、テレビ、雑誌などで大きく取り上げられ、全国的な注目を集めました。また県議会や国会でも何回となく激しい討論が交わされ、当初より極めて異常な事件であり、客観的証拠が何一つないままに、検察官、警察官までも証人尋問されるという異例づくめの裁判でした。それだけに、志布志事件に対する鹿児島地裁の二つの裁判が全国的な関心を集める中で、その結果が大いに注目されました。まずは1月18日に川畑幸夫さんの踏み字損害訴訟の判決が、次いで2月23日には旧志布志町民12名が被告人にされた県議選違反事件の判決が出ました。結果はいずれも旧志布志町民の実質的な完全勝利となったばかりでなく、二つの裁判とも鹿児島地検が控訴断念に追い込まれたことにより判決が確定しました。そこで、志布志市民の代表である本田市長のこの志布志市民が犯罪者とされた、いわゆる志布志事件そのものと、二つの裁判結果に対する率直な所見をお聞きします。

次に、志布志事件に対する当時の県警捜査2課と志布志署の捜査取調べ手法が、いわゆるたたき割りと呼ばれるいかに人権をじゅうりんした違法で、しかも常道を逸した異常なものであったかは、二つの判決文が明白にあぶり出しているところです。と同時に、続々と寄せられる元捜査員や現職の警察官に

よる内部告発によってこのことは証明されています。また志布志事件では2億円もの税金が使われたばかりでなく、長時間にわたり100人体制の捜査員を動員し、市内外の至る所を捜査しました。裁判の当事者とされた志布志市住民だけでなく、多数の市民も捜査対象とされ、異常で強引な長時間の取調べを受けました。中には、体調を壊されて病院へ避難された住民も一人や二人でなかったことは、この私自身がこの目で見ています。当時の旧志布志町民の間では、警察は志布志の町を壊す気ではないのかという怒りの声が公然と聞かれました。中でもねらい打ちされた四浦校区の住民は、連日の異常な捜査取調べにより、地域生活がかく乱され、コミュニティが崩壊状態となりました。犯罪者とされた住民の方々はもとより、四浦住民の被った精神的、経済的被害は甚大なものであり、職を失った人、長期病気療養に陥った人、自殺未遂まで追い込まれた人、自分の無罪を知ることなく被告人のまま無念にも亡くなった人、3年10ヵ月の間、必死に生き延びた住民の方々のこの壊されたままの人生をこのままに放置していいのでしょうか。そこで本田市長にお聞きします。去る5日に住民の人権を考える会の一木会長や志布志事件の被告人とされた住民の方々、踏み字訴訟の川畑幸夫さんたちが本庁を訪ねて市長と面会され要請書を提出されました。四浦住民の方々の、まさに被告人とされたがゆえの生活の困窮と心のケアなどの支援を本田市長に訴える切実なる要請書でありましたが、本田市長は判決が確定したら市にできることがあれば、様々な形で支援していきたいと回答されました。現在、二つの裁判とも判決が確定しました。現在市長はいかなる支援策を実施されるのか、具体的にお示しください。

次に、志布志事件に対する最後の質問となりますが、この事件が全国的な関心と呼び、注目を集めるのは、再々言いますように犯罪の事実が全く無いにもかかわらず、あらかじめ何らかの意図を持って作成されたシナリオに基づく見込み捜査が暴走した、仕立てられた、しかも前代未聞の事件であると同時に、取調室という密室でたたき割り、踏み字などの過酷な捜査資料を用いて、シナリオどおりの虚偽の自白を強要するという常軌を逸した事件であったからです。この警察の犯罪とも言うべき事件は、二つの判決文が白日のもとに明らかにしました。このような志布志事件の再発を防ぐために、被告人とされた志布志市住民や支援者の方々、日本弁護士会、九州弁護士会などの法曹界を中心に取調べの録音・録画による可視化を求める声が全国的に高まっています。また、本志布志市議会においても、市民からの取調べの可視化を求める陳情書が、現在総務常任委員会によって継続審査中であります。これらの状況を踏まえて、取調べの可視化に対する本田志布志市長の見解と何らかの具体的アクションを起こされる考えはないかをお聞きします。

次に、二つ目の問題に移らせていただきます。昨年の6月20日、北海道夕張市議会で後藤市長が国に対し財政再建団体の指定を申請する考えを正式に表明しました。事実上、自治体破産を議会を通じ表明したわけです。全国の自治体を震かんさせたこの夕張ショックの直接的な最大の要因は、一時借入金の不適切な財務処理による赤字隠ぺいと第3セクターが運営するテーマパーク、ホテル、スキー場などの観光事業への歯止めなき投資による600億円まで膨らんだ負債でした。夕張市の財政破たんは、市民のコミュニティ生活を根底から崩壊させ、夕張市民は深刻で悲惨な状況に追い込まれています。そこで、財政が破たん状態に至るまで全くチェック機能を行ってしなかつた夕張市議会の責任が厳しく問われています。志布志市においても、特別会計の公営企業や第3セクターで運営する企業も複数存在していま

す。その中で、私に関心を持ち、その財務状況を危ぐしているのがボルベリアダグリ、やっちくふるさと村、志布志まちづくり公社の三つの企業です。そこで本田市長にお聞きします。この三つの企業体の財務現状と、それを踏まえての今後の運営方針を明らかにしてください。

次に、自治体が夕張のような最悪な財政破たんには陥らないためには、何よりも主権者である住民や自治体の運営をチェックすべき議会が財政の現状と方向性を誤りなく掌握できる財務情報の開示と執行部の十分な説明責任の実現です。その方策としては、旧志布志町議時代から私も提案し、また先の12月議会で1番議員も一般質問で提案された発生主義、複式簿記の導入によるストックの財務情報としてのバランスシートやフローの財務情報である行政コスト計算書の財務書類の作成は必要不可欠なものであり、このことは17年度の監査委員会でも報告書でも明記されているところであります。そこで、市長にお聞きします。志布志市のこれらの状況をもたらす財務書類の作成準備状況、研究の現状をお示してください。

最後の質問となりますが、政府は先週9日に国会に提出する自治体健全化法案を閣議決定しました。この法案は、自治体が出資する公社、第3セクターを含む負債総額の比率など四つの指標で財政状況をチェックし、破たんを未然に防ぐというもので、07年度の決算から全自治体に4指標の数値を毎年公表することを義務付けています。この法案が今国会で成立すれば、志布志市も4指標の作成の準備を当然開始することになります。夕張の事例を教訓として万全に生かすためにも、自治体健全化法案の成立、不成立にかかわらず、本市においてはすべての公営企業や第3セクターとの連結会計による財務指標の主権者である市民やチェック機関としての議会への開示は、市長の説明責任として必須のものと考え、また将来の主権者たる世代に対する説明責任として財務運営のシミュレーションなどの研究作成も同様と考えるが、市長の見解をお聞きします。

あとは、一問一答において行います。

○市長（本田修一君） 藤後議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、県議選違反事件と踏み字損害訴訟の裁判について私の所見ということでございますが、このことにつきましては3月5日に住民の人権を考える会の皆様が来庁されまして、当該事件についてのお話を伺ったところであります。その内容をお聞きしまして、改めて精神的にも肉体的にも大変な御苦勞をされたんだなということを痛切に感じたところであります。今回出ました判決につきましては、同じ行政機関としまして重く受け止めまして、私どもが行政執行を行う上でも慎重な姿勢で臨まなきゃならないということを痛切したところであります。

次に、県議選違反事件と踏み字損害訴訟の裁判についてということでございまして、先ほど言いましたように住民の人権を考える会の方々の3月5日の要請書の中にも再就職の斡旋、心のケア、そして住民との懇談会の開催、人権侵害をなくすための市民への啓発活動というものがうたわれております。市として取り組めるものにつきましては対応させていただきたいというふうに思います。

就職の斡旋につきましては、行政が直接的な就職斡旋行為はできませんが、市の立場でできることがあれば協力させていただきたいというふうに思います。

次に、心のケアであります。お一人お一人の状況がまだ私自身しっかり見えておりませんので、具

体的にどのようなケアを望まれるかというものを聞き取りしながら、担当課と協議いたしまして、その方策を検討していきたいというふうに思います。

懇談会の開催につきましては、住民の方から御希望があれば、ふれあい移動市長室を開催するという事で、私自身施政方針として望んでおりますので、そのような形で話をさせていただきたいというふうに思います。その中で、住民の方々とはひざを交えて御意見等をお伺いしたいというふうに思います。

啓発活動につきましては、特定の裁判結果だけを取り上げて広報紙なりに掲載するという事は、公共性、公益性を考えた場合になかなか難しいというふうに考えております。全体的な人権啓発につきましては、これまでどおり広報していきたいというふうに考えております。

そして、可視化に対する私の考えでございますが、司法制度の在り方につきましては、政府の諮問機関である司法制度改革審議会で約2年間にわたり審議されまして、平成13年6月12日にその意見書が提出されたという事でございます。その中で、被疑者の取調べの適正さを確保するための措置について述べてあります。その内容は、被疑者の自白を過度に重視するあまり、その取調べが適正さを欠く事例が実際に存在することも否定できない。我が国の刑事司法が適正手続の保障のもとでの事案の真相解明を使命とする以上、被疑者の取調べが適正を欠くことがあってはならず、それを防止するための方策は当然必要となるというふうに前置きがされており、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきであるとしておりますが、取調べ状況の録音、録画や弁護士への取調べの立会いについては、刑事手続全体における被疑者の取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であるとの理由から、現段階でそのような方策の導入の是非について結論を得るのは困難であり、将来的な検討課題ととらえるべきであるとしています。現在の政府の方針としては、この意見書に基づき法整備が行われているところであるというふうに認識しておりますが、司法として様々な角度から検証され、また、全国的な気運の高まりの中で新たな司法制度が見直されていくというふうに考えております。

次の御質問ですが、本市のボルベリアダグリ等の公営企業の財務状況と今後の運営方針ということでございます。国民宿舎ボルベリアダグリの平成17年度の運営状況は、事業収入約3億9,000万円、委託料約3億2,200万円となっております。差額の約6,800万円と一般会計繰入金約1,080万円をもって遊具賃借料、備品購入、建設償還金等の特別会計経費に支出している状況でございます。今後の運営につきましては、今回、利用料金制へ移行しようとする議案を提出してございまして、その議決をいただきますと、9月1日から利用料金制での管理運営をすることとなります。今後も市民サービスの向上と市の財政負担の軽減、安定的な財源の確保につなげるよう努めてまいりたいと思います。

また、やっちくふるさと村の経営につきましては、本田議員の質問にもお答えしましたように、平成17年度決算につきましては、当期純利益が42万8,381円でありまして、18年度中間決算では当期純利益が20万4,773円でありました。しかし営業外収益としまして市からの管理委託料の上期分が260万3,000円入っておりますので、実質は240万円程度の純損失であります。今後の運営につきましては、3月末をもって株式会社やっちくふるさと村が解散いたしますので、早急に今後の管理と指定管理者の対応について検討してまいりたいというふうに思います。

そして、志布志まちづくり公社のことにつきましては、同じく本田議員の質問にもお答えしたとおりでございます。旧志布志町では2億5,000万円の出資と平成11年度に700万円を補助した経緯があります。そして、会社の経費につきましては、取締役会で協議していただくということになっております。現在、志布志まちづくり公社の取締役会で再建計画を検討中でありますので、その経過を見守りながら市として検討していきたいというふうに考えております。

次に、財政シミュレーション等の研究、作成というような御質問でございますが、地方分権の進展に伴いまして、地方公共団体の行財政運営につきましては、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、地方財政の状況は極めて厳しい中、住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について積極的に情報を開示することが求められております。また、国においては夕張市の財政破たんを踏まえ、自治体健全化法案が今国会に提出される予定で、詳細については明らかではありませんが、新法案では現行の指標に、赤字比率、公社等との連結赤字比率、借金返済額の比率、連結債務残高の比率等を追加し、今後は普通会計に加え公営企業会計、第3セクター等も含めた地方公共団体の総合的な財政状況のチェックと情報の開示を推進することとしております。公営企業等との連結したバランスシートにつきましては、現在総務省がそのモデルを作成しまして、まずは県や政令指定都市に対しまして、作成・公表を要請している段階でございますが、本市におきましても諸表の作成方法等について調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（福重彰史君） 藤後昇一君の一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○
午前11時59分 休憩

午後1時10分 再開
○

○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

○8番（藤後昇一君） 引き続き、一般質問いたします。

午前中の市長の回答では、ちょっといまいち私自身質問してて、また午前中多数の傍聴者がおられましたけれども、皆さんがお聞きしたいのは、私がどんなことを質問するかということじゃなくて、私の質問に対して市長がどんな回答をされるかということに期待されて傍聴に来ておられると私は考えます。そこで、特に第1番目の質問に対する市長の回答がいまいち私が理解できないところがありましたので、それを確認する意味でも次の質問をいたします。

なぜ市長にこの事件のことを取り上げて質問しますかと言いますと、まず一つの大きな問題は、憲法の問題があります。大上段に言うようですけれども、日本国憲法第38条、御存じかと思えますけれども、一応読んでみます。第1項、何人も、自己に不利益な供述を強要されない。第2項、強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。特にこの第3項が重要なんですが、何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。この憲法を確認の上、次の判決文、これは踏み字訴訟の判

決文です。骨子の分です。濱田は、原告に不法な有形力を行行使し、また任意捜査における退去の自由を制約し、令状無しに身体の捜索をするなどの違法行為により原告に精神的苦痛を与えたもので、かかる不法行為は被告の公権力の行使に当たる公務員として、その職務を行うについてされたものであるから、被告はこれによって原告に生じた損害を賠償する責を負うことになる。上記認定の本件取調べにおける濱田の違法行為により被った原告の精神的苦痛、特に本件踏み字においては、その取調手法が常軌を逸し、公権力を笠に着て、原告及び原告関係者を侮辱するものであり、これにより被った原告の屈辱感など精神的な苦痛は甚大といわざるを得ないこと。これが、踏み字訴訟の判決の一部です。次、買収事件の、今度は判決文です。被告らの自白はいずれも信用することはできず、ほかに本件各公訴事実を認めるに足る証拠も無く、本件各公訴事実については、犯罪の証明が無いことに帰するから、刑事訴訟法第336条により、被告人12名に対し、いずれも無罪の判決を言い渡す、これが判決文です。これと先ほど申しました憲法第38条を考えますと、この二つの判決文を読む限り、志布志市民の住民を逮捕したことは、その時点で既に明らかに憲法違反の事件だと、取調べ逮捕だと思いますが、この点について市長の見解をお示しく下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、3月5日に人権を考える会の方々のお話を聞きまして、長期間にわたりまして取調べを受けたそのことについて、各方々が、それぞれの方々が語る述べられて、切々とお話を承ったところでした。その中で、今お話のあったような経緯があったということはお伺いしたところでございますが、今回行政の方でそのような形の取調べがあって、そしてまた判決が出たということは、非常に重いものがあるんじゃないかなというふうに思っております。そして、改めて無罪になられた方々に、本当に大変でしたねというお言葉をおかけしたいというふうに思っております。

○8番（藤後昇一君） この事件についてですね、こう何回もしつこく市長に聞くのは、市長のもう一步踏み込んだ見解をお聞きしたいのと、それにもう一つの視点があります。それは、志布志事件では、当時の四浦校区の副公民館長が捜査員に協力しなければ四浦の住民を全員警察に引っ張ると脅迫されていることや、当時の公民館長の人に至っては、訪ねて来た警部に発言内容を法廷で歪曲して証言されて、志布志事件の四浦での初動捜査の最初の情報提供者に仕立てられて証言されています。これは本人がそうでなかったことをテレビ等やマスコミに必死で訴えられて、その心のそうでなかったことをテレビで聞いています。また、踏み字訴訟の判決文、この中で、濱田、とにかく焼酎を四浦に配ったことを認めると繰り返し繰り返し怒鳴った。二日目になると、濱田は、ここは重要な言葉なんです、認めなければ四浦は消滅、柳井谷も消滅と言って脅迫し、げんこつを握りしめ原告を叩くような素振りをして脅迫した。これは踏み字訴訟の判決の中に出てくる一文です。これらを見てみると、県警側、取調べ側に志布志市民、特に四浦のコミュニティを崩壊しようとする確たる意図があったんじゃないかと思わざるを得ないこと。さらに、志布志市民や四浦校区住民に対し、明らかな差別意識と侮べつ視があったのではないかと疑える言動で被告人たちを脅迫しております。このことは、還元すれば警察側の志布志市の住民主権と住民民主主義への明白な挑戦と私は考えますが、市長はどのように考えられますか。見解をお願いいたします。

○市長（本田修一君） 判決の中で、そのような事実は無かったというようなことになり、そして無罪ということになったわけですので、私どもはそのことを重く受け止めて、そしてそのことが今おっしゃるように市民に対して住民主権に対するものに挑戦か、あるいは人権の侵害になるかということは、当然判決の中でそのようなことが述べられているというふうに思っております。

○8番（藤後昇一君） この県警の捜査がですね、四浦校区の、しかも懐集落、高齢者がひっそりと静かに暮らしておられる所をねらい打ちしている。このことを考えてもですね、捜査側に私たちにとって許し難い先入観と人権差別の考えがあったんじゃないかと、私はそう思わざるを得ない。ですから市長に、これはある意味で市に対する挑戦でもあるんじゃないか、そう思ったから質問いたしました。

次に移ります。先ほども申しましたように、3月5日要請書が人権を守る会から出され、市長はその五つの問題に対してできることは今から取り掛かっていくということですので、今からのその住民の方々との話合いの中で、これが一つ一つ形になっていくことを願わずにはられません。また、市民の方の中からもう一步進んで、先ほどの判決文やら私が申しましたことも考えられた上で、さらにですね、本市が人権擁護のまち宣言をするようにしていただきたいと。これだけ全国に注目を集める志布志市という名前が、果たしてマスコミ、新聞等何回出てきたことか。それに対して、志布志の市民、市行政当局が全国に発信するとすれば、まず人権擁護のまち宣言をして全国に発することが、全国の皆様方が今後の志布志を心配される声に対する一つの大きな回答になるのではないかと考えますが、市長はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 人権のことにつきましては、先ほども述べましたように、いろんな形で今まで広報活動や啓発活動をしているというようなことでございます。そのようなことを、また今後も通じてやっていきたいということでございます。ただいま御提案がありましたような人権擁護のまちというような宣言ということにつきましては、今後検討させていただきたいと思えます。

○8番（藤後昇一君） ぜひ住民の人権を守る会の方だけでなく、いろんな方々の話合いの中でですね、この事件を話される時に、この先ほど申しましたことも十分加味して、早急に具体化されるように要請しておきます。

次に、質問いたします。3月5日に住民の人権を守る会が市長に対し要請書を提出した後の8日、鹿児島地検が控訴断念を発表したわけですが、それを受けて人権を守る会では、同日の午後6時より志布志町の大原公民館で志布志事件の裁判当事者や住民の方々、その家族、支援者の方々が集まって控訴断念を勝ち取ったのを祝う会が多数のマスコミが取材する中で行われました。その模様は、テレビ各社の中継報道によって全国に発信されました。恐らく大多数の市民の方々も大きな関心を持ってテレビ等を見られたことだと思います。この祝う会が行われる前に、人権を守る会の一木会長より本田市長の携帯電話に、祝う会への市長の参加を要望する留守電が入っていたと思いますが、まずこのことを確認していただきまして、本田市長は参加者全員が心待ちにしていたにもかかわらず、最後まで姿を見せられませんでした。本田市長は、本3月議会に提出された施政方針で、2ページ目に「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政」を念頭に置いて、市政にあたっていかなければと、決意を新たにすると標榜されています。とすれば、私は本田市長は何をさておいても祝う会に出席されるだろ

うと考えていましたが、残念ながら出席されませんでした。そこでお聞きします。本田市長が市民のための、市民に開かれた、市民の目線に立っても祝う会に参加されなかった原因、理由をお示してください。ただ単に物理的な原因であったのでしょうか。だとすれば、そのことを含めてこの議場で見解をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当日、一木会長からそういった連絡が入ってきたことは間違いございません。当日は、この本議会の準備中ということで、スケジュール的にそんな中でちょっとどうしてもその時間が割けなかったということでもあります。

○8番（藤後昇一君） 市長としての議会の対策は最重要な仕事でしょうから、そこは御理解いたします。ただ、もしですね、市長が8日の祝う会に出席されて、住民の方々に御苦勞様と、そして握手でもしてくださればですね、そこに参加された住民の方々がこれからの人生にどんなに勇気と温かみを与えたかと思うと、まあ仕方なかったことといえ残念でなりません。今後ともこういう住民の方々から傷が深かっただけに、いろいろな市長に対する御相談が来ると思いますが、その時にはぜひ住民の目線に立った立場で、市長としての立場でぜひ対処していただきたいと思います。

次の可視化の問題に移ります。現在、4月になりますと、弁護士会等もこの裁判を受けていろんな動きをされます。また現在、志布志市民はたたき割りの裁判をまだ継続中でありまして。その中で、可視化は、現在は世界的な潮流で、2005年10月28日九州弁護士連合会がこの可視化の問題でシンポジウムを開いていますが、その資料によりますと、先進国ではもうほとんどの国が可視化しています。さらに、近隣諸国では香港、台湾、韓国、モンゴル、これも既に可視化を実施しているわけで、全く録音も録画も弁護士も入れないというのは、取調べの段階で入れないというのは、日本だけだと言っても過言ではありません。しかも日本は戦時中の公安警察、特高の体験をされている方々もいっぱいおられます。そういう状況の中で、可視化に対する、先ほど市長が言われたことは国の方針を見守っていくという見解だったかとは思いますが、このような事件を経験した志布志市の市長として、可視化に対する市としての緊急アピールを発表するなど積極的にとれないものでしょうか。また、例えば人権を守る会の一木会長が提案されている四浦校区に可視化実現の発祥の碑なるものを建てるなどの、何らかの具体的な考えは無いのか、再度お聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

可視化につきましては、今回の事件を通じて関係者の方々が強く訴えられているというのは認識しております。そのことにつきましては、私も感心を非常に強く持つておったところでございますが、ただいま申しましたように、国においてもそういった方向で様々な検討がされているということでございますので、そのことを見つめながら対応していきたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 市長の可視化に対する関心は高いことは分かりましたが、この事件をきっかけに可視化の流れに勢いをつける、先陣を切るような考えはまだ持っておられないようですので、ちょっとある意味、市長としての公職の立場も考えられて、そういう意見を言われるのかなと考えもしますが、今後何回も申しますように、住民の方々と積極的に話し合いをされ、この問題に対しても一歩でも二歩で

も具体的な動きが出ますことを市長に要請しておきます。

志布志事件の最後に、私は志布志市民から次のような言葉を聞き、言い知れぬショックを受けました。それは、裁判の結果がどうであれ、あれだけ警察が一生懸命捜査したのだから、証拠が見つけれないだけで選挙買収はあったんじゃないかという言葉でした。志布志事件の住民間に与えたダメージの深さを思い知らされる言葉でした。しかし、無実の判決を聞くこともなく無念の生涯を閉じられた山中鶴雄さんが私の好きな「千の風になって」の歌のように、千の風になって志布志事件で傷んだ心を持つ志布志住民の方々の心をいやしてくださることを願って止みません。

この問題の最後に、3月8日の控訴断念を祝う会で出された声明文の一文を読み上げて、次の質問に移りたいと思います。声明文、「四浦は今、山桜が咲いています。冬来たりなば春遠からじの言葉通り、12名の被告とされた人たちもようやく春が訪れました。真実と正義の勝利をともに喜びあいたいと思います。この勝利で四浦の人たちがまた元の平和で静かな生活に1日も早く戻れることを多くの市民、県民、いや全国民が願っていることでしょう。」これが当日出された声明文です。これらを聞かれて、この問題の最後に、再度市長の見解をお聞きしまして、次の質問に移りたいと思います。

○市長（本田修一君） ほんと様々な想いを込めてそういった声明文を寄せられたんじゃないかなというふうに思ったところでございます。人権を守る会の方々が、私に対して想いを寄せられているということも十分承知しております。そのことを重く受け止めまして、今後様々な形で市としてでき得る範囲内で、一生懸命皆様方の人権の回復や、そして心のケア等に努めさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（藤後昇一君） ぜひお願いしておきたいと思います。

次の質問に移ります。私は2番目の問題として、本市の財政施設運営の問題について質問し、具体的にダグリ、それからアピア、やっちくふるさと村の問題について現状と見直しをお願いしました。この三つの企業に関して、私もいろいろ自分なりに調査いたしました。ちょっと三つそれぞれに対して申された市長の見解は、ちょっと具体性が弱いんじゃないか。それと、認識がはっきりとどのぐらい危機意識を持っておられるのか、これからの対策は、例えばアピアはアピアの運営されている方々の出てくる策を見て、それによって検討するというようなことでした。私が分析した結果では、とてもそんな状態ではないということです。それを今から申し上げます。

まずダグリです。償還前利益が5,617万4,000円ありますね。それに対して償還額が1億273万5,000円、大体このぐらいですね。約4,650万円ぐらい足らんわけですね。利益率が14.4、これをですね、経営分析の中で一番ポピュラーな分析の仕方として、損益分岐点分析というのがあります。これで言いますと、1億200万円の償還金を全額返すためには、収入が3億2,300万円足らんです。これは、現在の、これは17年度までの資料しかいただいていませんので、それで分析しますと、ダグリが今現在3億9,000万円になっています。これは、この必要な売上げの54.7%に過ぎません。さらにダグリの売上げ収入は右肩下がりです。宿泊数も減っており、稼働率も年々下がっており、一番象徴的なのは客室利用率で12年度に42.4%あったものが17年度は37.1%です。これを踏まえた上で、まずお聞きします。国民宿舎等積立基金、これは最大いくらまで積み上がったんですか。現在の積立金残高を教えてください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 国民宿舎等積立基金の現在高でございますが、平成15年でございますけれども、最大で1億4,200万円程度ございました。したがって、そのあと取崩し等、繰出し等がございますして、18年3月13日現在で868円ということでございます。

○8番（藤後昇一君） 1億4,000万円ぐらいあった基金が、現在868円という状況ですね。繰り出す基金はもうほとんどゼロです。償還前利益が減れば減るほど一般財源から特別会計に税金が流れていく、これはそういうシステムですよ。なら今後、国民宿舎事業債、31年9月25日まで12年間ありますが、私がここにもらっておりますが、返済計画表がありますが、これで電卓ではじいてみました。12年間ですね、元金で10億5,500万円、金利で1億3,200万円、合わせて11億8,800万円払わにゃいかんわけですよ。業績が落ちていけば、これは税金で賄わねばならない。これは企業でいったら、実際破たんですよ。これがどうなりますか分かりませんが、この現状を考えて、これからのやり方をどう考えておられるか、質問いたします。

○市長（本田修一君） 現在、財団法人志布志市観光開発公社ということで、指定管理者で運営しているわけでございますが、昨年公の施設の指定管理者制度に関する指針に基づきまして、平成19年9月1日から公募による指定管理者を決定し運営するという導入計画を策定したところです。その後、公募の条件整備を図ることを目的に、市から職員を支配人として派遣しまして運営を行っております。そして、今回の議会で使用料制度から利用料金制に移行する議案を提出いたしましたところ。この利用料金制への議決をいただきますと、指定管理者の公募を実施するということです。市が支出します建設償還金等の経費に充当する定額納付金額の算定、指定管理者の選定基準の妥当性の判断、つまり現在の管理者である観光開発公社等も含めまして、民間団体からの応募があった場合の各団体の客観的評価、そして民間団体が管理者となった場合、現在の職員の雇用とサービスの継続性というものを様々に検討しながらいきたいというふうに思うところであります。

○8番（藤後昇一君） ダグリの現状は、もう実質上破たんと言っても間違いじゃないだろうと思います。これを今から指定管理者制度に持っていく、大変な問題だろうと思います。これに対してですね、一々どうこうは言いません。ただこういう現状だということをよく認識の上で取り掛からないと大変なことになるのかなと思います。後でまたこの件に関しては、三つ含めて提案申し上げます。

次に、やっちくふるさと村です。ここに昨年の9月30日、上半期決算書があります。もうそれ以前に4,300万円の資本金は食い込まれて、繰越欠損で食い込まれています。これももう破たん状態ですね。売上げが毎年減っている。しかも最終年度が一番減っている。ただですね、私が驚いたことがあるんですよ。この半期の決算資料にですね、参考までにという1枚の紙があります。これは、松山支所に行って私がいろいろ資料をくださいと言った中に入った分です。入ったというより私が見つけて、これも資料くださいともらったんですが、この中でこういうことが書いてあります。表面上はですね、魅力ある道の駅づくりなんてこういう公式の文書が付いているんですよ。やっちく汁定食や黒豚生姜焼き定食などに多数の方が食べに来店されましたという、こういうのが公式の文書です。ところが参考までに書いてある。これは恐らく責任者ですかね、道の駅の。読みますよ。売上げは半年間で1,000万円減。

二つ目、イチゴ、メロン、長雨等が影響したのでは。3、人員削減はこれ以上できない。4、過去毎年250万円から300万円の赤字を出している。ここからがびっくりですよ。5番、今年の4、5、6、この間の全員協議会では12月に資金ショートという報告がありましたけれども、ここでは4、5、6月の仕入れのお金を払うのに現金が無く苦慮しました。ここで既に資金ショートする可能性が大だというのが言っております。さらにですよ、最終的に赤字になった場合、責任を取り辞職せざるを得ない。こういうのが出ています。次に要望というのがありまして、委託管理を300万円から800万円にしてほしい。ボーナスを支給してほしい。片一方で破たんして、片一方でこんなボーナスをくれということをおられます。こういうのを見るとですよ、もう早い段階で判断できなかったのかなと思うわけです。税金がつき込まれるわけですよ。支える、もう崩れるのが分かっている税金を投入するというのは、これはいかがなのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。先ほどお示された資料につきましては、9月の決算ということで、そのことが報告された中に付けられたものと思います。そのような状況というのは十分認識しておったわけですが、地域の方々のお気持ちを考えたときに、なるべくその施設につきましては維持・運営できればと、1日も長く維持・運営できればという気持ちがあったところではあります。そして、そういう気持ちがあるということではあります。前の議員にもお答えしましたように、この施設の利用については高規格道路との関係があるから、交通量が激減するであろう来年4月以降については、相当な見直しというものが要だということは他の方々も考えておられるということなので、それまではなんとか維持できないかなということが気持ちとしてあったところでした。しかしながら、今お話があったように、昨年初めから松山・末吉間の開通というものがありまして、そのことによりまして交通量が確実に減ってきたということがその売上げの減になってきているんじゃないかなというふうに思ったところであります。そのような中でありますので、このやっちくふるさと村につきましては、株式会社でございますので、今月限りをもって解散というような方向性を今取ろうとしているところでございます。

○8番（藤後昇一君） 財部町にきらら館がありますね。あれは造って、もうすぐしたらですね、正確な期間は分かりませんが、民間に売却したのか、管理を任せられたのか知りませんが、早い判断でやまうと言うんですか、やまゆと言うんですかね、会社がやっています。私は行きました、そこに。そして、そこはやっているラーメンが非常に評判を呼びまして、確かに昼食時間に行きましたら満杯でしたよ。判断が早かったわけですね。そういう事例も財部にあるわけですね。だから、こういういつまでも何と言うんですかね、温情に引かれるみたいな形でやっていると、税金をつぎ込んでいかざるを得ない。だから、公営企業の難しさというのはそういうところにあります。

もう1点、もうそれ以上は言いませんけれども、ふるさと村で給食サービスというのが出てきますね。これは、その先ほど解散すると言われましたが、これは解散後の取扱いはどうしていかれるんでしょうか。

○市長（本田修一君） 現在、ふるさと村の方で給食サービスの委託を受けて運営しているところでございます。その事業につきましては、今後は社会福祉協議会の方に委託をお願いしようということで準

備中でございます。

○8番（藤後昇一君） 分かりました。対策は打たれているということで。

次に、まちづくり公社に移ります。このまちづくり公社も、決算書も取り寄せまして、そして大廻さんという方に約2時間ぐらいかかってインタビュー調査もいたしました。それで、この間、全員協議会に來られて説明もされました。その中で押さえておきたいのは、従来計画していた売上げは40億円だったと。現状は15億円だと。ここのまちづくり公社の一番大きな収入は、テナント料ですから、したがって現状はテナントの業者の業績が悪くて、当初予定していた家賃は取れないと。家賃の値上げ交渉をするのに必要な売上げは18億円だと、こういう現状ですよね。4割も、予定していた売上げの4割にも達していない。現在、2店舗が空いている。そして、ここに借入れのあれがありますけれども、8月が4,900万円、2月が1,400万円返さにかいかんと。最初1回だけまともに返してて、以後は返しておりません。この借入契約書によりますと、返せなければですね、これは現在無利子で借りているやつですよね。この契約書でいくと、年10.75%の違約金を払うようになっております。大廻さんの話では、これが11.75だとおっしゃいました。どちらが正しいのか知りませんが、今度は無利子で返すやつがですよ、返せなければ11.75か10.何%か知りませんが、こういう違約金が付いてくるんです。これが今年の8月来るんですよ。先日一般質問で、本田議員が8月には大変なことになるんでしょうと言われたのは、私はこのことだろうと思うんです。こういう現状で、まちづくり公社の方々の、しかもこの方々は役員6名の方が保証人になっておられますね。こういう状況の中で、果たして有効な対策は打てるとお考えですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。先ほどもお話しましたように、まちづくり公社の方で現在そのことについては協議中ということでございます。2月に1,400万円、そして8月に5,000万円近くの金を1年間に償還しなきゃならないということで、なんとか条件変更という形で応じていただいて、現在のところは無利子の状況で返済をしているというようなことでございます。しかしながら、今回迎える8月については、非常に厳しいということは伺っておりまして、そのことで全員の方々が取締役会、株主会共々危機感を持って今回改善策について協議をしているという段階でございます。

○8番（藤後昇一君） 大廻さんにインタビューした時ですね、もう今度の8月が最後の機会なんだと。ここで返済計画を示せないと、違約金の支払いが現実化するんじゃないかと。だから今、肱岡社長を含め今役員の方々が非常に危機感を持っておられるのは、もう手に取るように分かるんです。中小企業庁はですね、これは元々まちづくりで始まったわけでしょうから、商業活性化の旧志布志町の大変大きな政策の一本の柱として始まった事業です。ここが生協が入った時ですね、20年返済じゃもう無理だと。30年返済でシミュレートし直したらどうかと言っているんです。現実20年でやるからこういうことになるわけですね。30年になっても厳しいですよ、これは本当に厳しいです。仮にまちづくり公社が多額の補助金なりなんなりを要請し条件変更ができるように体制を補助してくれとか、サポートしてくれということが来たときは、市長はどうされるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話があったように、この8月には本当に厳しい現実が待っているということになるろうかと思えます。そのことに向けて、公社でただいま株主、そして取締役会全員で真剣

に協議をしているということでございます。そのことがまとまりましたら、私どもの方に改めて相談という形になろうかと思っておりますので、そのことを受けまして、この地域の商工振興の活性化に、あるいは維持になるのかどうかということを慎重に検討させていただきまして、また皆さん方に御相談したいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） この件に関しては、もう私はこれ以上質問する気はありません。また私がああせい、こうせいと具体的に話す問題ではないと思っておりますけれども、今申しましたように非常に厳しい、事実上三つとも、これは民間企業で言ったら破たんです。私は会計事務所にいましたから、もう手に取るように分かるんですが、融資をですね、返済計画も何回も据え置くなんてというのは、民間企業では考えられません。もうその時点で、返せと言ったら資金ショートすることが明らかだから、これはもう資金ショートするということは破産ですよ。三つとも事実上破産しているんです。こういうのを抱えているから、私が最初申しました夕張の件を出して、それがちゃんと私たち議員や住民の方々にそれが分かるような、判断できるような財務諸表がここで必要になってくるわけです。もう一つですね、私は民間の会計事務所におって思うんですが、本業以外に手を出すことによってつぶれる所が一番です。なぜつぶれるか。本業だったら手を引く、もうここはやばいなど、ここで下がらにゃいかんなどというのが判断できるんです。本業以外に手を出すと、どこで引き下がっていいのか、どこで止めていいのかが判断がつかないから、ずるずる行って破たんに行くんですよ。今この三つのが、現に志布志市もこの三つ抱えてて事実上破たんしているような状態を抱えていますので、先ほど言った財務諸表の製作というのはのんびり待っているような状況じゃないんです。早く作って、監査報告書でも言っていますよ、17年度の。実態を早くつかむために行政コスト計算書、バランスシート、今、国が求めているような実質公債比率じゃですね、ダグリまで入ってくるんですよ。第3セクターが入ってこないんです。これじゃ夕張の二の舞がいくらでも出てくる。だから今度の9日に閣議決定したのは、要求されている指標は、第3セクターまで連結でしろと言っているわけです。この件に関して、再度市長の見解をお願いします。

○市長（本田修一君） それぞれの施設がそれぞれの目的、そして地域の願いというものを込めて設立されたという経緯がございます。それは、必ずしも営利を求めて設立されたということではなく、住民の福祉を求めて、福利を求めて設立されたという経緯がございます。それらのものを勘案しながら、今後いかにして市民の財産として運営していくかという見地から検討が必要かというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 今市長が言われた意味は、小学生ぐらいでも分かることですよ。福祉を目的にして。こういう状況で福祉目的が達成できないのを含めて破たんだと言っているんですね。夕張の例が一番いい例じゃないですか。ホテルを買う、スキー場を買う、もう実際ここで調べてますけど、すごいですよ。そして引き下がらんのですよ。下がり方が大切なんです。私はそのことを言っているんです。ここにですね、大口市が養老ホームを民営化し、有償譲渡しております。こういうことをしている所があるんです。要するに譲渡することによってお金が入ってくる。専門的な民間の所に移すと。これがこのとおりしろという意味じゃないですよ。それとですね、こういうもう採算が取れなくなったような状態ですね、指定管理者制度に募集したり、例えば財部のように民間の企業が入ったりするかということなんですよ。ここにですね、またもう一つ資料があります。西洋フードシステムという会社と休暇村

サービスという会社があります。これはですね、国民宿舎なんかの経営を請け負う、立て直す、専門にしている会社ですよ。フードサービスはですね、グランビューあくねを鹿児島県ではしています。ほかにいっぱいしていますよ。休暇村はですね、レインボー桜島、隣のアスパル大崎、コスモピア内之浦はここがしているんですよ。ここはですね、破たん状態になってからこういう所に頼んでいるんじゃないんですよ。時期は知りませんが、早い段階から頼んでスムーズにここが業務契約して、聞きました、僕は休暇村もこのフードサービスも、どんなふうですかと。具体的に聞きません、うまくいっているんですかと。今のところ十分うまくいっています。思わず言いそうでしたよ、ダグリを何とかしてくれませんか。だから今後もですね、ある程度健全な時に頼むんだったらいいけど、もうどうしようもないような状態になってから募集して、果たしてうまくいくんでしょうかね。もしいかなかった場合の、この間条例改正が出されましたけれども、指定管理者制度になったときのとりやめのあれがなされましたけれども、そのとりやめはとりやめで、そういうときはとりやめるだけで済むものでしょうか。それらも含めて、このこういう例も含めてお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありました休暇村サービス、あるいはフードサービスにつきましては、私どもそのような事業体が公共的な施設に運営をしているというのは十分承知しております。それらの方々にもまた改めて公募という段階では相談していきたいなというふうには思っております。私どもがこうして今、改めて夕張市の財政再建団体へ転落したという中身を見つめたときに、果たして私どもの地域もいつそういう状態に陥るか分からないということを改めて認識するところがございます。御指摘があったような形で、その中身を本当に精査して、思い切って踏み切るべきときには踏み切るというような覚悟は持っているつもりでございます。

○8番（藤後昇一君） 誤解はされていないと思うんですが、私は志布志市が破たん寸前だとか何とかと言っているわけでは決してありません。実質公債費比率ですね、志布志市は11.4でしたっけ、鹿児島県の一番いいのから頭五つ以内に入っていますよ。ところがですね、先ほど言いました、第3セクター入っていないんですよ。夕張もですね、こういうふうに出るぐらいみんなショックは大きかったわけですね、エコノミスト、毎日新聞を出していますけど、ここの資料を見ますと、実質公債比率は夕張よりも悪い自治体が七つあるんですよ。だからつぶれた。要するに第3セクターによってつぶれた。これも証明しています。果たして志布志市がですよ、新しい借金指標を入れたときに11.4が占めている県内で、かなりいいポジションですよ、そこで収まるかどうか。そこらもまた検証する必要が出てくるわけですね。そこで、もう夕張が破たんする18年5月に総務省は新地方公会計制度研究会の報告書というのをを出しています。これが先ほど言われました総務省の財務諸表モデルとして出てくるんですよ。この中でも、既に分かっています、どういうのが出るか。やり方まで書いてあります、こう全部細かく。ぜひこれを研究してもらってですね、それと大分県の臼杵市です。ここのやつを見てみるとですね、破たんの淵から再生は始まった。そして、成長の源泉は正確な情報にあり、情報の必要性ですね、財務諸表の必要性で、事細かなバランスシートを作成しています。破たん回避資産状況を探るための臼杵市独自のバランスシート。例えば一つの例を言いますと、退職引当金ですね、30年後に退職が来る人の引当、来年来る

人の引き当て、それも分けて書いてあります。財産も、売れる財産、売れない財産、そういうふうな分け方もされております。そういうバランスシートを作っている所もありますので、ぜひ私が申しましたこの議会や住民の方々に提示する、開示する情報の作成を急いでいただきたいと思います。今申しましたこの二つの点を含めて、最後のお答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

非常に貴重なお話を承ったというふうに思っています。臼杵市等の例をまた見させていただきながら、バランスシートの作成というものにつきまして、そして情報のさらなる公開というものを一生懸命努めていきたいというふうに考えております。

○8番（藤後昇一君） ぜひ本会議場だけのやり取りじゃなくてですね、具体的に職員の方に、担当部署に具体的に指示されて取り組んでくださることを要望して、私の一般質問を終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、藤後昇一君の一般質問を終わります。

次に、13番、立山静幸君の一般質問を許可します。

○13番（立山静幸君） 通告に基づき、順次一般質問をいたします。

1番目の地域活性化住宅建設の促進について、(1)の山重地域に活性化住宅（P・F・I）の実施をお願いということではありますが、施政方針では、18年度で住宅マスタープランと公営住宅ストック総合活用計画を策定、19年度は老朽化狭小住宅が多く、リフォーム、建替え等が急がれるが、ストック総合活用計画に基づき、高齢者世帯等のニーズに対応した住宅の整備を実施すると述べられております。志布志市基本構想・基本計画では、民活導入による住宅建設も検討、推進することになっております。合併前、旧有明町の過疎計画で山重地域の活性化住宅建設計画がされておりました。先ほど申しましたとおり、18年、19年度では一般公営住宅建設は1件も計画実施がされておられません。合併前の計画が、山重地域で2年遅れたために、山重小学校は4月から、3年、4年生が複式学級になり、70数年ぶりのことでもあります。平成17年の末ごろから1名、2年生の児童の家族が住宅があれば山重に引っ越して来たいというようなことでPTAでもいろいろと住宅を探しておりましたけれども、とうとう見つからず、先ほども申しましたとおり複式学級になろうとしております。

今回の複式学級につきましては仕方がないことではありますが、市長も旧有明町の過疎計画のP・F・Iの計画につきましては、よく現状も認識されていると思いますが、3戸でも5戸でもよろしゅうございます。6月補正で予算計上される考えは無いからお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の質問にお答えいたします。

地域活性化住宅の主旨といたしましては、民間活力を導入しながら児童数の減少を防ぎ、地域の活性化を図るため、市が民間事業者から借上げ、賃貸住宅として使用及び管理を行っており、地域の住宅行政に貢献しているところでございます。現在、この地域活性化住宅は、志布志市有明町におきまして、伊崎田、原田、蓬原、野神地区の計4地区で42戸が平成15年度より建設され、市が管理・運営を行っております。この地域活性化住宅の用地造成及び民間事業者が行う建設の推進にあたっては、過疎地域自立促進計画にもお示ししておりますが、地域づくりと学校の在り方など、多面的な見地から整備推進について、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） ただいま多面的な方面から計画検討するという回答がありましたけれども、3月11日の南日本新聞で県議選の統一地方選挙の世論調査が報告されておりましたが、争点は少子高齢化が26%、雇用が23%というような調査結果が示されておりましたが、雇用と住宅、そして少子化は、切っても切り離せないということでありまして、この前の基本構想・基本計画の審議の中でも、連合審査の審議の中でも、雇用と住宅・少子化は切っても切り離すことのできない問題であるので、高齢者住宅は建設をするけれども、公営住宅についてもなるだけ多くの住宅を建設をしていただき、雇用・少子化にも取り組んでいただきたいという質疑もされたところでもあります。こういうことで、先ほども4地区、42戸が活性化住宅で建設をされたわけですが、もう次は山重だということが分かっておったんですね、計画に載っておって。それが合併によりまして18年度はいろんなマスタープランやストック総合計画を実施し、今年が高齢者住宅リフォーム等をやるということで、結果的にもう2年間本田市政の住宅政策は、建設についてはですよ、建設についてはストップして活性化が図られないという現状なんですよ。もう少し先ほども連合審査の中でも話がありましたとおりですね、住宅建設にも毎年休むことなく修理、リフォームをしなければならぬ住宅もたくさんあるということでもありますので、建設も進めながらですね、そういう修理、リフォーム等もやっていただきたいと思いますが、それについて再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

山重地区の活性化住宅建設につきましては、ただいまお話ししたように過疎計画に盛り込んであるというようなことでございます。この4地区がそれぞれ先行してする前に、山重地区につきましては別途当時の町営住宅が建設されたという経緯がありまして、山重についてはしばらくその経緯を見守ろうというようなことで、活性化住宅の計画の中にこの山重は入ってなかったというようなふうに思っております。そして改めて一巡した時に、一巡と言うか計画がされた地域に建設が済んだ時に、もう1回山重というような声があって過疎計画の中に盛り込んだというようなふうに認識しております。そのようなことございますので、改めて市となりまして総合的に住宅のストックの計画とか、それからマスタープランなるものを見ながら、山重についても検討させていただければというふうに思うところであります。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、検討だけじゃなく、実施計画に盛り込んでいただきたいと強く要望しておきます。

次に、2番目の高齢者福祉の充実についてであります。1の認知症の現状についてであります。認知症はアルツハイマー病や脳血管障害などで、脳の細胞が死んだり働きが悪くなったりして物忘れなど症状が出るもので、根本的な治療方法は確立されていない状況であります。2005年度で65歳以上で介護が必要と認定を受けた人だけでも推定170万人、2015年度には250万人に増えると予想をされております。予防や対策が高齢化社会の課題となっておりますが、志布志市の認知症に対する現状、取組はどうなっているか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

認知症の現状につきましては、全国での認知症の患者数が、平成17年度に65歳以上で介護が必要と認

定を受けた人だけで推定170万人、10年後の平成27年度には250万人という推計があります。県内の現状は、鹿児島県すこやか長寿プラン2006におきまして、平成16年度の高齢者実態調査に基づき、要介護・要支援認定を受けている高齢者のうち認知症の症状が見られる高齢者数が約5万3,600人で、10年後の平成26年度には5万9,300人程度と予想されております。県内の65歳以上の高齢者が平成16年度で43万277人でありますので、要介護・要支援の認定を受けている高齢者で認知症の症状が見られる高齢者の割合が12.5%となっているところであります。

志布志市の現状は、個人情報の関係等もありますが、介護認定を行う上での一次判定資料では、平成18年4月から平成19年2月までの介護認定の新規、更新申請2,207人中、約68%の方が調査員の訪問調査では認知症の症状がみられるという調査結果が出ております。現在、市内には認知症対応型共同生活介護事業所のグループホームが7施設あります。この七つのグループホームの定員は108人で、現在105人の入所者がいらっしゃいます。また、認知症対応型の通所事業所としましては、4事業所が事業を実施しておられます。

○13番（立山静幸君） 市内の現状につきましては、よく分かりました。

次に、(2)の認知症の増加に対する今後の取組であります。厚生労働省は平成19年度から認知症患者が在宅でも安心して暮らせるよう地域ぐるみで支援してもらうため、都道府県ごとにモデル地域を1箇所から2箇所ずつ作る事業を実施することにしております。将来250万人に達すると見込まれる患者を認知症グループホームや特別養護老人ホームなどでは対応に限度があり、自宅での介護に頼らざるを得ない事情が背景にあります。国は19年度で5億4,000万円計上をしているようではありますが、志布志市は県に1箇所から2箇所の19年度からのモデル事業に手を挙げておられないのか。また、今後認知症の方々や予防対策についてどのような取組をされる考えか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の介護認定者数につきましては、昨年度期に比較しましてほぼ横ばいの認定者数でありました。介護保険事業計画にありますように、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようするために、要介護状態にならないための予防対策を講じる必要があります。認知症の予防は、運動や知的活動が有効と言われてはいますが、体を動かし、食事に気を付け、趣味を楽しむなど、また地域で助け合う仕組みを作ることも大切なことと考えております。

今後の取組としまして、健康診断や健康相談、教育事業等により市民の健康増進や疾病予防を図るとともに、介護予防事業にあるピンピン元気塾においては、地域で運動の効果や介護予防を普及するためのボランティアのサポーター養成、身近な地域における仲間同士で集まり、運動を通じて健康の維持・増進を図るための介護予防としての運動教室の実施、要介護・要支援へ重度化しないよう、虚弱な特定高齢者を対象としまして、介護予防教室などの充実を図るとともに、地域包括支援センターを核としたネットワークの構築を市内全域で取り組むことによりまして、認知症予防対策あるいは認知症対策の充実を図っていききたいというふうに考えております。また、本年度におきましては、高齢者が住み慣れた地域で不安なく暮らしていけるように、各地域における保健、医療、福祉、介護等の様々な地域支援や特性を生かした、地域全体で支える共生・協働の仕組みを作るための地域ケア体制整備のためのモ

デル事業を導入する予定であります。

新聞掲載にありました認知症対策のモデル地域についてでございますが、現在のところ市町村への説明は無いということございまして、県に事業内容について問い合わせましたところ、県においても国からの具体的な取組が示されていないということでもあります。新年度の予算の措置はしてないということでもあります。今後、国からの具体的な取組が出されて、事業主体となる県の具体的な取組や県のモデルとなる地域の検討がされた後に、モデル地域の指定がなされるというふうに考えておるところでございます。

○13番（立山静幸君） ソフト面の推進、予防対策等についてはよく分かりましたが、ハード面のグループホームが市内に7個あって、108床で105人の方が入所されているということございまして、このグループホームは今後増える見込みがあるのか、無いのかですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） グループホームの整備につきましては、3年ごとに策定します介護保険事業計画におきまして、介護保険給付の状況、介護保険施設の整備、利用状況や市の今後の介護保険事業の方針等を勘案しながら計画策定をしなければならないというふうに考えています。現在のところ、今期の事業計画以上の施設整備については考えていないところでございまして、平成21年度からの第4期の計画につきまして、平成19年から実態調査に取り組んでまいります。そして、その中で施設整備につきましては、この4期の計画の中に盛り込んで検討していきたいというふうに考えます。

○13番（立山静幸君） この認知症につきましては、私個人も母が認知症でありますし、校区内にもこうした方々の家族での見守りがですね、非常に生活に支障を来たしてと言えあればしょうが、問題になっております。足の強い方は、はいかいをされる。1日中見守っていなければならないというような状況もあるようございまして、よく把握をしていただいでですね、今回国が実施をしようとしている事業についてですね、速やかな対応をしていただきたいと考えております。

次に、3番目の体験・交流型観光の推進について、(1)の有明町の川西地区に体験・交流型観光の体制整備はできないかということですが、鹿児島市が平成18年12月30日に観光農業公園、これは仮称ですが、の整備基本計画素案が発表をされました。その内容が31日の南日本新聞に掲載をされておりましたが、10ha規模の敷地に農産加工施設、農家レストラン、体験農園、農産物直売施設、堆肥化施設、動物とのふれあい広場、ハーブ園、アスレチック広場、芝生広場等であります。3月までに市民の意見等を参考にしながら内容を決定し、平成19年度以降建設予定地を選定、基本設計などの実現に向けた具体的な作業に入ると掲載をされておりました。私はこの計画とイメージ図を見ながら、農業体験・交流型観光は、鹿児島市にこれができれば集中するのではないかと心配をする一人であります。川西地区は、先ほども午前中の同僚議員が有明町は農業でというような心強い一般質問をされましたが、宇都鼻の公園を中心に蓬の郷、アグリタウンの農園、大型の茶工場、イチゴ・メロン園、乳業・肉用牛の農家、露地野菜、加工施設、芝用のちんたら庵等、いろいろな施設が整備をされております。鹿児島市のように10haの敷地にいろんな施設を造る必要もないわけであります。それぞれの経営者と農業体験・交流型観光客の受入れを相談され、鹿児島市よりか先に体験学習や体験活動を可能とする環境整備ができないか。そして観光客の誘致ができれば有り難いと。その体制整備を早急にする考えは無いか、お伺い

いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、優れた自然環境と広大な農地を生かしまして、県内でも有数な特色ある農業を営まれております。そして、それは日本の食料供給基地として重要な役割の一翼を担っているということでもあります。中でも多種多様な作物が混在している有明の開田地区、川西地区につきましては、作物の団地化を関係機関とともに推進していく考えでありまして、農村での芋掘り、茶摘み、イチゴ摘みなどの農業体験を楽しむグリーン・ツーリズム等の体験型観光につきましては、議員の御指摘のとおり、農林・水産・商工業者等関係団体の協力を得ながら推進していかねばならないというふうに考えております。またそのモデル地区といたしまして、有明町の川西地区という所は条件が整っているというふうには考えるところでございますので、今後その先進地等の情報収集と環境整備につきまして検討していきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○13番（立山静幸君） これも先ほど申しましたように3月11日の県議の選挙の採択という所に載っておったんですが、長期滞在や修学旅行の受入先として期待される農家民宿のツーリズムで、楽しめる民宿を、これは次のでございました。

観光客が途中下車されるのではないかというのがありました。その中で、熊本の八代市がですね、新八代駅近くに物産館を20年度で完成をされるという記事がありました。これを見た時に、新幹線が全面開通して鹿児島県も観光に力を入れている県をはじめとしてですね、各市・町が入れているわけですが、これがこの熊本の八代市が計画しているように、また途中下車をされるんじゃないかということですね、早く条件整備を整える必要があるんじゃないかということでもあります。そういうことにはいろんなリーダー不足とか、県外へのアンテナが弱いとか、遅れているのに気づかないとかというような記事も載っておりましたけれども、やっぱり検討はされますけれどもですね、やっぱりいろんな観光行政等についても12月だったですかね、同僚議員も言いましたけれども、こういう専門的な取組をする係とか、課とかですね、やっぱり設置をして積極的に推進をすることがですね、前に進む一段階ではないかと思うんですね。庁舎内にそういう専門的な取組をする機構を作る考えは無いか、お伺いします。

○市長（本田修一君） 様々な新しい分野の、そして課、部を横断した連携というものが、今いろんな分野で必要というふうにされてきております。その中で、今後私どもはそのことがスムーズに進展できるような組織運営というものを今考えていこうということで、行政改革推進会議で進めているところがあります。おっしゃるように、今後こういった観光につきましても、そのことに特に今現在港湾商工課というのがありますが、その中でも特別に新しいプロジェクトチームを立ち上げるというような意味で推進していくチーム編成をしなきゃならないということは論議がされておるようでございますので、新年度につきましてそのような形で今後組織体制を整えていきたいというふうに考えております。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、そのようにスムーズに取組ができる体制整備を早急にさせていただきたいと思います。

次に、(2)のモデル民宿の取組についてであります。農林漁業体験民宿につきましては、都市住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しながら、美しい自然、文化、人々の交流を楽しむグリーン・ツー

リズム等へのニーズが高まり、民宿の数も増加傾向にあります。農家民宿のスタイルとしましては、長期滞在型、一泊二食提供型、一泊朝食提供型、素泊まり型、自炊型がありますが、この開業に関する法律の規制緩和もされておりまして、営業許可も比較的取りやすくなっておりまして、さらに農林漁業金融公庫の資金や農業近代化資金などの融資制度も整備をされております。農業体験・交流型観光客のために、旧町単位1箇所ずつですね、モデル的な民宿の建設をそれぞれの地区の協力をいただきながら実現に取り組む考えは無いか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 農家民泊につきましては、旅館業法の面積要件の撤廃、旅館業法の農業体験の販売、広告の容認、消防法の柔軟な対応など、国の規制緩和に伴い、全国各地で地域活性化を目的に取り組が進んでいるというようなことでございます。

本市の特色である海や山等の観光資源を活用しまして、観る、触れる、味わうというなどの体験を楽しむグリーン・ツーリズム等の体験型観光につきましては、農家民泊の受入農家の募集などの組織づくり、体験メニューの開発と整備、また農家民泊の支援の在り方について、農業、漁業、商工業など関係団体及び地域団体の協力を得ながら検討してまいりたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 検討するという事のみでございますが、市長は基本構想・基本計画にも男女共同参画の中で女性起業を推進するという項目も掲げられておるわけですが、この女性起業を増やすというような、女性起業を育てるということでもですね、ぜひモデル的に有明に1軒、松山に1軒、志布志に1軒ぐらいモデル的にやってみることがですね、やっぱり女性起業を育てることになると思います。5年前に喜入の酪農家の女性の方が酪農体験をしながら民宿をされている所を見に行きましたけれども、喜入の辺りと言えば語弊がありますが、高台のそれこそ小型のマイクロがやっど行くような所ですね、補助事業で民宿を造り、そして学生等を受入れて体験をさせながら民宿経営をさせておられました、こういうのはですね、この志布志市にも簡単にと言えば語弊があるかもしれませんが、簡単にできるのではないかと。あまり投資をしなくて酪農家もいらっしゃいますし、茶工場も大型がありますし、いろんな整備は整っているわけですので、そこに女性の方が市の協力もそういう金銭的な協力じゃなくて、いろんな援助を民宿に対する、規制に対するアドバイスとかですね、いろんなそういうのをやればですね、一つ一つ解決していけば、旧町ごとに1軒ぐらいは民宿ができるのではないかと、こう考えますけれども、再度市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほど川西地区の観光ツーリズム、農業体験のツーリズムというお話もありまして、そのようなものもセットにしながら、この地域で農業体験ができるんだということが示されるべきではないかなというふうに思います。私どもの地域につきましては、蓬の郷の民宿村もございますし、そして農業体験の研修館もございます。そちらの方の利用も含めて農家民宿ということで掘り起こしを今後させていただきながら、グリーン・ツーリズムというものが定着していけるような形のものをご検討させていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、掘り起こし等についても努力をしていただきたいと思います。

次に、4番目の学校教育と文化振興についてであります。（1）の学校教育に市内の施設利用であります、「きらり輝く三つの教え～煮しめ、つけあげ、にぎりめし～」を基本理念に学校教育が進めら

れておりますが、本市の三つの地域の良さを取り込んだものであり、三つの良さを実感させるため、地域のすばらしい施設を利用することに努めていただきたいと思います。つけあがの教えとしましては、志布志の千軒町の国・県・市の指定の文化財や漁港や港湾、枇榔島の施設の利用、煮しめの教えとして、松山の大谷山公園を中心とした農産物畜産等とのふれあいの学習、にぎりめしの教えとしまして、農業歴史資料館付近を利用した開田の歴史や昔の生活体験等の学習を夏休みや冬休み、遠足、教育時間を利用して18の小学校、七つの中学校がそれぞれ1年間を通して3地区の施設を有効利用して、食育、知育、徳育、体育の充実に努める考えは無いか、教育委員長にお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校教育に市内の施設利用をという御質問でございますが、御承知のとおり本市における教育行政では、郷土の豊かな伝統や風土を生かし、健康で人間性豊かな市民の育成を目指した生涯学習の推進に努める、このことを基本方針といたしております。そのために、学校教育におきましても、市内にある教育施設や公園などをできるだけ活用して地域の自然に密着した教育活動を展開するよう各学校で工夫し、実践をしているところでございます。

本年度は、全小学校参加の小学校陸上記録会を有明国民運動場で、全小・中学校参加の市音楽発表会を志布志市文化会館で開催するなどいたしております。また各学校単位におきましても、例えば有明開田の里公園を14校、それから有明農業歴史資料館を15校、松山城山総合公園を8校がそれぞれ遠足や社会科の学習で活用するなどして充実した教育活動を目指しているところでございます。教育委員会としましては、今後とも市内の施設の積極的な活用により、ふるさとの自然に触れることが郷土の再発見の機会となり、本市の教育がさらにゆとりと充実の中で豊かに展開できるよう指導してまいりたいと思っております。

○13番（立山静幸君） 私が、一番今教育長の答弁を聞いて考えましたのが、松山の城山公園を8校と、大谷山公園を見に行きましたが、すばらしい整備がされております。電気、水道、それから宿泊もできるようなポイントも設けてあります。こういう所を1年から6年生までですね、ぜひ1回か2回は泊まりで体験をさせていただきたい。それと、今答弁の中で志布志の歴史の勉強ですかね、それと海とかは答弁にありませんでしたけれども、やっぱり合併をした以上は志布志市の歴史・文化をどうしても6年生までは何回も何回も学校で指導、あるいは計画をしながらですね、早くその地区の良さ、志布志市の良さを子供たちに教えることが大事ではないかと思っております。大谷山公園も私は国際の森の水道も一般質問をしましたけれども、あそこも加圧を1箇所して水道も引いてあります。そういう旧町で観光や子供たちのそういう教育のためにですね、大きな予算を費やして整備がされているわけです。鹿屋にある大隅青少年自然の家ですかね、あれをするなどは言いませんけれども、あそこには毎年各小学校が2泊3日ぐらいで利用しているんですね。まず、教育長にお願いしたいのはですね、まず我が地元の良か施設から体験をしていただきたいと思います。そういう取組について、再度お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 御指摘の大谷山自然公園でございますが、私も去年の10月ごろでしたか、まいりました。できていることは看板を見て知っておりましたので、通りかかった時に行きましたが、今、議員御指摘のとおり、大変眺めのいい、そしてまた自然豊かな施設であるということは私も実感をする

ことでもございました。ややまだ知名度が低いようでもありますので、あそこの公園、今私手元に持っております資料でも、松山中学校、それから尾野見小学校が利用をしておるようでもあります。聞くところによりますと、尾野見小学校の校歌の中に大谷山が登場するというようなことがありまして、親しみやすい山であるというようなこともあるやに聞いておりますが、今後学校にも紹介いたしまして、利用するようにしたいと思っております。それから、また四浦辺りには小さい公園でございますがせせらぎの里などという大変きれいな川もございます。ああいう所、それからとどろ溪谷でありますとか、まだまだ自然豊かな所はありますので、そういう所を校長・教頭会等で紹介していきたいと。また志布志市の歴史等につきましては、ロビンフッズでありますとか、あるいはふるさと発見塾で子供たちが参加しておりますので、そういうこともおいおい利用しながら、少しずつでありますが見視野を広げてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○13番（立山静幸君） 今、四浦も出ましたけれども、田之浦の中学校の下の川も非常にいい溪流でありますので、ぜひそういう地区を小学校、中学校までですけれども、そういう9年間の間にいろんな体験をしていただきたいと思えます。

次に、4番目の施政方針についてであります。が、(1)の市長のマニフェストの実施についてであります。が、公職選挙法の改正が今回ありまして、知事や市町村長の首長選でもマニフェストの配布ができるように、今度の3月22日に施行になります。ビラの作成費用は、各自治体が条例で定めれば候補者の負担は無料になるということになります。マニフェストは、期限、財源、数値目標などを含めた政策であり、その実行を有権者に約束するものであります。市長も2年目を迎え、公約すなわちマニフェストの政策を、施政方針や19年度の当初予算に計上をされておると思えますが、どのような項目を重点的に施政方針、予算部分に反映されたのか、また、18年度で公約の何%ぐらい達成をされたつもりか、また、19年度の計画で公約の何%ぐらい達成をされる見込みなのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私のマニフェストは、施政方針及び平成19年度予算にどれぐらい反映されて、そしてどのぐらいの実績があったかという御質問でございますが、今議会におきまして市の今後の指針となります基本構想にお示し、基本計画についても策定をしたところでございます。施政方針でも申し述べましたとおり、七つのまちづくりの方針によって施策の大綱が定められております。さらに重点プロジェクトとしまして、五つのプロジェクトに整理しております部分がマニフェスト・政策方針を反映している部分でありまして、一番目に市民が輝く共生・協働・自立のまちづくり、二番目に三つの力を合わせた融和と協調のまちづくり、三番目に地域循環型産業の振興、四番目に安心・安全・健康で住みよいまちづくり、五番目に国際交流をめざしてということでございます。それぞれの分野ごとに新たな取組が始まってきております。具体的には、共生・協働では、NPO等連絡協議会が発足しまして、会員の増加や活発な活動が期待されておりますし、共生・協働ごみゼロのまちづくりという事業もスタートしております。地域循環型産業につきましては、環境保全型農業の取組やバイオマスタウン構想や新エネルギービジョンの策定によりまして、19年度からの活用策を推進してまいりますとともに、商工・観光戦略会議やSHIBUSHIプロジェクトを設置しまして、調査・研究、そして実践に入ったところであります。また安

心・安全で住みよいまちづくりにつきましては、地域ケア体制の確立、乳幼児医療費助成制度の充実や「こんにちは！赤ちゃん事業」、「ファミリーサポートセンター事業」等の新規事業などの実施によりまして、高齢者が元気なまちと子育て日本一のまちを目指しております。

事業の一部を紹介いたしましたが、マニフェストにつきましては着実に実行されているものというふうに考えております。18年度につきましては、ただいま取りまとめ中でございますので、またまとまりましたら皆さん方にお示ししたいというふうに思っております。

○13番（立山静幸君） 18年度の実績はまとめ中であるということですが、1年間を振り返ってですね、公約、マニフェスト外ですね、ぜひこれだけは19年度からやりたいというような項目は計上されていないのか。そして、また長期的にですね、これは選挙前、まだ市長になる前の公約ですので、1年間経って、これだけは長期的に実施をしたいというのは考えられていないものか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 今申しましたように、重点プロジェクトと言いますか、五つのプロジェクトに整理して、それをマニフェストとしたということですが、それぞれの分野の中で取組をすぐできるもの、そして中期的に、そして長期的に取り組むものというふうに分類しまして、り組もうということですが、今申しましたように、1年間振り返ってみまして、今やっと一緒に就いたなというのが実感でございまして、合併直後、すぐさま本当に様々な分野で取組たかったということがございまして、合併直後ということがございまして、なかなか取組に時間がかかったというのが率直な感想でございます。その中で、特に私が1年間通しまして改めてこのことについてということ考えたときには、やはりその中で少子高齢化の問題というものが大きな問題じゃなかろうかなと、そのものの課題を克服していくのがいかに大事かというものが認識させられたということですが、そのことにつきましては、先ほども申しましたように、19年度につきまして重点的に盛り込んだということですが、そして、活力ある地域、輝く地域をつくるためには、やはりそこに働く人が輝いていかなきゃならないということがありますので、雇用の創出という面から見て、新たな産業興しというものが重要だなというふうに思うところでございます。そして、当然既存の産業でございまして農業振興というものが、さらに重点的に整備されなきゃならないというふうに改めて認識したところでございます。そのようなことを今回盛り込んで、ただいま提案しているところでございます。

○13番（立山静幸君） 市長の選挙前のローカルマニフェストを見ましてですね、今回の基本構想・基本計画にほとんどと言っていいほど盛り込んであるなとは思いましたが、やっぱり1年間経って、今申されましたけれども、少子高齢化の問題、農業の問題、ぜひですね、市長の公約を実現をしていただきたい、このように要望しておきます。

次に移りますが、大変失礼いたしました。合併3周年か5周年記念事業で、のど自慢等の実施の取組について質問をいたします。1月28日に1周年記念式典が盛大に実施をされました。記念事業として本市出身の綾小路きみまろさんの講演があり、文化センター満員のお客さんが元気もらったものと思っております。次の3周年か5周年にはですね、全国版放映のNHKののど自慢等を誘致して、志布志市のPRに努めていただきたいと思いますと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） のど自慢ということになれば、NHKののど自慢大会ということになるかと思えます。このことにつきましては、かなり前から申込みをしていなければ、その要望は応えられないというような状況であるようでございます。そのようなことでございますので、ただいま御提案がありましたように3周年あるいは5周年記念事業の中で、そのようなものができれば、また今回行われました綾小路きみまろさんに匹敵する、市民が喜んでいただける事業になるかというふうに思っておりますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） この前、京セラの稲森会長が来られて講演があったわけですが、それも志布志出身の東京の方が中に入ってできたということでありましたが、そのようないろんな人々を介して、ぜひのど自慢でなくてもいいと思います。「鶴瓶の家族に乾杯」ですかね、ああいうのもいいと思いますが、とにかく全国版で志布志がPRされるような取組をぜひしていただきたいと思います。

次に、最後の市長・職員が一丸となって市民の「幸せのため」全力を尽くす意気込みについてですが、「私を先頭に、職員が一丸となって、知恵を出し、汗を流して、「市民の幸せ」という「志」を掲げ、全力を尽くしてまいります。市民の皆様の御協力と知恵と力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。」と施政方針で結んでおられます。私は、市役所の仕事はもちろんのことですが、校区を単位とする祭り等についてもですね、午前中の同僚議員も申されて、もう十分私もなるほどと聞いているところですが、私なりに申し上げますが、職員の方々が一丸となって「市民の幸せ」という志を掲げ協力していただけないかということで質問をいたします。

私は、田之浦の夜神楽やダゴ祭り、山宮神社の春祭りに初めて参加をいたしました。田之浦の夜神楽では、あの寒い中ですね、児童や生徒の皆さんが男女を問わず地区の若い人たちも含めて一糸乱れぬ舞いを披露されておりました。すばらしい郷土芸能を受け継がれている姿に感動したところであります。またダゴ祭りも同じでありまして、県指定の無形民俗文化財のダゴ祭りとしてですね、南日本新聞の一面で紹介をされておりましたけれども、あのダゴを刺す竹串等や紅白の餅づくり等、集落の方々の取組はいろいろと御苦労があると思っております。また安楽の山宮神社の春祭りにつきましても、児童や生徒と多くの校区民が一体となって芸能文化を継承されております。小さな小学生の身振り、手振りに涙が出るほど感動をいたしました。この三つの祭りの見物と言いますか、見学にですね、市役所の職員の参加が4、5名程度ではなかったかと、こう思っております。祭りを盛り上げ校区の方々への御苦労のねぎらいをするため、せめて50人以上の方々が家族連れで訪れれば、祭りが盛り上がるのではないかと。お釈迦祭りとか花火大会とか、いろんな所には大勢の方が見えられますけれども、こういう地区の方々が本当に団結して郷土芸能を守る所に市役所の職員の方も協力をしていただくのが、やっぱり長くその地区の伝統芸能を守り続ける一番の手段ではないか、手段と言いますか、そのような取組が一番大事ではないか、こう思っております。それと、志布志市観光光入込み客数、これもありましたけれども年間100万人計画を目標に、4月21日から4月29日まで、9日間をお釈迦祭りウィークとして各種イベントが実施されるように計画がされております。これにつきましても市長はもとより、職員が一丸となって、市民が一丸となって協力をされるわけですが、それにはいろんなイベントが計画されているようですが、知恵と力が必要ではないかと思っております。これに取り組まれる市長の意気込み等につ

いてお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員がお話になったように、様々な地域の伝統行事が昨年1年間、そして今年にかけても行われているところであります。昨日も、その地域の民俗芸能を担っていらっしゃる団体の方が、田之浦のふるさと交流館で志布志市誕生1周年記念としまして民俗芸能大会を開催していただいたところでございます。たくさんの方がおいでになられまして、それぞれ地域独自の伝統芸能があるんだなということを認識されて楽しんでおられました。それらのものはそれぞれの地域に帰りますと、またそれぞれの役割を担って伝統文化として位置付けているわけですが、それらのものを担っているのは地域の方々であります。そしてその地域の方々の中に、私どもの市の職員というものは必ず参加しているんだというようなことを、私はいつも職員には申しております。市の職員自体は、今申しました集落あるいは校区の公民館、そしてスポーツ団体、あるいは生涯学習の団体という多方面な団体に属しており、それぞれで頑張っていて、裏方として、あるいはリーダーとして頑張っているというふうに思っております。新しくお示しました志あふれるまちというものは、まさしくそういったものではなかろうかというふうに思っています。市民一人一人の方々有志布志市発展のために自分は何ができるのだろう。もちろんその前提には自らの幸せというものがあるわけですが、地域の構成員としてそのようなものがどのような形であれば、新しい市が、志布志市が良くなっていくんだろというように考えていただくということで、志あふれるまちというものを示しているところでございます。そのことを先頭に立って実践していく者は、職員ではなかろうかというふうに思っております。今後もそのようなことを職員にはいつも話しながら、率先して参加してもらいようにお願いしていこうというふうに考えます。

○13番（立山静幸君） 私は、職員の方に強制をするというわけではございませんが、私が1回見た限りでは非常に市の職員の方が少ないと。職員の方々も、合併をされて1年目だから、旧有明の人たちは志布志のを見るとか、志布志の方は有明のものと見るとかですね、いろんなことで地区の方々を盛り上げていくという意味からは、ただ金銭的な援助じゃないわけですから、ただ見に行くだけと私は申しております。見に行くと、夜神楽にしろ、ダゴ祭りにしろ、山宮神社の踊りにしろですね、踊る人たちは20名から30名なんですよね。そういう子供から若い人たちが一生懸命踊るのに、見物人が少ないというようなことは、我々からするともう少し市の職員もそういう所にも協力をしていただきたいなという考えであります。先ほど市長は、志あふれるまちをつくりたいということですが、私も今年になって稲森名誉会長の話も思いというので志とも関係ありますが、聞きましたし、女性参画の中で坂元さんという若干28歳の女の方の話も聞きました。この人の話も、志ということでありました。自分の思いを実践していくのは、やっぱり思いだと、志だということでありました。この2名の方の話も自分なりに思いはたくさん持って、それを実践していかなければならないなということで、私自身もそういう話を聞きながら、志を高く持っているんな面ではなければならぬなと思っているところです。そういうことで、市の職員も一遍坂元さんという方のお話を職員研修でも聞いていただければ、非常にやる気が、市の職員もやる気が出てくるんじゃないかと。15、6で家が倒産をして、それから奮起して若干28歳で会社経営

をしたり、いろんな講演をしていただいたりして、子供を持ちながら、子育てをしながら、そういう実践活動に、聞いたのは20分か25分しかありませんでしたので、あまりよく聞けませんでしたが、そういう志あふれるまちを目指すためには、いろんな志をしていただくように希望して終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。3時35分に再開いたします。



午後3時21分 休憩

午後3時35分 再開



○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○14番（小野広嗣君） こんにちは。今、はしっといけということですので、しっかりと声高々に頑張りたいと思います。

質問通告に従い、それでは順次質問いたします。

はじめに、少子化対策、子育て支援の観点から質問いたします。少子化問題が様々に議論される中、これまで少子化に歯止めをかけるための政策の在り方を問う多種多様な調査結果が行われておりますが、そのどの調査結果を見ても、圧倒的に経済的支援を求める要望が高い結果を占めております。少子化が進行し、子育て支援が国・地方を問わず最大の課題となる中で、経済的支援の拡充を少子化対策の一つに据え、安心して子供を産み育てられる環境を整備することは喫緊の課題であります。本定例会の初日には、本田市政の2年目へ向けた施政方針が行われ、その中で今後の子育て支援策についても、その目指すべき方向性が示されました。特に6歳未満の乳幼児医療費の無料化や新規事業であるファミリーサポートセンター事業等については評価できるものであり、子育て日本一のまちづくりを目指す本田市長の思いが少しずつではありますが、見え始めたものと一定の理解をするものであります。しかし、冒頭述べたとおり、少子化問題の解決には圧倒的に経済的支援を求める要望が高く、国・県の施策に加えて地方自治体独自の施策の展開が図られない限り簡単には解決いたしません。私は、これまでも様々な角度から少子化対策、子育て支援については質問してまいりましたが、今回は特に妊娠から出産に至るまでの経済的な支援について、主に3点にわたって伺いたいと思います。

一つ目の不妊治療の助成については、これまでも旧志布志町議会で2回にわたって質問した経緯があります。不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われており、治療費が高額であることもあり、不妊に悩む夫婦にとって精神的、経済的負担はかなり大きいものがあります。妊娠を強く望みながら不妊症に悩む夫婦には、経済面や精神面での公的支援が必要であると思います。現在、国・県の助成制度も確立しており、本市においても併せて助成を行うべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目の妊婦検診の無料券の拡充については、旧志布志町議会で質問し、その後3回に拡充され、新市に現在引き継がれておりますが、今回の施政方針では少子化対策として、妊娠・出産に係る経済的不安を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担の回数を拡充するとありますが、その具体的な中身につい

て伺っておきたいと思えます。

三つ目の出産育児一時金については、昨年10月よりそれまでの30万円から35万円に引き上げられました。しかし、財団法人子ども未来財団の子育てコストに関する調査研究によれば、定期検診、入院、分娩など諸々の準備を含めると、総費用は50万円を超えております。若い人たちが子供を産み育てやすくするためにも、市独自の子育て支援策として、現状の出産育児一時金35万円に上乘せする助成が今こそ必要であると思えますが、市長の見解を伺いたいと思えます。

次に、生活保護の観点から質問いたします。この件に関しては、昨年9月の定例会において1番議員からも質問があったところではありますが、その後の12月定例会において、旧3町分の実績に基づき算定した当初の見込みを上回ったとのことで、約1億500万円の補正が組まれました。また本定例会に上程されている19年度当初予算においても、約8億7,328万円が計上されていますが、病気や長引く経済不況もあり、生活保護受給世帯が増え続けることによる保護費のふくらみは大変なものであります。一方、昭和25年の生活保護法の制定以降、生活保護が他の社会保障制度の不足部分や制度間の谷間を補うといった、いわば日本社会における最後のセーフティネットとしての機能を果たしてきたことも事実であります。しかし、現在の社会経済情勢は、この生活保護制度が成立した当時とは比較にならないほど変化しております。生活保護法の第1条には、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と成文化されておりますが、その一方で、第60条中には「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない」と権利と同時に生活上の義務が記されております。しかし、残念なことにこのことに完全に逆行している被保護者がいるという実態もよく見、聞きいたします。3月6日付けの南日本新聞が取り上げておりましたが、不正受給された生活保護費が、2005年度は前年度比約10億円増の72億円に上り、件数も1万2,500件で約1,600件増えております。このような状況下のもと、本市にあっては生活保護受給者の適正化と自立支援対策には鋭意取り組まれていると思えますが、その現状について伺いたいと思えます。

次に、防犯対策の観点から質問いたします。ヤミ金融や架空請求、悪徳商法等については、これまでも2回ほど質問してまいりましたが、こういった犯罪は形を変え、手口も巧妙になり、ますます悪質になっており、誰でもが被害に遭う可能性が高まっております。市民の皆さんがこういった犯罪に巻き込まれることなく、安全・安心に暮らしていくためには、自らの確に判断し対処することも大切であります。そのためにはまず正しい情報が適切に市民に届いていなければなりません。いろんな情報が飛び交う中で確かな情報の発信者としての行政が担う役割は大きいと思えますが、本市住民の被害状況と被害の未然防止対策について、まず伺いたいと思えます。

次に、教育行政の観点から学校図書館の図書の実態について質問いたします。平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、この法律に基づき平成14年度から18年度までの5年間に、学校図書館、図書整備のために650億円の地方交付税措置が講じられました。さらに、17年には文字・活字文化振興法も施行されております。このような経緯を経て、国においては子供の読書活動の推進のため、さらなる学校図書館の実態が必要であるとの方針で、平成19年度から平成23年度の5年間で、学校図書

館、図書標準の達成を目指す新学校図書館図書整備5ヵ年計画を決め、単年度で200億円、5ヵ年で1,000億円を措置することにしております。学校図書館の役割は、児童・生徒の主体的な学習活動を支えるとともに、読書活動を通じて子供の心の教育、人間形成や情操をはぐくむ場として極めて重要であり、これまで以上に学校図書館の図書整備を図っていく必要があると考えますが、本市の学校図書館の図書整備の状況について伺いたいと思います。

以上、執行部の誠意ある答弁を求めるものであります。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、子育て支援の充実、そして不妊治療の助成ということでございますが、現在の不妊治療に対する取組につきまして、本市におきましては不妊治療に関する単独の助成事業は行っておりません。県が不妊治療費助成事業を実施しております。体外受精、顕微授精に対し、一年度当たり10万円を限度に通算5年間の助成となっております。保健所が窓口となっております。平成17年度では県全体で214件となっており、志布志保健所管内におきましては、平成16年度11件、平成17年度16件、本年度は現時点で10件となっております。この制度は、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療に対する助成事業としまして、平成16年度に創設され、平成18年度に通算2年の助成を5年へ拡充されたところですが、また、平成19年度からは助成治療回数を年1回から2回へと、したがって助成金額を年間20万円と充実していると聞いているところであります。不妊治療につきましては、医療保険が適用されず多額の費用がかかっている現状であります。県の助成事業もありますが、少子化対策の一環として、本市としましても助成事業を検討していきたいというふうに思います。

次に、妊婦検診の無料券の拡充ということでございますが、国は少子化対策についての地方財政措置の拡充に伴い、「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」の通知の中で、妊婦検診の公費負担の拡充を求めてきています。この無料受診券の交付は、合併前においては松山町、有明町が2回、志布志町は3回実施してきました。合併に際し3回交付していくことになり、現在に至っているところであります。本市としましては、平成19年度予算におきまして少子化対策の一環として、現在3回の妊婦検診無料受診券の交付を5回へ拡充していこうということで、ただいま提案しているところでございます。

次に、出産育児一時金の増額ということでございますが、御案内のとおり出産育児一時金につきましては、昨年の9月議会で審議され、10月からそれまでの30万円から35万円に引き上げたものでございます。分娩、出産費用につきましては、医療機関やそのケースで異なりますが、市内や近隣の病院では、概ね30万円から35万円程度であるようでございます。また全国的に見た場合37万円から38万円程度かかるようでもあります。このほか妊娠期間中の出産準備のため妊婦用品、衣料、胎教用品などの出産準備費が4、5万円かかるようでございます。合わせて42万円から43万円程度かかりますが、出産育児一時金は出産にかかる費用の負担を軽減することが目的でありますので、妊娠期間中の出産準備等につきましては、個人差もあり、経費につきましては今後の社会情勢を見て対応すべきであるというふうに思っております。そして、確かに他の団体につきましては35万円を超えて支給している所もあるようでございますが、増額となりますと国保財政等も考慮して対処しなくてはなりません。このことにつきましては、

この地域の医療機関等がかかる実際の費用額の動向等を見極めながら、対処し研究させていただきたいというふうに思います。

次に、生活保護受給者に対する適正な保護ということにつきましてでございますが、生活保護に関する事務につきましては、生活保護法令に定めるもののほか、保護の実施要領等の厚生労働省通知、さらに平成18年3月に厚生労働省から示された生活保護行政を適正に運営するための手引き等に基づいて行政を進めております。当市は、曾於福祉事務所から380世帯を引き継ぎ、生活保護行政を実施してきてところでありますが、本年3月1日現在で、保護世帯数393世帯、542名に対し生活保護を適用しているところでございます。生活保護は、生活困窮の状態にある要保護者に最低生活を保障するとともに、その自立を助長するものであります。要保護者からの相談に対しましては、支所とも連携の上でケースワーカーが積極的に対応する体制を取り、保護申請に対しては十分な調査を行い、福祉事務所長とケースワーカーが合議して保護の要否判定を行うことで適正な実施を図っているところでございます。また生活保護を受けている世帯に対しましては、自立助長を念頭にケースワーカーをはじめとする福祉事務所が組織的にその世帯に適切な処遇を行うことに努めているほか、職業安定所と連携した就労支援事業の実施や国の補助事業を導入して嘱託の職員を雇い、年金受給を進める他法活用事業、長期入院患者の退院を支援する事業等を行っているところでございます。

次に、ヤミ金融についてでございますが、お答えいたします。被害状況としましては、今年度市で対応いたしました相談件数というのは、平成19年2月末現在で35件でございます。その内訳としましては、架空請求に関する相談が8件、金融に関する相談が1件、訪問販売に関する相談が21件、不当請求にかかわる相談が1件、SF商法（ハイハイ学校）に関する相談が2件、その他の相談が2件となっております。相談者への対応といたしましては、市で対応できる内容につきましては、その場で解約手続等の処理を行い、その他の複雑な内容につきましては、県の消費生活センターと連携し問題解決に努めております。

次に、被害の未然防止対策といたしまして、防災無線や有線を利用しまして、悪徳業者への注意を喚起する内容の放送を定期的に行っているほか、高齢者の方々を対象としました消費生活講座を開催しております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

子供の読書活動につきましての御質問でございますが、児童期、青年期における読書活動の重要さは、議員御指摘のとおりでございます。特に学校教育における読書活動の意義は、読む力を付けることによる学力向上はもとより、豊かな感性や思いやりの心の育成、また様々な文章に触れることによる視野の拡大や追体験など、その効果は計り知れないものがあると思っております。

本市におきましても、朝の読書を25校すべての小・中学校で実施しておるようでございますし、中には毎日実施している学校もあるようでございます。また18校においては、発達段階に応じて年間読書目標冊数を設けて児童・生徒の読書量の増加に取り組んでおるところでございます。

教育委員会といたしましては、図書充足率に各学校でばらつきも見られますことから、今後とも各学校における図書の充足率を高め、読書環境を充実させますとともに、あらゆる教育活動を通して児童・

生徒への読書熱がさらに高まっていくよう指導してまいりたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） 今、市長の方と教育長の方から答弁をいただきましたが、この子育て支援に関して3点、主に絞り込んで通告をいたしておりました。その順序で質問していきたいと思いますが、子育て支援という大きなくくりの中で質問をする場合もあるかと思えます。それは御了承をいただきたいというふうに思っております。

まず、この不妊治療に関する助成ということで通告をいたしておりました。今回、いわゆる市長の子育て支援日本一を目指すという方向の中で、冒頭申し上げましたように乳幼児医療費の無料化ということで、これまで0歳児だったものが6歳児まで拡大されました。そして本会議の議案上程の際にも申し上げましたように、その延長線上に小学校、中学校、いわゆる子供医療費の軽減化ということも議論されたのかということで、議論はされておりましたが、今いろいろともんでいるという状況。このことはこのこととして、今後しっかり中学生まで子供の医療費の軽減化が図れないのかという議論もまたしていきたいというふうに思っております。今回は、それ以前の、いわゆる妊娠からそして出産に至るまでのこういった経済的助成について、なんとか現在行われている支援に対してプラスできないのかということで申し上げておりますが、先ほど市長の方からも16年度11件、17年度が16件、現在10件という方が不妊治療を受けていらっしゃるということで出ておりましたけれども、この3月7日の日に鹿児島県議会の常任委員会の模様が南日本新聞にも載っておりました。その中で、鹿児島県の2005年度の不妊治療の妊娠率というのが出されておりました。これは38%ということで、これ全国平均がいわゆる27%ですので、それを11%鹿児島県は上回った、そういった実績が出来上がっております。こういった実績にかんがみて、先ほど市長も言われましたように、いわゆるこの事業の拡大をしていくということで、5年の間隔で10万円の支給ということをやっていたわけですが、これを年2回、年1回だったんですね、これが年2回に拡充していくという方向で打ち出されました。そういった中で、この不妊治療に対する拡充がなされていったわけですが、地方自治体を見ていきますと、例えば薩摩川内市もこういった助成をやっていますね。そして霧島市もやっています。そして、当然県はもとより鹿児島市は鹿児島市独自で、これは県と組まずに独自でやっております。県は、鹿児島市には助成はしておりません。そして地方自治体は、県とタイアップしてやっていますね。合併して長島町もやっております。そういった中で、本当にそういった所でのこの不妊治療に高額医療で悩んでいらっしゃる方々の喜びの声というものも、私たち同僚議員の知り合いの中から声を聞かせてもらったところでもありました。そういった意味では、ぜひともこの不妊治療に対しての助成というものを志布志市においてもいち早く立ち上げをしていただきたいというふうに思います。このことに対して、いわゆる少子化社会対策基本法というのができあがった時に、地方自治体の責務ということが国・県としてまずうたわれました。これは、本市も市町村、いわゆる町村から市になった。そういった段階で、この責務ということを確認に意識しなきゃならないと思っておりますが、その責務について市長はどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、不妊治療に対しまして40%近くの方々が妊娠されているというようなことでございますので、私どもはこのことを本当に素晴らしい成果が出ているんだなというふうに

認識するところでございます。そんなことで、今後また検討させていただきたいというふうにお答えしたところでございますので、十分その責務については認識しているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） この件に関しては、過去におきましても2回ほど質問のやり取りをしました。そして国・県の助成の流れをしっかりと見極めてということで、冒頭申し上げましたように国・県の方針はもうしっかりと打ち出されて助成が始まっておりますので、ぜひその助成と合わせて頑張っていってほしいと思うんですが、例えばこういった質問をした経緯の中で、実際いわゆるこの不妊治療ということに関してはすごくデリケートな問題。いわゆる情報的にもあまり知られたくないということもあつたりするわけですが、本市におけるそういった状況というものは掌握をいくらかできているんでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほど志布志保健所の管内というようなことでお話したように、そのような情報しか公開されていないということでございます。

○14番（小野広嗣君） 例えばですよ、いわゆるそういったことを望まれているとアンケート調査ぐらいでしたらですね、ある程度の掌握、こういった声がやっぱりあるんだなということぐらいはできると思うんですよ。なかなか表には現れてこない部分が当然あるわけです。もうひとつ、市長、現段階で本市にはそういった助成制度は無いわけですから、今のところは県の助成制度に頼るしかない。そういった意味で言えば、保健所が中心になってやっているわけですけど、やはりこの相談体制も保健所と鹿児島大学、ここがやっているんですね。いわゆるこの面接相談だったり、電話相談だったりしてやっています。そういった情報も保健所あるいは県の方からの情報もあるでしょうけれども、やはり志布志市としてもですよ、やはり志布志市としての助成制度が確立するまでは、やはりその県の在り方、制度の在り方をやはりどんどんPRしていく。PRはどんどんできると思うんですよ。その辺どうですか。

○市長（本田修一君） この制度につきましては、県の方で、あるいは保健所の方でしているということですので、私どもの方もこのことについては積極的にお知らせしていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、本市としてもそういった情報の提供というものを的確に市民の方へおつなぎをしていただきたい。そして1日も早くですね、本年度はなかなかもう予算編成されていますので難しい部分があるかと思いますが、20年度へ向けて、ぜひこの不妊治療の助成制度の確立を求めておきたいというふうに思っております。

次に移りたいと思います。妊婦の無料検診の拡大ということで通告をいたしております。先ほど市長の方からもありましたように、この件に関しては旧志布志町が3回を実施し、それが新市に引き継がれておりました。そして今回、今市長の方からもありましたように5回に拡充したいということで提案もしているところであるということでありましたが、これ1月29日付け、これは全国紙はもとより各地方紙でも新聞に出たわけですが、この妊婦無料検診を拡大ということで、厚生労働省がいわゆる地方自治体に対して最低5回以上のいわゆる妊婦検診の拡大を図ってほしいと、そういう方向で通知を出していくという流れがありましたが、この通知は既に届いておりますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方で回答させます。

○保健課長（今井善文君） お答えいたします。

県の方に通知がございまして、その写しが市町村の方に届いております。

○14番（小野広嗣君） そのことに関して、今、担当課長が答弁をされたわけですが、市長が答弁されずに担当課長が答弁されたということは、それは市長が見ていらっしゃらないということですか。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおり、その文書は回ってきたかもしれませんが、認識はしておりませんでした。

○14番（小野広嗣君） じゃあ、重ねてお聞きします。この無料券の3回から5回への拡充の方針は、いつ市長は決められましたか。

○市長（本田修一君） 今回の予算編成に際しまして、子育て日本一のまちを目指すんだという中で、この検診の5回を決めたところでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長のそういった考え方を、いわゆる福祉部の方に考え方として述べられた時期はいつですか。

○市長（本田修一君） 今回の予算編成の際に、各部のヒアリングをした折でございます。

○14番（小野広嗣君） 具体的な何月何日ということは結構であります。大体どの時期でしたか。

○市長（本田修一君） ただいま議員の方から御指摘がありました国の方の通知がある以前にですね、市の方でそういった方針を決めたということは今確認したところでした。

○14番（小野広嗣君） よく分かりました。ある意味で国のそういう方向性が示される以前に、3回から5回に本市として予算が伴うわけですけれども、2回ほど拡充をしようという方向性を持っていらっしやった。そのことは大いに評価できていると思います。しかしこのことが、先ほど申し上げましたように、新聞でも1月29日付けで県の方向性が出ましたね。そして、この妊婦検診に対して、5回以上を、最低5回以上、5回が標準と言うか、基準としたいというような方向性が出た時に、志布志市においては3回だったんです、これまでですね。この3回というのは、それまでの全国平均よりは高いです。2.2が平均です。それが3回。今回は、国が財政措置をしまして、多くの自治体がこの3月の議会におきまして、いろんな提案をして、これが5回になったり、8回になったり、あるいは12回、もっと言えば15回という所も出てきております。ある意味で、例えばですね、愛知県の大府市という所は、これまで本市と一緒にですよ、3回実施されている無料券というものを一気に2007年度から15回に増やす予算案を編成して、今議会で審議をしている最中でありまして。そしてこの背景を見ていくと、全く一緒なんですね、うちと。無料検診の回数を3回から一定回数増やす予定だったらいい、ここも。しかしこの厚生労働省の通知が弾みとなって、大幅な増加に踏み切ったんだという福祉部の話が載っております。こういった取組というのは、私たちのこの市においても十分に実現可能なはずだったと僕は思っているんです。そういう意味では、こういった通知が来た以降のですね、やはり市長との連携と言うか、5回で組んでたからそれでよしとする、そういった考え方なんです。それがすごく残念だなという気がしてならないんです。その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） 今回、3回を5回に増やして、妊婦検診がスムーズに行くようにというような

形で市民の方々に今年度の予算でお知らせできるなということ、本当に子育て日本一を目指すまちとして着実にそういった体制が整えられているということが認識してもらえないかなということ、非常に嬉しいという気持ちで5回というふうにしたわけですが、今お話があったように国の方の指示がありまして、今後また5回以上というようなことがあるようでございます。そのような意味で、また今後そのことについては改めて検討させていただければというふうに思うところであります。

○14番（小野広嗣君） 今後のこととして、今申し上げておるわけですが、市長、この妊娠から出産に至るまで、いわゆるこれは個人差がございますね。いわゆる健康な母体の方であって、健康な母体の方と、あるいはそうでない方、これは当然検診の受診回数もはるかに違ってきます。そしてまた、第1子、初めて子供を産まれる方、すごく慎重になってこられますので、その回数というのもまた増えてまいります。しかし、ある程度厚生労働省が目安としている平均回数と言うか、これがございますが、この回数は何回か御存じですか。

○市長（本田修一君） 国の方では、妊婦が受けるべき健康診査の回数につきましては、13回から14回が望ましいというふうに考えているようでございます。

○14番（小野広嗣君） 14回前後、13回から15回、こういった見方、平均を取れば14回という表現が一番多いようではありますが、こういった14回に要する費用というものがどのくらいかというのは、お手元に資料としてございますか。

○市長（本田修一君） 病気などがあれば保険適用になりまして金額は若干違ってくると。そして、病院によっても金額は違うということでございますが、6,000円前後、6,130円程度でありまして、14回であれば8万5,820円ということであるようでございます。

○14番（小野広嗣君） 初期費用ということもございましたね、大体平均値が出てますけど10万円を超えているんですよ、市長、大体、12万円という試算もあります。それは様々ですけどもね、出し方が。いわゆる今回平均値で5回を助成するということになったときにどうなるかと言ったら10万円を切るんだということですね、10万円を切って、少しでも軽減化が図れるんじゃないかということで、まずもって国のできる範囲の助成として5回、5回は最低限度で自治体で頑張ってもらわなきゃいけない。そのための助成をしっかりとしていきますよということで枠が組まれたわけです。かなりの少子化対策として、妊婦無料券の拡大ということに絞って出された予算措置ではありません。あくまでも少子化対策という、子育て支援という一くくりの中で出てきておりますが、これまでも200億円ぐらいの子育て支援が、130億円の妊婦検診の助成があった。これをひっくるめて750億円という所まで今回持って来たんです。やはりどこに力を入れるかという、この妊婦検診であるとか、ほかに本市においてこれだけはやはり厚く、手厚くしたいという部分にやはり運用していけばいいだろうというふうに思うんですが、こういった国の予算措置を受けて、いわゆる先ほど言いましたこの愛知県の大府市、そしてこういったものが出る以前から愛知県の江南市なんていうのは、もう12回分を去年の段階で決めているわけですね。そして妊婦検診の半額助成をしている所、そして妊婦に一律5万円を出して、約半分ぐらいを手助けするとかですね、こういったことをやっている所はいっぱいあるわけです。そういう意味では、予算査定

の段階で、ヒアリングの段階で3回から5回にするというのは一歩踏み出された考え方だったろうなというのは十分理解した上でできれば次年度へ向けてこういった先進地の事例も加味しながら、当然他の予算との関係もありますけれども、やはりこれは最低でも8回とか、もっと言えば12回、15回とか踏み込んだ助成をこのことに関してはしっかりしていただきたい。なぜこういう話をするのかと言うと、妊婦検診に行って、精密検査を要さなきゃいけないというデータがございます。過去にもそういったことを質問しておりますが、この精密検診の受診対象者、こういったものはどうなっているか、お示してください。

○保健課長（今井善文君） 申し訳ございません。後ほど御報告させていただきます。

○14番（小野広嗣君） すぐ出ますか。

○保健課長（今井善文君） はい。

○14番（小野広嗣君） じゃあ、他の質問を続けたいと思います。

過去に質問した経緯、その時の会議録も持って来ておるんですが、年々ですね、この精密検診を受けなければいけない人というのは増えているわけですが、それに対して受診者数というのが減っているわけですよ。そうすることによって、ハイリスクを背負ってしまう。いわゆる危険な状態というのがすごく出てくるわけですね。だからそういった部分に対しても手厚くしていかなきゃいけないということもあります。そして、一方で経済的な理由で検診を受けない。そして大変な状況になっているということに気付かないまま、いわゆる産期が近づいて来ると。そして、とんでもない状況になっていくということもあるわけですね。そういったことから見ると、やはり何でもかんでも経済的支援というわけでもないわけですが、こういった新しい命、こういったものを支えていく行政の在り方ということ考えたときに、やはり今後はこの助成の幅というのはですね、やはり新市としてしっかりまたもんでもらって、前向きにこの助成の拡大、今回は5回で良しとしましょう。さらに次へ向けての拡大をぜひ取り組んでいただきたいと思います。もう1回答弁をお願いしたいと思います。

○保健課長（今井善文君） お答えいたします。

本年度でございますが、精密受診者が65件ということになっております。

○市長（本田修一君） 子育て支援策の一環として今回提案したということでございまして、5回提案するところでございます。県内において5回を実施しようとしているのは志布志市だけだということで、そのような意味で日本一が目指せるものに次第になってくるんだなということでございますので、今回提案いたしました支援策の効果というものを総体的に勘案しながら、また次の対策というものを考えさせていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 先ほど大府市の話もしましたが、いわゆるこういった県の通知を見て、3回から多分5回というふうに考えていたんでしょう。しかし素早く対応をして15回にすると。いわゆるほとんど平均値を全部クリアするという対応をした自治体がある、現にですね。そして、多分鹿児島県におきましても、今回やはりどの自治体も、いわゆる動きが鈍かったんだなという気がしますけれども、こういった助成措置に向けて、来年のいわゆる当初予算で各自治体がこの5回以上を出してくることは、もう間違いないですよ。そういった時に対して、本市はこれまでも一歩進んでいたわけです。そ

して、本田市長も日本一の子育てのまちづくりということを目指しているわけですから、そこに向けては、この1年間しっかり議論してですね、取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

あと次、この出産育児一時金、この件についてであります。先ほど冒頭質問いたしましたけれども、それは試算のやり方で違いが出てくると思いますが、いわゆるこの妊娠から出産に至るまでの費用というものが50万円を超えているというふうに申し上げました。そういった意味で言えば、30万円では足りない。そして35万円ということで、昨年10月、法が改正をされてスタートをしたわけですね。35万円になって、じゃあ足りるのかということなかなか足りない。やはり先ほど言いましたように50万円を超える経費が必要となってくる。そしてですね、病院によってはですね、こういった30万円から35万円に上がることによって、病院の側も値段を上げた。そういった所も出てきているんですよ。大変なことなんですね。ですから、子育てをする本当にお母さん、お父さんにとっては、やはりこの出産にかかる費用というものは甚大なものがある。だからこの35万円に対して、例えばですよ、市長、50万円を上限として出産費用にかかるこの育児一時金、これは先ほどありましたように病院に払う、その支払いが40万円だったり42万円だったりする場合がありますね。こういった場合に対して、その35万円ですらない分に対して50万円以内でしっかり面倒を見ていこうと、そういう自治体も増えていますし、また35万円に5万円を上乗せして取り組んでいこうという自治体もどんどん出てきております。そういった部分に対する考え方はどうですか。

○市長（本田修一君） 出産に関する必要につきましては、近隣の、あるいは市内の病院で、現在30万円から32、33万円と。あるいは高い所でも35万円というようなことであるようでございます。そのような状況でございますので、今議員から発言あったように、35万円になったからその医療費を上げているんだということには当地区では未だになっていないという状況であるようでございます。

○14番（小野広嗣君） 当地区というふうに言われますが、ここはですよ、エリア的に、この辺だけ僕は言っているんじゃないですからね。いろんな形で出産はされるんですよ。そして、答弁漏れもありますけど、元へ戻って話をしますと、例えば妊婦検診一つにしても、例えば妊婦検診の無料券を3回発行しておりますね。これを例えばこの地域だけで使われるんじゃないんですよ、市長。ふるさとへ帰られる人たちもいっぱいいらっしゃるんですよ。ふるさとと言うと、東京から見てこっちだけを言うんじゃない。志布志から見て大阪だったり、東京だったり、そういった所からこちらへ入って来られている妊婦さんたちもいっぱいいらっしゃるんですよ。そういった所でも高い値段が出てきているんです。そしてもっと言えば、そういった地域で、例えばその無料券を、もうふるさとに帰って、産み月だけではなくて、もう半年ぐらい前からそのふるさとへ帰って、いわゆる子供を産むための準備に入られる方々もいらっしゃいます。そういった方々が、例えばそういった無料券等を使えないとするならば、残念なことなんです、そのへんどうですか。

○市長（本田修一君） その受診される医療機関と連絡を取り合います、そのことにつきましては対応できるようになっております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そういったことも含めて、いわゆるこの志布志市以外、あるいは県外、こういった所で子供を産み、そしてしばらく育ててまた帰ってみえるという方々が医療機関に当

然かかっていくわけですね。そういった部分での格差というものもあるんですよ。ですから、やはりこのどこかで線を引かなきゃいけない。そういう意味では、出産育児一時金というのが5万円アップして35万円になっているわけですが、実際この費用としては50万円を超える額が必要であるという現状があるのはもう間違いないわけですね。そういった部分に対して、やはり現状をしっかりと掌握していただきたい。だから、この地域だけを考えて物を見ていくというのは、優しい行政の在り方じゃないですよ。県外から入って来られて、県外に子供を産み育てて、そしてまた戻って来るといの方々に対してまで優しいというのが本当の行政の在り方ですよ。そこはどうですか。

○市長(本田修一君) 里帰りされまして、そういった形で一時金より医療費がかかったということに、声がまた高まってくれば、そのようなことも十分考慮していきたいというふうに思います。

○14番(小野広嗣君) 分かりました。ぜひそういうことですね、前向きに議論を、これは妊娠から出産までという一くくりの中で今質問させていただいています。冒頭にも言いましたように、確かに経済的な措置をする場合に、予算化する場合に、ほかの施策との絡みも当然あります。とにかく乳幼児医療費という問題で、子供の医療費に関しては一歩前進をしました。そういった意味では、その前の妊娠から出産に関する手立てということで今回質問をさせていただいておりますので、そういったことを十分に含んでいただいて、今後ですね、議論をしていただきたい、検討していただきたいというふうに思っております。

もう1点、今、市長の方から答弁されました、これ具体的に、例えばですよ、県外ですとこの半年以上ぐらい東京だとか大阪とか行かれて、そこで子供を産むための準備をされる。そしてそこで病院にかかっていかれる。ほとんどもうそちらで治療費を払っていくという形があったときに、今市長の方の答弁で医療機関と連携を取ってそこら是对応できるというふうに言われていますが、具体的にはどういうやり方ですか。

○松山支所福祉課長(木佐貫一也君) お答えいたします。

ただいまの御質問についてですが、県外の方につきましては、母子手帳を申請された段階で、医療機関はどこを受診されるかお尋ねした上で、その医療機関との委託契約をした上で検診をしていただくということで事務を進めております。

以上でございます。

○14番(小野広嗣君) そういったことに関してのトラブルということは、これまで無かったと理解していいですか。

○松山支所福祉課長(木佐貫一也君) お答えいたします。

現在のところは、そういう苦情といったものは届いていないところでございます。

○14番(小野広嗣君) 分かりました。あと出産育児一時金に関して、もう1点だけ確認をしておきたいわけですが、昨年の9月議会等でも議案が上程された時に質疑をした経緯がありますけど、この出産育児一時金のいわゆる貸付事業というものを展開している自治体が本当に増えているわけですが、やはり出産に至るまでに、いわゆる入院費等を先に払わなきゃいけないという、途中入院して、また子供を産む準備に入って、また再度入院とか様々あります。そういった事前に費用が伴う場合、その8割だと

か9割を貸付けする事業を多くの自治体が展開しておりますが、本市においてはその事業が未だ展開をされていません。そのことは、昨年の9月議会においても、ここで申し述べました。質疑の中で申し上げたところでありますが、そこについての検討状況は現在どうなっているんですか。

○市長（本田修一君） 出産費の貸付けの制度につきましては、出産育児一時金が出産後の請求となりまして、退院後の支払に間に合わないというときなどは、退院時の出産費用や医療機関との一時的な支払に充てるため資金を貸付けして、そして安心して出産が迎えられるようお手伝いする制度でございます。本市が推進しようとしている委任払いにつきましては、退院後直ちに医療機関に支払うため、退院時の支払には支障が無く、安心して退院できるものと考えております。また、先進的な都市におきましても、貸付制度から委任払い制度に移行する際に貸付制度は廃止しているようでございます。そんなことで、本市としては取り組んでいるということでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長ですよ、僕思うんですが、いろんなケースがあるんですよ。出産に至るまでは、その各人のいろんな状況、置かれた状況があります。そして先ほどわざわざ例を出して話をしました。そういったケースもあるんです。そのために、この貸付事業というのは始まった。退院される時に一時金として出産費用がかかる。そのための35万円だという認識だけではなくて、それ以前にかかる分に対しても面倒見ますよということで、この貸付事業というのは始まって検討されているわけです。そういった部分というのが、旧志布志町時代からこういったことがなされていなかったということがすごく残念でならんわけですが、そういった数としてそんなに多いわけではないと思います。しかし、現にそういったことを望まれている人たちがいる。そういったところに対する思いというのは、どこに置けばいいんですか。

○市長（本田修一君） ただいま議員がお話になられたようなケースということにつきまして、そのような制度が本市でも欲しかったというようなことにつきまして、私自身も担当の方から聞いておりませんので把握してない状況でございます。**○14番（小野広嗣君）** 市長の答弁はそれで結構であります。じゃあ担当の方では、担当部あるいは担当課内でこういった議論というのは、どういう経緯をたどって今の市長の答弁になっているのか、お示してください。

○市民部長（稲付道憲君） 出産育児一時金につきましては、出産される方々のいわゆる利便性、そういったものを念頭に置きながら、安心して出産ができる環境づくりということで、一応課内の検討いたしましたしましては、一時金の支払方法につきましては二通りの方法等があるわけでございますが、一つは医療機関に委任払い制度ということで、本人を介さずに直接市から医療機関に支払う方法、もう一つは先ほど出ました貸付金の制度でございます。これ等についていろいろ中身を検討いたしましたわけですが、一番確実で本人の手続等の煩わしさを省くことについて、利便性から考えますと委任払いが適当であろうということで検討いたしましたところでございます。

○14番（小野広嗣君） そういうことはよく分かっているんですよ。いわゆるそういう行政的な手続、あるいはその子供を産んでまだ母体が大変な状態。そういった人たちのいわゆる煩雑な手続を避けるためにそういった制度を組んでいくと。そういうことを聞いているんじゃないんです、分かっているんです、そういうことは。ではなくて、やはり経済的に大変で、やはりそういった事前に貸付けができるん

であれば、そのことによって救われるという人たちが現にいるという問題。そこに対するセーフティネットとして貸付事業というのがあるということはどう考えているかということなんですよ。

○市民部長（稲付道憲君） 貸付制度につきましても、今、議員が申されたとおり、いわゆる出産の事前の出費等に係る支援措置ということで大事だろうということは私どもも認識をいたしております。ただ一部にですね、先進事例等を見たときに、これが目的どおり使われていない、ほんの一部でございませけれども、そういったケースも見られるということからいたしまして、そういう事情は十分分かりつつも確実な医療機関への支払というのは、やっぱり委任払いが適当であろうということでございます。

○14番（小野広嗣君） 受領委任払いが悪いというんじゃなくて、いいですよ。本当にいいことなんです。ただ、そういった、先ほど申しあげましたように、いわゆるセーフティネットを張ってあげないと大変な方々が現にいるということに対しての福祉行政としてどういうお気持ちでいらっしゃるのか。大多数は、今部長が言われたことによってスムーズにいくんですよ。そうでない部分をどう福祉行政としてフォローしてあげるのかということの検討をどんなふうにされているのかなということが疑問でならないから、こういった質問をしているんです。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） この貸付制度というものが、先ほどもお話申しあげましたように、先進地の事例でいきますと、この貸付制度は廃止する方向にあるというようなことであるようでございます。その趣旨が、退院時の支払に支障がなくて、そして安心して退院できるという状況がこの委任制度で達成できているというようなことであるようでございますので、そのような貸付けというものがあればいいのにとというような声が実際私どもの方に何件か届きまして、そして検討してくださいというようなことがあるとすれば、そのことについては真しに取り組んでいきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 今の市長の答弁は、よく理解できると思います。だから先ほど、例えば5万円の上乗せとか、いろんな施策をやっていますね。この35万円という形とは別個に、市がある意味で5万円の増額を仮にしたとしますね、今後の施策の展開として。その分に関しては貸付けを行いますよとか、いろんな形で条例、要綱を作ったりして対応することだってできるわけですね。そういったことも含めて、どういった方向がいいのかというのを庁舎内で議論をしていただきたいというふうに思っております。

次に移りたいと思いますが、生活保護の問題であります。冒頭述べましたように、この生活保護の在り方というのは本当に大事で、本当にこの国の最後のセーフティネットであろうというふうに思っておりますし、この制度は守り続けていかなければいけないということはもちろんでありますが、一方でこの生活保護の権利を逆手に取ってですよ、被保護者になってから就労活動やこの自立するための努力を行っていない、そういった方々がいるように思えて仕方がない。そういった声もいっぱい直接聞いたりもいたします。そして、また3月6日の南日本新聞にも出ましたけど、生活保護の不正受給というのが冒頭言ったように72億円に上っているというこういった状況。そして本市の財政状況を見ても、どんどんこの保護費が膨らんでいっているということがありますね。どこでこれを押さえ込んでいくのかというふうに考えたときに、やはり就労支援であるとか、先ほど市長も言われましたように、様々な取組が大事だろうと思っております。福祉事務所が本庁舎内に移って、福祉部長が所長を兼ねるということで、

様々な形でこの生活保護に関してはいろんな方々が御相談に見えると思います。まして私たち議員も含めていろんな相談を受けて、その生活保護の受給に関して問い合わせをしたり、直接窓口に来てやり取りをするということが今後頻繁に、これまでもそうですが、今後も頻繁に出てくる可能性があると思います。そういった中で、まず1点お聞きしたいのは、ケースワーカーの方が本当に最前線で頑張っているというお話を聞いていると思うんですが、この受給者数がもう400名に近いところまで来ていますね。こういった状況の中で、特に旧志布志町がめちゃくちゃ多いわけですが、これは今に始まったことではないわけですが、303世帯というのがこの予算説明資料にも出ていますが、この旧志布志町がなぜこれまでに他の町村と比べて多いのか。その分析はされておるんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 今の件については、少し時間をいただきたいと思います。

○14番（小野広嗣君） じゃあほかの視点で。ケースワーカーの方が本当に最前線で頑張っている中で、これだけ増えていくと、ケースワーカーの方々の仕事というのも大変な状況になってくる。大変な状況になっていくと、この生活保護の適正化という面で判断をしていく場合、現場に足を運ばれて対応をされていくわけですが、そういったときの判断というものもあまりにも忙しいと厳しくなってくるのかなという気がしてなるんですが、このケースワーカー、この400名近い、393世帯ですか、この時には398世帯と出ているんですね。この当初予算説明書ではですね。こういった400世帯近いところに対して、現在のケースワーカーの数で対応を一生懸命されていると思いますが、これで足りていると思われませんか。

○市長（本田修一君） 現在の体制で対応可能かというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 市長の方からは、そういう答弁であります。対応できているということでありますので、それを前提として質問を続けたいと思いますけれども、この不正受給に関してですが、不正受給者に対して、国の先ほどの72億円という状況を申し上げました。本市においてこの不正受給というのは、過去にさかのぼって、ここ4、5年さかのぼってどうですか。

○福祉課参事（内山 操君） お答えいたします。

志布志市福祉事務所になりましてからの不正受給に関する調査でございますが、厚生労働省の指導によりまして、市町村民税の課税収入額を基にした収入申告との突合という調査が毎年行われます。今回、17年分課税収入申告書を調査いたしまして、その結果不正受給は発見されませんでした。また保有する資産が不正に移動されていないかという調査も行います。現在調査中でございますが、これについても、もっかのところ不正受給と判断すべきものはございません。過去5年分のことについてお問い合わせでございますが、17年までの事業は曾於福祉事務所で行っておりますので、こちらの方では把握しておりません。

それと、先ほどの生活保護の分析でございます。詳しい分析ということがまだ済んでおりませんが、いろいろな要件がございます。まず、他の市町村に比べまして高齢者の年金を受給していない方、あるいは年金を受給しても低額な年金である方、これが多いかと思えます。

続きまして、志布志市、特に旧志布志町におきまして、借家に住まわれる方。公営住宅、民間住宅を含めまして、借家にお住まいの方が多いというのもございます。もう一つ、県境にあるということからで

しょうか、他の郡部、市部からの入り込みの方が多いという一因もあるかと思えます。

○14番（小野広嗣君） 確かに長引く経済不況、あるいは病気、様々な理由でこの最後のセーフティネットでちゃんとしてフォローをしてあげなきゃいけないということは現実問題としてあるわけですが、それにしても旧志布志町における生活保護世帯の数が多すぎる。これは多くの方々が、やはり何か問題がここにあるのではないのかということをやはり言われるんですね。指摘もされます。いや、福祉事務所としてもしっかり仕事をされているという話もするわけですが、やはりこういった適正化、そして自立支援へ向けて鋭意努力されていることは分かるんですが、そういった声がある。そして一方で、保護費がどんどん膨らんでいく。こういった状況の中で、厳しくしろとは言いませんが、やはり判定を厳しくしろという言い方はしたくありませんが、やはり不正を今行っている分は無い。けどもですよ、所得を、仕事した分を、いわゆる法の隠れた部分で仕事をして、そしてそれを申告しない。あるいは、逆に申告しても少なく出していくとか、いろんなやり方でぐり抜けようとしている人たちもいるわけですね。そういった部分に対する見極めということが本当に大事になってくる。ケースワーカーの方々のお仕事、大変であろうと思いますが、そういった見極めをしていくためには、やはりプロフェッショナルとしての仕事求められると思うんですが、その辺は本当に一生懸命されているということは理解しながらも、研修等も含めて取り組んでいただかなきゃいけないと思いますが、その辺の現状はどうですか。

○福祉課参事（内山 操君） お答えいたします。

ケースワーカーの業務につきましては、先の1月、県の方からの事務監査も受けたところでございます。1年間業務を実施してきたところでございますが、監査の評価といたしましては、県内の市の福祉事務所としてAランクに属するという評価もいただいたところでございます。もちろんまだ1年しか経験がございません。幅広い他法というものを知った上で適切な殊遇をし、それからまた個々のケースに応じて十分な指導を行うというのには、まだまだ力が足りないところがあるかと思えます。県の研修の機会、あるいは福祉事務所内部でも研修を行いまして、そのこのところをみんなで一緒に取り組んでいるところでございます。

○14番（小野広嗣君） 課長も含めて一生懸命取り組んでいらっしゃるということはよく分かっておりますが、本当にこの不正受給という言い方だけではくれないわけですが、おびたしいお酒を浴びてうろろうろされている方、そして内縁関係の男性、あるいは女性をもって、収入はそっちからもいただいているのにごまかしている方、そしてパチンコ等にいつも足を運んでいる方々、こういった人たちいっぱいいるわけですね。そういった方々の個人情報というのも当然大事ではありますが、いかんせん、どこからか漏れてくる。そして、そういった実態を見た人たちの怒りの声が行政や私たちにも届いてくる。こういったことに対する対応はどうですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 確かにおっしゃられる部分が届いているのも事実ではありますが、これについては匿名性のある連絡ということで、なかなかその現場を特定するというのは難しい状況でもあります。それらのことにつきましては、ケースワーカーがそれぞれの家庭に、世帯に行って、各情報を集めたり話をしたりしていく中で、生活保護のしおりを基に必要なことを常に会話をしながら生活保護の在

り方というものを理解していただいている状況であります。

○14番（小野広嗣君） あと、このケース格付けというのが行われておりますね。AランクからEランクまである。そういった中で、いわゆるEランクというのは、もう1年に1回訪問をされていくというランクであります。Aランクは月に1回と、そして、B、C、月2回と6ヵ月まで分けていらっしゃるわけですが、この特にAランク、Bランク、頻繁に足を運んで状況を見なければならぬというのは、その数がもし分かればお示しをしていただきたい。

○福祉課長（津曲兼隆君） Aケース、Bケースですが、Aケースが人員で81名、Bケースが56名になっております。

○副議長（福重彰史君） ここでお諮りいたします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○14番（小野広嗣君） このAランク、Bランクという方々がすべてということではなくて、こういった方々の状況というものをしっかり見ていかないと、なかなか厳しい部分があるんだろうなという気がするわけですが、ケースワーカーも適正な人員配置で今取り組んでいるということですので、これ以上このことであまり申し上げはしませんけれども、やはりこれだけ不正受給、増えていく。数字の上では上がってはきておりませんが、かなりの数で僕はあるというふうに思っております。実際そういった部分というものが出てこない、この公費を削るということではできないわけですね。やはりそこに対する真剣な取組というものは、これまでもされてきたと思いますが、これまで以上に頑張っていたかなきゃいけない。一方で、だけれども本当に生活に困り、そして身体的にも厳しい状況にある人を追い込むような接し方というのは、本当に気を付けていかなきゃいけない。一生懸命されていることも分かりますが、逆に今度は保護者の方々の中で、どう見ても本当に一生懸命自立していこうと思っていられるけど、今はどの角度から見ても無理だなという人たちがいっぱいいらっしゃいますね。そういった人の中からも、ケースワーカーさんの方々と話をする中で、ただでさえこの引け目があるというか、そういった部分を仮に持っていってしまった場合に、ちょっとした言葉遣いで傷つけたりしてしまう。こういった部分が結構あるんですよ。そういった御相談もあります。そういったことに対して、相談体制も含めてですね、優しい在り方が大事かなという気がします。難しい部分であろうと思いますが、そこらに対する対応をひとつお聞かせをお願いします。

○福祉課長（津曲兼隆君） 窓口の方に多くの方がいらっしゃって、それぞれ対応をケースワーカーの方もしております。その中で、先ほどもありましたけれども、内部で研修体制も取っておりますので、その中で十分相談内容を聞き、そしてその声を真しに受け止めながら相談に乗っていけるような形を取っていきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） 今、課長からありましたように、ぜひですね、そういった部分に対する目配りもしっかりしていただきたいと思いますというふうに思います。

あとこの件に関しては、いわゆる就労支援ということで市長から答弁があったように、確かに就労支援に対しても頑張っていく。あるいはハローワーク、ここの連携ということもされているんだろうと思います。1番議員との昨年のやり取りの中でもそういった部分が出ておりましたが、やはりこの申請をするつもりでいたけれども、話をしている間に申請をしないという場合もありますね。申請したけれども却下という場合もありますね。もう一々数は結構です。例えばそういった方々に対する生活保護の受給者ではないですね、この方々は、それ以降は。だけれども、現実ぎりぎりのところで困っていらっしゃるという方々。こういった方々に対するやはり就労支援、あるいは相談体制ということもすごく大事だろうと思うんですが、そのへんはどうなんですか。

○福祉課参事（内山 操君） お答えします。

生活保護法の中に相談に応じることというの、ひとつの条文として定められております。そのところを適用いたしまして、相談中から実際にハローワークに同行訪問するとか、あるいは社会保険事務所に同行訪問するとか、そういうところもケースワーカーの方が動いております。また、普段の生活相談等につきましても、前に1回会ったからというのではなくて、継続的にそういう相談のケースというものを把握いたしまして、必要な指導を向こうが受け入れる限り行っていこうというのが、現在、福祉事務所生活保護係の考え方でございます。

○14番（小野広嗣君） よく分かりました。この就労支援ということでいけば、この自立支援を願うわけではありますが、なかなかこの本人任せの就職活動というのは、どちらかというと待っていてもなかなか進まない。やはりこれは手助けをしてあげなきゃいけないという部分があるかなと思います。そういった部分も含めて取り組まなきゃいけないときに、やはりケースワーカーの方々の忙しさというのは大変になってくるんだろうなって常に思うんです。だから、そこらに対する手立てというものを、ここを最後にこの件に関してはお聞かせください。

○福祉課参事（内山 操君） お答えいたします。

現在、ケースワーカーのいろいろ兼任等もございまして、単純な換算をいたしますと大体67件から68件、一人のケースワーカーが持つような計算になります。社会福祉法の方では、80件という数字が出ておりますが、許していただく限り、このケースワーカーがケースワークに専念できるような体制を取っていただきたいというふうに現場の方からは、人事の方にもお願いをしているところでございます。ケースワーカーが一層研修を積みまして、必要な指導ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） 市長、今参事からもありましたように、確かに適正な範囲で収まっておりますけれども、大変なのは事実なんですね。ですから、先ほどの見極めということも含め、あるいは就労支援を行っていく体制も含めて、やはり人的配置、こういったものをしっかり検討していただいて対応をしていただきたいなというふうに思っておりますので、これは要望としてお願いをしておきたいと思っております。

あと防犯対策についてであります。先ほど市長の方からは本市の分だけを、本市で本庁舎、あるいは支所も含めてでしようが、受けた分の相談件数、こういったものが出されましたけれども、例えばこの

警察署、あるいは社会福祉協議会の心配ごと相談、あるいは司法書士会の無料法律相談等々多くの市民の相談が寄せられていると思いますが、こういった部分の数というのはそこに無いんですか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁した数字というのは、私どもの市が直接相談を受けた件数ということでございます。そして、市民が県へ直接相談した件数というのは222件あるということでございます。それから、志布志警察署へは700件ほどあるということでございます。

○14番（小野広嗣君） あとは、警察、そして県、消費生活センターだろうと思いますが、そしてあと社会福祉協議会の心配ごと相談だとか、司法書士会の無料法律相談で、この件で見えた分は分かっていますか。分かってない。分かりました。以前質問した時には、この分の数もちゃんと出ております。なぜ今回出てないのか不思議でなりませんけど、社協に寄せられた相談の数、司法書士会に寄せられた相談の数もちゃんと上がってきておりますので、分かるのであれば、この場では結構です。大方この数だけで、先ほど述べられた数だけで1,000件というぐらいの数が上がっているわけですから。本市における市民の皆様がこの悪徳商法であるとか、様々な詐欺まがいの状況に、その危機にさらされているという現実は間近にあるわけですね。そういった中で、様々な相談体制を組んでいかないと大変だというふうに思うんですが、この悪い連中というのはですよ、市長、もうあらゆる手を使って、次から次、新卒の詐欺まがいのことをやってくるわけですね。だから行政としては冒頭申し上げましたように、正確な情報を、県とか、あるいは現場の声とか、そういったものを吸い上げて、次から次へ情報を流してあげないと救っていけない。なぜこういう質問をするのかと言うとですね、本当は払わないでいいお金を払ったり、そしてそのことで、もう自殺しようかというところまで追い込まれたり、そういった事件がいっぱいこの志布志管内でもございます。司法書士会の方々とお話をしとっても、そういうことがいっぱいあります。もうちょっと知識があれば、情報があれば、こんなことにならなかつたらなという事もいっぱいあります。公務員の中にだっているんですよ。情報を知らずに慌てふためく。公務員にもいろいろあります。それ以上は申し上げません。えっという世界の人でさえ情報を知らなかつたがゆえに慌てたということもあります。びっくりします。だから、よくよくこの金はもう払う必要が全然ないですよ一言言う。なぜですか、それはこうこうでって一言言って安心させて、そしてその晩からゆっくり休めるということだっていっぱいあるわけですよ。だから、本当に今司法書士会の法律相談だとか、心配ごと相談だとか、いろんな相談体制も組まれていますけれども、いわゆるせっぱ詰まって見える場合が多いわけですね。ですから、いろんなことがあると役所へということで見える。そういったときに、やはり専門的な知識を擁している、ある程度のことは理解されている職員というのがおられたら対応が早かったりするんですね。難しくなると、日程的に余裕があると司法書士会へおつなぎするとかいうこともできますが、その場で返答してあげないと大変だということだっていると思うんです。そういった意味で、そういった事柄が起こったときにしっかり対応できる職員という方が、本庁、支所に数名ずつぐらいいらっしゃればいいのになというふうに思うんですが、そのへんどうですか、市長。

○市長（本田修一君） 相談者への対応ということでございますが、そのことにつきましては、努めて懇切に対応しているというような状況でございます。そして中身が専門的になるということでございましたら、先ほど申し述べましたように県の消費生活センターと連携したり、他機関と連携したりして対

応に努めているということでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、この庁舎内にそういったことがあった場合にしっかり対応ができる職員というものも養成をしていただいて、研修等にも送っていただいておりますよ、対応していただきたいなというふうに思います。そして防災無線だとか、過去にも広報等にも載せていただいた経緯がありますが、こういったのは1回広報に載せればいいとかいう問題でもありません。県の方でも取り組んでいますね。ただ本市として、やはり先ほどありましたように、ハイハイさんだつて引っかかっている人いっぱいいますよ。催眠療法みたいなもんですからね。懲りないなという人も中にはいるんですが、本当に、でも被害に遭った場合はかわいそうでならない。無料だということだまされて、いろんなものをいただく。ところが、その後には高価な物を買わされる。そして、早い場合はしっかり解約等の手続きができますけれども、大分たつてからという問題等もありますので、やはりそういった対応、そういった情報というものを分かりやすく、できればチラシ等を広報で組んでもいいんです。組んでもいいんですけど、本当に人目を引くような、パッと気づくような内容、そしてイラスト入りでやっていただく。そしてチラシの回覧等もこれまでもされてきた経緯がありますが、本当にこのカラー版ですね、パッと目を引くような在り方等が望ましいというふうに思うんです。でないと思いませんよ、市長。そのへんどうですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、防災無線や有線を利用して、悪徳業者への注意を直ちに喚起する放送等をしているところでございます。そして、そのほかにも市のホームページや、それから行政事務連絡員の方々を通じたチラシの配布というものをやっているということもございます。さらに、志布志地区の防犯協会発行の「地域安全ニュースびろうじま」というのが発行されているわけでございますが、このことにつきましても、今そういった事案というものがこの地域ではありますよということが、お知らせしてあるということでもありますので、いろんな形で広報等、それから注意の喚起というものについては呼びかけがされているというふうに思っております。

○14番（小野広嗣君） いろんな角度でなされている。市長それ。一生懸命その記事も書かれていますよね。ビローですよね。見られる方もおれば、活字が多すぎてなかなか読めない。だからさっきから言っているように、人目を引くような、びっくりするような、あっこれは何だと、そこから入り込んでいただくような写真、イラスト入り、そしてどういったふうに対応していくのか、どこへ連絡をするのかということが、高齢者にとって、あるいは障害者の方々に対しても分かるような情報の提供の在り方というのをやっていただきたいというのと、やはり頻繁にやっていただきたいということです。手口が新たにどんどん変わっていきますのでね。この3月6日の南日本新聞にも載っていましたが、この悪質商法ということで、障害者の防止策を国も強化していくと、見守りネットということで、断り方の疑似体験しっかりやっていくんだと、講座も開いていくんだということがありますので、そういった講座も、港湾商工課でも今まで取り組んだ経緯がありますけれども、どんどん取り組んでいただきたいというふうに思っております。

あと、教育委員会の方に移りたいと思いますが、先ほど教育長の方から図書充足率ということではらつきがあるというお話でありましたが、本当に各学校でかなりのアンバランスな状況にあるなあとい

うふうに思っています。ここで細かいやり取りをしたくなかったものですから、志布志市内の小・中学校の図書館の充足率というものはもういただきました。いただいた結果、見ていきますと、旧松山町というのはすごいんです。充足率が3小学校とも100%を超えています。松山小学校なんかは156%ですよ。有明も伊崎田が150%、蓬原も100%、山重も超えています。原田小学校が少し低いのかなというふうに思いますけど、それ以外は有明もかなり高い水準に近づきつつあるというふうに思います。ところが旧志布志になると、当然100%を超えている所はどこも無いわけですが、香月小学校になると、これ56%というとても低い数字。そして全体的に見て、旧志布志が厳しい。こういった状況をどう思われますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおりでございます。旧松山の小・中学校は大変すばらしい充足率でございます。反対に、旧志布志が大変低い、大変というか、香月小学校がちょっと低いです。あとは70%から74、5%ですから、これが許容範囲であるかどうかは別といたしまして、香月の極端なこの低さというのが目立っております。私もいろいろ聞いてみたりしたんですけれども、近くの図書館を利用したり、がんがら号ですか、あれが走っていたりするんで、ついそちらの方を利用して、特に読書量には比例しないというような校長の話でございましたので、そうねということで語っておきましたが、ぜひこれも、しかし決していいことではございませんので、今後このばらつきも均一化して、そして子供たちに平等な教育環境が与えられるように努力しなければいけないと、このように思っているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 冒頭14年度から読書推進法が制定されて以降14年から18年まで5ヵ年計画で650億円でしたか、地方交付税措置をされました。その時にも質問しているんですが、いわゆる地方交付税として措置されるものですから、使い方が明確になっていない。そういった中で、いわゆる図書費としての、国はこういう法律を決めた時に、図書を増やしてほしいという想いがあって交付税措置をしています。ところが時の財政がいろんな考え方をもち、教育委員会もそこに対して遠慮をして、なかなかそれを勝ち取れないことがある。その結果がこれですよ、やっぱり。旧志布志なんか特にそうです。言ったんです、その当時も。勝ち取らないと整備できないよと。財政が回してくれてないという部分もありますし、教育委員会が遠慮した経緯も当然あります。ですから、今回はその時の5年間よりはるか1,000億円という交付税措置をするわけですので、そこに対してはですよ、本当に財政と撃ち合いをしながら、けんかしながらでもですよ、この未来を担う子供たちの情操教育も含めて学習意欲をそそる、そういったことも含め、健全育成も含めて、やはり予算の獲得ということに対しては真剣に臨んでいていただきたいと思いますが、教育長どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のことにつきましては、文部科学省からの通知を県教育委員会を経まして、今回、現在地方財政措置が講じられる予定であると、こういうことでこちらにも通知をいただいております。なお、これにつきましては総務省において決定され次第連絡するよという通知がまいっておりますので、ただいま御指摘のことにつきましては、また改めて財政当局とも理解いただきますように図書費用の獲得に努力してまいりたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、この19年度から平成23年度まで、5カ年にわたって学校標準の図書整備、この目標ありますね。100%を超えている所がいいということじゃないです。ここはここでもっともっとまた増やしていけばいいでしょう。ただ、この国も5カ年において、この標準に対して必ず手が届くような手立てをしていくというふうに打ち出しているわけですので、そういった方向性というものをしっかりこの現場でも受け止めていただきたい。そのことは、それで教育長の意気込みで、多分今後進んでいくだろうと思いますが、あとこの学校図書に関する調査結果というものを、今手元に僕は持っているんですが、この中で、例えば必読書、推奨図書を定めている学校の割合というのが出ていて、この小学校が25%ですね、中学校が20%なんですが、これは本市においてどういう状況なのか。そしてもう1点、ボランティアを活用している学校数の割合、これが17年度小学校が63%、中学校は少なくとも15%、こういったことがあります。このへんのところはどうか。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま議員御指摘の推奨図書ですか、そのことに関する資料がちょっと手元に無いもんですから、今ちょっと答えられませんが、後もってまたお届けいたしたいと思います。ちょっと担当がまいっております、私ももう1回帰りまして、各学校調査してお届けいたします。

○14番（小野広嗣君） 今は出されないということですね。

○教育長（坪田勝秀君） はい、すみません。申し訳ございません。

○14番（小野広嗣君） じゃあですよ、こういう定めている学校数の割合、必読書、推奨図書を定めている学校の割合、あるいはボランティアを活用している学校数の割合、あるいは公共図書館と連携を実施している学校数の割合、これも小学校が60%、中学校が30%とかなっています。こういった本市の状況がどうなのかというのを押さえた上で、やはり教育委員会として学校と連携を取って指導もしていかなきゃいけない。こういった部分が分かっていないと、指導も何もできないわけですからね。あとはこれは分かると思いますが、この蔵書の、例えばですよ、公立図書館と分館との連携というのは取れましたね。そして、予算も組まれて、今後どんどん発展していくと思うんですが、この小学校、中学校における蔵書のデータベース化というのがどういう状況にあるのか、教育長お示しできますか。

○教育長（坪田勝秀君） 特に現在各25校に増えましたので、それぞれ図書館の充実ということでデータベース化を進めようということ、現在特に市立図書館を中心といたしまして、有明、それから松山の支所、分館ですか、これも今進めておりますので、各学校同士のデータベース化もいたしまして、そして自由に本を貸し借りできるようなシステムを創り上げようと今やっているところでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、こういったデータベース化も図っていただいて、そしてこの図書館との連携も、もう取れてきているわけですが、いわゆるこの本に関する格差というか、違い。確かに、公共図書館が旧志布志にはあります。だけれども小学生が、香月小学生がですよ、そんな頻繁にあそこまで行きますか。そんなに行かないと思うんですよ。やはり学校図書館の中にそれだけの蔵書が揃っていれば、やはり利用度が回転していくということになると思いますので、ぜひこのことに関しては、本当に我がまちの子供たちの未来のことを考えたときに、すぐ結果として現れる在り方ではないですが、やはり10年、15年後にそういった図書整備の一つが大きき子供たちの未来を変えていくことは間違いないと思いますので、そこに対する取組をしっかりとお願いして終わりたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

○副議長（福重彰史君） ここでお諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は休会とします。

14日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦勞様でございました。

午後 5 時14分 延会

平成19年第1回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成19年3月14日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

木 藤 茂 弘

長 岡 耕 二

金 子 光 博

小 園 義 行

下 平 晴 行

上 野 直 広

日程第3 報告

出席議員氏名 (31名)

1番 下平晴行	2番 西江園 明
3番 丸山 一	4番 八久保 壹
5番 玉垣大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫京子	8番 藤後昇 一
9番 迫田正弘	10番 毛野 了
11番 立平利男	12番 本田孝志
13番 立山 静幸	14番 小野 広嗣博
15番 長岡耕二	16番 金子光博
17番 林 勇作	18番 木藤茂弘
19番 岩根賢二	20番 吉国敏郎
22番 宮城義治	23番 東 宏二
24番 宮田慶一郎	25番 小園義行
26番 上村 環	27番 鬼塚弘文
28番 重永重久	29番 丸崎幹男
30番 福重彰史	31番 野村 公一
33番 若松良雄	



欠席議員氏名 (2名)

21番 上野直広	32番 谷口松生
----------	----------



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 本田修一	助 役 瀬戸口 司
教育長 坪田勝秀	総務部長 隈元勝昭
企画部長 持富秀明	市民部長 稲付道憲
産業振興部長 永田史生	建設部長 井手南海男
松山支所長 吉井宏徳	志布志支所長 山裾信博
総務課長 上村和憲	情報管理課長 中水 博
行政改革推進課長 外山文弘	企画政策課長 山下修一
財務課長 溝口 猛	市民課長 竹之内宏史
環境政策課長 立山広幸	税務課長 嶋戸貞治
福祉課長 津曲兼隆	畜産課長 中崎章文
土木課長 宮苑和郎	水道局長 徳田俊美
農業委員会事務局長 大園 朗	教育総務課長 溝口敏久
学校教育課長 山口幸彦	給食センター所長 恒吉修二
松山支所福祉課長 木佐貫一也	志布志支所福祉課長 萩本昌一郎



議会事務局職員出席者

事務局長 徳重昭一	事務局次長 前田泰郎
次長補佐兼議事係長 門岡秀明	調査管理係長 徳田弘美

午前10時00分 開議

○副議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名します。



日程第2 一般質問

○副議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、18番、木藤茂弘君の一般質問を許可いたします。

○18番（木藤茂弘君） それでは、通告に基づき順次、質問をさせていただきますが、一番始めに、道路行政についてということで、そのうちの1番でございますが、東九州自動車道大隅～鹿屋串良間の工事着手に伴う市の事務組織の充実と協力体制を取る職員の配置についてということでございますが、2月19日の県議会におきまして、知事は、東九州自動車道は国が新直轄事業方式で、大隅～鹿屋串良間の工事について国土交通省大隅河川国道事務所によると、3月に工事着工の見通しであることを明らかにされました。

本市としては、道路計画が具体化される中で、測量にかかわる、あるいは地権者調査、地権者への協力依頼など関係機関等との連絡、事務作業も多忙になると同時に、国は新直轄事業により期間内の開通に向けて計画を進めているのではないのでしょうか。

施政方針の中にも、本市が東九州自動車道建設促進協力会の事務局・会長という立場でありますので、近隣自治体と経済団体と連携しながら積極的な要望活動を展開してまいりますとありますが、要望活動だけではなく事務局あるいは会長として、それらに対応する本市の事務組織の充実を図り、協力体制を取るために関係部署の職員の配置は考えられておられないのか、お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

木藤議員の質問にお答えいたします。

御質問の東九州自動車道大隅～鹿屋串良間17.7kmにつきましては、平成15年12月25日の第1回国土開発幹線自動車道建設会議において志布志～末吉間の48kmが国の新直轄区間に指定され、平成18年度の事業費も115億円計上され、菱田川、安楽川の橋りょう関係の地質調査が実施されており、現在に至っております。

工事の着手につきましては、今月の21日に大隅～鹿屋串良間におきまして、大隅河川国道事務所が中心になりまして起工式を行うことが決定されております。

市といたしましても、用地交渉の支援等を日夜努力しているところでありますが、今後は早期実現に向けて、職員の配置等を含めて、協力体制を整え、国と一体となった事業推進にあたってまいりたいと考えております。

○18番（木藤茂弘君） やはり国の事業、ひいてはまた県の事業でも同じでございますけど、要望活動のみじゃなくて、なるほど我々の一応、主体的な仕事の中で、市もやはり協力をさせていただいておると、そのためにはやはり我々もやっぱりきばらんないかんというような、そうしたやっぱり体制づくりをして、速やかにそれが開通するような一つの努力体制をひとつしていただくということであるとすれば、有り難いことだというふうに考えております。

それでは、次の2番でございますが、地域高規格道路松山～有明間が、来年度中のいわゆる開通見込みであります。県道飯野・松山・都城線は市に移管されるのか、その対応はということでございますが、この道路につきましては、昭和46年から56年にかけて、末吉・松山・有明・大崎にかけて道路延長約35kmの広域営農団地農道整備事業として完成した道路でございます。その分の一部、県道部分にある飯野・松山の大橋まで、新橋のあの大橋までは大隅土木事務所が担当して施工した道路でございます。

当時の施工について、松山町の一応要望どおりに施工がなされておれば危険回避ができたのであります。それが現在までに至っておるわけでございます。その間、当県道につきましては、市の2級市道でございますけど、前田・泰野線の前田集落の入口付近は、過去、人身死亡事故等も2件発生しておる箇所でもあります。

そしてまた、自動車事故も多数発生しておる場所でもあり、地域の中でも事故発生の高い箇所でもあります。それが現在に至っておる中で、旧松山町時代にも陳情活動を行ってきた経緯があるわけでございますが、県といたしましては、現在に至るまで起点の飯野地区の改良工事、茗ヶ谷地区及び松山小学校前にかかわる代行バイパスの新設工事、そして松山大橋の耐震強度にかかわる補強工事として、県単橋梁整備震災対策工事の施工も行っていたとおる箇所でもあります。特に前田・泰野線の前田集落入口付近の改良工事につきましては、旧町といたしましても県に要望をしてきた箇所でございますけど、いまだにその改良がなされていないわけでございます。

そのような道路であるわけでございますが、高規格道路の開通が予測される中にありまして、これらの、現在の県道の飯野・松山・都城線のいわゆるバイパス路線として、県は現在の高規格道路の整備をやっているわけでございますが、これらが移管されるのか。市長はどのように考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域高規格道路、末吉・松山・有明道路工区の供用に伴う県道飯野・松山・都城線の取扱いにつきましては、平成17年11月29日付けで旧松山町長、有明町長と、町道として管理する協定書を結んでおります。したがって、地域高規格道路開通後は市道として管理していくことになります。

旧道引継ぎにつきましては、県・市相互の協議により、引継条件の整備を行ってから、整備完了後移管することとなっております。

○18番（木藤茂弘君） そのような協定が結ばれておるということにつきましては、初めて私も耳にしたところでございます。

そのような危険箇所等が多々あるわけでございますので、可能な限り市が引き取った後、それらの工

事をするということじゃなく、引き取る前に、それらの危険箇所については土木事務所の方にも要望等を行い、そのことがかなうように努力をしていただきたいというふうに考えておるわけでございますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話しになりました前田集落入口の蕨野地区のカーブのことだと思いますが、そのカーブにつきましては、速度の制限を50kmから40kmにしたと。それから電光掲示板による表示、路面への減速マークなど危険表示を行いまして安全運転を促しているところでございます。移管後も危険表示など、継続して管理してまいります。個々の対応につきましては、高規格道路開通後の交通量を見ながら対処していきたいというふうに考えますが、先ほどもお話ししましたように、県と市との相互の協議により引継条件の整備を行うというふうになっておりますので、移管する前にこのことにつきましては、また十分要望しておきたいというふうに思っております。

○18番（木藤茂弘君） ただいまの箇所につきましては、当時の首長であられた町長も、土木との協議がなされておった箇所であるわけでございますけど、あそこに前田川という小さい一つの川が流れておりますので、あその関係上、建設省が定めておる規格に合うのでということで、いくらか工事の難箇所であったが故にあのような状況で残っておるわけでございますので、現在の状況を見る中では、あの畦畔を利用した、道路畦畔を利用した工法であればですね、十分見通しのつく路線になると思いますので、ぜひそのへんにつきましては、引き取る前提の中で土木事務所等も協議を再三重ねた上で改良への努力をしていただきたいというふうに考えております。

次に、(3)の県道柿ノ木・志布志線、弓場ヶ尾地区の改良工事の促進策でございますが、平成18年度の予算で補正予算4号、これ9月ですが、103万5,000円計上、負担率10%ということで、事業費でございますと、結局1,035万円ということで、10%ということであれば、これは県単の一応改良工事の費用だというふうに考えるわけです。

そして、補正6号で事業費2,300万円、5%で115万円という予算計上がなされておりますが、これは国がかかわる地域特定道路整備事業による事業費だというふうに理解するわけでございますが、12月の同僚議員の質問の中で、県も重点路線に指定し、特段の配慮がなされ、全体事業費3億円で19年3月に一部着工の予定であるという答弁がなされておるわけでございますが、この予算の補正の4号、6号の流れを見る中でですね、私としては、この3億円という事業費が国の採択事業費であるのか、この点が一つと、それから、この路線について志布志町議会より提出された要望事項に対して、大隅土木事務所の方からですね、回答された内容として、重要性や地元の協力体制などの熟度を考慮した優先度に基づき、他地区との調整を図りながら今後検討をしてまいりますというのが、提出した分に対する回答が来てるわけですが、この熟度という問題を考えた場合に、やはり地元のいわゆる協力体制ということでしょうけれど、特にこれらの問題について、地元の体制として、用地、相談その他を含めてどのような状況であるのかということをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道柿ノ木・志布志線につきましては、平成18年度より用地買収に入りまして、今月の中旬には、弓

里地区で一部工事着手するというふうに聞いております。引き続き、平成19年度は用地・補償先行と聞いておりますが、地権者の皆様方の御協力をいただきながら県と連携を取り進めてまいります。

用地の取得がスムーズにいくことが、事業の進展につながるというふうにかかわっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○18番（木藤茂弘君） 説明いただきましたけど、この3億円については、国の採択を受けている事業費なのか。それが1点と、用地相談は行かなければならないわけですけども、簡明にひとつ、この用地相談について、地元の協力体制が、現在の時点で100%行くと言えるのか、このあたりについて答弁をお願ひしたいと思ひます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○建設部長（井手南海男君） 3億円が国の、いわゆる予算の額ということで、それを受けているかということでございますが、あくまでも先ほど議員の方から話がありましたように、地方特定道路整備事業ということで、県としての枠がございます。その中で、将来にわたって当該路線については、まず1期工事でございますが、3億円であると、3億円で行うということをしておるわけでございます。用地の協力につきましては、ほとんど100%近い協力を得られているということでございます。

あと、前年度の予算でございますが、途中で補正を行ったり、最終的には地特でも5%の負担でございまして、18年度につきましては、事業費ベースで6,066万円ということで、他事業からさらに補正後流用されているということで、ある程度重要路線として位置付けられているというふうに感じますし、要望活動の中でも一番優先課題の路線であるということは、要望の中で県の方に働きかけをしているということでございます。

○18番（木藤茂弘君） なんか、いわゆるすっきりしない問題がありますね。県は重要路線としておりますけれども、これは国がいわゆるかかわっておる、地方特定というのは市・国がかかわる予算であるわけでございます。国・県・町ですが、本来なら、鹿児島県の弓場ヶ尾地区採択何号というのが、国土交通省の方でぴしゃっと、やっぱりされなければならないんじゃないかというふうに、私はこう考えるわけですが、これあたりが明確でないということであるとすれば、県は、全体事業費の中から必要に応じて、その都度その都度、予算を割り振るといふような一応形でやっておると。過去に我々がやってきた経緯の中では、泰野地区は3億5,000万円ということで、国の中で地区名、金額、それがぴしゃっと採択されて事業が実施されて、事業着手ということになるとすれば、1億2,000万円あるいは1億5,000万円という形で3カ年でやるということであれば、そういう形で今までの事業というのは流れてきておったわけですが、今の説明を聞きますと、鹿児島県全体に予算がぼっときて、県全体を眺める中で、それぞれ用地交渉のいく所、用地交渉のいかない所、いろいろそうした問題を含めて、その予算を配分しておるといふような気がしてならないわけでございます。

ここらあたりを再度、国の方で弓場ヶ尾地区第1期工事3億円というのがぴしゃっと採択されておるのか。そこらあたりも確認をしていただきたいと。国の、19年度の予算の流れで弓場ヶ尾という地区の事業費が出てこないものですから、私がこうした質問をすると同時に、補正予算の流れの形の中で、これは国の段階では地区としては採択されていない地区じゃないかなと。我々が油断をずっと他のカラス

が柿のジクリショをちくじって、あそこ持っていくよというような形での事業開始ではないかというような気がしたので、今そのような質問をしたようなふうでございますので、我々がやったところと今のやり方が違うのかどうか知りませんが、国がもう10億円なら10億円、鹿児島県にばっとやって、それを地域の熟度によって配分する形であるのか。

農政部の分については違いますよね。今回も川路地区が18年度の補正予算で2,300万円でしたか、追加が付きましてということの地区名まで入れて、金額まで入れて確認をしておるわけですが、金額にすれば2,000いくらだったと思いますけど、そのようなことで一応情報も得ておるわけですが、そうした分の、国の時点でしっかりとした形で採択されておる箇所なのか、そこらあたりをびしゃっと抑えてみてください。

それと同時にですね、これを、今のことを含めてですね、完成へ向けて、やはり国・県に力添えを、やっぱり要望活動をしなければ駄目だと思いますよ。土木協会の陳情活動は、いわゆる一般的な形としてなされておるといことで、土木事務所の陳情活動、土木協会の陳情活動、そのものだけではどうかなということを考えるわけでございます。特に、土木協会が共同で陳情をするようになったのはですね、県道269のあの完成と同時に、土木協会といっしょにしようじゃないかということが話されて、現在までに至っておるといふふうに私は理解しておるわけでございますが、恒例化した、こうした要望以外にですね、やはり独自のひとつの要望活動をしなければいけないんじゃないかというふうに私は考えておりますが、特に、過去に泰野地区等を通った場合についてはですね、泰野地区のいわゆる改良工事の促進期成会という名の下に、それぞれの代表者の方々の署名をいただいて、陳情も何回となく知事部局をはじめ、県議会にも行った経緯がございます。

そういうことで、特に、今回この弓場ヶ尾改良工事の箇所につきましては、いわゆる名前だけでも良いですから、改良工事促進期成会という名の下にですね、道路を利用されるいわゆる代表者、地区のいわゆる自治会長さんとか、あるいは学校の校長先生、そしてPTAの会長さん方、婦人会、特に志布志農協の方でピーマンの選果作業もやっておられるわけですから、いわゆるピーマン農家の方々、あるいは生産者代表者、そして農協のいわゆる代表者等の名前をつらねると同時に、我々議員の署名もいただいて、これらを知事部局、県議会等へ要望活動の必要があるんじゃないかというふうに私は考えるわけでございます。

そして、私も長く通っていませんでしたけど、質問をする過程の中で、通ってみようと思って通ってみましたところが、通り慣れておらなければ夜は走れませんね、はっきり申し上げまして。上は木がやんかぶっておるし、農道と林道と比較した場合、どうだろうかというような道路です。そのような道路でございますので、あの道路の一応状況等の写真を付けて、そしてダンプ等が通った場合に、本当に人が歩けるのかというような状況でもありますので、そうした写真も添付しながら、その必要性を力説しながらひとつの要望事項を行い、当事者の心を動かさなければならぬと思いますね。

そのようなことでありますので、できればあの箇所におきましては、期成会の名前です、弓場ヶ尾地区道路改良早期完成というような横断幕、看板でも立ててですよ、地元も本当にこれらについては願っておるんだよと。そしてまた、用地交渉等についてはすべて市に任せてください、私どもが全部解

決しますというような、その体制を持ちながら、そしてまた、昨年の11月につきましては県議会の企画建設委員の方々もですね、曾於地区の高規格道路と、それから東九州自動車道の大隅・末吉・財部間に架かっておる菱田川橋のいわゆる現地調査もしておられますので、ぜひ県議会議員の選挙後、地元県議の方々の協力を得ながら県議会議員の方々もあそこに来ていただいて、松山地区側の中尾段地区は柳橋までそのような改良がなされている中で、重要な、いわゆる志布志に出る出口がああいうことでございますので、その道路の投資効果がああいう状況であるが故に、いわゆる柿ノ木・志布志線の道路の機能というのが果たされていないということを、十分県議会議員の方々も理解をしていただくためにも、そうした仕掛けをですね、ぜひひとつしていただきたいと。そういうことで、市長は先頭に立って、仕掛人になっていただきたいというふうに考えるわけですが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの地域は、市のみならず曾於地区、そして大隅半島全域ということで、さまざまな関連性を持った団体と共に、建設促進につきまして、促進協議会を結成いたしまして要望活動を行っているところであります。

そのような中で、この柳・弓場ヶ尾の区間の県道につきましては、合併後の重点路線ということで、特に要望については力点を置きましてしているところでございますが、ただいまお話があったような進捗状況でございます。

御提案ありましたように、この地区のみの建設促進の大会、あるいは協議会というような形であればというようなことも御提案ありましたので、そのようなことも含めまして検討させていただきまして、この区間の早期の完成というのを、皆さん方と共に一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えます。

○18番（木藤茂弘君） 他の地区がしないような形ですね、特別な地区でございますので、ひとつそうした仕掛けをし、大がかりないわゆる集会・大会まではいかなくても、せめて先に、申しあげましたような陳情活動については、ぜひともやっていただきたいというふうに考えております。お願いしておきます。

次に2番の、岳野山の道路管理についてでございますが、管理主体は市なのかということでございます。えとの石造が建立されている手前の道路の管理についてということでございます。

実は、市の庁舎の方からずっと上がっていきますと、上がり着いた所で右側の方にくの字型で急にカーブが切れております。それを展望台の方に行きますと、真っ直ぐ緩やかな坂になっておりますが、その途中から、下り坂の途中から干支の石造が建立されておる所は、砂利道で左折しなければなりません。くの字の左折をしなければならない。

その左折をする時ですね、一方は下り坂で来て左折を、くの字の左折をする時はアクセルを踏まなければ、車は坂になっておりますので上がりません。そのくの字になっておる所でアクセルを踏まなければならない前にですね、赤と白のいわゆる安全のコーンが置いてあるんですね。あそこで間違いますとですね、大変な事故になるというふうに、私は軽トラックで上がってきましたけど、感じました。事故が発生したら、管理者の責任問題に発展するのではないかなというように感じました。

この道路についてはですね、一方、その下は林道だと思いますけど、あのえとの石造が建立されてお

る、あの道路については、市が管理しなければならないのか。その点と、この安全施設についてのお考えを聞かせていただければと。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

岳野山は、約108haあります山全体のほとんどが市有地でありまして、市の公有財産として維持管理を行っているところであります。議員の言われる箇所の一帯は、昭和63年度に県単、花と緑に親しむむらづくり事業によりまして、道路、多目的広場及び休憩施設等が整備され、訪れる人たちの憩いの場となっております。また、この場所の一番上の位置には、十二支の石造類が設置されておりまして、前方に志布志湾一帯を展望でき、また遠く開聞岳や北の霧島連山までを一望できることから、山へ登頂して来られる市内外からの方が増えているところであります。

さらに、山頂に整備されております関係施設への管理車両の往来につきましても、今後増えることが予想されますので、まず危険箇所の把握を行うとともに、早急に安全管理上の措置を図ってまいりたいと考えております。

○18番（木藤茂弘君） すばらしい所でございます。遠くは桜島、開聞岳が望めるし、一望して志布志市街地、志布志湾も見えるし、背後地の絶景も楽しめる最高の場所でありまして、そういう箇所に来られて、ちょっと間違っただけにゆえに事故でも起こしてはどうかと思いますので、今、答弁があったように、速やかに危険箇所等の点検をされて対処していただきたいというふうに考えております。

それと同時にですね、建設関係の車が往来する分もあるんじゃないかと思っておりますので、担当課によってはやはり使う道路ですから、せめてトイレ付近、あずまや付近のあの下の辺については、雨が降った時には水たまりができておるようです。ですから、あそこを工事される請負業者に、通られる請負業者については、せめて砂利ぐらいは入れて通ってくださいというぐらいの指導はしても良いんじゃないかというふうに考えたところでございます。ひとつそういうことで、お願いを申し上げておきたいと思っております。

次に3番目でございますが、地上デジタルテレビ放送2011年全面移行は大丈夫かということでございますけど、本市において難視聴地区があるのかということでございますが、このデジタルテレビ等については、国の施策として実施されるのでありまして、その放送につきましては、エリアは順次拡大されて、県におきましてもだいたい2011年の7月、現在のアナログ放送は終了ということで、地上デジタル放送に完全に移行する計画であるわけでございます。

そうした場合、現在の田之浦、内之倉、八野、四浦のこの地区でございますけど、この前の県の計画の中では、やはり2011年にも、だいたい面積からいたしますと、おおむね、だいたいあの地区を含めて、3分の1に近いような面積が映らないというような、いわゆる新聞の報道等もあって、図面にも載っておったようでございますが、これらについて、いわゆる本市において難視聴地区があるのか、これらのことについて答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地上デジタル放送への移行は、テレビ放送が始まって以来半世紀ぶりの大改修であるといわれておりまして、またその実現による効果は、サービスの高度化、時代の流れに乗った通信回線の有効利用、経

済効果等があると考えられております。

平成23年7月でアナログ放送は終了し、すべての放送がデジタル放送に移行されます。県内では、鹿児島市を中心とする地域で既に平成18年12月から放送開始され、19年10月に鹿屋局、平成20年に志布志局及び大隅松山局が開局される計画となっております。そうなりますと、志布志市内は、平成20年までに大部分の地域で地上デジタル放送が視聴できるようになります。

しかしながら、志布志市内では、過去の調査や総務省総合九州通信局で把握している難視聴地域が3地区、世帯数で約170世帯あります。これらの地域では、10数戸から約100戸の規模で組合等を組織し、共同受信設備を放送事業者等の支援を受けて整備され、テレビ放送を視聴をされている状況でございます。

電波の質が異なることから、実際に試験電波が各局から発信されないと予測できないところもありますが、電波の性質上、この地域は、デジタル化されてもほぼ同様の状況であると推測されております。また、同様に市営住宅についても難視聴地域にあり、共同受信施設のあるものや、難視聴地域でない通常の地域でも、集合住宅については、共同受信施設が設置してある状況であります。

そのようなことから、これらの実態を十分に調査し、市営住宅につきましては、地上デジタル放送に対応されるための改修等を行いまして、難視聴地域に該当する地域につきましては、その改修につきまして、各戸の負担が著しく大きくなる場合は国の支援策等がありますので、そのことを視野に入れた対策を講じる必要があるというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） 今の説明の中でそういう地域があるということですが、実はアナログ放送に対応する共同アンテナ、これをやっても、アンテナの取替えをしなければならないという事態が発生するんじゃないかと。それでも駄目なら新たにアンテナの、いわゆる取付けもしなければならないということですが、現在のアナログ放送の完全移行の、いわゆる期日もわかっておりますので、特に国策として国がデジタル化に取り組む以上ですね、国は地域の特性に考慮しながら、施策として総務省九州総合通信局による共同受信施設等を利用する難視聴地域のために、周辺協調施設整備事業の創設などを国も支援を考えているようでありますので、共同受信施設が必要なのか、それらを検討して、本市としても国に財政支援を求める取り組み、それらも検討しなければならないんじゃないかと。

話を聞きますと、鹿児島市で現在、共同アンテナの設置について、1箇所取り替えることについて1,000万円かかるというような話も聞いておるわけですが、現在までのアナログ用のテレビの取替え、その程度で済むのか、それあたりも調査の上、国の財政支援を求めるべきということであるとするならば、それらも検討しなければならないんじゃないかということですが、結局、いつからは現在のテレビは映りませんよというのが決まっておるわけですが、これらについて市長は、財政面について相当な金をかける場合においては、国の一応支援も受けなければならないとも言われましたけれど、結局こうした説明会が、鹿児島市、それらの地域の中で行われている中で、本市としては、これらの対応は、まだ具体的に図られていないんじゃないかというふうに考えるわけですが、これらの準備につきまして、2011年の7月という期限に間に合うように取り組んでいきますという考えがあるのか、再度、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、23年7月にアナログ放送が終了と。それ以前に志布志局が平成20年に、そして松山支局が開局されるということになっております。それらの状況を見ながらということになるということですが、難視聴地域につきましては、先ほど議員がお話があったように、総務省の支援策としまして、辺地共聴施設のデジタル化支援があると、これが3分の1の補助だということでございます。

この補助要綱等を見ながら、その難視聴地域につきましては、市としても対応していきたいというふうに思っております。

○18番（木藤茂弘君） 中継局と、いわゆる難視聴地区に対するアンテナとは意味が違うわけでございますので、そこらあたりは十分誤解のないようお願いすると同時にですね、実は、3月の8日の新聞の中でですね、奄美地区地上デジタル、来春にも着手ということですね、実は県の方の計画でいきますとですね、だいたい奄美はいわゆる2009年ですね、2009年にあったものの、計画がですよ、だいたい奄美地区の全世帯の3分の1が2007年度に一応基幹局の整備をするということで、当初の計画よりも早くなっただろうかというふうに私は考えるわけです。

これらの、デジタル放送等が始まる前にですね、奄美群島の市町村長さん方は、現在のアナログテレビがようやく全戸に映るようになった形の中でということで、それぞれいわゆる県・国等に対して、これらのデジタル放送への取組をされた陳情活動の、いわゆる要望活動の新聞記事も見たことがあります。本地区におきましても、2008年に末吉と志布志ということになってはおりますが、確かに2008年に中継局の計画は完全に施行されるのか、やはりここらあたりにつきましても、再度確認、そうしたひとつの要望活動についても、間違いありませんというように、やはりされる必要があるんじゃないかというふうに私は考えるわけでございます。

そこで、特に中継局1つ造るにしてもですね、いわゆる国としては、総務省の地域情報通信基盤の、いわゆる交付金として出すわけでございますが、やはり金額につきましても、これは国のそういう交付金と、民間放送あるいはNHKが建てるわけでございますけど、やはり奄美の分についても29億円という金がかかるということで、そう安易に、いわゆる中継局の建設というものも、おいそれということにいかないようでございますので、これあたりも含めて確認をしていただくことが大事ではなかろうかというふうに考えております。

それから2番のですよ、いわゆる市営住宅等の共同アンテナ等の対応についてでございますが、これにつきましては、難視聴地区のじゃなくて、それが解消された中で、いわゆる住宅そのものに現在共同アンテナがついておる、その意味を問うておるわけございまして、これら市営住宅等の共同アンテナの対応については、どのように考えておられるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中高層耐火市営住宅及び集合住宅等の共同アンテナの対応におきましては、現在屋上などに共同アンテナを設置し、テレビ放送を受信しているところですが、地上デジタル放送は、現在のUHF帯共同受信施設では、原則としてそのまま地デジ放送も受信できるということでありまして。

しかしながら、既設の受信アンテナが、地デジ放送の周波数に対応されていない場合等においては、改修が必要になります。このため、難視聴地区の改修を必要とされる中耐市営住宅、市営集合住宅の対応につきましては、地区調査のうえ、地デジ対応アンテナの設置及び改修等を行ってまいりたいというふうに思います。

○18番（木藤茂弘君） 市営住宅等に入所されておる方々の経済的な負担がないように、共同アンテナ等の取組もひとつお願いしたいということで、（3）番に行きますが、移行に対して、市としては対策を考えておられるのかということで、だいたい今までのと同じ分もありますが、実は、地上デジタル放送を視聴するためにはですね、三つの方法があるわけですね。

一つ、いろいろ部品を、アンテナを取替える上にも、この際映るのであれば対応するテレビを替えると、だいたい買い替えるとなりますと、いくら安いのであっても現在20万円程度はするんじゃないですかね。もう少し大きくなりますと30万円ということじゃないですかね。

それと現在のアナログテレビで見ると、現在のテレビを使うとした場合には、チューナーを購入するかして、そして現在使っておったアンテナ等を対応できないとすれば新設するかということであるわけです。現在の、いわゆるアナログテレビを見ておられる方が現在のテレビを使うとした場合に、これについてもだいたい、チューナー、それぞれも安いのであれば3万円ぐらいでしょうが、アンテナまでいじるということとなりますと、だいたいやっぱり7、8万、10万円近くかかるんじゃないですかね。そういうことであります。

それともうひとつは、やはり現在のテレビを使うということになりますとですね、いわゆるケーブルテレビの地域への導入として、そしてそれにお互いが加入して、そして月の利用料金を払っていくということであるわけですが、こうした以上の三つの視聴の方法がありますが、視聴の選択の仕方としては、やはりさっき申し上げましたように、高額な器具の購入が予測される。そしてまた、ケーブルテレビ等の導入をするとしてもですね、高額な負担が予測されると、これらの分についてもですよ、現在、国の支援を受けようとしておる多くの市町村もあるわけでございますが、特にテレビは、災害時のいわゆる緊急放送など重要な使命を持っておるわけでございます。

そういう中で、所得や地域の格差で取り残される弱者、高齢者も考えられるわけでございますが、これらの移行に対して、市としては、現在のところそれらの対策についてどのようなお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 先ほどからお話ししますように、市営住宅あるいは難視聴地域については、あらかじめそういったことで調査等をしまして、その対策につきましては、地デジ放送が始まった時に不便が生じないような形にしていきたいというふうに思っております。

全般的におきましては、移行する市民の方々に対しましては、市民の方々の疑問や不安に対する相談というものを、それからあるいは、例えば悪徳商法というものがまたあるかもしれないということで、それらのものについての相談にも応じる体制を整えていきたいということでございます。

そして、市のホームページにおきまして、その内容を周知するための特設ページを開設いたしまして、平成23年度までの移行期間中、市民の皆さんが、不安なく安心して移行できるように支援していきたい

というふうに思っております。

○18番（木藤茂弘君） 隣接市町村、日南、串間を含めてでございますけれども、これらの地域につきましては、やはり住民の方々のそうした不安と、あるいはそうした経済的な負担を少なくするというような面から、ケーブルテレビの導入等も考えておられる近隣市町村も多々あるということでございます。

そういう形の中で、当然本市にケーブルテレビでも導入するというようなことになるのであればですね、これにつきましても、大変な一つの財政負担を要する分でございますので、市としては、やはり国の総務省にかかわる補助金等のそうした取組も検討しなければならないんじゃないかというふうに考えるわけでございますので、早い時期に、これらの対応の仕方をどうするか、現在のままで市民の方々が移行ということになれば、もう買い替えるか、あるいは現在見ておられたテレビでチューナー、アンテナを替えて見るようにするかということになるかと思いますが、やはり市としては可能な限り、市民の方々の負担が軽く済むような形の中で取組をし、方向付けをしていただきたいというふうに考えております。

特に、ケーブルテレビを導入した場合、住民の方々は現在のテレビを使えるわけですね。加入金が、都城の例ですけど、加入金が8,400円、そして毎月の視聴料金が3,675円、これはインターネットも、都城はインターネットも同様だということです。そういう形の中で、現在いろいろと地上デジタルテレビを見る方法としては、これ以外にも、現在いわゆる九州電力、インターネットで、Q T N e t というようなことで、インターネットでも見れるということであるかと思いますが、特に高齢者の方々を対象としてはどうかというような気もするわけでございますので、地域の状況を調査されてですね、そして、市としては何ができるのかということを検討していただくということが大事じゃないかと思えます。

実は、私の所の新橋地区はですね、ほとんどが、あの役場の周辺は、ほとんどが共同アンテナです。はたしてどうなるんですかということをお伺いすると、見れるようにはしますがということですが、鹿児島県の例をお聞きすると、そうした国の援助をいただいて、そうした共同アンテナ等の設置替えもしておるといような実情でございますので、本市としても現在の実態を調査・把握されて、その方向付けをしていただきたいというふうに考えられますが、市長のお考えを再度お聞かせください。

○市長（本田修一君） C A T Vの話が出たわけでございますが、C A T Vにつきましては、旧有明町の地域で、そのことに事業化に向けて検討がされておりました。しかしながら、情報通信の分野で非常に進展が著しいと、そして多額の事業費がかかるということで研究中と、調査中というような状況であるようでございます。

その中での今度地デジ対応ということになるわけでございますが、今申しましたように、集合住宅あるいは市営住宅、そして難視聴地域というものを重点的に調査して、そして市全体の市民の方々が不安なく地デジに対応できるように、事前に市民の方々にもお知らせして、そして相談等も承って対処していきたいというふうに考えます。

○18番（木藤茂弘君） いろいろと申し上げましたが、行政を執行していく上につきましてはですよ、それぞれの課題があるわけでございますが、特に今回の一般質問の中でも、同僚議員がそれぞれ申された形の中でも、旧町としてはまだこのようなこともやっていなかったのかということも多々あったかと

思います。

合併して1年が経過して、2年目のいわゆる行政執行の予算も現在議会に付託されておるわけですが、やはり私は、行政課題というのは住民からの要求に基づいて、あそこの道路が、やぶがやんかぶっちゃって、やぶは払ってくださいと、あそこの側溝が詰まっておるので詰まっておるものを取ってください、道路がぬかりますので砂利を入れてくださいという、そうした要求課題もあると思います。これも一応大事な要求課題で、ひとつの行政の課題であると思います。

しかし、やはり住み良いまちづくりを進めるとするならば、市が行政の中で住民に対して、安全で安心して暮らせるまちづくりを行うとするならば、要求がなくてもやらなければならない行政の必要課題があると思います。特に、今回の一般質問の中にもありましたように、災害の多発地帯で、現在、復旧作業あるいは明許繰越に付さなければならない、それぞれの箇所も多々あるかと思いますが、雨が降って壊れたときには、災害にかくれやよかとよと、それもひとつの方法でありましようけど、私はやはり、行政とは災害が出ないように、その原因を追及して、事前に出ない施策、工事施工を行わなければならない、そういうひとつの必要課題もあるんじゃないかと。これは一例でございますけど、特に旧松山の場合にはですね、現在も災害が少のうございます。特に特殊農地保全整備事業なり、それぞれの制度事業を使って基盤整備も行い、あるいは流末処理も多々やってまいりました。

これは、住民の方々からの要求でやったものではございません。すべてが、行政としてやらなければならないものを先取りしてやったわけでございます。そういうひとつの必要課題の取組について、市長がやはり主体的な仕掛人となってですよ、住民の方々との話し合い活動を通じて、市民との合意づくりをして業務執行にあたってもらいたいと。住民からの要望がないからといって、それを放っておいては行政課題の解決にはならないんじゃないかというふうに、ただ私は考えるわけでございます。

今回のこの地上デジタル放送の期限も、2011年の7月というのが決まっておりますので、これあたりにつきましても、市としては何ができるのか、何をしなければならないのかということのを的確に把握されて、諸々の行政課題解決のために取り組んでいただくと同時に、実現に向けて努力されることを申し添えて私の質問を終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、木藤茂弘君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時20分に再開いたします。

○

午前11時14分 休憩

午前11時21分 再開

○

○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に15番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○15番（長岡耕二君） おはようございます。皆さんが頼りにしていますので、一生懸命時間を使ってやっていきたいと思っております。それでは始めたいと思っております。

畜産振興について、まず伺いたいと思っております。隣の宮崎県清武町、日向市で鳥インフルエンザが発生

し、近くであったせいか大変心配いたしました。今終息に向かって安心しておりますが、今どこで発生してもおかしくない状態で、現実であります。そこで、今回の志布志市では、どういう対応をされたかお伺いいたします。

次に、我が町の産業は農業であるというふうに市長の話の中でもあります、その中でも畜産関連の産業が大変重要な場所を占めておると思います。世界に誇れる飼料工場や、二つの畜産処理工場を持ち、近くに多くの畜産農家があり、畜産の町と言ってもおかしくない状況であります。しかし、現在、農耕飼料は輸入に頼り、粗飼料も輸入物に頼りつつあるのが現実であります。大変不安定な状況ではないかというふうにとらえております。カットワラなども中国、韓国、台湾から輸入がストップしてもう長くなっております。近年では、オーストラリアの大干ばつやトウモロコシの代替エネルギー等利用され、さまざまな問題の要因を抱えているのが現実であります。

輸入飼料、牧草価格は大変高騰しておりますが、政府もいろいろな施策を採っておりますが、まだ定着している状況ではありません。我が、この志布志では、飼料作物の自給対策を今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。今まで度々質問してまいりました潤ヶ野小学校の体育館についてであります。旧志布志町時代にさまざまな調査を終え、建物の設計まで出来上がり、学校と地域が合同で行う運動会の予定の変更や、緑の少年団の活動や地域の先輩方が大変苦勞して育ててこられた学林地の問題、いろいろな話をされて進めてまいりました。

その中で、木材をふんだんに使った、この地域に合った体育館を造ろうと、皆さんが知恵を絞ってやってまいりまして、いろいろな地域の方々の方が話をしながら、学校だけではなく、この地域の人の熱い情熱を傾けて、皆さんで、この地域に体育館を造ろうと夢見たことが現実です。

そこで、過疎計画の中で建設が示されておりましたが、合併して志布志市になり、本田市長になり、平成19年度の予算の中で改築に変更されました。大変悲しく、悔しくてなりません。そこで、建替えずに改築になった理由を伺いたい。建替えと改築の場合の市の持ち出しの予算が、どれほど違うか示していただきたい。

いろいろな調査を実施して40年近く経っている建物でございます。耐震度、基礎の部分はそれで大丈夫なのかと心配する声もあります。今回の改築で何年ほどもつのかお伺いいたします。また、この地域の災害時の避難場所の確保というものは、どのように考えておられるのか、また、建替えを望んでいる住民の強い声を、どのように対応していかれる気持ちなのか、市長の誠意ある答弁をお伺いいたします。

1回目の質問はこれで終わり、あとは一問一答方式で行いたいと思います。再度、誠意ある答弁を心からお願いします。

○市長（本田修一君） 長岡議員の質問にお答えいたします。

平成19年1月12日の朝、宮崎県清武町で、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生したことを新聞報道等で知り、びっくりしたところでございます。

その後、宮崎県日向市、岡山県高梁市、宮崎県新富町と立て続けに発生し、隣県での発生でもあり、まんえんや本地域での発生に及ばないかということで、毎日やきもきしてまいりました。おかげさまで、

3月1日までに、それぞれの発生地で終息宣言がなされ、移動制限等も解除され、ひとまず安どしたところでございます。

それでは、お尋ねの、今回の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴うこれまでの本市の主な対応状況を申し上げます。

まず、1月15日に、鶏等の飼養農家を対象に、鳥インフルエンザ侵入防止対策を呼びかけるチラシを配布すると共に、養鶏及び採卵農家に対して、消毒液の無料配布を実施いたしました。そして、1月24日に、庁舎出入口へ消毒槽設置を開始いたしまして、27日に、少数飼育者に対しまして、消毒液の無料配布を実施したところでございます。

広報2月号やホームページに、鳥インフルエンザ侵入防止対策記事を掲載し、呼び掛けたところであります。2月13日から、養鶏及び採卵農家において、知事命令の消石灰散布による消毒開始、及び2月26日に、50羽から1,000羽未満の飼養者宅に対しまして、消石灰巡回散布の実施をいたしました。

これらのことを行うと共に、万一本市で発生した場合等に対応するため、本市の高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要領等の整備を整えてきたところであります。

次に、輸入飼料、牧草価格の高騰対応を考えていないかということでございますが、畜産における飼料の安定供給につきましては、畜産農家の経営安定、消費者への食肉供給の観点からも重要な課題であります。近年、化石燃料から代替燃料であるエタノール原料へのトウモロコシの需要が急増しまして、これに伴い米国等の産地では、牧草から穀物栽培へ転換、またオーストラリアなどの干ばつによる収量減など、畜産への供給量が減少することが心配されております。

市内の畜産農家、特に牧草やワラを必要とする乳用牛、肉用牛においては、自給粗飼料を確保し、低コスト生産に取り組んでおりますが、一方で機械の購入、維持費などコスト高につながる要因もあるところ です。このような点を解消する対策のひとつとして、飼料生産受託組織、いわゆるコントラクター育成が叫ばれているところであります。

本市においても、1組織ができつつあるところであります。野菜農家が、裏作にトウモロコシを作付けし、畜産農家に供給する形態であります。このような形態が多くできることにより、畜産農家へ供給する体制ができれば、双方に有益なものになると考えます。

今後、国や県の施策等も踏まえながら、組織育成の在り方やコストの面など、具体化の可能性について調査をしてまいりたいと思います。

次に、教育行政についてということで、その中で、潤ヶ野小の体育館が、建替えてなく改築になった理由を示せということでございます。

合併前から計画がありました潤ヶ野小体育館建設につきましては、12月議会におきまして、改修の方向で予算措置する旨をお答えしましたところ です。それを踏まえ、本会議に予算措置をお願いしているところであります。

平成18年度に実施しました耐震化優先度調査の結果を全協で報告させていただきましたように、潤ヶ野小学校の体育館の耐震化につきましては、他の学校施設の中で耐震化優先度が中位に位置し、まだ年度の古い耐震化の整備が必要な校舎等が数多くあるために、今回の優先度調査から建替え計画を見直し、

優先度との整合性を図る必要があると判断いたしました。

そのため、学校からも要望がありました雨漏りや床のたわみ、内外壁材のはがれなどを早急に改善する改修工事を行い、雨天時の授業に支障の無いようにすることで予算化をお願いするものであります。

潤ヶ野小体育館の建替えと改築予算の違いということでございますが、今議会に提案してあります屋根及び床並びに内外壁面の改修工事として4,000万円を計上してあります。建替えの場合、事業費ベースで1億5,460万円程度必要と試算されておりますが、本市の全学校の整備方針を点検し、財政的負担も考慮に入れながら実施計画を整理することが必要と考えました。

建替えの場合、国庫補助の対象となりますが、補助の裏負担について合併特例債などを活用しても、耐震優先度の調査数61棟を考えた場合、今年度に建替えを行わなければならないものではないと判断させていただいたものであります。

次に、建物の耐震度調査の結果と基礎部分の強度というものは大丈夫かというお尋ねであります。御質問の耐震度調査につきましては、先に終了いたしました耐震化優先度調査の結果におきまして報告しますと、潤ヶ野小体育館は、耐震化が必要な優先度の順位は中位でありまして、耐震化が必要か否かにつきましては、今のところ耐震化本診断を行っておりませんのでお答えすることはできませんが、以前行った耐力度調査の結果から、鉄骨材のさび、腐食による老朽化度が進行していることは承知しております。

しかし、今回の耐震化優先度調査結果から判断し、優先度の高い校舎等がほかにありますことから、提案しております改修費により屋根防水工事及び内外壁の防水塗装、床の改修を行うことで老朽度の悪化を防ぐことができるものと考えております。

御質問の基礎部分には、以前実施した耐力度調査の調査報告書を確認したところ、不動沈下は確認されていないことが報告されております。このことは、建物の構造が鉄骨トラス構造のS造であり、鉄筋コンクリートRC造と違いまして、重量がかからないことから、基礎部分への影響はあまり発生していないと思われま。

続きまして、災害時の避難場所の確保ということについてお尋ねでございますが、潤ヶ野地区の災害時における学校施設の避難場所は、市の災害対策マニュアルから、潤ヶ野小校舎のうち多目的室が一時避難場所として開設されております。また、近くには、新耐震基準に適合しました出水中学校の体育館が一時避難場所として開設されているため、災害時における対応は十分可能であると判断しているところであります。

それから、最後に、建替えを望む地域住民の強い声にどう対応するかということについてお答えいたします。潤ヶ野小体育館の老朽化による建替えの計画があったことは承知しております。御存じのように、国の建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行されてから、全国的に地震に対する関心が高まり、いつ何時発生するかわからない震災被害を防止するため、国は、平成18年度中に、耐震基準以前の建物の全棟について耐震化優先度調査を実施するよう強い指導があり、それを受け、本市におきましては、61棟の耐震優先度調査を完了したことは、先の全協で報告したとおりであります。

この優先度順位を考慮しながら、今後は、随時、耐震本診断を進め、耐震化率を向上させ、安心・安

全な学校施設の整備を推進してまいりたいと考えております。いずれにしましても、施設整備について多額の財源が必要とされる中、潤ヶ野小体育館につきましては、地域住民の皆様の長年の御要望を理解した上で、優先度順位とは別に、雨漏りなどの状況を勘案して、改修費として予算化したところでございます。本市の財政事情等にかんがみまして、何とぞよろしく御理解いただきたいと思います。

○15番（長岡耕二君） それでは、鳥インフルエンザのことでちょっとお伺いいたします。数年前に、この地域でも口蹄疫、法定伝染病が発生して、大変心配し、皆さんが苦勞された経緯があります。その中で、やはり今対応していただいた消毒のいろいろなやり方、そして庁舎などの消毒の徹底、そうしていろんな消毒の予防対策を取られたことは、私も高く評価しております。

そしてその中で、今後もそういうことが予想されます。そこで、この予防対策のマニュアルというものがあるのか、そして、今後どういう対策を取っていかれるのか、その点と、そして農家への徹底といえますか、やはり実際に病気が出たとしたらですね、消毒、やはり未然防止の予防というものは1割程度でとどまると思いますが、実際に発生したときは、やはりかなり10倍ほどの対応が必要だというふうに考えますが、その点、農家への徹底というものをどういうふうに対応されているのか、ちょっと2点だけお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） 今回、鳥のインフルエンザが発生したところでございました。先ほど市長が申し上げましたとおり、隣接県で発生しましたために、私どももいろんな角度から対応を検討したところでございます。

そういった中で、私ども職員としても、市役所としても、それぞれどういった対応ができるかということでございましたので、部署間でそれぞれの部署の責任分担をお願いしたところでございます。中身については担当課長の方からちょっと御説明させます。

○畜産課長（中崎章文君） ただいまの予防対策のマニュアルでございますが、県の方が対策の設置要領を設けております。それに基づきまして、本市においても庁舎内部における各部署ごとの取組というものを整理いたしまして、市の設置要領ということで整理をいたしております。

その設置要領、それから家畜防疫対策協議会、こちらの方の取組と両方でもって防疫の対策に取り組んできているところです。なお、農家等につきましては、県の家畜保健衛生所等の指導を受けながら的確にまんえんの防止、侵入の防止というふうな取組をいたしております。独自の取組ということで、先ほども申し上げましたけれども、市長から申し上げましたが、消毒液の無料配布と、そういったものについては、本市独自の取組というふうなことで、農家の皆さん方へあるいは少数飼養者農家への方々への侵入防止徹底等へ周知を図ってきたということでございます。

以上でございます。

○15番（長岡耕二君） 大変、マニュアルがあるということで安心いたしました。そしてまた、農家への徹底も引き続きお願いしてもらいたいと思います。

次に入ります。自給飼料の対策として、市長が今、答弁していただきましたが、やはりこの現状を把握しておられたということで、ちょっと安心しましたが、今、農家自体で畜産農家が大型化し、自給体

制がちょっと厳しい状況かなというのが現実をとらえております。その中で、今も出ましたように、コントラクターのいろいろな対策、耕種部門での飼料作の停滞というものが、今後進んでくるだろうというふうに想像しております。

その中で、今政府が考えておられるのは、畜産農家を対象のものが大変多うございます。そして、今後、耕種部門、いろいろな、例えば今言われているようにケールを作って、表作にトウモロコシを作付けするとかいうような農家が、今後、この周辺を見たときですね、やはり甘しょの裏作に飼料作を作ろうというような対応とか、水田の後に飼料作を作ろうとか、そういう対応が今後増えてくると考えていますが、その対応をどのような形、今、政府でもいろいろ考えておられますが、今後、志布志でこういうことを独自で考えていかれる考えはないか、ひとつ聞かせて欲しいというふうに考えています。

そして今後、その出来上がった商品をですね、どのような形で畜産農家へ提供できるのか、そういうところもやはり問題となってくるような気がいたします。そういうところで、新しい産業として進んでくだろうというふうに私なんかも想像しておりますが、そういう考え方をどのようにとらえておられるか、2点ほどお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

野菜農家が裏作にトウモロコシを作付けしていくというようなことでありまして、それをまた飼料生産の受託組織が受けてやっていくというようなやり方というのは、多分、現在、本市へ輸入されているイタリアンやオーツヘイはキロ40～50円だということであるようでございます。そして現在、市内のコントラクターのトウモロコシサイレージの供給価格がキロ25円程度だというふうに聞いております。そのようなことから、十分輸入飼料に対応できる体系になっているというようなことでございますので、このような形で今後増えていくというふうに思います。

そのようなことから、私どもとしましては、国や県の施策を十分踏まえながら、組織育成というものについて研究していきたいと、対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○15番（長岡耕二君） ぜひ、そういう形で、やはり新しい形として、とらえて欲しいというのが私の考え方でした。ぜひ、そういう形で進めていって欲しいというふうに考えています。今後、やはり代替エネルギーというものは、今後だいたい続くんじゃないかというふうにも考えておりますし、今後の稲ワラの輸入状況というものも、ちょっと厳しいんじゃないかなというふうに政府もとらえておりますし、農家の方々もそういう動向を見たとき、やはり、あとは端座的にも市長が言われたように、端座的にも外国からの輸入というものが相当な値段で、昨年が30円台が40円台になって、近頃はもう40円台後半になっているというのが現実であります。

そうしていきますとですね、国内の生産されてるであろう、その採算ベースというものが引き合うんじゃないかということで、新しい産業として定着するだろうというふうに考えています。それが、どのように流通に結び付いていくかということが今後の課題だろうと私はとらえています。ぜひ、そういうところも一緒に勉強しながら、新しい産業として考えていきたいと思っております。もう答弁は要りませんので、一緒にやっっていこうという気持ちであります。

続きまして、ちょっと時間が長引くんですが、いいですか。

○副議長（福重彰史君） それではここで、区切りの良いところで休憩に入りたいというふうに思います。

午後は、1時5分から再開いたします。

○
午前11時50分 休憩

午後1時05分 再開
○

○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

○15番（長岡耕二君） 昼を挟んで48分ありますが、市長の良い答弁をいただいたら5分でも終わりたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

まず始めに、教育行政についてに移りますが、先月志布志の文化会館で、稲盛和夫先生の講演がありました。その中で、市長はあの講演を聞きながらどういうふうに関心を抱かれたか、ちょっと質問したいと、これに関連ですので、よろしくお願ひします。

○市長（本田修一君） 京セラ名誉会長の稲盛先生につきましては、生涯学習のフェスティバルということで特別記念として来ていただいて、講演いただいたところでした。稲盛先生につきましては、鹿児島県出身の偉大な経営者ということで、そして、特に出身の鹿児島に対しての思い入れが強い方ということで、私どもの誇りとする郷土出身者じゃないかなということでありまして、新生志布志市の1周年記念の事業としてふさわしい方ということで御講演をお願いしたところでした。

講演をお聞きしまして、改めて会長の兼ねてから話されている内容をかみしめたところでございますが、とりわけ印象に残ったのが「いい志をもって、いい考えでもって、いいことを行えば必ずいい結果がでる」というようなことをお話しされたのが、特に今回印象に残った言葉でした。

○15番（長岡耕二君） 私も市長が言われたとおり、感銘を受けまして、私もこの予算を見た時ですね、ちょっとあきらめ加減がしておりましたが、なお稲盛先生の話聞いてですね、ああこれではいけないということで再度質問を志した1人であります。

その中で、市長がいつも志をいつも唱えておられますが、私もいい志を持てばいい結果が出るというふうに考えています。稲盛先生の話は3回ほど、今、聞きまして、京都で1回、そして国分で1回、そして地元で聞きまして、ちょうど京都に行った時、この2冊の本を買いました。そして今度の稲盛先生の話聞いて、再度3回目にこの本を読ませていただいて、市長がどういうふうに関心を抱かれるのかなというふうに関心を抱いておりましたが、やはりいい志を持てばいい結果が出るというのに尽きるんじゃないかなというふうに考えています。

その中で、私が考えたのが、いい志とは、このまちを良くしようという志が大事じゃないかなと。この地域に住んでいる住民に夢を与えて、志は二つもは要らない、一つであればいいというふうに私は考えています。その中で、私が今まで教育行政でいろんなことを考えながら、住民の声を市長に届ける時、市長が本当にこの地域の皆さんのためにいいことをしようという気持ちがあればですね、住民の負託に応えるのがいい志じゃないかなと考えています。

その中で、この体育館というものがいろいろあって、その中で教育行政でもいろいろ考えられて、この答えを出されたというふうに思いますが、そのいい志としたらですね、やはり市長が言われたとおり、市長の顔が見えないというのが私の率直な意見でございます。それはなぜかと言いますと、この建物はただ一つの建物であります。志というものが見えてこない、そういう気がいたします。

機会あるごとに、市長にこの体育館を見てくださいとお願いした時、志が、建替えようとする志があれば見ていただくとお思います。教育行政の皆さんも建替えた方がいいんじゃないかなというふうに、市長も迷っておられるのかなというのが私の気持ちです。それはなぜかと言いますと、前回の質問の時、誠意ある答弁をお願いしますと言った時、二つの答えを出していただきました。その時は私も興奮して言葉になりませんでした。あ、今、考えてみますと市長も迷っているんだなあと、私は思いました。いい答えを出すかなと、住民のためにプラスになる志の、いい志を答弁したとっております。そして財政を考えたらどうかという二つの答えがあったのかなというふうに、私はいいふうにとらえています。

そこで、市長が地域のために、住民のためにと思っただけですね、予算というのはついてくるんじゃないかなと、私はとらえています。そういうふう考えたとき、再度お伺いいたしますが、この地域を考えたとき、金額も4,000万円、1億くらいということではありますが、予算というのはついてくるんじゃないかなというふうに思います。この地域に、仮に1億5,000万円の投資をしたら、この地域に投資したらその3倍返ってくるんじゃないかなと思います。税金として返ってくるんじゃないかなと思います。

そういうふう考えたとき、この建物を市長が志としてどういうふうにとらえておられるか、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のように、地域の方々の熱望というものはあったというふうに認識しております。本当に潤ヶ野校区の方々、小学校の関係の方は、そういったものが強かったんだというふうに考えておるところでございます。

そのような形で、耐力度調査、従来は耐力度調査というような形で学校の施設の関係につきましては更新が図られてきたというふうに認識するところであります。今回お話ししますように、阪神大震災、そしてそれから起きる各地の震災、そして建築士による偽装事件というのがあったりして、文科省の方で、特に学校施設については、耐震度調査を優先しなさいというようなことで現在、平成18年度も本市でも耐震度調査を行ったところでございます。

学校で子供たちが学ぶとすれば、そこは当然安全で安心な状況でなければならないということがあろうかと思っております。そのような中で、今後私どもは、施設の改築ないし新設については、そのことをもって新しい基準にしなければならないという状況であるわけでございます。地域の方々の熱望というものは十分承知しておりますが、そのような関係で、今回最大限の、と言う言い方は悪いかもしれませんが、とりあえず雨漏りがひどい、床のたわみがあるということがあろうございまして、そちらの方を優先的に考えさせてもらいまして今回の提案となったということでございます。

○15番（長岡耕二君） なにか私が伝えた分が市長には届かないような気がいたしますが、志だと思

んですよ。建替えようという気持ちですよ。それが伝わってなかったなというふうに残念に思います。

それじゃ一つ一つお願いしていきたいと思います。まず、この体育館を市長は何回ぐらい見られたことがありますか。

○市長（本田修一君） 市長になってからは3回ぐらいだと思います。

○15番（長岡耕二君） そこで、どういうふうに見た目、考えられましたか。

○市長（本田修一君） 非常に古くなってきているなというのは感じたところでございました。

○15番（長岡耕二君） 古いなというとらえ方というのは範囲が広うございますが、私はさっきの答弁でありましたように、危険性が多分にあるというふうにはとらえています。

今まで私が見ている範囲内で、外壁が落ちるようになって立入禁止のロープを張られた時がありました。そしてこの前、外壁が落ちそうになっているから、ちょっと私も1カ月ぐらい前に見た時よりちょっと外壁の亀裂が大きくなっているんじゃないかということで、相談して急きょ対応していただいたのが現実です。

そうして、外見だけではありません。床をちょっと、台風の時でこぼこになって補修をしたことがございます。そして今度、耐力度調査をして建替えるべきだという答えを出されたのが今回、耐震度、耐力度調査をした時、改築で大丈夫だという答えが出たことが私は不思議でなりません。安全性というものを、学校の教育の現場で、そういうことがあっていいのだろうかというのが私の最初のとらえ方でした。

教育長にちょっとお伺いいたします。この体育館を何回ぐらい見られて、そして危険度、そして今後、教育の現場としてどのようにお考えであるか伺います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も昨年、着任して1年になりますが、学校訪問等でまいりましたので確か4回ぐらいお伺いして、個人的にも1回行きましたので、学校に立ち寄ったことがございます。

この体育館をどういうふうに見るかということでございますが、印象といたしましては、確かに古くなっているなという印象は素直に持ったところでございます。そういうことで、この前の予算、前日も、私の方からも財政当局にお願いをいたしまして、なんとかしていただくようにというお願いをしたわけでございますが、市全体の教育行政を預かる者として考えますのは、やはり本市の教育環境整備全体を見た場合に、この1年間私は議会の皆様方の大変御理解をいただきまして、ざっと思いつくだけでもですね、結構高額なものを予算化していただきました。

例えばICTの、教育機器の全校導入、25校、松山は一部ありましたけれども、それを全部していただきました、相当な金額でございました。それからグラウンドやテニスコートの整備もしていただきました。それから文化会館のリニューアル、それから体育館等の、あちこちの体育館の補修等ですね、そして近くは予算に現在上げておりますが、給食センターの建設、これもまた多額な予算をお願いしております。そして、さらにまた耐震化対策というのは、もう目前に控えております。

私は近隣の教育長などと話をする時に、よく話題にするんでありますが、そうした時に率直にですね、

他の市町と比べて私は本市の教育予算は大変厚遇されていると、こういうふうに理解をして認識をしているところでございます。

ですから、今度の体育館のこの潤ヶ野小学校の体育館におきましても、財政厳しい折に、確かに改修ということではありますけれども、多額の予算をいただいたことに対しましては、校長を始め、もしこれができるならば、学校に出向きまして大事に使うようにということも、教職員にも子供たちにも話してですね、いってきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○15番（長岡耕二君） 大変、私の質問以上に答弁していただきましてありがとうございます。教育長の答えの中にも危険性があるということを告げられました。いろいろ予算は必要だということは私も十分理解しています。その中で、子供たちの危険性というものを考えたとき、はたしてそれでいいのかなと。財政運営は大変厳しいというのは分かっています。

先ほども言ったようにですね、予算というのはついてくるんじゃないかなというふうに、私はそういう感覚で質問させてもらっています。財政的に大変厳しい、今後、将来考えたら、それだけのお金が必要と、それは当然ですよ。建物が改築で大丈夫なのかなという、私なんかは建物はプロじゃありません。それでありまして、子供たちの危険性、若しくは地域の熱い気持ち、これが市長に届かないのかなというふうに繰り返し、繰り返し私は質問させていただいておりますが、財政というものは、本当に考えていけないといけないと私も思います。ですが、危険性はそのままにして、そういう形で繕って、本当にその財政が、財政を考えたときそういう答えを出していいのかなと、私は疑問を抱いております。そして、この建物だけじゃありません。最初スタートしたのが、私はこの潤ヶ野小学校の体育館でしたが、ほかにもいっぱいあります。

ある森山の建物、そして八野の建物、四浦の建物、これでいいのかなというふうに、いろいろ私が話しながら、潤ヶ野の体育館がでけんであたいげんところがでくるはずがねえがなと言われると、いや、それじゃいけないと。やはり危険のある所、不自由な所は建替えるのが当然であるというふうに私はとらえています。このスタートができなかったら、ほかの所はまだできませんよというふうに住民はとらえています。

合併して、改築しない、耐震度を調査したらこんな状態だというのが本当に、もうちょっと深く議論していかないといけないのが現実じゃないかなと考えていますが、教育長も危険性がある、そしてとりあえず改築で我慢しようというのがですね、やはりいろいろな面を考えたとき、それでいいのかなと。そしてこの志布志市の景気浮揚というものを考えたら、私が市長であれば、改築して、1億円の投資をして住民に喜んでもらおうと、そして安心した建物で教育行政を行って欲しいというのが私であつたらそういうふうにするだろうと、これが正しい志じゃないかなというふうに考えていますが、市長はどう思われますか。再度、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子供たちの学ぶ環境というのは安全でなければいけないと、安心な状態でなければならぬということが大前提だというふうに思います。

この潤ヶ野小の体育館につきましても現在、雨漏りがする、そして床がたわみがある、そして壁がは

がれ落ちているというような状況でありますので、そのような状態で体育施設として使用するというのは非常に安全性に欠けるというようなことで、先ほど教育長の答弁があったかというふうに思います。

今回お願いしております改修というようなことがなされましたら、そのことについては安全な状態が保たれて、教育的配慮がされた施設というふうになるというふうに認識しております。さまざまな学校施設がある中でこうした配慮ということを、十分御理解いただきたいというふうに思っております。

○15番（長岡耕二君） やはり、スタートとして私は新築した方がいいだろうというふうに考えているのは、財政もですが、この志布志の景気回復に相当役に立つような気がいたします。このまちが豊かになるということもひとつの手法じゃないかなというふうに私は考えていますが、私の率直な意見として、そんな小さい金を使うよりは大きいのをばんと建てて長く使った方が志布志の景気回復にもなるし、子供たちにも住民にもプラスになるというふうに考えていますが、そしてそうすることによって今の建築業界、そしてそういうところも潤ってくることによって、この地域の財政も潤ってくるような気がいたしますが、その点では市長はどういうふうに考えておられますか。

○市長（本田修一君） 当然この施設だけで限って考えればそのようなことも考えられるかと思いますが、私どもとしましては、市全体の行財政改革の中での予算の提案というような形になっています。

そして、そのことは今後10年間も続いていくんだというようなシミュレーションもされておるわけでございます。そういった中での一つ一つの事業の見直し、そして新たな視点を持って導入をする事業というものを考えなければならないというような中での選択だというふうにご理解いただきたいと思っております。

○15番（長岡耕二君） 私とちょっと考え方が、とらえ方がちょっと違うような気がいたします。それでは財政運営というものは、また次の段階で議論していきたいと思いますが、やはりあの地域を考えたときですね、市長は出水中学校もあるじゃないかと、避難場所の問題です。どんな災害が発生するか分からないときに、本当に実際に想像してみてください。あの多目的教室で実際に避難されて、どれくらいの家族があそこで避難できるのか。そして、地域住民のことを考えたときはですね、間に合わせの避難場所としてしか私はとらえられません。想像してみてください。あそこに何人入るんですか。そして学校の行事、中学校の場合はですよ、クラブ活動やいろんな使い方があるんですよ。小学校は少ないかもしれませんが、もし新しくなったら使い道というのはいっぱい出てくるんですよ。そして避難場所、いろんなことを考えたとき、想像したときですね、やはりもうちょっと真剣に考えた方がいいんじゃないかなというふうに私はとらえています。市長はどういうふうにお考えですか。再度お願いします。

○市長（本田修一君） 災害が発生したときのマニュアルというものが定められておまして、潤ヶ野小学校の多目的室が、教室が指定されているということでございます。そして、またこれは、災害は大きさによりまして被害を受けられる方々の世帯数、人数が違ってくるといったようなことと考えております。

そのような意味で、ある一定の所に集中的に避難しなければならない方が発生したときには、当然そこでは収容しきれない方々が発生するということは想定されることであります。そのような時には、その近辺の避難場所にしていただくというようなことになろうかというふうに思います。

災害が実際起こってみなきゃ、その災害の規模というのは想定できないわけですが、基本的には規模によって、そういったふうに避難していただく。そして、そのようなことでマニュアルが設定してあるというふうに御理解いただきたいと思います。

○15番（長岡耕二君） もし体育館が強度な建物であったら、あそこが避難場所になるわけですね。そういうことも考えながら、行政はやっていく必要があると、私はとらえています。なぜかしら、私が思ったとおりの答弁と違いますか、伝わっていないなというふうに考え、ちょっと矛先を変えたいと思いますが、はたして、これを改築して、どの程度、何十年ほどこの建物を改築して使えるのか、ちょっと伺います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては担当の方に回答させます。

○教育総務課長（溝口敏久君） 基本的に建物につきましては、耐用年数等がそれぞれ定められておりますけれども、実際こういった補修ないしはいろいろ手段を講ずることで、基準の耐用年数よりは伸びていくというふうに考えております。

○15番（長岡耕二君） 今の建築基準法で、この建物が耐用年数というのは何年ぐらいですかね。

○副議長（福重彰史君） 答弁調整のためにしばらく休憩します。



午後 1 時 37 分 休憩

午後 1 時 41 分 再開



○副議長（福重彰史君） 引き続き、一般質問を続行いたします。

○教育総務課長（溝口敏久君） この鉄骨、準耐火の構造の建物でございますと50年と、ある種の、鉄筋コンクリートであれば70年という基準があるということで担当課の方にお聞きしましたが、現在35年経過しておりまして、15年ほどはあるというふうに思っているところでございます。

○15番（長岡耕二君） 私も50年ほどかなというふうに想像は、素人ですが、思いますが、15年で4,000万円。そして途中でまた壊れたらいろいろ補修とかあると思います。1億5,000万円で、ここがどれだけのお金を出すか分かりませんが、また今度は50年もつんですよ。そういうふうに考えたら私は安い投資だというふうに考えていますが、市長はどういうふうにとらえておられますか。

○市長（本田修一君） 先ほどからお答えしておりますように、この議会に提案している内容につきましては、潤ヶ野小の体育館が床がたわみ、そして壁が落ち、雨が漏ると、そのような中で耐震度調査をやった結果、中位にあったというようなことがありまして、子供たちの安心・安全な学校生活が図られるためには、今回提案するような形になったということでございます。

○15番（長岡耕二君） この安心・安全、今一番叫ばれている言葉ですよ、なんでもですよ。食でもそうですが、教育でも安心・安全、そして建物であれば快適が付くんじゃないですか。快適な教育の現場というものを、そして、耐震度を叫ばれておる現代ですが、50年経った建物をです、40年経っている建物をです、改築ということを考えてときですよ、どういう表現、私は今、頭の中をよぎったのは、米寿の、いやもうちょっと若い40、50代の方に二十歳の着物を着せているもんだ、というふうに思いま

すが、そういうとき、やはり今後の投資というものは志があれば、一つで解決するというふうに私は考えています。

今、この地域で心配されているダグリ荘の問題でもそうですよ、アピアの問題でもそうですよ、どこもそうですよ。志一つで解決することですよ。私はそう思います。ダグリにこれだけの50人ほど、33名、そして20名ほど、この人たちが自分たちの宴会やらそういうのをあそこでしたら、すぐ黒字になりますよ。心だけ、あとは市長の志をこういうふうに厳しいから人に任せるとか、そういうことは本当の志ですかね。アピアがお客さんが少ない。そのとき、自分たちがほかの所で買物をしなくてアピアでしてみてください、志布志の町で。それも弊害があるかもしれませんが、想像してみてください。ほかから来ているスーパー、名前は言いませんが、そこで買物をするのをアピアでしてみてください。

そういうふうに市長が志を持って住民に呼び掛けたら、どんな答えが出るかは市長が分かると思うんですよ。そういうのが志、市長が唱えておられる正しい志、いい志じゃないかなというふうに私はとらえています。今、この地域の環境を見たとき、よく会うのが都城のデパート、新しい所やいろいろあります。名前を言ったらちょっとまずいかなというふうに考えていますが、鹿児島市内の大きなショッピングモール街、あそこに行けば志布志の人いっぱいいますよ、会いますよ、あっちで。それが地元のアピアで買物をしていただいたらですよ、市長が正しい、いい志を住民にお願いしますと、なにも予算要りませんよ。志一つで世の中は変わっていくんですよ。ぜひ、そういう高い次元の志、熱いこの地域への志というものをもうちょっといい形で表現していただいたらですね、一挙に解決すると私は思います。

市長、最後になりますが、まだ時間はたっぷりありますが、このいい志ということでちょっと議論したいと思いますが、市長はどういうふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） 今回、皆さん方にも市の長期の指針を定める振興計画をお示ししまして、そしてその中で基本構想、基本方針というのを策定をいたしまして審議をいただいているところでございます。

志というものは、もちろん自分自身も志を持って、そして良くなっていかなきゃならないというのは大前提かというふうに思います。しかし、その志というのは野望や野心であってはいけないと。人を押し退けて自分だけというようなものでは決して社会は成り立っていないというふうに思います。そのような意味で、志というのはあくまでも人のために、そして社会のために、みんなのために役立つことを何か自分でやろうと心に決めて、そのことについて歩みを始めることが志を持って、そして立ち上がるということじゃなかろうかというふうに思います。そのことは、はじめにお話になられた稲盛先生もそういったことを述べられております。

私どもはそういう意味で素晴らしい、新生志布志という「志」という字が二つも抱いたまちになったんだということを改めて市民の方々と共に認識し合い、そのことでもって新しいまちづくりに共に進んでいこうというようなことを、今、お話ししているところでございます。そのような意味の志ということで御提案しているところでございます。

○副議長（福重彰史君） 質問者に申し上げますけれども、質問方法がこれ以上に変えられるんであれ

ば、変えて質問をお願いいたしたいと思います。

○15番（長岡耕二君） 私がなんで市長に質問したかと言いますとですね、何か私が質問していることと答えがですね、一致しないところがあったから、こういう質問をしたわけです。やはり、住民の声を私たちは市長に届けて、その予算の範囲内で行政をやるのが責務であります。その中で、私たちが住民の声を市長にぶつけたときですね、なぜかしら同じ目的じゃなくて進んでいるような気がしましたので、こういう質問をさせていただきました。

今後も私たちも住民の声を十分反映できる市政をお願いしたいので、志を高く、正しく、そして住民の声を市政に反映していただいて、私が一番市長をお願いしたいのは、市長の顔が見えない行政をやっておられるような気がしたもんですから、こういう質問をさせていただきました。市長は何を考えて行政をやっているんだらうかということが、答弁書を二つ準備して提出いたしますと、あれを見た時、ああ市長の意見というのは迷いがあるなというふうに私はとらえています。

そして、私が住民の声を市長に届けたときです、正しい、いい志かなというふうに、私は必ずしも納得する答えじゃありません。ぜひ、そういうところを市長の顔が見えるような行政をしてください。そして鹿児島の言葉、この地域の言葉で言えば、金はねど、ないもでけんどというのが、私が率直な市長の行政運営だというふうに、私は考えましたので、もうちょっと夢のある住民が納得できるような、もうちょっと明るい形ですね、この志布志市を引っ張って行って欲しいというふうに、最後に答弁はいりませんが、私の願いを伝えて一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（福重彰史君） 以上で長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に、16番、金子光博君の一般質問を許可します。

○16番（金子光博君） 一般質問に入ります前に、まず最初に、去る1月28日の志布志市合併1周年記念の講演に綾小路きみまろを呼んでいただきましてありがとうございました。1,000名弱の市民の方々でしたが、喜んでいただけたのではと思っております。今後は、あの席で授与がありましたように観光大使として、いろんな機会をとらえて志布志市の宣伝をしてくれるものと期待しています。議会を含め、市当局関係者、市民の方々にくれぐれもよろしくとのことでしたので、この場を借りて綾小路きみまろ、本人に代わり御礼を述べさせていただきます。

それでは、通告にしたがって、一般質問に入ります。

まず、福祉施設についてであります。曾於南部一部事務組合の火葬場、紫雲園は、築28年を経過し、曾於市の施設と比べてみると建設年度は違うものの、施設の老朽化が進んでいると思っておりますが、利用申込みがあった場合には絶対に休めない施設であるだけに、市長、管理者としての今後の対策はどのように考えておられるのか、示していただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 金子議員の質問にお答えします。

火葬場は、供用開始以来28年が経過し、老朽化が目立つようになってきていることから、今年度、建物屋根の防水工事、火葬炉1基の全面改修工事、待合和室の修繕工事を実施し、維持管理に努めているところです。来年度も引き続き、火葬炉1基の全面改修工事と待合室の空調工事を実施し、当面は修繕

工事等により施設の維持管理を図っていく予定であります。

確かに、建設以来28年が経過していることから、近い将来、建替えを含め全面的な改修計画の検討も必要かと思われませんが、これにつきましては、構成団体の大崎町とも協議しながら進めていきたいと考えております。

○16番（金子光博君） ただいま答弁をいただきましたけれども、先ほどの15番議員の質問の答弁とだいたい似かよってくるような答弁になりますけれども、やはり首長として、合併して市民になにか夢を与えるような、そういうこの施設につきましては、ほかの箱物と比べた場合にですよ、持っている意味合いが違いますので、この施設ぐらい市民に公平、平等に使われる施設は無いのではというふうに考えております。

先日、一部事務組合議会があったということですが、その中で私の質問と似たような質問はなかったのか、お伺いします

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日行われました曾於南部厚生事務組合の議会におきまして、ただいま議員の御発言のような内容の質疑があったところでした。

その時にもただいま答弁したような形でお話ししたところでございますが、改修というような形で、しばらくは十分使えるというような事務方の説明もございまして、そして構成町の大崎町も、ぜひそういった形でやってくれというようなこともございましたので、ただいまお答えしたような答弁になったところでございます。

○16番（金子光博君） 鹿屋市ですね、鹿屋市の火葬場は、志布志市の施設より3年早く開設されて、昭和50年に開設をされて、施設の老朽化がここと同じようで、ここより一歩先に激しいということで、今度、19年度に19億円かけて新設をされるということであるようでございます。

鹿屋市を中心に1市4町、約15万人規模の人口だそうですけど、やはり財政規模が大きいとはいえ、19億円ものお金を投入するにあたっては、それなりに何年も前から準備を進められ、基金の準備等もされて踏み切られたんじゃないかというふうに考えております。

志布志市の施設は、3年新しいわけですが、そういう状況を考えたときに、小手先の手直し、手直し、それだけでずっと済めばいいですけども、もうそろそろ目標を定めて、大崎町との協議が必要だということだそうですので、その準備に入るべき時期に来ているんじゃないかと思いますが、そのことについてお聞かせください。

○市長（本田修一君） 鹿屋市の方では20年4月稼働予定ということで、19億円程度の施設を新しく造られるということで、本当、正直言ってうらやましいなというように思うところであります。

しかしながら、私どもの方としましては、ただいまお話ししましたように、まだ今の施設が十分使えるんだと、そして内部の修繕というものを一部していけば、まだしばらくは対応できるんだということがはっきり出ておりますので、そのような方向で今後も進めていきたいと。

そして実際にそのことが、先が見えなくなっている状況になりましたら、当然、今お話ししましたように鹿屋並に基金を積み立てていくということになるろうかと思いますが、今の段階ではまだそうい

った話まで至らなかったということでございます。

○16番（金子光博君） 旧志布志町、有明町の人たちは本当に理解があるんだなというふうに今の市長の答弁を聞いて感じておりますが、なぜ私がこのことを今回取り上げたかと言いますと、旧松山町の人たちはですね、曾於市斎苑を今までずっと使わせていただいております。

ですから、どうしても向こうの施設とこちらの施設と比べてみるなどいっても、やっぱりそういうふうに見るわけですね。立派な施設をとすることは決して言っておりませんが、待合室なり火葬の時間、曾於市の火葬より、1時間ほどこっちの方は時間もかかるようですが、それでもよくなんも言われないうらなと思ったものですから、こういう質問をしております。

合併しまして、現在のところ、松山地域は曾於の施設を使わせていただいておりますが、今後もずっと使用させてもらえるのか、そこらへんについてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

北部の衛生事務組合とも協議ができておりますので、当分は今ままでやるということになっております。

○16番（金子光博君） 当分の間ですか。あと、もうちょっとそこらへんを明確に。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併が済んだ時に脱退するのかなというようなことがありました。しかし、脱退はお互いしないというようなことが前提で、今のそれぞれの組合構成になっております。

○16番（金子光博君） 曾於市の方には今度の合併によりまして、旧財部町が、今までは財部町は都城にお世話になったのが、今度こっちに入ってきたから、財部町は人口でいいますと松山町より倍以上だと思っておりますので、そういう余裕があるのかなと思って聞きました。

建設当時からの兼ね合いもあって、松山地域に限っては利用させてもらえることができるということで、安心しました。

それとですね、今のところ5年後なり8年後なりの、まだ考えは全然ないということなんですか。もう、今から10年ぐらまでは、10年後ぐらまでは、もう修理、修理で対応していくと、そういうお考えなんですか。お聞かせください。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、19年度、20年度修理を行うということで予定ができております。そのようなことが前提になっている中で、先ほどもお話ししましたように組合議会の方でもそういった論議が、積立の論議が出たところでありました。

そういう状況でありますので、また今後、推移次第では早い時期に、その論議がまた深まるというようなこともあるというふうには思っております。

○16番（金子光博君） 当然、ここの組合にも基金があると思いますが、現在いくらぐらいあるのか示していただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 手元に資料がないということですので、あとでお答えしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○副議長（福重彰史君） ここでしばらく休憩いたします。

午後 2 時 10 分 休憩

午後 2 時 13 分 再開

○副議長（福重彰史君） 会議を再開いたします。

○市民部長（稲付道憲君） 大変済みませんでした。現在の基金高が 1 億 3,141 万 9,000 円でございます。

○16 番（金子光博君） それとですね、ほかの所の施設と比べてみたときにですね、志布志市の斎場は使用料が極端に安い。市内の人が 2,000 円、市外が 1 万円。曾於市は 8,000 円、市外が 4 万円。垂水で市内が 1 万円、市外が 3 万円、同じく鹿屋市も垂水と一緒にですね。都城市で市内が 2 万円、市外が 4 万 5,000 円。お隣の串間市は、市内の方で 2 万円です。

その運営をやっていく中で、火葬 1 件当たりの経費を利用数で割ってみますと、我がまちの場合は約 5 万円です、端数はぽっきり捨てますが、曾於市の場合は約半分、2 万 5,000 円なんですよね。経費は多くいるのに使用料は極端に安いというようなことです。当初、建設の時に一部事務組合をつくられて、そのときので出発して、今現在まで走っているというようなことなんでしょうけれども、この数字を今、お示しましたけれども、これについてどんな感想をお持ちでしょうか。

○市長（本田修一君） 1 件当たりの費用につきましては、少し私の手元にあるのと違うようでございますが、維持管理が隣接と比較して高いというようなことでございます。

確かにそのようなことでありますが、人件費において差があるようでございます。曾於南部厚生事務組合につきましては、事務職員 1 名と火葬場職員 2 名の給料を見ていますが、曾於市の場合は嘱託職員 3 名の賃金を見ています。

そのようなことで、今後、節減や物を大切にしながら、そして職員の資質向上や維持管理費の抑制にも努めていきたいというふうに思います。

○16 番（金子光博君） 今、市長がおっしゃったとおりなんですよ。なぜそんなに経費が多いかと、人件費があまりにも大きすぎます。一部事務組合の職員で管理運営をしているから、職員対応だからそういうことになるのかもしれませんが、当然いろんなことをしていく上で大崎町との協議が必要になってくるとは思いますけれども、財政が厳しい、厳しいと常々言いながらですね、やはり今日明日にできることではないんですが、将来を見すえて、やっぱりそういうことも真剣に議論して経費の節減に努めていただきたいというふうに思います。

曾於市の場合は、嘱託で 3 人で、年間 630 万ですよ。一人当たり、共済費とそういうあれは省きますけれども、一人当たり年間 210 万、月額 17 万というようなことです。職員の方とすると 1 人分より 3 人の方が少ないというようなことになるのではないかと思います。当然、1 人より 3 人でやった方が火葬場の中のいろんなサービス面も向上して来るというようなことは、もう当然だろうというふうに思いますので、とにかくその場しのぎではなくてですね、将来をしっかりと見据えて、大崎町とよく議論して、今後、早い段階で建設年度なり基金の準備なり、そういう具体策を示せるように頑張りたいというふうに思います。

再度、市長、考えを聞かせてください。

○市長（本田修一君） 先ほど基金の御指摘もありました。そして、ただいま職員の人件費、維持費についての御指摘もありました。そのことは大変、構成町の大崎町ともよく協議をしております。

そして、年次をもってそのことについての改善は図っていかなきやならないという合意はできておりますので、そういうような形で、また改めて皆さん方に御相談申し上げたいというふうに思います。

○16番（金子光博君） 早い内に、そういうことが聞けることを期待して次に移ります。

次に、県道整備についてであります。一つ目に、泰野地区で現在5件ほど交渉がまとまり、さら地又は移転中ではありますが、今後の見通しはということと、二つ目に、柳橋～弓場ヶ尾間では、12月議会の答弁で、19年3月に部分的工事着手という説明でございましたが、19年度の見通しはどうか。

午前中、この件については、18番議員より、理にかなった具体的な取組等の提案がありましたので、それを参考として生かしていただいて、早期の完成をどうしても目指して欲しいと思いますが、それについてお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

泰野地区につきましては、平成18年度は用地と補償の先行を行っておりますが、引き続き、19年度も用地、補償を行い、工事用地のストック化を図っていくというふうに聞いております。

次に、柳橋～弓場ヶ尾間につきましては、県道柿ノ木・志布志線におきまして、平成18年度より用地買収に入り、今月の中旬には一部工事着手するというふうに聞いております。引き続きまして平成19年度は、用地と補償の先行というふうに聞いております。

○16番（金子光博君） 泰野地区については、場所が場所だけにですね、良く理解しました。

柳橋の方ですね、1工区について、もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

○建設部長（井手南海男君） お答えいたします。

柿ノ木・志布志線、柳橋～弓場ヶ尾間の箇所でございますが、先ほど市長が答弁しました一部工事着手と、今月入るというふうに聞いておりますが、その場所につきましては、西弓場ヶ尾線というのが森山へ行く路線がございますが、その路線と柿ノ木・志布志線のいわゆる交差する箇所でございます。いわゆるその交差する場所は松山側に移動しまして、タッチする部分の危険度を改修するための、いわゆるバイパス的な道路を造るというものでございます。

あと、先ほど市長が申し上げましたように、いろんな陳情の際にも、最優先課題ということで要望活動等も行っているということでございます。

以上でございます。

○16番（金子光博君） 全体区間、2kmの中の1工区、これで用地交渉の方も非常にスムーズにいったような、先ほどの質問の答弁でしたけれども、まだ終わっていない箇所も、1工区の中でですよ、あるのか、ないのか、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

○建設部長（井手南海男君） 用地交渉の関係でしょうか。その金額の支払いは別といたしまして、一応用地の交渉は進んでいるというふうに聞いております。

○16番（金子光博君） であれば、非常に、地元の皆さん方の協力も前向きにもらいながら、工事も順

調に進んでいくのではないかと期待しております。

あそこの区間ができるとしてもですね、早い段階で完成しないことには、昨年、質問した時のようにですね、10何年もかかってできるというようなことであればですね、やはり本来、先ほど15番議員が商店街のことも言いましたけれども、志布志の商店街に松山の消費者が落とす、本来落とすべきお金が、あそこが出来上がらないばかりに、都城であったり、末吉であったり、八合原であったり、他の所に落ちていくわけですね。飼料の配送車にしても、わざわざ遠回りを、伊崎田周りをして来ないかんというような実態ですので、ひとつ、もうすぐ工事が始まりますので、期待感を持ちながら見守っていきいたいというふうに思います。

現在、市内の中に、県道の改良で用地買収等も含め、予算を必要としている箇所は何箇所ぐらいあるのか。市内の中で何箇所も予算の奪い合いをするんじゃないかと、やはりいろんな角度から重要性を考えて、集中的に予算を投入して、早期にその地区の事業完了を目指した方が効率的ではないのかというふうに思いますが、そういう予算を必要としている箇所は何箇所ぐらいあるのか、市内の中でですね、県道の、お示しいただきたいと思います。

○建設部長（井手南海男君） 現在、一応、志布志市といたしまして、県道について、いわゆる改良を必要とするということで、より急ぐべき路線については、全部で6路線あるということでございます。

○16番（金子光博君） 6路線ということですか。当然、議会議員の方々の理解をもらわないかんわけですが、議員の方々どうでしょうか。やはり市内の中で考えたときに、私たち松山の議員は、おとしまでは、なんぼ悪くても口の出せなかった所です。現在、合併して市になって、こうして毎回のように取り上げておりますけれども、それだけ松山町民にとっては切実だというようなことなんです。皆さん、やっぱりそういうことも十分理解していただきたいと。そして、執行部の方が仕事がやりやすい、そういう環境も整えていただきたいというふうに思います。

最後に、市長、先日、偶然でしたけれども、ある会合で一緒になって、市民の方から、このことについて訴えがありましたけれども、このようなことを踏まえて決意を聞かせていただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 毎回お答えしているとおおり、この路線につきましては、合併の時の、合併後の重点整備路線というふうに位置付けられております。そのような御理解というのは、私どもは当然ですが、議員の方々も御承知かと思えます。

しかしながら、県の方も厳しい財政状況の中でございますので、非常に財源的な配分というものが限られてきているという中で、ほかの重点整備地区というのもございますので、そういったのも勘案しながらしていきたいというふうに思っておるところでございます。

ただいま、金子議員の方からありましたように、今まで旧松山町の地域の方々だったということで、ほかの町の路線については特段言うべき立場じゃなかったと。しかし、新生志布志市になって総体的に物事を考えるというふうな立場から見ると、あの路線というのに対する松山地域の方々の思いというのは非常に強いな、強いというふうには実感しております。そのことは重く受け止めていきたいと思えます。

○16番（金子光博君） 最後の最後に、助役には通告はしておりませんでしたけれども、市長の女房役としてですね、9月の一般質問以来場所もはっきり分かれて、現状もはっきり認識されて、これにかかわってこられて煩惱も出てきたと思います。

残された期間、一生懸命取り組んでいただきたいと思います、助役としてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○助役（瀬戸口司君） お答えいたします。ただいま市長の方からも御答弁ございましたけれども、この路線の重要性につきましては、議会のたびに御指導いただきまして、私の方も強く認識いたしているところでございます。

私は私の立場で、今後も、引き続き県に対して強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○16番（金子光博君） それを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。2時45分から再開いたします。



午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開



○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

○25番（小園義行君） 19年度の当初予算を審議する議会で一般質問をしたいと思います。いつも住民のために役所はあると、役に立つ所でなければならないという、その立場でこれまでも議員活動をしてきました。当然、当局の皆さんも一緒であります。住民の立場になって、いろんなものをお互いに論議して、より良い町をつくっていくという、その立場で質問をしたいと思います。

まず、合併をして1年が経ちました。この間、それぞれの議員の方々が合併の効果、そういったもの等について、いろいろ当局に質問されております。私は今回、この合併の問題について、これから先、1年を経てどういったまちづくりが展開されていくのかという立場で、住民の立場から首長をはじめとして質問をしたいと思います。

本庁の移転については、これまで今議会でも3名の方、また支所の問題等を含めて、議員の方々がそれぞれの立場から質問をされております。そこで、まず市長にお伺いをいたします。この本庁方式、そして総合支所方式というのを取り入れているわけですが、併せて分庁方式も混在をしている志布志市の在り方であります。

この総合支所方式、この形態をいつまで存続をさせていくという考えなのか、まずもって、そのことをお聞きをします。

○市長（本田修一君） 小園議員の質問にお答えいたします。

まず、本庁舎を現在の旧有明町役場に置きました経緯につきましては、これまで申し上げましたとおりでございます。曾於南部合併協議会と、南曾於地区合併協議会とそれぞれの合併協議におきまして、

新市事務所の位置等調査検討小委員会を設置し、慎重に審議がされたところであります。

地理的な中心、人口の重心である有明町に本庁舎を置くことについて、全会一致により決定したところであります。これら合併協議会の慎重な協議の経緯を踏まえ、住民説明会を開催し、各町の議会で御承認いただき、平成18年1月1日の合併を迎え、現在に至っているところであります。現在のところ、事務所の位置を移設する考えは持っていないというところでございます。

また、本庁舎の方式、そして、あるいは分庁方式というものにつきまして、ただいま行財政改革推進会議で議論いただいております。そのような議論の過程の中で、そのあるべき姿というのを、また皆さん方に御相談していきたいというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 私が質問していないことまで、市長答弁されたのですが、やはり自分の言葉でね、お互いにやり取りをしたいと思えます。当然、当局の考えをお持ちでしょう。でも、それは、あなたがトップとしてそのことをどう考えているのかというのが住民から負託されているわけですので、そういう答弁をお願いします。

総合支所方式、これ、いつまで存続させるのかということについては、今、答弁がなかったんですが、19年度にそのことを含めて論議をしていくということですが、行革の審議される、その中で18年度、この問題がどういった所まで進んでいるんですか。組織の見直し等を含めて、どういう所まで論議がされたんですか。もう、何回か開かれていると思いますので、その点についてお答えをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、その会議は9回開催されているということございまして、その中で、現在の総合支所方式というものについて、どういったふうにするかということまでは議論は進んでおりません。ただ、行財政改革の中で、人員の適正化計画、そして財政シミュレーションというものを討議していく中で、当然そのことは今後、合理的な、そしてスリム化された組織というのは、どうあるべきかというものは、速やかに討議はされていくというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 今まで9回ほど開かれて、そういったものが論議されていると。私は、この総合支所方式をなぜ採られたかといいますと、住民サービスの低下をさせてはいけないという、その観点があって総合支所方式というのが採られたと思うんですね。そういった中で、総合支所方式、これ、職員の適正化計画と併せて、向こう5年、10年間で120名からの職員が削減をされていくという方向性だけはきちんと出ているんですね。

そうしたときに、この総合支所方式というのがいつまで残るのか、10年後も残っていくのかというのがきちんと見えてこない論議に、これはならないと思うんです。住民の皆さん方が一番心配されているのは、うちの松山支所、志布志支所、ここに人が本当に残るのかということ絶えず心配をされているわけですね。

現在、本庁方式で有明に人が寄ることによって、地域の人達含めて心配をされているから、このことについての方向性というのをいち早く出して、5年後にはこうなります、10年後にはこうなりますというのを出さない限り、合併をして良かったとか、悪かったとか、そういったことですね、住民に対しての安心感を与えるという意味の、そこが出てこないから、私はこれを聞いているんですね。

仮に、5年後に残ります、10年後は残りませんよとなったときに、それぞれいろんな将来のビジョンを考えて、お店の方、いろんな人たちが絵を描かれるわけですよ。そういったものについて、当局としては、これから時間をかけてやっていくんだと、これではあまり、ぼくは親切でないというふうに思います。

一方では、どんどんいろんな、国からリストラしろと言われる。その中で財政が厳しいと。そういった状況の中で、安心感を与えるためにはどうやったらいいかというのは、これを最後まで残しますよという首長の考え方があって、9年後ですね、残るといえることがあればですよ、論議のしようがあるんですよ。そこについての考え方を、じゃあ19年度、1年間論議してそのことが出てくるというふうに理解していいんですか。

○市長（本田修一君） 初めに申しましたように、合併協議の中で、人員の適正化計画、そして、財政シミュレーションも10年間という形でお示したところでした。その中で、職員数は減っていくんだよということは説明されております。そして、財政も50億円ほど減っていくんだよというようなことで示されております。

そのことで、市民の方々に合併をやりますということで御承認いただきまして、合併が進んだわけでございます。当然そのような流れでございますので、この市役所の職員も減っていくんだという認識はあろうかというふうに思います。そのことは現在、総合支所方式を採っている支所にとっても、本庁でもそれぞれ減っていくということでございますので、市民の方々はそのことについて関心がどの程度あるかということは私どもは分からないわけでございますが、少なくとも減っていくんだということは認識いただいているというふうに思っております。

そして、そのことにつきまして、19年度におきましては、さらに今回、行財政改革推進会議からの答申をいただきながら、審議をいただきながら具体的にお示ししたいということでございます。

○25番（小園義行君） ということは、19年度いろんな中で、そういう総合支所方式等の考え方、支所の職員数の配置、そういったものが明らかになってくるということですね。ということは、ここであまりそのことを論議しても答弁はもう一緒ですので、考え方を変えたいと思います。

先の12月議会で、ハローワークを志布志支所からちょっと同じ志布志町地域だけど、アピアの中に移すということが予算として出された、そのことに対して住民ももちろんだが、議会もそのことに大きな反発と言いますかね、問題だよ、それということがあって、当局がその背景を考えられて予算の組替え、いわゆる予備費に計上された。このことは、とても私は大きなことだったと思うんですね。

同じ志布志町地域にあるものを、支所から少し、ちょっと離れた所にあるという、このことだけで、そこを利用される方々が分散してしまうということで、非常に地域の商店街、併わせてここの議会の中でも大きな議論になって予備費に組み入れられた。このこと背景として、市長はどういうふうに考えられますか。あなたがそういう提案をされたんです。一旦提案をして、また入れたと。そこについての考え、感想をちょっと話してくれませんか。

○市長（本田修一君） ハローワークの移転につきましては、議会に御相談していく中で、改めて地域の方々の思いというものが認識させられたところでした。

それは、衰退していく昭和通り、上通りというものに拍車がかかって来るというような危機感を持っていらしたというようなことではなかろうかというふうに思っております。そのようなことで、前回は、改めてハローワークについては考えさせていただきたいという形でしたわけでございます。

志布志の商店街の衰退につきましては、それこそ旧志布志町時代からさまざまな論議がされていたようでございます。そして、いかにしてそれを食い止めていくか、あるいは振興を図っていくかということについて、熱心に論議がされてきたというふうに聞いております。そのような中でありますが、依然としてその傾向は止まらなかったということでもあります。

これは、もちろん行政もそういった意味で後手になってしまったということもあるかもしれませんが、その志布志町のあの商業地域の中で、商業がままならないということで後継者も少なくなってきたと。そして、上場の方へ重心も移っていったというような傾向もあって衰退があったんじゃないかなと。そして、商業圏自体が西の方に移動してしまったというようなことではなかろうかというふうに思っております。

そのようなことの流れの中で、今回、ハローワークについては改めて考えて直させてもらったということでございます。

〇25番（小園義行君） そのことは前の時にもちょっと議論しましたので、あまりしたくないんですがね。大店法の改正があつてね、これはそういう状況になっているという背景があるんですよ。あの12月議会の、ぼくはてんまつを見ていて、例えば教育委員会、これを、この本庁に持ってこようなどと考えたらとんでもないことになってしまうというような気がしてならんのですね。一つの例ですよ。この教育委員会をですね、こちらに持ってくるとかなったらとてもじゃないけど、これは大変なことになるだろうというような気がしますね。

そういった意味で、あの同じ志布志町地域にあるハローワークを少し移すだけでも、これだけ大きなものがあつたというのは、住民の感情としても総合支所方式がきちんと残っていくのかということと、人がどれだけ動いていくのかということが心配されている裏返しだと思うんですね。

もちろん商店街の方々も自助努力は必要ですよ。そういったことも考えて、いつまでこの総合支所方式が残って、人がどれだけ配置されているのかということで心配をされている、そのことに対しては、行政としてきちんと、こういう方向ですよと、いわゆる住民サービスの低下を招かないという、ここをですね、基本に考えてやるべきだということをお聞きをしているんですよ。

そういった点で、これ19年度にされるということでもありますので、よく分かりました。でも、これ、のんきにやっているというわけにはいかんですよ。やっぱり総合的に考えて、早期に、早い段階で、そういう方向性を行革審、そこの中でやられるかどうか分かりませんが、出していく、これ、首長の考えというのもですね、本当に大事になってきますので、あなた自身がそのことをどう考えているのかということが問われていると思います。

だから、ぜひね、そういった意味ではやっていただきたいと。19年度の早い段階で、そのことはきちんと諮問される、そして答申が出るというふうに理解していいですか。

〇市長（本田修一君） 時間的にはどうか分かりませんが、とにかく早いうちに審議はお願いするとい

うこととございます。

○25番（小園義行君） そういうことですので、その点については理解しました。

少し考え方を述べさせてください。こうやって新しく合併ができる。合併をやりましたね。こういうときには、例えば、新しい所にそういう一番基本となる所を置くという時には、当然それに連れて新しく、例えば新しく造ったとしたらですよ、有明のこの真ん中ですね。人口の移動というのが当然、期待されて、そのことは合併協議会なり、そういった所で論議されてあると思うんですよ。今回の場合は、たまたま有明の庁舎を使うということで問題があまりないわけですけども、人口の移動、そういったものがあまり期待をできないという、こうした合併のケースだと。やっぱりケースワーク、いろんなケースがたくさん発生する所に、私は本庁というのは置くべきだろうという、本庁機能、そういったものは置くべきだというふうに、いろんな所の合併がされている、その実態を見たときに、そうですね。あまり人口の少ない所に庁舎を持って行っているというのはあまり無いケースですけど、そういう考え方というのは、これは一般論としていかがですか。

ここ志布志市がやったから、どうということじゃないんですよ。一般論として、どういうふうにそのことを考えられますか。

○市長（本田修一君） 新しい施設を造れば、例えば商業施設だったら、当然そこに人は集まらなければならないということは大前提だと思います。

しかしながら、行政の施設ということを考えてときには、必ずしもそこに、その近辺に人が集まって商店街ができるかという、今の時代はそういった事じゃないんじゃないかなというふうに思います。それは、図らずも志布志町の役場周辺がそういったふうになってきたということが象徴的かなというふうに思ったところでありますが、私どもは、合併するときに無駄な経費は使わないということが前提になりまして、旧庁舎を使うんだということで合併したわけとございます。

そのような中での、この有明庁舎の選択と、そのようなことも選択の一つになったということとございます。この地は、当然、人口の中心の、地理的にも中心地であったということとございますので、この地に定まったというふうに理解しております。

○25番（小園義行君） ちゃんと、市長、質問を聞いてくださいよ。ぼくは一般論としてどうかと聞いたんです、志布志市がそうしたからということとは聞いていないでしょう。

そこってね、いつもおっしゃっているけど、人が住んでいる中心地は曾於南部、そして南曾於、曾於南部の時と南曾於、違いましたね。これバラバラに人が住んでいる、全体が住んでいてこうだと考えたときには、土江とか蓬原だとか、そうでしょう、それ。でも基本的に、そういう所には造りませんよね、どう考えても。

公平性から言ったらですよ、それはそこに造るのが一番公平じゃないかと。12月議会は公平性が問われましたね。救急車が速く着く所と着かない所がある。それを考えたら、あなたが言うとおりの、そこに造るべきですよ。だけど、そういうバカなことはしないじゃないですか。

だから、旧志布志町の時も志布志町の中心地、人が住んでいる所を考えたら森山が中心ですよ。そこには絶対そういうことはあり得ませんよね。なぜかということ、住民の利便性というのを考えたときに、

公平性と考えたらそうだけど、圧倒的にケースワークが多い所に持ってくるというのは基本だろうと、その一般的なことを、ぼくはちょっとお聞きしたかったんですけど、それは答弁にならなかったらいいです。

でも合併協議会の中では、そういうふうにして曾於南部と南曾於では違ったけども、ここの近辺ということでしたよね。もう1回聞きます。一般論として人が、人口の、新しくそれを造るというときに、人口の移動が期待できないという状態の時には、やっぱり人口の多い所に、こういう中心となる庁舎なり、そういったものは置くんではないかと思うんですけど、市長、いかがですか。一般論で教えてください、それ。

○市長（本田修一君） 現在は車社会というふうに言われております。そのような意味で、交通の便がいい所、そして駐車場が確保できる所という意味で、人口が集中している地域が必ずそういったものが確保しにくいというようなことが一般論ではなかろうかと思えます。

○25番（小園義行君） 今、市長がそうおっしゃいますけどね、本来、足の利便を確保する、それはできていく人が良いでしょう。高齢者がたくさんいる、そういった中で、ここにあることの是非を問うたときに、一般的にぼくは聞いたんですけど、本来は足の確保はできる人はいいですよ、ここまでね、高齢化率27%、それを超えているまちの中、なかなかでしょう、これ。志布志町だってそうですよ、旧志布志町もそうです、松山もそうですよ。そういったのを考えたときに、ここは本来、人口の多い所にそういう中心となるべきものがあるべきだというふうに考えます。

この問題は今後、これからいろいろ論議もしていきたいと思えます。

ところで、じゃあ具体的なことをちょっとお聞きをします。各総合支所、これ採っているわけですけど、分庁方式やっていますね。教育委員会は志布志総合支所、そして農業委員会は松山総合支所。そこで、今、確定申告の時期でもあるわけですが、これも先ほど出ていました。私も申告に行きましたけど、なかなか大変。そういう中で、市長は、志布志町地域の人も本庁に来ているというようなことですが、あそこに行って待つのが大変だからこっちに来るといふ、足の確保ができていく人が来るわけですね、当然ここにね。

そういった点で、じゃあ農業委員会が今、松山町にあるんですが、農業委員会に申請が出される、いわゆる3条、4条、5条、利用権設定、そういった状況を具体的にちょっとお聞きします。農業委員会会長ということですけど、とりあえず市長に、農業委員会の会長に本来は聞かなきゃいけませんけど、これは具体的にやる中で聞けばいいということで考えていましたので、その農業委員会の状況というのはどうですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○農業委員会局長（大園 朗君） お答え申し上げます。

平成18年4月からですね、今年の2月までの11カ月で見ますと、農地法3条の所有権移転の申請件数でございますが、松山地域が22件、志布志地域が72件、有明地域が63件でございます。

それから、農地法4条・5条の転用の関係でございますが、松山地域が非農地証明を含めて3件、志布志が60件、有明が42件でございます。

それから、農地の売買でございますが、松山地域が5件、志布志地域が14件、有明地域が28件でございます。

それから、農地の賃貸借でございますが、いわゆる利用権の設定でございますけれども、松山地域が89件、志布志地域が97件、有明地域が203件でございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 今、農業委員会の関係が少し出されましたけれど、これを見てもですよ、本当にいろんなケースがたくさん起きているということを見たときに、今、農業委員会の本庁が松山町にあるわけですけど、こういった分庁方式というのが、はたして合理的にされているというふうに思いますか、市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま農業委員会の方の報告があったということでございますが、これは、分庁方式でこのことを置くということで、それぞれ農業委員会、そして教育委員会については分庁になったところでございました。

現在、そのことについても、機能性が発揮できているか、そして市民へのサービスがどうかということも、今後、行財政改革推進会議で協議をしていき、新しい方向があれば、それを求めていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ぜひですね、これは、農業委員会も志布志支所は担当の方お一人です。有明もお一人ですね。そして松山は4名ですかね、4名おられますね。こういった状況の中で、大変、松山の住民の皆さんにとっては失礼ですけれども、こういう農業地域にかかわらず、こういう件数としても大変少ない。いろんなトラブル等もですね、発生する地域としては、志布志町にそういういろんな無断転用とか含めてですよ、いっぱいあるわけですね。それで、そういった実情というのをちゃんと把握した上で、今の分庁方式が果たして妥当なのかと、そういった実情もですね、市長、しっかり踏まえた上で対応していただきたい。もちろん、農業委員会というのは独立した委員会ですので、口出しも簡単にかんわけですけど、当然、農業委員会、そういった所にもですよ、こういう実情をかんがみて、職員の配置の問題等も、ぜひ私は考えていただくということも踏まえて、この分庁方式がこのままずっと良いというふうには思わないものですから、ぜひですね、やっていただきたい。

そしてあと、それぞれ支所の、今、確定申告の時期もそうなんですけど、やり方が、これ、違います。松山町地域、ここは職員の人が出かけて行って、公民館単位でいろいろ相談に応じられる。もちろん、志布志もそういうふうに行っていると思うけど、なかなか人が寄らなかつたりというようなことで、今窓口が大変混雑しています、15日までということですね。そして、有明もそれぞれ本庁の方から職員の人がある所へ出て行かれて対応されていると思いますが、この確定申告の、今の住民税のですよ、この時期、どういった状況になっているのか、それぞれ支所長含めて、本庁は当然、誰が答弁されるかわかりませんが、ちょっとその実情をお願いします。

○市民部長（稲付道憲君） まず、今、納税の申告時期でございます。税に関しましての申告件数、それから相談件数、あるわけでございますが、そのデータを、件数を述べてみたいと思います。

本庁の場合でございますが、18年の1月から12月分までの、これは証明交付の件数でございますが、12カ月間で9,384件でございます。17年度と比較しますと、17年度が5,330件でございます。ちなみに、志布志支所とこの税の証明交付の関係の比較を見ますと、志布志支所が8,977件で、本庁の方が約407件ほど多い件数となっております。

それから、志布志支所の納税申告の相談件数の調査の結果でございますが、これは平成18年の2月1日から平成18年の3月15日、2カ月間のデータでございますが、まず市県民税の件数が、2月のひと月の計が4,011件、それから所得税申告件数が266件、巡回相談が390件と。それから3月でございますが、3月の15日まで、申告が15日までですので、それまでの件数が1,357件、それから所得税が156件、巡回相談件数が50件という数字でございます。

この2カ月間の、昨年度の、これは志布志町の分だけでございますが、昨年の17年と比較しますと、今年は、18年度が5,368件の市県民税の総件数でございますが、17年度は6,942件で、18年度が1,574件減っております。

それから、所得税の申告件数でございますが、これの2月・3月の計が422件、さらに巡回相談の件数が440件ございまして、1日当たりの件数の総計が、2月・3月で6,130件ございまして、17年度が8,063件でありまして、18年度は1,833件減っております。ということは、志布志支所でこのような結果が出ておりますが、この減った分が本庁の方に回っている数字ではないかというふうに思っております。

○志布志支所長（山裾信博君） 志布志支所の対応について申し上げてみたいと思いますが、全般的な窓口については、今、部長の方から数字があったとおりでございます。税務課の窓口は、今、3月の15日まで確定申告の時期を迎えておりまして、混乱をしているという状況ではございますが、待ち時間は多少ありますけど、混乱なく用が済んでいるという状況でございます。

休憩時間等も、市民の人口比率を考えた場合には、大変お客さんも、有明からも松山からもいらっしゃいますので、そういった現状では職員数も大分減っているわけでございますが、休憩時間等の住民サービスの低下を招かないように、市民優先の対応を行っているところでございます。休憩時間も交代で休んで対応しているという状況でございます。

1月の半ば過ぎから総合窓口の案内も設けておりまして、繁忙期、4月いっぱいまで置く考え方であります。異動時期を控えて、今からが市民課をはじめとして税務課、福祉課、教育委員会もありますが、そういった方たちは今から繁忙時期という形ですが市民の皆さんにサービスの低下を招かないような対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○松山支所長（吉井宏徳君） 松山支所関係でございますが、件数については、先ほど市民部長の方からございましたとおり、税関係については、議員の方からございましたとおり、それぞれの各校区施設を使いまして申告を行っております。

窓口関係については、大きな混乱も、現在のところ無い状況であります。

以上です。

○25番（小園義行君） 今、いろいろ件数等出ましたけど、具体的にですね、それぞれとても短い時間の中で、これです。減った分が本庁に来られているということですけど、これ、ここに来られる人が当然足の確保ができる人で、混雑していると、ああもう、早い所に行こうという、これは人間の心情でして、そこらへんの分析もですね、きちんとしなければいけないのではないかとというふうに、ぼくはこの数を見てですね、正直に思ったところです。

当然、私も何回か行くんですけど、まだ申告は正直言ってできていないんですよ。待つてられないものですからね。そういった意味では、足の確保ができる人は、そちらの方に来てやっていくということですね。正直、昨日も時間帯で言いましても、結構な数の方が、私、午後からでしたけれども、夕方近く行ったんですが、そういった方がずっとお並びです。そういった意味でですね、これ、向こうが少なくなっているという分は、こちらに見えていると、足の確保ができている人が来ているというふうに理解をするのが当然かなというふうに思います。

この本庁舎の関係については、今、分庁方式、そういったものについても、きちんと見直しをしていくということも含めて、行政改革審議会の中で論議をしていくんだということでありました。併せてですね、市長に、最後にこの関係でお聞きをしておきますけど、12月議会の一般質問で、経済の中心地は志布志町地域であると。そして、あそこに立地している企業、この雇用関係の中で契約も進んで、いわゆるそういうものをなしているという答弁をされていますね。

こういった立場からしたときに、本当に都市部を形成している志布志町地域、そして松山支所を中心にしたあそこら辺の近辺のですね、いわゆる商店街という形、そして農業地域の、いわゆるこの本庁がある地域と、通山地域、あそこはまだ都市計画区域でもないわけですけど、そういった問題等も全部ひっくるめてですね、やはり私は、本当に市民の、住民の目線から見たときに、市役所の果たすべき役割としてですね、人口の私は多い所にそういったものが先々置かれていくというふうになっていくのではないかと、そういうふうにぼくは思いますけど、これが全体的、10年後に総合支所方式が採られないままに、本庁が有明町であったときには、はたして松山町地域、志布志町地域のあの支所は、どういったことになっていくのかと心配でなりません。

そういった点でですね、そこについては、当分の間、合併協議会で議論していただきましたので、この体制で行きたいということでありましたが、そういったこともひっくるめて、行政改革審議会、ここの中に諮問されて、答申ということになっていくんでしょう。そういった立場で諮問をしているというふうに理解していいですかね。

○市長（本田修一君） 今後、この地域も、志布志港を中心として高規格道路、東九州自動車道、そして志布志・都城道路が整備されていくということになります。それらが整備されていくと、さらに利便性が高まってきて、志布志港の価値が高まっていくというような意味で、志布志港がさらに大きく発展していくというふうに思っています。

現在の段階でも、およそ60社の方、そして900名の方が雇用があるというようなことであります。そして、100名を超える事業所というのは、この市内、各地域に点在しているというような状況でございます。

商業の集積は、現在、旧商店街から西の方に移動しているというような状況でございます。そのようなことも、私どもは総合的に勘案しながら、今後新しい市の行政というのはどうあるべきかというものを審議していきたいというふうに思っております。

○25番（小園義行君） この問題は、合併協議会の委員になっておられた議員の方も、ある部門では本庁機能を志布志支所に移すべきではないかと、こういった質問も、今回出されております。

そういった人たちの、いろんな意見をお持ちの方々が市内にはたくさんいるということですので、そういった立場をですね、良く理解をした上で対応をしていただきたいと、今後この問題は、引き続きお願いをしたいと思っております。今回、分庁方式を含めて、農業委員会、そういったものもですね、どうあるべきかということ踏まえて議論していくということでありましたので、今日の段階ではここでとどめたいと思っております。

次に、保育所の民間移管ということについて通告をしておきました。お願いをします。

市長は、保育所というのはどうあるべきかと、例えばですよ、志布志町地域の人たちが。

その前に、ちょっとこれを聞きます。

現在の公立保育所、すべて来年度にしたいということですが、民間移管したときに、待機児童、こういったものは発生しないのかということ、ちょっとお聞きしてみます。条例上は発生しないと、ぼくも思いますよ。ちょっと、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の認可保育所は、公立・私立合わせて15保育所、定員は990名ということでありまして、うち公立は480名であります。

平成19年1月1日現在の入所者数は、1,097名というふうになっております。また、19年度入所申込者数は、現在977名で、今後、転入転出で変動はあるかと予想されますが、ほぼ定員数に近づきつつあるところですよ。

保育所の民間移管につきましては、これまでの経緯を踏まえまして、今回の施政方針でも述べましたとおり、保護者説明会等を実施しながら、平成20年4月を目標としたところでございます。

仮に、その中で定員を超える入所の申込みがありましても、乳児や幼児の数に応じた保育士の配置や設置基準をクリアすれば、年度当初におきましては、おおむね認可定員の115%、年度途中から9月までは125%、それ以降は、最低基準をクリアすれば、その範囲内で入所が可能となっております。

現在でも、志布志地区及び有明地区の私立保育所におきましては、いずれもこの条件をクリアしておきまして、平成19年1月1日現在、定員510名に対して659名の入所となっているところであります。

民間移管以降、入所決定の事務は市が行うこととなりますので、決定にあたりましては、現在そこに入所中であるとか、兄弟姉妹等が入所中であるなど、できるだけ申込者の事情に配慮して、希望に添えるような形で決定できるように努めてまいりたいというふうに思っております。それでも入所できない場合は、第2希望の保育所への入所を相談するという事としております。

○25番（小園義行君） 条例、定数上はですよ、今、市長がおっしゃられた待機児童とかそういうのは出てこないというふうに思います。ただ、保育所の在り方というのはですよ、志布志町地域の人を有明

町地域の保育所にどんどんやるとかですね、その逆、松山にやるとかですね、松山の人を志布志にやる。これでは、あと小学校に進級していく際にあまりいい形ではないというふうに思うんですね。そういった点で、志布志町地域の関係を、その点については了解ですよ、理解されていますね。そこで、志布志町地域がすべて民間移管という形で、来年度以降になったときに、志布志町地域のことを考えると、あそこに無認可の保育所が、大原保育園と愛ゆみ幼稚園というのが二つあったんですが、民間移管するにあたって、きちんとそれも、きちんとやっていきますよということでありましたが、すべて公立保育所になったときにですね、ここの園が、例えば大原保育園、愛ゆみ幼稚園が閉じた時にですね、どうなるのかと心配をするわけですよ。今までちゃんと、条例上でそこに入れたい人たちが、無認可のそこに入っていた人たちがいるわけですね。そういった心配というのは、公立保育所全部やったときに無いですか。

○市長（本田修一君） 大原保育園につきましては、正式に相談はないわけですが、そういった話は聞いておるといってございませう。

現在、園児が、定員が45名に対して22名入所中ということで、この後、この園の方々につきましては、先ほど申しましたような形で、実際今、入所申込みを受け付けているというような状況でございませう。その中で、御希望される園に行くことはできないという方は、現在1名いらしたというようなことを聞いております。

○25番（小園義行君） 私たちは志布志町の議会に、この民間移管するにあたって、きちんと民間の方も公立を受けるといってございませう、そこを閉じないという誓約書を、いわゆる契約をするんだというふうにして、大丈夫ですというふうにならざるに答弁されていたんですよ。そういったことで、誓約書があるわけですね。

町立保育所の民間受託に当たって、下記事項について、誠意を持って履行することを誓いますということで、認可外の保育所運営についても、今後とも継続して運営していくように努めますということで、これ、もう本当、2月の後半になって、向こうに持って行かれて、ちゃんとされたようですよ。議会ではずっと大丈夫だというふうにあったわけですが、今、市長がおっしゃるように、大原保育園の園長先生ともお話をさせていただきましたけど、本年度をもって閉園をしたいというふうにお話をされております。

そういったことからしたときに、当局がこの3年間、大原保育園、いわゆる向こうの法人の人にどういった援助をされてきたんですか。そこは閉じないという誓約書を、これ、お宅たちが打ったやつで持って行って、向こうはただ署名をしているだけですよ。これ、いただきましたけど。こういったもので、議会にはちゃんと閉じないんだというふうにならざるにやられたんですよ。そのことの整合性というのは、どういうふう理解したらいいですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成15年4月1日で、旧志布志町長の慶田泰輔殿ということで誓約書が届けられています。誠意を持って履行することを誓いますというふうになっております。

この中で、町の指導を遵守すると。あるいは、現在勤務する職員は責任を持って引き受けること。そ

して、3番目に、認可外の保育所、大原保育園の運営についても、今後とも継続して運営していくよう努めますというふうになっております。そのようなことで誓約書をいただいておりますが、現在、状況が変わってきていると、園児の確保が難しくなってきたというようなことで、閉園されるというふうに聞いたところです。

○25番（小園義行君） だから、そういうことにならないようにですよ、本来、きちんと無認可の所に対しても、私は援助すべきだということで、議会の中でも言ってきました。移管だけさせてですよ、あとのこっちの方は勝手にあんたがしなさいと。でも誓約書だけは議会から言われれば取るんだと。これではですよ、まったく押し付けられた方、言葉が悪いけど、押し付けちゃったということじゃないですか。もちろん、それは受けるということはあったとしてもですよ、やっぱりそういうことにならないために、行政として、その無認可の所の保育園に対しても、何らかの対応をしてやるというのが私は基本的だったと思うんですが、この議会にもって、この誓約書があるからといって、私は法人の方を責めているつもりはひとつもありません。

行政が、公立の保育所を受けるにあたって、無認可も閉めないよということに対してのいろんな援助をしていく、そのことで努力をしていただかないと、そこに入っておられる方々、今度は入れない状況が出てくる。これでは困るということで、こういう形を取られたと思うんですよ、現実にはですね。

愛ゆみ幼稚園の方も仮に閉めるとなったらですよ、そこにおられる方々、松山町地域か有明町地域の保育所に行かざるを得ないという状況になってしまうんですよ。現在、そこにもう入っておられる方々はいるわけですけど、そういうことに対してのね、まったく行政としての責任感が、これはないですよ、これ。ただ、民間移管させているんだ、俺たちがって、こういうことじゃいかんじゃないですか。そこについての、議会に対して答弁してきたことと違う。そのことの整合性をちょっと、どういうふうに理解したらいいんですかね。

○市長（本田修一君） 現在、いつもお話が出るように少子高齢化というようなことがあるわけでございます。そのような流れの中で、こうして無認可であって経営ができていた大原保育園につきましては、なかなか経営維持が難しいというようなことになったのではなかろうかなというふうに思っております。

現在、はじめに申しましたように、19年度の入所の申込者数が977名で、定員というのは990名だということでございますので、まもなく希望される方は990名に届くかなと。しかしながら、また緩和基準があるというようなことでございますので、それらに応じて、それぞれの希望される所に入所できるというふうには思います。

当然、無認可の保育所でございますので、国・県の措置、また市の措置費は無かったということでございます。そのようなことが条件で経営されていたものというふうに解釈しています。

○25番（小園義行君） それは、そういうふうにはせざるを得なかったでしょう。本当は、その時から閉じたかったはずですよ。だからですね、公立を受けた所にはですよ、例えば田之浦保育所と安楽保育所、一緒に受けられたんですよ。田之浦保育所の30を15人、定数を条例で変えてあげて、60と15で75名の分園方式という手だてを採ってあげられたんですよ。でも、こっちの方はですよ、ちゃんと90名受けな

さいと受けさせて、こっちの無認可は何も知らないよと、これで良いんですかということをおぼくは問うているわけです。

やっぱりですね、受けていただいた以上はですよ、こちらの方の無認可の方も頑張られるように、何らかの援助をしてあげる。これが基本的なことじゃないですか。保育料だけでやっておられるんですよ。園長先生、お聞きしましたよ。ぼくがあそこの保育園にお世話になりました。保育園の園歌の作曲をしたのはぼくがしましたけど、今度無くなるということで、大原っ子の歌というんですよ。そこで、先生、保育料いくらだったんですかと。小園さんが入っている時と一緒にだよと。ここまでですね、努力されている所になんらの援助もない中で、公立のそれだけ与えてですよ、責任は知らない。これが行政の在り方ですか。

この法人の調査をされたんですか、無認可を抱えている所の二つの法人。どうですか、実態をちょっとお知らせください。

○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

調査という所まで詳細には行っておりませんが、先日、大原保育園の坂田園長の方が支所の方においでになりましたので、その際に、今議員からございました大原保育園の廃止を、3月31日をもって廃止するという届出を、3月12日に県知事の方に出したということをお支所の方で承ったところでございます。

その際に、話を幾つかお話ししていただきましたけれども、昨年合併して、私どもが志布志支所の方に勤務をしてから、認可外の大原保育園の方の運営のことについて、正式に相談があったことは1回もございませんでしたが、ただ、何回か来られる中で、認可外の大原保育園の方の運営が少し厳しいよねというようなことを、雑談の中で話されていたことは数回ございました。

先日来られた時に、少し詳しくお話を伺ったんですけれども、昭和56年に開園をされてから今年で26年ということでございました。今、議員がおっしゃったように、議員もあちらの方に子供さんが出られて、歌も作っていただいたようなお話も伺ったところでございます。定員が45名の中で、現在22名というような実情の中で、園児数の確保、それから、特に職員数の確保ができないというようなことを、正式な有資格者ですか、その確保ができない。これ以上、運営して行って、もし子供に何かあったら、ちょっと責任が持てないと。運営が厳しいことに加えてそういった事情があって廃止を決めたというようなことをうかがったところでございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 法人の人はですよ、それだけ本当、必死にですね、これまで本来行政がやらなきゃいけないことを20数年間、営々して頑張ってきたんですよ。そういった所に対しては、なんらもう手を打たないでですね、もう移管すれば良いんだと、移管したんだから、ちゃんとやりなさいと。これではですね、行政として、ぼくは、本当に問題ありじゃないですかね。悲しいことでしょう。この坂田先生だって、本当に必死に頑張ってきたと思うんですよ。当局の援助があったら、もっとやれたのという、こういう思いがあると思います。私は、そういう所にですね、先ほど長岡議員の思いというんですかね、そういったものが行政というのは、やっぱり住民の側を向いてですよ、やらないとい

けないと。俺たちがさしたちゃじ、もうおはんがしゃんせんなって、これではぼくはいけないというふうに思いますね。

もっと、そういう手だてができなかったのか、親身になってそういう相談にも乗らんといかんやないですか。本当にね、ぼくはそういうところに行政の姿勢が現れてくると。今後この民間移管について、はたして受ける所がありますかね。本当に、ぼくはね、この先生たちは大変だというふうに思われていると思います。だから、ぜひね、本当に民間移管というものについてはきちんと、そこに対する保護者の人たちと一緒にどうやるべきかと、やらないとですね、これ3月1日の新聞赤旗です。神戸市の市立保育所がですね、強引にやろうとしていたんですよ。神戸地裁の方で駄目だとストップがかかりました。この、なんと言っているかというところですね、いいですか、地裁の決定は現在の市の計画で引継ぎのための新旧保育士による共同保育を3カ月間行いますが、民間移管前はわずか5日間であることを厳しく批判、新しく運営する法人は児童の安全に責任を負うが、5日程度で個々の児童の個性などを把握し、生命身体に危険が及ばない体制を確立できるとはおよそ考えられないと、市の裁量権のし、生命、保護者や児童の保育所選択権を侵害するものだと、こういう決定をしております。

去年、大東市と横浜のことも話しましたね。こんなにきちんとですよ、住民に寄り添うてやらないといかんということです。そして、今まで20何年間頑張ってきたですよ、そういう法人の人が泣く泣く、坂田先生が閉じなきゃいけないと、この思いをですよ、どういうふうに、市長、思われますか。今までなんらの手だてもやってきていないでしょう。どうですか。

○市長（本田修一君） 市の保育行政は、児童福祉法及び市条例に基づきまして、保護者が仕事の関係で児童を保育することができないなど保育の実施基準に該当する者に対しまして、それらの児童を認可保育所において保育しております。

一方、認可外の保育所は、保育の実施基準に関係なく、希望する者は誰でも保育を受け入れることができると、その運営はほとんど保育料のみで賄われているというふうに理解しております。また国・県又は市からの補助金は交付されておられません。

ただ、認可外保育所へ預けている保護者の状況を見ますと、特に保育所へ預ける必要がなく十分家庭で保育できる環境にあったり、あるいは夫婦とも収入があり、認可外保育所へ預けた方が割が良いなどの比較的恵まれた環境にあることなどをお聞きすると、運営が厳しいからといって行政から支援することが適当なのかどうか、慎重な検討・協議が必要であるというふうに理解しております。

○25番（小園義行君） ほとんどですね、行政の在り方として、まったくおらんじゃないですか。あの人たちはなにかもうけ本意でやっていると思っているんじゃないですか。そうじゃないでしょう、本来行政がやんなきゃいけない時期に、足りないからといって頑張っておられたんですよ。そのことの20数年前、考えてくださいよ。そうですよ、現実には。全部公立になっちゃうと、あと愛ゆみ幼稚園って、ここ一つだけ残るんですね。本当に入れられない人はそこに行くしかないじゃないですか。そこに対してもきちんとぼくはあと対応をして援助してやる。公立を受ける所はですよ、30名を15名にして、経営が成り立たないからといって分園方式でしてあげる。無認可はまったく知らないよと、今あん

たが言ったようなことで、それでいいんですかね、市長。考えてくださいよ。本当にですね、これまで頑張ってきた、それも本来、行政がやんなきゃいけないことを、この地域の中でですよ、頑張ってきたというふうに私は理解をしています。そういった意味でですね、この無認可の所に対する対応も今後どうやっていくのかということと、この民間移管については、さっきも言いましたね、本当にこれ共同で3カ月間一緒にやっていくんだよという、こういうことであっても、いわゆる行政のやり方について裁判所が駄目だと言っている。このことを踏まえるときに、保護者の方との本当の意見交換、そしてそこに働いている職員の人たち、法人との関係、きちんとやらないとぼくは問題有りだというふうに思います。

この二つについて、どう考えているのかをお願いします。

○市長（本田修一君） 認可外の保育所につきましては、今ほど述べたようなことでございます。

実は個人的な話になりますが、私自身も認可外の保育所に子供を3人預けていました。その時は、その園の方針が気に入って、そこに預けたわけですが、当然、地元の保育所の方も定足数が足りないから私の子供を入れてくれというような要請もあったところでしたが、そのような形で私自身は選択したところでした。

そのような形の園の経営ではないだろうかというふうに思うところであります。そのようなことで、認可外につきましては、そのような形で、今後も慎重な形で対応していきたいというふうに思います。

今、神戸市等の事例でもお話がありましたように、そしてほかの市でもそういった訴訟があつて、行政側が敗訴したということは把握しております。そのようなことがございますので、私どもとしましては、十分保護者の方々とお話をさせていただきまして、このことについては今後取り組んでいきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ぜひ、そういう対応を、認可外の保育所、愛ゆみ幼稚園が一つということになるわけですが、そこについての対応と民間移管、それについてはきちんとした合意がなされるように、もし、そのことで駄目だったら、ちゃんと期間をおいていくということも踏まえてですね、対応していただきたいと思います。

この保育所の関係でもう一つお願いします。2006年度に定率減税の廃止がありまして、保育料の関係が出てくるわけですね。これは保育所ということでしたので、少しちょっとやらせてください。

2006年度に定率減税が、20%が10%に半減になりました。このことで、年収は変わらないのに、所得は変わらないのに、所得税だけが上がるという、これが起きました。このことについて、保育料のいわゆる第4段階、第5段階、ここが下手すると増額になるという、保育料のですね、そういうことが起きているわけです。そういったことを、全国のそういう所で国会議員団含めてですね、今、自民党、公明党が進めて、この定率減税の廃止、こういった2007年度ゼロになりますけど、今年2006年度の所得によって保育料が決めます。それを止めてくれということ運動をいっぱいしました。その結果、厚生労働省の方からですね、通達が県の方に来ていますが、いわゆる国庫負担金の取扱いということで、い

いわゆる19年度保育所徴収金の基準額案ですね、これは新年度の予算成立後にされるわけですけど、これ、指示が県の方から、市長、来ていますかね。こういうふうに各市町村やりなさいということは。

○市長（本田修一君） そのことについては届いております。ただいま、規則改正の準備を進めているところであります。

○25番（小園義行君） 本市は、ここに資料をいただきましたけど、別表の第2表関係ですね、徴収基準額表、国が示している基準より努力されてんですね。これでもですよ、そこの規則の改正がないと、そのまま高いものになってしまう保護者の方がいるわけですね。これについては明確にそういった対応がされると、保育料の値上げはしないということで理解をしいいんですね。

○市長（本田修一君） 4階層と5階層の方で影響のある方があるようであります。しかし、今回の定率減税見直しに伴い、保育料が変わらないように、国は保育料を、所得税額による階層区分を変更しております。

本市におきましても、先ほど申したように、規則改正の準備をしているところであります。19年度の保育料の影響は少ないものと見込んでおります。

○25番（小園義行君） 今、市長の方からありましたように、これ当然そういう厚生労働省の方からですね、通達が来ておりますので、きちんとそのことについて規則の改正というのがされると、そして新年度、2007年度で保育料の増額というのはないというふうに理解をしましたので、このことについては、きちんと担当の方がされると思いますので、理解をします。

次に移ります。税の徴収ということでお願いをしてあります。これまで、税金を滞納されている方々から相談をたくさん受けています。その中で、当局をお願いをして分納、いろんなことをやっておりますが、過年度分ですね、税に関して少し例を話させてください。

滞納されている人は、市県民税、そして固定資産税、軽自動車税、国保税もそれぞれふくそうして滞納があります。こういった方々が分納とかいうことで、かねては3,000円しか納めないのに1万円とかですよ、持って来られたときに、当局の方で延滞金、そういったのに入れられてしまう場合というのがあるんですね。これは、国税通則法、こういったこと等を考えたときに、地方税法上もいろいろありますが、志布志町時代にも少し、そういうのがちょっとあっていろいろやり取りをしたことがあります。

志布志市になって、そういった場合に本税にきちんと充当する、いわゆる納めるという、そういったことは、きちんと当局としてすべての職員の人たち、理解はされているのか、そこについてのお考えをちょっとお知らせください。

○市長（本田修一君） 税の徴収に関しましては、本税とそれに伴う督促手数料や延滞金などのいわゆる附帯金がある場合、本税から優先して徴収されているかとの御質問ということで理解します。

地方税法では、地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合においては、本税はその附帯金に先立って徴収することというふうに規定されております。本税と附帯金の合計額に満たない額の一部納付があったときは、原則として本税を優先させ、次いで附帯金の順で対処するものとされております。本市におきましても同様の取扱いをしているところであります。これらの規定は一つの本税に対する附帯金の優先関係について規定したもので、滞納税目が複数ある場合には一つの税目でも複数年度の滞納が

ある場合、どの部分から充てていくかといったことについては、地方税法には特段の規定はございません。

したがいまして、実務上の取扱いといたしまして、民法に規定しております弁済の充当の指定により、納税者が指定したときはそれに充当し、そうでないときは徴税吏員の自由裁量に属するものであります。具体的には、二つ以上の税目があり、それぞれの税目に附帯金があるときは、まず一つの本税に充当し、次いでその附帯金に充当します。以下これにならって、古いものから順に充てているところでございます。

○25番（小園義行君） これはですよ、非常に滞納されている方からしたら心配なんですね。自分が納めたときは必ず本税、いわゆる税金に納めている、延滞金というのはこちらにちょっと置いてですよ、払わないという意味じゃないですよ。本税に充てられると思っていたのに、こちらに入れられたということで相談があつてですよ、非常に、小園さん、これどうにかならんのかしらと、いや、それは職員の人が3年で替わってみたりですよ、1年で替わったりいろいろあるから、法律はそうなっているのよということで、ちゃんとできるんだがということですね、住民の人にはしました。

そのことはきちんとしていないとですね、これ、いきおい地方税法でそういうきちんと規定しているんですよ。そして今、市長がおっしゃった地方税法第20条の9の4ということで、一部納付又は納入があつた場合の延滞金の額の計算等、これは、本税がきちんと終わらんと延滞金が計算できないよという、このことをうたつてあるわけです。だから、きちんと本税にやんなきゃいけないということですね。そして民法でも今、市長がおっしゃったように、弁済の充当の指定と、第488条ですよ、ここをしっかりとですね、住民から疑義があつたときは、そのことをきちんと受け止めてちゃんと本税に充てる、このことをやらないと、今、滞納整理係の方、収納管理係の方、それぞれおられますね。職員の人は替わっていくじゃないですか。当然、そのことは分かっているつもりであっても、きちんとこのことが入っていないと、延滞金に入れてみたりですよ、いろいろあるわけですね。この国税通則法の第62条から始まっているんです、これ。そして国がいろんな裁判とかいろいろ通じてですね、こういうふうには地方税法、遅れて改正になっているんですよ。そういったことを踏まえてですね、これは1982年10月1日に、そういうふうに変つたんです。私は当然そうされているものと思って、志布志町時代にそういうことがありましたので、志布志市として、そういう考え方にきちんと立っていますねということをお聞きをします。そういうことをやっているということじゃないですよ、そういう立場で、ここについては本税優先の原則というのが貫かれているのかということ、もう1回、法的な根拠を示して聞いていますので、当然そうされていると思いますけど、そこを再度確認させてください。

○市民部長（稲付道憲君） いわゆる滞納にかかわる延滞金等の納入の仕方でございますが、滞納もいろいろございます。単年度の納期の滞納、あるいは年度をまたがった滞納、あるいは複数の税目の対応、いろいろあるわけでございますが、滞納税目が数種の税目にわたるときには、充当の順序については先ほど市長の答弁もありましたが、特に地方税法での特段の規定はないということでございます。

したがいまして、それにつきましては、いわゆる民法の規定を適用するというところでございます。二つ以上の税目がある場合には、原則として担保の有無にかかわらず延滞金の課せられるもの、若しくは

その割合の高いものに充てるなど、できるだけ納税者等に有利になるような処理をすべきであるというのが、この民法の規定でございます。それを受けまして、それぞれの税目に附帯金があるときは、まず一つの本税に充当し、ついで附帯金に充当するということでございます。

小園議員がおっしゃいましたように、本税優先の、いわゆる原則的には本税優先と。これは、地方税法の改正が昭和57年にございまして、それ以前は附帯金の優先ということでございしましたが、国税が本税優先でございましたので、国税と同等の取扱いということに変わったものでございます。

○25番（小園義行君） よく分かりました。ぜひですね、住民の方、そこらへんが分からない部分があってですね、しょうがねあいと思ったりする場合もたまたま、旧町の時代にそういうことがあったんですけど、今、部長がおっしゃるようになりますね、ぜひ住民の方にはお分かりになっていない方もありますので、きちんとそういう対応をしていただきたいと、そういうふうに思います。されているということですので、よく理解をいたしました。

あともう一つ、今、確定申告の時期なわけですけど、高齢者の方々がですね、さっきも言いました定率減税の廃止、老年者控除の廃止、すべて今の自民党、公明党の連立内閣、高齢者に対して冷たい政治ですよ。ここでね、やっぱり私は、高齢者の方々、この志布志市を考えても国保税、介護保険料、来年からは後期高齢者医療制度、保険料が徴収されますね。そういった中で、大変年金の生活としては厳しいわけですけど、介護保険で要介護認定者、ここに障害者控除が受けられるということをして旧志布志町の時代でも質問をして、ちゃんと対応をしたいということでありましたが、今まさにそういう確定申告の時期です。

これについて、障害者控除が受けられる、いわゆる介護認定のこれは、自治体の長が証明書発行すればいいということになっているんですね。そういった対応がきちんと取られているのか、要綱等を作られているのかですね、そこについて、状況がどうなのか、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市県民税申告におきましては、従来より受けられる控除等につきまして、国税庁の所得税申告と連携しまして、周知・広報を行い、また申告相談時の日程案内文書等でも、必要書類として控除等の確認ができる書類を持って来ていただくよう案内しているところではありますが、障害者控除対象者認定の実施要綱等の整備が、今年度の申告書発送の後になってしまったため、日程案内文書に表記することができませんでしたので、今年度の申告相談時に相談があった場合に、こういった控除が受けられることや、申請手続きの説明も交えて申告相談を実施しているところです。

今後は、市民部、福祉部、各関係課とも連携を取りながら、対象となる方々が皆さん控除が受けられるよう広報・周知に努めてまいりたいと考えております。

○25番（小園義行君） ということは要綱、そういったものができているというふうに理解していいですね。じゃあ、ぜひですね、これ、本来だとさかのぼったりいろいろできるわけですけど、そのことも踏まえて、そういう対象の方にはきちんとお知らせをしていただきたいと、そのことはお約束できますね。もう理解をしましたので分かりました。

ぜひ、大変高齢者の方々の生活、厳しい状況の中ですと、多分、所得税の関係、今度6月から住民

税がぐんと上がりますよ。この時、また大変なことになっていくのではないかと。窓口の方々ですね。この定率減税がゼロになりますからね。そういうことを考えたときに、老年者控除の廃止、6月から住民税がぐんと上がっていくと。このことを考えたときですね、ぜひ、こういったことで少しでも高齢の方々にそういうものがいくようにですね、対応して、お願いをしておきます。これはやられるということでしたので、分かりました。

次に敬老祝金の条例改正、この考え方を少しお願いをします。この問題については、合併協議会の中で、どういったすり合わせがされて、今回の条例改正になったのか、その考え方についてお知らせください。

○市長（本田修一君） はじめに、合併協議会での協議の経緯でございますが、平成16年7月の第6回合併協議会におきましては、敬老祝金については新市においても継続することとし、内容については合併時まで調整するという事で承認をされております。

また、17年8月に行われました第17回の合併協議会では、一部修正はありましたが、18年度で実施しました内容での調整結果を報告し、協議会での了承を得たところでございます。そのことを踏まえて予算編成ということになったわけでございます。

19年度予算編成では、本市の厳しい財政状況の中で、それぞれの部において、事業の見直しを含め検討を重ねてきました。そのことを踏まえ、福祉部においては、子育て支援の充実を図ることを重点項目として予算の見直しを行ってきたところでございます。本市の財政状況を考慮し、従来の事務事業を見直す観点から、少ない経費で最大の効果を出すということを念頭に置きまして、敬老祝金をはじめとしました高齢者福祉事業の支給内容を見直し、乳幼児医療費助成等の子育て支援への充実を図ることといたしました。

子育て支援の充実を図ったことにつきましては、所信表明や施政方針で述べておりますが、子育て日本一のまちづくりを目指すことを掲げてまいりました。また、昨年実施しました「子育てについてのアンケート」の結果を参考に、これまでの事業の充実を図ることで予算編成をしたところでございます。

○25番（小園義行君） お金が無いということですが、これは旧町時代にですね、こういう提案が節目支給だったわけです。それで一般質問をしました。その後、変わりました。後退したけれども、志布志町、75歳からだったのが80歳になって、全員支給だということで変わったんですね。

当然、18年度はそうでした。これは、全部のパイが、例えば2,500万円なら2,500万円で全部やったときにやるために、75歳から80歳に変えたというふうにぼくは理解をするんですが、合併協議会のすり合わせとしてはきちんとこれをやるんだということで18年度がされたと思うんですよ。今回、お金が大変だと、財政が厳しいということでね、やられるんですが、ごめんなさい、最終補正、ぼくは見ていないものだから、18年度、この敬老祝金、いくらだされたんですか、ちょっと。

○福祉課長（津曲兼隆君） 18年度では2,530万円ほど見ておりました。

○25番（小園義行君） 18年度、2,530万円ですね。これだと今、市長がおっしゃった話がきちんと合うんですよ。半分に減らしている、今回ね。そのもの、一方の子育て支援の方に持っていくんだと。これね、どう考えてもですよ、お年寄り、考えてくださいよ、さっきも言いましたね。定率減税の廃止、

老年者控除の廃止、国保税は引上げ、介護保険料引上げ、後期高齢者医療制度の創設、保険料負担、してもらいものは減らしますよと、こんな悲しいことで本当いいんですかね。ぼくね、とても理解ができない。

これ、節目支給ということで、77歳、数え88歳、そして99歳、満80、85、90、95、100歳以上と、これ、やるんだということで合併のすり合わせの中では2,500万円という、この金はちゃんと確保しようよと、そのことで75歳以上、志布志町だったんですが、80に繰り下げて有明、松山、それぞれあったものを、そういう形にされた。今回、1年経っちゃったら半分に切ってますよ、こういうことをする。これね、方法はいくらでもあるじゃないですか。3,000円の所を1,000円にするとかですよ、いろんなこともあります。もちろん金額をそのままやるとしたらですね、まず私たち議員、首長、役所の管理職の人たち、みんな考えないといけないでしょう。年寄りだけそういう痛みを押し付けて、自分たちはのうのうとしているというのはいかんですよ。

これね、私たち議員の報酬を引き下げたっていいじゃないですか。管理職手当、いいですか、前年度3,485万5,000円、管理職手当があります。今年度、当初で出されているのが2,982万3,000円ですよ。本庁の、大変失礼ですけど、ちょっとここを聞かせてください、部長は、課長は管理職手当、100分のいくらになっているんですか。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

100分の14と、それから12、11でございます。

○25番（小園義行君） これは、総合的に福祉の問題、高齢者、障害者福祉、少子化対策、考えたときに、こういった問題を見直しをちゃんとして、予算の審議というのはされたものですか。ぼくは東串良町、あそこちょっと調べてみました。管理職手当はとても低く、財政が厳しいということで削られていますよ。そういったことをね、この100分の14、100分の12、11、こういった問題がですね、議論になって、ここに提案されているのか。そして、もちろん私たち議員の報酬だってそうですよ。この2,500万からしたときに1,500万ぐらい削っている。そして別な方に回したんだと、どこを削ってどこにやるのかという、その考え方ですね、基本がぼくはなっていないじゃないかと。そういうものも考えられて提案になったんですかね。

○市長（本田修一君） 職員の管理職の手当というものにつきましては、合併直後ということで、非常にそれぞれの職員は難儀されてきたなというふうに十分認識しているところであります。

そのような中で、定員の適正化計画なるものの中で、どんどん、どんどん職員が辞めていくというふうなこと等もあり、今後ますます職員の資質を高め、そして仕事の能率を上げて、市民サービスが低下しない行政というものが求められるというふうに思うところであります。そのようなことは十分適正化計画の中で検討されているところであります。

そして先ほども言いましたように、この福祉の行政の中で改めて、この高齢者のお祝金というものは説明したように取り計らったということでございます。

○25番（小園義行君） 見直しがされていないわけですね。もちろん職員の管理職の人だけしなさいということじゃないですよ。財政が厳しいというそういう状況、全国見てもいろんなものを見直しをして

やっている。こっちを減らして、こっちにやっただ。これは確かにお金の動きとしては全然変わっていないじゃないですか。それじゃ、そうでしょう。パイは変わらないでしょう。こっちを減らして、一方にやっただということですね。もっと、そういう前に、合併をして1年したら祝金ずい削られたがて、こういうことで高齢の人たち踏んだり蹴ったりじゃないですか。何が良かったのかなと思われても仕方がないでしょう。やっぱりきちんとそういうところに手厚くしてやる。そういうことであるなら、この節目なんかしないで、2,500万円というお金を必要だったら、自分たちの議員報酬を若干下げる、費用弁償を無くしていくとか、そういったことをしながら当然、管理職のこの見直しもですよ、やって、財源を創り出していく。そして守っていくというのが、ぼくは筋だと思うんですよ。

もう一つ、このことで、地域福祉基金、これ、お聞きしましたら1月末現在で4億7,407万円ほど積立金があるということですが、ここの一部を取り崩して、この基金の設置目的、十分これ可能ですよ。ここに充てる、1,500万円、仮に取り崩したとしても、十分これ、できるというふうに、ぼくは思うんですよ。この目的、在宅福祉の向上、高齢者のですよ、そういう設置目的からしたときに、こういうことなんかも考えられなかったのか、こういう、とてもぼくは住民から理解がいただけないと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 今回、審議をお願いします高齢者のお祝金ということは、節目支給というようなことになるわけでございます。当然、これは、高齢者の方々がそれぞれの年齢を迎えられたことに対して、私どもが長年の労に対しましてねぎらいの言葉をかけると、そして、今後もまた引き続きお元気でいただきたいというような願いを込めてお祝いを申し上げるわけでございます。

そのような意味で、今回は節目とさせていただきますということにしたところでございます。この敬老祝金の節目支給につきましては、各近郊の市町でもそういった形が取られておりまして、内容につきましては、まだまだ私どもの市の内容の方が充実して高いというようなふうでございますので、そのような形で御審議いただきたいというふうに思います。

それから、地域福祉基金につきましては、果実を運用するというようなことになっておりますので、そのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） やっぱり自分からですね、自らやっぱり身を削らないかんじゃないですか、首長。もちろん議会の議員もそうですよ。首長だってそうですよ。こういう悲しいことを次から次に合併したことによってね、高齢者の方に押し付けちゃいかんですね。そういうものを考えて、ぼくはきちんと論議がされた上で提案されるなら良いけど、一切そこには手を付けずにおって、こっちを減らしてこっちを増やせばいいと。これではですよ、なんのための工夫をされているのか。お金が無いからそうするとおっしゃるんでしょう。お金はつくればできるじゃないですか、そういうふうにして。なんでそういうふうにならんですかね。

この合併協の、この論議をされた、ここのすり合わせをされた、この意味もですよ、1年でね、ぼっかり無くなるというのは、とてもびっくりされているんじゃないですかね、合併協のそこに入っておられた方々も含めてですよ。そういうものじゃないというふうにぼくは思います。もっとそういう点では、住民の側に立ったね、そういう行政の在り方、そして自らも身を切るという、そこがあって我慢してく

ださいなら話が分かるじゃないですか。夕張だって見てくださいよ、そういうこと、住民に負担をお願いする際に、自らもですよ、何割カット、給料だってそうですよ。そういう痛みをです、共に分かち合うということではないと、いいまちづくりは市長、できないと思いますね。

再度、そのことについていかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この敬老祝金というものが、今回節目支給になりまして、今度審議いただくということになっておりますが、そのことにつきましては、私どもは、この合併をいたしまして、さまざまな分野で合理化、削減というところきておるわけでございます。そして私ども自身も、職員も、そして議員の方々も、それぞれ担当、自分の範囲が広がったり、そして裁量が重くなったりしてきておるわけでございます。そのような中でのこういった合併だったということでございます。

そして、市全体の財政につきましても、先ほどから言いますように削減の方向にきているというような流れでございます。そのような流れの中で、こうして、この祝金については提案するというところでございますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

○25番（小園義行君） 自分の家庭を考えたってそうでしょう、給料が下がれば小遣いは減りますよ。そのため、みんな身銭を切らないかんぜと、だからちゃんと我慢するところはしようねと、住民だけそれを押し付けておってですよ、自分たちはそのまま同じ。責任が重くなった。みんな一緒ですよ、それ。そういう点では、とても納得いかない。この問題については、委員会でもあるでしょうけど、私はとてもこういうのは認められないという立場であります。

次に、教育問題についてお願いをします。まず、2007年度から特別支援教育が始まります。養護学校は、特別支援センターという学校になりますね。一番、お父さん、お母さんたち、心配されているのは、この地域にあります、普通の学校にあります、なかよし学級と通常言われています特殊教育、ここがどう変わっていくのかということで大変心配をされております。そこについて、2007年度からどういうふうに具体的に変わるのか、そのことをちょっとお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

特別支援教育は今度、どう具体化、また変わっていくのかという御質問でございますが、御承知のとおり、平成19年4月1日から、これまでの特殊教育が特別支援教育と名称が改められまして、その指導内容も改められることとなりました。

その背景を私なりに述べてみますと、これまでの特殊教育が、特殊学級への入級や養護学校等での支援を必要とする児童・生徒に対しての教育であったのに対しまして、これからの特別支援教育は、障害を持った児童・生徒はもちろんでございますが、通常学級に約6%いると言われておりますLD、あるいはまたADHD、高機能自閉症等を持った児童・生徒や軽度発達障害を持った児童・生徒に対する支援も目的としているところでございます。

このLD、ADHDはそれぞれ学習障害、注意欠陥、多動性障害というふうに言われておりますが、これらの児童・生徒は特別支援学級への入級の必要は無くとも、通常学級において教育的な支援を必要とする子供たちを含んでおります。これまでは学力の定着度が低い子供や落ち着いた行動ができない子

供は、すべてそれまでの生育歴や性格による後天的な影響が原因と考えられてまいりました。

しかしながら、近年研究が進みまして、LDやADHDの場合、中枢神経系に何らかの機能障害があることが原因であると推定されるようになってきたわけでございます。したがって、学校教育におきましては、それぞれの障害に応じた適切な支援を特別に、そしてまた個別に行うことが望ましいとされまして、今回の改定に至ったものと私は理解いたしております。

そこで、本市教育委員会といたしましては、新年度に向けまして校内委員会の位置付け、あるいは特別支援教育コーディネーターの指名等について指導しておりまして、既に25校、全学校において設置しております。ただ、LD、ADHD等の診断につきましては、専門家チームによる判断にゆだねなければなりません。各学校では予想される児童・生徒に対しては、特別支援教育の趣旨を踏まえ、診断が無くとも積極的に支援を行うよう指導をしてきているところでございます。

現在、各学校におきましては、4月1日に向け、計画を立てている最中でございます。4月以降、実践を積み重ねながら、修正が必要であれば修正を行っていくということも大切だろうと考えております。教育委員会といたしましては、今後とも研究部会の設置を始めといたしまして、特別支援教育の充実が真心を持って推進されるように指導をまいりますとともに、私個人といたしましては、物的支援や人的配置、特に人的配置でございますが、これにつきましても、各方面に要望してまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 今、教育長が答弁されました。そこで、この特別支援教育が始まりますね。そうしたときに、本市できちんと、今おっしゃった、そういう特別支援教育に該当する子供たちがどれぐらいいるのかということと、そういうのが把握されているのかと。

そして、これまでの特殊教育学級、ここは残っていくのかということが二つ目。そして三つ目に、特別支援教育支援員というのを国は2年間で、いわゆるそういう子供たちがいる、いないを含めていろいろでしょうが、学校に支援員を配置するという方針を出しています。この当市の委員会でも、12月の委員会でしたかね、特別支援教育に対する研修費の負担金ということで、約6万円ほどでしたけど担当課長の方から説明があり、こちらの質疑に対して、今後このことが実施されるということにあたっては、きちんと人の配置については、万全を配りたいという教育長の答弁も出ております。

そういったことについての見通しと、併せて答弁をいただきたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

平成18年でございますが、小・中学校合わせまして、8校で9学級でございます。それで、人数的には21名が、いわゆる従来の特種学級に入っております。

この子供たちが、今後引き継がれるかどうかは、人的配置がなされないと、できないということになります。しかし、私といたしましては、現在御案内のとおり、まさに人事の真っ最中でございますので、可能な限りその配置に向けまして要望しているところでございます。

ただ、完全に2人配置とか3人配置ということは、これは全県的なことでございますので、約束できるかどうか微妙な所でございますが、せめて0.7人でも、0.5人でもという形で私はお願いをしたいと。

そして、さらにまた百歩譲って、もし本市に転入してくる先生の中に、かつて、いわゆる特殊教育諸学校に勤務したことがある先生でもいらっしゃれば、社会の先生でも数学の先生でも、交流研修やりますので、誰かいらっしゃれば、そういう人が来てくれないかなと、少しでもですね、10分の1でもそういう人がいらっしゃれば相談にもなるでしょうし、その学校に配置できれば、またできるかもしれない。

あるいは期限付き教諭を配置する場合にありましても、希望者の中から、かつてどこかでそういうことをされたことはないですかと、面接等で聞きながら支援教員の人的な配置も考えていきたいと思っています。

それから、実際にどのくらいいるのかということでございますが、先ほど申しましたように、通常学級で6%と言われておりますけれども、私も、まだ本市の数字をつかんでおりません。ですから、本当に、本市も6%なのか、現在、生徒数が3,150人ぐらいおりますので、6%だったら相当な数になるなと思ったりします。そうすると先生方の配置が、これまた、さらにお願ひしていかなきゃならんと思っはいますが、とりあえず現在、先ほど申しましたように、もう既に各学校では委員会あるいはコーディネーター等のことも設置されておりますので、それを使いながら早急にまた、先ほど申しましたようなLDとかADHDの子供たちがいないかどうか、新学期が始まったら、調査して、そして従来のこの特殊学級の存続と共に十分できればいいと思っはしておりますが、やってみたいということをお考へております。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 現実に始まるようになったら、とても心配しているのはそこなんですね。だから去年も確認しました。何回もここでもやりましたけど、現実にこの特別支援教育を始めるよということで、今まであったそこにですね、人が配置されていたものが無くなるという心配をずっとしていたんですよ。今、教育長が答弁されるようにですね、これ、交付税措置されるだけであって、支援ちゃんとやりなさいというくくりも無いわけでしょう。こんなね、今の国が、自民党、公明党連立内閣ですよ、こういうふうにして障害を抱えている子供たちの教育さえも切り捨てていこうとしている。まさにぼくは、特別支援教育、とても言葉はいいですよ、障害者自立支援法、言葉はいいですよ。でも、本当にこれ、切り捨てていくためのやり方だと。これではですね、地域で必死に頑張っているお父さん、お母さん、障害抱えてる、こういう人たちの不安というのはぬぐい去られんじゃないですか。

ここにですね、本当に県の教育委員会のナンバー2ですか、そこまで登りつめられた教育長として、ぜひ力を発揮していただいて、我が市だけというわけにはいかんけれども、せめて現在ある、この特殊教育学級、なかよし学級とかいろいろあります。ここについては人の配置をきちんとやって大丈夫にしていく。そういったものを、きちんとぼくは努力していただきたいと。先ほど0.7とかいろいろおっしゃいましたけれども、そうなったらその子供たちの今まで知的障害とくくられてきた、その子供たちが安心して学校に行き、学ぶ時間の確保というものは無くなるでしょう。

ぜひ、教育長、これはね、きちんとあなたの力で、もう予算も作られていると思うんですけど、どれぐらい、じゃあ来るという目途が立っているんですか。もうすぐでしょう、もう人の発表がありますよ。どれぐらい来るんですか、今おっしゃった、この中で。

○教育長（坪田勝秀君） その前にもう一つ、答弁しておきますが、先ほど私、18年度21名と申しました。この子供たちが19年度は養護学校等に行きますので16名になります。数的には減ります。

そこで今おっしゃいました、何名配置されるのかということですが、実はまだ内示の段階でございますので、具体的に流動的な所もございますから、何名ということまで申し上げられないんで誠に申し訳ございませんが、近々努力した結果が、どうなるか分かりませんが、精一杯頑張ってみます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） これね、本当に教育長、きちんとしていただきたいと思います。本当にこれは悲しい現実になっていきます。

最後に、学級給食の関係ですが、こういうお手紙をいただきました。いわゆる、これまでは2月に給食費の還付というのがあったんですが、これ、審議会の中で、もう還付し無いよということになったと。時間が無いので、はしょって言いますが、このセンター長から出ている、これも読ませていただきました。要約すると、これまで志布志町地域は還付を超えたもの、学校行事そういったものについて、欠食のためやるというふうな、これはですよ、きちんと年間を通しての給食費というのは計算されるわけで、住民の方がおっしゃるのはもっともだと思うんですね。

ぼくは、なぜ今年度から急にですね、経過も6月ぐらいにして2月に先送りして、結論が2月に出て、もうやらないよという審議会になっているけど、今年の審議会では結論が出たらですよ、今年は還付して、来年からはこうですよという、そういった行政としての、ちょっと柔軟なですね、住民の目線に立った所で、保護者の方々の目線に立った所で、これ、できなかったものなのか。これ、ちょっとお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、もう議員も御案内のとおり、学校給食運営審議会というものの中で議論されて、そして旧志布志町だけがそういうことをしていたので、どうだろうということが議論されてですね、ところが、これが6月と2月と、2回しかないもので、それで6月が流れてしましまして、それじゃ2月ということ、それなら、もうどうしようかと言ったら、ほかの市町村等々見ましたら、そんなことまだしていないよということだったものですから、それならということで審議会では、おっしゃるように少し時機を失しているようだけれども、もう本年度からやろうということに決まったようでございます、審議会ですね。そして、それじゃ保護者にも連絡しましょうということで連絡したという経緯があるようでございます。

ですから、また、これは絶対的なものではないように私聞いておりますので、また審議会の方ですね、こういう意見もありましたということで、私の方からも提案いたしまして、そしてまたほかのいい方策がないかどうかを、やっぱり検討してみてもいいなと思っております。これはまた審議会ですることでございますので、私の方からも審議会の会長さんにもお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） これですね、献立というのは栄養士の先生が作られて、きちんと献立表を出さ

れますね。そして、その量というのはきちんと計算されて出されているんですよ。新たにですね、お金を先に100円やっていて、余ったからね、悪いけどちょっとデザートを付けたり、量をたくさんやりま
すよと、こういうふうにはならないんですよ、これ。そういうことをされたらまたおかしいわけですよ。

だから、普通に住民が考えたら、お金を100円出して98円のものを買ったら、もう2円やったらめん
どくせえで100円でよかがなって、これは納得いかんでしょ。レジ、チンと打たないとですね、通れ
ませんよ。やっぱり2円返さないといけないじゃないですか。だから、今教育長がおっしゃったよう
にですね、ぜひ、このやり方がはたして本当にベストなのかですね、もっと住民、いわゆる保護者の意見
を聞くとしたときには、今年度こういう答申が出ましたので、来年度からはそうさせていただきますと
いうのを4月に新しく流したらですね、住民の方からこんなこと来ないと思いますよ。ぜひ本当に住民
の立場に立って、決まり切ったようなことではなくて、今教育長そうおっしゃいましたので、ぜひ再度
ですね、これ、検討していただくということをね、お願いをします。再度、もう1回、その考えをお願
いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほどから申しますように、これ、給食運営審議会というところで議論いたしますので、そこが会長
さんもいらっしゃいますので、もう1回、こういう意見もありましたということは提案いたしますが、
今、議員の御要望のとおり元に返して、さらにまた従来のように還付する形が採れるかどうかは分かり
ません。しかし、またこういう意見もあったということを申します。

そしてまた、こういう背景は、御存じのとおり給食費の滞納というようなこともたくさんございまし
て、これはまた別な議論にもなるかと思いますが、それから野菜の乱高下ですね、高いときがあったり
安かったりというようなこともあったりして、大変学校給食そのものも難渋しております。そういうこ
ともありまして、学校あるいは給食センターでは、担当あるいは校長、教頭そしてPTAの役員の方々、
総動員してこの給食費の徴収にもあたっているところでございます。

そういうことを含めまして、私どもはまた審議会にもお願いをいたしまして、議会でこういう意見も
ありましたということは、私の方で申し上げていきたいと思えます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） ぜひですね、これ、高くなったら、じゃあお金を取りますかといったら取れな
いじゃないですかね。そのことも含めて、この給食未納の問題というのは、また後日やりたいと思いま
す。ここでやったらいろいろです。

あれも学校側から見た未納者ということで、文部科学省が調査しているんですよ。1%ですよ、全国
のあれ、ぼく全部調べましたけど。ぜひですね、そういった意味で、今回、給食費の未納の問題とは違
って、普通の道徳的な問題じゃないですか。ぜひ、そういう立場で検討をしていただきたいと思います。

終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○副議長（福重彰史君） ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明15日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでございました。

午後 4 時41分 延会

平成19年第1回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成19年3月15日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

下 平 晴 行

上 野 直 広

日程第3 報告

出席議員氏名 (31名)

1番 下平晴行	2番 西江園 明
3番 丸山 一	4番 八久保 壹
5番 玉垣 大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫 京子	8番 藤後 昇 一
9番 迫田 正弘	10番 毛野 了
11番 立平 利男	12番 本田 孝志
13番 立山 静幸	14番 小野 広嗣
15番 長岡 耕二	16番 金子 光博
17番 林 勇作	18番 木藤 茂弘
19番 岩根 賢二	20番 吉国 敏郎
21番 上野 直広	22番 宮城 義治
23番 東 宏二	24番 宮田 慶一郎
25番 小園 義行	26番 上村 環
27番 鬼塚 弘文	28番 重永 重久
29番 丸崎 幹男	30番 福重 彰史
33番 若松 良雄	



欠席議員氏名 (2名)

31番 野村 公一	32番 谷口 松生
-----------	-----------



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 本田 修一	助役 瀬戸口 司
教育長 坪田 勝秀	総務部長 隈元 勝昭
企画部長 持富 秀明	市民部長 稲付 道憲
産業振興部長 永田 史生	建設部長 井手 南海男
松山支所長 吉井 宏徳	志布志支所長 山裾 信博
総務課長 上村 和憲	企画政策課長 山下 修一
財務課長 溝口 猛	環境政策課長 立山 広幸
福祉課長 津曲 兼隆	畜産課長 中崎 章文
耕地課長 通山 正文	土木課長 宮苑 和郎
水道局長 徳田 俊美	農業委員会事務局長 大園 朗
教育総務課長 溝口 敏久	



議会事務局職員出席者

事務局長 徳重 昭一	事務局次長 前田 泰郎
次長補佐兼議事係長 門岡 秀明	調査管理係長 徳田 弘美

午前10時00分 開議

○副議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名します。

日程第2 一般質問

○副議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○1番（下平晴行君） おはようございます。通告書に基づいて質問をいたします。

はじめに、農地災害復旧事業補助金の取扱いについてでございます。7月5日の災害は、今までかつてない大きなもので、市全体で450件、旧志布志町だけで266件の農地災害が発生しております。合併して本庁と支所の連携が取れなかったのか、職員の皆さんには大変な御苦勞があったと思います。26番議員からもありましたように、特に志布志町での災害発生件数が多かったのは、ほ場整備がされてないことも大きな原因の一つであります。対策として、中山間地域総合整備事業などの導入が緊急課題だと思います。この災害復旧事業補助金交付要綱は、農業負担の軽減及び農業経営基盤の安定を図ることを目的としていますが、本当にそうでしょうか。当然、自己負担というのはあるべきだと思います。しかし国庫補助の激甚対象の40万円以上の災害には負担がなくて、5万円から40万円未満の災害に対して20%の負担であります。例えば補助の150万円の災害には負担がなくて、一方30万円の災害には6万円の負担であります。その取組が公平であるか、お伺いします。

○市長（本田修一君） おはようございます。下平議員の質問にお答えいたします。

本市におきましては、昨年9月29日に志布志市農地災害復旧事業補助金交付要綱を制定し、現在実施しているところでございます。補助災害復旧事業は、40万円以上という採択基準があるため、40万円未満の農地災害につきましては、本来所有者が処理すべきところですが、本市としましては、特に農家の負担軽減を図るため、5万円以上40万円未満の畦畔復旧や崩土除去で農地の維持機能に必要最小限の災害に、事業費の8割以内で補助金を交付するものでございます。18年度におきましては、各地区間の調整不足により10割補助といたしましたが、19年度以降につきましては、普通災害、激甚災害を問わず、本市の補助金交付要綱に基づき、8割補助で対処いたします。

○1番（下平晴行君） 私は、公平かどうかと聞いているんですよ。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共災害復旧事業につきましては、御承知のとおり40万円以上という採択基準がございます。本来は、40万円未満の小災害につきましては、所有者が自分で復旧してきた経緯がございます。今回、合併と同時に、市単独の補助金要綱を定め実施するものであります。議員御質問のとおり、激甚災害の指定を受

けた場合は、受益者負担についてはゼロで、公共災害に該当しない小災害については20%負担となり、不公平ではないかということでございますが、例えば治山事業におきましても、公共治山事業に該当する箇所は受益者負担はゼロで、規模の小さい県費単独補助治山事業につきましても受益者負担は10%であり、それ以外の小災害についても本人負担となっております。これは、すべての均衡を保つとなれば財政的な問題もありますので、当分の間、今回定めた要綱に沿って実施してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいということでございます。

○1番（下平晴行君） 先ほども申しましたように、当然自己負担というのはですね、これはもうあってしかるべきであります。ただ、今回のような大きな災害で、市長も御存じだと思うんですが、樽野地区や八野地区、用水路の決壊、あるいは土砂の流入、こういうことで米を作ることができなくて、収入どころか食べる米も無かったと。そういう現状であるわけですが、市長がマニフェストで言っている市民の目線だと、これは全く言っていることと違うんじゃないですかね。現地を確認されましたか、お尋ねします。

○市長（本田修一君） 昨年の7月5日の災害が発生して、直ちに私は現地の災害状況を確認したところでございました。

○1番（下平晴行君） この補助金要綱の設置をされた今までの経緯ですね、協議はどのようにされたかですね、お伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方で回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

市単独の小災害の事業につきましては、合併に向かう協議の中で、そこまで詰めてなかったのが事実でございます。当然、新しい市がスタートしたわけでございますけれども、その時点で要綱、そういったものが無かったわけでございますが、7月5日の災害が発生した段階で、早急にそれらに対応すべく旧町で取り組んでいた、そういった事業すべてを検討しながら、ひとつの80%補助ということでもまとめたところでございました。

○1番（下平晴行君） 部長にお伺いします。

これは、部あるいは課の中で担当係長、そういう中で全体を通して協議されましたか。

○産業振興部長（永田史生君） はい。各支所を入れて、お互い一緒になって協議をし、積み上げてきた数字というふうに私は取っております。

○1番（下平晴行君） この流れを見ますと、地元負担が有明町は100%、松山町が65%、志布志町では0%。だからこの真ん中を取って80%とされたような気がしてならんとですよ。だから、負担を取るための議論で、災害を出さないための政策というような議論をされたのかどうかですね、どうもこの辺が、18番議員の方でもありましたように、やはり市民の立場に立って、今市長がおっしゃっているのは行政の方から物を言っているんじゃないですか。例えばですね、もしこれを導入されますと、18年度の繰越しの災害があるわけですが、これが対象になる災害地というのは、無いわけですか。

○産業振興部長（永田史生君） それぞれその事業の予算の中で対応ということでございますので、あ

くまでも今回の小災害については18年度事業ということで御理解をお願いします。

○1番（下平晴行君） 激甚災害のときは負担は無いわけですが、例えばですね、激甚のときに40万円以下の、それから40万円未満ですね、13万円以上の災害には、農地小災害復旧事業がありますが、この事業を導入しますと起債が74%の充当率であります。残りの26%の80%を市で、20%を地元負担となるわけであります。しかし激甚には負担が無いわけですから、この事業も負担を取ること自体が公平じゃないんじゃないかというふうに思います。また、暫定のときは、今までの経緯を調べてみますと、応急災害は少ないようであります。暫定補助と同じような負担の取組をしたらどうですか。例えばですね、暫定補助が85%の場合、残りの15%の80%を市が、20%が地元で対応しますと、全体の12%を市が、3%を地元負担ということになります。今まで志布志町で実施してきた取組に負担金を取ればいいということになるわけですが、そうしますと公平ではないかというふうに思います。もしこの事業を導入しますと、地元で業者を選んで見積りを取り、申請をする。それを職員が確認して、実状と合わなかったら、また見積りを取り直す。市が業者に依頼するのとですね、地元が依頼主とは全然業者の対応が違うし、業者によっても見積りのばらつきも出てくるんじゃないかと心配するわけです。そうすると、地元負担も違ってくる。もっと大変なのは、災害が一緒になってどこの業者に依頼すればよいのか、農家の方が分かりますか。それも高齢者がほとんどなんですよ。またこの添付書類を見てみますと、事業施工位置図、事業計画書、収支予算書、受益者事業施工承諾書、工事着手届、工事が終わったら工事完了届、実績報告書、収支決算書、補助金請求書を提出して補助金をもらう。そして、自分のお金と合わせて業者に支払うという、こういう流れになるわけです。職員も現地調査や事務量の煩雑で、多分今の状態では対応できないんじゃないか。職員も増やさなきゃいけない。ですからですね、他の事業が、市長は負担が10%、それはどういう形で10%なのか分かりませんが、やはりこういう大きな災害に、先ほど言いましたように米を作ることでもできなくて、食べる米も買わなきゃいけない。そういうような状況なんですよ。どうしてもこの事業を導入したいのであればですね、地元の方がうちの田んぼは、とにかく早くしてもらわなきゃいかん。復旧してもらわなきゃいかん。そういうときには自己負担を出しても自分でやりますよ。だからそういう段階をもって対応できないかどうかですね。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回定めました要綱というのは、近隣市町に比べましても市民の方々にかなり優遇した要綱ではなかろうかというふうに思っております。しかし、旧志布志町地域の方々に比較しまして、若干その要綱の内容についてはきついというようなことになろうかというふうに思っております。今回改めまして、7月5日の災害を受けてこういった形で対処するところでございますが、昨年につきましては激甚災害ということで、地元負担が無いというような形で処理させていただいたところです。今後、また災害が発生したという折には、激甚となればまた18年と同様の取扱いになると思いますが、激甚でないということになりますと、今申しましたように、今回定めました要綱というのは近隣市町に比べてそんなに、近隣市町に比べまして、むしろ志布志市の対応というのは市民の方にとってより厚い対応になっているということを御理解していただきたいというふうに思っております。ただいま議員の御提案の内容につきましては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長、近隣がどうこうじゃないんですよ。志布志市の考え方でいけばいいじゃないですか。なんかそこへんがどうもですね。やはり本田市長の考え方で、他の鹿屋市がどう、大崎町がどうって関係ないですよ、それは。あなたが志布志市をどうしていくのか。これはですね、志布志町の町民から、旧志布志町の町民からすると、たしか平成9年からこの40万円以下、応急の災害事業に対しては7、3、18年度から8、2というような形になっているわけですが、これは査定での考え方ですよ、査定補助の考え方ですよ。部長、私がさっき言ったこの事業のこの取組が実際できますか、この件数があっても。どうですか。

○産業振興部長（永田史生君） それに対応できるということで要綱を定め、したところでございます。

○1番（下平晴行君） 部長、どういう形で協議されたんですか。どうもそこへんが私は納得できないんですけどね。もう1回お願いします。

○産業振興部長（永田史生君） それぞれの各支所、そういった係長以上集まっていたきまして、今までの経緯、それから今後取り組む事業の内容、そういったことについては、すべて合意の中で要綱を作ったということでございます。

○1番（下平晴行君） では、部長も課長も、旧志布志町、市全体ですね、これ全部回られましたか。

○産業振興部長（永田史生君） 災害箇所については、大きな所は私は大体回ったつもりでございます。

○1番（下平晴行君） やはりそれじゃだめじゃないですか。大きな所じゃなくて、隅から隅まで回って、はじめてこの事業ができるかどうかなんですよ。何かそこへんがね、協議が私はなされていないような気がしてならんとですけどね。だから、市長、やはり暫定で8、2、さっき言った暫定の補助が、例えば80か85か、90か、90ってなったら増嵩になりますけれども、80か85、先ほど言いましたその残りを市と地元負担、何かそんな取組がこの先ほど言いました農地小災害復旧事業、こういうのもどどん生かして、今市長がどうしても、私はちょっと公平じゃないというふうに思うんですけども、であれば、やはりそういう地元からも当然負担は、私は取るべきだと思うんですよ。ただ、取る額がですね、考えてみてください。隣が200万円の災害でも何も出さないんですよ。この隣が35万円だったら、あるいは30万円だったら6万円負担するんですよ。市長はおかしく思われませんか。何にも感じないですか。自分が、もし地主であった場合に。どうですか。

○市長（本田修一君） 災害が起きた場合には、それぞれの方々が、それぞれの程度で傷みを受けられるということになるかと思えます。そしてそのことに対しまして、公として復旧していく場合に、その被害の甚大さによって区別していくということが基本的になるかと思えます。そんなことで、例えば5万円から40万円という区切りになるわけでございますが、5万円以下の方々につきましては、申し訳ないけど自力でやっていただきたいというような、全額自力でやっていただきたいということになるかと思えます。そのようなことで、この40万円未満につきましては、申し訳ないですけど全額さしてあげられれば、本当に市の財政というのが豊かであればそういったことができるかもしれませんが、この分については、やれるだけは負担していただきたいというようなことで、こういった形の要綱ということになるかというふうに思います。この災害ということだけでなく、例えば市として推進しなければならない事業について、様々な形で補助をしたり、そして要件緩和をしたりしまして手厚く住民の福

利向上に資しているわけでございますので、そのような観点からお考えいただければというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長がおっしゃるのはよく分かっています。ですから、それは市民に協力してもらうことと、やっぱり行政が対応しなきゃいけないことと、これは二通りあると思うんですよ。私が言っているのは、やはりそういう形で大変な状況なときはそういう対応の仕方をちゃんと考えてほしいと。おっしゃるとおりなんです。何でもかんでも行政に甘えていては、本当に財政が大変で合併したわけですから、それはおっしゃるとおりなんですよ。ですから、もうちょっとそこ辺をですね、ただそれを早急にやっていかどうかということも言っているんですよ。昨日の議論もありましたように、やはり期間をおいてですね、合併してすぐこういうことをやってしまうと、旧志布志町の皆さんも今までは行政がちゃんとやってくれた。それも最低の賃金と原材料と借上げでやってきてくれたわけですよ。ですから、こういう災害が大きい場合にですね、業者の依頼、あるいはこの事業の事務の取扱い、そういうものが果たして私は大変だろうなと思ってですね、それも年寄りが多いじゃないですか。ですからやっぱり期間をもって、本当にみんなで議論しあってですね、1年後なのか、半年後なのか、そういうことをやって取組をすればですね、市民もみんな納得すると思いますよ。なんか市長のやり方は、突発的なことが多いみたいな感じがしてですね、どうも理解ができません。言われることは分かるんですよ。ですから、恐らくですね、こんなやり方をすると合併しない方が良かったと、これは旧志布志町の町民の皆さんは本当にそう思うと思いますよ。ですから、じっくり行政も議会もみんなで議論しながらですね、単純に80%が真ん中だから、負担するのが当たり前だから、20%はせいと、そんなやり方はおかしいですよ。そこをちょっと考えてですね、先ほど市長がおっしゃいましたように、もうちょっと内部で議論してですね、対応していただきたいと思います。

この件については終わります。

次に、県道3号線の進捗率についてお伺いします。昨年の3月議会で県道3号線、日南志布志線の改良について一般質問したところですが、市長の答弁で、地域住民の生活の足として、また農林畜産業においても産業振興の基盤としても大切な道路であり、今後とも整備促進について関係機関に強く要望していくと答えられていますが、どのような要望活動をされたかお伺いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道3号線、日南志布志線につきましては、志布志港を起点に潤ヶ野・八野校区を経まして串間、日南市を結ぶ主要幹線道路であります。市内約14km区間のうち改良済み区間が約5km、改良率37%に満たない状況であります。県の方で整備をしていただく必要がありますが、厳しい財政下、なかなか整備率が上がらない状況であります。県としましても、宮崎日南方面への広域ネットワークの形成として重要な路線と位置付けているところであります。地域住民の方々にとっては、生活の足としまして、また農林畜産業をはじめ産業振興の基盤として大切な道路であります。管内他事業との進捗状況を見ながら整備促進に向け関係機関に強く要望してまいります。なお、平成18年11月の曾於地区土木協会、土木事業に関する要望書にて整備の要望をしております。また先月2月にも市の土木関係の事業者と関係協議会を開催いたしまして、その折にもこの路線の整備についても要望しております。

○1番（下平晴行君） 今答弁されたように、改良が37%に満たない状況であると。幅員がですね、狭い所では3.6m、それもカーブで、いつ事故を起こしてもおかしくない道路であります。重要な路線と位置付けてあってもですね、改良しないと何もならないわけですが、もちろんおっしゃったように財政が厳しいと、これも分かっております。今私が質問しているのは、関係機関にどのように要望活動をされたかということで、土木事業による要望書等で、恐らくこれは全体の路線名を提出されただけじゃないかなというふうに思うわけです。市長は以前ですね、地元の要望が高ければ高いほど実現すると言われましたけど、それはどのようなことなんですかね。ちょっとお伺いします。

○市長（本田修一君） 当然そこには、その路線の緊急度、そして重要度、利用度の高い所が重点的に整備されていくというふうに思います。しかしながら、県におきましても財政的に厳しい状況であるということがございますので、すべての要望がある路線について整備ができるという状況ではないということがございます。その中でどの路線を選択するかということにつきましては、要望度が高いものになりそういった意味で実現率も高いんじゃないかなという気がしております。

○1番（下平晴行君） その緊急度、五つの条件があったわけですね。これは、どういう状況でそれを、その県の方にお示しすることをしているわけですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、地区の土木協会を通じまして、土木事業に関する要望書という中で、私どもの地域で路線の整備の要望をするわけがございます。その中で、私どもの地域にとりまして重要度に基づいた形で重点整備をすると、お願いするというような形になっております。

○1番（下平晴行君） そうなりますと、志布志市の中で、恐らく路線によって順番が付けられているということになるわけですね。昨日も16番議員がおっしゃいましたように、それぞれの地域でやはり、特に田舎の場合は道路があつてはじめて住宅もできるし、農産物の、先ほど市長がおっしゃいましたように、そういう道路の役割というのは相当なものなんですよ。例えば学校に関係しても、住宅ができることによって学校の存続もできると、いろんなつながりがあるわけがございます。財政がと言われますと、もうこちらの方も言えないわけですが、ぜひそういう要望ができる、要望書だけじゃなくて、いろんな形で、いろんな所で市長が声を出していただいて、できるだけ早めにそういう改良事業ができるようお願いしたいと思います。

それから、志布志小学校周辺の改良は、住宅が密集して無理だろうということで、3月でしたか、市道弓場ヶ尾・佐野原線の改良はできないかとお伺いしたところ、早速改良が進んでいるようであります。地域の方も大変期待して喜んでおりますが、19年度は何m改良されるのか。また、今後の改良の考え方、どのように取り組まれるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○建設部長（井手南海男君） お答えいたします。

弓場ヶ尾・佐野原線のことでございますが、平成18年度から改良整備を進めているということがございます。平成19年度につきましては、延長200mの、特にカーブ付近の解消を図りたいということで考えております。なお当該路線につきましては、基本的にはカーブといったような危険な箇所の局部改良を基本に事業実施していきたいということで考えております。

○1番（下平晴行君） 今部長がおっしゃいましたように、急カーブで危険な箇所を先に対応すると、そういうことであるわけですね。できるだけ改良を早く完成しますようお願いして、これについては終わります。

次に、環境政策についてお伺いをします。はじめに、地球温暖化対策についてでございます。I P C C気候変動に関する政府間パネルがまとめた報告では、今世紀末には北極海から海氷が消え、九州などでは豪雨災害の危険性が高まるなど、人々が抱く地球温暖化の不安を科学的に裏付けております。北極の氷が溶け、南の島が海に沈み、熱帯林が消え、砂漠化が進み、地球温暖化の影響はじわりじわり地球の隅まで忍び寄ろうとしています。この影響で、時計の秒針が一回りする1分間に汚れた水が原因の病気で、最初の誕生日を迎えられずに死んでしまう子供は7人以上、破壊される熱帯林の面積は東京ドーム6個分、石油や石炭から出る二酸化炭素の重さは乗用車2万台分、これが今、地球上で起こっている現状であります。京都議定書では、2008年から5ヵ年、2012年までに日本は1990年比で6%の削減が目標ですが、2005年には逆に8%増えたために14%の削減が必要となっており、大変深刻な状況であります。施政方針に志布志市地球温暖化対策推進実行計画を策定するとありますが、どのような内容かお伺いします。

○市民部長（稲付道憲君） 地球温暖化対策推進実行計画の内容でございますが、大まかに申し上げますと、まず初めに計画策定の背景、それから計画の目的、それから計画の適用範囲、計画の期間及び基準年、そして計画における定義等を基本的事項として定めております。次に、現状の把握でございますが、温室効果ガスの排出状況ということで、本庁、公共施設等の現状をこの計画の中に打ち出しております。そして、それを受けまして、目標ということで温室効果ガスの削減目標、それから地球環境負荷低減の目標を定めております。さらに、目標達成のための取組といたしまして、省資源・省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の購入及び使用の促進、それから廃棄物の減量化とリサイクルの推進、そしてその他地球温暖化防止に向けた取組の推進ということで、この取組の目標達成を定めております。さらに、推進、点検体制ということで、推進体制の内容、それから点検体制、それから職員の意識向上に向けた取組、そしてこれをまとめたものを公表というような形で定めたものでございます。

○1番（下平晴行君） 今、部長の方で取組の概要等が説明があったわけですが、やはり職員、市がですね、やはりありましたように省エネルギーの推進等々いろんな取組をして、実行計画を実践していくことだろうというふうに思うんですが、広報紙などはもちろんですが、やはり私はですね、市が率先してこの実行計画を実践して地球温暖化対策に取り組むことが、やはり市民に伝える方策だというふうに思うわけでありまして。今は休憩時間の消灯など努力されていますが、例えば午後7時、あるいは8時でも結構なんですけど、全消灯にする。残業するときは卓上蛍光灯を使う。これは課に3個、4個設置すればいいわけでありまして。マイポット持参、アイドリングストップ、公用車やマイカー、それからトイレなど、そういう使用してない部屋の消灯など、こまめに実践することによって、やはり市役所職員は違ふと、そういうことを市民が感じて、ああやはり自分たちもせにゃいかんと、私はそういうふうになるんじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この地球温暖化に関する環境問題に対しての取組というのは、当然市自ら、市役所自らが実践していかなければならないという問題だというふうに認識しております。そんなことで、この件につきましても省エネルギーというような立場で常々その実行につきましても、職員にそのマニュアルを示しまして実行をしているところでございます。

○1番（下平晴行君） 施政方針にも計画目標年度の24年度までに、17年度対比6%削減に向けて取り組んでいくということであります。そういうことを基本に、目標に進めていかれるということだろうというふうに思います。私が聞いている中で、「買い物からゴミ減らし円卓会議」というのが設置とありますが、これはマイバックの推進を図る目的ではないかというふうに思うんですが、レジ袋の年間使用量が300億枚、原油に換算しますと55万8,000klに相当するそうであります。施政方針の中には、マイバック運動という文字は無かったのですが、レジ袋が有料化になることから、無いのかなというふうに思ったわけですが、ぜひですね、このレジ袋、有料化にはなるんですが、商店の前にポスターやのぼり旗を立てて市民に分かるようなことはできないのか。また、商店自ら消費者にレジ袋の削減やマイバックの取組を推進するような指導はできないか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

「買い物からゴミ減らし円卓会議」というものを設置しまして、小売店と消費者が同じテーブルでレジ袋の削減について検討をしてもらうというようなことを計画しているところでございます。今、議員の方からお話がありましたように、レジ袋につきましても有料化の方向が進んでいるというようなことでございます。そして、このことをもって、私どもは市民の方々に、市全体としてレジ袋が有料化できる地域としてできないかということ、この円卓会議を通じて市民の方々と交えて話し合いをしていただきまして、そのことでもって環境問題についての意識を高めてもらえれば、本当にごみがゼロというようなまちが出現するというようなことを狙いとするところでございます。そのような考えで、今回、市民の方々と交え、そして消費者、そして商工業の方々と交え円卓会議を開催するというところでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、市長がおっしゃいましたように、職員を含めてそういう身近なところから取組をしていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。粗大ごみの個別収集についてでございます。このことについても、昨年3月の議会で粗大ごみの資源化と市が引き取らない廃棄物の収集に取り組むことにより、ごみゼロのまちづくりが実現する。そのためには、高齢者や車を持たない方、指定日にどうしても出せない方のために個別収集はできないか、一般質問したところですが、答弁では検討してまいりますとありましたが、どのように検討されたのか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

粗大ごみ等の個別収集につきましては、7月1日から収集する計画で準備を進めているところであります。また、そのことにつきましても市民への周知につきましては、4月以降広報紙、チラシ等で速やかに周知を図りたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 大変前向きに取り組まれるということでございます。その中で、電化製品、ある

いはタイヤ等、処理費のかかるものについては処理費をいただいて処理をするという考え方でいいわけですね。

それとですね、年寄りによっては、リサイクル品目も一緒に処理してくれないかという願いをする市民もいらっしゃると思うんですが、そこ辺はどうなのか、お伺いします。

○市民部長（稲付道憲君） お答えいたします。

清掃センターに搬入をされたごみの中には、当然リサイクルのできる物もございまして、18年度から搬入をされた粗大ごみ等について、RPF、いわゆる代替燃料等に向けられるものもございまして、例えば畳とかタンス、家具類ですが、そういったものを分別して、さらに細かく分けて一般ごみの減量化に努めるということでございます。

○1番（下平晴行君） 分かりました。ぜひ努力していただきたいと思っております。

次に、清掃センターの管理についてでございます。11年度からリサイクルが志布志、大崎、有明町と取り組んできたわけですが、取り組む前の10年度のごみの量は1万7,042t、17年度が3,401t、80%の減少であります。18年度は毎日平均13t以下であります。いわゆる10tダンプでちょっとということでもあります。そういう中で、センターで業務をしている職員は以前と一緒だと思っておりますが、これだけのごみの量が減っているのに必要かどうかをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成10年度以降4名の体制で現在まで変わっていないところでございますが、ごみの量が減少したということではありますが、清掃センターを開けている日数が変更していないため、搬入時間内はいつでも搬入を受け入れられるよう対応しているところであります。そのため、土曜日に2名の職員が勤務し、平日に振替休日が発生しますので、勤務ローテーションの関係で4名体制を採っているところであります。18年度からは、搬入された粗大ごみをRPF処理するための分別作業等も行っておりますので、現在のところ変わらないということでございます。

○1番（下平晴行君） 土曜日等勤務変則であるということでの答弁であります。私はどうしてもおかしいと思うんですよ。そうであれば、シルバーの活用とか、そういうこともできるわけです。あるいは委託若しくは指定管理者制度を導入すると、そういうことで、こういうところで財源の削減をします。何かどうも取組が真剣にされてないなあと。その代わりとして、なぜ災害復旧事業にああいうふうに冷たいのかなと。なんかそんな気がしてなりません。ですから、こういうところでやはり予算削減を、できるところは人件費ですからね、ここはやはり市長、考えていただきたいと思っております。土曜日、果たしてですね、もうちょっと、例えば今ごみが減っていますので、1週間本当に開けなきゃいけないのかどうかですよ。これは業者のごみもありますから、そこ辺はやっぱり検討すべきだと思うんですが、恐らくですね、家庭からの持込みというのはほとんど無いんじゃないんですかね。その量は聞きたいんですが、今日はいいですけども、やはりそういう今度は開放日の考え方、そこへんもぜひですね、検討していただきたいなというふうに思うわけです。ごみがこれだけ減って、80%減って、職員は同じだという、誰が考えてもこの4人いること自体が実際おかしいですよ。まして受付の職員が、受付は職員でいいと思っております。あとはですね、そういうシルバーなり、そういうあるいは委託なり、それはちょっとそこへ

ん考えて見てください。どうですか。

○市長（本田修一君） この清掃センター、そして厚生事務組合につきましては、管理組合ということで大崎町との協議が必要でございますが、人員のその削減等につきましては、職員の処遇という問題もございまして、それらも含めた形で今後削減に向けて努力したいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） はい、よろしく願いいたします。

次に、搬入時間が施行規則では8時半から4時までとなっておりますが、私に市民から電話がありまして、「8時半まで持ってこにゃ、とらんと」、これは実際そうですか。

○環境政策課長（立山広幸君） 厚生事務組合と清掃センターの現場に行って職員と話をする機会があるんですが、あくまでも8時半から4時まででは受入れをしているということでございましたので、そういうことは無いものと思っているところでございます。

○1番（下平晴行君） 課長ですね、持ち込む市民の方から、今持って行ったら3時半に持って来いと。志布志から行くとですね、1時間は十分かかるんですよ。業者に頼むと1日お金を払わなきゃいけない。これなんとかできんですかと、実際あったんですよ。多分課長に嘘をついていると思いますので、そこら辺はちゃんとですね、チェックしてみてください。本当にですね、逆に言うと以前は生ごみがあって、要するに悪臭やカラスがいたから土で埋め戻しをして、埋めてその管理をしていたわけですね。今は10tダンプで1台ですよ。何分もかからないじゃないですか、処理は。10分もあれば済むんじゃないですか。だから、こういう時間も4時じゃないんですよ。4時半までとか、やはり臨機応変に、そういう状態に応じて対応してあげる。やはりこれが行政だというふうに思うんですが、もう1回その辺どうぞ、どうなのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、厚生事務組合の方でもそのことについては議論されておりますので、大崎町とも十分協議しながら職員の配置、そして処遇、そして厚生事務組合自体での在り方というものを検討させていただきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） よろしく願いいたします。

それからもう1点ですね、火事に出したごみの処理についてですが、それぞれ分別をさして出させているんです。木材、瓦、金属類、灰と、そういう形でそれぞれトラックに、一緒じゃないですよ、木材、また別な車で金属、別な車で灰、袋に入れて出せというようなことをしているわけですが、ところがセンターでは、その物が1箇所溜めてあると。こんなことだったら、何で分別させるのかと、その方もすごく怒っていましたがけれども、それであれば、下平さん、何で分別さすつとですかと。一緒に積んでいって、1箇所に降ろせばいいんじゃないですかと。だからあまりにも市民の立場を、要するにその処理される方は、火事にも遭っているし、相当な精神的にも、お金もかかっているわけですよ。ですから、ぜひ市長、管理者ですから、そこへんはそういうことがあれば、そういうことがないように、管理者として指導してください。そこへんどうですか。

○環境政策課長（立山広幸君） 火災ごみにつきましては、御承知のとおり木材は木材という形で分別をして搬入をしていただいているということでございます。それについては、1箇所にまとめるという

ことじゃなくて、1箇所にとめるんですが、混在してとめるんじゃないで、それぞれの廃棄物でまとめていると。なぜまとめているかと言いますと、それは埋め立てる時に必要に応じて、例えば木材であれば破碎をして、整地をさせて、そこに埋め立てるとか、その清掃センターの業務内容によって埋め立てる場所、埋め立てる品物が違ってくるといことで分別をしていただいているといことでございます。ただ、市民の方に私ども分別をしてお願いしますといことでございますが、先般の火事で何か混在をして持って来たといことで、分別をしてくださいといお願いはしたといことでございました。清掃センターも延命策を考えるときに、もう一括して同じ所に埋めるんじゃないで、やはり埋める場所を清掃センターの職員が考えて埋めていくといことでございますので、今後とも分別の方をよろしくお願いをいたしたいといふうには市民の方にはPRをしていきたいといふうを考えております。

○1番（下平晴行君） 課長がおっしゃるとおりなんです。それがそうであればいいんですよ。そうじゃなくて、一緒に木材も、金属も、灰も、ごっちゃ混ぜになっているから私は言っているんですよ。ですからですね、できれば課長、そういう現地を抜き打ち検査で確認してみてください。向こうが言うのは、自分の当たり前と言いますよ。そういう厳しさがあってリサイクルも進んでいることは事実です。だけど反面ですね、やはり市民に協力していただいているわけですから、こういうことが頻繁にあるようでしたら、やはり市民も何で分けないかんとかよと、こういうふうになりますからね、そこらへんはぜひお願いを、お願いと云うか、指導をしていただきたいといふうには思います。

それから、最後になります。環境特区紙オムツの取組についてでございます。先ほど話しましたように、80%のごみが減量されていることは、行政はもちろん、市民の協力があってこそ実現できているわけであります。また、紙オムツをリサイクルしますと、より一層のごみ減量、河川の汚染対策や出しやすくなるなど大きなメリットがあります。しかし、事業系の紙オムツは、産業廃棄物としてリサイクル処理ができるようになってはいますが、家庭から出る紙オムツは一般廃棄物であるためリサイクル処理ができないので、特区を設置してリサイクル処理をすべきであると思うが、どうかお伺いしたいと思ます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

清掃センターの埋立量は、平成10年度に比較しまして平成17年度は80%の減量化が進んでいるものの、市内の家庭が排出される紙オムツは、現在清掃センターに埋立処分されているところであります。今後さらなる埋立量の減量化及び循環型社会の形成、さらには福祉の増進を目指していくために紙オムツのリサイクルはできないか検討しているところであります。今年3月末に公表予定の志布志市バイオマスタウン構想の中にも、紙オムツの再資源化構想を記載しております。一方、平成18年3月に閣議決定されましたバイオマスニッポンの中にも、「2030年を見据えた姿」として、「国民一人ひとりに、バイオマスは資源として活用されるものであるとの意識、生活習慣が定着し、生ごみは分別収集され、肥料やエネルギー利用が進む。」としています。紙オムツについては、収集や処理方法の検討などを行い、法的な規制があるならば特区の申請も行いながら、志布志市から新しい社会システムの在り方を提案したいと考えております。

○1番（下平晴行君） 今、市長の方で収集の方の検討、それから処理の検討、そういうことをしなが

ら法的に規制があるならば特区の申請をしていきたいと。そして、志布志市から新しい社会システムの在り方を提案していくということでもありますので、ぜひそのような点をしていただきたいというふうに思います。そして、市長が言われている「住んでみたい、行ってみたいまち」が「住んでみたいまちづくり」にしてほしいというふうに思います。稲付部長も早期退職をされるということで、大変御苦勞様でございました。ぜひこういう市長が言われておりますごみゼロ社会、ごみゼロ市になるように、そして地球温暖化対策をどうするかということでも、市長がおっしゃったように職員の対応もちゃんとしていくということもございますので、ぜひ取組をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○副議長（福重彰史君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

ここで10分ほど休憩いたします。11時10分から再開いたします。



午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開



○副議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、21番、上野直広君の一般質問を許可します。

○21番（上野直広君） 最後になりましたので、早めに終われということですので、簡単にいきいたいと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

私は、畜産振興についてと、定住促進について質問いたします。

鹿児島県の2005年の農業産出額は、4,168億円で、北海道に次ぐ全国2位になったことが農林水産省の発表で分かりました。鹿児島県が2位になったのは、1960年の統計以来初めてだそうです。耕地面積で10倍の差がある北海道の産出額は、1兆663億円で遠く及びませんが、鹿児島県も全国有数の農業県で、食料基地と言われております。さらに生産効率に努め、北海道に迫る気概で農業振興を継続してほしいと思います。鹿児島県の農業算出額が2位になった主な理由としては、野菜の生産減少などで、昨年2位の千葉県が前年度比で63億円減らしております。3位の茨城県が、産出額を41億円減らしております。鹿児島県は26億円増やしたために2位になったそうです。特にその中で注目すべきものは、肉用牛は国産枝肉価格の上昇で、肉牛・子牛ともに生産頭数が増加したこともあり、前年度比778億円という大幅な伸びとなったためであるそうです。鹿児島県の黒牛のブランド化を目指す畜産王国鹿児島では、励みになる結果ではないかと思えます。そこでですが、確認したいことがありました。鹿児島県の肉牛・子牛ともに生産頭数が増加したこととありますけど、こういう情報紙に書いてありましたけど、これは確かか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 上野議員の質問にお答えします。

当初いただきました質問の内容につきまして、私どもの用意しました答弁が若干違いますので、担当の者に回答させます。

○畜産課長（中崎章文君） ただいまお尋ねの件でございますが、県内の肉用牛の飼養頭数の状況でござ

ございますが、17年度県内の飼養戸数が1万4,900戸でございますが、年々減少をいたしてきております。平成元年が3万1,265戸、平成16年が1万5,500戸、17年が1万4,900戸の飼養戸数でございます。なお頭数につきましては、17年度が35万頭、うち子取り雌が12万4,500頭、なお16年度、前年度が総頭数が34万9,100頭のうちに子取り雌が12万3,700頭ということで、16年、17年、比較してみますと若干伸びということでございます。

○21番（上野直広君） 私は、頭数と戸数の通告はしとると思えますけど、その点を問うと書いておったんですが、市長の答弁では違うというようなことを言われましたけど、私はハッとしたんですが、結局ここでいわゆる鹿児島県の生産頭数が増加したことは間違いありません。分かりました。それでは、志布志市の子取り用雌牛頭数、規模別頭数を述べたいと思います。志布志の畜産の概要によりますと、平成14年1月で1,300戸の農家が8,690頭養っております。平成18年1月になりますと、1,062戸の農家が8,347頭養っております。差引き計算してみますと、235戸の農家が減って、343頭数の減になっております。今の執行部の答弁では、鹿児島県は増加したということになりますけど、志布志の場合は減っております。その中で志布志は減っているということですね。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの手元にある数字は、平成19年1月ということで、ごく最近の数字でございますが、それによりますと平成14年1月が1,303戸だったのが1,013戸になったと。290戸の減少だということでございます。飼養頭数でいきますと、8,931頭から8,327頭で604頭の減少でございます。年間当たり120頭ぐらいつつ減少しているというようなことでございます。しかしながら、この中でありますが、1戸当たりの平均飼養頭数というのは6.9頭から8.2頭へ拡大しているというような状況でございます。その中でこの1年間でも7.9頭から8.3頭の増加があったというようなことでございます。

○21番（上野直広君） 志布志の場合は、確実に減少していると、頭数、戸数とも減っているということですね。その中でですね、私は、18年1月で言いますけど、これは志布志の畜産概要を見て言っておりますので、繁殖経営農家戸数は、1,062戸あります。そのうち後継者のいる農家戸数は、125戸です。後継者がいない農家戸数が937戸あります。これは、9割近く後継者がいないということになります。さっき答弁にありましたけど、あとは規模拡大というようなことを言われましたけど、土地基本計画では規模拡大のことは書いてありません。施政方針では書いてありました。この規模拡大ということについては、私も調べてみました。市長は、簡単に規模拡大できると思えますか。

○市長（本田修一君） 規模拡大についてでございますが、まず繁殖牛の導入制度といたしまして、松山・志布志地域で行っております肉用繁殖雌牛導入事業と市内の農協が実施しております農業振興資金による導入制度。さらに、近代化資金に対する利子助成及び優良種畜保留導入事業等を行いながら導入促進を図っているところでございます。設備面の対策としましては、畜産環境施設整備事業によります簡易牛舎、堆肥舎、パドック式牛舎への補助を行っております。そのほか、県地域振興公社事業によります飼料基盤整備や施設整備を行い、規模拡大につながるよう取り組んでいるところでございますが、19年度から20年度にかけては、あおぞら農協によります繁殖実験センターも計画されており、市内の子取り用雌牛の頭数の拡大につながるというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 繁殖子取り用雌牛の50頭規模の農家に尋ねてみました。どのぐらいの投資が必要かと。そうしたら1頭当たり100万円必要だということでした。50頭養った場合は、牛舎に1,000万円から1,700万円ぐらいかかると。農機具に2,000万円、子取り用雌牛に2,500万円、運転資金に500万円、農地が5町歩いるということです。こうした規模拡大には、10年間ですぐできるものかどうか、お伺いいたします。結局、今10頭前後の農家戸数は、やっぱり9割近くいらっしゃると思いますので、そういうのをすぐに50頭と急激に上げるのは無理があるんじゃないかと考えております。

○市長（本田修一君） 飼養規模の動向というのを見てみますと、合併前の4年間は飼養戸数が241戸の減、内訳は10頭未満で208戸、10頭以上で33戸といずれも減になっておりますが、合併後の1年間は飼養戸数で49戸の減、内訳は10頭未満で60戸の減となっておりますが、10頭以上で11戸の増加になっております。合併前の4年に比べ合併後のこの1年の状況は、明らかによい徴候へ変化してきておりまして、先ほど申しましたように様々な政策が寄与しているというようなふうに思われます。そんなことで、これからも引き続き各施策による支援を進めながら、規模拡大のために適切に対処したいというふうに思っております。

○21番（上野直広君） 規模拡大に取り組むのは結構ですけど、その中で無理があってはならないと。無理に規模拡大して倒産でもすれば大変なことになると思いますので、その点で質問したわけですが、今後10年間で後継者がいない人でやめる可能性がある人が、65歳以上で20頭以下の経営戸数は626戸、そのうち後継者がいる農家が76戸、いない農家が550戸であります。今この後継者がいる所は20頭養ったとして、あと30頭増やさなければなりません。そうしたとすれば、拡大しても30頭、後継者がいる人がいて、拡大したとしても2,280頭増加することになります。後継者のいない農家が1戸当たり8頭経営したとすれば4,400頭減ることになり、差引き2,120頭減る可能性があります。ここ5年か10年の間に。そこで私がお尋ねしたいのは、この規模拡大だけではこの頭数の増加は図れないと。年々は図ることはできても、今の8,000から9,000頭というような現在の維持はちょっと無理であろうと。どうするかということですが、市長も後継者問題に大分取り組んでおられますけど、今回家業再生ですかね、プロジェクトがありましたけど、これも一つの取組だと思えます。この家業再生について、状況について、前も質問がありましたけど、もう1回お願いします。

○産業振興部長（永田史生君） 家業再生事業についてのお尋ねでございます。前回のそういった質問の中でお答え申し上げましたけれども、今回最終補正の中で10人分ほどを見込んでおりまして、予算を計上いたしております。現在、それぞれ地区ごとに割り当てて取り組んでおるのが現状でございます。正式にはまだ審議会で決定はしておりませんが、若干そういった見込みは今のところあるところでございます。

○21番（上野直広君） 10人程度の申込みを対象にしているということですが、その確実な担い手になる可能性があるのかなど。その点については、どうお考えですか。

○産業振興部長（永田史生君） あくまでも現在いろんな中で取組をいたしておりますので、最終的な段階まではまだ決定はいたしておりませんが、見込み的に若干名は確保できるのではないかとというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 兼業農家の農業所得を210万円と書いてありますが、これはですね、全国の所得の平均を見ても東京は450万円ですね。鹿児島県は216万円だと思います。今は市の職員の平均給料はどのくらいですかね。

○総務部長（隈元勝昭君） 今ここに資料は持ち合わせておりませんので、後で報告したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○21番（上野直広君） この210万円というのは、結局ちょっと農家をなめているんじゃないかなと。もうちょっと高くした所得がないことには、生きていけないんじゃないか。職員はたくさんもらって、農家の人は少しというような、それじゃちょっと農家の人がかわいそうに思います。ここで、この210万円というのは、経営規模が今は65歳以上で後継者がいない人が対象ですけど、210万円というのは何頭ぐらいの頭数を養えば採算が210万円になるのか。

○産業振興部長（永田史生君） 家業再生の事業につきましては、兼業農家という所で65歳以上の農家が子息、子供、そういった関係の方が跡を継いだ場合に、兼業として210万円以上ということで、認定農家の場合は420万円ということで市の方で定めてありますので、せめて半分ぐらいの所得がということで定めたところでございます。今、議員御質問の210万円というのは何頭ぐらいかということでございますが、あくまでもいろんな農業収入を合わせての210万円というふうに考えておりましたが、牛に換算をいたしますと、当然所得でございますので、いろんなとらえ方があるかと思いますが、10頭はないといけないというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 10頭ということですけど、10頭養うためには夫婦である場合は、一方が仕事を辞めなくちゃならないだろうと思います。よく夫婦で稼いでいたのと、今度10頭を養って210万円稼ぐのと、経費を見た場合どっちが得かと言えば、現在のところ共稼ぎをした方がいいということから後継者がいないわけです。この家業再生も条件が子供や孫の年齢は18歳から45歳以下となっております。だから、なかなかこの兼業農家で親と一つの庭におればいいですけど、いなかった場合はなかなか難しくなるんじゃないか。これにも家業再生として一つの取組は評価いたしますが、これだけじゃ規模拡大ということ、担い手対策だけにはならないと思います。そこで、団塊世代の定年退職者は2009年までの3年間で670万人と言われております。日本の全人口の約5%を示しており、2005年に特定非営利活動法人、NPO法人が住民を対象にした調査によりますと、団塊世代50から59歳の4割がふるさと暮らしを求め、10人に1人が農村に定住したいと希望しております。4割というと300万人ですね。そのうち10人に1人というのは30万人ぐらいは農業をしたいということがあります。ということだそうです。それですね、今、日本の雇用状況、環境を見てもみすれば、2007年問題の670万人の団塊世代と、フリーター問題がありますね。フリーターは今、10年後は500万人になると言われておりますが、この方たちは一生懸命働きたいけど、企業の経営方針でコスト面の効率を優先しているため、労働力を使い捨てにしております。だからフリーターの増加の歯止めはかからないと言われております。それにニートがありますから、ニートは働く気がありませんので対象外にした方がいいんじゃないかな。それで、フリーターとか団塊世代の農業後継者の考えはないか。そういう人たちを農業後継者として考える考えはないか、お聞きします。

○総務部長（隈元勝昭君） 先ほどの職員の年間の給与の平均ということでのお尋ねですので、42歳を平均年齢といたしまして384万円でございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

団塊世代ということでお話があるわけですが、総務省が公表している「人口減少自治体の活性化に関する研究会報告書」によりますと、「団塊の世代」は約680万人で、我が国の人口の約5%を占めているというようなことでございます。1947年から1949年生まれの世代を含め、ということで、その方々を団塊の世代というふうにすると1,000万人にも上るというふうに報告されています。また、定年の引上げや継続雇用制度の導入によります雇用期間の延長などの影響を考慮すると、この数年のみの一過性の問題でなく、当分の間、団塊の世代の大量退職の影響が生じるものと見込まれるというふうな報告があります。私どものまちの状況を見ますと、1947年から1949年生まれの方が約1,800人というふうになっております。国勢調査の結果を使い試算しますと、このうち600人から700人が就業者であり、この方々が2007年以降定年を迎え、第二の人生を歩むということが予想されているところでございます。そして先ほどありましたフリーターの方々等も含めまして、これらの方々の就農ということにつきましては、就農をご希望される方につきましては、それぞれの対応をする部署がございますので、御相談に応じているというような状況でございます。

○21番（上野直広君） そうした日本の状況を考えて、各県や市はいろんな取組をしております。長野県上田市の住民グループは、今年春、農村生活を教えるふるさと回帰予備校をオープンしております。住民と同じ生活を体験し、理想と現実の差を埋めるのが狙いだそうです。技術を学ぶのは、まず農家からと、農家の手伝いからということで、予備校を開校したそうです。こういったことも理想と現実の差ということがありますので、こういう体験をするのもいいんじゃないかと。島根県は、ふるさと島根定住財団が産業体験事業として1年間の体験を取り入れています。10年間経過し、これまでの体験修了者は1,000人、定着率は5割、そのうち農業分野での定着は4割を占めているということです。今年度は3泊4日程度で農業体験ができる体験ツアーを始めたそうですが、就農希望者を対象に大分県では里親研修制度を導入しております。人材派遣会社とパソナとの連携事業で、期間は半年から1年、2、3ヵ月かけての3回、2泊3日のちよっぴりと大分田舎暮らし体験コースも計画しているそうです。我がまちも蓬の郷民宿村はありますが、こういうために民宿村というのはあったんじゃないかと思えます。民宿村ですから民宿をするのが当たり前ですが、そういうことを利用していくのがやっぱり民宿村の目的じゃないかと思えますが、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） 蓬の郷民宿村というのは、定年後、この地で農業体験をしたり、そして農業をしながら受入れの民泊をさせていったりというような形で、蓬の郷民宿村に民宿を設置していただきまして、定年後の人生を送っていただくということで募集しているところでございます。今年度また新たに一人の方が民宿村を開設されるというようなことでございますので、この蓬の郷民宿村についても着実にその民宿村の機能が発揮できていくというふうに思います。さらにこの民宿村への募集を広く呼びかけて、この地に定着していただける定年後の団塊の世代の方々をお迎えしたいなというふうに思っ

ております。全国各地でそういった形の定年後の団塊の世代の方々をお迎えしている状況があるわけですが、私どものまちとしましてはホームページ等で市への移住を希望される方ということで紹介をしているところでございます。

○21番（上野直広君） 民宿村の活用が最近重要視されているわけですが、我が市の民宿村というのは、もうできてから大分なりますが、活用がちょっとできていない状態じゃないかと思います。そこで、やっぱり市長としてはその力を入れていくべきじゃないかと、強力にですよ。志布志が農業が無くなったら志布志でなくなるというような農業の市ですから、そのぐらゐの取組はあっていいんじゃないですか。考えをもう一度聞きます。

○市長（本田修一君） 民宿村につきましては、今お話したとおりでございまして、今広く募集はしているところでございます。定年を迎えられた方がこの地に住んでいただきまして、民宿を開設していただいて、また訪れる方を迎えていただくというようなことでありますので、このことにつきましては、また積極的に募集していきたいと思っております。私どものまちは、農業振興を市の産業振興の核とするということになっておりますので、そのような面から農業振興はまず第一義的な振興施策をもって臨まなきゃならないというふうに思います。その中で、後継者問題というのがあるわけですが、その一方、こうして団塊の世代を中心とした方々が定年を迎えられてくるというような状況でございまして、これらの方々が就農ができるような環境と、そして私どもの対応というものは、今後さらに努めていきたいというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 農業の後継者問題というのは難しいだろうと思っております。そこで、繁殖牛経営者の40歳未満の農家戸数は17戸であると考えれば、いかに新規就農者とか、後継者がいないかと受け取られます。だから、これは今、何とかしなくちゃいけないだろうと思っております。こういうことにお金をつぎ込んでいかなくちゃ産業が段々減っていくし、税金も入ってこないし、市自体の福祉とかそういう関係にも影響してくるんじゃないですか。だから、後継者とか新規就農には、ぜひ真剣に取り組んでほしいと思っております。市長は真剣に取り組むということですので、今後の農業後継者、新規就農者については強力に取り組んでもらって、農業のまちとして機能を果たしてもらいたいと思っております。

次に、定住促進についてですが、これも似たようなことになります。先ほど申しましたように、団塊世代が670万人退職すると、ここ3年間で言われておりますが、そこで50歳から59歳の4割がふるさと暮らしを求めています。先ほども申しましたように、10人に1人が農業をしたいということですので、9人は定住したいと、農業をしなくて定住したいと、そういう結果が出ておりますので、これはすんなりいくとは思いますが、せつかくそういう状況ですので、時代の流れとして取り組んでいくべきじゃないかと思います。団塊世代の状況をどのように市長は受け止められているのか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

団塊の世代につきましては、そのとらえ方は諸説ありますが、主に1947年から1949年に生まれた世代を指しておりまして、定年を60歳とすれば、2007年以降団塊の世代の大量の退職者が発生すると言われており、社会に与える影響も大きいと予想されております。先ほども言いましたように、総務省が公表しております「人口減少自治体の活性化に関する研究会報告書」によりますと、団塊の世代は約680万

人で、我が国の人口の約5%を占めているということでございます。1947年から1949年生まれの世代を含めた広い意味での団塊世代は、約1,000万人に上るということでございます。また、定年の上げや継続雇用制度の導入による雇用期間の延長などの影響を考慮すると、ここ数年のみの一過性の問題ではなく、当分の間は団塊の世代の大量退職の影響が生じるものと報告されております。

本市の状況を見てみますと、1947年から1949年生まれの方が約1,800人というふうになっております。このうち約600から700人が就業者でありまして、この方々が2007年以降定年を迎えられ、第二の人生を歩まれるということでございます。先ほど広義の意味の団塊の世代というのを1947年から1949年と申しましたが、1946年から1950年生まれの世代ということで1,000万人ということでございます。

○21番（上野直広君） 今、状況について答弁がありました。そういう時代に農村の方はどんどん人口は減っていくわけですね。だから、こっちへ人口が減る所へ、そういう人たちを呼び戻せばいいわけですよ。それがうまくいかんために難しい問題もありますけど、全国的には各県や市が一生懸命取り組んで成功している所もありますので、そのへんは慎重に考えて取り組んでほしいと思います。こういう問題を農業・農村はどう向き合うべきか、課題が投げかけられております。労働人口はピーク時の2005年から一気に1,200万以上も減少しています。一方、長い老後を生き抜くために定年後も働きたい、働かざるを得ない人がほとんどだそうです。こうした状況を農業・農村は、今後就農対策に加えて大量の退職者をどう地域で受け入れていくか。それと、若者雇用にさっきフリーターを言いましたけど、どう取り組むか、前向きに取り組む必要があるんじゃないかと思いますが、市長の考えはどうか。

間違いました。就農就業は先ほど言いましたので、定住ですね、定住対策について。

○市長（本田修一君） 定住ということでございますが、団塊の世代だけでなく、その他の年代の方々が当市に移住して来られたときに相談されるということでございまして、そのときの住宅とか仕事への相談の窓口としましては、企画政策の方で担当しているわけでございます。そしてホームページにも、先ほど申しましたように志布志市への移住を希望される方と題しまして、情報サイトも掲載しているところでございます。

○21番（上野直広君） 日本は今、人口減少時代に入っていますよね。市は、特にまた人口が減少しております。合併した当時は3万6,000人あったのが今は3万4,700人ぐらいですね。1年間の間に1,000人減っている。そういう、これは全国的にも一緒ですが、50年後は9,515万人に日本の人口はなると言われております。今の人口に比べると3,300万人が消えることになるそうです。特に問題は、人口が大幅に減少する地方では、地方経済の空洞化や機能不全を起こす恐れがあると。結局働き口が無い、農業後継者もいないわけですから、市の基盤自体が崩れる恐れがあります。しかも地方と都市は食料や人材の供給によって結びついており、地方の疲弊は都市の衰退を招きかねません。これは都市と地方は結び合っているわけですから、市が衰退すれば都市も衰退していくと。そんなに一極集中は進まないだろうと。その都市と地方の関係について、市長は兼ねてから考え述べられておりますが、その都市と地方をどう考えておられるのか、お伺いします。

○市長（本田修一君） 都市と地方と言うより、私どもの志布志市の今後のあるべき姿ということで振興計画を策定しまして審議をいただいているところでございます。その中で、当然少子高齢化というも

のが大きなテーマということでございますが、私どものまちは今年でいきますと高齢化率が30.1%という数字が出ているようでございますが、35%まで高まってくるんじゃないか。しかしながら、この地域は都市に比べて非常に高齢化の地域であっても、心豊かな社会が営まれる地域になるんじゃないかなというふうな気がしているところでございます。大都会に行きますと、いわゆる女性の一生に産む子供の数が圧倒的に地方に比べて低いわけでございます、むしろそのような意味で言えば、大都会の方が非常にひずんだ社会になってくるんじゃないかなというふうに思うところであります。そのような意味で、私どものまちは自分たちが住んで誇りが持てるような、そしてさらに呼んでも本当に素晴らしい志布志市だなというふうに認めてもらえるようなまちづくりが今後できていくというふうには思っております。

○21番（上野直広君） 人口が減少しても活性化できるんじゃないかというような市長の答弁ですけど、人口減となれば市の機能が、経済時代が空洞化するんですよ。心は豊かであっても、経済が伴わないことには、みんなが安心して生活ができませんことには、心が豊かになっても結局うまくいかないと思います。経済がうまくいかないから心も豊かになっていかないだろうと私は考えていますが、市長はどう考えていますか。

○市長（本田修一君） 人口減少というのは、全国的に進んでいるわけございまして、一人この地がなっているわけではないということでございます。しかしながら、そこに営まれている生活というのは、それぞれの人たちが自分が住んでいる環境、そして生活の状態というものを、毎日毎日実感をしながら、その幸福の度合いが違ってくるといふふうに思っております。私どもは、そのような中で合併をしてきているわけでございますので、合併して良かったんだなというような実感が得られるようなまちづくりをしたいということで、皆さんに味わってもらいたいと、実感してもらいたいということで、市の振興計画の策定をお願いしているところでございます。その中で、今申しましたような形の市が、市民があるんじゃないかというふうに思っています。

○21番（上野直広君） 今の答弁では、人口は減っても構わない、もう対策は取らんというような、対策を取るような答弁じゃなかったような意味もしますが、今、全国各地ではですよ、人口減と財政難の下で地方活性化の余地は限られております。一つの大きな可能性があるとするれば、それは高齢成熟社会を迎える中で、大都市などからの自然や健康環境の優れた地方に熟年高齢者、高齢人口を移動することだと言われております。それは今後の地方の活性化につながるだろうと。そうすれば、地方経済は活性化し、市の健康水準が高まる効果も期待できると言われております。結局こうした高齢成熟社会というのを迎えたわけですから、こういう人たちを地方に来てもらって、経済の活性化を図るべきじゃないかと考えておりますけど、市長もう一度その点について答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどお話したのは、そこに住んでいる人が当然満足して、そして誇りを持っていなければ来る人はいないだろうというふうなことが前提だと思います。そのようなまちを見て、そして、ああ住んでみたいなというふうな方がおられたら、その方については様々な形で定住の促進は図っていきたいというふうなことでございます。

○21番（上野直広君） 全国各地で人の誘致策として取組がなされております。例えて言うならば、北

海道は金融危機の後遺症もありましたけど、経済活動の回復は鈍く、このままでは人口減少が進んで長期的に衰退する恐れがあるということで、北海道庁では2年前まで「北の台地への移住促進事業」と銘打って、首都圏や関西圏などで北海道の魅力をアピールして、長期滞在の生活体験事業を行っております。とりあえず60を越す意欲のある市町村が移住促進協議会を組織して、情報共有と受入体制の整備を進めて、それに民間企業が加わって推進会議を編成、生活者の誘致ビジネスを創出しようとするものがあります。今後3年間で、計300の高齢者無職世帯が移住すると、生涯の波及効果が5,700億円に上がると道庁は見込んでおります。伊達市は、北海道の湘南と言われる雪の少ない地の利を生かし、ケア付きマンション型の安心ハウスの共同自家用運転手ライフモビリティというんだそうですが、これと生活情報をきめ細かく提供するなど、生活のサービス産業を官民が協力して育て、暮らしやすいまちのイメージづくりに成功している。その結果、総人口3万7,000人のまちで最近6年間で北海道外から毎年200人ないし300人の転入があり、2003年には住宅地の地価上昇率で全国のトップになったと言われております。島根県ではですね、15年前ふるさと定住財団を設立し、Uターン、Iターン希望者に産業体験事業を実施してきましたが、最近8年間に900人の体験者の5割以上、家族を含めると700人が定住したそうです。いろいろまだ取組がありますが、この近くで言いますと宮崎県では人口減少に対処するため、温暖な気候と豊かな自然を生かして、健康のためのスポーツや医療をアピールし、短期滞在、移住などを受け入れて市町村で取り組む学習や情報共有の事業推進をアピールし、短期滞在、移住などの受入れを市町村で取り組むための学習事業を進めております。これは、宮崎県の場合ですが、宮崎県もお隣の県ですけど、一応こういったことに取り組んでおりますけど、必ずしも人口減少を悲観する必要はないんじゃないかと。全国各地の取組では、増やしている市町村もあるということですので、市長の再度の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。ただいま全国各地の事例をお話いただいたところでございますが、鹿児島県でも2007年問題への対応としまして、本年度県ホームページに県内市町村の団塊世代向けの情報サイトを取りまとめて掲載しております。そして、今お話になられましたような宮崎県の取り組んだ事業と同じような形で、鹿児島県も19年度から取り組むというようなことでございますので、県とも連携しながら市の定住促進、あるいは団塊の世代の方々をお迎えする事業というものも、積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

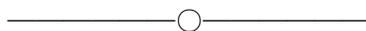
○21番（上野直広君） 定住促進ということで、私も一般質問しているわけですが、全国各地で成功している例を述べました。人口減少を当たり前だと受け取るのではなくて、何かやらなくちゃいかんと、今は。そして、辛抱して新しい10年後の志布志市を活性化させていくと。やすらぎとにぎわいのあるまちにしていかななくちゃなりませんので、農業後継者とか、定住者が増えなければ、このまちは活性化できないだろうと思います。そう簡単に心豊かになれと言ったって、明日の飯を食うのも考えるのに、これはどうかなという、そういう状況の中で、心豊かになれというのはちょっと無理があるんじゃないかと考えております。こういう、今回私がこういうことを質問したのは、まず農業というものを第一に考えるべきじゃないかと。第一の基幹産業がこれだけ個別的に見ても衰退していくわけですから、規模拡大にしてもすぐ急激に規模拡大できんし、規模拡大としても今の現状の頭数には及ばないだろう

と思います。だから、市長は農業というものが大事であることをまだまだ真剣に考えていくべきだろうと思いますけど、私は答弁を聞いた結果、ちょっと意気込みが感じられませんでした。なんとかしなくちゃいけんのじゃないか。なんとかなるだろうじゃなくて、何とかしなくちゃいけんだらうかと。全国各地で取り組んでいるわけですから、志布志も結局やすらぎとにぎわいのまちを目指しているわけですから、その点については農業というものに対して投資すべきは投資して、お金が無い無いというより、投資すべき所は投資して、まず骨組みをしっかりさせなくちゃいけないだろうと思います。骨組みをしっかりせにゃ、ほかの方面もできませんので、今後はそのように取り組んでいただきたいと思います。もう一度、市長の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 私どもの新生志布志市は、やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちと、にぎわいが協奏するまちというものを目指して、今後まちづくりを取り組んでいこうとするわけでございますが、当然そこには豊かな台地で営まれている盛んなる農業が基本になるかというふうに思います。その農業振興につきましては、様々な形で皆さん方にも御議論をいただいているところでございます。特に少子化による後継者不足の問題、そして今後19年、20年にかけてこの地域に来ます畑かん営農の水の利用の問題、そして外を見れば農産物の価格が低迷していると。これをいかにして乗り切っていくかというような問題、あるいは病気の問題、様々な問題があるわけでございますが、私どものまちというものは、農業振興が第一なんだということは、どなたも認められていることだと思います。そのような意味で、私どもは、先ほどからお話しますように、今後の市の行方というものを振興計画をお示ししまして、そのことで御議論をいただいているところでございます。この行政を担わさせていただいております私、そして執行部の職員の皆さん方、そしてそれを支えて厳しく指導していただいている議会の皆さん方、そして私どもはその機関を通じて、この志布志市全体の福利の向上を図って行って、先ほどから言いますように、ここに住んで良かったなと、そしてそこに育つ後継者も本当に自分たちもまたここに住んで、この地域を支えていこうというようなまちづくりが必要だというふうに思います。そういう意味で、農業振興というのはきっちりと位置付けて重点政策として取り組まさせていただきたいというふうに思います。

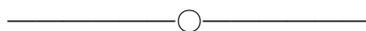
○21番（上野直広君） 終わります。もう1回言いたかったんですけど、もう時間がありません。

○副議長（福重彰史君） 以上で、上野直広君の一般質問を終わります。



日程第3 報告

○副議長（福重彰史君） 日程第3、報告を申し上げます。昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第1号は、文教厚生常任委員会に付託いたしました。



○副議長（福重彰史君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日から3月27日までは、委員会審査等のため休会といたします。

3月28日は午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑・討論・採決などであります。

本日はこれで散会します。
御苦労さまでございました。

午後 0 時13分 散会

平成19年第1回志布志市議会定例会（第7号）

期 日：平成19年3月28日（水曜日）午前10時45分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第3 議案第7号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第5 議案第16号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第17号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第19号 志布志市環境基本条例の制定について
- 日程第9 議案第21号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第22号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第24号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第27号 志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第29号 志布志市基本構想の策定について
- 日程第14 議案第35号 平成19年度志布志市一般会計予算
- 日程第15 議案第36号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第37号 平成19年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第17 議案第38号 平成19年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第39号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第19 議案第40号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第41号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第21 議案第42号 平成19年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第22 陳情第1号 浄化槽市町村整備推進事業の早期実施について
- 日程第23 議案第43号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の所在地及び名称の変更について
- 日程第24 議案第44号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第25 議案第45号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第26 議案第46号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

日程第27 発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28 閉会中の継続審査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）

日程第29 閉会中の継続調査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	助 役	瀬戸口 司
総務部長	隈 元 勝 昭	企画部長	持 富 秀 明
市民部長	稲 付 道 憲	産業振興部長	永 田 史 生
建設部長	井 手 南海男	松山支所長	吉 井 宏 徳
志布志支所長	山 裾 信 博	総務課長	上 村 和 憲
企画政策課長	山 下 修 一	財務課長	溝 口 猛
福祉課長	津 曲 兼 隆	水道局長	徳 田 俊 美
農業委員会事務局長	大 園 朗	教育総務課長	溝 口 敏 久

議会事務局職員出席者

事務局長	徳 重 昭 一	事務局次長	前 田 泰 郎
次長補佐兼議事係長	門 岡 秀 明	調査管理係長	徳 田 弘 美

午前10時45分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

日程第2 議案第9号 志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第9号、志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第9号、志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本委員会は、3月16日、委員12名のうち11名が出席し、総務部長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

志布志市情報公開・個人情報保護審査会は、それぞれ条例を定め運用しておりましたが、内容も形態もほぼ同様であり、また委員も同一の方々であり、県も昨年12月から統合され、同様の名称となっており、これらの状況を踏まえ、本市におきましても審査会の名称を統合し、一本の条例で規定するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、情報公開条例第19条の規定による諮問に応じた不服申立てと、個人情報保護条例第42条の規定による諮問に応じた不服申立てが同時に行われる場合もありえるが、国からの指示はなかったのか質したところ、現在、県の審査会に両方とも委託しており、国・県の指示はきていない。

第17条、第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとあるが、その手順、基準の判断はどうして決定されるのか質したところ、行政手続条例に基づき、刑事罰として裁判により裁決される。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号、志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第7号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第7号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第7号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月16日、委員12名のうち11名が出席し、総務部長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

第6条第1項中「情報公開・審査会会長、情報公開委員会委員、個人情報保護審査会会長及び個人情報保護審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会会長及び情報公開・個人情報保護審査会委員」に改めること。第7条中「非常勤職員」の次に「(別表前各項に掲げるもの以外の非常勤職員の項に該当する者を除く。)」を加える。この二つの条例改正に伴い、別表区分欄を整理するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、特別職報酬等審議会に諮る必要はなかったのか質したところ、報酬額の改正ではなく、区分欄の整理だけであり、特別職報酬等審議会には諮りませんでした。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第14号 志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第14号、志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月16日、委員12名のうち11名が出席し、総務部長、総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

志布志市国民保護対策本部等の設置については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条に、法第25条第2項の規定による指定の通知を受けた場合は、国民保護対策本部を直ちに設置しなければならないと規定されている。そして法第31条で、対策本部に関し必要な事項は市の条例で定めるとなっており、その必要な事項を条例で定めるものであります。

さらに、法第183条の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置についても、法第31条を準用して、緊急対処事態対策本部条例を定めるものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部の違いについて質したところ、志布志市国民保護対策本部は、法第25条第2項の規定「総理大臣は、閣議決定を受け、総務大臣を経由して、県知事及び市町村の長に通知し、公示しなければならない」により、指定の通知を受けた場合は国民保護対策本部を直ちに設置しなければならないとある。

設置した場合は、国民保護法第31条により、法第27条から第30条まで、条例への委任事務規定があり、

対策本部に関し必要な事項は、市の条例で定められている。

今回、条例で定める第2条から第8条までは、法第31条の委任規定と、法第183条は法第31条を準用する規定であり、同じ取扱いとなる。

第3条第2項「本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。」とあるが、職員以外の者とはどういう人か質したところ、専門的な自衛隊、警察官、輸送関係、電話関係等の代表者を考えている。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第14号、志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけお願いします。

法に基づいてされるわけですが、この日本の状況下の中で、このことが現に当局として起こり得るといふふうに考えられている部分があるのかと。法律ができたから、それに基づいてやるだけだという考え方なのかと、そういった議論というのは全くされませんでしたか。

そして、あと1点は、この「必要に応じ」ということで、第3条、本部長が会を招集するとあるわけですが、当然、国からのそういったもので、現にここ志布志市で、そういったことを今の状況の中で、当局として生じる事態が想定されて、こういうことなのかと、その法との関係はありませんでしたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） 1点目については、ありませんでした。

2点目については、過去も弾道ミサイル等が発射された経験もあるということで、先ほども全協の中で話がありましたとおり、そういう事態に備えなければならないという説明はありました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。反対討論からです。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。

まず、こうした事態にならないように、国においては、憲法をきちんと遵守して、平和的な外交をやっていくと。そのことで、そうした武力攻撃を我が国が受ける、そういったことにならないような平和的な外交を、私はするのが当然であるというふうに思います。

今の日本国憲法は、武力行使、そうしたこと併せて紛争を解決するための武力の、戦力の保持、これを禁止しております。そうした立場で、国においては積極的に平和的な外交で、こういう事態にならないようにする、そのことが当然であります。

二つ目に、必要に応じて会議を招集するというところで、第3条ありますけれども、私は今の本市、日本の状況も含めまして、志布志市の状況でも、あまり必要性を生じることは想定できないのではないかと。そうした状況の中で、こうした条例を作って招集がされることがないことが望ましいわけですから

ども、そうしたことがあまり必要性としてないものを作るよりかは、防災会議こういったものを私はもっと充実をさせて、この地域に住む住民の災害や、そういったものに対するものを充実させていったことの方が、より住民にとっては効果的であるというような考え方があります。

また、この計画では、応急公用負担等ということで、いわゆるそういう事態に仮になったときに、市民の財産を除去する、こういったこと等も権利としてうたわれております。

そうしたことを考えるときに、必要性のあまりない状況の中で、こういったことではなくて、身近に起こり得る災害や、そういったものについての防災会議、こういったものをさらに充実させていく方が、私はより住民にとっては安心、安全な暮らしができる、という立場があります。

よって、こうした武力攻撃事態を予想する、そういったものに対しての、こういう設置については反対という立場であります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 基本的に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

この件に関しては、昨年6月、国民保護協議会の設置の時にもるる、賛成の中身について議論しておりますので、簡潔に述べたいと思っております。

今、反対討論もございましたが、確かに国の役目として、平和的外交を国は積極的に行っていくべきであろうと、そのことはまずもって大事な視点であろうと思っております。国も、そういった視点に立って地方分権を進め、国の外交路線というものを大幅に拡張しようと、そういった流れの中で、今、地方自治をどんどん押し進めております。まさしく、平和的外交が今後国に求められる方向であろうと思います。

また、一方こういった必要性があるのか、ないのかという反対の討論でありましたけれども、近年、とみに私たちを取り巻く環境というものは大きく変わっております。先ほど、総務常任委員長の方からもありましたように、弾道ミサイルの件もありますが、アメリカのテロの問題、そして北朝鮮のテポドンの脅威、そしてまた、さかのぼれば地下鉄サリン事件等々、これまで人類が想定しなかったような事件が相次いで起こっております。

そういった状況の中で、先ほど全員協議会でもありましたように、備えあれば憂いなし、いわゆる、そういったことがあってはならないと思っておりますが、やはりいつまでも平和的な国家としての平和ボケをしっかりと脱却しながら、そういった基本的なところへ備えていくことが大事であろうというふうに思っております。

また、防災会議の件も出ておりましたが、確かに安心・安全、そういった視点で防災会議等を立ち上げて、しっかり市民の安全を守っていく、この視点も当然大事であります。先ほど申し上げましたように、私たちを取り巻く環境というのは、本当に大きく変化をしております。

そういった中で、市町村の果たす役割というものが、これまで以上に、その範囲が広がっていると、そういうふうに私は理解をいたしております。市としても住民の生命、あるいは身体、その財産を保障する責務というのがありますけれども、それをこれまでの経緯のように守れる範囲ではない、そういった範囲が大幅に拡大している中で、まさしく、こういった武力攻撃事態における国民の保護、市民の保

護を図るために、こういった対策本部、こういったものを設置する、そして必要な事項を定めておくということは、まさしく先ほども申し上げましたように、備えあれば憂いなしと、そういった方向性にかんがみても大事なことであろうと思います。

そういった観点から、この条例に対しては賛成するものでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第14号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第16号 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第16号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告申し上げます。

本委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、総務部長、行政改革推進課長ほか関係職員に出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

指定管理者制度を導入する又は指定管理者を指定している施設の管理にあたり、諸般の事情により、その指定ができなかった場合や、指定管理者の指定の取消しがあった場合等に当該公の施設の管理の方法、手続等に関する事項を明確に定める必要があると判断して、改正するものである。

また、教育委員会所管の公の施設についても同様の取扱いをするものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、指定管理者の指定ができなかったときとあるが、どんな場合か質したところ、公募による場合、選定基準に満たない公募者だけの場合、選定はしたが期間内に辞退された場合、議会で否決された場合等を想定している。

管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとするところがあるが、全部と一部について質したところ、業務

の全部又は一部の停止を命じたとき、指定管理者が天災その他の事由により、全部又は一部を行うことが困難になった場合であるが、一部については、特殊な技術を要する部分があるので、それらを想定している。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

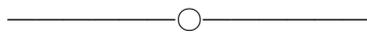
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第17号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第17号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月19日、委員全員出席のもと、企画部長、港湾商工課長ほか関係職員に出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

平成19年9月1日より、使用料制度から平成3年度に導入された制度である利用料金制に移行するため、条例の一部を改正するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、説明資料で第14条第2項と、別表第9条関係の備考が削除してあるが質したところ、

第14条第2項については、民法との兼ね合いで削除した。第9条関係の別表備考については、管理者の利益のため削除した。

使用料と利用料金の違いについて質したところ、利用料金は管理者の収入となり、管理者は利用料金収入と経費支出の差額である剰余金を自らの収入とすることができる。つまり、定額の納付金を市へ支出し、市は納付金から大規模改修、建設償還金等の経費に支出します。管理者の収入と支出の差である利益については、管理者の利益となるので、管理者はさらなる収入増と経費の削減を促進する経営努力効果が働き、結果として市民サービスの向上と、市の財政負担の軽減、安定的な財源の確保につながることになる。

納付金の基準を質したところ、今検討中であるが、現在約600万円の赤字であり、市が一般財源を繰り出しているが、今後は納付金を定めた以外は、指定管理者が独自採算性を採っていただくことになる。

施政方針で、新たな利用料金制度により経費の削減等経営努力を期待するとあるが、経費の削減等を質したところ、指定管理料の中に公園、民宿村の公園も入っているので、別に指定管理をしたい。人件費についても削減したい。4月1日から風呂の営業時間を、夜9時から10時まで延長し、毎週水曜日を休館日としていたが、第1と第3の水曜日の2日だけを休館にするなど、利用者の増に努める。

利用料金制度に移管して経費削減をするとあるが、関連について、もう一度答弁を質したところ、利用料金収入により、支出をコントロールする制度を導入する。人件費、管理経費の削減については、すべての支出経費が利用料金で賄われ、利潤が出る経営にするため、使用料から利用料金制度へ移行する。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第18号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第18号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました、議案第18号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月19日、委員全員出席のもと、企画部長、港湾商工課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

平成19年9月1日より、使用料制度から平成3年度に導入された制度である利用料金制に移行するため、条例の一部を改正するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、第5条関係の別表備考で、宿泊料の減額が定められていたが、今回削除した理由を質したところ、指定管理者が独自の裁量で経営、運営していくので、宿泊料等最高額を定め、減額等はサービスの一環で弾力的な運営をするため削除した。

遊園地使用料で、3歳未満の乳幼児の入園料は無料とするという部分が削除してあるかと質したところ、指定管理者が決定後サービスについて続けていってもらうよう考えている。

利用料金制度に移行した場合の流れについて質したところ、利用料金になると独自採算性になり、売上はすべて管理者のものになる。経費については、管理者が支払う。市については、建設償還金、修繕、特別会計の業務経営経費等、管理者が市に支払うことになる。

建設償還金について質したところ、建設償還金は、元金、利子合わせて約1億200万円である。償還金約1億200万円全額を、指定管理者が支払ってもらうのが理想であるが、現在の経営では無理である。現在、約7,000万円、市に納入されているので、指定管理者の公募の段階で、6,500万円から8,000万円の範囲内で納入を定めなければならない。現在、市が繰り出している4,000万円から5,000万円も考慮しなければならない。市の負担を減らすことが目的であるが、まだ詰めていない状況である。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第19号 志布志市環境基本条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第19号、志布志市環境基本条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市環境基本条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日、委員10名のうち9名が出席のもと、当局から市民部長、環境政策課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局より、当条例案と、昨年6月にいったん提出した条例案との相違点について、補足説明がありました。

その1点目は、環境審議会の中で、より良い環境を後世に残すためには、保全に加えて、新しい創造的、積極的行動が重要であるという意見があり、「環境の保全」を「環境の保全及び創造」に改めたこと。

2点目に、第4条の市の責務として、3項、4項、5項を追加し、市の調整機関としての役割、市民や事業者、民間団体と協力していくこと、必要に応じた財政上の措置を講ずることとしたこと等が相違点であります。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

審議会の委員は、どのような人たちが質したところ、鹿児島大学の藤田名誉教授、県の環境アドバイザーの宮地さんをはじめ、公募による女性が2名、志布志保健所長、それと衛生自治会、教育関係、商工会、農業団体、漁業団体、婦人団体、まちづくり団体、環境保全団体の各代表等15名である。団体の代表はすべて充て職として考えているとのことであります。

この条例と罰則規定はどうなるのか、第14条にある規制の措置はどのように理解すればよいか質したところ、この条例は環境に対する基本理念を定めたものであり、基本的には上位法の基準の適用を考えている。したがって、県条例で定めている基準については、県の基準を適用することとなる。どうしても上乘せ基準が必要なときには規定することになるが、そのときには条例化が必要になるとのことです。

公布日はいつになるのか、また第8条にある環境基本計画はいつ頃策定するのか質したところ、公布日は平成19年4月1日である。基本計画は2年ぐらいかかると思う。生物や自然環境等の調査は専門に委託し、内容については自前での策定を考えているとのことである。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 基本的に1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、第7条の施策の基本方針ということで、いわゆる循環型社会を構築するという方向性のもとで、いわゆる環境にやさしい新エネルギーの導入、また省エネルギーの推進等でエネルギーの有効利用を図っていくというふうになってあるわけですが、本市におきまして、こういった現状の具体的な取組、そして今後の在り方について、どういう具体策を考えているのか、そういった議論があったのか、まずお聞きしておきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 今お尋ねの件については、質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第21号 志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第21号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第21号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、本庁税務課長、支所税務課長ほか関係職員に出席を求

め、審査を行ったところです。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

今回の改正は、平成18年度税制改正に伴い、地方税法の一部改正がなされ、条項の繰下げ等が行われたことにより、当該条項を引用している部分について所要の改正及び字句の整理を行うものであり、この改正による減免については平成19年度分以後の個人住民税について適用するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、上位法の改正に伴うものであるが、株式等にかかる譲渡所得等の金額、先物取引にかかる雑所得等の金額については、今回新たに追加された、また今年災害が発生した場合は市民に改正部分の周知の機会があるのか質したところ、今後、災害の発生があった場合など、市民には改正等についてお知らせする。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号、志布志市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

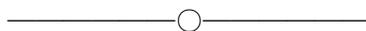
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第22号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第22号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第22号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と

結果を報告いたします。

当委員会では、3月19日、委員10名のうち8名が出席のもと、当局から福祉課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、この改正により予算はどれぐらい増額になるか質したところ、平成18年度の予算現額が2,095万4,000円、19年度予算案が4,608万円であり、2,512万円余り増額になるとのことです。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

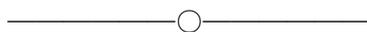
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第24号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第24号、志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第24号、志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月19日及び20日の2日間にわたり行い、19日は8名が出席、また20日は9名の出席でありました。

以下、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

この変更で対象者がどれぐらいの人数になるのかと質したところ、3,815人が1,575人になるとのことです。

節目支給にしなければならない大きな理由はと質したところ、市の子育て支援策を充実するため、こ

の財源を充当するとのことであります。

財源が無いからやるのかと質したところ、総体的な福祉部の予算内で対応したとのことであります。

支給額の上げ下げで調整する検討はしなかったのかと質したところ、検討はしていないとのことであります。例えば、5,000円を1,000円に引き下げる等の方法なら、まだ納得ができる。高齢者の想いも含めて検討しなかったのかと質したところ、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の節目になったところであるが、いずれの高齢者の方も、この節目を通過する。また県内の状況を調査し、今回の見直しとなったとのことであります。

約1,500万円の減額だが、財源を福祉事業以外から見つけてくるような市長からの指示はなかったのかと質したところ、なかったと思うとのことであります。

市民に痛みを押し付ける前に、自らが人件費を削って対処すべきだ。痛みを分かち合うべきだ。そういった議論は福祉部内からも出なかったのかと質したところ、出ていないとのことであります。

合併協議の結果を盛んに言われるが、今回、合併協議から1年で変更される。整合性がないのではないかと質したところ、子育て支援策の充実ということでやむなくやったとのことであります。

敬老祝金そのものに効果がないと感じているのかと質したところ、もらう方からは感謝の声を聞いている。真の効果、価値観は、節目支給で出ると思うとのことであります。

支給金額の内訳はどうなっているかと質したところ、77歳の喜寿が5,000円、80歳が3,000円、85歳が5,000円、88歳の米寿が1万円、90歳が1万円、95歳が2万円、99歳の白寿が3万円、100歳以上が5万円とのことであります。

全体の福祉の予算を考えてのことだと思うが、いっそ廃止にすればよかったのではないかと質したところ、一つの方法だとは思いますが、市長の中では、そういう踏み込んだ考え方はなかったようでありますとのことであります。

77歳が5,000円で、80歳が3,000円となるが、違和感はないかと質したところ、77歳は喜寿という節目なので、そういった流れが残っているとのことであります。

77歳をなくすということは考えないかと質したところ、今回はこのような形でいき、今後、再度の見直しは可能であるとのことであります。

現在計上の平成19年度予算で、支給方法を変えることは可能だと思う。支給については、方法を見直すことができないかと質したところ、市長と協議が必要だということでありましたので、3月19日の審査では以上で質疑を中断し、市長に改めて総括質疑をしたあと、結論を出すということになり、翌3月20日に市長に対する総括質疑を行いました。

19日、今述べました質疑の内容と重なる部分もありますが、20日の質疑の内容は次のとおりであります。

子育て日本一のまちづくりのために、敬老祝金を減額支給することは理解しがたい。これに対する見解はどうかと質したところ、福祉関係の総体的な予算の中で、どういった編成ができるか検討をした。また、他市町村の状況を調査し、決して、これに劣るものではないと考えて、今回の提案に踏み切ったとのことであります。

今回の改正は、合併協議の協定結果を1年間で変えるというやり方だが、他の事業については合併協定事項を遵守するスタンスである。今回の改正と整合性がないと思うがと質したところ、合併協議事項で決定したものを方針とすることが基本的な考え方である。しかし、合併後、すみやかに行財政改革を実施し、合併による効果を上げることも必要である。改正の時期については少々早かったかもしれないが、将来的には必要なことであると考えるところであります。

今後さらなる改正があり得るのかと質したところ、今後さらに高齢化が進めば、見直しは十分考えられるところあります。

予算の範囲内で、規則を変えて対応してはどうか。予算については6月補正での対応もできるかと質したところ、77歳はまだ若いと思う。節目ではない支給方法もあると思うが、今回は節目支給とすることで御理解いただきたいところあります。

財源が不足するのであれば、人件費を削減し、その分を敬老祝金の財源とする方法もあったのではないかと質したところ、現在職員も合併当初で一生懸命汗して働いている。できれば、今回の形で対応したいところあります。

市長は、住民の目線で考えたいと、いつも言われるが、今回のやり方がそれにのっとっているのか。基本的な考え方はどうかと質したところ、節目支給は旧有明町でもやっていた。私が町長就任後、改正し、理解をいただけてきた。特段の不満があったわけでもない。今後もさまざまな折に説明をして、理解を求めていきたいところあります。

曾於市は四役、管理職及び議員の給与と報酬をカットして、約2,800万円の財源を捻出した。職員の中からそういった話は出なかったそうだがどう考えるかと質したところ、他の自治体でそういった事例はあるようである。曾於市の場合は、合併当初の職員給与を末吉町に合わせて開始したが、現在その是正をしているところと聞いている。財源不足が原因ではないようだとのことあります。

市長は、合併協定事項についてはかたくなに遵守する形を取られてきた。3年ぐらいは現状で続けて、どうしても財政上苦しければ変更もやむを得ないと思う。それでないと他の事業にも影響が出るし、しばらく継続してからなら市民への理解も得られると思うがと質したところ、そういう懸念はある。合併そのものが行財政改革だったと思う。早い段階でそれができ、みんなから合併効果が出てきたなあという実感が湧けばいいと思っているところあります。

どういった経緯で節目支給になったのかと質したところ、少子高齢化のための方法として何があるか、その中で敬老祝金の支給方法について、旧有明町や他市町村の実施状況等見比べながら判断したところあります。

また、質疑を続ける中で、次のような意見もありました。この判断は大変な判断だと思う。選挙を戦う人間にとって、こういうことは大変な決断である。しかし、あえてやっていくことは必要であると思う。議会もそういうことに応えていけるようにありたい。

また、別の意見として、確かにいつまでも続けることについては無理がある。せめて平成20年度からならと思うが、市長でここで決断されたことについては理解をしたい。

この総括質疑の最後に、最終的に検討の余地はないのかと、市長に質したところ、今の提案で御審議

をしていただきたいということでありました。

以上で質疑を終え、討論を行い、次のような反対討論がありました。

合併後、老年者控除の廃止、公的年金等の控除縮小、非課税限度額の廃止、定率減税の半減等で高齢者の負担は重くなっている。さらに、国保税や介護保険料、水道料は引き上げられている。そんな中、敬老祝金が合併後1年でこのような改正がなされようとしている。住民の立場から考えると、金額の見直しをして全員に支給するという形は守っていく姿勢が必要である。また、住民にそのような痛みを求めるときは、自らが範を示すべきだと思う。全体の福祉予算の見直しをして、全員に支給する形を継続すべきだと思うので、この改正案には反対である。

以上で討論を終結し、採決に入り、起立採決の結果、可否同数となったため、委員長裁決により、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） ただいま委員長の方より敬老祝金の件に関しては、かなり詳細にその質疑の模様があったわけですが、今、壇上から述べられた報告の中で、無かった部分についてちょっと確認を取らせていただきたいと思います。

今、お聞きしますと、例えば5,000円を1,000円に引き下げて対応することはできなかったのかと、そして金額の見直しをすることによって、これまでと同じように全員にという方向性はなかったのかという議論はあったわけですが、金額ではなくて、例えばタオルであるとか、ちょっとした記念品等を添えて全戸訪問という考え方はないのかとか、そういった議論がまずなかったのか。

そしてまた、こういった方向性で進んでいった場合に、いわゆる先ほども委員長の報告にありましたように、金額に関してそれを心待ちにされている方も中にはいると。そして、一方ではその影響がそんなに大きなものとは考えられないと言ったような答弁もあったわけですが、実際こういった方向を打ち出した場合に、それを心待ちにされている市民に向けての説明責任、そういったことに対する議論はなかったのか、この2点についてお尋ねいたしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） お尋ねのタオルとか記念品等を支給するという形の議論はなかったのかということですが、その点については出てきておりません。

それと、市民に対する説明ということですが、その不満があった方に対してという特別そういうことはなかったんですけども、この制度を改正することによって、そういう不満が出てくることはあるだろうから、それに対しての説明責任は果たしていきたいという答弁はありました。

○14番（小野広嗣君） 今、委員長、申されましたように、そういった不満がいくらか出てくる可能性はあると、そういったことに対してはしっかり対応していきたいという答弁であったということですが、議案上程の際にも申し上げましたように、こういった条例が仮に可決されていった場合に、その説明責任というものは大きいものがあると思います。

そして、例えば対象者から今回漏れる方々が出てくるわけで、そういった方々に対しての説明責任プラス、しっかりやはり今回、暫定的にこういった措置としてですね、ここ1年、特に本年に関しては本

来ならば対象者であったであろう方々の所もしっかり訪問なりしてですね、いわゆる金銭であるとか、あるいは商品でなくても声掛けぐらいはしっかりやっていったらどうかということ、議案上程の際にも申し上げましたが、その声掛けをしっかりやっていこうと、そういった角度での質疑はなかったのか、最後にお聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 対象から漏れる方についてどうこうということで、そういう具体的な質疑はなかったと思います。ただ、全体的に、声掛けと言うか、説明はしていくということはありません。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○8番（藤後昇一君） 2点ほど。まず第1点は、先ほど委員長報告の中での答弁の中で、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の節目になったと。いずれの高齢者の方々も、この節目を通過するという答弁がありましたが、むしろ、いずれの高齢者も、この節目を通過するとは限らない点が、この節目支給の一つの問題ではないかと私は思うんですが、その点の質疑はなかったのかどうか。

それと、反対討論の中でも出てきますが、私も先の本会議の中でも言いましたけれども、医療費、所得税、介護保険等の高負担が、高齢者に一点集中しているという状況の中で、また全国の各自治体が、その軽減策、救済策を多くの自治体が打っている中で、この支給者が2,240名も減少する。そして金額的にも1,500万円支給が減少するという大きな方向性が、これと逆行するように思うんですが、この点のさらなる質疑はなかったかどうか、この2点についてお聞きします。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 今、お尋ねの件につきましては、私が先ほど報告いたしました以上の突っ込んだ質疑はなかったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 文教厚生委員会に属しておりますけれども、委員長報告について質疑をすることではありませんが、委員長報告は事実に基づいてきちんと報告をすることが委員会での決定でありまして、途中の経過が漏れている部分がありますので、そのことについてなぜ報告がされなかったのか、委員長にお聞きします。

採決にあたりまして、討論の後、裁決がありました。可とする賛成の諸君の起立を求めますと、4名の方が立たれました。そしてその後、本来だと、ここで私はもう否決だというふうに思うわけですが、過半数に達していませんので。その後、委員長の方から反対の方も御起立をくださいということがありました。なんのこともかなというようなことで、一応立ちましたが、今回、賛成、反対可否同数ですので、委員長が裁決をしますとおっしゃいました。

そこで私が異議を唱えました。そのことの報告は、これは採決のやり方がおかしいのではないかと、そのことを異議を申した、そのことについての報告は一切ありませんでした。そこについて、なぜ委員長はそうした報告をされなかったのか、その点だけお聞かせをください。

○議長（谷口松生君） 委員長の方で経過について報告することがあれば、発言を求めたいと思います。委員長としての心情については発言しなくてもいいと判断をいたしております。経過について発言があれば、許可します。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） まさか、同じ委員会から質疑が出るとは思いませんでしたけれども、ただいまの件につきましては、私その流れをとということです、説明をさせていただきたいと思えます。

この件については、起立採決を行いますと宣告いたしまして賛成者の方の起立をしてもらいました。その時に4名でありました。この時点で、私としては、賛成者は4名と、じゃあ反対者は何名いるのかなということ考えたときに、基本的には、我々がいろんな会議規則とか委員会条例とかいうことを考えた場合に、起立をしないものは否と見なすという基本的な考え方がありますので、私は否であろうと思ったんですが、そこで参考のために反対の方は御起立くださいということで、反対の方も起立をいただきました。それが4名でありました。

そこで、私が最初、否と見なしていた方全員、4名とも反対ということがはっきりしましたので可否同数であると、これはもう正しい判断だと私は思っております。

それで採決についての異議があったのは、採決があった後でありますので、起立採決にする旨を私が告げた後に採決の方法について異議があれば、その時に採決の方法を変更するという事も考えられましたけれども、採決の後ということで、その点については、そのように御理解をいただきたいと思えます。

○議長（谷口松生君） 発言の許可をいたしますが、所管委員長ですので、それなりの発言を求めます。

○25番（小園義行君） 自治法は可とするものを立たせるというふうになっております。そして、過半数をもって決すると。その次に可否同数の時、委員長の裁決によるものとなっております。

これは、過半数を超えない段階で、否であります。

そして、今、委員長がおっしゃったような採決のやり方をするのであれば、この自治法に基づいてやるのであれば、記名投票をやらない限り、賛成か反対というのは、自治法上では出てきません。そして、ちょっと譲って考えたときに、採決の前に反対の方も立っていただきますよという、そういうやり方で良いですかということが諮られてから、可とする者を立たせる、そういったこともやられるべきだというふうに思えます。自治法上では、私はそういう理解の仕方をしております。

よって、今、委員長の報告にその経過がなかったものですから、私は委員長が決する前に異議を唱えております。そのことだけちょっとお聞きしたかったところであります。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。

これまで、今回提案されております、この節目支給になる前の志布志市敬老祝金支給条例、この目的は、「この条例は、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労を讃えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする。」ということで、支給の対象者、「敬老祝金は、本市の住

民票に記載をされ、支給日の属する年度の9月1日現在における年齢が数え77歳又は満80歳以上である者であって、当該支給日現在において、本市に居住して生計を営んでいる者に支給する。」であります。

今回、節目支給にするということですが、私はこうした条例の改正、そのことによって、これまで恩恵を受けてこられた方々が不利益が生じるようなこと、こういった者があるときには、すべての福祉全般について検討をし、いろんな見直しをしていくのが当然、そうでしょう。そういうことが、現実に行われているというふうには、委員会の審議の中で感じませんでした。

ただ、なぜそうだったのかと、福祉予算の中で子育て支援に充てると、先ほど委員長の報告もありましたが、そういったことで敬老祝金、高齢の方々に対する祝金を少なくしていく、こういうことあります。これは、高齢者の方々に対して、節目であるということは、そこに到達しない人たちも当然おられるわけであります。

よって、こうした条例改正をするときには、しっかりと全体を見直しをして、努力をしていくということが必要であります。そして、財政的な問題の関係で市長にもお聞きしましたら、こうした住民に痛みを伴うことをお願いをするときには、まず自らもそうすべきではないかということで、私は特別職や議員報酬、そして管理職手当いろんなものを見直しをして、財源が無いのであれば、当然そういう所から見直しをしていくべきだというふうに質疑をしましたら、市長の答弁は、現在、財政的な問題はシミュレーション上もないから、そのままやれということで、そういう自ら身を切る、そういったことはしないと、財政的に問題がないという答弁でありました。

こうした財政的に問題がないのであれば、きちんと敬老祝金についても、しっかりと私は予算措置をすべきだと、そういうふうに考えます。

三つ目に反対の理由、高齢者の実情を知らない政策であるというふうに考えます。先ほどもありましたように、公的年金控除の縮小、高齢者の非課税限度額、これが廃止、こういったこと等で高齢の方々には大変厳しい現状があります。また合併して、国民健康保険税、そして介護保険料、水道料、そうした形で高齢の方々には、次から次に国の政策や、また個々の自治体の自治事務である国保税のそういった改正なども、次から次に高齢者に降りかかっております。

今回、節目支給をすることが、合併効果として表れてくるというふうに私は思えません。そういった立場から、今回、この敬老祝金の節目支給に対しては、金額を見直しをする、いろんなことをして、これまで80歳以上の方々に支給していた祝金を支給すべきであると、そういった提案等もやりながら質疑をしたところではありますが、答弁は委員長報告のとおりであります。

よって、私はこれまでしっかりと志布志市を、これを創って来られた高齢者の方々へのこうした冷たい仕打ちをやる、そういったことになる今回の敬老祝金の条例改正は反対であります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

○3番（丸山 一君） 反対の立場で討論をいたします。

市長は、総括質疑の中で、合併後すみやかに行財政改革を実施して、合併による効果を上げることも必要であると答弁されたわけですが、果たして、この条例の一部改正が合併による効果と言えないのではないかと考えます。

子育て日本一を目指すという市長としては、福祉関係の総括的な予算の中で、敬老祝金を減額をして、それをそっくり子育て支援の方へ回すというのは、あまりにも短絡的で策がなさ過ぎると思います。

委員会の中で、さまざまな質疑・応答があったわけですが、その意見には耳を貸さず、今回の提案で審議していただきたいという答弁でありました。私も考えるに、市長は、今までさまざまな政策提言とか質疑・応答の中で、合併協による決定が最優先という形でこだわって答弁をされておったわけですが、今回この節目支給をするという形であれば、今までの市長の姿勢にも問題があると、問題が今から起きてくるんじゃないかと考えます。

[発言する者あり]

○議長（谷口松生君） 発言があったものですから、賛成と思って指名したところでした。いったん最後まで。途中ですので。それから賛成ということにしたいと思います。

○3番（丸山 一君） 時機を見て節目支給にするという形であれば、市民の理解も得られるし説得力もあると考えます。

以上をもって反対といたします。

○議長（谷口松生君） 次に、賛成の討論を求めます。ほかに討論はありませんか。

○31番（野村公一君） 反対討論が2名された後でございますが、まず、この敬老祝金の支給目的、このことは節目支給をしても、その目的になんの不具合もないと。目的に沿って、その条例に沿っているというふうな判断をしております。

次に、今回の節目支給を見る限り、県内各市町村の支給状況、これはおおよそ80歳以上の節目になっているという現実、それから今日、大変財政の厳しい折に、既得権主義補助事業の見直しをしていかなきゃならんという今日の情勢下の中で、大変的を得ているというふうにも判断をいたします。

さらには、委員長の報告にもありましたが、選挙を受ける身の人間というのは、有権者に負の負担を与えないように配慮をしていくんです。しかしながら、為政者はそうはいかない。為政者は批判を浴びるのも覚悟でやらなきゃならない部分もあると。そういう意味では、今回市長の取られるこの政策は、大変勇気の要る決断であろうと、私は高く評価をいたしております。

したがいまして、子育て支援日本一を目指す政策の一環として、その財政を補てんしていくというこの政策を私は評価をすべきものであろうと。なお、今までの支給がなくなっていく高齢者の皆さん、今年が多分に批判もあるだろうし、不満もあるだろうと、それは執行部に限らず、我々議会にもその批判が来るであろうというふうにも考えます。

しかし、それをこういう財政状況の中だ、説得をしていくのも、私は議員の責任であろうというふうにも考えます。反対討論の中に、管理職手当の削減だとか、あるいは議員報酬を削るだとかいう、大変市民に耳障りのいい発言の反対討論もございましたが、我々は市民に耳障りのいい議論だけをしてはいけないと。私は全く性質の違うものであろうというふうにも考えます。

したがいまして、この決断に賛意を表するものであります。

以上です。

○議長（谷口松生君） 次に反対の討論を求めます。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第24号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は、1時20分から再開いたします。

○

午後0時09分 休憩

午後1時20分 再開

○

日程第12 議案第27号 志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。下平議員が少し遅参をするという届けが出ました。

日程第12、議案第27号、志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第27号、志布志市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月20日、委員10名のうち9名が出席のもと、当局から生涯学習課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

審査では、当局より、合併時に有明町の条例を基本にして、志布志市青少年問題協議会条例を制定したが、法令審査委員会から、第2条の所掌事務及び第3条の組織について、昭和28年公布の地方青少年問題協議会法の中で、すでに法定事項として定められていたことから精査すべきものとの意見が出されたため、今回この改正案を提出したとの補足説明を受け、質疑、討論を行いました。ともになく、採決の結果、議案第27号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第29号 志布志市基本構想の策定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第29号、志布志市基本構想の策定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第29号、志布志市基本構想の策定について、審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、志布志市の基本構想の策定については、今後の志布志市のまちづくりの基本となるものであるため、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会に連合審査の申入れを行い、総務常任委員会、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会、委員全員による審査を行うことにしました。

3月5日、執行部から助役、教育長、各部長、各支所長及び企画政策課課長ほか関係職員の出席を求め、3委員会連合による審査を行いました。

はじめに、当局から基本構想の考え方について補足説明がなされ、その後基本計画についての説明がありました。

基本計画については、本市の総人口について現状のままの推移が続くと、基本計画の目標年次である平成23年には3万3,350人程度に減少することが考えられるため、人口減少に歯止めをかけることを本市の重要課題としてとらえ、目標人口3万4,000人を目指すことや、長期的展望に立って適正かつ合理的な土地利用に努めることなどの説明。また基本構想に基づき、五つの重点プロジェクトを定め、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政」の姿勢で取り組むこと、また、基本目標として、1. 都市基盤、2. 生活環境、3. 産業経済、4. 保健・医療・福祉、5. 教育・文化、6. コミュニティ、7. 行財政についてを掲げ、基本目標達成に向けて、行財政運営を行っていく。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、基本構想の理念について住民の声が反映されているか、合併して面積的には約3倍に広がり、市職員全員が志の理念に立って基本構想を作成したか、さらに市民の目線に立った構想を反映させているかと質したところ、住民の声の反映としてアンケート調査を実施した。15歳以上の市民2,600人にお願ひし、1,204人から回答があり、回収率は46.3%であった。アンケートの意向調査により、

市民の声は反映されている。また基本構想、基本計画については、それぞれの担当部署で計画・調整し、専門部会、策定委員会等、何回もの協議、会合を重ね、職員全員が志の理念のもとに、「みんなが幸せでありたい」、「みんなをよくしたい」、「社会全体が良くありたい」という思い、「志」で作成した。さらに、輪の心、考の心、活の心、守の心、この四つの心で、市民の目線に立ったまちづくりを基本理念として作成したと答弁がありました。

策定の基本的な考えとして、財政的なシミュレーションは作成してあるか。現在、いろいろな協議会等を立ち上げ、審議中であるが、これらは企画政策課で総合調整して反映したのか質したところ、財政計画については、行財政改革委員会で、平成22年度までは計画が策定してある。多くのプロジェクトの意向等については、それぞれの部署で反映されたものを企画政策課で調整し、策定委員会でさらに協議を重ねて作成した。

コンサルタントへの委託料の必要性、委託内容、委託金額について質したところ、委託の必要性としては、上位法令等の相互調整、各統計等のデータ分析、主な委託内容は、上位関連計画との調整、アンケート調査結果の分析等である。委託金額は315万円であるとの答弁がありました。

目指すべき本市の将来像として、やすらぎと賑わいの輪が協奏するまちとして、農業地域と商業・物流地域に区分してあるが、商業・物流地域の発展がないと農業地域の振興も図られないのではないかと質したところ、農業地域として振興が図られた地域と、商業・物流地域として振興が図られた地域が一体となり、それぞれの個性を尊重し、伸ばしていくことを本市の将来像としたとの答弁がありました。

均衡ある発展について、アンケート調査は実施したか、農業地域では急速な過疎化により集落が無くなると心配されている所が多いが、これらの将来像対策を質したところ、アンケート調査では、居住の意向として調査している。均衡ある発展については必要なことであり、集落の維持等については一番大事なことであるので、基本計画や実施計画により、地域自治組織の機能強化に努めていきたいとの答弁がありました。

住宅政策については、高齢化に対応した整備はあるが、若者の定住に対する住宅政策は少ない。若者の雇用促進と住宅環境整備は、一体に図るべきである。さらに、このことが少子化対策にもつながるので、住宅政策に力を入れるべきと質したところ、住宅環境整備と雇用促進は切っても切れない関係にあり、雇用を増やすことが、まちの活性化、活気を取り戻す大事なことであり、快適な住環境整備については、実施計画で十分反映させたいとの答弁がありました。

学校区の見直しや学校の統廃合、さらには複式学級について、市民への説明、現時点で何年ぐらい先を考えているか質したところ、平成18年度に立ち上げた、在り方検討委員会で現在検討中である。それぞれの地域住民の方々の御意見や考え方、今後の子供の動向等を考慮しながら、在り方検討委員会で適正規模の在り方や、教育効果など、将来を見据えた学校区の見直しや、学校の統廃合を視野に入れた協議・検討を進めたい。何年先かについては、急速に進む少子化の現在では、めどが立たない状況でありますとの答弁がありました。

以上で連合審査の質疑を終了し、引き続き総務常任委員会を開催し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、志布志市基本構想の策定については、賛成多数をもって、原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第35号 平成19年度志布志市一般会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、13番、立山静幸総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算について、総務常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月16日と19日、委員全員出席のもと、執行部から関係部長、担当課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

総務課、選挙管理委員会分の主な説明によりますと、歳入として、交通安全対策特別交付金840万6,000円、耐震性貯水槽40 t型5基分1,000万円、石油貯蔵施設立地対策等交付金570万円、県議選、参議院選に伴う交付金4,320万6,000円、県派遣職員給与費負担金1,650万円が主なものであり、歳出として、一般管理費に特別職2名分、職員74名分の人件費と臨時職員10名分の賃金、役務費、施設管理業務委託料、県派遣職員給与費負担金を計上。文書広報費に2,441万7,000円、交通安全対策費の工事請負費に964万円、自治振興費に9,338万4,000円、選挙費に5,120万1,000円、消防費に5億2,066万2,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、公共施設管理公社委託料で指定管理者制度を導入しているが、受託側の経営内容を情報公開すべきと質したところ、公共施設管理公社への委託について、今、内部で検討中である。受託側の経営内容等について、要望があれば、内容について開示していきたい。

市報「しぶし」作成事業について、市民参加により小・中学生でも分かるように改善、市民の関心の高い情報、行政の課題等を幅広く紙面に取り上げていく。また、32ページの内容、充実について内部で検討されているのか質したところ、広報企画について高校生も参加いただき、内容の充実、改善に努めている。32ページにつきましては、合併に伴い、それぞれの町で作成していた分を一つにまとめ、多くのページ数になっております。それぞれの地域の情報が盛りだくさん掲載され、楽しいとの意見は聞いている。

市勢要覧作成事業で、コンペ方式により執行し、1,000部印刷とあるが、地元業者ではできなかったのか、コンペ参加業者は何社予定しているのか、1,000部の配布先を質したところ、地元業者は数が少ない。コンペ参加業者は10社を予定している。配布については、本市に研修で来庁された方や市外へ研修に行く場合、相手側に配布して本市のPRに努めるための作成である。

防災行政無線難聴地区改善整備にFM志布志を利用できないか質したところ、2月にFM志布志さんと協議をした。まだ体制整備が済んでいない。今後、協議を重ねたい。今後の大雨、台風時には、放送していただくようお願いはしてある。

広報紙広告料について、募集方法、広告料金について質したところ、一般財源の確保からも多くの市町村で取組がなされている。本市も要綱の作成、先進地の研修等を重ね、要綱等に基づき募集したい。広告料金は、一枠1万円を考えている。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、行政改革推進課の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳出として、行財政改革推進委員会の委員報酬10名の8回分、50万6,000円、指定管理者選定委員会の謝礼金、職員提案制度表彰報償費として7万4,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、職員提案制度で18年度の実施状況と特区構想は提案されなかったのか質したところ、18年度は2回実施、1回目は8名で20件の提案、2回目は特に、志あふれるまちづくりについてお願いした分に4名、一般提案について6名で13件の提案がありました。特区構想提案はありませんでした。19年度は提案されたものを提案集としてまとめ、広く職員等に紹介したい。

集中改革プランの内容公表について、今後どのようなスケジュールで公表するのか質したところ、8回の会議を重ね、集中改革プランに入っておりますが、大きな三つの柱について、推進委員だけでなく、市民の意見もホームページで求めましたが、意見はありませんでした。3月26日、最後の会を予定していますので、この会が終わりしだい、広く市民へ公表したい。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、情報管理課の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明として、歳入として、財務会計システム使用料60万円、ホームページ広告料54万円、統計調査委託料238万8,000円を計上、歳出として、全体予算額は1億3,551万4,000円で、主な委託料は、電算システムインフラ整備事業1,900万円、住民基本台帳機器更新1,232万9,000円、市営住宅制度改正に伴う分307万2,000円、市のホームページデザイン刷新分350万円、統計調査総務費642万6,000円、指定統

計費241万4,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、財政を潤す発想で、ホームページ広告料54万円に対し、デザイン刷新のため350万円計上している。費用対効果について質したところ、現在のホームページは、合併前に旧志布志、松山町で使用したシステムをそのまま使用している。新しい志布志市をイメージするようなデザイン刷新と、バナー広告を載せるための改修費である。350万円のデザイン刷新経費は、4、5年に1回程度であり、今回は初期投資として理解願いたい。今後は費用対効果のバランスに努力したい。

バナー広告の掲載は市であるのか質したところ、バナー広告に関しては、市のホームページの中に枠を作り、デザインは広告者が作成し、掲載することになっている。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民部税務課の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明によりますと、歳入として、市税総額は33億456万1,000円、対前年度比3億901万1,000円の増額となっている。歳出として、税務総務費として2億7,704万3,000円、賦課徴収費として1億2,635万7,000円を計上、債務負担行為調書のうち、志布志市土地評価策定業務委託として限度額7,330万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、市税等嘱託徴収員2名について、1名は現在の人か、また新規1名について、徴収地域と経験者か質したところ、志布志地域は現在の嘱託徴収員をお願いしたい。新規の1名については、志布志の一部、松山・有明地域を考えている。また、以前、税務課に勤務された経験者を考えている。

曾於南部たばこ税連絡協議会負担金253万4,000円のうち、成人識別装置の説明と、松山町は曾於南部地域に入っているのか質したところ、平成20年度から導入が予定されている成人識別装置の取付けにかかる負担金84万4,000円についてであり、1台当たり約10万円かかる。小売店では費用負担が重いため、小売店の状況により20%から50%を助成するものである。松山町はたばこ販売連絡協議会では、曾於南部に入っている。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、企画部港湾商工課の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳入として、蓬の郷入浴料3,900万円、蓬の郷振興基金繰入金1,375万円で、歳出として、商工総務費1億1,761万4,000円、商工業振興費3,408万6,000円、観光費1億2,310万8,000円、港湾振興費1,796万4,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、一つ商工・観光戦略会議の18年度の実績と19年度の計画について、二つ企業立地促進事業の新規雇用について、三つ商工振興対策事業の地区座談会の実施について、四つ地元購買促進対策事業の計画内容について、五つアピア前公営駐車場の今後の管理について質したところ、一つ商工・観光戦略会議は30名で組織し、全体会を3月29日予定まで4回実施、四つの分科会で、第1分科会

は商店街活性化、第2分科会は観光地づくり、第3分科会は特産品づくり、第4分科会はイベント企画、情報発信で、各分科会とも、月に1回か2回、分科会を実施している。19年度計画は、4月21日から29日まで、9日間お釈迦祭りウィークとして100万人の来客を目指して、各分科会それぞれイベントを実施する。2年目として、各分科会とも実施できるもの等について具体的な取組をしたい。

二つ企業立地促進事業の新規雇用については、5名以上が条件であり、会社側、ハローワークとも連携していく。

三つ地区座談会の実施であります。志布志商店街の一部で実施されているが、19年度は志布志全体、松山、有明で積極的に座談会等を実施し、商店街の発展、活性化等に努めたい。

四つ地元購買促進対策事業ですが、18年度に続き、19年度も地元特産品等を賞品とする大売り出しを実施したい。

五つの営駐車場であります。現在、指定管理者の要望があり、パーキングメーター、両方、全部か一部にするか等検討中である。指定管理に向けて取組たい。

企業立地促進事業の益田製麺と谷口海産の補助金について質したところ、益田製麺が481万円、谷口海産が1,222万円であります。

さんふらわあ志布志航路存続協議会活動事業で、水道料の減免と利用促進について質したところ、船舶給水料が平成17年度実績で1,600万円であり、20%助成した場合は320万円、30%助成した場合480万円になるが、今検討中である。利用促進については、市民等の研修、修学旅行への助成、企画ツアー、お釈迦祭り剣道大会参加等について、予算の範囲内で助成を考えている。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、企画政策課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳入として、合併市町村補助金1,000万円、市町村合併特例交付金交付事業1億4,507万1,000円、電源立地地域対策交付金事業450万円であります。歳出として、企画費として2,585万2,000円を計上している。事業として、SHIBUSHIプロジェクト推進事業、志のあふれるまちづくり事業、都市再生整備計画作成業務委託事業、男女共同参画計画策定委託事業、地方公共交通特別対策事業、自治振興費として、ふるさとづくり委員会活動事業、むら再生促進事業を計画している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、合併して旧志布志町、松山町、市民全体に盛り上がったチャレンジデーの予算が計上していない。一歩後退した取組ではないか質したところ、平成19年度は、市民挙げてお釈迦祭りウィークとして、4月21日から29日まで9日間実施される。5月にチャレンジデーを実施すると、市民に多くの負担をかけることになるため、計画しなかった。

SHIBUSHIプロジェクト推進事業の現在までの取組と、本年度の取組について質したところ、1月19日、推進会議を開き、委員30名以内の定めに対して27名の委員で組織している。国際交流都市を目指して、調査・研究を実施中である。19年度は2分科会に分かれて、国際交流拠点づくりと新産業おこしをテーマに調査・研究を実施したい。

志のあふれるまちづくり事業について質したところ、市の将来像である志のあふれるまちの実現に向

けた取組を実施する。具体的に、主なものとして、志のまち宣言、我が家の市民憲章制定、志民登録事業等である。

企画政策課、港湾商工課等、いろいろな目的達成の事業が多く、職員も大変であるが、成果が100%達成できるか危ぐしている。市長の思いを100%達成できる専門的な室を作る必要があると思うが、市長に相談はしているか質したところ、市長には一応具申はしている。志のあふれるまちづくりに職員全員が協力し、計画した事務事業執行に努力してまいりたい。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、財務課分の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明によりますと、歳入は、地方債として一般公共事業、一般単独事業、過疎対策事業、臨時財政対策債、退職手当債で20億3,860万円を計上、地方譲与税3億1,000万円、地方交付税67億1,800万円、繰入金6億5,608万1,000円、繰越金2億5,000万円を計上している。歳出として、庁舎等の維持管理費として1億4,597万2,000円、水道事業会計出資金として1億円、公債費として26億5,260万8,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、志布志支所の非常用発電設備は、以前実施済ではないか。また、文化会館へのケーブル切断の時期を質したところ、2年前にオーバーホールを実施したが、現在、オーバーヒートをするため取り替えるものである。ケーブル切断については、16年度で草刈り中に切断して修理した。18年度は台風により切断され、外線により利用している。今回、電話交換機の整備と併せて文化会館内線のIP化を実施するものである。

バランスシートの取組状況について質したところ、準備作業を進めている。合併前の取組がまちまちであったため、総務省方式の昭和44年からの資産と負債を決算統計に基づき入力するようになっており、合併前の旧町分を入力、また合併後の平成17年度からを入力するように準備を進めている。できるだけ19年度中に完成させたい。

退職手当債について、定員適正化計画に基づき、退職手当債の動向について質したところ、平成18年度までは早期退職者が対象であったが、19年度から定年退職者まで該当するようになった。交付税措置について、あまり有利な起債でないので、勸奨退職者分に充当をしたい。

特別交付税5億4,800万円の積算根拠について質したところ、18年度の特別交付税は、予算額7億2,000万円に対し、歳入7億1,434万1,000円が決定になっている。19年度は地方財政計画がマイナスの4.4%であり、また合併包括支援措置として、前年度よりマイナス1億3,974万円減額となり、5億4,800万円を計上した。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、会計課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳入として、南日本放送配当金10万円、鹿児島相互信用金庫配当金2,000円、市預金利子80万円を計上。歳出として、総務費一般管理費のうち、旅費として28万8,000円、需用費として1,123万8,000円、印刷製本費202万円、役務費691万2,000円、負担金補助及び交付金1万円を計上

している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、監査事務局分の提案理由の説明を受けたところであります。主な説明によりますと、本年度の予算額は2,106万1,000円で、報酬は監査委員2名分であり、需用費は図書の追録代、事務用品代である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議会事務局分の提案理由の説明を受けたところであります。

説明によりますと、歳出として、本年度予算額は2億4,897万2,000円であり、議員報酬、職員給与、議員及び職員の手当等並びに議員共済費が主なものである。旅費については、広報等調査特別委員会事務調査等、特別委員会の事務調査費を追加するなど、134万9,000円の増となっている。また、議事堂のカメラに不具合が生じているため、新しく購入するなど備品購入費として93万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑として、広報等調査特別委員会事務調査について、東京都まで行き調査しなければならない理由について質したところ、東京都で全国議会広報研修会が実施されるので、2年に1回、広報委員全員、研修会に出席し、本市の議会だより作成等に生かしていく。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、19番、岩根賢二文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日に市民部関係、19日に福祉部関係、20日に教育委員会関係を、それぞれ執行部から関係部長、担当課長及び担当係長の出席を求め、審査を行いました。なお、委員の出席は3月16日が9名、19日が8名、20日が9名であります。

それでは、審査日程順に報告いたします。

はじめに、市民部市民課分について申し上げます。

執行部の補足説明によりますと、民生費の社会福祉総務費には、人権対策に関する予算が、旅費4万9,000円、需用費7万2,000円計上してある。老人福祉費の需用費、印刷製本費として、後期高齢者被保険者証を30万円、役務費136万3,000円、委託料としてシステム開発委託料3,191万5,000円、県の連合会共通経費の負担金として1,424万8,000円を計上している。

国民年金費は、役務費で社会保険庁の業務センターとの回線使用料を21万1,000円計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

後期高齢者医療制度の周知は、どのようにするのか質したところ、この制度は平成20年度から始まるが、今年の10月から周知、啓発をしていく。窓口でも丁寧に説明して周知を図りたい。なお、対象者は5,121人程度と見込んでいるとのことであります。

これに関する電算システム開発は今回限りでいいのか質したところ、今回はシステム導入と改修費を計上しています。今後については、まだ情報がないところであるとのことであります。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民部環境政策課分について申し上げます。

執行部の補足説明によりますと、目4環境衛生費の節1報酬は、環境審議会委員の報酬3回分を計上している。節8報償費は、バイオマス利活用推進協議会会員3回の謝礼金と、市内集落自治会への資源ごみ分別の報償金である。

節13委託料の主なものは、環境パトロール及びごみ出し困難者対策事業と、墓地草払い管理をシルバー人材センターに委託する経費である。

新規事業として、環境学習少年団育成事業が145万円、共生協働ごみゼロまちづくり事業50万円、公共用水域保全事業1,500万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

浄化槽の補助率の係数は、県で違うのか質したところ、県が独自に補助金要綱で定めている。数値は、財政力指数で決められることになっており、志布志市の場合、平成19年度は0.8であるとのことあります。

公共用水域保全事業は、集落排水事業への加入促進のための事業か質したところ、加入率促進のためだけの事業ではない。今まで単独浄化槽から合併浄化槽へ転換したとき、10万円の市単独助成をしていたが、今回、し尿及び生活排水を適正に処理する合併浄化槽及び農業集落排水施設に転換を促し、くみ取りを合併浄化槽に替える人、また農業集落排水施設へ接続する人に、1件あたり10万円を助成するものである。合併浄化槽設置整備事業での補助も、併せて受けることができるとのことあります。

環境学習少年団の助成は、旅費の補助か質したところ、団体を組織して、団体に助成することになる。交流事業に125万円、市内での活動に20万円を予定しているとのことあります。

共生協働ごみゼロまちづくり事業の内容は、と質したところ、県のモデル事業として19年度から志布志市で市の衛生自治会が実施することになった。事業内容としては、マイロードクリーン作戦や、おじやったもんせクリーン作戦を充実するものであるとのことあります。

以上で環境政策課分を終わります。

次に、福祉部保健課分について申し上げます。

執行部の補足説明によりますと、予防費、節11の需用費のうち、医薬材料費が前年度比124万9,000円増えているのは、風疹やはしかの予防接種が2回接種になったためワクチン代が増えたためである。委託料のうち、健康診査等委託料は結核レントゲン、予防接種委託料はインフルエンザ、その他委託料は医療廃棄物に関する委託料である。母子保健費の報償費は、こんにちは赤ちゃん事業による家庭訪問の

謝金、妊婦健診は少子化対策の一環として、現在3回の無料受診券を5回に増やすものである。介護予防支援事業費の備品購入費は、公用車2台を予定している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

育児放棄や子供に対するDV、虐待の情報と、それに対する対応はどうなっているか質したところ、子育て支援センターに情報が寄せられ、保育士と保健師である職員が同行して対応しているとのことであります。

保健師は12名とのことだが、足りているのか。また、保健師と係長としての立場では業務が厳しいのではないか。人員配置について、どう考えるか質したところ、係長も有資格者であり、保健師としてカウントしている。人数的には足りていると思う。機構改革のヒアリングで、福祉・保健業務全般について、職員の配置や人員等について説明し、検討を行っているとのことであります。

介護予防支援事業の委託先はどこか質したところ、要支援1・2の方のケアプラン作成を、各居宅介護支援事業所へ委託しているとのことであります。

健康診査事業の受診率と今後の目標は、と質したところ、平成17年度の基本健診の受診率は23.9%であった。平成20年度で32%を目標としているとのことであります。

健診でのガンの発見率は、と質したところ、平成17年度の健診で胃ガン3人、肺ガン4人、大腸ガン1人、乳ガン2人が発見されているとのことであります。

包括支援センター用として公用車を購入の計画があるが、財源として介護保険の給付費が充てられるのは適当かと質したところ、公用車は所有者を志布志市として、使用を包括支援センター専用とするもので、適当であると考えているとのことであります。

包括支援センターに派遣されている職員について、法人との契約はどうなっているか質したところ、派遣職員は、身分としては法人に帰属するが、業務は市の職員と同じである。派遣元の法人とは、職員派遣契約を結んでおり、今後は、平成20年度へ向けた体制を検討していくとのことであります。

以上で、保健課分を終わります。

次に、福祉部福祉課分について申し上げます。

執行部の補足説明によりますと、特に障害福祉経費については、従来、社会福祉総務費、知的障害者福祉費、身体障害者福祉費、地域支援事業費、児童福祉総務費に分かれていたものを、目2の障害福祉総務費と、目3の自立支援費に区分けをしたということであります。自立支援費のうち、節13委託料は、地域生活支援事業に係る経費で、相談支援事業、地域活動支援センター、移動支援などの委託事業である。また、扶助費4億1,045万5,000円では、介護給付費の3億4,880万8,000円が主なもので、ほかに自立支援医療給付費、補装具給付事業、日常生活用具給付事業に要する経費等である。老人福祉費の節8報償費は、敬老祝金、高齢者実態調査に伴う謝礼金である。節13委託料は、福祉タクシーや生きがい活動支援通所事業、食の自立支援事業等の委託料である。節20の扶助費は、養護老人ホーム入所者99人分、2億1,000万円が主なものである。児童福祉総務費の節8報償費のうち、550万円は第3子以降の出産祝金である。節18の備品購入費の主なものは、子育て支援センターに配置する車両1台分である。また、

放課後児童健全育成事業として、安楽小学校の空き教室を利用することになり、その教室のエアコン設置の経費も計上をしている。

児童措置費の児童手当が昨年より増額になっているのは、19年度から第1子、第2子の支給額について、3歳未満児は5,000円増額し、1万円としたことによるものである。

また、歳入では、地域福祉基金6,697万3,000円を繰入れて、食の自立支援事業や生きがい活動支援通所事業などに充当する予定である。

概略、以上のような説明を受けて質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

生活保護の不正受給に対する見解とその対応をどうしているか質したところ、生活保護法の「不実の申請、その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせる」という第78条の費用徴収の対象となったものを不正受給ととらえている。不正受給を防止するため、定期的あるいは随時の収入申告が義務とされている。また、受給者の権利と義務の周知を図るため、生活保護のしおりを配布して、毎年読み聞かせて説明をしている。特にパチンコについては、国や県からも特に示しているものはないが、市としては、収入申告すべきであることや、賭け事の性質から最低生活の保障を損なうとの観点から「パチンコはやめなさい」と指導をしているとのことでもあります。

生活保護の母子加算、高齢加算の廃止による予算への影響は、と質したところ、母子加算は29世帯で年額200万円の減額、高齢加算は概算で約150人で500万円程度の減額となるとのことでもあります。

また、それらを市で独自に継続することはできないか質したところ、生活保護は国の法定受託事務であり、市独自でやっている所は無いとのことでもあります。

志布志地区の福祉タクシーを、松山、有明と同じような運行方式にできないか質したところ、どのような形が望ましいのか、もう少し時間をいただき検討をしたいとのことでもあります。

シルバー人材センターへの負担金は、市も負担するのか質したところ、連合会の交付要綱で市が同額を負担することになっているとのことでもあります。

松山のあけぼの園は、措置費のみで運営をしているが、宝寿園へは一般財源で負担金を支払っている。この違いは何かと質したところ、運営自体が違う。宝寿園は大崎町と志布志市で一部事務組合を構成し、職員を出向させ、人件費をみている。今後については、運営方法も含め協議したいとのことでもあります。

自立支援法について、制度見直しで、国、県の負担はどのようになるのか質したところ、自立支援は国が2分の1、県が4分の1の負担である。地域生活支援事業は補助金化となったが、個々の事業に対しての補助金ではない。平成18年度で、総体事業費の3割が国・県の補助であったので、19年度については、3,700万円の3割程度が補助になる見込みであるとのことでもあります。

自立支援特別対策事業は、単年度事業か質したところ、平成20年度までの事業であるとのことでもあります。

以上で福祉課分を終わりました。次に、教育委員会、教育総務課、学校教育課、給食センター分について申し上げます。

教育総務課の補足説明によりますと、奨学金関係の繰出金は1,503万1,000円で、18年度で新規が30人

ほどあったため、それらを考慮して180人程度で積算がしてある。教職員住宅費は、51戸分の維持管理費である。小・中学校管理費の教育振興費は、教育機器の物品借上料、理振関係の備品購入、扶助費であり、特に扶助費については、小学校で282人分、中学校で171人分を計上している。幼稚園就園奨励費は、114人分を計上している。

歳入では、市債の教育債の中に、小学校債3,600万円の合併特例債を見込んである。

学校教育課の補足説明でございます。

教育指導費の嘱託職員の賃金は、昨年度までスクーリングサポートと呼んでいた事業を、自立支援事業と名称を変えて継続するため、それにかかわる指導員の賃金である。中学校管理費の報償費の謝金は、継続してきたスクールカウンセラーの配置事業にかかわる謝礼金である。

給食センターの補足説明によりますと、節8報償費と、節9旅費は、地場産物購入計画会及び厨房システム機種選定委員会の経費である。節13委託料のうち、その他業務というのは、給食残さ処理や配送業務を示している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

潤ヶ野小体育館改修等は、災害には該当しないのか質したところ、水没とか屋根の飛散とかがなく、災害の対象にはなっていないとのことであります。

また、体育館等の施設は、耐震化のランクと老朽化のランクのどちらを優先するのか質したところ、安全、安心を考えて耐震化を優先するとのことであります。

また、潤ヶ野小体育館は、壁の色も暗く、照明も足りずに暗いのではないかと、また床は張り替えではなく削って色を塗るのか質したところ、電灯の数も少なく暗いので、照度も検討をしたい。床は、研磨してラインを引けばまだ使えると判断した。基本的には、全面的なリニューアルであるとのことあります。

給食費の未納の状況はどうか質したところ、志布志センター分が23名分54万3,362円、有明センター分が8名分16万8,200円、松山は未納は無いということあります。

未納回収には、地域の方々の協力を得ながら、直接会って情に訴える姿勢が必要だと思う。集金の方法を考えるべきではないかと質したところ、未納者の中には、払えない人と払わない人があり、払えない人については、準要保護の手続を進めている。払わない人が問題であり、これからも直接会いに出掛けて行くなど、学校と教育委員会が協力して、徴収に努力していきたいとのことあります。

給食材料の調達については、地元から調達するという姿勢を見せれば、地元業者も育成されていくのではないかと。また、新給食センターは直営とするのか、委託とするのか質したところ、野菜や果物については市内が6割であるが、大量に使う冷凍野菜類は市外の業者が多い。新給食センターの運営は、経費節減の点からは、すべて委託するのはメリットが少ないのではないかと考えている。今後、調査、検討をして、委託できるものは委託したいとのことあります。

学校の統廃合も考える時期に来ていると思うが、「学校の在り方検討委員会」ではどのような話がなされているのか質したところ、現段階では統廃合ありきではない。今後、調査、検討を重ね、市民の理

解を深めながら議論されていくと思うとのことであります。

以上のような質疑答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、教育委員会、生涯学習課、文化振興課、図書館分について、申し上げます。

生涯学習課の補足説明によりますと、社会教育総務費の報償費は、高齢者学級の謝金が主なものである。同じく委託料は、家庭教育学級分である。青少年教育費の委託料は、成人式の記念品DVDである。生涯学習推進費の委託料は、創年市民大学が主なものである。

文化振興課の補足説明では、文化振興費の委託料は、青少年劇場や国際青少年音楽祭及び年間の自主文化事業費である。文化会館費の需用費、修繕料には、松山の冷温水器の修繕、出城公園の遊具修繕が含まれている。また、委託料の中の施設管理委託料は、出城公園、京之嶺遺跡の環境美化、浄化槽管理や、文化会館、やっちくふれあいセンター、改善センターの舞台音響、照明操作技術者に対する委託料である。工事請負費は、出城公園のフェンス設置が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

体育施設は指定管理になったはずだが、芝の維持管理はなぜ別になっているのか質したところ、芝の維持管理は、これまで建設課で対応していたものを、生涯学習課に移したところである。

また、芝の維持管理はどこに委託するのか質したところ、造園管理協会になると思うとのことであります。

技術のない業者に管理を指定するのはおかしいのではないかと質したところ、今年度は別々ということになったが、今後は一部再委託という形で指定管理費に含める形にしたいとのことであります。

指定管理者が一部を委託する場合、検査は必ず立ち会うようにしなければならないと思うが、と質したところ、専門的なことは外部に委託することがあるが、そのときは立ち会うようにしたいとのことであります。

商家資料館の維持管理費をどのように考えているか質したところ、商家資料館も含め、指定や登録を受けた庭園を公開した場合、多くの見学者があると思うので、ボランティアガイドの育成等、組織づくりが課題になる。ハードの運営費は、機能的な部分が決まってくると、維持費の計上ができると考えているとのことであります。

埋蔵文化財のセンターを造ったらどうかと質したところ、新しい給食センターができれば、現在の志布志の給食センター跡を利用したいと考えているとのことであります。

以上のような質疑答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で、各課の審査を終え、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

乳幼児医療の支援拡大、児童デイサービス等の支援という点で、大方評価できると思うが、国の政策が地方切捨ての政策で、自治体も住民も大変厳しい状況にある。生活保護の老齢加算、母子加算の廃止ということで、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する生存権の、その人たちに対してさえも、こういった冷たいことが行われている。地域生活支援事業でも、国が2分の1以内、県は4分の1以内とする決め方、また障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業は、国が対策を打つという

ことであるが、2年間しかみていないという削減の方法である。国のやり方にしては自治体がしっかりと声を上げて、住民を守ってやる姿勢が必要である。そのような姿勢が見えない当予算案には、基本的に反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、23番、東宏二産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、執行部から農業委員会事務局長、次長、係長の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

農業委員会の説明によりますと、農業委員会費ですが、主な業務は許認可業務となります。報酬につきましては、農業委員の報酬で、公選委員22名、議会推薦4名、団体推薦4名、合計30名分です。報償費は、農業者年金加入促進の謝金と、標準小作料設定に伴う貸し手、借り手等の農家への謝金です。需用費は、年金加入促進のパンフレット代と農業委員会だよりの発行経費です。委託料は、農地情報管理システム保守点検、備品購入費は、軽自動車を購入いたします。負担金補助及び交付金は、農業委員の3年に1回の研修に伴う半額助成で、さんふらわあを利用する計画です。農地保有合理化事業費は、農地管理費に伴う利用権設定や、農地の斡旋売買等の活動費です。賃金は、遊休農地や無断転用の調査に伴うもので、報償費は、農地の斡旋売買活動謝金です。負担金補助及び交付金は、農業経営規模拡大推進事業で、利用権設定の契約年数による借り手の補助と、農地売買成立による買い手への補助です。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員会の研修でさんふらわあを予定されているが、研修先と時期はいつ頃なのか質したところ、時期については、農産物の出荷される時期を見ながら、早い時期にさんふらわあの着く周辺を予定しているとのことでした。

車両交換は、今ある車を交換するのか質したところ、現在ある車は地域振興課の車で故障が多いため、農業委員会専用車として新しく購入するものです。

農業委員会分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分について、執行部から部長以下の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

農業総務費の需用費の修繕料の主なものは、施設の修理費や公用車の車検費用です。委託料の指定管理料は、やっちくふるさと村の委託料です。農業振興費の賃金は、臨時職員分、需用費の光熱水費の主なものは、農村加工センター分です。負担金補助及び交付金の主なものは、新しく発足します志布志市農業公社負担金等であります。園芸振興費の負担金補助及び交付金ですが、活動火山周辺地域防災営農

対策事業や、農業・農村活性化推進施設等整備事業が主なものである。茶業振興費の主なものは、報償費の謝礼金として、全国・九州・県等の茶品評会に出品するための謝礼金です。負担金補助及び交付金は、県の茶業振興大会が志布志市で開催されるための補助金が主なものです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県茶業振興大会の内容と具体案を質したところ、式典での表彰、展示会、記念講演、お茶の現地視察等を計画しております。

大会後の効果はあるのか質したところ、前に有明町で開催しましたが、その後茶園も増え、また4年連続の産地賞、農林大臣賞を受けた。これは農家が実力をつけたということで、効果があったと思う。

やっちくふるさと村の今後の流れについて質したところ、3月31日をもって解散することで会社で決定がされた。今後は、道の駅の指定を受けておりますので、トイレや駐車場の開放、夜間の照明、周辺の公園の管理を行っていく。

曾於地域畑かん事業の水は、いつ来るのか、作物の指定をするのか質したところ、水は9月頃を予定している。作物はインゲン、里芋、お茶が重点作物となっている。

農業農村家業再生支援事業の該当者がいなかったが、利用されやすいように検討したか質したところ、この事業は兼業農家を育てることが事業の狙いでありますので、65歳以上の方々を減らさずに、雇用の場として確保していき、後継者を育て、もし年齢が高ければ引下げも検討しなければならない問題だと部内で検討しているとの答弁でありました。

農政課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地課分の提案理由の説明を受けたところであります。

耕地課分の説明によりますと、農地総務費の主なものとして、委託料は高下谷公園の維持管理費です。負担金補助及び交付金は、野井倉地区ほ場整備事業推進協議会への補助金です。農地整備費は、委託料として野井倉地区ほ場整備の測量設計監理業務委託料です。工事請負費は、4地区の市単独事業によります農道の改良舗装工事です。災害報告額の3割増しで計上していたため減額するものです。負担金補助及び交付金は、農地・水・農村環境保全向上支援事業として、市内の10地区の農地を対象に、農業施設の維持管理、共同作業等、自然環境を守る地域活動の支援です。土地改良費は、曾於東部、曾於南部の畑かん関係のものが主なものです。農林水産業施設災害復旧費は、災害に備えた経費であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地災害復旧費だが、市単独事業、20%の負担金を取っているが取らないように考えたか質したところ、18年度は災害が多く全額補助でいたしました。19年度から財政面のことも考えて80%で考えております。

農地・水・環境保全向上支援事業は、新しい事業か、内容は用水路、排水路、農道等の維持管理か、これはその地区が自己申告をするのか質したところ、今年、試験的に松山町の大野原地区をやりました。19年度から5年間の新しい事業です。10地区が名乗りを上げております。協議会を発足させ、計画に従いながら、水路清掃や伐採などを行います。補助事業ですので、写真や事業実績報告も必要だとの答弁でありました。

耕地課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分の提案理由の説明を受けたところであります。

畜産課分の説明によりますと、畜産業費は、歳出総額2億7,117万円で、財源の内訳は、国・県支出金が3,862万円、その他特定財源1億7,821万2,000円、一般財源5,490万5,000円となっている。歳出の主なものとして、報償費は、畜産共進会の経費の謝礼金と高齢者畜産奨励金の報奨金です。工事請負費は、有明家畜指導センターの雨天審査場の整備、負担金補助及び交付金は、県地域振興公社営事業による3件分の負担金です。また、飼料生産対策事業は、飼料自給向上と高齢農家の廃業防止を目的とし、畜産環境施設整備事業は、家畜排せつ物の環境汚染防止で、乳用牛導入事業貸付基金は、無利子で基金を貸付けることにより、経費の軽減を図るものです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明家畜指導センター雨天審査場建設の構造は、鉄骨か質したところ、構造については、軽量鉄骨のスレート葺きを予定している。

飼料生産対策事業であるが、トウモロコシのラッピングなど、農業公社としてこのような事業ができないのか質したところ、18年度は松山の農業公社が導入していたので、農業公社でも実施可能である。

資源リサイクル畜産環境整備事業の内容であるが、堆肥化後の処理、リサイクルはどのようにするのか質したところ、福別府ファームは、子牛農家との譲渡の契約がされ、継続になる。また、谷山農場は坂上さんの方へ堆肥を供給するとの答弁でありました。

畜産課分については、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、林務水産課分の提案理由の説明を受けたところであります。

林務水産課分の説明によりますと、林業費の主なものとして、報酬と費用弁償は、市林業振興対策協議会委員会のものです。備品購入費は、旧松山町の公用車が16年経ちましたので買い換えるものです。林業振興費の主なものとして、報償費は、森林づくり推進員の活動費で、委託料は、沿岸松林の松食い虫防除事業の委託です。補助金は、曾於地域植樹祭が志布志市で行われるため、120万円を計上しました。林業整備費は、市の林道が有明7路線、志布志5路線、松山5路線があるが、勾配がきついことや、舗装率も低く、災害に弱いことから、林道維持補修や改良工事を行います。治山費は、治山施設維持補修や治山工事に伴う測量、流末排水路などの工事に伴うものです。水産業総務費は、主に職員の給料です。水産業振興費の主なものは、委託料に84万円、これは並型漁礁施設箇所表示が抽象的で、網漁業の網の損傷を引き起こす原因となっているため、設置箇所の調査をするものです。漁港建設費の主なものは、夏井漁港航路しゅんせつ工事に伴う測量調査委託料と中防波堤新設や航路しゅんせつ工事費です。現年農林水産業施設災害復旧費は、林道の災害発生に備えて計上しました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、緊急間伐対策事業の間伐のやり方、方法を質したところ、間伐はすべて森林組合をお願いしている。補助金の流れは、3町の協業体の代表者に流し、森林組合が間伐実施者に配付する。

押切の海岸緑化推進事業は、地区から出されたのか、それとも国定公園側から、あるいは市の単独事

業で実施するのか、どんな事業か質したところ、地域から要望が上がり、保安林の役目を果たしていない状況であるため、植栽をしてほしいとのことでした。ここは、市有林でありますから、市の単独事業となります。

志布志漁港の加工施設改修であるが、昭和53年に建設され古くなっているが、改修について漁協と協議をしたのか質したところ、30年も経過し、見た目では大丈夫だが、専門の建築業者とも協議をし、漁港の女性部の方々の意見も聞いたところでした。これは衛生上のこともありましたので、早急に改修したいとの答弁でありました。

林務水産課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、建設部について、3月19日、委員全員出席のもと、執行部から部長以下18名の出席を求め、提案理由の説明を受けたところでありました。

土木課分の説明によりますと、土木総務費の土木課に係るものは、旅費、需用費、役務費、負担金補助及び交付金であります。道路橋梁費は、ほとんど志布志支所分です。主なものは、街灯料、水道料です。道路維持費の主なものは、臨時職員2名、作業員18名分の賃金、報償費は、市道の草払い等です。道路新設改良費の主なものは、委託料と工事請負費、また、公有財産購入費は、新設改良工事に伴うものであります。河川費は、市の河川が64河川ありますので、その維持管理に伴うものです。現年公共土木施設災害復旧費は、公共土木、道路、河川等の被害時の応急対策に伴う経費です。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、吉村・山之口1号線の計画を質したところ、現在工事を行っている部分の続きで、約300m実施する。また、歩道の無い所も改良します。

市単独道路の松山支所分を詳しく説明してほしいと質したところ、新橋・宮田線は末吉町境の所の舗装工事、西豊留・野久尾線は野久尾の集落の舗装工事、西馬場・野久尾線は西馬場の橋の手前の側溝工事を予定している。中原・古渡線は、古渡橋近くの法面改修です。

道路施設改良費の補償補てん及び賠償金の補償費の積算基礎の方法を質したところ、積算については、職員が概算で計上している。実施の段階で委託して、家の移転や引下げ、立木は本数や年数に応じて計算をしますが、若干は数字が違ってくる。

土木課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、都市計画課と管理課は関係がありますので、同時に審査を行いました。

まず、はじめに都市計画課分の提案理由の説明を受けたところでありました。

都市計画課分の説明によりますと、都市計画総務費の主なものは、報酬としまして、都市計画審議会の10名の委員報酬で、委託料は、都市計画区域変更に伴うものです。工事請負費は、町原都市下水路の法面改修工事です。公園費の主なものは、開田の里管理委託料に396万6,000円計上し、工事請負費は、鉄道公園のベンチ補修工事とイルミネーション関係の配電盤等の設置費です。住宅管理費のうち都市計画課分は、修繕料として有明分に300万円、志布志分に350万円、松山分に250万円、住宅改善料として計上しました。工事請負費は、市営住宅高架タンクを直接水道からつなぐためのものです。伊崎田、蓬原、原田団地を予定しています。がけ地近接危険住宅移転事業費は、がけ崩壊等により、住民の生命や

財産に危険を及ぼす恐れのある地域の災害を未然に防止するための移転費を補助するものです。

次に、管理課分の説明によりますと、土木総務費のうち管理課分の賃金は、未登記調査調書作成事務に2名分、委託料の500万円は、未登記分の測量設計委託料分です。公有財産購入費は、県の事業に伴う市道等の用地取得の市の突発的な持ち出し分です。住宅管理費のうち管理課分の主なものは、野神活性化住宅取付道路工事に伴う賃金と、住宅解体業務委託料に450万円、使用料及び賃借料は、活性化住宅の建物借上料の42戸分です。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道路等の未登記の件数を質したところ、旧有明町が主なものである。未登記については、798筆ある。松山、志布志は無いのか質したところ、松山が56件、志布志が82件残っている。いつの分が残っているのか、早急な対策はできないか質したところ、環境整備として事業を行った分が主だが、1年に60筆が処理されている状況です。このままでは10年かかるとは思います、専門的知識を有する人を雇用する方向で、総務課とも協議する。

都市計画区域の変更について、住民への説明と委託料350万円の根拠は何か質したところ、公聴会は義務付けられておりますので、19年度に開いて住民の意見を審議会等にも反映させる。見積りの根拠は、県の基準単価が無いので専門的な業者5社から見積りを取り、平均値で出したところとあります。

都市下水路の改修工事で、法面にコンクリート吹付けより、むしろ蓋板をかぶせた方が良いのではと質したところ、蓋をかぶせると容量不足になるため、水がオーバーしてもいいように法面にコンクリートを張り、オーバーフローで計画した。転落防止については、道路上にガードレール等を設置して転落防止に努めるとの答弁がありました。

都市計画課分と管理課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課の質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第35号、平成19年度志布志市一般会計予算の産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけお願いします。先ほどちょっと報告があったかもしれませんが、もう1回お願いします。

市民税の個人分、2億6,300万円ほど増えているわけですけど、個人分ですね。定率減税の廃止や、また高齢者の方々に対しては、いわゆる公的年金控除の縮小とか、大変昨年度から影響があったわけですけど、住民税の非課税限度額の廃止とか、こういったものの影響というのが、この市民税が大分増えている状況の中で、激変緩和措置を受けられている方々を含みとして、どれぐらい増えている部分の中で、本年度の予算の中で出ているのか、そういった質疑はありませんでしたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） そのような質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

反対討論ですね。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。

地方自治体の役割というのは、もちろんここに住んでいる方々の住民福祉の向上というのが基本だと思います。すべて地方自治は3割自治と言われるように、自由に使えるお金、そういったもの等は大変限られている状況があります、本市の状況でもそうであります。

そうした中で、国がいろんなことをやって、自治法、自治体を、大変厳しい状況に置いているのが実情ではないでしょうか。今回の予算の中で、大方認めるところであります。乳幼児医療の支援の拡大、また児童デイサービスの支援、こういったものは良く理解をするところであります。ですが、一方、国がやっていることは、まさに地方自治体を大変厳しい状況に追い込んでいるというのが実情であります。地方交付税の縮小、三位一体改革によって、大変な状況であります。そうしたものが、私の所属している委員会の中でもいろいろ論議がされました。

生活保護世帯の状況、これ、生活保護は、生存権を基に生活保護法はできているというふうに理解をしております。今回、母子加算の廃止、そして高齢加算の廃止ということで、1人親世帯等を含めて、月にそれぞれ、高齢加算の廃止だと月500万円からの減額になる。もちろん、これ、国4分の3、市が4分の1出すということでもありますけれども、それだけ生活保護を受けておられる方々の所にも行かないと、そういうことでもあります。また母子加算の廃止、これも年額200万円から、それぞれの世帯に減額になるというのが委員会の審議の中でも明らかになりました。

このように、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという生存権まで脅かされるような国の政策の在り方であります。そういったものが、個々の自治体の予算にも反映をしております。また、福祉関係の予算でも、地域生活支援事業、こうしたものが国が2分の1以内と、そして県は4分の1以内として、これはきちんとしたものでないということでもあります、以内とするということでもありますので、大変であります。また、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業、これは、障害者自立支援法が導入されたから、それぞれの団体の人たちが大きな声を上げて、見直しをしてくれということで、声を上げた結果、臨時的にこういう交付金対策事業というのが出されましたが、これも2年間で国は見直しをするということでもあります。まさに、次から次に国の政策が、地方自治体及び地方に住んでいる人にのしかかっております。私はそうした中で、国が、そういう住民にとって良くないことをやったときには、しっかりと守ってやる、そういった立場が必要だというふうに思います。

そうした中では、冒頭言いましたように、今回、乳幼児医療の支援拡大とか児童デイサービス、こういった独自の政策も見えて、それは評価をするところであります。ですが、一方で、午前中もやり取りありましたように、条例の改正で、敬老祝金の見直しで、高齢者には、これまで志布志市に住んでおられる住民の方々に1,500万円から、今回は支給がされないという結果が、予算の中で出ております。

また、教育関係でも、本市は指定管理者制度を導入してやりましたが、志布志運動公園、ここは、指定管理者制度で指定管理者を指定をして、さらに芝の管理ということで別枠で委託をします。まさに、

なんのために指定管理者制度を導入したのか分からないという予算の在り方であります。こういった予算の審議をしていく中で、本当に本市が住民の立場に立って、本田市長が絶えず述べておられます、住民の目線に立ってきちんと政策を出していく、そういったことが真剣にやられているのかというような気がしてなりません。私は、委員会の審議の中で、そういったものを感じたところであります。

地方自治の本旨に基づいて、しっかりと住民の立場に立ってやると、そういった立場からしたときに不十分であるという立場で、今回のこの予算には反対をするところであります。

○議長（谷口松生君） 次に、賛成の討論ございませんか。

○14番（小野広嗣君） 基本的に賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

記憶違いでなければあれですけども、日本が人口減少社会に突入して、すでに2年が経過したと思っておりますが、現在1億2,700万人の日本の人口が、50年後には下手をすると8,000万人台になるんじゃないかと、そういった予測すら今あります。現在、日本というものは、未だかつてない、そういった社会的激変をですね、経験している時代に突入しているんだということが実感としてあります。

そして、これまで多くの働き手が高齢者の方々を支えてまいりました。6人で1人という時代もありました。4人で1人を支えるという時代もありました。現在は、いよいよ少子化の流れの中で、2人で1人を支えていくという、大変な時代を迎えております。

これはひとえに、国がその先を見る目がなかったといえればそれまでかもしれませんけれども、なかなかこういった事態というものは、予測が不可能な時代もございました。そして、戦後の55年体制がやはり、こういった良きにつけ、悪しきにつけ、制度疲労を生み出してきたんだと。今、その制度の中にあって、大いなる手術を展開している矢先であろうというふうに思えます。

そういった意味で言えば、高齢者一人一人をとっても、大事にしていかなければなりません。しかし、一人一人を見ていくと、そこには戦後の日本を支え、そして現在も、経済的にもなんとか独り立ちしっさりされている方々もいらっしゃいます。また、高齢になって、ますます厳しい状況になっていらっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、そういった方に対しても、低所得者の方々に対していろいろな施策の展開を、今行っている最中であろうというふうに思っております。

本日、全員協議会の中でも、中期財政計画が当局より示されたわけですが、こういった未だかつて経験したことのない少子高齢化の中で、いわゆる国も財政的に厳しい状況を迎えている。そして、国にとっても、これまでは地方交付税ひとつ取っても、地方の方に配分をしてまいりました。そのお金を有効に使ってほしいと。しかし、地方は横並び方式で、各自治体の首長がいろいろと箱物を造って、お互いに競争し合いながら、財政を食い散らかしたという時代もございました。そういったつけも回っております。そういった状況の中で、国は、これだけ渡しているのに、なんでもっと上手に使わないんだという言い方もします。しかし、地方自体はもっともっと、こういう地方の厳しい状況をかんがみて、国は交付税措置してくれればいいという、そういったお互いの意見がございます。しかし、今後は、ますますこういった少子高齢化の中で、市民と一体となって、お互いに痛みを分かち合う所は分かち合いながら、戦い抜いていかないといけない。勝ち抜いていかなければいけない。そういう時代に入っているんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、本当に社会保障費等もますます増大、年々増加しております。年金改革、そして社会保障制度の改革に向けても、いろんな手を打ってもその成果が未だ見えては来ておりません。しかし、今、その手術の最中であります。その中であって、本市におきましても、そういった地方交付税措置は無い、国庫補助金が厳しくなっていく、そういった中で、本当に歳出を抑えながら歳入に対して努力をしていく。しかし、なかなかそれが見えてこない、そういった中で、これまでの事業、事務事業の見直しを図りながら予算の配分をされている、それが現状であろうと思います。

そういった予算配分の在り方も今回の、この当初予算の中身を見ていくと、十分理解できるものであります。私はそういった意味から賛成の立場であります。1点だけ苦言を呈したいと思っております。

先ほどの敬老祝金の件もありました。あるいは、これは予算配分の在り方ではありますが、乳幼児医療費の増額をしていく、いわゆる子育て支援に手だてをしていくために、敬老祝金をいじらざるを得なかったと。幾分理解できる場所もありますが、少しやはり安易ではないのかなという気がしてならない部分があります。例えばまた、青少年研修事業、このトレーシーの分を削ってさんふらわあ対策として、衛生費の方から環境問題として財源を措置すると、こういう在り方もやはり突拍子のないような在り方に見えてしょうがない。やはり安易な取組ではないのかなという気がしてなりません。

当局から見ると、やはり財源的な数字を見ていったときに、やりくりをされていくわけですが、数字だけではそこに生身の人間の姿が見えてこない。市長がそういった数字が挙がってきて、そういった配分等をヒアリングされる時に、事務方はそれで良いでしょう。なかなか見えない部分があるでしょう。しかし、市長本人は、そこに生身の人間がいるという、その実態を見極めて、そのことがどういう影響を及ぼしていくのかと、そういうことにだけはしっかりと配慮していただいて、福祉の問題も含め、十分な措置が今後図られることを願いながら、この議案に賛成するものであります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第35号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで3時15分まで休憩いたします。



午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開



日程第15 議案第36号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第36号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第36号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日、委員10名のうち9名が出席のもと、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求め、補足説明を受けて審査を行いました。

執行部の補足説明では、総務費、一般管理費の賃金は、本所2名、志布志支所9名、松山支所1名の国保係12名分である。保険給付費は、社会保険離脱に伴う国保加入と、前期高齢者として引き続き国保対象者となる分の増加等に伴う医療費を見込んで算定した。出産育児一時金は85件、葬祭費は370件を見込んでいる。保健事業費、疾病予防費の修繕料は、老人憩の家や中央公民館のマッサージ機の修繕料等である。委託料は、子育て講演会や医療費分析の委託料である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

PET検診の費用は2万円助成とのことだが、実際にはいくらぐらい掛かるのか質したところ、コースにより5万円から12万円ぐらいまでであるが、6万円程度のコースを中心に推進をしていきたいとのこととあります。

国保財政に影響があるのではないかと質したところ、予防、保全を考えると、医療費の抑制につながると思うとのこととあります。

温泉保養料助成の対象温泉はどこか質したところ、温泉法に規定する成分が出て、保健所長の許可の出ている温泉が対象となり、県内全域で協定を結んでいるところである。志布志市では、松山、大谷、安楽、大黒、湯の山、ダグリ、原田の7箇所であるとのこととあります。

温泉保養助成の券は、200円が30枚となっているが、一人当たり6,000円という限度があるのなら、利用しやすいように単価設定を考慮してはどうか質したところ、より有効に活用できるように検討したいとのこととあります。

口座振替の推進費として、謝礼金を金融機関へ支払うことについては、理解が難しい。金融機関ではなく、納税組合へ支払うべきではないか。また、未加入者体策はどうするのかと質したところ、今年度は、まず重点的に、納税組合へ口座振替推進費として支払うようにしたい。同時に、金融機関へも推進をお願いし、未加入者に対しても推進を図っていきたいとのこととあります。

税制改正等に係る定率減税廃止や、老年者控除の廃止により、国保税も増額になるのではないかと。また、国保税の算定が4方式になったことへの問い合わせはなかったのか質したところ、定率減税及び老年者控除の廃止による国保税の増額は無い。4方式になったことについての問い合わせは10数件あったが、内容等を説明して対応しているとのこととあります。

滞納額はいくらほどあるか質したところ、繰越分が1億9,200万円、現年分で1億800万円、合計3億

円ほどあるとのことであります。

嘱託徴収員、滞納整理指導官導入の効果はどうか質したところ、差押え件数で、平成17年度で不動産43件、債権18件、18年度で不動産34件、債権2件の実績が上がっている。嘱託徴収員の徴収実績は、この2月末実績で1,840万円、このうち780万円が国保税分であるとのことであります。

以上で質疑終え、討論に入り、次のような反対討論がありました。

ドック検診助成等、新しい事業は評価する。国保税については、増税が懸念される。3億円の滞納がある現状の中で、低所得者に対する配慮が足りないと思うので、本案には反対である。

以上で討論を終え、採決に入り、起立採決の結果、賛成多数で、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

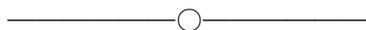
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第36号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第37号 平成19年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第37号、平成19年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第37号、平成19年度志布志市老人保健特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日、委員10名のうち9名が出席のもと、当局から市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から平成14年10月に制度改正があり、対象年齢を5年間かけて75歳とし、一定以上の所得者に対する負担割合を3割とする改正が行われ、公費負担割合についても、平成18年10月まで5年間かけて段階的に引き上げられ、最終的には50%まで引き上げられたとの補足説明を受け、質疑に入り

ました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

後期高齢者の対象者は何名か質したところ、5,121人であるとのことであります。

個人負担は何割か質したところ、1割負担である。ただし、一定以上の収入のある人は3割であるとのことであります。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成多数で議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

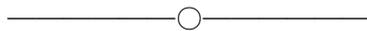
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第17 議案第38号 平成19年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第38号、平成19年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第38号、平成19年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月19日、委員10名のうち8名が出席のもと、当局から保健課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

総合相談事業の委託先はどこか質したところ、ネットワーク事業を社会福祉協議会へ、24時間体制事業を旧在宅介護支援センターへと考えているとのことであります。

拠出金と償還金の内容は質したところ、拠出金は、県介護保険財政安定化基金へ給付費の0.1%を積み立てるものであり、償還金は、平成14年度に旧有明町が借入れをした3,600万円で、平成23年度ま

で償還するものであるとのことであります。

緊急通報装置は、どのようなシステムになっているのか質したところ、相互通信ができ、誰が押したかが確認でき、市役所から定期的な連絡や安否確認までできる。平日の5時以降や土・日は、在宅介護支援センターに委託することになっているとのことであります。

やっちくふるさと村の解散で、配食はどうなるのか質したところ、社会福祉協議会で行うことになる。個人負担は、今までと同じ400円であるとのことであります。

税制改正による介護保険料の増はどれくらいか質したところ、1,200万円程度である。次年度も同様であるとのことであります。

任意事業と介護予防の配食サービスの対象者は重複しないかと質したところ、任意事業は、認知症等の方に対しての見守りを兼ねて行い、介護予防の配食は、栄養状態の良くない人に対して行うので、重複することはないとのことであります。

以上で質疑を終え、討論に入り、次のような反対討論がありました。

国の施策により、昨年介護保険料が見直され引き上げられた。激変緩和措置も講じられたが、平成19年度には1,500人近くの方が増額になる。このような国の施策を認めるわけにはいかない。

以上で討論を終え、採決に入り、起立採決の結果、賛成多数で議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

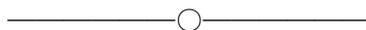
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第38号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第39号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第39号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第39号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日、委員10名のうち9名が出席のもと、執行部から市民部長、環境政策課長ほか担当職員に出席を求め、補足説明を受け審査を行いました。

執行部の補足説明によりますと、総務費の一般管理費では、職員の人件費のほかは、昨年7月の集中豪雨で流出した松山橋の汚水圧送管敷設工事と、4地区の浄化センターの維持管理に要する経費が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

松山橋の決壊に伴う管路工事は、災害復旧工事の補助金は受けられないのか質したところ、この管路は橋の附帯物ということで補助の対象外である。また、災害査定段階で40万円を超えていないということで、災害にかからなかったとのことであります。

基金はいくらあるのか質したところ、2,553万8,485円であるとのことであります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、採決の結果、賛成多数で議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

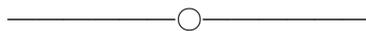
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第40号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第40号、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第40号、平成19年度志布志市公

共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月19日、委員全員出席のもと、執行部から建設部長、都市計画課長、課長補佐の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

説明によりますと、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ550万4,000円にするものです。歳入につきましては、繰入金として一般会計から450万2,000円を予定しています。歳出は、公共下水道整備費に、旅費と需用費合わせて4万円を計上しました。公債費としては、地方債の償還金として元金と利子を合わせて443万4,000円、予備費に3万円を計上いたしました。地方債の残額は、18年度末で元金・利子を含めて5,961万円あるとのことで、平成41年度までかかるとのことでした。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧志布志町での計画だったが、なんの問題も出なかったか質したところ、財政的なシミュレーションをやったが、負担が大きすぎる。一括償還の方法も考えたが、全国的な問題もあり、志布志だけを認めるわけにはいかないとのことでした。

先々は取り組まなければならない事業ではないかと質したところ、現状の市の財政ではできない。今、合併浄化槽で対応している状況との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第40号、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第20 議案第41号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第41号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員

長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第41号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月19日、委員全員出席のもと、執行部から企画部長、担当課長及び担当職員、支配人の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

主な説明によりますと、歳入として事業収入4億1,770万円、一般会計繰入金5,324万2,000円、前年度繰越金30万円を計上。歳出の管理費として3億6,801万円、公債費として1億273万4,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、事業収入で前年度より1,370万円増収を見込んでいるが、その根拠について質したところ、経営改善等にコンサルタントを1名お願いしている。経営改善やセールス活動に努力され、結婚式や若者の利用客が多くなっている。今年度は結婚式の増収を見込んでいる。

指定管理者制度で行政を離れると、行政の利用が少なくなるのではないかと心配しているがと質したところ、償還金も1億273万4,000円あり、市を挙げて利用促進や啓発に努め、利用客や結婚式等での増収を図りたい。

改修工事、防犯カメラ等導入が予算化されている。公債費償還、老朽化による維持管理費の増を考えると、ますます一般財源の繰出しが多くなると思うが、また市の宝として、財産として、管理を続けるのか、手放すのか、判断の時期に来ていると思うがと質したところ、償還金をあと12年間納入しなければなりません。今後は、6,500万円から8,000万円の範囲内で、市に納付金として納めていただき、この中から1,000万円を基金として積立て、維持管理費用に向けるように計画をしている。指定管理者へ移行後、数年間経営状況を見極めたい。

ダグリのホームページがあまりにも貧弱であると質したところ、現在のホームページを新しく更新するように作業を進めている。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第41号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計予算については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

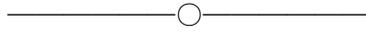
これから採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第21 議案第42号 平成19年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第42号、平成19年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第42号、平成19年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月19日、委員全員出席のもと、執行部から市水道局長、水道局次長、4名の係長の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

説明によりますと、第1条は、平成19年度志布志市水道事業特別会計の予算を定め、第2条で給水戸数1万6,700戸、年間総給水量は501m³を予定、主な建設改良事業は、上水道施設整備改良工事森山地区を予定している。第4条は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金等で補てんするものです。第6条は、一時借入金の限度額を8,770万円に定め、第7条は、予定支出の経費の金額を流用できる場合は、営業費用と営業外費用に限るとし、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費と交際費である。第9条については、棚卸し資産の購入限度額を935万2,000円に定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般会計から1億円の出資金があるが、これは森山水源地の建設改良工事に伴うものか質したところ、ボーリング調査の結果、水の日量が3,000tでしたので、森山地区に水源地を建設します。概算工事費は、5億円掛かりますが、半額を合併特例債で2年度にわたり出資金を割り当てる計画であります。

大迫水源地の亜硝酸態窒素の希釈の問題で、森山水源地を確保するのか質したところ、大迫の配水池に3,000tを希釈水に、残りは森山の配水池と町原地域の高台の増圧区域につなぎ、増圧区域の解消を図るものです。

さんふらわあの存続支援策として、水道料の減免は、いつ頃からするのか質したところ、公営企業法で減免措置はありませんので、おそらく一般会計の中で、直接さんふらわあに何らかの援助をするものと思っております。

森山地域の水源地は、農薬の問題はないか質したところ、農薬の問題については、全地域を調査しましたところ、市内全域、農薬の害はないとの答弁でありました。

以上で、水道局の質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第42号、平成19年度志布志

市水道事業会計予算につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

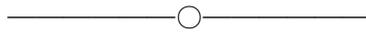
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第22 陳情第1号 浄化槽市町村整備推進事業の早期実施について

○議長（谷口松生君） 日程第22、陳情第1号、浄化槽市町村整備推進事業の早期実施についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第1号、浄化槽市町村整備推進事業の早期実施について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会では、3月16日、委員10名のうち9名が出席のもと、当陳情について、当局から市民部長、環境政策課長ほか担当職員に出席を求め、この事業の概要と当局の姿勢について説明を受けました。

説明によりますと、この事業は、20戸以上の住宅について、個別の浄化槽等を設置する事業に対して国、県の補助がある。過疎地域であれば10戸以上で対象になる。また、県内では6町村が実施しており、近くでは曾於市財部町が実施をしている。導入時の個人負担は、確かに従来のものより安くあがるが、使用料金は、例えば5人槽で年間8,000円ほど負担増となる。また、毎月の使用料の徴収や維持管理費については、特別会計を設けて市がやらなければならなくなる。また、設置時と毎年1回の水質検査が義務付けられており、市が維持管理をしていくとなると、この検査料を負担することとなる。

以上のことから、志布志市としては、従来どおり合併浄化槽設置と農業集落排水への接続を推進していきたいとのことであります。

これらの説明を受け、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、採決の結果、陳情第1号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は、不採択であります。陳情第1号を採択とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第23、議案第43号から日程第27、発議第3号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号から発議第3号まで、以上5件については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第23 議案第43号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の所在地及び名称の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第43号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の所在地及び名称の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の所在地及び名称の変更について、説明を申し上げます。

本案は、平成19年4月1日から、財団法人松山町農業公社が、財団法人志布志町農業公社及び社団法人有明町農業公社と合併し、財団法人志布志市農業公社となることに伴い、指定管理者の所在地及び名称を変更する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきましては、平成18年8月17日に議決いただきました議案第102号中の指定管理者となる団体の所在地を、鹿児島県志布志市有明町蓬原1423番地1とし、名称を財団法人志布志市農業公社とするものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は可決されました。



日程第24 議案第44号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第44号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、損害賠償の額を定め、和解することについて、説明を申し上げます。

本案は、市道の管理かしに伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額は1,080円とし、和解の相手方は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏です。

事故の状況につきましては、平成19年2月18日、午後8時ごろ、〇〇〇〇氏が所有している車を、その夫が運転して、大隅中央区域農業用道路方向から、国道220号方向に走行していた際、市道宇都鼻志陽一号線の株式会社久木井建設前付近で道路の陥没部分に入り、左前輪のホイールに変形を生じたものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったことと、運転者の前方確認が不十分であったものであり、過失割合を市が40%、相手方を60%とするものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 道路の陥没の状況については、事故を起こす前に市民からの状況通報があったものか、その点についてお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○建設部長（井手南海男君） 事故の件につきまして、住民から通報があったかということでございますが、当箇所につきましては、前々日の雨によって、わずかな亀裂があったそうでございますが、これが雨によって少し大きめの陥没になったということでございまして、この事故を起こされた方から、県道と勘違いされまして県の方に連絡があったということで、県の土木事務所の方から市の方に連絡があ

ったということでございます。

でありますので、事前にほかの住民の方から、そういう陥没があるという情報は得ていなかったところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 今回の補償の額を定めるにあたって、市が40%、相手方が60%ということですが、その過失割合について、どのような判断をもって40、60とされたものかが1点。

もう1点はですね、市道、市が管理する市道、相当な延長があるわけですが、その中で、こういった、もし事故があったら市が責任を負わなければならないというような道路の程度というものについての把握はどのようにされているか。分かりやすく言いますと、常にこういった事故があったときに市の方に責任が出てくるのか、そこあたりについての今後の考え方も含めてお聞きしたいと思います。

○建設部長（井手南海男君） 過失割合につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しております、その保険機関の査定によりまして6：4という割合になったところでございます。

それから、今後のことについてということでございますが、あくまでも市町村道の管理につきましては、道路法の第16条でございますが、市町村道については、その路線のある市町村が管理を行うということございまして、管理者としては、常に、これも道路法でございますけれども、常時、良好な状態に保つように、その義務化がなされているところでございます。

そういう背景もございまして、そういう届出が、賠償の要求があれば、こちらとしては法的にも対応せざるを得ないということでございます。

○26番（上村 環君） もう1点、お伺いします。

市の道路の維持管理を常に良好に保つというのが市の責任ではあるかと思いますが、こういった陥没なり、維持管理が良くない状態を、常に良い状態にするための体制というのが市にあるわけですが、そこあたりの体制が不十分であったのか、こういったものが今後出ないための対策として、検討されたかお伺いいたします。

○建設部長（井手南海男君） 市道の維持管理につきましては、道路作業班と、特に有明の方は10名いるわけでございますが、この道路維持作業班におきまして、2班に分かれて、特に降雨時については、そういう場所が無いかという点検をしているわけでございます。

また、常時あります作業を実施する場所の行き帰り等々について、そういう所が無いかということは、点検を常平生行っているわけでございます。残念ながら、今回の場合は、そういう手落ちも、前日の雨のせいということもありましたけれども、手落ちもございまして、このようなことになって申し訳ないというふうには思っております。

今後とも、さらにこの道路維持作業班におきまして、このようなことが無いように万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（宮城義治君） 2人のこういう事故が出ておるわけですがけれども、私は現場を昨日、見に行きまして、いろいろ所管でもあるし、現場を見に行きました。

この説明資料の2ページ、ここにいろいろ出ておりますが、なるほど事故を起こすようになっておったというか、そういうような感じを受けました。補修はもうされておりました。そして、その上の方が、下り坂の面です。上の方が今度工事をされておりました、舗装工事を。これはおそらく、あの工事をしたために、舗装道路がずっとこう出てきて、山手の方をずっと舗装されたわけですが、それから、今度は今ちょうど、何と言うんですかね、赤い標識の、ここで角になっていますよね。これではおそらく、それこそ危険、危険は危険だと思えるんですね。そこで2人の方が、こういう事故をされたという。今後、まだまだこの場所は危険な場所だと思います。

舗装工事をされて、完了したわけでしょうけれども、縁石ですか、舗装と道路との間にある、あれは丸く、終わった所はしてあげればいいんですけども、そのまま、ポツンとしておりますね。そして、今度は下の方から、ライスセンターの方から、今度は上の方に帰って行く人たちが、上に上がる人たちが、ちょうどライスセンターの方向を回って、今度は舗装道路に入るというような道路の格好ですよね。

今度はこの縁石のあの角に、もし、また車が、タイヤが当たれば、また同じ事故が起こるんじゃないかというような、私は心配をしました。ちょうど、5時半から6時半まで、私はあそこを見ておったんですが、相当な交通量があります。今、標識のある危険の赤いポストですね、ここが升がありますね、それからずっと何も蓋はない。それから危険だと思えるんですよ。だから、ここもですね、やはり排水路の蓋を20mか30m、下の方にしないと、ここにまた落ち込んでしまうというような危険性がある箇所になってきていますね、今、舗装をしてそういうことについて、どうお考えか、今後もやっぱり事故を起こさんための、その措置をどういうふうにご考えられるか、ちょっと。

○建設部長（井手南海男君） はなはだ迷惑をかけ、申し訳ないとは思っております。ただ、当該地が幅員が非常に狭くなっているというのに、事業との絡みがございます、本来であれば狭小な部分を除いて真っ直ぐ行けるようにという形で考えておりますけれども、ただ、事業費が、相当膨大な事業費が掛かると、法面を削ることによってですね。でありますので、今、その工法について検討をしていると、安くでより効率的な方法はないかということで、検討はしているということでございます。

ただ今御指摘のありました件につきましては、確かにそのとおりだというふうに考えますので、そういう危険な部分、箇所につきましては、現地を再度確認して善処してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○22番（宮城義治君） 一応、そういうことで対処していただきたいんですが、それとですね、上の方から降りて来る車が、ちょっと曲がらないかんですよ、あそこに白線を入れて、こっちに、こう寄りなさいというような、なんとかというのをするんでしょう。やっぱりああいう格好をしてやれば、やはりこれから、ちょっと右の方に車を曲げんといかんというような注意をするんじゃないかと思えるんですよ、10m上からかですよ。やっぱりそういう措置も、ぜひしてやって、とにかく下り坂でこういう事故が起きておるわけですから、その分も含めて、今後対処していただきたいと思っております。

○建設部長（井手南海男君） 当該箇所につきましては、現在のところ幅員が減少しますよというマークの表示は設置しているところでございますが、議員御指摘のようにセンターの白線だろうと思っております。

が、そのことについても前向きに検討させていただきたいと考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は可決されました。



日程第25 議案第45号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第45号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、損害賠償の額を定め、和解することについて、説明を申し上げます。

本案は、市道の管理かしに伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額は9,366円とし、和解の相手方は、〇〇〇〇〇の〇〇〇氏です。

事故の状況につきましては、平成19年2月18日、午後8時30分ごろ、〇〇〇氏が所有している車に、その夫が運転して、大隅中央区域農業用道路方向から、国道220号方向に走行していた際に、議案第44号と同じ場所において道路の陥没部分に入り、左前輪のホイールが変形し、タイヤが破損したものです。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったことと、運転者の前方確認が不十分であったものであり、過失割合を市が40%、相手方が60%とするものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号は、決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は可決されました。



日程第26 議案第46号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第46号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、市道の管理かしに伴う損害賠償金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

内容としましては、歳入のうち、諸収入を1万1,000円増額し、歳出のうち、土木費を1万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



日程第27 発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第27、発議第3号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○29番（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第3号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

本案の提出者は、私、志布志市議会議員、丸崎幹男、賛成者は、志布志市議会、金子光博議員、同じく立山静幸議員であります。

提出の理由は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、収入役が廃止され、志布志市

事務分掌規則（平成18年志布志市規則第5号）が改正されることとなるため、条例の整備を行うものがあります。

詳細につきましては、第2条第1号エ中、「収入役」を「会計室」に改め、平成19年4月1日からの施行とするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（谷口松生君） ただいま、提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



日程第28 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口松生君） 日程第28、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申出のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



日程第29 閉会中の継続調査申出について

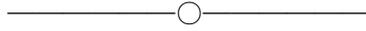
○議長（谷口松生君） 日程第29、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



○議長（谷口松生君）

これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時14分 閉会